

## 近代日本における陸運企業の形成過程

著者	王 慧子
学位授与機関	Tohoku University
学位授与番号	11301甲第16105号
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10097/57682">http://hdl.handle.net/10097/57682</a>

# 近代日本における陸運企業の形成過程

東北大学経済学研究科  
博士後期課程  
経済経営学専攻  
王 慧子

---

## <目次>

### 序章

- 序-1.はじめに
- 序-2.学説史と問題意識
- 序-3.課題の設定
- 序-4.本論文の構成

### 第一部 史的考察

- 1. 明治初期における日本の地域陸運業と「中牛馬会社」(1868~1878年)
  - 1-1.はじめに
  - 1-2. 明治初期における陸運業改革
  - 1-3. 地域民間陸運業「中牛馬会社」の創立
  - 1-4. 初期「中牛馬会社」の分裂と発展
  - 1-5. 初期「中牛馬会社」による陸運業の経営と運送構造
  - 1-6. 中牛馬会社と内国通運会社の関係
  - 1-7. おわりに
- 2. 明治前期における日本の地域陸運業と「中牛馬会社」(1879~1883年)
  - 2-1. はじめに
  - 2-2. 陸運業の自由営業と「中牛馬会社」
  - 2-3. 「中牛馬会社」の再編成
  - 2-4. 「中牛馬会社」による陸運業の経営と運送構造
  - 2-5. 「中牛馬会社」と内国通運会社の関係
  - 2-6. おわりに
- 3. 鉄道開通による日本地域陸運業の変容と「中牛馬会社」(1883~1893年)
  - 3-1. はじめに
  - 3-2. 鉄道の開通による内陸貨物運送の鉄道への転換
  - 3-3. 「中牛馬会社」の運送手段の改良
  - 3-4. 鉄道の開通にたいする「中牛馬会社」の対策
  - 3-5. 鉄道の開通による「中牛馬会社」組織の再編成
  - 3-6. 鉄道の開通による「中牛馬会社」の経営と運送構造
  - 3-7. おわりに
- 4. 明治後期における中牛馬会社と陸運業についての展望(明治1893年~)
  - 4-1. はじめに
  - 4-2. 旧商法一部の施行により「中牛馬会社」同盟組織の再編成
  - 4-3. 「帝国中牛馬合資会社」の創立
  - 4-4. 「帝国中牛馬合資会社」の経営概観
  - 4-5. 日本全国陸運業分布と小運送業者へ
  - 4-6. おわりに

### 第二部 各論

- 5. 商取引と「中牛馬会社」
  - 5-1. 商品流通ルートの形成と「中牛馬会社」
  - 5-2. 「中牛馬会社」輸送荷物品種の変化
  - 5-3. 「中牛馬会社」の「顧客層」
  - 5-4. 小括

---

## 6. 日本製糸業の発展と「中牛馬会社」の取組

- 6-1. 明治前期の製糸業と「中牛馬会社」
- 6-2. 諏訪地方陸運業の発展と「中牛馬会社」
- 6-3. 製糸荷物の流通と「中牛馬会社」
- 6-4. 購繭活動と「中牛馬会社」
- 6-5. 製糸荷物の大量出荷へ
- 6-6. 小括

## 7. 近代的貨物保険制度と「中牛馬会社」

- 7-1. 日本における陸上貨物保険制度の発展
- 7-2. 中牛馬会社の保険付運送業務の開始と展開
- 7-3. 製糸荷物の大量輸送と貨物運送保険業務の拡大
- 7-4. 銀行および金融機関が取組む貨物の保険付運送
- 7-5. 貨物保険業務の保険会社への移転
- 7-6. 小括

## 終章 結論と今後の課題

参考文献

添付史料

添付図表

謝辞

### 序章

#### 序-1. はじめに

明治維新後の交通運輸業の展開をめぐる諸研究は、これまで、その多くが鉄道交通業の発展と舟運・海運に焦点を当てながら進められてきたといえる。その反面、明治維新後、近世の宿駅制度廃止によって急速な展開を見せた陸上運輸業については、特に経済史研究の分野では、ほとんど関心が寄せられてこなかった。しかし、明治維新後、徳川時代における「幕藩体制」的な交通制度であった宿駅制が廃止され、国内の市場経済化とともに急速に発展・拡大した陸上運輸業全体の展開プロセスは、日本における交通運輸業の近代化の第一歩として無視することの出来ない重要な意味を持った。特に、明治維新直後から1890年代初めまで政府主導で進められた国内陸運業育成政策と諸改革がさほどはかばかしい成果をあげなかったのに対し、信州を中心とする諸地域において相次いで登場した民間の自発的陸運企業＝中牛馬会社は、政府主導の一連の陸運企業との間で激しい競争を繰り広げながらも生き残り、養蚕業や製糸業といった産業発展と結びつきながら独自の陸運業発展の担い手となった。

このような日本陸運業の近代化の一翼を担うこととなる中牛馬会社の存在は、歴史学的な実証研究が手薄だったことも手伝って大方の関心は薄く、牛馬背や馬車による道路運輸業が鉄道開通によって急速に衰退するとともに単なる鉄道補助業務へと転身していったというような見解が通説であるように思われる。しかし、実際にその歴史をたどってみると、明治前期にあれば活動的であった陸運企業が牛馬背運送から鉄道運送へという交通技術上の転換によって衰退したわけではなかった事実が気づかされる。牛馬、馬車、鉄道はいずれも陸運会社の輸送手段として複合的に用いられたのである。鉄道業の登場は、確かに内陸運輸業全体にとって革命的な技術革新であったといえるが、実際に荷主から仕向け先の顧客への商品移送契約を取り付け、地域間の貨物運送を行う業務にたずさわったのは、「内国通運会社」や「中牛馬会社」といった陸運企業経営体であった。特に中牛馬会社は、日本の産業革命期の主役であった諏訪製糸業の勃興に際し、横浜への輸出生糸の運送を請負う陸運企業として重要な役割を果たしたのである。

本研究では、このような日本の近代産業形成期において必要欠くべからざる役割を果たしながら、これまで研究史上ほとんど顧みられることのなかった信州地方における中牛馬会社という陸上運輸企業の存在に光を当て、第一次史料に依拠しながらその活動実態がどのようなものであったのかを明らかにしてみる。

#### 序-2. 学説史

周知のように、内陸運輸業と流通業の発展に関する産業史的・経営史的な研究蓄積は薄い。陸運業の研究は、ほとんどが交通史ないし輸送史の視点から行われてきた。明治維新後の陸上道路輸送の代表的な研究としてまずあげることができるのは、山本弘文著『維新期の街道と輸送』（1972、増補版 1983）および山本弘文編『近代交通成立史の研究』（1994）である。山本は、まず、明治維新後の宿駅制度の改廃、道路輸送形態の変化などを、陸運会社、陸運元会社とその後身である内国通運会社の発展を中心として取り扱う。さらに道路輸送の制度史的な変化および交通機関の変遷とくに輸送手段の改善と輸送能力の増大に注目し、明治20年代半ばに内国通運会社を代表とする道路輸送業者が、長距離道路輸送業務から鉄道貨物の取扱業務へと全面的に転換したことを軸にして日本における近代的陸運業発展の全体像を描いている。しかし、山本らの描く陸運業発展の世界には、明治20年代半ばにいたるまで、内国通運会社をはじめとする陸運会社が行っていた陸運業者としての経営実態に即した歴史分析や歴史叙述はみられない。貨物輸送業務が市場経済ないし商品経済社会においてどのようなかたちで行われるようになるのか、という視点がないのである。なお、日本における陸運企業の発展を全体的に明らかにしているものとして、日本通運株式会社による『社史 日本通運会社』（1962）<sup>1</sup>があげられる。ここでは、幕末・明治維新时期の日本陸運業の改革プロセスが、日本通運会社の前身である陸運元会社と内国通運会社を中心として説明されている。しかしながら、本書の社史としての性格上、明治期における陸上運輸の経営実態はさほど明らかにされているわけではない。

ところで、中馬運輸業の研究として古典的かつ代表的な研究は、古島敏雄による近世期中馬と商品流通を扱った『江戸時代の商品流通と交通』<sup>2</sup>である。ただし、明治期以降についてはほとんど扱われていない。またそれ以後の研究では、小林計一郎<sup>3</sup>と平沢清人<sup>4</sup>の研究がそれぞれ近代中牛馬会社を取り扱っている。小林は、明治期の陸運業や「中牛馬会社」について「長野中牛馬会社」の一次史料を用い、長野中牛馬会社発展のプロセスの一部を明らかにしている。しかし、中牛馬会社の全体を描くことはせず、また運送業の経営実態については触れず、経営に関する分析も行っていない。平沢の研究で取り扱っているのは、北信や東信ではなく、明治6（1873）年までの駅通制と南信の中牛馬会社である。総じて、明治期における「中牛馬会社」を軸とする陸運業全体の近代化や、その位置づけ、近代的陸運会社としての経営実態などについては、経営史料類を用いた分析が存在せず、貨物輸送と地域経済の発展の関連についても実証的な説明は行なわれていない。そして、山本弘文（山本、1983）は古島、小林と平沢らの研究成果をまとめて明治初年における中牛馬会社の成立事情を追跡したものであるが、ここでも会社の輸送については資料分析作業をしておらず、中牛馬会社を明治期の陸運業の一部として説明するにとどまっている。さらに、なお、増田廣実は、山梨県の「甲斐中牛馬会社」の研究<sup>5</sup>を通じ、信州以南の中牛馬会社の大まかな動きを明らかにしてくれている。

以上がほぼ現在までの中牛馬会社に関する主要な研究であるが、総じて対象とする時期はほとんど明治10年代であり、また「中牛馬会社」が陸運企業としてどのような経営活動を行いつつ発展してきたかについての実態分析を欠いている、という事実を指摘しなければならない。実際、明治期における「中牛馬会社」に関する全体像と近代日本陸運業発展の中における位置づけも不鮮明であるし、また、その企業活動の実態に関する一次資料を用いた基礎的な分析がなされていない。地域的な経済発展と貨物輸送のつながり等を含め、歴史的に明らかにされなければならない論点が数多く残されているといえる。

### 序-3. 課題の設定

本論文の課題は、明治前期の陸運業全体の改革政策展開の中で、民間陸運業である「中牛馬会社」が創立され、新たな陸運業を担う企業として発展する歴史的なプロセスはどのようなものであったのか、さらに鉄道の開通に対して中牛馬会社がどのように対応していたのか、という問題を取り上げ、それらを中牛馬会社の経営資料等をはじめとする一次史料分析によって明らかにする、というところに置かれる。用いる史料群は、1870～1890年代半ばまでの長野県各地「中牛馬会社」に関する諸史料、さらに主要分析史料である長野県北佐久郡小諸市の「小山五左衛門家文書」（小山宗一氏所蔵）<sup>6</sup>と長野市「中沢與左衛門家文書」（長野市立博物館所蔵）<sup>7</sup>、長野県上田市「瀧澤助右衛門家文書」と「伊藤九右衛門家文書」（上田市立博物館所蔵）<sup>8</sup>である。これらの文書群を適宜用いながら「中牛馬会社」の経営活動の実態と、その活動が創り出した地域間の商品流通の実態を意識しながら、上記の課題に取り組むことにする。

### 序-4. 本稿の構成

本論文は、大きく第一部と第二部とに分割して論じられる。第一部は史的考察であって、中牛馬会社が近代陸運企業まで発展してきたプロセスを歴史的な順序にしたがって明らかにしてみる。第二部は各論であって、「中牛馬会社」の経営によって形成された地域間の商品流通の実態を三つの論点に絞って分析してみる。

第一部は四つの章から構成される。第1章は明治前期における日本の地域陸運業と「中牛馬会社」について歴史的に論じる。対象時期は1868（明元）年から1878（明11）年までの十年余の期間である。第2節では明治前期における陸運業改革のための諸政策を概観する。第3節では地域民間陸運業「中牛馬会社」の創立経緯を取り上げる。第4節では初期「中牛馬会社」が直面した諸問題を明らかにする。特に、東北信と南信の中牛馬会社分裂、東北信と上州を中心とした開業、そして運送活動の開始等々の歴史的経緯を取り上げる。第5節ではこのような歴史的経緯で創業した初期の「中牛馬会社」が取り組むことになった陸運企業の経営を運送構造に焦点をあてて明らかにする。第6節は明治政府の支持を得ている内国通運会社と中牛馬会社の関係を明らかにする。

第2章では「中牛馬会社」がその後地域的な陸運企業として経営活動を拡大していくプ

ロセスを取り扱う。時期は1879（明12）年の陸運業自由化から1883（明16）年の日本鉄道会社上野～熊谷間開通までの4年間である。第2節では陸運業の自由営業と「中牛馬会社」についての経緯を説明する。その上で、第3節では「中牛馬会社」の再編成の中身を説明する。そして第4節では「中牛馬会社」による運送システムを明らかにするとともに再編成された「中牛馬会社」経営の内容を明らかにする。第5節では、「中牛馬会社」と内国通運会社の関係を考察する。内国通運会社はこの時期日本全国最大の陸運企業であり、信州陸運市場においても中牛馬会社にとって最大の競争相手であった。この二社の関係がどのようなものであったのか、を検討することによって、この時期の陸運業の市場構造を明らかにする。

第3章は、鉄道開通による日本国内の地域陸運業の変容と「中牛馬会社」の対応について取り扱う。対象時期は、1883（明16）年の上野～熊谷間鉄道開通から1893（明26）年の信越線全通と旧商法の一部が施行までの十年にわたる期間である。第2節では鉄道の開通による内陸貨物運送の鉄道への転換が進む過程、第3節では「中牛馬会社」の運送手段の改良、第4節では鉄道の開通に際して「中牛馬会社」がとった対応、第5節では鉄道開通が「中牛馬会社」経営組織に与えた影響、第6節では鉄道開通による中牛馬会社の営業領域の変化についてそれぞれ取り上げ、鉄道開通によって中牛馬会社とその経営組織をどのように再編成していったのかを検討する。

第4章は明治後期に向けた中牛馬会社と陸運業についての展望である。時期は1893（明26）年の信越線全通と旧商法一部施行以降1920年代までを対象とする。第2節では旧商法一部の施行により「中牛馬会社」同盟組織が再編成される経緯を概観する。第3節では「帝国中牛馬会社」の創立と発展の経緯を見る。さらに、第4節ではこの「帝国中牛馬会社」が小運送業者に転身していく過程を取り上げつつ、日本陸運業の発展の見通しを示す。

第二部は、各論という形で、第一部で歴史的にみた1872（明5）年の創業開始以降1890年代初めまでのほぼ二十年間にわたる「中牛馬会社」の経営実態について、中牛馬会社の運送活動と商取引の実態と特徴、製糸荷物の大量輸送、そしてそれらに付随した貨物保険制度の導入という3つの論点に絞って検討する。

第5章では商取引と「中牛馬会社」について検討する。第1節では商品流通ルートの形成における中牛馬会社の役割を論じる。第2節では「中牛馬会社」輸送荷物の品種、数量の変化を帳簿記録にもとづいて明らかにする。第3節では「中牛馬会社」の「顧客層」の実態について、創業以来の「得意様」リスト等を用いながら、共同出荷・共同仕入を行う商人連合組織に着目しながら検討する。

第6章では、「中牛馬会社」が、長野県下の製糸業、とくに岡谷（ないし諏訪）製糸業の発展とどのように結びきながら経営の展開を図っていったか、生糸の運送記録によって検討する。第1節では明治前期の製糸業と「中牛馬会社」の取組を概観する。第2節では諏訪地方における陸運業の発展と中牛馬会社について論じる。その上で第3節では地方銀行、製糸家、売込問屋と中牛馬会社との関係について検討する。第4節では製糸会社の購繭活動と中牛馬会社の関連について、第5節では製糸荷物の大量出荷と中牛馬会社の関連について取り上げ、内陸運送業と製糸業の発展との関わりについて検討する。

第7章では「中牛馬会社」が貨物保険制度との関係について検討する。中牛馬会社は、明治維新前後には大きく拡大しつつあった商品貨物の輸送市場を前提として成立・発展をみせた。特にこの時期輸出品として急速に増大しつつあった製糸荷物を輸送できるかどうかは中牛馬会社にとって非常に重要な意味をもった。ただし、この製糸荷物のような高価な貨物を運送するためには、万一の事故に際して商品価値を補償する貨物保険制度が必要不可欠の存在であった。第1節では、まず日本における陸上貨物保険制度の発展を概観する。そして、第2節では中牛馬会社の保険付運送業務の開始と展開のプロセスを明らかにし、第3節で製糸荷物の大量輸送と貨物運送保険業務の拡大について論じ、第4節では銀行および金融機関が取組む貨物の保険付運送の実態を説明する。最後に、第5節において中牛馬会社が貨物保険業務を保険会社へと移転することになる経緯を検討する。終章ではこの論文の結論と今後の研究の展望をまとめる。

## 第一部 史的考察

明治維新後、近世的な陸上輸送・通信制度廃止され、新たな流通・運輸業が登場することになる。陸上輸送が、人馬を中心とするものから鉄道輸送を骨格とするものへと置き換わっていく過程で、各地に「陸運会社」や「内国通運会社」といった名称の内陸運送企業が簇生した。その中の一つに、1872（明治5）年に北関東・甲信地方の旧中馬運輸業者を歴史的母体として設立された「中牛馬会社」がある。第一部では明治中期に鉄道が内陸運輸の中心になるまで、中牛馬会社が明治前期における陸運企業まで発展してきたプロセスを歴史的に考察する。

### 1. 明治初期における日本の地域陸運業と「中牛馬会社」（1868～1878年）

#### 1-1. はじめに

幕末・維新期の政治的混乱が続く中、旧幕藩体制下の交通運輸制度であった宿駅制が廃止されるが、これに代わる新たな公的輸送網の再構築をめざす諸政策が進展しなかった。この時期、内陸輸送に見られる私的輸送網の再構築の動きは、市場経済の発展にとって決して小さくない意義を持つものであった。その動きが「附通し（つきとおし）」と呼ばれた旧来の中馬輸送と河川・海上での水運との連携を軸とした多様な複合的輸送方法をもって進展したことは、一定の歴史的条件下で輸送能率の向上を図ろうとする私的諸企業によるものであったことを考えれば、また当然の結果であったと考えることができる。そこには近世以来の内陸輸送を発展継承する中で、それから脱皮を図る姿をも見ることができる。明治政府が主導する陸運業の改革がうまく展開しない間に自発的に創業され輸送業活動が進めたそれら民間陸運業者は、その後政府主導の全国規模の陸運企業との間で激しい競争を繰り広げ、結果としてそれらは生き残った。本章では明治期の陸運業改革が進められる中で信州を中心として登場した民間陸運業「中牛馬会社」に焦点を当てながら、陸運業が自由営業となる1879（明治12）年までの歴史的経緯を辿ってみる。明治政府が主導する陸運業改革を背景として進められた中牛馬会社の創立、その後の内部分裂、陸運会社や内国通運会社との対立的競争の経緯を辿りながら、この間、在来的な運輸手段である中馬稼ぎを改善・組織化し、長距離運送業の担い手として着実に経営を軌道に乗せていくのに成功した中牛馬会社の運送業務とその構造がどのようなものであったのかを明らかにしてみる。

#### 1-2. 明治初期における陸運業改革

明治維新後、日本政府は駅逓寮を設置して陸運業の改革に着手した。1868（明治元）年から1875（明8）年の間、政府主導で進められた新たな陸運業のシステム改革は、以下のような陸運業システム設置とその改廃の過程として行われた。

宿駅制の廃止⇒伝馬所<sup>9</sup>⇒陸運会社<sup>10</sup>⇒陸運元会社<sup>11</sup>⇒内国通運会社<sup>12</sup>

山本弘文によれば、このプロセスは、「明治初期の道路輸送において、宿駅制度の廃止から陸運の一般免許制実現までの間に各駅陸運会社に代表される特殊の一時期があった。その設立経緯がもともと民営を標榜しながら、官制の規則と官のつよい誘導ないし強制によってつらぬかれ、いずれも沿道における排他的な輸送独占を附与されたのち、ほどなくまた官の指示によって八年五月末かぎり一切に解散を命ぜられたからであり、同時期の陸運元会社ないし内国通運会社にたいする通運独占の附与とともに、初期独占的な政策貴重はがからずも表出した時期だったからである」<sup>13</sup>というものであった。

明治政府が打ち出した陸運業の私企業化と自立化の方針は、1872（明5）年に設立された陸運元会社によって、ようやく実現の見通しがついた。政府は、全国的な継立運輸網を構築するために、1874（明治7）年に駅陸運会社を解散させ、翌1875（明治8）年に陸運元会社を内国通運会社へと組織転換および改称を行う。この間、担い手の陸運業者たちには政府からの積極的な育成政策と手厚い保護がなされた。すなわち、彼ら以外の陸運業者にとっては参入障壁として機能する新入社禁止令が太政官布告第230号（史料1



ー1)として出され、陸運元会社は、政府によって陸運業における貨物輸送業の独占な権限が与えられることとなったのである。

### 1-3. 地域民間陸運業「中牛馬会社」の創立

#### 1-3-1. 創立背景と動機

明治維新とともに、近世期の陸運業に対する諸規制が解除され、市場経済の発展とともに近世期三都市場を結ぶ貨物輸送業は、海運、舟運を中心とするものから内陸輸送業を主役とするものへと大きく転換する可能性が生じた。しかし、前節で述べたように公的輸送網の再構築はなかなか進展しなかった。当時、駅伝（史料1-2）における商人荷物輸送の障害として取りざたされていたのは、賄賂の有無による商人貨物の取扱の極端な差別、駅ごとに荷物を継ぎ替えるために生じる運送時間の遅延（東京～小諸間42里程で30日～50日かかる。）、監督業務にあたる荷物宰領をつける場合の駄賃銭の多額割増、2里～5里程度の短距離輸送時の駅外馬士依頼時に取り立てられる口銭、庭銭、刎銭などの高額駄賃など、さまざまな「不便」であった。

信州は海運、舟運に恵まれなかったために陸上運輸に依存しなければならず、内陸部の有志者、商人たちは、旧駅伝の交通制度に替わる私的な陸運輸送網構築の重要性を自覚し、明治政府の陸運業改革政策に先んじてその実現を図った。その代表格として登場したのが中牛馬会社であった。小諸の魚類乾物・醸造業を商う小山五左衛門をリーダーとする「中牛馬会社」の創業活動が1870（明3）年5月から開始された。上述のような旧宿駅制のもたらす商人荷物輸送にとっての諸障害を克服しなければならないという目的意識が、小山五左衛門の中牛馬会社創立にいたる主要な動機であった。陸運輸送網とそれを支える陸運企業の未発達は、個人的な自己荷物だけではなく、商人荷物輸送の全体にとって大きな障害となっていることが感じとられていたからである。さらに、1871（明4）年に高崎馬車会社が設立されたことの影響も大きかったと考えられる。小諸は、以前より「北国街道」の主要な「宿」として東京や長野と結びつき、また南は甲州街道を通じて岩村田や甲府と結びついていた。この「北国街道」には、当地方における無数の集落からの小道がつながっており、諸集落は広域的な街道交通と密接な関わりを持ち続けてきた。佐久地方は古くから馬産の地として知られており、「農間余業」として馬による貨物輸送の「駄賃稼ぎ」をする者が多かった。さらに、小諸の宿は上州と信州を連結する重要な地点であって、信州方面および上州方面の両方面へと運ばれる荷物は必ず通過しなければならない交通の要害であった。中牛馬会社の創立は、ひとり小山五左衛門の乾物取引商売にとってだけではなく、地域の経済発展にとっても大きな利便性を付与する一大事業であった。小諸の町方庄屋筋の家柄であった小山五左衛門が、東京で「木村」某という人物を雇い、副頭取の中村幸兵衛を代表とし、このような新たな陸運会社創立の諸事務を斡旋するために奔走したことも、あながち故なきことではなかったのである。小山家に残された「会社創立より開業以前迄公然諸入費調出書」によれば、1870年の5月27日から1872年の8月に中牛馬会社を開業するまでの間、1,032円余におよぶ巨額の費用を自らの家計から立替払いしている。それらの費用の支出内容は、中牛馬会社の三番組小諸の事務書類である「中牛馬会社建白前より開業迄諸雑費控記」<sup>14</sup>の使用金細目から判明する限り、社中人員が東京に出て集会、滞留、旅籠した際の出張費用であり、上州、信州へ度々往復の旅費又所帳面、筆墨紙蠟燭、筆者雇代等の事務経費であり、そして又、馬車会社の河津社長に支払われた173円余の礼金などであった。小山五左衛門は、そのような意味で中牛馬会社創業期の主要な出資主としての役回りをも果たしたのである。

旧宿駅制度下における民間輸送業を許されたいわゆる「中馬」業者たちは、いわゆる「明和裁許」によって中馬荷物の種類と路線に制限が課せられていたが、他地域からの移入荷物は多かったし、養蚕や製糸が広く行われていた信州における蚕種、繭、生糸などの養蚕関連荷物もまた多かったから、中牛馬の運送はかねてより重要な意味を持っていた。中馬運輸業は商人貨物陸運業の先駆けだったのである。維新後、商人たちがこのような歴史的背景のもとで中牛馬会社を発起することになったのは、ある意味で必然であったということもできる。彼らは、自己荷物の輸送の利便性ととも地域経済の振興にとっても大きな利便性を与えるものとして新たな中牛馬会社の創設に奔走したが、別の視点からみると、彼らは、資金力、経営力、かつ荷主からの信用力を兼ね備えた存在として、新たに創設す

---

る会社を担うべき存在であったとも考えられるのである。

### 1-3-2. 創立の経緯

中牛馬会社は次のような経緯で創立にいたった。まず、1872（明5）年1月、中牛馬稼総代本庄宿の為谷三十郎ほか四人が代表となり、すでに創設されていた中仙道郵便馬車会社（高崎馬車会社のこと。駅逓寮管轄）に向けて「中牛馬並郵便之儀二御依頼申入候書面」（史料1-3）を提出し、運輸業務の提携を申し出た。その後まもなく馬車会社から政府駅逓寮に向けて「馬車会社より添願書」（史料1-4）という願書が提出された。それとともに、為谷三十郎の中牛馬稼総代たちが駅逓寮に向けて「中牛馬並郵便之儀建言」（史料1-5）なる願書を提出した。それらが中牛馬会社を創立するために講じられた出願手続きであった。出願の主な内容は、当初から目指されていたように、商人荷物とともに御用郵便物の輸送を、高崎馬車会社との提携によって実現する、というものであった。この設立願いは、2月17日に駅逓寮の許可するところとなり、会社は駅逓寮直轄の会社として設立されることとなった（史料1-6）。創立時、中牛馬会社は、出願時に計画したように、郵便御用継立、郵便切手売捌、そして中牛馬定宿などの役割を果たすこととなっていた（史料1-7）。しかし、後述のようないきさつによって、この中牛馬会社は、実際には郵便関係の業務を担うことはなかった。

### 1-3-3. 中牛馬会社の開業

同年8月、各地から中牛馬会社の代表が東京に集まって新会社の定款を作成することになった（史料1-8）。その定款の内容は馬車会社の意向を受けているものと思われ、中牛馬会社の総代とともに、馬車会社の社長を含む役員二人の署名がなされている。同月のうちに駅逓寮から仮定款としての許可を受けている。

長野県下での営業は8月から始まった<sup>15</sup>。定款の記載によれば、中牛馬会社へと参加する中馬士を出す村の数は約2千、中牛馬の数は約3万疋の見積りであった。運送の業務にあたる「世話方会社」は、上州の高崎、安中、下仁田、信州の小諸、上田、松本、大町、和田、下諏訪、飯田、福島、善光寺と越後関川の13カ所に設置される計画であった（表1-1参照）。さらに、東京には中心となる荷物扱所が4カ所設置され、関東地方から上信越地方に至る武州、野州、上州、信州、越後の各地に中牛馬会社荷扱所が150カ所設置される見込みであった。資本金と考えられる開業身元金は、各中牛馬会社の経営責任者である頭取、副頭取らから合計16,010円を集めることとなっていた（表1-2）。

小林<sup>16</sup>によれば、長野県下では、旧宿問屋層の多くが加入したのは陸運会社であったが、そのほかの旧宿の年寄・荷問屋層の多くは新たに民間主導で作られた中牛馬会社の方に加入したとされている。しかし、中牛馬会社に残されている史料に基づいて確認してみると、実際にはそう単純に括ることができるわけではなく、その出自は様々であったことが判明する。和田分社の翠川府右衛門は旧年寄、その他荷扱所では軽井沢村、八幡村、望月町、芦田村の担当者のいずれも旧駅の年寄であった。長野中牛馬会社頭取中沢與左衛門は旧庄屋であり、1875（明治8）年に長野中牛馬会社の頭取となった。上田中牛馬会社頭取滝澤助右衛門、上田の旧問屋滝澤助右衛門、長久保の旧本陣・問屋石合道範ははじめ陸運会社請負人であったが、のちにそれぞれが中牛馬会社頭取・取荷扱人となった。さらに、小林の理解とは異なり、中牛馬会社の創立を企画した中心人物小諸中牛馬会社の頭取小山五左衛門は旧問屋層の出自ではなく、代々魚と乾物を取扱う町方の商人であり、また味噌醤油の醸造を行う製造業者でもあった。

## 1-4. 初期「中牛馬会社」の分裂と発展

### 1-4-1. 中牛馬会社の分裂

明治初期、信州は東北信が長野県、南信が筑摩県と分かれていた。古島敏雄以降一般化した学説史的理解では、中馬運輸業の本拠は南信にあるとされてきた。しかし、1872（明治5）年の中牛馬会社創立と、そしてその後生じた組織上の分裂事件は近世中馬と近代陸運業とを分ける大きな分水嶺となった。たしかに、設立に当たっては南信と北信の中牛馬総代が集まり、共同で中牛馬会社を創設したのであるが、南信の中牛馬会社の頭取ないし請負人たちは、江戸時代の中馬運輸業の継続として、中馬士を組織し、鑑札を発行

し、その発行手数料を取り、運賃全体から手数料を取るという、旧宿駅制下の中馬問屋と同様の役割を果たそうとした。それに対して、北信の中牛馬会社は、各地の同盟会社を連合し、一つの「会社」組織として長距離継立運送網を構築しようとした。それは、江戸時代には部分的に留まらざるをえなかった「付通し」の長距離荷物輸送を、長野、上田、小諸、和田等を含む長距離輸送路として完成させようとする試みでもあった。

中牛馬会社は創立当初、13個の「番組」に分けられ、信州には9個の「番組」が置かれた。南信では当時の筑摩県に6個が所属したが、その理由は中心である飯田伊那地方が昔から中馬慣行が盛んな地方だったからである。ほかの4つの「番組」は東北信、当時の長野県に置かれた。長野県下における中牛馬会社の実際の経営活動は、「第三番組」小諸、「第四番組」上田、「第七番組」和田、「第十一番組」善光寺（長野）を中心とするものであった。

東北信の中牛馬会社と南信の中牛馬会社は、同じ信州にあっても、まったく別種の組織であったと考えてもよいであろう。創立当初の中牛馬会社は、全体的に、同業組合として、相互に独立の度合いが高かったと考えられる。さらにそれだけではなく、経営の理念や経営の方法についても統一されたものがなかった。それは次のような事件によって明らかである。すなわち、前述のように、1872年8月各地の中馬士総代が東京に集まって、中牛馬会社の定款を起草した。その参加者名簿（表1-3）をみると、筑摩県下の参加者は六人であったが、肝心の長野県の参加者は「第三番組」小諸会社の頭取小山五左衛門の代理として中村幸兵衛だけだったのである。文面の上でこそ各地の中牛馬会社が統一合意したことになっていたが、実際はこの時点で筑摩県と長野県その他の中牛馬会社との間では、規則と経営方針についての深刻な対立が表面化し、激化していたのである。しかし、郵便馬車会社社長が相談役として調整を行い、中牛馬会社の開業が許可されるまでの間、両者の対立が一切表に出ないようにしていたのであった（史料1-9）。

#### 1-4-2. 南信中牛馬会社と陸運会社の合併

そうこうしている間に、中牛馬会社創立に当たって相談と調整の役回りを演じていた郵便馬車会社の社長河津稜威が1873年3月に突然死亡してしまった。同じ3月、筑摩県下中牛馬会社を中心に各駅陸運会社と共同で「陸運会社 中牛馬会社 合併規則書」（史料1-10）を作って駅逡寮に申請し、許可を受けて合併に至っている。結果として、南信地方の諸中牛馬会社は揃って陸運会社と合併し別会社に所属してしまった。しかし、北信地方の中牛馬会社は合併されず、そのまま残された。

南信中牛馬会社と陸運会社が合併した理由は、平沢によると「陸運会社はどの駅も一応独立した会社であり、運輸は駅間をたてまえとし、せいぜい日帰り程度であるのに、中馬は名古屋から飯田までというように、遠距離輸送であるばかりか、会社数も筑摩県下で八会社に過ぎないので、各駅に次第分社を置くようになり、陸運会社と合併して同時に中牛馬会社分社を置くようになり、陸運会社と合併して、同時に中牛馬会社分社とする必要が生じ、両会社の合併の必然性があったといえよう。もし合併しなければ、北信地方の中牛馬会社の如く、自ら分社や荷扱所をつくる必要があったろう」<sup>17</sup>という。平沢の説明は少々わかりにくいのだが、つまりは、当時、筑摩県下の中牛馬会社は八つで、その遠距離継立運送業務を維持するためには、各駅が独立して会社化した陸運会社と合併し、その駅制度を利用しなければならなかった、したがって合併には必然性があったのだ、という考え方である。

そもそも近世から南信地方では中牛馬運輸業が盛んであった。明治維新後に作られた各駅毎の陸運会社は、旧宿駅制をそのまま引き継いで独立の会社となったものである。それは日帰りの宿継替短距離運送として運営されていた。それに対し、中牛馬会社は長距離附通運送が主要業務である。中牛馬会社はその長距離輸送を業務として維持し、発展進化させようとするれば、北東信の中牛馬会社のように、運送路線に新たな分社や荷継所を設置する必要が出てくる。それをやる代わりに、すでに政策的に創立された各駅の陸運会社を中牛馬会社の分社とし、中牛馬会社の運送方法を実施することができれば、中牛馬会社は従来の延長上に長距離の継立輸送業務を展開することが出来る、というのである。

前述の「合併規則願」によれば、南信地方の陸運会社と中牛馬会社とが合併しても、両会社の名称は消えることなく、依然として陸運会社も中牛馬会社も存続することになって

いた。陸運会社は同時に中牛馬会社の分社となり、馬士達の持つ鑑札も、名目上二つ並存していたのである。このやり方によって、実際には九つの中牛馬会社（松本、飯田、大町、塩尻、下諏訪、松島、高遠、福島、高山）が、「筑摩県御管内信濃国中山道・甲州道中・伊那街道・北国西街道其他脇往還とも四十四駅、飛騨国益田街道八ヶ駅陸運会社合併中牛馬分会社与相定候事」<sup>18</sup>と計画された通り、筑摩県管内の信濃国分 44 駅および飛騨国分 8 駅の合計 52 駅が陸運会社である同時に中牛馬分会社となったのであった。これらの中牛馬会社には頭取・手代・小僧がおかれ、分会社には取締 1 名がおかれた。

この「合併規則」によると、陸運会社一駄の目方の基準は四十貫目であるのに、遠距離輸送をたてまえとする中牛馬会社は三十二貫目を基準としていた。それは陸運会社扱いの輸送荷物が比較的短距離であって、中牛馬会社は従来の附通し輸送を想定しているからである。史料 1-11 によると、南信では、陸運会社が、確かに 1875 年内国通運会社の分社となるまで、中牛馬会社の分会社として中牛馬会社の運送方法に従って運輸業務を行っていた。しかし、政府の指導で内国通運会社の分社となつてからは、こんどは新たに内国通運会社の運送方法に従って同一運搬を行うようになる。

総じて、この合併がめざしたものは、中牛馬会社主導で陸運会社を統合しようとするものであったと考える事が妥当であろう。この時期、南信地方では、中牛馬会社が陸運会社の運送資源を利用した長距離輸送を試み、新たな輸送貨物市場の形成と輸送制度の模索が試みられたのであり、すでに開業前から分社の設置や荷扱所や馬士の募集によって自立的な運輸網を作ろうとしていた北東信の中牛馬会社とは明らかに対照的な展開をみせることになったのである。

このように、中牛馬会社は、その分裂騒ぎによって、創立当初の信州全域にわたる会社組織の実現は叶わなかった。表 1-2 において、中牛馬会社の開業身元金（＝資本金）出資見込みの記載部分において、各地域の会社加入者として南信地方中牛馬会社の頭取と副頭取の名前が「不明」とされている背景には、そのような経営政策上の方針の相違がもたらした「分裂」騒ぎが横たわっていたのであった。

#### 1-4-3. 南信地方中馬稼と中牛馬会社の紛争

南信地方の中牛馬会社と中馬稼ぎについては、「もともと近世期中馬稼と荷主、荷問屋の間は完全に相対の関係であって、宿場問屋と宿馬のような関係はなかった。荷問屋も既に荷主から受託者であり、これを中馬に寄託するので、荷問屋、商人の損害を生じる場合がある、そのための保証金として、中馬は荷物の引受けの時、敷金を荷問屋に渡し、宛先の荷問屋から荷物引渡の際、駄賃と一緒に敷金を返してもらった。その点宰領附荷物の宿継とはすつかり違っていた。」<sup>19</sup>とされている。

しかし、このような中牛馬会社と陸運会社との合併は、旧駅伝制度のもとでの中馬稼方と問屋の作る運送組織の上にもう一つ別の組織がつくられたことと同様であると考えられることもできる。定款によれば、この筑摩県下の会社は表面的にはさも中馬稼の利益を守る会社であるように見える。しかし、実際は、この中牛馬会社は、重役の私的組合のようなものだったのであり、中馬稼方はそのような「会社」との間で抗争せざるを得なくなった結果、新しく中馬稼方の会社を設立し直そうと考えるに至った。1873 年 9 月中馬稼方 62 カ村の馬士たちは、旧中馬問屋とともに、飯田会社頭取奥村収蔵の不正を陳情し、中馬稼方の休業が生じるという深刻な事態となった。1873 年 11 月 22 日筑摩県側は駅遞寮と相談し、中牛馬会社を「弊害」と見なし、新たな会社の入社を停止させた。南信の中牛馬会社はここに解散を余儀なくされるにいたったのである。その結果、南信地方では、1881 年に東北信地方の中牛馬会社の分社、出張所、荷扱所が新たな組織のもとに設立されるまで、中牛馬会社の活動はまったく消滅してしまうこととなったのである。

ちなみに、創立当初、中牛馬会社の「世話方会社」に附されていた「番組」という名称は、1875 年以降筑摩県下の中牛馬会社が内国通運会社へと合併されたことによって消えた。さらに史料によると、南信地方では、内国通運会社はその組織内部に九つの「番組」を作り、それぞれに分社と継立所を設置する、という再編成を実施したことが確認される。

#### 1-4-4. 東北信地方における中牛馬会社の発展

長野県下の東北信各地の中牛馬会社は、南信の中牛馬会社の状況とは対照的に、中牛馬

会社の積極的な経営に努めた様子がうかがえる。開業前から、表 1-4 に示されるような分社を出し、各地で荷扱所と中牛馬士とを積極的に募集していた。開業以降も、長野、上田、小諸、和田の 4 ヲ所を中心に東北信地方各地や上州各地の分社、定宿、荷扱所を相次いで設置していることから、北国街道を中心とする線路に定宿や荷扱所を置き、荷物を出荷地より荷受地まで統一的に運ぶシステムを創出することに力を入れていたことが推測される。またそのことは、1873 年 9 月 29 日の長野県参事宛に出された中牛馬の税額と員数等に関する報告（史料 1-12）をみても推し量ることが出来る。史料 1-9 によれば、1873 年 6 月に長野県下の中牛馬会社の代表が、駅逓寮に対して創業当初南信中牛馬会社代表者との間に考え方の相違によって争いが生じた旨を述べ、南信の中牛馬会社とは異なる経営理念を表明している。その上で、南信以外の中牛馬会社は新たな事業経営を進め、北信地方の小諸、上田、和田、長野の中牛馬会社の牛馬数量と税額、および元柏崎県と元群馬県管下の牛馬数量の統計と税額を報告し、伺書を提出した。この報告と伺書を受けて、駅逓頭は 1873 年以降の営業を許可した。南信中牛馬会社との分裂は、長野県下の中牛馬会社の営業許可には影響を与えなかったのである。表 1-5 によると、当時の中牛馬数量は総計 7,165 疋であった。そのうち、長野県下は 5,109 疋、群馬県下は 1,654 疋、柏崎県下は 402 疋であった。さらに、会社役員は、南信の飯田中牛馬会社のように頭取の私的な組合になってしまわないようにするため、1873 年 10 月 4 日に会社役員については副頭取一名をつけ、従来の取締と手代の役回りを務めさせることとした（史料 1-13）。

1872 年 8 月長野県下中牛馬会社開業当時は小諸、上田、和田、善光寺の中牛馬会社に所属する中牛馬定宿は、東北信地方の 44 ヲ所に設置された（史料 1-14）。その後、1873~1875 年の間に、中牛馬の馬士の加入者の増加、および分社、荷扱所、定宿の増設が相次いだ。表 1-4 からは、長野県下の定宿数が各路線合せて 77 ヲ所になったことが確認される。

ところが、1873 年の太政官布達第 230 号の新入社停止令によって、中牛馬会社には新しく入社することが許されなくなったため、さらなる会社の拡大はのぞめなくなり、競争相手の陸運元会社に較べてかなり劣位な状態となってしまった。

近世の中馬業と近代の中牛馬会社との違いは、前者が個別の請負業であったのに対し、後者が大量の中牛馬士と中馬を組織し、同時に各地の同盟会社と長距離輸送の継ぎ立て運輸網を構築し、そのことによって商人荷物の大量的運送を可能にした点にある。さらに、中牛馬会社の「付通し」運送サービスは、荷物に対して継ぎ替え時の損耗を小さくし、運送時間を節約し、勿銭等の手数料削減による運賃低減を可能とすることができた。近世期中馬の付け通し運送では、独立した中馬士と馬による単独運送には距離的な限界があったから、各地に同じような組織を作ることによってその限界を克服する工夫がなされた。すなわち、原発（最初）の請負会社が荷受地までの運送の責任をとることとし、同盟会社同士で継ぎ替えを繰り返すことによって、遠隔の荷受地まで運送することができるようにした。このように同盟関係は、相互に運送を融通することによって同盟社間の仕事量を増加させた。さらに、従来の商人荷物輸送では、最初から運賃に輸送の随行監督者である「宰領」が付いているか、または荷主が運賃以外に手数料を支払って宰領を依頼するか、あるいはそうでなければ荷主本人が荷物運送の監督をしなければならなかった。しかし、中牛馬会社の場合は、会社が敷金制度や危難弁償制度などによって中牛馬士を組織・管理したため、運送時には荷主が宰領を雇ったり荷主が監督したりする必要がなくなり、商人荷物の輸送コスト低減が可能になった。また、荷物の運送依頼時に定額運賃が提示されたので、荷主の側のコスト計算も容易になった。

## 1-5. 「中牛馬会社」による陸運業の経営と運送構造

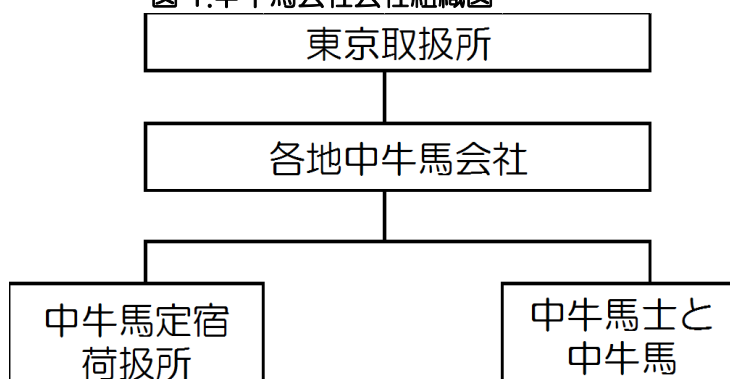
### 1-5-1. 中牛馬会社の組織構成：

すでに述べたように、中牛馬会社の中牛馬組織は江戸時代の中馬業を母体として作られた。中牛馬会社は中馬士を組織し、統一管理することによって、地域的に統一された運送機関の形成を実現した（図 1）。近世中馬業の制度組織は中馬問屋、荷問屋、馬宿、中馬稼方によって運営されていたのに対し、近代の中牛馬会社は中牛馬会社、分社、定宿、荷扱所、中馬士によって運営された。名称からも推測できるように、中牛馬会社は中馬問屋



と荷問屋の役割を兼ね、直接荷主から貨物を請負って、中馬士に渡し、荷主より送り状の宛先まで付け通す運送を行う組織であった。荷主と中馬士に対しては、非常に便利な組織であったといえる。中馬士は自営業者から使用人となったのだが、そのかわり仕事が確保されるようになった。中馬稼ぎの専門化も促進された。中牛馬会社は、東京に総扱所を設置し、諸会社相互全般にわたる事務を総括し、連絡と監督の役を果たした。各地の「世話方会社」は独立した企業体であり、各地に所属する荷扱所を設置し、中牛馬士を大量に集めた。毎年東京で集會が開催され、各社の頭取が出席して衆議し、諸事を決議した。会社全体の経営責任者は、各社の頭取<sup>20</sup>の合意で決められた。なお、各地域の中牛馬会社でも、頭取が定期的に集會を開催していた。この中牛馬会社は、中馬士を中心とする同職組合ではなく、「世話方会社」として「中馬稼ぎ人」を組織し、仕事を与える取扱業者（各会社）が連合したものであったと考えられる。中牛馬会社とは中牛馬士を雇い、「運送」という商品を取扱う運輸会社であったとも表現することができるであろう。以下、中牛馬会社の組織構成について説明する。

図 1.中牛馬会社組織図



出所：中牛馬会社の諸定款・約定書史料を組み合わせ、筆者により概念化して作図した。

まず、東京総扱所であるが、これは 1874 年に設置された。当初、東京中牛馬会社として日本橋区大伝馬町、塩町に仮設され、また後に東京第四大区一小区淡路町二丁目にも設けられた。その主要業務は、駅通察からの御布達を各地会社に通知するとともに、各地の会社からの諸願、伺いなどをとりまとめる事務であった。実際は、東京における荷物の発着扱所に社長、総代役、各課員を置き、一般会社の総轄所として運営していた。小諸中牛馬会社の記録によると、創業期に小諸中牛馬会社の頭取小山五左衛門、副頭取中村幸兵衛を中心とした社員がしばしば東京取扱所出張をしている。

各地の中牛馬会社は、「世話方会社」（高崎、安中、下仁田、小諸、上田、松本、大町、和田、下諏訪、飯田、福島、善光寺、関川）とも呼ばれた。実際に貨物輸送業務を行う事業主体であり、輸送チャンネルを作るための荷主との周旋、所属する中牛馬定宿・荷扱所の管理と中馬士らの管理をしていた。中牛馬会社にとって最も重要な仕事であった荷物発着の取扱と荷物の継立運送業務を担当した。各会社相互間には強い同盟関係があった。そして、中牛馬会社が入荷物取扱並び送り状検印手数料を納めた。各会社を総括する総代役は頭取と呼ばれ、ほかに副頭取役も置かれた。

中牛馬定宿と荷扱所は、中牛馬定宿または荷扱所は各地の中牛馬会社に付属し、荷物の管理、中牛馬士の監督をする場所でもあった。または長距離にわたる附通し運送の途中において、中牛馬士の宿泊と休憩所として荷物を預ける役割を果たした<sup>21</sup>（史料 1-14）。中牛馬士の荷物を運送する距離は一日十里程度であり、定宿で泊まる場合は荷物 1 駄に付き蔵敷金 200 文ずつを払わなければならなかった。牛馬士の都合により荷物を付け替える時は必ず会社あるいは定宿に行き、改めて手続きを受けなければならなかった。ここでは定宿で送り状を書替えることによって、荷物一駄に付き百文銭ずつ手数料を払った。輸送途中で別の小附荷物を依頼される場合もあったため、荷主と一緒に最寄の中牛馬定宿

へ立ち寄り、「改め」を請け、荷主から適宜之手数料を受取ってから荷物運送を請け負うことが許可された。定宿と荷扱所は所属する中牛馬会社から掛札、印鑑、提灯を渡されていた。

中馬士は、牛や馬を所有し、中牛馬会社の指示に従い、会社の規則を守り、会社から指定された貨物を指定された所まで運ぶ駄賃を稼ぐ業者であった。中牛馬会社附属をしめす鑑札一枚を持てば、中牛馬士は中牛馬会社の運送範囲を通る場合は口銭なしでも支障なく通行できた。駄賃や運賃は共に、その年の豊凶、米価の高低、その地の諸物価の高低に応じて毎月変動するものであった（史料 1-15）。さらに、「中牛馬」という名称からもわかるように、運送手段として用いられたのは馬のみならず、牛の場合もあった。前述のように、中馬の数は圧倒的に多いが、特定の地域では牛の利用も一般に行われた。特に道路整備が不十分な場所や勾配の急な坂道を上る場合には、牛のほうが馬より安定性があったといわれる。

近世期以来、佐久郡馬瀬口村の三ツ谷新田は牛宿で知られていた。それは、承応年中（1652～54年）に尾州領筑摩県奈川村<sup>22</sup>より倉賀野へ白木材木を運搬する牛方からの依頼が契機だったと伝えられている。「明和裁許」によって許可された三ツ谷牛宿を利用する中牛馬の道筋は、松本町から北国脇往還を上田まで、そこから北国往還を追分へ、さらに中山道を倉賀野まで往復した路線であった。これも明治期中牛馬会社の主要路線の一つとである。松本から出た牛方は途中の伊深、市之沢、堀、三ツ谷、五料、板鼻の牛宿で泊まり継いで倉賀野まで往復した。一日の行程はおよそ6・7里ぐらいである。松本・倉賀野間は30里程があるので、5泊は普通であった。天保10（1839）年になると、三ツ谷新田には合せて9軒の牛宿があった。それぞれの牛宿は特定の牛方と契約して、常に満員の盛況であったという<sup>23</sup>。明治前期に、中牛馬会社の史料を確認すると、松本からの荷物は牛を利用したのも一般的であった。

大量の中馬士を組織化して集中管理することにより、中牛馬会社は荷物の大量輸送を容易にすることに成功した。中牛馬会社に付属する中牛馬士についてそのすべてを明らかに出来る史料は残されていない。しかし、中牛馬士の集め方、分布状況、その使い方と選別の仕方については、小山家に残された経営史料を分析することによってある程度明らかにすることが可能である。以下、小諸中牛馬会社に付属する中牛馬士の実態について、判明する範囲で、具体的に説明してみよう。

#### ① 中牛馬士の集め方

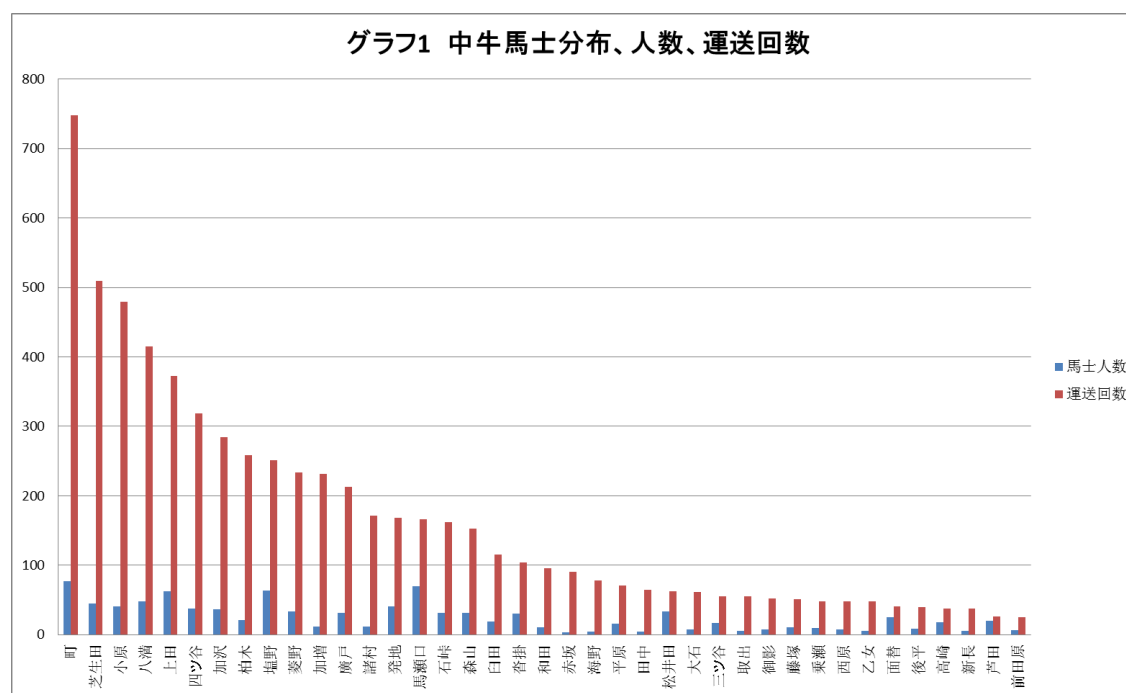
小山家文書では1872～74（明治5～7）年の間における「中牛馬会社加入名簿」、「中牛馬連名簿」といった、中牛馬会社創業当時の三番組小諸中牛馬会社の中牛馬士の記録が多く残されている。その中に番号が記された中牛馬士と中牛馬の記録がある。すべての村ないし中牛馬士の記録が揃っているわけではなく、また記録された年月が不詳な場合も多いのだが、これによって中牛馬会社に毎年新規登録した者について大まかな確認が可能であると判断される。中牛馬会社は、1872年8月の開業前および開業後もしばらくの間、中馬士を積極的に募集し続けていた。表1-5によると、1873年に長野県下の小諸、上田、長野、和田と群馬県下の高崎、安中、下仁田と新潟県下の関川会社に所属している馬牛の数がわかる。前述の南信の同盟会社との分裂騒ぎの後、はじめて作成された会社全体の中牛馬数の統計である。1873年9月29日の時点では長野県下は馬5,109疋、牛138頭、群馬県下では馬1,654疋、牛10頭、新潟県下は馬402疋が登録されている。数字からみれば、中牛馬による陸上運輸の中心は長野県であった。特に長野地方が一番多い、その次は小諸地方である、上田はわずかな差で3番目になる。

具体的な中牛馬士の加入状況は小諸中牛馬会社を例として小山家文書の史料を利用して明らかにしたい。前述の中牛馬会社の加入名簿、番号帳などをまとめて表1-6によって明らかにできる。中牛馬士加入の最盛期は1872～1874（明治5～7）年の期間である。1872年に小諸中牛馬会社に登録した中馬士の数は54カ村、727人であり、翌年の1873年には加入者は811人、明治7年の加入者は168人であった。しかし、新入社馬士と退社馬士の人数をまとめてみると、1873年における中牛馬士の出身村数は97ヶ村を数え、また中牛馬士の人数は1,155人へと増加している<sup>24</sup>。この時期の小諸中牛馬会社に付属する馬士達は、そのほとんどが南北佐久郡の村々の出身であることが分かる。

加入者が多い村（塩野村、馬瀬口村など）は 80~90 人ほどであり、村の中には加入者が一人しかいない場合もある。中牛馬会社へ加入する馬士たちは鑑札料や税金を払う必要があったので、支払い能力のない中牛馬士に対しては、中牛馬会社が前貸しをする場合が少なくなかった。融通期間は通常 1 年間であり、詳細は不明だが、一定の利子も支払われなければならないようである。

人間と馬の体力には限界があるため、長距離輸送を実現するためには大量の馬と馬士が必要であった。したがって、開業当初の中牛馬会社にとって最も重要な課題は中牛馬士と中牛馬を大量に集めることであった。これは大量輸送を保證するための基本的な条件である。広域にわたる村々から多くの中牛馬士が登録されていることは、中牛馬士の調達と手配を保證するものであり、荷物の輸送を依頼してくる荷主に対して、いつでも、どこにでも、いくらでも、要求通りの運送を実現することを可能とするものであった。市場経済の発展とともに、荷物の輸送量が増大し、中牛馬と中牛馬士に対する需要は更に拡大し続けたことから、弾力的な輸送依頼に対応できる有能な中牛馬士を使用する度合いが高くなり、特定の中牛馬士に多くの運送をさせる傾向が強くなる。それによって中馬士の専門化が進んだ。実際、創業当初には大量の中牛馬士の登録記録があったが、1875 年以降、新規登録者数の記載が次第に少なくなり、特定の中馬士のみが運送業務にあたるようになりはじめるのである。このことは中牛馬士が定着したと考えられる。このような中牛馬士の利用と管理は、中牛馬会社にとって、スムーズに荷物輸送の取引を行っていくための重要な条件であった。

## ② 中牛馬士の分布状況



(出所：小山家文書 1875 (明治 8) 年 1~11 月の「荷物判取帳」により筆者が作成した。)

前述のように小諸中牛馬会社に付属する中牛馬士の出身はほとんど南北佐久郡の村々である。このように小諸中牛馬会社は大量の中牛馬士を集めるために、ほぼ佐久郡全域に渡って募集活動を行った。それと同時に、上田中牛馬会社をはじめとする他の中牛馬会社も同様に積極的な中牛馬士の募集を行っていたと考えられる。各地に中牛馬会社の世話会社を置く場合、中牛馬士の募集地域も考慮されたものと考えられる。長距離の継立輸送を行なう場合、それぞれの中牛馬会社付属の中牛馬士は、中牛馬会社や分社の輸送領域毎に荷物の継ぎ替え作業を行なう。実際に長距離輸送が行なわれた事例を 1875 (明治 8) 年 1~11 月の「荷物判取帳」によって確認してみよう。小諸中牛馬会社の荷物運送業務に関わる中牛馬士の出身村数は 85 カ所である。それら村々の分布状況を見ると、上田、



小諸、高崎間の旧街道沿いに集中していることが分かる。この路線は中牛馬会社のもっとも中心な運送路線の一部であり、荷物の運送量をもっとも多い路線であった。同資料を用いて中牛馬士の人数と運送回数をまとめたものがグラフ1である。同期間において運送回数の最も多いのは旧小諸城下にある市町、荒町、留町、与良町といった小諸町内に居住する馬士達である。これらの馬士の居住地は会社の所在地に近い、委託しやすいといった利便性があった。さらに、小諸周辺の柏木村とそこにある石峠と四ツ谷出身の馬士の運送回数があわせて739回である。また八満村とそこにある乗瀬地区が合計577回である。さらに、上田中牛馬会社に所属する芝生田、小原村の馬士たちの数も多かった。これらの馬士達の多くは上田周辺地方の荷物を請け負ってくる場合だったと考えられる。

200回以上運送を行った馬士の居住村は、佐久郡の菱野村、廣戸村、加増村、塩野村である。さらに、運送回数が100回以上の馬士の居住村は、馬瀬口村、発地村、森山村、臼田、沓掛、諸村などといった村々である。これらの村々はいずれも運送の中心線路上田、小諸、追分までの北国街道路線とそこから繋がって碓氷峠を越えて高崎まで通じる中仙道路沿い、特に小諸から松井田までの区間内にある村々である。また、この線路以外でも、和田、芦田などの村々は諏訪、飯田地方に繋がる村々に居住する馬士達の運送回数も100回程度を数えるのである。さらに、臼田、野沢村、岩村田、取出村などの村々は小諸と甲州道路へ繋がる路線沿いにあることを指摘しておかなければならない。

以上のように1875(明治8)年1~11月の間に荷物運送業務を請け負った中牛馬士の居住村の分布状況からわかることは、登録された中牛馬士の居住村は、中牛馬世話方会社が管轄するほぼ全域に渡って分布しているといえるが、実際に運送活動を担った中牛馬士達は、運送線路沿いの村々に集中していた、ということである。馬の力と人の足によって陸上荷物輸送が行なわれていたこの時期、馬士の居住地と会社および運送路線との距離は、輸送業務の請負において決定的な要因の一つであった。会社所在地あるいは、荷物を継ぎ替えるところに近い地方の馬士は使いやすしいし、管理面でも便利だったからである。

### ③ 中牛馬士の使い方

ところで、実際に登録した中牛馬士全員に仕事を与えることは、創業直後で営業状況が不安定であった中牛馬会社にとっては、まだ困難なことであったと考えられる。1875年1~11月までの荷物判取帳では、運送依頼日付、依頼荷主の屋号、荷物の内容と数量、または運送する中牛馬士の名前と出身地の記録であると考えられるデータがある。これらのデータをまとめてみると、中牛馬会社から中牛馬士へ依頼の運送件数は9,423件、それに対して、必要とする馬士の人数は6,884人である。所属や名前などを確認できない219人次分<sup>25</sup>を除き、確認できた中牛馬士1,091人が行った輸送業務は6,884人次であった。中牛馬士の運送回数と比率を表す表1-7「中牛馬士人数と運送回数の比率」の示すとおり、1回のみ運送した中牛馬士は460人であり、全体の半数近い42%を占めている。運送回数が2~3回の中牛馬士は228人、21%である。運送回数が4~6回の中牛馬士は124人、11%であり、運送回数が7~9回の中牛馬士は61人で6%、運送回数が10~19回の中牛馬士は126人、11%であった。20~29回は49人で5%、30回以上は42人で4%であった。30回以上の42人の中では、運送回数は30~39回の中牛馬士は29人、40~49回が5人、50~59回が6人、60回と70回はそれぞれ1人であった。平均運送回数は1年間で中馬士一人当たりは5回程度である。

さらに1875年1月を例として中牛馬士の運送状況をみることにしよう。1875年1月の一ヶ月間の記録は589個である。請負った荷物の搬送件数は935件、そのうち個別荷物搬送の品目は1,070品である。一日平均30件であった。1月中6日間は運送記録がない。最も多いのは1月21日の92件と1月2日の90件であった。それ以外に、50件以上の輸送が行われたのは13日あった。10件以下は6日であった。一ヶ月の間では、21日以降の下旬に搬送業務集中している。なお、これらの荷物の輸送は812人の中馬士の人数分が必要であったが、当時小諸中牛馬会社の登録中牛馬士(居住村名が標記された村40ヵ村)中、運送業務を依頼された中馬士数は249人である。特に人数が多かったのは八満村22人、馬瀬口村19人、芝生田22人、菱野村14人、柏木村12人、廣戸村14人、四ツ谷村14人、石峠<sup>26</sup>12人などであった。ところが、これらの中

馬士達は、1873年時点で会社に付属していた中牛馬士の数、すなわち八満村 80 人、馬瀬口村 85 人、菱野村 33 人、柏木村（四ツ谷と石峠を含める）63 人、廣戸村 32 人という数字と比較してみると、登録した中牛馬士数の 3 分の 1 から 2 分の 1 程度しか運送業務を請負っていないことがわかる。さらに村名を標記されていない中馬士<sup>27</sup>（小諸町内居住の中牛馬士）の数は 128 人だが、その中で 1 ヶ月間に 1 回だけ仕事を依頼された中馬士は 61 人 47%、2 回仕事を依頼された中馬士は 32 人 25%、3 回仕事依頼された中馬士は 10 人 7.8%、4 回は 7 人 5.4%、5 回は 6 人 4.7%、6 回と 7 回はともに 4 人 3.1%、8 回は 2 人 1.6%、10 回と 13 回の中馬士ともに 1 人で 0.7%である。これらのデータから、1 ヶ月の間に 1 回だけ仕事を依頼された中牛馬士は半数程度であることがわかる。この時点では、農間の稼業として多くの人が登録したが、中牛馬士運輸業としてはまだ安定した仕事にはなっていないことが明かとなる。

1874 年山十生系盗難一件の記録（史料 1-17）をみると、当時の小諸中牛馬会社の運営実態がどのようなものであったのか、少しばかりうかがい知ることができる。朝四時頃、東西行の牛馬士達が小諸会社に集まり、荷物運送の請負う手続きをしている。一日出入り馬士はおよそ 120 人ぐらいであった。これらの馬士は一人当たり少なくとも 1 疋を引くので、出入り馬数も 120 疋以上あったと考えられる。

荷主から様々な荷物の輸送を依頼された各地の中牛馬会社は、その輸送業務を請け負うと、可能な限り効率的に中牛馬士へ依頼しようとする。同一の荷主から依頼された荷物の量が多い場合、それらの荷物は分割されて複数の中牛馬士に輸送が依頼されるし、また複数の荷主から少量の荷物の輸送が依頼された場合は、これらの荷物を一括して一人の中馬士に依頼される。さらに、複数の荷主からの多量の荷物が同一の届け先に依頼された場合は、複数の中牛馬士と一緒に輸送依頼されることとなる。これらの中牛馬士は荷物を所定の場所へ運送すると、卸入荷物の証として「荷物判取帳」を製し記載調印の上で次の馬士へと受け渡した。そこにはどのような荷物がどれぐらいあり、誰が運送を請け負ったかについて記録されたのである。

#### ④ 中牛馬士の選別

このように中牛馬会社は、創業以降、広い範囲で大量の中牛馬士を集めたのであるが、実際に荷物輸送を進める中で、より多くの運送業務を請け負うのは、会社の所在地から離れた村に居住する中牛馬士より、小諸や上田といった会社周辺の村々と主要運送路線沿いの村々に居住する中馬士へと集中するようになった。1875 年の記録では、運送回数が多い中牛馬士は、必ずしも登録人数の多い村の者とは限らず、ある特定の場所に位置する村の馬士であったことが明らかである。

グラフ 1 が示すように、加増村の中馬士 12 人が 232 回の運送業務をこなし、赤坂村ではわずか 3 人の中牛馬士が 90 回の運送業務をこなした。田中村の中馬士の場合、4 人で 65 回運送しただけではなく、「十七八」という名前の馬士のみが 59 回の運送業務をこなしている。会社に登録した中馬士の数は大量であったが、運送業務は 1 回だけでおわった中馬士の数が半数近くにのぼっているのである。輸送業務は、会社の所在地に近い村々に居住する中牛馬士に集中している。もちろん輸送業務が特定の中牛馬士に集中する事情は、居住地の遠近問題にとどまるわけではない。輸送時の運送事故の有無や、荷物の目切り、荷物の取り替えなどの不正行為の有無は、会社にとって損害弁済負担の増大のみならず、輸送取引の信用そのものに係わる深刻な問題であった。したがって、優良な中牛馬士の評価や選別といった人事管理は、中牛馬会社の経営にとって重要かつ必要不可欠な課題でもあった。中牛馬士の選別を通じて、優良な中牛馬士と会社との間に強い信頼関係を構築することは、この時期の中牛馬会社にとっては不可欠の重要な課題であるといえる。同時にそのことは、農閑期の余業として中牛稼業を行っていた当時の中馬士にとって、中馬稼業の専門化の可能性をも意味した。会社にとって多くの輸送業務を委託できるような中馬士を選別することは、同時にそのような選別を受ける中馬士にとって、中馬稼業というものを農閑余業から専門稼業への転換を促す重要な契機となることを意味していくこととなったのである。

さらに中牛馬会社による中牛馬士の組織化と管理化は、従来牛中馬士が持っていた運送取引上の機能を篡奪する役割を果たした。中牛馬会社は、従来「荷問屋」という荷主の周

旋と荷物の運送を請負わせる問屋業の役割をも担うことによって、荷問屋の仕事をも奪うこととなった。実際、中牛馬会社は中牛馬問屋、荷物問屋両方の役割を果たすことになったことから、中牛馬会社の創立により、従来の中馬稼ぎ、商人、駅役人といった立場は、一転して、会社の指示に従い、会社の規則を守り、諸手数料を払った残りの賃銭を実質的な「稼ぎ」とする、使用人とも請負人ともつかない立場と変じてしまった。他方、会社の方は、中馬士を組織的に管理することによって、荷物の輸送業務をより効率的にこなすことができるようになった。荷主にとってみれば、中馬士との間の荷物輸送に関する口約束よりは、中牛馬会社と荷主の約定の方が、いっそうの保証が期待できた。

## 1-5-2. 会社運送範囲

前述のように創業後まもなく東北信中牛馬会社と南信の中牛馬会社が分裂した。東北信地方の中牛馬会社は長野、上田、小諸、和田を中心として荷物運送を行っていた。表 1-4 によると、中牛馬会社は旧街道、脇街道沿いに会社と定宿或いは荷扱所を設置して荷物運送路線を定めた。中山道、北国街道、佐久甲州往還、佐久野沢から上州富岡行、北国往還、野尻より上州高崎廻り、飯山より越後猿橋廻りなどがあげられていた。東京、倉賀野、高崎、松井田、小諸、上田、長野、新潟中牛馬会社の中心会社が所在地する地方を連結する路線は中牛馬会社のもっとも重要な太平洋側と日本海側を連結する長距離輸送ルートであった。

このルートの中で、中仙道上州方面から追分を経て北国街道に繋ぐ路線、和田峠を越えて佐久甲州往還の路線、佐久野沢から上州富岡行などの路線は創業期小諸中牛馬会社にとって運送路線の中心であった。小諸中牛馬会社を例にとると、「東京より新潟港に繋ぐ路線、芦田より小諸から群馬に繋ぐ路線（飯田、諏訪伊那地方につなぐ）、長野より山梨に繋ぐ路線（甲州通路）」などの路線が挙げられた。これらの路線の中では長野、上田、小諸、和田、高崎と倉賀野などの各地は原発地と中継地としての役割が大きかった。

そして、これらのルートの運送手段はまず、牛馬背で上州、信州、越後、北陸各地から上州高崎あるいは倉賀野まで陸路によって運送する。それから馬車会社の荷車に乗せて、陸路か倉賀野河岸の舟運と提携して継立運送で東京または横浜へ送った。逆に、同じルートの運送も同じようになっている。

### 1-5-2-1. 「中牛馬会社」と馬車輸送

この時期における中牛馬会社の長距離継立運送ルートの一つは、馬車会社との提携によって行われた。前述のように、中牛馬会社は先に創立した中仙道馬車会社<sup>28</sup>と郵便物送達の業務提携を設立理由として会社の創立出願を行った。営業が許可された中牛馬会社は、馬車会社と同じように駅逡寮直轄の形をとり、長野県下の営業は 1872 年 8 月に始まった。高崎中牛馬会社は創立してまもなく馬車会社と合併した。創業当時の中牛馬会社は 13ヶ所の世話方会社をもっていたが、すでに繰り返し扱ったように、翌年、南信地方と東北信地方の中牛馬会社は分裂した。中牛馬会社の創立にいたるまで、およびその後の分裂問題や経営の進め方等を定めるにあたって、中牛馬会社の役員達は、馬車会社の社長としばしば相談を行った。しかし、1874 年以降、各地に郵便局が設立されるにともなう、中牛馬会社の業務は、郵便荷物を離れることになり、結局のところ、一般荷物の運送を中心とするものとなっていった。

篠原〔1987 年〕<sup>29</sup>によると、中仙道郵便馬車会社は 1872 年 5 月 15 日に開業した。東京と高崎間の荷物専用荷馬車が毎日通い、13 時間かかって目的地に達した。ちなみに荷物の送り賃は、上りの場合は 1 駄（40 貫目）銀 135 匁、下りの場合は銀 121 匁 5 分であった。

東京か横浜を宛先とする場合は小山家の諸帳簿では「倉賀野須賀善積」、「倉賀野田口五平入」、「馬車会社荷車送り」、「馬車会社馬車送り」、「馬車会社次（継）」などに記録された。特に赤字で「大至急」を標識する荷物は、ほとんど「馬車会社荷車送り」と記録されていることから、東京方面に送る荷物について馬車会社と提携しながら陸上の接続輸送を行ったと考えられる。1874 年 10～12 月までの「西荷逡送帳」の記録では東京方面行荷物の 63 件中、半分程度が高崎馬車会社の荷車を利用したことが確認できる。しかし、荷物の種類は、「蕙包」、「油紙包」といった小荷物が多かった。

ところで、馬車会社の運送時間ないし期間は舟運よりはるかに節約できるものの、運送上の安全性に関しては舟運とくらべて格段の優位性があったわけではなかった。運送の途中で洪水・出水等による道路被害に遭遇したり、道路状況の悪さによって車が破損してしまったり、盗賊に襲撃されたりする事故がしばしばあったからである<sup>30</sup>。篠原は、この馬車会社の営業が1881年ごろまでつづいたとしている<sup>31</sup>。この馬車会社の営業は、1884年に鉄道が高崎まで開通することによって廃止されたものと考えられる。

### 1-5-2-2. 中牛馬会社と利根川舟運

明治前期における中牛馬会社のもう一つ及び主要の運送ルートは陸運と倉賀野河岸からの利根川舟運の継立輸送である。上野・熊谷間で鉄道が開通するまでは、中牛馬会社が請負う上信越各地の荷物を東京まで長距離輸送する際には、倉賀野で陸運から舟運へと継ぎ替えるのが一般的であった。前にも述べたことだが、信越地方の荷物は、小諸から松井田、高崎を通った後、「倉賀野須賀善積」、「倉賀野田口五平入」、「倉賀野水谷又左衛門積」を粉って、東京または横浜まで運送する、という運送記録を多く確認できるのである。実際、1875年小山家文書の「会社書用留」の中には、中牛馬会社と同盟関係を持っていた倉賀野河岸業者と考えられる「須賀庄兵衛、須賀喜太郎、須賀長太郎、須賀善右衛門、田口五平、佐藤新七郎、水谷又左衛門、水谷嘉三郎」ら8人の名前が確認できる。ここから、1874年の時点では、すでに中牛馬会社と倉賀野河岸の舟運業者と同盟あるいは提携関係を締結したと考えられるのである。舟運は、高運賃の馬車運送に比べて低価であり、かつ大量に輸送できるという利点があるため、長野県産生糸などの高価荷物も舟運で運ばれるのが一般的であった。「越後屋荷物受払帳」によると、1873年の一年間に上田各地から出荷した生糸類荷物は、ほとんどが東京と横浜の越後屋まで運ばれた。1872年8月～1877年までの「東西送状改帳」の記録によると、小諸中牛馬会社が請負った運送荷物の出荷者は、長野、上田地方の商人たちと、高崎、松井田、富岡また埼玉、東京、横浜、大阪の各地の商人がほとんどであった。なお、東京、横浜までの荷物の多くは、高崎会社、高崎馬車会社、倉賀野の河岸舟運問屋まで送られたことが確認される。

1872年から1883年まで、上田方面から運ばれてくる荷物は、小諸で一泊継ぎ立てがなされ、さらに松井田で泊まり、高崎で継ぎ立てし、倉賀野河岸まで送られる、というパターンの運送経路が一番多かった。1873年「越後屋荷物受払帳」の東京、横浜越後屋まで生糸類荷物の運送記録では、「上田出、小諸泊まり、松井田大河原太七<sup>32</sup>泊まり、高崎馬車会社荷車送り、高崎馬車会社継、高崎矢島嘉平継<sup>33</sup>、倉賀野須賀善右衛門積、倉賀野田口五平<sup>34</sup>入、東京室町二丁目越後屋喜右衛門殿行、横浜越後屋得右衛門殿行」といった事例が、この運送ルートにおける典型的なものであった。

中牛馬会社は、1876年に長野県為替方である彰真社<sup>35</sup>との間で、生糸、繭などの為替荷物の輸送について契約を結んだ。契約書の内容から、長野県の各地から出荷した生糸、繭類荷物を、倉賀野舟運業者須賀善兵衛まで河川舟運を利用して運んだことが確認できる。つまり、大量の荷物を運ぶ場合は、そのほとんどが舟運を利用するものであったと考えられるのである。馬車・荷車での輸送は、ほとんどが包類の小荷物であった。舟運は運賃が安く、運送コストの節約が容易である。馬車は運賃が高いが、時間の節約が可能である。東京方面へと輸送される荷物は、荷主の要望によって、いずれかの方法を選択して利用したのであった。

### 1-5-3. 会社の経営の実態

中牛馬会社が分裂してから、長野県下の中牛馬会社は長野、上田、小諸、和田を、群馬県下は高崎、松井田を中心として荷物運送の経営活動を展開していた。

#### 1-5-3-1. 中牛馬会社の経営と会計

長野県下の中牛馬会社は、1875年の末まで、同盟していた諸会社は基本的に小諸中牛馬会社を中心として運営され、頭取小山五左衛門が全体の諸事務の担当人であった。1875年「会社書用留」<sup>36</sup>の記録によれば、同年11月に長野中牛馬会社、また12月に上田中牛馬会社が頭取を交代した（史料1-18）。上田の瀧澤助右衛門、長野の中沢與左衛門は、それぞれ旧問屋であり、旧庄屋であったので、それぞれの地域における名望家

であり、地域の内外に一定の人脈をもっていた。この二人がそれぞれ頭取に就任して以降、長野県下の中牛馬会社全体のマネージメントの中心は、小諸の小山五左衛門に加え、上田の瀧澤助右衛門、長野の中沢與左衛門ら3人が共同で担うこととなった。

「東西送状改帳」の記録によると、中牛馬会社が1872年8月開業して以降、上田、長野地方と高崎、東京間の荷物の輸送業務が開始された。また、同年8月の「会社開業入費帳」には小諸中牛馬会社について、1872年8月の中牛馬会社開業から1874年までの会社の諸費用の明細が記録されている。新しい床、畳表のほか筆、紙、墨、蠟燭、算盤、定宿用の掛札板、炭、油などの費用が主な支出であった。殊に筆紙墨の購入代は多かった。これらは諸帳簿の作成、記録のために使用されたものであるから、この時期の会社の営業が活況を呈していたことを容易に想像することができるであろう。さらに「社中出入表」という記帳箇所には、小諸会社の社員と各地の中牛馬関係者の小諸への出入記録が多く記録されている。当時のこの会社の出張は、日帰りがなく、ほとんどが一泊ないし数泊のものであった。旅費と日当が支出の少なくない部分を占めていた。「荷主廻り」など、運送市場を開拓する目的での社員出張経費も、中牛馬会社の支出の一部を占めていた。

「会社書用留」によると、1875年において、社員が「東荷物周旋荷主廻」のため上州前橋まで出張した記録、また「飯田表荷物周旋」のため飯田まで出張した記録が目立つ。そこでは、荷主廻りの際に手拭を渡しており、場合によっては土産を持参することもあった。そのために発生する諸費用は、その荷主の荷物運送路線に属している同盟会社または分社、定宿全体の共通費として支出された。たとえば、「飯田表荷物周旋」の場合をみてみよう。ここでは、小諸中牛馬会社の社員塩川文右衛門と芦田定宿の土屋菅太が9月27日に出発して、10月9日に帰社した13日間、また和田峠定宿の羽田良平分の10月7～8日の2日間の手拭、土産、食事代、給料を含めて合計13円19銭3厘5毛の費用がかかった。この費用は2割にして、小諸中牛馬会社がその半分を支出した。ほかの半分は和田、和田峠、芦田の中牛馬会社と定宿によってほぼ三割で出金した。中牛馬会社は、「荷主廻り」と称する出張活動を通じ、新しい荷主を獲得しようとしたのだが、その際の費用支出は、荷物運送路線に属している中牛馬会社と定宿とが共同廻りと出金によって賄われた。

なお、中牛馬会社の主要な収入は荷物を取扱う手数料であった。この時期の中牛馬会社が取扱う荷物の手数料は各地の継ぎ立ての度ごとに1駄につき2銭ずつを運賃以外に納めた。たとえば、史料1-19によって確認できるが、1875年に松代赤柴鉾山からの銅荷物を東京へ出荷する際には中牛馬会社が上田から倉賀野までの陸路運送を請負った。その中で上田から小諸間の運賃は1駄<sup>37</sup>に付26銭までであった。この金額を1877年10月に報告された「県駅逓掛宛内国通運会社各駅間里程・賃銭報告」<sup>38</sup>のデータと比較すると、中牛馬会社の運賃と手数料とはかなり安かった。内国通運会社は上田から小諸まで田中駅を通さなければならなかった。上田から田中間の運賃は17銭5厘、田中より小諸間の運賃は16銭5厘であった。上田から小諸間の運賃はこの二つの運賃を合わせたら34銭となり、中牛馬会社より8銭ぐらい高かった。さらに、内国通運会社の各駅間の手数料は人足5銭、馬7銭ぐらいかかったので、手数料だけで3.5倍であった。中牛馬会社が内国通運会社より運賃と手数料が低いことは明らかである。

さらに、近世から中馬が荷主より荷物の運送を請負うときの敷金制度があった。これは近代の中牛馬会社にも使われた。原発荷物の敷金付請負サービスがあった。この場合は荷物の原価を送券に記載してその原価の半分から八割まで荷主に貸し渡すことができた。この敷金付請負が荷物運送の時の保証金にもなった。さらに、荷主の資金融通面にも役立っていた。荷主に喜ばれるサービスであったといえよう。

また、1874年の「中牛馬会社物貨取扱規則・申合定則規約」(史料1-20)によると、「物貨輸出ノ地ヨリ差出ス送り状ノ宛所迄牛馬ヲ以テ送達スルヲ本業トス。もっとも険阻雪途等ニテ牛馬不通ノ地ハ人足ヲ以テ運送シ或ハ諸港川岸ヨリ船ニテ運送スル事モ有之」とあり、人足は7貫目、一駄30貫目と定められた。運賃は一里に金6銭、人足は一里5銭以内と定められた。ただし、道路と天気の状態によって運賃の割り増しがあった。各地会社とも荷物一駄に付定賃銭以外に2銭ずつの手数料を荷主より受取った。ところが、賃銭着払いの場合は賃銭1円につき5里毎に1銭の割合で立替手数料を受取った。つまり、運賃1円の場合、先払いの立替手数料は200銭であり、それは荷受主より受取るこ



とになっていたのである。

この時期に中牛馬会社による提供する運送サービスとしては通常運送以外に賃銭向払い、「危難受合」などが1874年に規則を制定されたが、実際の施行は不明である。中牛馬会社は同業組合に近い組織であると考えられるが、損益は全体として負担することとされていた。同盟会社の中のある会社で負債が発生した場合は会社全体で弁償することが規定されていた。

### 1-5-3-2. 荷物運送の実態

明治初期の小諸町において、陸運会社の経営にあたったのは五左衛門家の同族に属する小山六左衛門である。六左衛門は、1872年に郵便御用取扱人となり、郵便物の配達業務にあたっている（「郵書用留」小山家五左衛門家文書）。1879年まで陸運会社の営業に従事し、同年、会社の営業を渡辺新左衛門（後の小諸内国通運会社の頭取となる）へと譲り、郵便局の業務に専念した。中牛馬会社は当初、郵便物の配達業務を取扱うことを条件として会社設立の出願をしたが、結局最初目指した路線北国街道を追分まで、追分から中山道へ繋ぐ、高崎郵便馬車会社と提携して、東京と新潟を繋ぐ路線の郵便物の配達のは実現できなかった。1872年に駅逓寮からは「中山道信州追分ヨリ越後新潟加州金沢迄者毎宿郵便御用取扱所当寮より別段可申付事 但其宿之都合に寄り其会社江申付候儀モ可有之事」<sup>39</sup>という指示を受けた。小山家の郵便局関係の史料で確認できたのは、中牛馬会社の名前で郵便御用取扱業務を取扱うのは上州馬車会社と中牛馬会社が合併して「中牛馬元会社」と坂本宿の中牛馬会社しかなかったのである。結局この道筋の郵便御用取扱人は陸運会社がほとんどである。中牛馬会社は郵便物の配達をあきらめなければならなかった。「書面伺之趣、中牛馬会社荷物逓送方之儀ハ其発スル地ヨリ着スル地迄附通シテ本職トスルモノニ付」<sup>40</sup>というような駅逓寮から承認された陸運業者であり、商人荷物の運送業務に専業するようになった。ここでは、中牛馬会社による1872年から1878年間の荷物の輸送実態を、荷物運送に関する帳簿史料で明らかにしたい。この期間では連続的な史料ではなく、断片的に残されていたが、できる限り史料を分析することを通じて、荷物の輸送実態を具体的な数字を挙げながら説明したい。

1878年末までの荷物の輸送を記録した帳簿資料は10冊ある。1872年8月中牛馬会社が開業してから1875年まで記録した「東西送状改帳」<sup>41</sup>がある。1873年では越後屋荷物受払帳、1874年10月～1875年11月までの「荷物判取帳」3冊がある。その上に、1874年10月～1875年まで「西荷逓送帳」、1875年4月～5月まで「東荷受払帳」、1876～1877年「彰真社荷物逓送帳」、1878年「川上荷受払帳」、「長野大連社帳」などが挙げられる。この中で「東西送状改帳」は赤字で「第一号」、「西荷逓送帳」は赤字「九番」、「東荷受払帳」は「二十番」と標記された。これは恐らく後で帳簿をまとめる人が標記したと思われる。帳簿全体の番号か、それぞれの種類の帳簿の番号かはっきり分からないが、いずれも帳簿が揃っていないことが分かった。

ところが、最初の第一号「東西送状改帳」は東西の荷物を同じ帳簿で記録することから「東」、「西」の荷物を分けて記録することになった。荷主によってまとめる記帳方と大福帳式の記帳方、荷物の行く方向による記帳法、顧客による記帳方などそれぞれがあることで創業期の中牛馬会社の記帳法は統一されていなくて、まだ模索中のことだと分かる。この時期にはいろいろな形式の帳簿があり、このことから中牛馬会社が経営の工夫をしていたことが分かる。

中牛馬会社が開業後の荷物運送状況は「東西送状改帳」（表1-8）によってしか確認することができない。この帳簿には1872（明治5）年から1878（明治11）年にわたる記録が残されているが、同じ時期のほかの帳簿を対照して見てみると、数字的にはかなり少ないので、この帳簿は全体の記録ではないことが分かる。明治5年9月から12月の間に運送した荷物は総計199個、3駄、10俵、70本、20樽、2包、3袋、1通である。明治6年の記録は169.5個、8俵、4.5駄、23箱、11本、1貫である。明治7年の記録は113個、16駄、49箱、14樽、24本、6俵、2枚である。この中では明治5年の半年の間に主に運送した荷物は、長野地方産物の繭類と畳糸と砂糖類である。出荷地と荷受地を見ると上田地方からの出荷件数が32件でもっとも多かったのである。次いで小諸地方13件、高崎4件、長野2件、東京は1件である。出荷地に対して荷受

地では高崎、倉賀野を中心とする上州地方が31件でもっとも多かったのである。次いで上田6件、東京4件、武州3件、大坂2件、小諸1件であった。そして、荷受主のところでは、倉賀野河岸の舟運同盟社まで運送したのは10件である。馬車会社で継ぎ立ったのは1件だけである。

1872年は、市場経済化はまだそれほど進んでいない時期なので、創業したばかりの中牛馬会社が取扱う荷物の量はそれなりに少なかったといえることができるだろう。

### 明治6年

同じ帳簿の中では1873年の記録を見ると、総数的には1872年より減っているが、この年のもう一つの帳簿「越後屋荷物受払帳」(表1-9)があるので、この帳簿記録以外に生糸類の荷物の量は明らかに増えたと分かる。1872年に引き続き繭類荷物が多かったのである。

1873年に越後屋の荷物を東京、横浜まで運んでいた。ほとんど生糸類である。こちらの記録は正式な契約を結ぶことは確認できていないが、当時の越後屋は重要な生糸売込商であって、生糸だけではなく、真綿、出売繭、熨斗糸、繭、蚕種などの荷物もあった。そして、生糸荷物などの輸送に関すると考えられる書状、小包などの運送もしていた。

### 明治7、8年

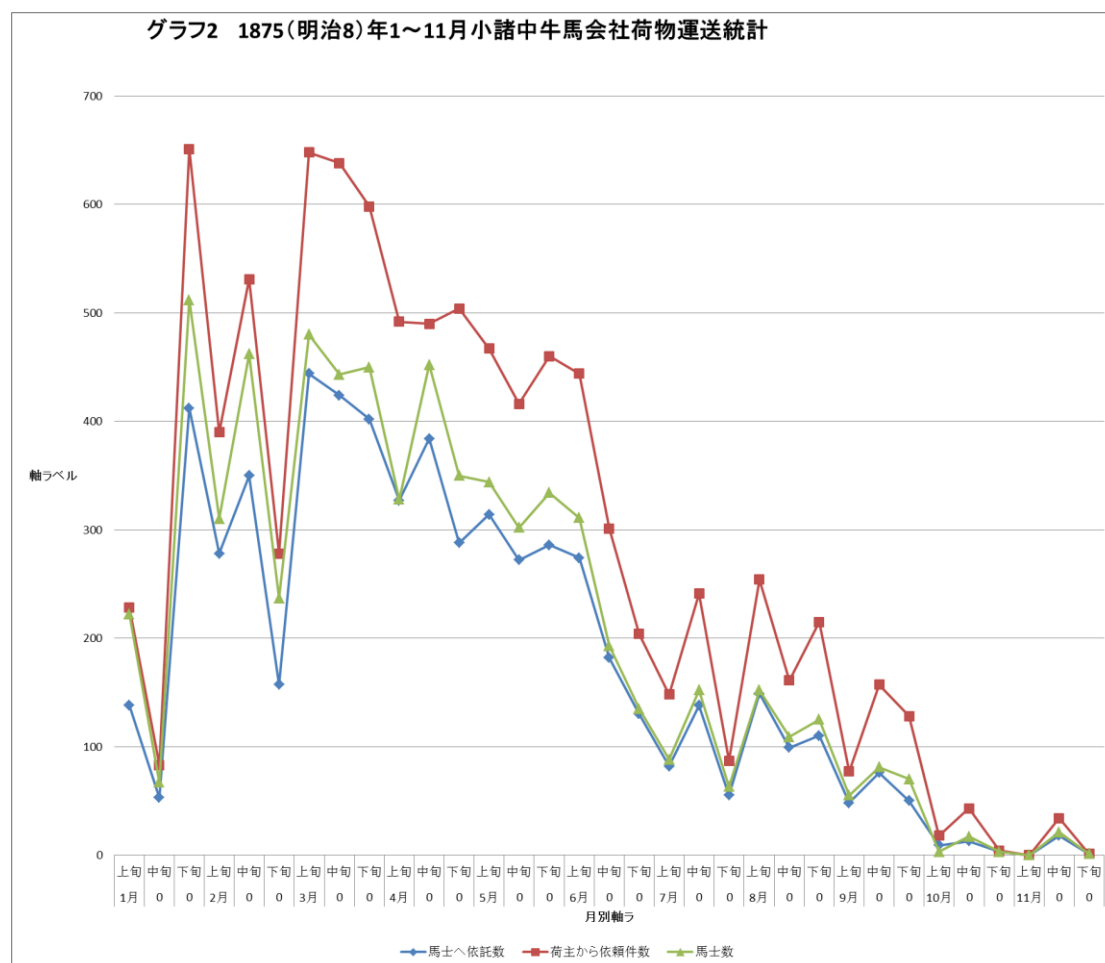
1874年から帳簿記録は「西」と「東」を分けるようになった。この時点では「東荷」は小諸以東からの荷物の意味である。「西荷」は小諸以西からの荷物である。1874年10月6日～12月14日の2ヶ月間の「西荷遞送帳」と1875年4月7日～5月9日の1ヶ月の間の「東荷受払帳」という二冊の帳簿がある。出荷主、受主、運送馬士、荷物の品名、数量、継立会社名所などはほとんど詳細的に記録されている。

まず、1874年10月～12月の「西荷遞送帳」によると、運送荷物の件数は610件である。出荷地は信州の長野、上田、小諸、松代、松本、諏訪などの各地である。特に長野地方は81件、上田地方は119件、小諸地方は63件で出荷数が多かったのである。この三ヶ所のほかに南信の松本は10件、諏訪2件が見られた。なお、長野県下の松代、布施とその他の村々からも出荷された。さらに、越中、越後の中牛馬会社の分社と陸運会社から運送を監督される荷物もあった。越中は17件であり、越後は20件である。その荷受地の統計を見ると、これらの荷物は小諸以西の佐久郡の各地、上州の各地、武州、甲州、野州、東京、横浜などの各地まで運送した。そして、高崎までが165件で最も多く、次に東京までで129件である。なお、上州各地までは合わせて278件である。信州佐久郡各地までは合わせて198件である。岩村田、軽井沢、野沢などの佐久郡の町村へは198件ぐらいを運送した。いわゆる「西荷」の受地は高崎を中心とする上州の各地と岩村田、臼田、野沢を中心とする佐久郡の各地、または東京の各地である。高崎と倉賀野は中牛馬会社が取扱う荷物を馬車と舟運へ継ぎ立てる拠点である。

次は1875年4月7日～5月9日の「東荷」を見よう。運送件数は610件である。東京各地、上州は高崎を中心とする各地、また小諸を含めて佐久郡の村々から出荷している。その中に確認できた東京からの出荷件数は112件、高崎を中心とする上州各地の出荷件数は217件、また小諸、岩村田、臼田、野沢の各地を中心とする信州佐久郡からの出荷件数は107件、そして、越後高田社中持件数は24件、甲州と武州から出荷件数はわずか1件と5件である。

最後は1875年1月～11月までの一年間の小諸中牛馬会社の荷物運送に関わる中牛馬士人数と中牛馬会社から中牛馬士へ荷物輸送の依頼件数を、グラフ2により明らかにしている。荷主から依頼された件数は9391件であって、中牛馬会社がこれらの荷物をまとめて中牛馬士に依頼する件数は5966件である。12月を除いて平均毎月荷主から854件、中牛馬士へ542件を依頼した。平均では毎日26件を荷主から依頼されて、18件を中牛馬士へ依頼した。ところが、全体の運送件数の波動がかなり激しかったのである。月の下旬がピークになって、2月の下旬はまた激しく減ったが、3月の中旬はまたピークになって、4月から減っていく一方である。6月に入ってから激しく減り、300

件以内ないし100件以内まで減った。さらに12月の記録は空白であった。興味深いのは同年の6月に各地の陸運会社が解散して、内国通運会社による統一がされた事である。これは6月からの荷物輸送量に大きな影響を及ぼしたと考えられる。中牛馬会社の一部の運送業務は内国通運会社に奪われた可能性が高いと思われる。また日本国内経済の不況と西南戦争の影響があったと推測できる。



(出所：小山家文書 1875 (明治8) 年1~11月の「荷物判取帳」により筆者が作成した。)

前述のとおり、6月の荷物の運送件数は激減している。さらに表1-10によって前半と下半年の運送荷物の具体的な品目と数字を比較すると、下半年において荷物全体の運送量と各種の荷物の運送量が激しく減っているのであるが、繭類だけは上半年の110.5個131本に対して、下半年は228個747.5本まで大幅に増えた。そして、このなかに御用荷物として富岡製糸場へ送る分もあった。上田地方から富岡製糸場に繭類を提供したことが分かる。下半年では生糸などの工業生産物類の荷物が中心になっていることが明らかである。『富岡製糸場誌』によれば、「明治五年三月十七日、製糸場線系に要する原料繭は近傍の新繭を買収することの議が決せられ、勸業寮より群馬・入間・埼玉・栃木・長野の五県にこの旨の布達がなされている。」<sup>42</sup>また、明治5年5~6月間に信濃国から買入れた繭量は六百五石九升五合である。これらの繭の運送は中牛馬会社がその一部を運送していた。

### 明治9年

1876年からの荷物運送の全体の記録は揃っていないが、前述の同年7月17日からの彰真社の荷物運送帳は残っている。彰真社と契約したのは、長野、上田、小諸、松井田、高崎などの各地の中牛馬会社であった。長野、上田方面から出荷した生糸類荷物を倉賀野河岸まで陸送して、倉賀野河岸の舟運同盟業者に委託して、東京堀江町三丁目に水揚げ、



東京中牛馬会社によって彰真社へ送るというルートであった。表 1-11 によると、1876 年、1877 年の両年間の運送記録とも 7 月～12 月の間である。1876 年 8 月、9 月の運送件数と品数は明らかに多かった。実際運送した荷物は彰真社が荷為替を取り組んだ生糸荷物がほとんどである。荷物の品数は 400 以上であったが、ほかの月は荷物品数が 200 をこえる記録はなかった。

中牛馬会社と彰真社の取引契約（史料 1-21）は小山家史料の中で初めて確認できた契約書である。契約によって同じ顧客との間で長期的安定的な取引が結ばれたという点で、重要な意味がある。それにより中牛馬士を手配していたこともある程度予想できると考えられる。この時期まで蚕種、繭、生糸、屑類をわずか（「零散的」は中国語で、日本語にはない表現です：岩間）に運送していたが、1873 年の「越後屋受払帳」では生糸類荷物がまとめられている。正式な契約書を見つけていないのでこれを初めてとすると、長期的な安定な取引を結んだ事は、中牛馬会社の経営にとって最も重要な見通しになった。またこの契約は中牛馬会社が金融機関と結んだ初めての荷為替物運送契約でもある。特に生糸のような高価なものは安全に運送するかわり、高運賃と手数料以外に危難弁償金いわゆる保険金を儲けることもできる。

ところが、1877 年の運送量は 1876 年よりかなり減少した。1876 年～1877 年の間、特に 1876 年の荷物の運送記録はこの 1 冊しか発見されていない。これは運送していないということではなく、それほど多くはなかったと推測できる。1875 年後半と同じように内国通運会社の創立の影響や、日本経済の不況が中牛馬会社の経営に大きな影響を与えたのであろう。

1875 年の「会社御用留」から当時の軍需物資の運送記録が分かった（史料 1-22）。1876 年 1 月 8 日東京八丁堀高地町小泉忠兵衛という人が馬車で高崎中牛馬会社まで行って、東京鎮台御所から鉄砲入御用荷物を東京中牛馬会社へ渡して高崎中牛馬会社が継ぎ込んで三国街道を経由するか中牛馬会社の運送ルートを経由して新潟新発田鎮台御所まで運送することを依頼した。それで、高崎中牛馬会社は大至急で同盟社の松井田、小諸、上田、長野へ事情説明、または荷物の規格、重量、運賃などを知らせた。

## 明治 10～11 年

そして、1877～1878 年の半ばまでの運送状況は帳簿「運送路線別」によって明らかにできる。小諸中牛馬会社に関わる中継荷、原発荷など全部を含めて記録されている。この帳簿は恐らく公に報告するために作ったのである。荷物の品名、数量、出荷主、受主などは一件一件記録することはなく、運送路線と荷物の種類によって総量をまとめた記録である。全体の路線は東行、西行を分けられているが、さらに具体的な運送荷物の単位は「駄」と計算された。この記録から、小諸中牛馬会社が初めて全体の荷物の運送量を「駄」という単位で計算したといえる。1877 年 6 月から 1878 年 5 月の間に運んだ荷物の総数は 20469.5 駄であった。前述 1875 年 1～11 月の中牛馬士運送人次は 6884 次であれば、一人が中馬 1 疋を引いて荷物を運ぶ量は 1 駄だと計算すると、6884 駄である。この一年間の運送量はその 3 倍以上まで増えたと理解できる。荷物の運送の詳細は各論一で説明する。

### 1-6. 中牛馬会社と内国通運会社の関係

中牛馬会社は地方に拠点を置いて民間の自発的な陸運企業として創業し、積極的な荷物輸送を行った。同時期に開業した陸運会社とその後身となる内国通運会社は、中牛馬会社のもっとも大きな競争相手であった。しかし、陸運会社と内国通運会社はともに政府から手厚い支援を受けていた。特に陸運会社は従来の宿駅制の延長で運営され、運送距離も旧駅間の短い距離であった。陸運会社毎に荷物を継替えたことから、輸送荷物の損耗が大きかった。1872 年の大蔵省の調査によれば、長野県下各駅陸運会社間の賃金は元賃金の 18.19 倍でほかの地方よりかなり高額であった。それに対して、中牛馬会社は近世来の付通し運送であって、宿泊する中馬定宿に蔵敷手数料を払うだけで、それ以外の口銭、刎銭を払う必要がなかった。さらに、中馬士一人は 5 疋の馬まで連牽でき、荷物輸送量も陸運会社より大きかった。このように、陸運会社と比較すると中牛馬会社ははるかに低運賃であり、運送時間も短く、運送量も多かった。また、荷主に対する資金融通を兼ねた敷

金制度があり、荷物運送の保証機能も果たすことによって荷主の信頼を獲得することができた。

ところが、1875年に内国通運会社が創立されると、各駅陸運会社などが内国通運会社へ合併した。内国通運会社も付け通す運送方法を始めたと考えられる。政府が内国通運会社を中心とする道路運輸網を構築し始めた。長野県下の各地においても内国通運会社の出張所、支店が開業した。しかし、ほかの地域と違って、長野県下では中牛馬会社が3年ほど前から駅逓寮の許可をもらって陸運営業を開始していたことで、一定の顧客を獲得したと考えられる。中牛馬会社のような競争相手が存在していることは内国通運会社の経営に大きな障害となったのは当然である。このような両社の競争を防ぐために、1876年6月に「長野県下内国通運会社・中牛馬会社荷物取扱約定書」（史料1-23）<sup>43</sup>によって、長野県下各駅内国通運会社の総代稲荷山駅高村伝左衛門、篠野井駅樽田俊三、岩村田駅依田百太郎、長野駅臼井承と中牛馬会社の総代小諸駅小山五左衛門、長野駅中沢與左衛門が両社荷物の取扱、両社間の荷物継送り方について協議の上約定した。

しかし、その後1876年の11月に長野県下各駅の内国通運会社の社中総代5人から、本社を經由して駅逓寮に中牛馬会社の経営について「伺書」が提出された（史料1-24）。中牛馬会社が付け通す運輸業として営業が許可されたが、各地に中牛馬会社が設立されて、その各地間荷物の継替え運送も行なったことは許可された規則に違反しているのではないかという点、そして中牛馬会社の創立はされたが、中牛馬荷物取扱所と中牛馬定宿などを設置して、荷物運送の業務を取扱うのは別の許可が必要ではないかという点について疑問を出した。つまり、長野県下の中牛馬会社の営業は内国通運会社の営業を大きく邪魔してほかの地方のように営業がうまくできなかったからであろう。ところが、駅逓寮からは中牛馬会社の付け通す運送は本業であって、途中の荷物の集配は明らかに許されなかったが、荷扱所での継替えは差支えないという指令が出された。

ところが、翌年9月に長野県下内国通運会社総代稲荷山町高村伝左衛門と上田町長谷川栄之助から再度「伺書」（史料1-25）が出された。中牛馬会社荷物取扱所のリストを添付して、中牛馬会社が荷物取扱所へ出張して通貨物などの荷物を請負っていることを駅逓寮へ検挙した。駅逓寮からの指示に関する資料はないが、おそらく長野県権令から中牛馬会社を内国通運会社へ合併させる説諭が出された。それに対して、1877年10月の「県権令宛小諸中牛馬会社頭取等通運会社と合併延期願」では、小諸中牛馬会社小山五左衛門、長野同社副頭取、上田同社の副頭取から長野県令に、中牛馬会社の代表の総代達が東京会社で社則改正について協議しているところであって、合併のことについてはすぐ返答できないので30日間延期することを出願した。中牛馬会社は内国通運会社へ合併したくないのは当然であった。当時中牛馬会社の運送活動は長野県下において支配的な地位を占めていたはずであった。ところが、1873年の新入社禁止令などの政府の指令が中牛馬会社の発展を大きく阻害した。それで、内国通運会社が検挙したことと新入社禁止令などへの対策として、実は1877年8月に前述の「社名改称及定款申合規則改正願」（史料1-26）を提出した。このように中牛馬会社と内国通運会社の競争が激しかったことが考えられる。しかし、内国通運会社が政府から強く支援されている状況下で、中牛馬会社は結局合併されなかった。

その後も両社間の競争は続いていた。1878年には、長野中牛馬会社に附属していた信岡村新町中牛馬会社荷扱所取扱人大内安治が内国通運会社と連合して、中牛馬会社が請負った荷物を内国通運会社の名義で運送した一件が発生し中牛馬会社から除名された。なお、この時期における中牛馬会社と内国通運会社間の競争は激しかったが、地方によって、中牛馬会社の支配力の強弱は異なった。小諸地方では中牛馬会社の発言力は強かったと考えられる。また、史料1-27を見ると1878年には小諸駅中牛馬会社と通運会社が手数料などの改正によって、生糸類、養蚕類、煙草などの荷物を取扱う時の手数料を同じく納めることとされた。

つまり、中牛馬会社は駅逓寮の許可を受けて創立した陸運会社なので、長野地方では内国通運会社より早く長距離輸送を実現できたと考えられる。既に貨物運送市場において一定の占有率を占めていたため、内国通運会社の業務展開にとって「妨害」となったのは、ある意味で当然であったといえる。しかし、両社の輸送範囲と根拠地は必ずしも一致しなかったため、時には協力運送も行われた。小山家の1875年の「東荷」、「西荷」の帳簿

では、出荷主や荷受主として「矢沢通運会社」、「高崎通運会社」といった内国通運会社の名前が記されている場合が少なくはなかったのである。また、小林〔1963年〕<sup>44</sup>によれば、「中沢与左衛門伝」によると、明治11年天皇の北陸巡幸に当り、中牛馬会社はその貨物輸送の成功を中牛馬会社発展の大きな推進力と説明しているがそれほど大きな効果を挙げたか否かは別にして、「天皇御用達」によって中牛馬会社の地位が確立したことはいちおう認めてよからう」とされている。

### 1-7. おわりに

本稿では明治維新後陸運業の改革を背景に置きながら、1872年に設立された中牛馬会社の創業プロセスと発展を説明するとともに、中牛馬会社の経営と運送構造を検討してみた。ここから得た結論は以下のようなものである。

第一に、中牛馬会社は1872年に創立した時から近世の「付通し」の輸送慣習を乗り越えて、中牛馬士と中牛馬を大量に組織しながら、他方では各地に同盟会社をつくり、舟運、馬車などの水陸運送業者と継ぎ立て運送を行い、日本海側と太平洋側を結ぶ街道に沿って独自の長距離運送システムを作り上げた。民間企業として自立した運送企業組織でありながら、政府が主導する陸運会社と内国通運会社より早く超距離運送システムを作りあげることによって、固定した顧客層を獲得することができ、内国通運会社との間で激しくも互角の運送競争を行った。創立当時、近世の中馬の本拠地でもあり、異なる運営方針を持っていた南信の中牛馬会社とは結果的に会社設立時に分裂することとなり、創業時に構想した中牛馬会社の運送範囲は、そのままでは実現しなかった。長野県下では長野、上田、小諸、和田を本拠地として経営を展開することになった。

第二に、各地の中牛馬会社が大量の中牛馬士と中牛馬を登録させることによって、いつでも、どこからでも、どこまででも、いくらでも荷物を運送することができる専門的な物流業者になることができた。また近世の中馬運輸業と大きいな違いのないこの時期の中牛馬会社の特徴としてあげられるのは、複数の中牛馬会社が荷主から依頼された荷物を出荷地から荷受地までの運送を引き受け、これらの荷物の運送と一人或は複数の中牛馬士をマッチングさせるという役割である。ところが、大量の中牛馬士が中牛馬会社に付属登録したが、実際に全員が安定的に仕事を受け得たわけではなかった。登録した中牛馬士の中で、一年間一回しか荷物を運ばない者は4割以上である。中牛馬士の専門化はまだまでであったが、この時期における中牛馬会社の主要運送手段は中牛馬背であり、中牛馬会社の主用運送路線である北国街道と中山道を繋ぐルート沿いの村々が荷物運送により盛んになっていたことがうかがえる。

第三に、小山家の史料を分析することによって判明したのは、この時期の小諸中牛馬会社は中牛馬会社同盟の中で重要な中継地の役割であって、原発荷物よりは継立荷物のほうが多かったので、運送手段の制限だけではなく、会社経営の面でも自力で荷主を開拓するのは非常に困難であり、同盟会社に頼らなければならなかったという点である。物流業者にとって原発荷物の数量は会社経営規模に重要な指標であるので、継立荷物の数量は多いけれど、その原発地は長野、上田、高崎、東京などに集中している。しかし、小山家の帳簿類を解読して1872～1878年間の小諸中牛馬会社の記帳仕方、掲載様式が工夫されていたことが分かった。毎年荷物の運送量、荷物の品種、荷主の人数、運送範囲などはいろいろな意味で拡大しつつあった。そして、全体的には太平洋側から日本海側の方面へ行く荷物の量は日本海側から太平洋側へ行く荷物の量よりかなり多かったことが分かった。特に小諸以東から小諸以西へ行く荷物の量が多かった。

第四に、この時期における運送荷物の特徴は、荷物の中で養蚕荷物と製糸荷物とが目立った点である。中牛馬会社は商人荷物、御用荷物を含めて様々な荷物を運送した記録がある。その中で目を引く特徴的な荷物は、なんとといっても養蚕類と製糸類荷物であった。繭類を御用荷物として富岡製糸場へ送ったり、信州産の生糸を東京横浜の越後屋へ送ったり、県為替方彰真社が取扱う為替荷物特に生糸類などの陸上運送の契約を結んだことは中牛馬会社が開業してから生糸荷物の輸送を大手荷主から依頼されたことが分かった。これは今後生糸荷物の勃興により、中牛馬会社が生糸荷物の大量輸送を担当することにつながる重要な前提となる。ところが、この時期では数量的には生糸は多数荷物品種の中の一つしかなかった。それほど目立った運送量ではなかったのである。

---

しかし、1873年の太政官布告によって政府から陸運元会社とその後身の内国通運会社に陸運業の独占権が与えられることにより、中牛馬会社の経営上の発展は大きく阻害された。1875年に内国通運会社が全国に開業してから、中牛馬会社との激しい競争が開始した。同年の荷物運送の記録によって、上半年より下半年荷物運送量が激減した。その原因は西南戦争の影響と内国通運会社から一部の運送業務を奪われたことが考えられる。さらに、「新入社禁止令」が中牛馬会社の業務拡大に大きな阻害となった。この困難な局面を開くため、中牛馬会社は政府（駅遞寮）へ「新入社禁止令」の解除を求める出願運動を行なったが、それが実現したのは1879年になってからの事である。

## 2. 明治中期における日本の地域陸運業と「中牛馬会社」(1879~1883年)

### 2-1. はじめに

本章では、1879年に陸運業が自由営業になってから、中牛馬会社が再編成され、経営が発展していくプロセスを検討する。表2-1は1882年日本全国府県の農業、商工業、運輸、貸金、私立銀行及銀行類似、貯蓄、漁業、坑業、保険と他の諸業の会社社数と資本金を示したものである。会社法はまだない時期であるが、会社という名前をつける事業者がたくさんいた。この表の中で注目したいのは、まず、長野県の会社数が全国1位であるという事実である。資本金額については、東京、神奈川、福岡、大坂の次にあたる5位である。特に運輸業では、全国676社の中で、長野は280社を占め、ほかの地域より圧倒的に多かった。およそ41パーセントの高い比率を見せている。長野県は海運と河川舟運に恵まれていないので、古来より陸運業が発達していたことは周知のことであるが、そのことはこの数字によって裏打ちされるであろう。この280社という数字は、おそらく中牛馬会社の分社、支店、荷継所などを含めたものであり、法的な意味での会社数ではない。しかしながら、陸運業が自由営業になってから、中牛馬会社はさらに営業範囲を拡大し、会社ないし事業所数が飛躍的に増えたことはわかる。さらに、商工業の数字を見ると、長野県下の会社数は40個で1位である。そして、資本金額は東京、神奈川、福岡、大坂の次に5位である。その会社はおそらく製糸工場または養蚕関係のものが多いと考えられる。これで、この時期までに長野県の陸運業と商工業が発達していることがよく分かるであろう。

以上の数字の背景には、明治12年以降陸運業が自由営業化されたという事実があったことが注意されなければならない。初期の商工業発達に伴い、物流の需要が拡大する一方であった。陸運企業の自由競争による運賃の低下や運送サービスの向上などの影響もあったと考えられ、商品流通が加速した。またこの時期は、中牛馬会社が陸運と舟運の継立運送を行った最盛期でもあった。以下、この時期に、中牛馬会社はどのように会社組織を再編成し、近代の陸運企業として発展していったのか、各種運送サービスはどのように改善されたのか、また内国通運会社との間でどのような市場関係を持っていたのかについても検討する。

### 2-2. 陸運業の自由営業と「中牛馬会社」

#### 2-2-1. 陸運業の自由営業

1875年時点で政府の主導する内国通運会社の継立輸送網が拡大する一方であったのに対して、信州地方の中牛馬会社にとっては「新入社禁止令」が会社発展のもっとも大きな障害になっていた。中牛馬会社内では、しばしば退社者が出、中馬士の数の変動も激しかった。中牛馬会社はある意味で廃社の危機に直面していたともいえる。この状態を見て、小山五左衛門を中心とする管理者層は1877年に中牛馬会社社名を「信運会社」と改称し、定款規則を改正しようとした。中牛馬会社は、1873年「新入社禁止令」の解除を求める趣旨の「社名改称及定款申合規則改正願」の願書を駅逋寮に提出したのである(史料1-26)。この願書の中で以下のような内容が述べられる。

すなわち、創業以来各地の中牛馬会社は社長以外の諸職が空いていたまま、社長一人が東京総扱所の諸業務を担当していた。各地の中牛馬会社の取扱と異なる犯則がある時は、その規則を廃立して更正するなどの対応をせざるをえず、駅逋寮に心配をかけた。これは会社創立時の本意と異なっている。会社を創立する目的は人民に便益を与えて、天下の人が利用できる便利な組織を作ることである。これから、社長等の役員達を公選し、会社を盛大にさせる希望をもち、お互いに督励しながら、会社の面目を一新にすることを望んでいる。しかし、今まで経営の失敗があって、中牛馬会社は大きな難題に直面している。それは、遠方の会社では中馬士などの運送ができる営業者がおらずに営業ができないことであり、また株金を出すのが難しく、営業する資力が乏しく退社にまで至ってしまうこと

がある、というものである。そのために、新入社を禁令を解除すれば、東京府下のほかに、新潟、長野、群馬、埼玉、福島、栃木の四県下に分社、荷継所、中牛馬士を加入することを許可してもらい、会社規模の拡大と運送線路を貫通させることを願う次第である云々。

当時の日本では自由民権運動が盛んであり、政府系の内国通運会社によって陸上運輸が独占されることに対し、激しい非難の世論が起きてきた。海運業の自由営業に対し、陸運業にだけ政府の統制があることは公平ではないという理由で、ついに、1879年、駅太政官第16号によって1873年に第230号貨物運送業統制の政策が廃止されることになった（史料2-1）。以後、貨物運送業は自由営業とされ、全国的な運送業者の続出現象がみられることとなった。

## 2-2-2. 中牛馬会社の再出発

中牛馬会社は1872年8月から駅通頭の免許をもって結社された。当初は駅通察直轄下の事業であったが、1879年に直轄が解かれ、「株式会社」（史料2-3）という会社形態に変わった。これは、自由営業を契機として会社組織の拡大を先頭的に実施し、新たに新株を発行することによって会社資本金と保険弁償準備金を確保し、その上で新たな顧客を獲得しようとする戦略であったと思われる。表2-2によると、長野県下中牛馬会社は9カ所、分社は12カ所、荷継所は102カ所であって、創立期の長野県下の会社4カ所より5カ所増えている。荷継所も創立期の77カ所よりかなり上回っており、分裂騒ぎによって販売網を欠落させた南信地方へと再び進出することによってその運送網を長野県下全域まで拡大した。従来からの東信、北信とは別に、南信、中信にも新たに中牛馬会社、分社と荷継所を設置した。特に内国通運会社の長野県下社中世話掛取締の居た松本分社の所在地、松本町に、あえて新たに中牛馬会社を設置した。さらに、中牛馬会社は利根川倉賀野河岸にも分社を設置し、陸路と水路を結びつける運送ルートを作り上げた。

中牛馬会社は、従来の規則が粗漏であったことと旧社長による緩慢によって、「日々衰微」を極め、殆ど廃社にいたる危機にあったという。会社の再出発にあたって、まず規則の改良作業に着手することになった。1879年2月の中沢家文書を見ると、まず「改正中牛馬会社定款」、「中牛馬会社物貨取扱規則」と「中牛馬会社申合規則」が作成されている。「改正中牛馬会社定款」（史料2-2）には50条の条項がある。第1～7条は資本金、会社組織、人員（役職等）を概括的に規定している。第8～14条は株金の出金、会社等級と株金利子の分配についての規定である。第15～29条は会社の役員の見察法、役割分担と賞罰について、第30～33条は会社の定例会社と臨時集會などの規定、第34～39条は利益損失の分配と株券の売買についての規定、第40～42条は会社会計書類などの処理規定、第43～49条は会社の社員の仕事怠慢と犯則行為に対する処理方法、第45～49条は会社の諸規則と会計書類の作成方法、最後第50条は会社の営業期限（20年間）が定められている。1872年の定款よりかなりの発展をみせていることは一目瞭然である。

さらに「中牛馬会社物貨取扱規則」は荷主に対する規定26項が定められている。特に貨物を運送する時の注意事項は重要であり、運送事故紛争に対処する時の根拠となるものでもあった。また、「中牛馬会社申合規則」16条は、各地の中牛馬会社、分社、荷継所間についての規則である。実際に継立運送を行なう時の継立方、手順、請負料、手数料などの分配、弁償責任の分担、鑑札料の処理、会社役員の見察料と旅費などが規定されている。これらの定款と規則は「新入社禁止令」を解除してから起草されたものである。1879年9月25日に駅定察の直轄が解かれた後、1878年以降毎年各地の中牛馬会社の代表者が集會して規則の加除改正が続けられて作成された「改正中牛馬定款」よりさらに改正作業を進めて作成したことは明らかである。新定款（史料2-4）は第一章株金及資本金徴集法、第二章総扱所以下章程、第三章役員見察法、第四章社員職務章程、第五章保険及運送法、第六章集會法、第七章損益分賦法、第八章入社順序、第九章雑を含め全部で51条から構成されていた。周知のように、明治10年代はまだ会社法、商法の存在していない時代であり、「国立銀行条例」<sup>45</sup>が日本の近代的会社制度の先駆として機能しつつあった時

代でもある。西南戦争後に生じた通貨膨張によるインフレ景気のもとで全国的な国立銀行の増設に刺激され、全国的にさまざまな分野で諸会社が勃興し、1882年までは会社数、資本金ともに増加しつづけた。東京、大坂などにおいて東京海上保険、東京馬車鉄道、日本鉄道、共同運輸、大坂紡績、横浜正金銀行などのような多小官辺に關係のある大会社のほか、地方においても養蚕、製糸、織物、小陸運送などの目的で多数の小会社が設立された<sup>46</sup>。会社形態で新たに出発した中牛馬会社はその一つだったのである。

## 2-3. 中牛馬会社の再編成

このように、1879年に陸運業への新入社が自由化されてから、中牛馬会社は株金制度と保険制度など、近代的な会社制度に類似した様々の新たな制度や仕組みを導入しながら、従来の企業組織を再編成した。東京に総扱所を置き、会社事務全般の統括を行なった。また、営業上便宜な地域に、分社、支店と荷物取扱所を新たに設置することによって、新たな荷主を獲得し、中牛馬会社の運送網を従来より遠方各地へと拡大していくことを通じ、経営規模の拡大を狙おうとしたものと考えられる。以下、その新たな制度を検討しておきたい。

### 2-3-1. 株金制度

新入社禁止令解除の出願を受け付けられた後、中牛馬会社はまず1878年11月に会議を行なって、「中牛馬会社株券所有法」(史料2-3)を制定して、この会議の日を境として功労株券、旧株券、新株券についての説明を行い、また会社の株金、準備金、資本金について精算した。これで、旧来中牛馬会社の株主に対して、負債金についての精算とこれから新たに徴集したい株金についての区別、効力、または金額について詳しく示された。その中、従来中牛馬会社の創立前から会社に功労がある人に功労株を与えた。この功労株は営業身元金に充てられなかったが、会社取扱所に生じる利益の分賦を得ることができる。表2-3によると、小山五左衛門は32.2の株数を以て、中牛馬会社の最大の功労株主である。それは、小山五左衛門が中牛馬会社を創立するもっとも中心的な人物からであろう。そして、二番目は東京総扱所の副社長正木誓の13.8株であった。この外に10株以上を持っているのは長野中牛馬会社の頭取中沢與左衛門しかいなかった。この三人も中牛馬会社再編成の中心人物であった。そして、会議の決議によって新たに徴集すべき株数は321.2株の8030円とされた。

このようにして、1880年より次々に中牛馬会社の営業所が開業することになった。開業出願書、入社依頼書の史料がこの時期に集中している。さらに、1881年4月22日には福島岩代国会津若松七日町真船三九郎外二名が中牛馬会社の分社に入社した。中牛馬会社の経営地域は一層拡大した。前述の明治14年に完成した新定款では、中牛馬会社は有限責任会社であると規定している。1株は25円であり、1分株は2.5円である。10万円を徴集する予定であるが、この時点ではまず13,975円を徴集した。その半額を準備金として銀行あるいは豪富者に預けた。東京総扱所の利益金と損失は社員所有株高に依りて分賦することになっていた。

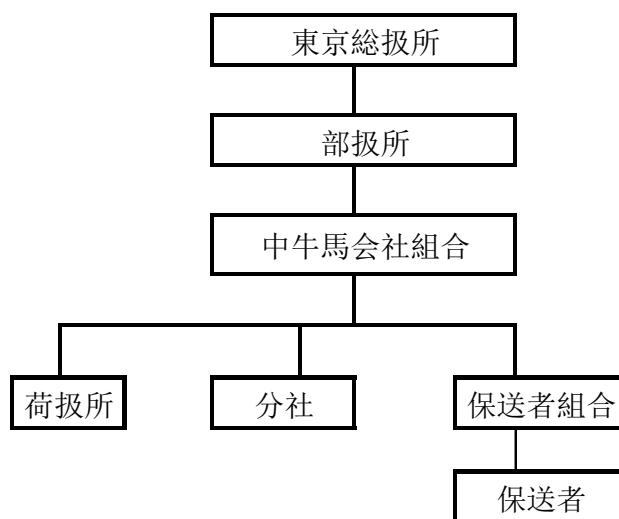
### 2-3-2. 会社組織の構成

新入社禁止令の解除令によって新会社開設の出願許可を得ただけではなく、荷物取扱所を自由に設置する特許も得た。さ東京の総扱所章程について詳しく説明されており、東京総扱所が会社全般の監督と取扱いにより強く関与することになった。東京総扱所以外の各地の中牛馬会社は県を単位として「部」を置いた。

長野県から、県庁第14号御布達により中牛馬会社将来営業の方法についての問い合わせがあったため、中牛馬会社社長と協議の上、長野県下各地の中牛馬会社間の営業方法と諸規則を書いた「第二部中牛馬会社申合規定」(史料2-5)を1882年7月に県令へ提出し、同年10月21日に認可された。これらの規則によって、中牛馬会社の新しい組織が作られた。それによると、長野県の中牛馬会社は、第二部中牛馬会社であった。この「部」

は部の事務所を置き、部中各社を総轄し又管轄県庁にたいする諸般のこと、および総扱所へ照会することからについては、全部、まずこの「部」の部長を経由することになった。そして、部長の考案でまた部内に組合を定め、組合毎に頭取を置きその組合各社を監督した。たとえば、小諸組（史料 2-6）とは、元小諸中牛馬会社とそれに所属していた北佐久郡と小県郡内の分社と荷扱所（荷継所）のことであった。さらに、「組」ごとに「申合規約」を制定した。このような組織は中牛馬会社の業務拡大に大きなメリットがあった。内国通運会社が全国的に組織と規則を統一したことに比べて、中牛馬会社が統一定款と規則の外に地域性的な実際状況に合わせて規則、条約などを制定したことは、実際の経営活動と運送実態に密着して直接監督することを可能にした。

図2 中牛馬会社組織図



出所：小山家文書史料より筆者作成

**東京総扱所**は、会社の一般事務を総括して取扱うところであった。総扱所の役員として正副社長、兼評議長、評議役、会計取締、記簿方、計算方を設置した。ところが、実際に社長は空いたまま、副社長の正木誓が支配権を握っていた。市場経済の発展とともに、中牛馬会社は各地方の商人の仕入れ商品と上信越地方の産物の量を拡大した。東京に設置された総扱所は、東京商人から地方までの仕入商品の取扱業務と、地方から出荷した商品を受取り東京市中で配達することに重要な役割を果たした。特に地方商人仕入れ商品の原産地として大きな意味を持っていた。日本橋区大伝馬町の本社だけではなく堀江町一丁目に中牛馬会社支店が設置されて、主として利根川舟運より水揚げの荷物を受取る役割を担っていた。

**部扱所**は、各地の中牛馬会社を県ごとにまとめて設置されたものである。部内の中牛馬会社の全般の事務を総轄して、部内の事情を総扱所へ報告して部内のマネージメントをすることとされた。これも旧中牛馬会社が独立企業体として経営することを防ぐための措置だと考えられる。長野中牛馬会社は第二部であった。群馬県下中牛馬会社は第三部であった。新潟県下中牛馬会社は第六部であった。<sup>47</sup>第二部長野と第六部新潟の部長は長野中牛馬会社の社長中沢與左衛門であった。1882年10月21日に許可された「第二部中牛馬会社申合規則」（史料 2-5）では第二部に属する諸中牛馬会社は北佐久郡小諸町、小県郡上田町、下伊那郡飯田町、長野町、東筑摩郡松本町、南佐久郡野沢町の6カ所にあった。

**中牛馬会社組合**は、実際に運送業務を専任して、荷主より荷物運送の請負、差立、継立



などの経営をする組織であった。各地中牛馬会社とそれに付属する分社、支店、出張所、荷扱所、保送者組、保送者などの一般業務を縦轄した。陸運と舟運を含めた水陸業者同盟であった。長野県下の中牛馬会社連合は第二部であって、創立期に比べると、長野県下では長野、上田、小諸のほか、松本、野沢、飯田の三カ所に中牛馬会社が設置された。この6カ所は原発荷がもっとも多いところからである。その中で、小諸中牛馬会社とその分社、荷扱所はまとめて小諸組と呼ばれた。「第二部小諸組中牛馬会社申合規約」(史料2-6)は小諸組内の会社、分社、荷継所、保送者についての申合規約、組合出金法について規定したものである。また1882年11月14日表2-4「小諸組一切出金法」1881年と表2-5「小諸中牛馬会社の株主表」によって、小諸組の一切出金比例と小諸組の会社、分社、荷扱所の株数について規定された。

分社は各中牛馬会社に所属していたが、荷物運送業務の請負などは会社と同じである。従来の定宿は荷物取扱所または荷継所へと変更された。これは近傍の会社に所轄し、保送者の休憩、宿泊、荷物預けなどの監督役を果たしていた。この時期の分社と荷継所は創立期の定宿と比べると、数的には少なくなったが、地域的な所在範囲は拡大した。実際、表2-4によれば、輸送網は創設期の北佐久郡の範囲を超えて広がり、創立当初の七番組和田中牛馬会社の拠地小県郡の和田、和田峠なども、小諸中牛馬会社に付属する荷物継の重要な分社と荷継所になった。この時期では荷物の出荷地の場所に分社と荷継所を設置した。たとえば、和田と和田峠は飯田地方と諏訪地方から出荷された飯田産物や製糸荷物などを東京方面へ送る重要な中継地である。上丸子村は上田地方の繭類を諏訪地方へ送る重要な中継地である。軽井沢は小諸から碓氷峠を越えて高崎迄行く重要な中継地である。小諸組は小諸中牛馬会社を中心としてそれに付属している分社、荷継所は中牛馬会社全体の荷物の輸送の重要な中継地であろう。小諸中牛馬会社の管轄範囲も拡大したと考えられる。

そして、明治12年9月の「中牛馬会社荷扱所之儀二付伺」(史料2-7)によると、中牛馬会社、通運会社に運送上税を賦課されているが、中牛馬会社荷扱所と通運会社の継立所は免税されていた。その原因は通運会社継立所と中牛馬会社荷扱所が一年で取扱う荷数は多い所は5千駄前後、少ないところは10駄、20駄ぐらいの差が生じていたためであった。

保送者組合は、保送者5人から10人を一つの組合として組織し、2組を小組合と言って、5組から10組は大組合と言った。それぞれ大行司と小行司を置いて監督した。従来村ごとに世話人を設置して中馬士を監督していたが、保送者を小組合、大組合に組織して、行司を設置することによりさらにその監督が強められた。行司は組合内の保送者から選挙された人であった。なお、行司は組内の諸事務を管理、担当していた。「行司補助金給与受取簿」などの史料によって会社から行司に相当の手当てが支払われた。このような細かい組織は多数の保送者をよく監督できるとともに、ある程度の保送者の自治性を持っていた。

従来の中牛馬士を含め、荷車などを利用して荷物を運送する車夫と船運送の船夫をすべて一括してこの「保送者」という名称へと改称した。以前より鑑札を持っている保送者は保証人がいないが、新しく入社する場合は保証人が必要となった。そして、保送者になる時に身元金を払わなければならなかった。史料的には、この時期に保送者が身元金を納める「身元金預簿」は第一号から第六号まで作成されている。それと同時に、「借入金証書」がたくさん残されている。それは一時出金困難の場合は中牛馬会社から借金することを可能とした結果であると考えられるが、慈善事業では無かったので、借入金には利子がかかった。しかし、誰でも保送者になれるわけではなくて、一定の信用力を持っている人であることが要求された。保送者途中の替荷は禁止されている。やむを得ず事故があって交換する場合は、会社、分社、荷継所で検査を受けて対応しなければならないのである。

### 2-3-3. 中牛馬会社の役員構成

総扱所には正副社長、評議長、評議役、会計、記簿の役員がいた。正副社長は25株を所有する人から評議役の投票で決められた。会社の一般業務を取扱った。初期の中牛馬

会社では社長一人で会社事務を総轄して会社の失敗にいたった経験があったため、新たに会社組織を編成した。しかし新たな中牛馬会社では社長をなかなか決められなくて、総ての事務は副社長正木誓が総括していた。そして、課長木村朗、会計書記簿翠川理三郎、記簿書会計戸鹿里進などの役員が総扱所で勤めていた。

**評議役及総代**は、一つの部につき会社で八株以上所有する人から投票で決められた。一つの部は総代二人を選び、二人交代で総扱所の評議役とその組合会社を統轄し、総扱所からの告示をその組合へ伝達し、各社の正副頭取を監視し、其勤情を総扱所へ報告した。営業上の利害得失、社員の賞罰、規則の改除などを担当した。**正副頭取**は、その会社の等級に応じる株数の三分の一以上を所有する人であった。その会社及び所属を総轄し、総代より告示されることを伝達した。**支配人**はその会社の等級に応じる株数の十分の一に当たる身元金を出金し、頭取より選ばれた人であった。専ら運送営業の事務を担当して、大小行司を監督した。**大行司と小行司**は、組合営業者の投票をもって選挙で決められた。所属保送者を監督した。これによって東京総扱所から各地の中牛馬会社ないし保送者までそれぞれの役目分担が細かく分けられて、各層組織を監督する役員を設置することによって、会社の管理をスムーズにかつ統一的に執行できるようになった。

以上から考えて、中牛馬会社は単なる独立企業の連合体であったわけではなくて、全体が統一的な経営のもとにある合名会社に近い組織であったと考えられる。

#### 2-3-4. 会社運営の集会

毎年4月、東京総扱所で定例集会が開かれた。その準備のため、3月25日までに各地の中牛馬会社正副頭取は東京に集まらなければならなかった。その前に各地中牛馬会社の部扱所も二月に集会を開いた。定例会議は通常会議といい、それに対して臨時会議もあった。

群馬県下と長野県下の中牛馬同盟会社は明治1880年2月にその両県が接している小諸中牛馬会社で会を開いた(史料2-8)。参加した同盟会社は高崎、松井田、小諸、野沢、上田、浦野、長野中牛馬会社であった。毎年3月15日より20日までの間に定例会議を行うことを決めた。定例会議では一年間荷物運搬のことを議定することが目的であった。そして、1881~1887年間の集会所を決めた。さらに、毎年各地の荷主方で年始と荷物周旋についての割合分担を決めた。

たとえば、1881年2月20日に小県郡別所において第二部中牛馬会社の同盟会社集会を行った(史料2-9)。この会議では野澤、小諸、上田、長野、浦野、松本、諏訪、飯田、越後、高田の各地の中牛馬会社の頭取が出席した。会議では、東京の定例会議に参加する五人の代表(中沢與左衛門 小山五左衛門 西牧新三郎 山崎陳太郎 松下莊蔵)を選んで、その旅費の金額(一人あたり25円)と各社の出金割合(小諸18円、上田18円、長野18円、野澤15円、飯田15円、高田12円、松本12円、諏訪12円、浦野10円)を決めた。そして、部扱所の明治12年、13年の年費について各社の出金割合を決めた。さらに、株金に関する諸事項など株金の使い方について決めた。1882年の集会は2月25日長野において開かれた(史料2-10)。主として、第二部扱所の費用と社長給料、通常会議と臨時会議の旅費などの出金の割合と株金貸付利子の分賦について議決している。さらに、1885年2月小諸中牛馬会社において同盟会社の集合会議が開かれた(史料2-11)。参加者は東京中牛馬会社の戸鹿里進、高崎中牛馬会社と松井田中牛馬会社の代表飯田文助、小諸中牛馬会社の小山恒助、上田中牛馬会社の大井六郎兵衛、浦野中牛馬会社の榎崎浦助、松本中牛馬会社の小林盛造、和田中牛馬会社の翠川府右衛門と長野中牛馬会社の代表であった。参加者を見ると、殆ど各社の支配人やいは副頭取であった。そして、会議で議論したのは明治1884年12月10日に作成した議定書を増補することであった。荷物等級物品の手数料を決めること、また高崎、松井田、小諸、上田、長野、浦野、松本、福島、和田、上諏訪などの各地間の等級荷物を運送する時の賃金額を議定することであった。さらに、過怠金の弁償方についてであった。これらの措置は同業者の競争を防ぐための重要な政策であった。

## 2-4. 中牛馬会社による陸運業の経営と運送構造

### 2-4-1. 「中牛馬会社」運送の構造と会社のテリトリー

前期に引き続き中牛馬会社は荷物運送を請負うのが主要な業務であって、荷主に荷物を運送するサービスを提供する陸運業者であった。実際の荷物の運送は会社に所属している保送者が担っていた。彼らは中牛馬会社に雇われた賃労働者ではなくて、会社に身元金を払い、営業鑑札をもらった、会社の規則と指示に従って荷物の運搬を実行する稼業人であった。彼らは会社の経営に直接関わらず、運賃から一定の割合で駄賃を稼ぐのが目的であった。

この時期における会社組織の再編成によって、各地に新しく分社と荷扱所を設置することができた。とくに倉賀野河岸の舟運業者が中牛馬会社の分社と荷扱所として営業を開始した。中牛馬会社の名称で陸運と舟運業を統轄した。太平洋側と日本海側を連結する陸路と水路の路線を正式に作った。前述のように創業期から倉賀野河岸の舟運業者の八人ぐらいと同盟関係を持っていたが、中牛馬会社荷物を舟運業者に依託運送する形で、船積みと水揚げの両端の業務だけを担当することから、倉賀野河岸の舟運も中牛馬会社に参加することにより中牛馬会社が水陸運業者となった。1879年から1883年の間に(表2-6)、倉賀野河岸の須賀善右衛門(史料2-12)と田口五平(史料2-13)が中牛馬会社の同盟組織に入って、中牛馬会社荷物取扱所、倉賀野中牛馬会社などの名称に変わった。おそらく彼らは会社の経営に参加していなかったようだが、中牛馬会社の名称で正式に太平洋側から日本海側間の長距離輸送継立網を構築した。中牛馬会社が請負う荷物が舟運を利用して運送する場合の賃銭については、中牛馬会社の規準によって定められることとなり、運賃額が全体として統一することが出来た。それとともに、保険制度も舟運に通用できるので、損害弁償が発生する場合は保証ができるようになった。荷主にとっても東京との間の荷物の輸送を中牛馬会社に依頼すれば、荷物が届くまでの保証ができた。1883年まで、倉賀野河岸の舟運業者が中牛馬会社に参加したことによって、東京までの荷物はほとんど利根川舟運との継立運送を行なった。

さらに、長野県下では、南信地方荷物中牛馬会社が進出して、自ら中牛馬会社の運輸網を作った。諏訪伊那地方の荷物が和田峠を越えて、芦田から小諸、小諸から高崎、高崎から倉賀野、倉賀野から東京・横浜間の往復路線もこの時期から中牛馬会社特に小諸中牛馬会社の重要な運送範囲となった。

### 2-4-2. 荷物運送の形態の多様化

この時期、中牛馬会社の組織の再編成に伴って、諸制度が整い、その上で荷物運送の形態がさらに多様化した。賃払いの形式について見ると、賃先払い運送、賃向払い運送、為替荷物の運送、保険付貨物の運送があった。運送時間について見ると東京～直江津間の定便、昼夜兼行便が次々に開通した。請負形式について見ると各会社は原発請負、逡次請負があった。中牛馬会社は荷主の要望に応じて、多様な運送サービスを提供しようと努力していた。

1879年の「中牛馬会社申合規則」によると、原発会社が全部の賃銭を受取り自分が運送担当する分の手数料を差引き、着地会社までの賃銭額と小帳簿を添え、運賃額と手数料を明記して、継立会社が其の分の賃銭と手数料を差引、帳簿と残金を次の会社まで継ぎ送っていた。賃銭向払いの場合は元会社が継立会社から立替分の賃銭と請合料及立替手数料を受取り、その次の継立会社も同じ方法によって着地し、会社は惣手数料と賃銭を着地受主より受取った。

東京と直江津間に中牛馬会社の定便を開いた。東京筋への荷物の集荷日は毎月の二と七の付く日であって、出荷日はその翌日の三と八の付く日であった。直江津筋への荷物の集荷日は毎月の四と九の付く日であって、出荷日は翌日の五と十の付く日であった。このように東京と新潟間の路線に往復する荷物の運送を定期便にすることによって全体の運送

システムがよりスムーズに運営できると考えられた。なお、昼夜兼行便などを開通することによって荷物の運送日限を短縮することもできた。

そして、原発荷物運送を請負うだけではなくて、他社からの荷物を継ぎ立て運送する「通次請負」のサービスも提供し始めた。

### 2-4-3. 荷為替への取組み

前文で話したように、近世期中馬稼業の特徴の一つは「敷金制度」である。明治前期の帳簿記録を確認すると、「敷金」は一般的に存在していた。近代の中牛馬会社もこの「敷金制度」を継続したことは明らかである。具体的な仕組みはまだ分析していないが、中牛馬士は農間駄賃稼ぎ兼業の者が多かったため、多額の敷金を払うことは考えられないのである。いわゆる、中牛馬会社が荷主に対して、敷金を一時に立替払うことは推測できる。明治前期の定款書類ではっきり説明されなかったが、実際の帳簿をみると、「敷」を表示し、下に金額を記録するのは一般的である。「敷金」のことだと考えられる。帳簿記録の一つの金銭名目として、長年に存在していることから、中牛馬会社、中牛馬士、荷主の間によく知られている制度だと考えられる。

そして、1879年陸運業の自由営業になっていから、「敷金制度」は荷為替の名称へ変え、本格に会社の経営法に加えられた。1879年12月5日に「中牛馬会社有信組申合規則」（史料2-14）を作成して長野県令に出願し、12月10日に許可された。中牛馬会社は社中に荷為替方を設置し、「有信組」という名前を称した。「有信組」が中牛馬会社へ運送を委託する貨主貨物に対して為替金を貸与する業務が展開した。有信組の人員は中牛馬会社へ出張してその貨物を検査し、原価六分迄を貸与することができる。小口荷物の運送を依頼された荷主に対して、有信組は50円迄の金額を貸渡し、銀3厘日歩で利子を納めた。実際の実行は継立運送と同じように、原発会社は原発為替方、その次の会社は第二為替方、第三為替方の類推で、最後は貨主所在地の会社は元利を貨主より貨物と引き換える。「有信組」の為替の利子と脚夫賃は必ず前払いで、次の為替方より受取る。利子と脚夫賃は送りと戻し金を含めている。なお、為替取組貨物は事故紛争を起こす場合の責任は総て原初為替方が負担する。また、為替付き貨物は総て危難受合料を中牛馬会社へ払わなければならないのである。翌年小諸で行なった同盟会社の集会で、「第六条 原発荷物へ敷金附ヲ請負ヲトキハ其原価ヲ送券ニ記載シタル半額ヲ荷物ニヨリ原価ノ八分迄ヲ貸渡ス事モアルバシ」という条項を議決した。荷為替を取組む銀行の融資サービスがまだ展開していないうちになされた「荷為替」は、いわゆる荷主に対する前貸金融というもので、中牛馬会社が荷主の要望に応じる一種の直接融資である。前述のように、近世では、中牛馬士から荷問屋へ敷金を払い、荷問屋から荷主へ払うことを古島が説明しているが、こういうサービスを提供するのは一定の資金が必要となる。中牛馬会社がうまく資金を調達して、貸し出すのは荷主に喜ばれるサービスであろう。それだけではなく、中牛馬会社自身に対しても、運賃手数料のほかに、為替金の利子も収入の一つとなる。また、近世期において、敷金制度は中馬稼ぎ業の独特のサービスであるが、近代明治期になると、陸運業の自由化にともなって、激しい競争の中に、「敷金制度」は陸運業者の間で一般化するようになったと推測できる。和田駅内国通運会社取次所を経営した翠川家文書史料「諸荷物受払記 第二号」によると、明治12年8月～明治13年1月間に運送した荷物の記録では、ほとんど敷金が支払われた。中には、上諏訪から上田までわさび6箱の運送に対して、31.29円の敷金が支払われた。敷金の金額としては、相当高い金額であった。

ところが、器械生糸、キピソなどの製糸荷物の運送に対しては、ほとんど敷金なしと記録された。これは中牛馬会社と同じように、製糸荷物は高価であるので、荷為銀行がその荷為替を取組むのは一般的であったからである。製糸荷物の荷為替は中牛馬会社が直接ではなく、間接的に関わった。前章で説明した1876年長野県為替方彰信社が取組む荷為替貨物の陸路運送は中牛馬会社に依頼した。さらに、明治10年代に入ると、中牛馬会社は各金融機関と提携して彼らが取組む為替付き荷物の運送請負業務が展開した。特に製糸業の為替付荷物の輸送は1883年以降もっとも中心的な業務となった。（各論二で後述）

#### 2-4-4. 保険貨物への取組み：

明治 14 年の中牛馬会社定款では本格的に「保険」という言葉を使い、保険制度を取組んだ。保険制度が運輸業に導入されるのは、陸運会社が近代化して発展する際の一つの重要な特徴であった。

中牛馬会社の最初の資本準備金等の積立、危難弁償の制度<sup>48</sup>が確立されたのは、駅逦寮からの通達を受けて、1873 年 6 月の太政官布告第二百三十号発令後間もなくであった<sup>49</sup>。1879 年「中牛馬会社物貨取扱規則」の第 14~26 項は保険の言葉ではなく、前期と同じ「危難請合」という言葉を使っていた。その後、1881 年の新しい定款では、「第五章 保険及運送法」の部分は 11 条の規則がある。保険料の受取る基準、保険料と利子の分配、弁償の割合などについて説明した。そして、中牛馬会社に参加する陸上と舟運の各同盟会社間で保険制度を導入した。そして、明治 10 年代後期、器械製糸業の勃興ともなって、生糸などの高価的な荷物を運ぶ場合は保険付きの運送は一般的になって、保険料は運賃手数料を上回って中牛馬会社のもっとも大きな収益源となった。中牛馬会社は収益を上げるために保険料収入を上げるようにさまざまな工夫をした<sup>50</sup>。特に各銀行及び金融機関が取組む為替貨物に対する保険付運送業務が 1881 年以降急速に展開した。保険制度を取り入れることによって、荷物の損害弁償は円滑に進められたと思われる。(各論三で述べる)

#### 2-4-5. 収益構造と損益分配

この時期の中牛馬会社の収益は中馬鑑札料<sup>51</sup>、身元金とその利子<sup>52</sup>、運賃・荷物発着手数料、蔵敷料<sup>53</sup>、敷金利子、保険料・保険料利子<sup>54</sup>、株金利子などからなっていた。その中の主要な収益は中馬士の駄賃を差し引いた残金の荷物取扱手数料であった。手数料を獲得するのが中牛馬会社経営の基盤であった。手数料には荷物発着手数料、荷物継手手数料、賃向払立替手数料などの種目があった。そして、保険制度を導入することによって、保険料の収入も主要な収益となった。

長野県下第二部の中牛馬会社の運賃額が統一の基準に定められた。その基本運賃は荷物 1 駄に国道平地 1 里につき 10 銭である。そして、支道の場合は 2 割~5 割の割り増しができた。坂道の場合は 2 割の割り増しができた。険阻地の場合は 5 割の割り増しができた。雨雪悪路の場合は 2 割~1 倍の割り増しができた。夜割り増しは 5 割であった。そして、舟運を利用するときの基本運賃は下りの場合に 1 里につき 4 銭、上りの場合は 5 銭であった。「水増風雨農繁ノ節」は 2 割から 1 倍までの割り増しができた。また、牛馬背だけではなく、荷車も運送手段として登場した。1 里の平地と険阻地とも 60 貫目に決められ、1 賃金が 18 銭である。

そして、総扱所の収益は保険料歩合および収益歩合、株金の利子であった。各会社と荷物継手は取扱所の物貨荷数 1 駄につき 3 厘ずつの収益歩合として 1 月毎にその月 25 日を限りに取り纏め、その 3 分の 1 をその部扱所に留め 3 分の 2 を総扱所へ送致した。総扱所に生じる利益金および損失とも、社員の所有する株高に応じて分賦した。その分配方法は総扱所役員給料旅費及雑費を引いて純益として分賦した。純益のうち 10 分の 1 は本会社役員に分賦し、10 分の 2 は本会社の積金とし、10 分の 7 は各株主に分賦した。

保険料利益分賦：保険料を受け取る荷物原発会社は継替る会社、荷物継手へ各里程に応じその料金額 10 分の 6 を与えた。その他の 10 分の 2 は総扱所へ、10 分の 1 はその部扱所へ納めた。その歩合金はその保険証をそれぞれ受け取る際に会社はその部扱所へ 10 分の 3 を前払し、各部扱所は 10 分の 2 を総扱所へ前払することとされた。

身元金制度：中牛馬会社に入社する保送者は身元金を納めなければならなかった。その金額は牛馬一頭に付き 2.5 円、荷車一輛につき 2.5 円、牛馬車一輛につき 5 円、通船一艘につき 10 円であった。身元金の出金が一時的に困難な時は中牛馬会社から借金ができたが、前利として一割の利子を払わなければならなかった。そして、納めた身元金を各中牛馬会社組合の頭取に預け、その地方の銀行あるいは富豪などの信用できるところに預け

て一定の利子を領収した。そして、身元金利子の支出方は次の通りであった。一、県道以上人馬が乏しくても運送区間にある地方に常備人馬を置く費用に充てた。二、道路橋梁の修繕などの荷物運送に補益になる事業を助かる予備費用とした。三、牛馬士、荷車、水夫などの取締費と災害に罹る時の救助予備金とした。しかし、以上の三項の金額は利子収入の十分の三を超過してはいけないこととされた。そして、利子収入の十分の一と前各三項の残金を合わせて非常事が発生する時の予備金として準備した。そして、身元金収入は会社総扱所の入費に充てた。又廃業の時は10分の3を受け取れるが、10分の7は返付すべきこととされた。

各帳簿のデータによると、この時期中牛馬会社の経営は金額的にそれほど大きくないことが判明する。必ず毎年黒字になっていなかった。参考として(表2-7)を示す。明治16年を例としてみると、1879年1月から12月までの上田中牛馬会社荷取扱所の収支決算の結果は銀行からの保険料と運賃合わせて2060.543円であった。しかし、支出の部分は2066.48円であり、不足金は5.937円になっていた。ただし、この期間における総扱所の利益と利益分配の実態は不明である。

## 2-4-6. 荷物運送の概観

小山家の帳簿統計(表5-4)をみると、明治12年～明治15年の4年間では、合計25冊の帳簿がある。明治5年8月～明治11年の7年間の7冊よりは圧倒的に増えた。この中で一番多いのは「長野大連社荷受払帳」であり、明治11年の1冊を加えて合計17冊ある。それぞれの年では明治12年が3冊、13年が7冊、14年が6冊ある。これらの帳簿を読みきれていないので、全体の統計は分からないが、荷受主の長野大連社とは長野町商人の結社だと分かる。東京と高崎方面から仕入れした様々の荷物だと推測できる。1875年に交代した長野中牛馬会社の頭取中沢與左衛門の家は旧庄屋であったため、彼らの影響力を通じて、長野町の顧客と荷物量が急増したと考えられる。小諸から見れば、長野方面へ行く荷物は西行荷物ともいえる。しかし、この長野大連社の帳簿は明治14年までしかなかったので、恐らく結社が解散したと考えられる。その代わりに、明治15年に「西行荷物受払帳」の1冊がある。そして、明治11年に続いて「川上荷受払帳」は1冊ある。これらの荷物はほとんど材木類である。また、屋号で名前を付けた帳簿は3冊ある。「山久荷物受払帳」、「三角久荷物受払帳」は砂糖類荷物がほとんどである。「田り藍玉配達帳」は題目の通り藍類の荷物である。その外に松本からの煙草荷物は「刻莨請払帳」の1冊がある。

とくに注目したいのは、「養蚕荷原発帳」、「第十九国立銀行為替荷物受払帳」、「為替荷物受払帳」らの養蚕と製糸荷物に関する帳簿である。明治前期では生糸類、繭類を運ぶ記録はあるが、断片的な記録が多かった。「越後屋荷受払帳」と「彰真社荷受払帳」の2冊があるが、座繰生糸を中心であり、出荷地は長野、上田の地方であった。小諸中牛馬会社は中継地の役割しかいえない。この時期から、諏訪岡谷の器械製糸業が急速に発展し始め、岡谷、小井川、上諏訪の各地に小諸中牛馬会社に付属する出張所、支店、分社を設置した。小諸中牛馬会社とともに、荷為替を取組む銀行などの金融機関と為替付き、保険付きの製糸荷物の運送を請負う契約を結んだ。上田第十九国立銀行は製糸金融を取扱うもっとも有名な銀行である。「第十九国立銀行為替荷物受払帳」は最初の帳簿であり、小諸中牛馬会社が請負った為替付き荷物の輸送を記録した。明治15年の一年間、第十九国立銀行が荷為替を取組み荷物の中で、中牛馬会社が運送を請負ったのは器械生糸類121個、1152貫であり、屑類と繭は合計383個、3073貫であった。同年7～12月に、布施銀行小諸出張所が取組む荷為替荷物の輸送も小諸中牛馬会社が請負って、器械生糸、座繰生糸、国用生糸、器械生皮苧、提糸などを含める製糸荷物を合計94個、911.763貫と人參荷物20個、合計773斤を運んだ。小諸中牛馬会社の原発荷は一気に増えることになり、製糸荷物の運送収益は会社の利益源泉も拡大したと考えられる。

この時期において、中牛馬会社は会社組織を再編成しながら、荷物の運送業務を行なった。中牛馬会社の運送業務が急速拡大したことは帳簿類で確認できた。長野地方では強い

影響力を持っていた。長距離継立で運送を円滑に取組むことによって、顧客から認可されて、様々な荷物を取扱うことができるようになった。

## 2-5. 内国通運会社と中牛馬会社の関係

小山家文書の明治12年11月の「御請求書」史料では、東京鎮台輜重兵中隊の物品の継立運送を行なう時の賃銭、積量、里程、手数料などの明細と運送時の注意事項が示されている。ここで注目したいのは、史料の文面では印刷体だった通運会社の名前を線で消して、全部中牛馬会社の名称に変えていたことである。これは内国通運会社の業務を奪ったことを示したものであろう。中牛馬会社の営業が拡大すると同時に、従来内国通運会社が請負った業務を奪った事例は少なくなかったと考えられる。さらに、この時期において、中牛馬会社は南信まで進出して、分社、支店、出張所の増設が相次いでいた。その中では、もともと内国通運会社の支社を営む人が中牛馬会社へ転向した場合も続出した。長野県下では中牛馬会社と内国通運会社間が荷物運送業務にめぐって、強い競争を繰り返したと考えられる。

この状況を見て、長野県令が動いた。1882年2月長野県令は長野県下運輸の遅延を矯正し貨物交通の便利を図るために、内国通運会社と中牛馬会社社員の社員を召集して、7項の諮問を聞いた。第一項は「諸物貨運輸ノ延滞ヲ矯正する方法如何」、第二項は「両会社分社及継立所等ヲ一般ノ便利ニ関スル地位江設立スル方法如何」、第三項「管下諸物貨運賃額ヲ略一定スル方法ハ如何」、第四項「人夫取締方及賃銭ヲ一定スル方法如何」、第五項「一般ノ便利ニ関シテハ両会社ノ契約ヲ以テ互ノ荷物ヲ交換シ、運輸スルノ方法ハ如何」、第六項「両会社ニ於テ各地方ニ運輸スル荷物ノ多寡凡何程ナルヤ」、第七項「将来会社亦ハ継立処等ノ設立ヲ要セサレハ、一般ノ弁理ヲ失スル等ノ箇所ナキヤ」について問われた。つまり、内国通運会社と中牛馬会社両社に貨物運送の延滞をどういうふうで矯正するか、両会社の分社と荷継立所などの設立の場所を決める方法、貨物運賃額を各地でおおよそ一定にする方法、人夫取締方及び駄賃を一定にする方法、両会社間で互いの荷物を交換し運輸する方法、両会社が各地方において運輸する貨物の多寡はどの程度になるか、また将来会社や荷継立所を設立すべき場所について県から質問された。両社の回答によって、当時両会社の主要な会社所在地或いは長野県下の商品取引の中心地における内国通運会社と中牛馬会社の荷物取扱量が分かる。表2-8のデータで明らかにしたように、従来中牛馬会社の主要経営拠点であった小諸、上田、長野で中牛馬会社が取扱った荷物の量は同地にある内国通運会社の2倍ぐらいあった。しかし、南信地方の飯田、松本、上諏訪の各地では逆に、内国通運会社が取扱う荷物の量は同地の中牛馬会社が取扱った荷物の量の3倍ぐらいあった。それだけではなく、飯田と松本の中牛馬会社で取扱った荷物の量は僅か3800駄と4000駄であった。その原因はおそらく中牛馬会社が南信地方へ進出したばかりであった一方、内国通運会社はこれまでは競争相手がいなくて支配的な地位を持っていたからと考えられる。しかし、取扱う荷物全体の数量を見れば、中牛馬会社は83300駄、内国通運会社は65000駄であって、中牛馬会社の方が圧倒的に多かったが、そのうち原発荷物の総量は中牛馬会社12320駄、内国通運会社は15300駄であって、内国通運会社のほうが多かった。特に上田では内国通運会社の原発荷物は中牛馬会社の倍ぐらいであった。原発荷の多少は陸運企業にとって重要な業務であったので、この時点で中牛馬会社の原発荷の数量が少なかったのは、内国通運会社との競争が厳しかったためと考えられる。そして、長野県下の中牛馬会社と内国通運会社の業務根拠地が違っていたため、南信と東北信は運送範囲として分けられており、それぞれの取扱う荷物の多少が違っていた。

ところが、この「下問奉答書」を契機として、中牛馬会社と内国通運会社が翌3月に業務協力契約書を締結した。(史料2-15) 契約を締結した際の内国通運会社側のメンバーは総代長野町臼井承、上田町長谷川栄之助、小諸町渡辺新左衛門、福島駅柏原瑞穂であり、中牛馬会社側のメンバーは総代長野町中沢與左衛門と小諸町の小山五左衛門であった。この契約によって、両社は助け合って荷物を互いに継送することと、「稼夫」が付属する会社を自由に選ぶことができるが、一方の会社で不正があれば、もう一方の会社へ報告して



加入することを許可しないこと、両社に関する事項は総代達が集合して懇親会を開くことを通じて協議することなどを約定した。これによって、悪い競争を避けて、自由競争が展開することを示した。

同じようなことは1882年7月の「第二部中牛馬会社申合規定」の中で「第六条 各同社相継運送ノ延滞ナキヲ勉ムルハ勿論ナリト雖モ万一臨時運送ニ関ヲ生スルアラハ之ヲ同業ナル通運会社ニ託シ又彼ノ社ノ同様ナルトキハ我社其托ヲ受ル等互ニ貨主ノ便宜ヲ計ルニ注目シ私情ヲ以テ彼レニ托スルヲ厭ヒ我レニ請ルヲ拒ム等ノ処行アルヘカラス」のように、内国通運会社と協同運送の間でも規定された。または「第二部小諸組中牛馬会社申合規約」の第十条では「貨物継立ノ際ハ予テ通運会社ト約定アルヲ以テ送券ヲ検査シ不都合無之様注意スベシ」内国通運会社との継立運送が行なっていると考えられる。

長野県下だけではなく、群馬県下の場合も1883年10月に「群馬県下各地通運中牛馬両会社締盟規約書」<sup>55</sup>（史料2-16）を群馬県令から許可された。これによって、群馬県下では中牛馬会社と内国通運会社が県から保護を受けることになったとともに、各地間の運賃も統一して決定された。

## 2-6. おわりに

本章では1879年からの陸運業の自由化になるまでの経緯と中牛馬会社の関わり、または陸運業の自由化になってから中牛馬会社の再編成と発展を検討した。

1875年に、陸運元会社から内国通運会社へ改称して、全国的な陸運網を作った。そして、太政官230号の「新入社禁止令」によって政府から保護をうけた。この禁止令は中牛馬会社のような陸運業者の経営と発展を強く阻害した。そして、中牛馬会社の社長が不作為することもあり、中牛馬会社はほぼ廃社の危機を迎えた。そのため、中牛馬会社を創立した中心人物小山五左衛門を代表として「社名改称及定款申合規則改正願」という願書を駅逦寮に提出した。「新入社禁止令」の解除の願いと中牛馬会社の再編成の見込みを述べた。その同時に、日本では自由民権運動が盛んで、海運業の自由化に対する陸運業の独占化が世間から非難された。ついに、同年太政官第16号により1873年の第230号の貨物運送業についての統制が廃止された。陸運業の自由化となって、中牛馬会社はこれを契機として再出発した。

そして、1879年9月に中牛馬会社は駅逦寮からの直轄を解いて「株式会社」という形で再編成した。中牛馬会社は1879年に「改正中牛馬会社定款」を制定してから、1881年までに毎年各地の中牛馬会社担当者を集まって規則の改定、修正活動を行うことから近代的な会社定款を作り上げた。そして、従来の身元金の変わりに中牛馬会社の経営に参入する人から「株金」を出すこととなり、会社は有限責任会社になった。新定款は株金及資本金徴集法、総扱所以下章程、役員選挙法、社員職務章程、保険及運送法、会議法、損益分賦法、入社順序などについて制定し、前期に東京総扱所の経営不善を防ぐと同時に地方と東京本社はお互いの監督をつよく呼びかけた。さらに、東京を本社とした外に県ごとに「部」を作った。部はその県下の中牛馬会社の総ての業務を管轄することができる。部の下はまたその地の中牛馬会社、分社、支店、荷扱所になる組がある。組織は細かく分けて、会社の事務は各地の経営者の共同検討によって決めることを求めた。この外に、中牛馬士の管理はもっと自立性をもつようになった。保送者へ改称して、大小組合を作り、さらに保送者の中から大行司と小行司を選んで、保送者の管理と監督を担った。全体的に会社組織を変更して、各地域間の同盟関係は一層緊密になった。

中牛馬会社は前期よりさらに広い地域に進出した。長野県下では、中牛馬会社は5カ所を中心に、それに所属する分社、荷継所、出張所などが続けて設立された。また、明治前期に中牛馬会社が合併された南信地方にも進出した。これによって、諏訪、伊那、松本、飯田などの各地の荷物の輸送を拡大することが期待できる。特に小諸中牛馬会社の経営管轄範囲内に諏訪伊那地方が入られた。また、従来の中牛馬会社と継立運送を担う倉賀野河岸の舟運業者が中牛馬会社の分社、荷扱所と改称して、中牛馬会社は正式に水陸業者とな



った。人力と馬力とも限界があった時代においては、うまく各種運輸手段を繋ぐ長距離運送を中牛馬会社で実現できた。そして、運賃も陸運、水運を含めて出荷地から荷受地までの規準によって決めることから、荷主にとって、出荷依頼の手数がずいぶん減ることだけでなく、運賃コストも減少した。顧客を獲得するために重要な意味を持っている。この時期の陸運と舟運の継立運送量が全面的に拡大した時期といえる。

また、荷物運送サービスが荷主の要望に応じ多様化に提供することになり、安定的な取引は定便の形で現れた。なお、中牛馬会社が自ら荷為替を取組む荷為替方を設置して、荷主に対する為替金の前貸し金融が本格的に展開した。それは小口荷物に対し、荷主の要望によって「敷金」を提供したサービスである。そして、荷主から一定の利子を納まり、中牛馬会社の収益が増えると同時に、荷主に対する便利な融資手段である。これは陸運業者中に一般化されて、製糸荷物のほかに、多数の荷物運送に応用されていた。さらに、貨物運送保険制度も導入された。銀行などの金融取扱う機関と貨物運送保険会社が成立していない時期では、中牛馬会社が自らこれらの業務を取組んで、陸運業の発展に重要な役を果たしたといえる。

このような中牛馬会社が組織の再編成、規則・制度の修正、運送地域の拡大を進めるとともに、荷物の運送業務が飛躍に発展したことが見られる。帳簿数量が大幅に増加したことを示された。さらに、固定的な顧客と長期的に安定的な運送を展開したと考えられる。特に、長野町商人の結社と見られる大連社との取引が盛んであった。長距離継立の主要路線である長野～東京方面間の中牛馬会社の陸上荷物運送の活況が示された。そして、この時期から上田第十九国立銀行を始めとして、各製糸金融を取組む銀行と運送契約を結ぶようになった。為替付製糸荷物の輸送がいち早く進んだ。

中牛馬会社が運送業務を発展すると同時に、内国通運会社から一部の運送業務を奪ったことも考えられる。両社間の悪性競争を防ぐため、長野県令によって、両社が1873年3月に業務協力契約書を締結した。この契約によって、両社は助け合って荷物を互いに継送すること、「稼夫」が付属する会社を自由に選ぶことができると、お互いに荷物運送を監督することが合意された。これによって、市場経済の発展によって、商品流通量が拡大するとともに、さらに運送効率をアップして、運送法を改善し、陸運業者の自由競争が期待された。

### 3. 鉄道開通による日本地域陸運業の変容と「中牛馬会社」(1883年~1893年)

#### 3-1. はじめに

本章では、明治維新後の日本の内陸運輸業の発展のプロセスを前提としながら鉄道の開通による貨物運輸網の大転換のプロセスを明らかにしたい。主として明治16年上野一熊谷間鉄道の開通から明治26年横川一軽井沢間鉄道の開通までの期間において、中牛馬会社を代表として取り上げ、地域的民間陸運業の経営変容について実証的に検討する。山本〔山本1986〕は、近代日本の交通運輸における「混合交通」という概念を提起している。日本には本格的な馬車交通の時代がなかったことに対応してのことであり、道路も舟運そして鉄道と組み合わせになった全交通体系の一部として「近代化」されてきたわけであったし、それ以外はありえなかったからである。すでに、前文で紹介したように中牛馬会社によって行なった長距離運送は徒歩・馬力・舟運が組み合わせられて継立運送である。この10年余りの間に、道路の整備によって道路状況が改善されながら、人力車、荷馬車、鉄道馬車などの運送手段の改革が発生した。それに鉄道が追加されることで高速化し、大量輸送が可能になった。このような「混合交通」の最盛期における、中牛馬会社に注目して、従来に明らかにされていない道路輸送のネットワークの変化と発展を明らかにしてみる。これらの検討によって、中牛馬会社について日本の近代的陸運業の中での位置づけを試みてみたい。

#### 3-2. 鉄道の開通による内陸貨物運送の鉄道への転換

##### 3-2-1. 舟運から鉄道へ

前述のような陸運と利根川舟運の継立同盟組織は1883年の日本鉄道会社第一区間上野・熊谷間鉄道開通によって一挙に変わった。舟運が急速に衰退して、船荷物が鉄道積へ転換した。その後、1884年5月1日、上野・高崎間、1885年に高崎・横川間、1888年直江津一軽井沢間が開通した。従来の舟運は急速に衰退して鉄道に替わり、鉄道の時代が始まった。特に生糸のような貴重な荷物の運送については、舟運より安全性が高い鉄道が利用されたのは当然であろう。

利根川の倉賀野河岸場の移出入総額の1879年から1884年の動向を見ると1879年、5732.7千円、1880年4627.5千円、1881年4901.1千円、1882年2783.8千円、1883年1940.7千円、1884年には数字がないということが確認できる<sup>56</sup>。1883年、1884年に上野から熊谷、高崎まで鉄道が開通した影響も大きいと思われる。貨物の輸送業務は鉄道に奪われたともいえる。上野・熊谷間の鉄道は開業当初から利根川舟運との競合という問題に直面することになった。1884年2月17日、日本鉄道会社は1~3級の上がり貨物に対してはさらに運賃の3分の1を割引くことにした。<sup>57</sup>日本鉄道会社は、利根川舟運に運賃面で対抗するために特約割引運賃を導入することにした<sup>58</sup>。老川氏<sup>59</sup>の研究によると、その後の1884年から明治1887年の間に、日本鉄道会社の貨物輸送量はおよそ四倍もの増加を示していたのである。これは、日本鉄道会社の貨物輸送量の増大が河川舟運から鉄道への輸送貨物の移転を伴いながら進行したということが考えられる。「明治16年8月13日から熊谷付近の荷主の要望にこたえ、旅客列車に貨物車を連結して生糸の輸送を開始したが、これが最初の貨物輸送であった。しかし、車両や貨物の取扱設備も整わず、したがって荷主の要求を十分に満たすに至らなかった。しかし、貨物運賃の項で述べたとおり、利根川の舟運との対抗上、東京行き貨物運賃を割引いたため、本庄駅開業の貨物収入は旅客収入の約30パーセントまでに上昇した。」<sup>60</sup>

実際、文書史料によって利根川舟運の運賃と鉄道運賃と比較してみると、生糸類荷物は倉賀野から東京まで2.5日~3日かかっている。運賃は1駄(40貫目)の150kgで50銭であった。生糸は鉄道貨物の一級品であって、運賃割引政策に適用していなかったが、もともと二級品以下の貨物より運賃が低くて100斤の50kgで12銭6厘であった。比較すると、1駄の生糸類荷物を運ぶ場合に鉄道は36銭8厘であって、舟運より13銭ほど安くなっていた。さらに運送時間は上野~高崎間は僅か4時間しかかからなかっただけでなく、舟運による水濡れなどの損害はなかったため、舟運から鉄道へ変わったのは当然であろう。

その転換するプロセスにおいては、鉄道が開通した時の中牛馬会社の貨物輸送としては倉賀野から舟運で東京まで水揚げ、或いは倉賀野から熊谷までの場合と、1881年の「養蚕荷原発帳」(史料 3-1)によると、諏訪岡谷から出荷した製糸荷物を田口五平に委託して水運で東京まで送った記録が多かった。しかし表 2-6 で示したように、1883年の中牛馬会社が倉賀野中牛馬会社の田口五平との契約書は最後のものではあった。契約書の中に、田口五平は船積荷物と鉄道積荷物の両方を取扱ったことが判明するものが含まれている。高崎から陸運で熊谷まで運んで、熊谷駅に鉄道に積替えていた。同年(1883)9月からの「伊那諏訪為替附荷物受払帳」(表 3-1)によると、以上の記録の内、従来水運であったものが全部鉄道積に変わっていった。そして、この変化の順序は9月から熊谷より鉄道積、11月から本庄より鉄道積、1885年に横川より鉄道積と鉄道駅開通の順序に一致していた。また、「第五次統計年鑑」<sup>61</sup>によると、1884年開通したばかりの高崎停車場が取扱う荷物は4,088,676斤の数字を示された。これは上野停車場以外の各鉄道停車場より圧倒的に多かった。従来大量に倉賀野舟運を利用して輸送する荷物が鉄道の利用に変わったと考えられる。その後、「日本帝国第七次統計年鑑」<sup>62</sup>によると、1886年度高崎停車場が取扱う貨物数量は30,273,269斤まで激増して、同年開業した横川停車場は6,716,919斤の数字を示した。横川駅が開業したと同時に、従来の長距離輸送の重要な中継地であった松井田の位置に取って代わった。

### 3-3. 中牛馬会社の運送手段の改良

中牛馬会社は創業以来中牛馬士によって中牛馬を牽引して荷物を運んだが、1879年からは中馬士から保送者へ改称して、従来の中馬の外に荷車も登場するようになった。そして、1886年前まで小諸中牛馬会社に付属した牛馬稼ぎ業者のデータ<sup>63</sup>によると、1885年前後まで小諸中牛馬会社に付属した賃馬保送者は324人、中馬348頭を確認できる<sup>64</sup>。そして、1885年から保送者は廃業したり、荷車へ引換えたり、荷馬車へ引換えたりなどの変動が見られる。1885年に廃業した中馬数は170疋、廃業した中馬保送者は163人、また1886年に廃業した中馬数は208疋、中馬士は198人であった。これに対して、1885年は不明であるが、1886年には中馬保送者の加入者は57人いた。中馬保送者が激減したのに対して、荷馬車、荷車保送者は増えた。1885年前後に小諸中牛馬会社に付属した荷車は84輛であった。1886年~1888年の間に10輛以内の増減変動が見られる。さらに、荷馬車の場合は統計年鑑<sup>65</sup>によると、1882年度長野県下の荷積車用の馬車数は30輛しかなかったが、1884年度は125輛、1886年度は390輛、1889年度1134輛まで激増した。1885年前後までは小諸に付属する荷馬車だけで130輛まで増えた。なおさら、1886年には57輛の激増が確認できる。1887年以降は10輛程度で毎年増え続けた。

その最も大きな原因は恐らくは道路修繕と鉄道開通である。碓氷新道の開鑿<sup>66</sup>によって道が整って荷車と荷馬車などの通行が可能となった。このような道路修繕により道路状況が改善されたことと、鉄道の開通が地方産業の発展を促進して、商品流通の拡大にともなう貨物輸送量の増大などは牛馬背より効率的、荷積量が大きな荷馬車の登場を求めた。又鉄道の開通により長距離輸送を鉄道へ移転し、馬背運輸を利用する路線は減少したのは当然であった。そして、1888年に荷馬車の廃業者も出で来た原因は碓氷馬車鉄道の開通の影響だと推測できる。中牛馬会社の名称はこの時期から、従来の荷物を牛馬背によって運ぶ意味を持たなくなった。

### 3-4. 鉄道の開通にたいする「中牛馬会社」の対策

鉄道が開通したことによって、中牛馬会社の同盟業者らが対応していくつの対策を作り出した。

#### 3-4-1. 鉄道敷設の出願と馬車鉄道

1884年4月長野中牛馬会社中澤與左衛門らは、信越鉄道会社創立発起人総会を開き、

上田・直江津・新潟間の敷設を出願した。政府は官設路線として却下した<sup>67</sup>。その後、中牛馬会社は馬車鉄道敷設の出願をした（史料 3-2）。当時第二部長野中牛馬会社社長であった中澤與左衛門と第三部中牛馬会社社長であった大河原義三郎が、上信地方中牛馬同盟会社の名義で、群馬県令に高崎停車場から碓氷峠まで漸次に馬車鉄道の敷設を出願した。それと同時に、東京中牛馬会社も上野停車場までの馬車鉄道の敷設を出願した。この出願は恐らく当時却下されたが、「その後、明治 21 年 9 月 5 日高崎中牛馬会社高瀬四郎・信濃中牛馬会社中澤與左衛門ら、碓氷馬車鉄道会社を設立した。横川・軽井沢間馬車鉄道を開業する。」<sup>68</sup>1890 年度の調べ<sup>69</sup>によると、碓氷馬車鉄道会社の株主は 95 人であり、株数は 3600 株であり、払込資本金は 10,800 円である。車輛は 80 輛があり、働く馬は 200 匹がいた。

小山家の契約史料（史料 3-3、史料 3-4）によると、開業してから中牛馬会社の軽井沢・横川間の荷物運送は碓氷馬車鉄道を利用するようになった。料金は横川～軽井沢間 40 銭（これまで馬車賃は 65 銭であった。）所要時間は二時間半、一日に午前二本、午後二本の四本であった<sup>70</sup>。横川～軽井沢間の荷物輸送に重大な役割を果たした。

1893 年 4 月 1 日横川・軽井沢間の碓氷線<sup>71</sup>が開通したことによって 1893 年 4 月 20 日に碓氷峠の鉄道馬車が廃止された。

### 3-4-2. 鉄道荷車の貸切輸送、低賃請負

鉄道の開通によって中牛馬会社は従来の長距離継立運送の一部運送範囲を奪われたが、各地荷物が鉄道積で出荷する量が大幅に拡大したことが想像できる。中牛馬会社は陸運業者として相変わらず、荷主から荷物運送を請負う仕事として、鉄道を中馬などのような運送手段として鉄道発着駅を連結する運送業務を開始した。1884 年 5 月に日本鉄道会社から東京・高崎間の鉄道荷車の貸切輸送の承諾を受けて、二級品以下の貨物を低賃で運送することが可能になった。請負荷物の中の二級品の鉄道賃は一割減らし、三級品の鉄道賃は二割減らすことができた（史料 3-5）。鉄道停車場前にたくさんの小運送業者が現れて、競争が激しい中で、中牛馬会社はほかの鉄道貨物を取扱う運送業者と違って、原発荷の運送をもっとも中心な業務として取組んでいた。列車の貸切契約によって、同じ鉄道で荷物を運送しても、定賃を少し下げることによって、ほかの運送業者より優位性を持っていた。なお、1885 年 4 月の東京、長野、上田、小諸四社の契約書（史料 3-6）によると、鉄道開通にめぐむる同業者との競争を制止するために契約して、低賃価格競争の対策も出した。たとえ損失が発生する場合でも低賃で請負って、その損失を各同盟社によって分担した。原発荷の出荷主を獲得するのが一番の目的であった（史料 3-7）。

なお、一般的な対策では鉄道貨物の輸送方法、賃銭規定、貨物等級などの規則を前提にして、中牛馬会社がそれなりの規則と賃銭基準を決めて荷主と契約した。

### 3-4-3. 信越線横川、軽井沢に分社、支店の設立による鉄道貨物の集配の展開

このように軽井沢～横川間の難所碓氷峠を越えて連結した碓氷馬車鉄道が開通することによって、日本海側と太平洋側の貨物輸送が一応軌道で連結した。軽井沢と横川の両地が日本海側と太平洋側の商品流通を繋げる重要な中継地と鉄道貨物の集配、積卸の物流センターになった。

この時期に中牛馬会社の荷物運送中継拠点も横川と軽井沢両地に移動した。碓氷峠は従来通行の難所であって、長野県と群馬県の間との通行と貨物の輸送に大きな不便をかけていた。1884 年に落成した碓氷新道開鑿工事によって、以前より幅広く、坂がゆるやかな路面の平らな道になった。荷車、荷馬車、人力車が使われる道となった。東京と高崎間の鉄道は同じ年に開業したことに併せて、新規運送会社が続々に設立した。これに対して、従前から運送業に従事した中牛馬会社も迅速に碓氷新道軽井沢地内出張所の設置に着手した<sup>72</sup>。1884 年 9 月に小諸中牛馬会社の頭取である小山五左衛門が長野県令宛に「軽井沢出張所設立願」を提出した（史料 3-8）（史料 3-9）。1884 年以降の東行荷物の

帳簿の記録では「軽井沢出張所継」「軽井沢 横川同社入」がほとんどである。そして、1886年に長野県下の中牛馬会社が信濃中牛馬会社を創立したのと同時に、軽井沢出張店は信濃中牛馬会社の支店となった。1886年一年間に軽井沢支店が移転したため新築普請工事は4月から12月に及んで169,792円の費用がかかった。中牛馬会社の最も重要な営業拠点として重視されていたからであろう。さらに、1886年末頃に佐藤家の三男佐藤辰平<sup>73</sup>を入婿したことも興味深い点である。

1885年に信越線高崎～横川間が開業すると同時に、「中牛馬会社」は横川駅停車場前に分社を設立した。「中牛馬会社」だけではなくて、他の多数の陸運関係の会社も横川と軽井沢の停車場前に支店、出張所などを設置して、鉄道貨物の集配と配送の業務をめぐって競争が起きた。

### 3-5. 鉄道の開通による中牛馬会社組織の再編成

このような鉄道開通の影響は、実際の運輸面だけではなくて、行政面にも反映された。すなわち1884年11月には農商務省によって駅伝営業取締準則が制定された。長野県下では「駅伝取締規則」という形式をもって1886年1月1日に施行されたが、1889年に廃止されることとなった。鉄道開通と駅伝取締規則の発布が中牛馬会社の経営に及ぼしたもう一つの重要な影響は、東京総扱所と分裂したことである。

#### 3-5-1. 三中組と東京と地方中牛馬会社の分裂

1886年4月東京に開いた中牛馬会社の総代会議では、各地の中牛馬会社代表者と東京総扱所の社長が経営方法などについて意見があわずに会社を解散することを決めた。従来の各地の中牛馬会社の同盟関係を維持するために三中組という中牛馬会社の同盟組合を結成することを合意して、三中組規約を起草して運送営業者間貨物の授受方法、責任の境界、賃金立換金の貸借と払戻の方法、その他営業上の必要事項について決めた。同年7月1日より実施する予定であった。参加地の中牛馬会社は東京府下、長野県下長野、小諸、群馬県下高崎、栃木県下矢板、埼玉県下熊谷、福島県下須賀川、山梨県下猿橋、新潟県下高田などの地域であった。(史料3-10)

ところが、この三中組規約実際は施行ができなかった。1886年7月7日の東京中牛馬会社社長の稟告(史料3-11)(史料3-12)によると、長野県下の中牛馬会社と上信越線の各地の中牛馬会社は定例会議の後密約して自ら東京に出店することを決めた。信越沿線の中牛馬会社は従来の情義に悖り本社の利を奪うということを強く批判した。これに対して、東京本社は対抗するために、甲府の甲斐國中馬会社と連合してあらたに中馬会社を設立し、長野、上田などの各地に代理店を設置した。新たに運賃と運送便のサービスを提供した。本便と急便などの運送法を改良して急便の日限請負というサービスも新しく提供して、更に届く時間が短縮することをアピールした。それだけではなく、(史料3-13)1887年4月3日には東京元本社の社長正木誓、戸鹿里進と旅人宿業経営者真鍋祿造ら三人が中央陸運会社を創立した。従来の中牛馬会社取扱所所在地大傳馬塩町に本社を置き、下谷区車坂町三番地に支店を設置した。資本金は5万円であった<sup>74</sup>。また、史料3-14によって、翌年5月中央陸運会社の運送業務を地方請負う会社として群馬陸運会社の創立も示された。その後、日本運輸会社へ改称し、資本金25万円まで増資し、1株50円、5千株を発行した。文部省の国定教科書の運搬業務を引き受けた。同年12月、50万円に増資し、通運会社の社員引抜きなどの事実もあった。さらに、1891年には従来内国通運会社が握っている一般遞送請負業務を引き受けるまで発展した<sup>75</sup>。これを契機として日本運輸会社は次第に会社規模を拡大し、内国通運会社と対抗する全国的な陸運会社になった。

#### 3-5-2. 信濃中牛馬会社と共同中牛馬会社の設立

東京地方の動きに対して、地方の中牛馬会社にも大きな動きが見られた。まず、1885年7月に信濃中牛馬会社を創立する際の規約の史料がある。この史料によると、駅伝取締規則を発布する時点で長野県下各地の中牛馬業者を結集して新たに同盟組織「信濃中牛馬会社」の創立を発起し、1886年に開業した。名前通り長野県下の中牛馬会社の同盟組織となる。さらに、同年長野中牛馬会社頭取中沢與左衛門、小諸中牛馬会社頭取小山五左衛門、高崎中牛馬会社頭取矢島八郎が共同中牛馬会社創立事務担当者東京府知事に共同中牛馬会社の創立願（史料3-15）を出し、翌月の24日に許可を受けた。「共同中牛馬会社創立稟告」によると、発起会社は長野県下信濃中牛馬会社、群馬県下高崎中牛馬会社、新潟県下高田中牛馬会社、埼玉県下熊谷中牛馬会社、栃木県下宇都宮中牛馬会社、山梨県下猿橋中牛馬会社が並べていた。いわゆる前述の三中組を結成するメンバーの中に東京中牛馬会社以外の地方の中牛馬会社が全員参加したと見られる。そして、下谷区御徒手町三丁目三十番地町に仮本店、日本橋区新材木町十七番地に仮支店を設置した。共同中牛馬会社は無責任会社で、資本金は1万円であって、200株を分けて一株50円であった。そのうち100株は発起人が負担して、外の100株は各地方中牛馬会社社員から募集することとなった。会社の役員は社長、副社長、取締人二名、支配人、会計係及び手代若干名がいた。社長は社中の事務を総括した。副社長は社長の事務を補佐して、社長が事故に遭った時の事務を代理するとされた。取締人は社長の指揮を受け社中の一般事務を監督した。支配人、会計係及び手代は社長の指揮を受け、各自の事務を取扱った。取締以上の役員は10株以上を持っている株主から公選された。支配人、会計係及び手代は社長から選任された(史料3-16)。

信濃中牛馬会社と共同中牛馬会社は並行便、急行便の外、昼夜兼行便の業務も荷主の要望に応じて提供するようになった。東京への出店では、初めて東京の業務が地方の中牛馬会社によって直接運営されることになった。このように旧中牛馬会社組織が解散してから、地方の中牛馬会社業者と東京元本社の間に荷主を獲得するための激しい競争が行われた。

元中牛馬会社東京会社は信濃中牛馬会社と共同中牛馬会社を分裂してからすぐに中牛馬会社を創立した。その後すぐ経営を拡大するために動いた。1886年7月に横川駅前の横川丈夫会社<sup>76</sup>出張所と荷物継込について契約を結ぼうとした。もしこの契約が成立すれば、中馬分社の勢力が拡大する恐れがあったので、このことを聞いた信濃中牛馬会社小諸分社社長小山五左衛門はすぐ小山善平を横川へ出張させた。小山善平は横川丈夫会社出張所へ行って荷物の継込運送について周旋した。当時中馬分社はすでに数輦の荷馬車を新たに確保して、無代価で貸し付けるなどの良い条件を提供していた。それに対して、中牛馬会社の場合は丈夫会社へ60円の荷物周旋料を渡して、丈夫会社の荷物を総て中牛馬会社へ継ぎ込むことを契約した。(史料3-17)

### 3-6. 鉄道の開通による中牛馬会社経営と運送構造

#### 3-6-1. 会社運送範囲の変化

このように鉄道線路が伸びるにつれて牛馬背の運送路線が減少することは当然であった。賃牛馬稼業者は激減する一方となった。それと同時に、碓氷新道開鑿による道路状況の改善と鉄道積貨物運送量の増大などを前提として、賃馬、荷車から荷馬車へ鑑札を切り替える数と新規参入数の激増も見られた。中牛馬会社の運送手段としては牛馬背、荷車、荷馬車と鉄道が同時に存在していた。

1884年6月に高崎まで鉄道が敷設された際に、松本と高崎間で荷物運送の継立運送契約が結ばれた。従来松本地方の貨物は牛送で運送されており、運送の遅さは別として、日限の誤りや貨物の損害はなく貨主から信用されていた。

ところで、1893年までには群馬県横川と長野県軽井沢の間に当時の技術で鉄道が開通できなかったため、横川と軽井沢は諸貨物運送の重要な中継地となった。この二つの地域は小諸中牛馬会社の経営テリトリーに属していた。1885年に横川駅まで鉄道が開通した時点で、新潟—長野—上田—小諸—軽井沢—横川—東京という路線になった。さらに



1888年に直江津線が軽井沢まで開通したことによって、新潟—軽井沢—横川—東京に変わった。中牛馬会社が継立運送を行なった旧北国街道往還線路の貨物輸送手段は、鉄道輸送に委託するようになった。横川と軽井沢を繋ぐ運送は中牛馬会社の重要な運送ルートとなった。停車場の前に各運送店の出張所を設立して、自分が請負荷物の積卸あるいは積附の業務を取扱っていた。この場合中牛馬会社はこれらの運送店と契約して、横川から軽井沢間の荷物運搬の請負することは少なく無かった。たとえば、丈夫会社との契約では、鉄道線路が横川と軽井沢の間を開通するまで、中牛馬会社による運搬活動が大きな役割を果たした。このように運送会社間の提携運送は当時重要な意味をもっていた。

そして、荷物の発着手数料は次第に原発荷物の積込運搬手数料と着荷会社の市中配達料が出た。積込運搬手数料は百斤に付き、2 銭と定められた。市中配達料は重量と荷物の種類によって若干異なっていた。

鉄道の開通に伴って、1893年まで小諸中牛馬会社の経営拠点は軽井沢と横川へ移行した。上信越地方と東京を繋ぐ主要な鉄道線路でありながら、小諸中牛馬会社に新しい経営テリトリーを作り出した。諏訪伊那地方の荷物運送を、山梨県旧甲州道中を経由する路線から奪った。1885年の時点では飯田、伊那、諏訪—和田峠か芦田—小諸—軽井沢—横川—東京間のルートになった。さらに1888年に小諸から軽井沢の間は主要な荷物中継地となって、1893年までこの路線が続いた。そして、この時期からの諏訪製糸業の勃興による製糸荷物の横浜への大量出荷にあわせて、小諸中牛馬会社の経営テリトリーは諏訪伊那地方が中心となった。1906年に岡谷まで中央線が開通するまでは小諸が中牛馬会社の請負業務の中心地であった。製糸荷物運送の手数料と保険料が主要な収益となった。

実際には、共同中牛馬会社の運送範囲は1888年の直江津～軽井沢間の鉄道開通によって大きな影響を受けたと考えられる。従来の同盟関係は長距離荷物の輸送業務を鉄道に奪われるとともにますます弱くなった。長野、上田、小諸、高崎を中心とする中牛馬会社の同盟関係は終了を余儀なくされた。そして、従来からの各自の運送範囲の荷物に専念するようになった。小諸中牛馬会社の場合はまた上田中牛馬会社と連結して諏訪岡谷地方と上田地方の製糸荷物、養蚕荷物の運送業務を続けていた。中牛馬会社の収益は従来の継立手数料から荷物発着取扱手数料と鉄道貨物集配、積卸、配達手数料へ変わった。

なお、海運との提携運輸もはじまった。1888年12月における、中牛馬会社と新潟県直江津港の直江津運輸会社との間の契約書を見よう(史料3-18)。この契約書によると、運輸会社が請負った貨物は悉く皆中牛馬会社へ依託運送した。高田以南の各駅中牛馬会社は直江津運輸代理店の看板も表示した。中牛馬会社の各地の運輸網を利用して他の運送会社が請負荷物を運送することによって運送業務を増やすことが可能となった。

ところが、鉄道が開通したことによって荷物の運送に大きな便利を与えたが、鉄道は敷設されたばかりであって、故障や線路が破損することも時々あった。その時には荷物の輸送はまた従来の牛馬背負運輸を利用しなければならなかった。(史料3-19) 1891年8月20日以降には御代田・軽井沢間の汽車線路が破損して、碓氷峠が破損して、横川・松井田汽車線路が不通となったため、道路修繕までは荷物の継替えは背負って運送しなければならなかった。その際には小諸、諏訪岡谷地方の中牛馬会社と内国通運会社が製糸荷物の輸送に対して増賃の出願をした。

### 3-6-2. 運送サービスと運送日限の変化

中牛馬会社の運送手段の改良と鉄道開通によって荷物を運送する日限も大きく変わった。従来は利根川舟運を利用して東京まで2.5～3.5日かかった。ところが、1885年に横川駅まで鉄道が開通した時は上野～高崎間は4時間、上野～横川間は5時間20分まで短縮した。そして、通常の便では高崎～長野間は10日間、横川～長野間は8.5日間(横川～小諸まで4日、小諸～上田間2日、上田～篠野井間1.5日、篠野井～長野間1日)かかったが、1886年に共同中牛馬会社の同盟組織が創立されて、荷馬車、荷車、

碓氷峠馬車鉄道などの運送手段が改良されて、中牛馬会社の急便、昼夜兼行便などの運送サービスが新たに作り出されたことにより、さらに日数が短縮された。通常便の場合は松井田・横川～長野間は5日、急行便の場合は松井田・横川～東京間は3日、昼夜兼行便の場合は松井田～長野35時間、横川～長野間は34時間まで短縮された。また、表によると諏訪伊那地方の製糸荷物は高価であって、中牛馬会社により「日限請負」のサービスが提供された。荷主の希望によって諏訪岡谷～東京・横浜間は4～8日間の運送日限で契約した。ところが、製糸の原料生繭の輸送は速ければ速いほどいいので、ほぼ昼夜兼行便を利用していた。横川～岡谷間は51～54時間ぐらいかかった。1888～1893年の期間は横川～軽井沢間の荷物はほとんど碓氷馬車鉄道を利用して運送したが、道路状況があまりに悪いので、2時間半ですむ路線が7,8時間かかることもめずらしくなかった。

中牛馬会社と各貨主の運送契約の中では荷物の損害弁償の他、荷物を荷受地まで運送延滞した際の賠償もあった。普通便、急行便、昼夜兼行便などそれぞれの運送日限が決められていた。その運送日限に遅れる場合は延滞金を支払うことが決められていた<sup>77</sup>。1889年2月に長野商社と共同中牛馬会社の間でなされた契約では、運送期日を過ぎた場合は延滞日数を積算してその原価に対し百円に付5銭の日歩を貨主の方に支払わなければならないとされた。さらに、急行便または昼夜兼行便を延滞する場合は前述の延滞金だけではなく、普通便の運賃で支払うこととされた。

### 3-6-3. 会社の経営

この時期小諸中牛馬会社の社員数は17人まで増えた。この時には、頭取小山五左衛門であり、実際に会社の経営活動に担当しているのは小山恒助である。小山家の家系図によると、小山恒助は小山五左衛門の従兄弟である。このように、会社の経営は実際の同族によって行われている。そのほか、臨時雇員が5人ほどいた。表3-2「会社役分配表」によると、会計掛、東行掛、西行掛、受負掛、荷受方、集金方などの部門が設置された。それぞれの部門に担当社員と加勢社員も決められていた。

なお、表3-3「職員名簿と給与明細」によると、1886年の創立時には、社員には月給、日当に加え旅費、滞在費が、臨時雇員には日当、旅費滞在費が日ごとに計算して払われた。昼の仕事のみならず、夜業もあった。しかし、1888年の「金銭出納簿」を見ると、給料の支払い方が変わり、まず月給の金額が大きく上がり日当がなくなった。そして、欠席の分の給料を基にして日割り額によって「社員月給積立金」を作った。そして、社員に対する給料の前貸が許されていた。給料は上がったが、基本的には出勤の日数によって支払われた。表3-4「明治19年小諸中牛馬会社社員出張明細」によって、この時期に旅費と土産費の支出が多かったことで社員の出張が多かったことが確認できる。1886年における主要な社員の出張先と日数、里数を示した。出張の理由としては年始廻り、同盟会社の集会、荷物弁償に関する調査、荷主との交際などがあった。

社員の中で出張滞在日数が最も多いのは頭取小山五左衛門であるが、「年費帳簿」では小山五左衛門の出張の記録は「頭取へ 東京往復2度並上田往復共里程178里の旅費ニテ渡払 東京4月7日出立 5月21日帰社 5月23日出立 6月6日帰社 上田 5月22日立同 23日帰社」だけであった。頭取の出張は実際の会社の諸営業を目的とするものではなくて、恐らく主要な株主として東京共同中牛馬会社で開かれた中牛馬会社諸同盟会社運営の集会や全体のマネージメントの商議などに出席する事が目的であったろう。それとともに、小山五左衛門は当時小諸駅駅伝取締所の取締人であったため、会社の実際の運営は支配人であるといこの小山恒助と副頭取だった塩川文右衛門に任せていた。そして、荷主への周旋で営業を保証するために、明商社、東行社などの得意様への招待費もあった。社員の出張は支社、荷継所の業務の監督、荷主との信頼関係を強固にすることなど、営業拡張に重要な役割を果たしていた。さらに、1888年1月から5月までの記録を見ると、小山恒助の出張日数は72日であった。そのうち上田への出張は15日、諏訪、下諏訪、宮田、赤穂、飯田、和田への出張は57日であった。以上の地方はほとんど製糸工場が多いところであった。この時期から製糸荷物の輸送はすでに小諸中牛馬会社と各分社、

---

荷継所の最も重要な業務になっていたであろう。

毎年各地の荷主方への年始廻りと荷物周旋を 3 月 15 日までに務めなければならなかった。各地の会社がそれぞれの地域を担当して、一店に手拭二筋を年玉として送った。手拭の上に年番会社を染めて、包紙の上には同盟会社のなめが記載されていた。各店廻りの旅費を各社が立て替えて、毎年の集会の時に各社がそれぞれの割合で出金した。なお、この時期には小諸分社と、長野本社、上田分社、高崎会社、東京共同中牛馬会社への諸連絡では電信が使われ、また小諸分社と各付属分社、荷継所の連絡は郵便葉書が使われた。

諸営業を記録するために小諸分社は、東京総扱所或は長野本社から送られた送券と諸帳簿を各分社、支店、出張所、荷継所に渡した。帳簿には特別請負台帳、普通請負台帳、差立着荷原簿、人馬継立帳、貸借帳、日計簿、会計帳、大受払帳、立替運賃計算書、小形計算書、普通受取書などがあつた。

ところで、この時期から各会社が独立経営をする傾向が強くなっている。小諸の場合は上田と連合して養蚕、製糸荷物を原発荷として中心に位置づけ、輸送業務に取組むようになった点を指摘しよう。

### 3-6-4. 荷為替の取組みと荷物輸送の概観

この時期において、大量の製糸荷物を出荷するようになった。製糸金融を取組む多数の銀行が創立された。この時期の諸契約書によると、中牛馬会社は一方これらの銀行と為替付き荷物の輸送の請負うことを周旋しながら、一方荷主から荷物の運送を取組んで、会社の信用力を利用して、輸送する貨物を以て銀行と荷為替の実行を仲介したこともある。史料 3-20 によると、明治 20 年 11 月に、松本、小諸両中牛馬会社と小諸銀行間で松本地方に出荷する玉繭荷物の荷為替について締約した。その内容としては、松本地方に出荷した玉繭荷物を小諸までの荷為替は松本田中銀行支店が取組んだ。松本中牛馬会社はこれらの荷物を松本～小諸間の運送を請負い、小諸から上州前橋あるいは横浜の輸送を担った。さらに、この区間の荷為替は小諸会社が引きついで、小諸銀行に依頼した。荷為替金を小諸銀行から田中銀行松本組へ送金することを決められた。その為替金は実価の 7、8 分で決められた。このように、中牛馬会社間は長距離継立運送の結びだけではなく、それぞれの運送区間の荷為替業務を円滑に結びつくことも中牛馬会社経営の特徴である。

帳簿の統計によると、この時期に確認できた帳簿類は 49 冊ぐらいある。この時期の全部の帳簿は揃っていないと思うが、この中に荷物運送の帳簿と見られるものは 43 冊ぐらいある。その中に「東行荷物受払帳」と「西行荷物受払帳」は 4 冊ずつあり、「西行小付荷受払帳」は 3 冊ある。(冊の後の「が」は取った方が多い場合が多いです：岩間) 長野町商人が新たな結社「明荷社」を作り、その荷物を運送した帳簿は 2 冊ある。麻、畳系荷物を出荷する結社と見られる阪東講の帳簿は 1 冊ある。「電信御用物配達帳」は 2 冊ある。藍玉荷の帳簿は 3 冊ある。麻畳系、合葉、煙草、紙荷などの荷物の運送量も増え、単独記帳するようになった。なお、明治 20 年まで「諏訪伊那地方為替付荷物受払帳」、「養蚕荷物受払帳」は 3 冊あり、これらは小諸中牛馬会社に所属する岡谷出張所、上諏訪会社が請負った諸製糸荷物の運送記録である。さらに、明治 20 年代から、諏訪製糸業の勃興によって、各銀行または金融機関が取扱う生糸類、屑類の荷物量が飛躍に増え、中牛馬会社がこれらの荷物の運送を請負うたので、帳簿記録もそれなりに増えた。諏訪地方製糸荷物の輸送は小諸中牛馬会社のもっとも中心的な業務になったことは、帳簿統計からも反映できるといえよう。

また、この時期の契約書類を確認すると、中牛馬会社はたくさんの銀行と製糸荷物運送に結約して、毎年更新して、長年に継続したことが分かる。

### 3-7. おわりに

本章では、鉄道の開通が中牛馬会社を代表する陸運業者に対する影響と陸運業界の再編

成までのプロセスを明らかにした。従来の学説では鉄道の開通によって、長距離道路輸送体系が崩れ、鉄道輸送を中心に道路輸送が補助的となる運送体系へと転換し、さらにそれが従来の河川舟運の衰退にもつながったという漠然とした「通説」が一般的である。ところが、このような発展のプロセスは実証的にみると確認しえないのである。本章における検討作業は、その一部を明らかにしたといえよう。

鉄道開通は陸運業にとっては確かに重大な技術革新であり、従来の輸送の仕組みに大きな影響を与えた。明治前期の中牛馬会社ではこれによって同盟社間の水陸長距離継立運送の仕組みが崩れたのである。1883年以降、従来の舟運路線が急速に鉄道へと変わり、陸運と舟運の同盟関係は終焉を迎えた。さらに、鉄道敷設路線の延長とともに、従来の牛馬背によって運送する距離が縮減されていった。明治26年までに、軽井沢～横川間が、そして、太平洋側と日本海側を連結する従来の中牛馬会社の街道沿い中心運送ルートが、次々に鉄道輸送に変わる事となったのである。

その影響によって、中牛馬会社の同盟組織が分裂したのは当然の結果であろう。中牛馬会社は長距離継立運送を主要業務として結成したので、鉄道に一部の運送業務を奪われた中牛馬会社の従来運送上の優位性がなくなった。そもそも、東京は鉄道輸送のターミナルに位置する。実際に広域的な荷物運送を担うのは各地の中牛馬会社であったから、将来の会社の発展方向について、東京総扱所と地方中牛馬会社の利害関係と方策が分岐してしまうことは充分想定しうる。東京本社は中馬会社を新たに創立し、地方の中牛馬会社と激しい競争を展開したと見られる。さらに、全国的な陸運会社を構想し、最終的に明治20年代には日本運輸会社という全国規模の運送会社の構想にまで発展していった。それに対して、長野県下の中牛馬会社は、新たに地域的に独立した信濃中牛馬会社を創立し、長野、上田、小諸を中心した輸送網を構築し輸送活動を展開するようになった。また、各地の中牛馬会社と共同中牛馬会社という同盟会社を創立し、東京に出店した。しかし、その活動の中心は、相変わらず、上信越と北関東が主要運送網地域にとどまった。

ただし、鉄道開通は、それに対する中牛馬会社の別の対応をも生み出した。たしかに鉄道開通は、従来の継立長距離輸送網に大きな打撃を与えたが、それと同時に、陸運会社に新たな便利な輸送手段を提供したともいえるのである。鉄道輸送と繋ぐ陸上の輸送は中牛馬会社の業務である。中牛馬会社は鉄道が開通する前から対策を検討し、鉄道敷設の出願、馬車鉄道の敷設などの活動を行っていた。自分の運送根拠地を守る、という意識が強かったのである。さらに、鉄道の貸切輸送、低賃請負などの諸策を講じて、顧客の獲得と維持の対策を展開しようとした。それだけではなく、道路整備が進められる中、中牛馬会社自身の運送手段も改良していった。明治初期に比べると、賃馬保送者、中馬士の数は著しく減少した、その代わりに、荷車、荷馬車保送者が増大した。より効率的な運送手段を、かつより荷積量の大きい運輸手段を、中牛馬会社は、導入する工夫をし続けていたのである。

この時期、鉄道開通と製糸業の勃興という新たな産業発展の動きは、小諸中牛馬会社に新たな独立経営のチャンスを与えたといえよう。当時、所荷物の主用中継地は長野県の軽井沢と群馬県の横川であった。各運送会社この二カ所に支店或いは出張所を設立した。この二カ所は従来小諸中牛馬会社の所轄地でもあった。さらに、明治10年代後半から諏訪岡谷の製糸業が勃興し、製糸荷物を大量に横浜輸出する構造ができあがった。製糸業の発展の影響はそれだけにとどまらず、生糸生産用の原料繭、燃料とした石炭などの需給も増大したので、これらの輸送量も一層拡大することになった。これらの荷物の内陸運送は中牛馬会社や内国通運会社のような陸運業に頼らなければならなかった。諏訪伊那地方は従来小諸中牛馬会社の主要業務地なので、これらの運送業務が著しく拡大したのは当然である。小諸中牛馬会社とそれに付随する代理店は積極的に製糸金融を取組む銀行機関と運送契約を結び、製糸荷物の運送請負うだけではなく、製糸荷物に対する特別保険請負う業務もこの時期の小諸中牛馬会社の中心業務である。製糸荷物の運賃と保険料収入は小諸中牛馬会社の最大の利益源泉となった。つまり、鉄道の開通は創立以来、中牛馬会社の長距離継立運送体系は崩壊したのだが、これを契機として、中牛馬会社自身が、新たに創出された物流市場への適切な対応を為すことによって、あらたな物流企業としての経営展開をし始めたのであった。

## 4. 明治後期における日本の地域陸運業の発展についての展望（1893年～）

### 4-1. はじめに

日本経済は、明治維新後の激しい発展に通じて、次第に資本主義経済自立の基礎をかため、明治30年前後には製糸業・綿紡績を中心とした資本主義的産業発展を開始した。これを背景として、官設鉄道もめざましい発展を見せた。鉄道のような機械制的な輸送手段の拡大は、道路輸送に対して、牛馬背、馬車による長距離輸送を急激に衰退させ、最終的に鉄道の補助的な輸送部分に編入するという結果をもたらした。ここにいたるまで、中牛馬会社は、それまで自前で作り上げてきた運送網と運送体系を状況に合わせて改廃改良しつつ、商品輸送市場における鉄道停車場と生産地、消費地を連結するという新たな体制を作りあげていった。「商法」の施行によって、従来の中牛馬会社相互の同盟関係が解消され、各地では陸運業者同士が、改めて輸送取引市場の争奪を繰り広げるようになった。本章では明治後期に鉄道が内陸運輸の中心になる前後、中牛馬会社の動向、小諸中牛馬会社の独立と経営展開について検討する。さらに、全国の陸運業の発展についての展望を述べる（本研究においては、この時期の中牛馬会社の経営史料の分析は充分ではないことをあらかじめ付言しておく）。

### 4-2. 旧商法一部の施行により中牛馬会社の同盟組織の再編成

前述のように、鉄道の開通によって従来の長距離継立運輸網は崩れつつあった。特に直江津～軽井沢間の鉄道が開通してから、各地の中牛馬会社が独立した営業活動をする傾向が一層強まった。1893年に「旧商法」の一部が施行された際に中牛馬会社従来の同盟会社組織は許されなくなり、解散することとなったのである（史料4-1）。しかし、中牛馬会社各社が独立することが、即、従来の同盟関係の休止を意味したわけではなかった。信濃中牛馬各社は従来の同盟関係を守るため、1893年11月に各社独立営業になっても、名称に拘らず旧交を失わないよう、従前の社則規約また同盟信義を守るべきとする契約を結んだ。表4-1は各地代表者12人の名前が契約した事実を示している。

しかし、各地の中牛馬会社が各自独立経営するようになった事実は否めない。史料4-2によると、共同中牛馬会社は共同中牛馬合名会社へ改称して、中沢與左衛門が社長となり、ほかの社員は2人となった。3人が資本金1万円を出資する無限責任会社である。東京に本店1カ所、取次所2カ所を設置している。そのほか、従来長野中牛馬会社が管轄している地域と見られる長野県長野町、新潟県直江津町、高田町、福島県郡山町または群馬県高崎町に支店を作った。長野県下では、従来の上田中牛馬会社もまた合名会社へと組織を立て直している。小諸中牛馬会社は、新たに「帝国中牛馬合資会社」へと社名を改称し、あらたに自ら東京へと出店し、小信越各地の小運送業者と代理店契約を結んで、貨物運送の経営を継続することになったのである。

### 4-3. 帝国中牛馬会社の創立

小諸中牛馬会社はすでに1889年4月に東京市日本橋小伝馬上町23番地に資本金50万円の有限責任帝国中牛馬会社を設立した。出資代表者は小山五左衛門だが、実際東京における会社業務を担当するのは長男の小山悦之助であった。当時上信越の中牛馬会社を統括する東京共同中牛馬会社が存在したにもかかわらず東京に新たに会社を作ったのは、恐らく1889年3月に旧自由党領袖の後藤象二郎が逓信大臣として入閣したことと関係が深いであろう。小山五左衛門の長男小山悦之助、入婿小山辰平とも長野県北佐久郡の自由党関係の委員であったため、1888年、後藤象二郎が「大同団結運動」と説くために小諸町光岳寺で遊説をした時に、直接の付き合いがあったと考えられる。「もともと地方資本に胚胎した中牛馬会社その他の中小業者は、自由党との関係がより密接であった。」後藤象二郎の入閣は従来から前島密と関係が深く、政府から手厚い保護を受けていた内国通運に大きな打撃をもたらした。1891年4月17日に、内国通運会社が十数年間にわたって請負っていた逓信事業の一般入札が行われた。帝国中牛馬会社の外、内国通運会社、

日本運輸会社、共同中牛馬会社、その他合計 6 社が参加した。結果は 59,000 円で日本運輸会社に落札と決定した。日本運輸会社も元東京中牛馬会社の社長と社員が中心人物として創立したので、入札参加社の半分は中牛馬会社系の会社であった。帝国中牛馬会社がこの入札に参加できたことは、ある意味では帝国中牛馬会社は当時の有力な陸運業者として認められたといえるであろう。この逓信事業の一般入札は陸運会社にとって全国的な陸運輸送網を作り、会社資本金と規模を拡大する絶好のチャンスであるが、このチャンスを逃した帝国中牛馬会社はただの地方陸運業者として経営を継続しなければならなかった。

それで、小諸中牛馬会社は 1893 年までは相変わらず信濃中牛馬会社小諸分社または共同中牛馬会社の同盟会社として営業を続けていた。その後、信濃中牛馬会社と共同中牛馬会社が解散した際、1893 年 6 月 25 日に小山五左衛門は無限責任社員として、外に業務担当の有限責任社員小山五左衛門の息子と入婿小山悦之助、小山辰平、小山安治の三人と従兄弟の小山恒助らの小山一族 5 人と一緒に 1 万円を出資して帝国中牛馬合資会社を創立して、家族企業としての独立営業が始まった。(史料 4-3)なお、前述の東京会社は旧商法一部の施行に付き、同年 7 月 25 日に改めて帝国中牛馬東京合資会社を設立した。会社所在地は日本橋区小伝馬町になり、業務担当社員は小山五左衛門と小山悦之助である<sup>78</sup>。

それから、信越線沿線の重要な駅と取扱貨物が多い従前の中牛馬会社の分社、支店及び荷継所がある緊要の場所に支店、代理店を設立した。表 4-2「帝国中牛馬合資会社支店、代理店一覧表」のように支店は長野県大屋、御代田、群馬県高崎の 3 カ所、代理店は野沢、松代、屋代、長野、下諏訪、岡谷、赤穂、小井川、飯田、松本などの 13 ヶ所あった。代理店の中には所属する代理人だけではなくて、もうすでに独立した会社、河西中牛馬合資会社、松本中牛馬合資会社、長野市の開運合資会社も含まれていた。ところが、表 4-2 をみると、帝国中牛馬会社代理人の一部は従前会社に所属していた支店或いは出張所の担当者である。また、長野市にある開運合資会社は中牛馬会社同盟とは別の運送業者である。長野市に従来の中沢與左衛門が経営する共同中牛馬会社が存在しているにもかかわらず、同地にある別の運送業者と代理契約を結ぶのは、帝国中牛馬会社と共同中牛馬会社の間に、競争関係に変わったといえるであろう。このように、独立した各中牛馬会社は鉄道の開通線路に合わせて、沿線各地の運送業者と代理店契約を結んで、自立的運送網を作ろうと努力していることが明らかである。

#### 4-4. 帝国中牛馬会社の経営について

史料 4-4 は 1899 年帝国中牛馬合資会社の代理店になる時の契約書の下書きである。これによると、それらの代理店は本社名義をもって運送事業の一部を担当しながら、企業体としては独立経営していた。しかし、代理店としての収益は一定の割合で決められた。第三章で述べたように、本社から出張員を派遣して、諏訪、伊那などの代理店があるところに出張所を作った例もある。表 4-3 をみると、1898 年当時諏訪出張員である十文字吉という社員が、小諸本店、大屋、高崎支店と諏訪、伊那などの代理店がある場所へと出張していることがわかる。出張時に支給されるのは、日当のほかに各地間に往復する人力車賃と汽車賃であった。また、営業状況を報告したり、ほかの地域の支店や代理店と連絡するための電信料、はがき料金なども支給されている。さらに、出張地の荷主、銀行への進物の支出も多かった。出張員は本社の経営者代表として諸荷物の輸送業務について荷主から周旋することを通じて引き受ける。その現地の輸送業務は帝中の代理店に委託して、またその営業の実情について、本社に報告することになっていた。

前掲の会社登記広告によれば、帝国中牛馬合資会社は「商品其他貨物運送及物品ノ委託販売営業附随シテ運送委託ノ品ニ限り該品ヲ抵当トシテ前貸及ヒ立替金ヲ為ス事。委託販売品ニ対シ立替金ヲ為ス事。委託者ノ望ニヨリ危難弁償ノ保険ヲ為ス。」という会社目的で登記広告している。本来の貨物運輸業務のほかに、引き続き請負う貨物に対して前貸と立替金金融業務と貨物損害保険の業務を加えた。帝国中牛馬合資会社だけではなく、共同



中牛馬会社も「各地ノ商習ニ従ヒ貨物ニ対スル前貸金ヲ為シ又荷為替ヲ取組ム可シ」というように前貸し金融と荷為替を取り組んでいる。

1893年に信越線は全線開通したが、諏訪地方、伊那地方まで列車が通っていなかったから、製糸荷物の横浜への出荷は信越線を頼らなければならなかった。この地域は従来の小諸中牛馬会社の主要な運送範囲であり、製糸荷物と生繭荷物を中心とする運送網は継続していた。諏訪伊那地方は相変わらず、諸銀行あるいは他の為替荷物の取扱方とは従前どおりの契約を継続していた。それで、為替貨物に保険付き運送の請負業務が中牛馬会社の主な仕事であり、帝国中牛馬合資会社の収益の主な部分を占めていた。

そして、製糸業の勃興によって、製糸業と養蚕業が分化するようになった。諏訪岡谷へ製糸原料の生繭と燃料の石炭を運ぶ業務が増えた。大屋駅が開通したことによって、生繭の輸送は大屋駅に集中していた。帝中は大屋に支店を設置して、生繭の輸送を取組むようになった。しかし、明治39年中央東線の開通によって、諏訪岡谷地方の生繭の搬入と生糸荷物の搬出は総て鉄道へ移行した。小諸帝国中牛馬合資会社の最後の拠地は奪われた。

ところで、帝国中牛馬合資会社は諏訪伊那地方の地域の営業だけではなく、新潟高田と直江津を中心とする日本海側～東京横浜の太平洋側間の一般貨物の運送も取組んでいる。史料4-5によると、東京帝国中牛馬会社、代理店の開運組の高田、直江津支店と高田町の荷主丸高組の間における貨物運送継続契約である。1893年4月から軽井沢～横川間の鉄道が連結してから、東京、横浜、高田、直江津の鉄道の両端の駅での貨物の積込と積卸作業を丸高組から中牛馬会社に依頼した。運送した荷物の中身は鉄、砂糖、繰綿、紡績糸、洋糸、和洋紙、ビール、時計などが挙げられる。それぞれの荷物の重量と種類によって運賃が定められたことを示された。帝国中牛馬会社の経営状況を表す明治34年から大正時代までの営業報告書がある。まだ解読していないので、本社と支店などの会社の損益と資産、負債などが明らかにできる経営史料だと考えられる。

この時期から帝国中牛馬合資会社の運送手段は荷馬車が中心となった。実際に荷物の運送業務を担うのは帝国中牛馬合資会社に付属運送業者と呼ばれた。小諸帝中を事例として、史料4-6によると、明治30年3月に、小諸町にいる帝国中牛馬合資会社に付属している運送業者29人は同盟組織を結成して、小諸帝中組合を称した。この組合に行司四名を置き、組合の諸事務を担当する。組合行司の任期は2年となり、改選補欠はすべての組合員の投票で決められる。組合員は保証として、運送馬車一台につき、10円の保証積立金を帝国中牛馬合資会社へ払うこととなった。いわゆる、これらの運送業者は従来の保送者のことである。しかし、人数は大幅に減少していた事実が指摘されなければならない。

#### 4-5. 日本全国の陸運業分布と小運送業へ

鉄道が敷設されるにしたがって、鉄道駅停車場で荷物の集配、差立、市中配達などの需要が増えた。各停車場前に従来の「内国通運会社」、「中牛馬会社」、「日本運輸会社」などの陸運企業の代理店、出張店などが並立した。さらに、鉄道貨物を専門的に取扱う業者も現れた。表4-4「日本全国運輸業者調」明治22～25（1889～1892）年間『日本全国商工人目録』から陸運業者をまとめたデータによると、日本全国には、およそ305ヶ所の陸運業者と店があった。そのうち内国通運会社系列がもっとも多く108ヶ所であった。次は日本運輸会社系列の70ヶ所であった。中牛馬系列は19ヶ所であった。内国通運会社は明治8年に設立され、政府から手厚い支援を受けていたため、全国的に出張店、代理店があるのは当然であった。日本運輸会社は1887年に元中牛馬会社の役員によって作られてから、教科書の運搬業務などの独占的な特権を得て、急速的に日本全国で代理店、管理店などを設置した。とくに内陸運輸をよく利用した地域では、内国通運会社の代理店があるところには必ず日本運輸会社の代理店があったといえる。そして、日本運輸会社が1891年に一般運送請負業務の入札ができたことによって、さらに組織を拡大した。内国通運会社の独占的な地位に大きく打撃を与えて、陸運業の競争が厳しくなったことが考えられる。

そして、陸運企業と陸運業者の分布をみると、もっとも多いのは長野県の26ヶ所であった。次は静岡県21ヶ所、福島県19ヶ所、岐阜18ヶ所、栃木県16ヶ所となっていた。日本海側では新潟県、富山県、石川県、福井県を合わせて37ヶ所あった。長野県は従来陸運業が発達したところであったし、この時期から製糸業の勃興が起ったため、製糸荷物と養蚕荷物を大量に運送する必要があったからであろう。長野県だけではなく、福島県も同じ状況であったろう。そして、九州、北海道、四国、中国地方では陸運業者は僅かであり、海運業者が多かった。この時期の陸運企業は日本海側と太平洋側、またそれを連結した地域に集中的にあった。しかし、鉄道の開通によって、従来陸運業が発達していた群馬県と山梨県の陸運業者は少なく、僅か5ヶ所と4ヶ所であった。これらは恐らく鉄道が開通した影響によると思われる。また、この時期に鉄道貨物取扱業者、汽車積荷物請負業者がという新たな業者が現れた。はっきり鉄道積荷物扱所を確認できる業者は19ヶ所である。鉄道の敷設範囲が広がるとともに、更に増えていったものと考えられる。

その後、帝国中牛馬合資会社は主として小諸駅などの鉄道沿線の駅停車場内で店を置いて、鉄道荷物の積入、積卸と配達を行う小運送業者へ転身した。明治後期から大正時代を経て、内国通運株式会社の代理店、明治国際運送株式会社、明治運送株式会社の国明取引店として営業を継続していた。小山辰平は鉄道公認運送長野運事組合の組合長にも任命された。それと同時に、貨物運送保険の代理店も長年に経営していた。

昭和17年に、小諸運送株式会社は、その経営一切と資産を佐久通運株式会社へ譲り渡した。明治初期以来の中牛馬会社の経営は、そこで途絶することになる。ただし、佐久通運株式会社は2014年現在にいたるまで営業している、という事実を最後に指摘しておきたい。

#### 4-6. おわりに

本章では、1890年代半ば以降、中牛馬会社の組織の変化とその発展の展望について述べてみた。小諸中牛馬会社は明治23年に東京帝国中牛馬合資会社として改めて会社を創立し、逋信物の一般入札に参加している。この背景には、旧商法一部の施行とともに、中牛馬会社の同盟組織は解散することになったという事情があった。それぞれの会社は、地域で独自の運輸組織を作り、営業を続けていったようである。小諸中牛馬会社の場合は、帝国中牛馬合資会社と改称し、小山家一族が出資することによって家族企業となった。そして、自ら長野の各地に支店を作り、代理店と契約し、あらたに自立的な輸送体系を作ろうとした。鉄道輸送に繋ぐ路線を中心に、製糸荷物と養蚕荷物を中心として運送業務を継続した。そのほかに、新潟と東京間の一般的の荷物の取扱業務は代理店を通じて継続していた。従来の同盟を組んでいた中牛馬会社との間では、相互に競争関係が生じてしまったこともある。

主要な出張地方の経営は、本社からの出張員派遣によって実現した。運送手段を運送馬車中心とすることによって、付属運送業者の人数が大幅に減少した。昭和期になると、日本通運に合併されることとなり、鉄道貨物の集配・配達を行う小荷物運送業に特化し、生き延びた。結局、中牛馬会社は、明治期に目指した独立した物流業者としての経営発展を完成させることは出来なかった、といわなければならない。

最後に追記すれば、明治22~25年間の日本全国の陸運業分布をみると、陸運企業は、主として内国通運会社と日本運輸会社を中心に、全国各地で設立され、激しい競争を繰り広げながら発展拡大したことがわかる。さらに、この時期の陸運企業は日本海側と太平洋側、そしてその中継地に集中的に存在していた。陸運企業がもっとも多かったところは長野県であった。それは、この時期、福島県と共に「製糸荷物」を大量に輸送する必要があったからであろうと推測できる。以後、鉄道の敷設範囲が全国的に拡大するが、それにもなって、内国通運会社や日本運輸会社を含む陸運業全体が新たに鉄道荷物を取扱うような業者へと、その業態を大きく変化せざるを得ない局面に直面していたのであり、中牛馬会社もその例外ではなかったのである。

## 第二部 各論

第二部では第一部の中牛馬会社の歴史的な考察を踏まえた上で、各論として三つの論点を検討し、物流の面で中牛馬会社が果たした役割を明らかにしたい。中牛馬会社は地域的な民間自発の陸運企業として創業されてから、上信越間と東京間の商品流通の拡大とともに発展してきた。中牛馬会社が取組んでいた明治20年代（1887）までに、地方と東京間の商品流通、地域経済、製糸業のような近代産業と近代貨物保険制度の発展に対してどのような役割を果たしたのかについて、帳簿記録と一次史料の解読と分析によって検討する。

### 5. 商取引と中牛馬会社

各論一では中牛馬会社の運送活動の記録に基づいて、上信越間と東京間の商取引実態を検討する。近代以降に地方と東京間の商品流通市場が形成される過程で、中牛馬会社がどのような存在として位置づけられるかを明らかにすることが狙いである。その際に、以下の三つに焦点を当てる。第一は、近世の中馬とは異なる近代における中牛馬会社への組織再編成を行うことによって、上信越、殊に信州を拠点とした商品流通のルートがどのように変化したのかという点の解明である。第二は、市場経済化が進行するとともに、中牛馬会社が取扱う荷物の内容と数量が如何に変化したのかという点の解明である。第三は、中牛馬会社が請負った荷物運送の顧客層の変化如何と、その顧客である商取引の担い手としての地方の商人連盟組織はどのような存在であったのかの解明である。

以上の三点を踏まえつつ、明治維新後から明治20年代（1887）前後までの中牛馬会社の運送活動による、商取引の形成と変化の実態を明らかにしてみる。

#### 5-1. 商品流通ルートの形成と中牛馬会社

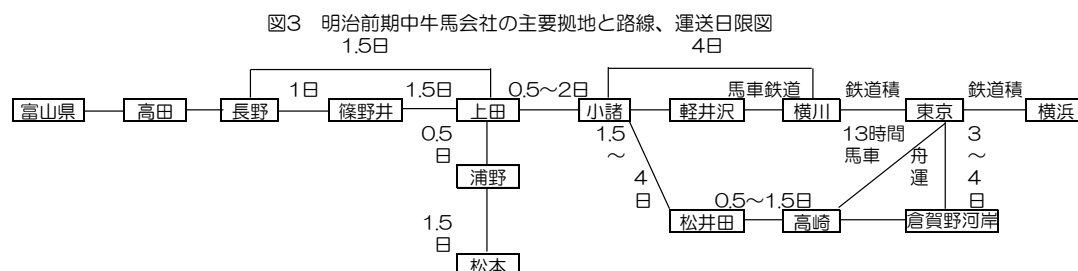
近世期中馬を軸とした日本海側と太平洋側を結ぶ甲信越の貨物輸送は、幕末開港以降、甲府、松本、飯田の三拠点を中心としながら、脇街道なども柔軟に用いつつ、生糸蚕種等の輸出荷物および多様な輸入品を、上信越と東京・横浜の間で交互に輸送するものへと展開した。明治維新後、中牛馬会社という新たな同盟組織が構築されると、長野、上田、小諸、高崎を拠点として、陸路と舟運または鉄道を繋いで日本海側と太平洋側を連結する、新たな長距離運送ルートが成立していくこととなった。以下、そのプロセスを明らかにする。

##### 5-1-1. 創業期中牛馬会社の分布と運送範囲

前述のように、創業後まもなく東北信中牛馬会社と南信の中牛馬会社が分裂した結果、東北信地方の中牛馬会社は長野、上田、小諸、和田を中心とした物運送を行うことになった。表4「中牛馬会社に附属定宿・荷扱所取調」によると、中牛馬会社は旧街道、脇街道沿いに、会社と定宿ないし荷扱所を設置して、新たな荷物運送路線を作り出した。中山道、北国街道、佐久甲州往還、佐久野沢から上州富岡行、北国往還、野尻より上州高崎廻り、飯山より越後猿橋廻り、などの路線が構想された。東京、倉賀野、高崎、松井田、小諸、上田、長野、新潟中牛馬会社の中心会社が所在地する地方を連結する路線は中牛馬会社のもっとも重要な太平洋側と日本海側を連結する長距離輸送ルート（図3）であった。このルートの貨物運送は第一部で明らかにしたように上州、信州、越後、北陸各地では牛馬背で上州高崎また倉賀野まで陸路によって運送し、その後、馬車会社によって陸路または倉賀野河岸の舟運との継立運送によって、東京または横浜へと運送するものであった。

このルートの中で、中仙道上州方面から追分を経て北国街道に繋ぐ路線、和田峠を越えて佐久甲州往還の路線、佐久野沢から上州富岡行などの路線は、創業期における小諸中牛馬会社にとって、貨物運送の中心であった。明治10年（1877）の荷物運送路線、数量

と種類を明らかにしようとして作成した表 5-1「明治 10 年小諸中牛馬会社東行荷物運送調べ」と表 5-2「明治 10 年小諸中牛馬会社西行荷物運送調べ」によれば、「東京より新潟港に繋ぐ路線、芦田より小諸から群馬に繋ぐ路線（飯田、諏訪伊那地方につなぐ）、長野より山梨に繋ぐ路線（甲州通路）」などの路線の存在を確認できる。これらの路線においては、小諸、高崎と倉賀野が、中継地として大きな役割を果たしていた。荷物の運送数量から見れば、上田方面<sup>79</sup>から高崎方面への荷物は 6,422 駄、高崎方面から上田方面への荷物は 11,457 駄であり最も多かった。この時期に小諸中牛馬会社が上田と高崎間に流通する荷物を中心として運送したことが判明している。日本海側と太平洋側間の商品流通はまだそれほど発展していなかった。そして、上州からの輸入品は信州からの輸出品の倍ぐらいの規模であった。



### 5-1-2. 陸路と舟運の継ぎ立て運送ルート

明治 16 年（1883）上野～熊谷間に鉄道が開通するまで中牛馬会社が請負った、上信越各地の荷物を東京まで送る長距離輸送は倉賀野までに陸運から舟運へ継ぎ替えるのが一般的であった。明治 4（1871）年に創業した「高崎馬車会社」も利用されていたが、「大至急」の時または「紙包」、「蕙包」小型の包み荷物と書状などがほとんどであった。時には「横濱追附馬」のように馬背で運送することもあったが、それは簡単に数えられるほど少ない例である。

創業時点において、既に中牛馬会社と倉賀野河岸の舟運業者との間では、同盟あるいは提携関係を締結していた。馬車運送の高運賃に比べて低価で大量に輸送できる利点があったため、長野県産生糸などの高価荷物も舟運で運ばれるのが一般的であった。

第一章で説明した 1872 年 8 月～1877 年までの表 1-8「東西送状改帳」の記録によると、小諸中牛馬会社が請負った運送荷物の出荷者は長野、上田地方を中心とする商人と高崎、松井田、富岡また埼玉、東京、横浜、大阪の各地の商人であった。なお、東京、横浜までの荷物はほとんど高崎会社、高崎馬車会社、倉賀野の河岸舟運問屋まで送られたことがわかる。

1872 年から 1883 年まで上田方面からの荷物は小諸で一泊継ぎ立て、松井田で泊まり、高崎で継ぎ立て、倉賀野河岸まで送るパターンが一番多かった。1873 年「越後屋荷物受払帳」（表 1-9）の東京、横浜越後屋まで生糸類荷物の運送記録では、「上田出、小諸泊まり、松井田大河原太七<sup>80</sup>泊まり、高崎馬車会社荷車送り、高崎馬車会社継、高崎矢島嘉平継<sup>81</sup>、倉賀野須賀善右衛門積、倉賀野田口五平<sup>82</sup>入、東京室町二丁目越後屋喜右衛門殿行、横浜越後屋徳左衛門殿行」などがこの運送ルートを利用したことを証明できる記録である。そして、1876 年長野県為替方彰真社が取組む生糸などの荷物も中牛馬会社が陸路を担当して、倉賀野河岸の舟運問屋須賀善右衛門の処まで送って東京へ届けられた。1881 年小諸中牛馬会社が請負った第十九国立銀行岩村田出張所の荷物の輸送は倉賀野河岸の中牛馬会社荷物取扱所の須賀善右衛門に舟運で依頼した。東京までは生糸荷物は 2.5 日、屑類荷物は 3.5 日かかった。そして東京堀江町一丁目中牛馬会社支店まで運送したのである。その後、中牛馬会社の支店より鉄道積で横浜まで運送した。

1879 年陸運業が自由営業となってから、中牛馬会社が次第に南信の各地に分社、支店、出張所を作った。この時期から伊那、諏訪各地から和田峠を越えて、芦田より高崎または倉賀野経由で東京、横浜までの往復路線も重要な運送ルートとなった。さらに、小山

家文書の諸契約書史料によると、1879年から1883年の間に、倉賀野河岸の須賀善右衛門と田口五平が中牛馬会社の同盟組織に入って、中牛馬会社荷物取扱所、中牛馬会社の名称で正式に太平洋側から日本海側間の長距離輸送継立網を構築した。

### 5-1-3. 鉄道の開通による流通ルートの変化

明治前期、上信越と東京間の運送は道路輸送と舟運の積み替えが中心であった。しかし日本鉄道会社による第一区間の鉄道敷設として1883年に上野～熊谷区間が開通してからは、積替え作業の小さな道路輸送と鉄道の組み合わせによる新たな輸送網が構築された。その後、日本鉄道会社が運賃割引政策によって舟運と対抗したことも大きく影響し、鉄道は、従来の倉賀野舟運から貨物輸送業務を奪うことになった。鉄道駅が開通してからまもなく、輸送貨物の主流は鉄道輸送へと移動することになった。

高崎駅の開通は1884年5月1日である。小山家文書の中の一契約書には、1884年7月長野町の商人連盟阪東講との契約において「荷物ハ高崎ヨリ鉄道積日本橋区内各店ヘノ配達」と記載された文章がみられる。さらに1888年直江津～軽井沢区間の開通によって群馬の横川、長野の軽井沢はもっとも重要な荷物集散中継地となった。信越地方の荷物は軽井沢に集中させる一方、東京方面からの荷物は横川に集中させた。横川停車前には陸運企業が多数存在していたので、鉄道貨物の積卸しと積込みが大規模に行われた。そして碓氷峠馬車会社、荷馬車などの運送手段を利用して軽井沢と横川間の荷物運送を連結したのである。

ただし、鉄道の開通によって従来中牛馬会社が中馬士、荷馬車などを利用して荷物を運送していた範囲が縮小された。なお、従来の中牛馬会社の同盟関係も大きな影響を与えた。実際の運輸面から見れば、同盟関係は必要がなくなるところがあった。たとえば、新潟、長野の荷物を東京へ発送する場合とその逆の場合は直江津駅、長野駅で荷物を鉄道積して、軽井沢と横川で積み替え作業をすれば運送できるようになった。長野、上田、小諸で継ぎ替える必要がなくなった。小諸中牛馬会社の場合は軽井沢と横川の鉄道が開通する事によって、中牛馬会社業者の中で、取扱う荷物量が明らかに増えたといえる陸運業者であった。そして、横川と軽井沢の停車場前は物流センターとなり、日本海側と太平洋側間の荷物はほとんどこの二つの駅で中継されることになった。更に、従来甲州通路を利用して八王子経由で横浜までのルートの荷物の輸送業務についても、その一部を奪うようになったと考えられる。

このように鉄道の開通によって、上信越各地の荷物の輸出入は鉄道ルートに集中するようになった。中牛馬会社が日本鉄道会社と契約し、列車の貸切を行うことによって従来より低い運賃で請負う荷物輸送が展開することとなったのである。

### 5-1-4. 地方中牛馬会社同盟組織の運送範囲とルート

1886年に共同中牛馬会社の地方中牛馬業者同盟組織が作られた。1887年共同中牛馬会社各同盟会社の「同盟申合契約」によると、東京以西直江津までの各同盟会社が各地原発荷物の出荷を周旋することについて説明されている。原発出荷は前述の中牛馬会社社員荷主廻りと同じように、各地の荷主を廻ることを通じて新しい荷主を獲得して、荷主から原発出荷の運送業務を請負うことである。表5-3「共同中牛馬会社各同盟会社の原発出荷周旋区域分け」のように、東京会社は東京、横浜、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、又は東北地方の各地の「原発出荷」の周旋を担当していた。高崎会社は埼玉県の所沢、川越、狭山、栃木県の足利、群馬県の桐生、前橋などの各地の村々の原発出荷の周旋を担当していた。松井田と横川会社は高崎市中、富岡、下仁田またはそのほかの村々を担当していた。軽井沢会社は長野県の南北佐久郡、群馬の碓氷郡の村々を担当していた。小諸会社は南北佐久郡、小県郡の依田村、諏訪郡、上下伊那郡の各郡の原発出荷の周旋を担当していた。上田会社は小県郡、埴科郡、更級郡、東西筑摩郡の五郡の原発出荷の周旋を担当していた。戸倉会社は埴科郡の各村の原発出荷の周旋を担当していた。浦野会社は小県郡、東西筑摩郡の三郡、篠野井会社は更級、上水内南北安曇郡の四郡、長野会社は上下水内郡、上下高井の四郡と新潟地方の原発出荷の周旋を担当していた。そして、直江津会社は新潟と北陸地方の富山、石川の各地の原発出荷の周旋を担当していた。なお、長野原発出荷荷



主を中心として周旋していたことが判明している。従来の業務中心地であって、広域的な荷物運送網を作った。そして、このような同盟会社による各地の原発出荷の周旋は 1893 年信越線全通まで続いたと考えられる。またこの表によると、明治 20 年代（1887）に入ってから半ばまで中牛馬会社はほとんど長野県下に集中していて、上信越、北陸、北関東、名古屋、大阪、東北の各地の荷物の輸出入を取組んでいたことが分かる。中牛馬会社はただの陸運業者ではなくて、この交通機関と商品流通の発展の中で、物流業者として商品流通のルートを作り出した。

## 5-2. 中牛馬会社輸送荷物品種の変化

明治 20 年代の始めから日本では銀本位制が定着して企業勃興が起り、日本産業革命の開始期とも言われる。これ以前の時期の日本は様々な産業の資本蓄積期とも言える。工業生産は未熟な時期であったが、中牛馬会社が取扱う荷物の品種と数量からもそのことが分かる。

### 5-2-1. 帳簿から見る荷物の輸送の動向

表 1-8「東西送状改帳」は中牛馬会社が 1872 年 8 月に開業して以来、1875 年に会社が困難期に入るまでの小諸中牛馬会社が取扱った部分的な荷物の運送記録であった。主として上田と長野各地の町村商人の輸出と仕入荷物であった。「東行」と「西行」を分けずに同じ帳簿に記録されている。

1873 年の「越後屋荷物」から荷受主越後屋の荷物をまとめて一冊で記帳するようになった。表 5-4「明治 5 年～29 年（1872～1896）小山家文書の帳簿目録」によると、荷物運送の量が増えつつあるとともに明治 7 年（1874）から「西荷運送帳」、明治 8～16 年（1875～1883）「東荷受払帳」のように荷物の運送方向によって東西を分けて記帳するようになった。さらに、明治 9 年（1876）「彰真社荷物受払帳」<sup>83</sup>から各地の長野県と群馬県下各地の中牛馬会社と彰信社の間に為替荷物を運送する契約を結んで同じ出荷主の荷物を単独記帳し始めた。その後明治 11～15 年（1878～1882）「長野大連社荷請払帳」、明治 13 年（1880）「山久荷物受払帳」、明治 15 年（1882）よりの「三角久荷物受払帳」などのように長野、上田地方の有力商人あるいは商人連合組織の仕入荷物を単独に記帳するようになった。また明治 15 年（1882）から「田り藍玉配達帳」、明治 19 年から「藍玉受払帳」、明治 16 年より「山六藍玉請払帳」などの長野県下の各商人へ運送する東京、大阪、高崎の商人荷物を店ごとに単独記帳するようになった。そして、明治 11～12 年（1878～1879）の「川上荷請払帳」、明治 14～16 年（1881～1883）「養蚕荷原発帳」、明治 14 年から「刻苜請払帳」、明治 16 年から「麻豊系受払帳」、明治 17 年「合薬荷請払帳」、明治 19 年より「紙荷物受払帳」などの荷物の種類によって単独記帳するようになった。その外に明治 16 年より「電信御用物配達帳」のような公的荷物と明治 16 年より「西行小附受払帳」のような「戻り荷」あるいは臨時請負小荷物などの特別の荷物も単独記帳するようになった。なお、明治 15 年以降、特に明治 20 年前後より伊那諏訪地方の製糸荷物を運送する帳簿<sup>84</sup>が圧倒的に多くなる。これらの帳簿記録方法の変化は商品流通の発展とともに中牛馬会社が取扱う荷物の量と種類が拡大していたことを明らかにしているとともに、前述のように明治 21 年に直江津～軽井沢間の開通によって、中牛馬会社が取扱う日本海側と太平洋側を連結する長距離継立運送する必要がなくなったことが分かる。他方で、明治 20 年代からは日本製糸業、特に諏訪岡谷地方の器械製糸業の勃興が始まる時代なので、諏訪伊那地方の製糸荷物と養蚕荷物の運送が小諸中牛馬会社の運送中心業務になったことも分かる。

### 5-2-2. 荷物の全体動向と荷物運送の「東行」と「西行」

小山家の諸帳簿によると荷物の運送路線は「東行」と「西行」または「東荷」と「西荷」に分けられている。<sup>85</sup>それは小諸を境にして、東からの荷物は「西行」あるいは「東荷」を意味する。西からの荷物は「東行」あるいは「西荷」を意味する。東行荷物は主として信越地方の産物が多かった。富山地方の笠類、合薬類、長野地方の麻、豊系、養蚕荷物、上田地方の紙類、飯田産物の元結水引類、松本地方の煙草類であった。西行荷物は主とし



て信越地方の商人の仕入れ荷物である。東京または高崎方面から仕入れた商品がほとんどである。特に砂糖類と藍玉などが著しく多かった。

表 5-1 と表 5-2、表 5-5「小諸中牛馬会社荷物運送駄数と手数料明細表」により、明治 5 年から明治 21 年の間（1872～1888）の荷物輸送全体を見ると、製糸荷物を除いて西行の荷物の種類は東行の荷物より種類は少なかったが、総量は圧倒的に多かった。表 1-8「東西送状改帳」によると、明治 5 年 9 月～明治 10 年の間に記帳されていた荷物の中で一番多かったのは「蚕種 114 個」であった。その次は「繭 80 個」であった。また「豊糸 45 個、砂糖 44 樽、煙草 30 個、釜荷 29 個、太服 27 個、油類 19 駄」などの数字を確認できる。明治 5 年は、市場経済化はまだそれほど進んでいない時期なので、創業したばかりの中牛馬会社が取扱う荷物の量はそれなりに少なかった。

第一章では「西荷」、「東荷」の全体の運送実態を表で明らかにした。それぞれの荷物運送の中身の詳細につき、表 5-6 と表 5-7 を見てみよう。「西荷」は総計 1518 個 47 駄 12 俵 24 樽 18 箱 44 本 11 丁 3 束 33 玉である。「西荷」の出荷地は越中富山、越後高田、長野、松本、上田、松代、稲荷山、小諸、常田村、塩尻村などの小諸以西の地域からである。荷受地は小諸、軽井沢、追分、臼田、岩村田、野沢八満村、塩野村、上州の松井田、下仁田、高崎、富岡、安中、前橋、桐生、甲州の甲府、葦崎、野州の足利、武州の本庄、熊谷、埼玉、深谷、東京、横浜などの小諸以東の地域である。「東荷」総計は 1790 個 14 駄 50 俵 70 樽 79 樽 71 箱 448 束 102 丁 6 櫃 2 枚 6 品 5 拵 2 梱 4 丸である。出荷地は東京、高崎を中心に松井田、富岡、川越、熊谷、岩村田、追分、安中、野沢、臼田、五料村、発地村などの小諸以東の地域である。荷受地は上田、浦野、松代、松本、長野、小諸、小布施村、塩尻村、稲荷山、越後高田、越中新川などの小諸以西の地域である。

運送した荷物の中身を大きく分けると、主として荷物の包装形態と荷物の実物名によって記録されている。包装形態といえば、ここでは包類、瓶・樽類、箱・櫃類がある。包類はもっとも多かったである。蕙包、紙包、渋紙包、油紙包、琉球包、風呂敷包、麻袋、麻包などさまざまな材料を利用した。そして、石油、水油、酒のような液体荷物は樽、瓶の形態で運送した。また荷物を箱・櫃に入れる形態もある。さらに、籠、行李などの形態もある。この中では蕙包はよく見られる形態である。ずっと圧倒的な数量を示している。こういう包類の荷物の中身はほとんど記録されていないが、極少数の記録から見れば荷物の中身はさまざまである。たとえば、帳簿類、書物、鋤物、茶などほとんどの荷物をこれらの材料による包まれる可能性がある。さらに、包装材料もさまざまなサイズがある。箱、櫃類の荷物をこれらの材料を用いて包装される記録も少なくはなかった。

荷物の実物名の記録を見よう。東荷では魚介類 82 個 8 俵 16 箱、砂糖類 66 個 3 駄 8 俵 31 樽 3 拵 3 箱、農具類 46 個 100 丁 70 本、綿荷 80 個 16 本、塩類 74 個 7 駄 20 俵、楮類 435 束、砥石類 13 個 560 丁などの荷物は数量的には多かった。以上の中では楮類と砂糖類、塩類、薬種類の運送詳細を表 5-8、5-9、5-10、5-11 を見よう。表各 1-8 では楮類は上州村々の商人から上田町商人へ運送したことが分かる。その代表の出荷主は五料村の中島富五郎、代表的な受主は上田原町の和泉屋甚三郎と永井村の柳屋和四郎と柳屋堅十郎らである。楮は和紙の内山紙製造の原料として周知されているが、この時期に特に注目したいのは蚕卵原紙の製造に欠かせない原料である。表各 1-8 の中では少量であるが、長瀬村に楮の買い入れの記録もある。これは蚕卵原紙の製造は享和年間から小県郡長瀬村と丸子村から始められた。そして、横浜開港以来、蚕種の海外輸出が許可された慶応 1（1865）年頃から蚕種の製造高が増加することにもなって、原紙の需要も増加した。それで、製紙技術の基盤が整った長瀬地方に於いて蚕卵原紙の産地として急速に発展した。その後、まもなく市場を完全独占するようになった。<sup>86</sup>長瀬地方の楮は豊富であるけれど、需要量が大量であるから、上田地方蚕種の主要産地であり、横浜方面にたくさん輸送されると同時に、楮のような蚕卵原紙の製造原料の調達も盛んであるであろう。そして、長瀬村だけではなく、上田町商人とその周辺の村々にとっても重要な商品であることがわかった。

そして、砂糖類はより大量の取引が行なわれている。その主要な出荷主は東京の百足屋、高崎の釜屋勘兵衛と三河屋茂兵衛である。それに対してもっとも主要な受主は上田常田村の嶋屋弥三郎、長野町の小妻屋萬吉である。さらに、西荷では油類 27 個 39 駄 3 樽 1 本、桑苗・桑種類 81 個 5 駄、杏干・杏仁類 51 個 5 俵、薬種・合薬類 70 個、数の子

60 個、が数量の多い貨物であった。1 ヶ月間だけの記録なので、従来代表的な荷物であるはずの繭類と蚕種類の数量は少ない。これらの荷物の中の油類、薬種・合薬類を表 5-12、5-13 で見よう。油類とくに種水油類の主要な出荷主は長野玉川屋栄二郎、井桁屋庄七、小布施の角屋藤兵衛であり、主要な受主は追分の大黒屋恕平、下県村古屋国太郎、野沢駅井幹屋市兵衛、三嶋屋正一郎、臼田駅長屋傳治、大槌屋宇内などの南佐久郡にいる商人である。種水油は照明用の重要な燃料であり、長野県内で大量に消耗と取引されていた。合薬・薬種類の出荷主は合薬が越中高岡、大泉から出荷されて、和薬は高田会社から出荷された。もっとも数量多い薬種は小諸の商人柳田五兵衛から出荷された。受主のほうは商人か何人がいるが、主として高崎と倉賀野の舟運業者まで送った。恐らく東京まで運送したと考えられる。これらの荷主は出荷主か受主である同時に受主と出荷主でもある時がある。この時期の地方商人と東京商人間の貿易は江戸時代の地方城下町と江戸間の商品流通の延長だと考えられる。これらの商人の出荷と仕入れ活動に中牛馬会社のような物流企業が重要な役割を果たした。

そして、この 11 ヶ月の荷物輸送の詳細は表 5-14 によって明らかにされている。荷物の総数は 28472 個 8867.5 本 68 駄 1474 樽 1050 束 3296.5 俵 442 箱 63 櫃 92 籠 1024 品 980 枚 82 段 5 袋 100 丸 1146 丁 8 包 10 組 30 張 12 梱である。包・瓶・樽・箱類の荷物の中身は確認できないので、確認できる荷物の種類と数量を分析したいと思う。これらの荷物の分類と区分は山口氏の「明治七年府県物産表」の分析<sup>87</sup>を参考しながら分析したいのである。これらの荷物の区分は主要として農業生産物、特殊農業生産物、原始生産物、工業生産物などがある。海運では米などの米、魚肥料の巨大の運送量に比べて陸運業では原始生産物と農業生産物に比べたら、数量的には特殊農業生産物と工業生産物が圧倒的に多かった。特に工業生産物の種類が様々である。長野県が主要産地となる生糸類、畳糸類、飯田産の元結などが主要な移出品として大量に運送された。さらに、砂糖類、材木戸障子類などは主要な移入品として大量に移入された。特殊農業生産物は主として繭類、綿類、煙草、藍玉、麻類になる。それぞれは繭類 338.5 個 878.5 本 12 樽 2 箱 1 袋 1 包、綿類 239 個 332 本 2 品、煙草類 4792.5 個 14 箱、藍玉類 1097 本 4 駄、麻類 801 個である。

前述は 6 月が荷物の運送件数は激減になっている。さらに表 1-17 によって前半と下半年の運送荷物の具体的な品目と数字を比較すると、下半年において荷物全体の運送量と各種の荷物の運送量が激しく減っているのであるが、繭類だけは上半年の 110.5 個 131 本に対して、下半年は 228 個 747.5 本まで大幅に増えた。そして、このなかに御用荷物として富岡製糸場へ送る分もあった。上田地方から富岡製糸場に繭類を提供したことが分かった。下半年では生糸などの工業生産物類の荷物が中心になっていることが明らかである。

山口の研究によると「明治前期（1868～1890）を通じて米・織物・糸・魚肥・砂糖・塩その他各種の商品が北海道から南は九州にいたる各府県にわたって大量に取引されるようになった。当時はいまだ鉄道の発達が十分でなかったので、海上輸送が主体であり、商品の取扱商も各港の船主や問屋、仲買らが中心であった」<sup>88</sup>という。この時期に上信越・北関東地方を拠点とする中牛馬会社が陸上輸送の主体であって、これら地域の織物・糸・繭類・砂糖・塩・藍玉・煙草などの取引を中牛馬会社の営業記録から表れた。

つまり、「東行」荷物は長野、上田地方の特産物が中心であった。「西行」荷物はほぼ上州地方とくに高崎を中心とする砂糖と日常生活用品が多かった。

その後、表 5-1 によると小諸中牛馬会社が取扱っている「東行」荷物は一年間で 8266 駄である。量的には大きく増えた。上田～高崎間の荷物の流通の量は圧倒的に多かったが、芦田～高崎間においては飯田産物（元結、水引など）の出荷量の増加が目立った。これはおよそ中牛馬会社社員による「飯田荷主廻り」の出張活動によって飯田の荷主を獲得したと考えられる。また「東行」荷物の中にもっとも多いのは松本地方の煙草荷の 2267 駄であった。その次は生糸類の 637 駄、繭類 280 駄、出売繭 217 駄、生皮芋 131 駄、蚕種 131 駄などの製糸・養蚕荷物であった。そして、地方産物の畳糸 387 駄、笠類 226 駄、農産物の米 241 駄、大豆 98 駄、小豆 174 駄、杏干 223 駄など、荷物の量と種類も著しく増えた。

さらに、表 5-2 の「西行」荷物を見ると、呉服太物類が 2841 駄でもっとも多かった。

そして、砂糖類は2379 駄であって、かなり増えた。また、魚類 814 駄、鯉節 425 駄、塩 273 駄などの食料加工品の量も著しく増えた。なお、材木類 180 駄も目立った。地域経済発展とともに、家や建物を建てるための建築材料の調達の需要も増えた。全体からみれば、1877 年の時点はすでに市場経済の発展の影響が見えた。長野地方では呉服太物類に対する消費力の増大が推測できる。なお、藍玉、紙類、水油などのような工業品は徐々に増えた。そして、占める比重がもっとも多かったのはやはり砂糖類、煙草類、鯉節、塩、魚類、杏干などの食料加工品と米、大豆、小豆などの農産物であった。さらに、この時代には製糸業と養蚕業はさらに発展したことが分かる。ところが、表 5-15「第二部 中牛馬会社小諸組荷物運送詳細表」によると、1882～1883 年の一年間に小諸中牛馬会社が取扱う荷物の種類と数量からみれば、養蚕類は 3003 駄であって、5 年前より倍以上増えた。織物類は 2356.9 駄で 3 倍以上に増えた。ことに小間物類 550 駄、荒物類 900 駄などの生活用品も著しく増えた。また、陶器類、蠟類、石灰類、肥料類などの 5 年前の統計になかった商品も多く増えた。

表 5-5 により 1881～1888 年間の全体の荷物運送数量と種類を見ると、1885 年までは東京高崎からの仕入れ砂糖荷物が圧倒的に多かった。砂糖を取扱う商人の顧客も多かった。1886、1887 年には小諸原発荷と長野野の荷物が多かった。藍荷物の長野県下への輸出が 1888 年まで安定的に続いていた。1885 年に横川まで鉄道が開通してから、一部の荷物ないし長年にわたって運送を請負ってきた顧客との取引がなくなった。その原因は恐らく 1886～1888 年の間に、直江津と軽井沢間の駅々が次々に開通したため、従来のように上田、小諸で継ぎ立てする必要がなくなって、軽井沢へ移転した可能性が高いと考えられる。また、諏訪伊那荷物は 1885 年から倍増していったことが分る。それも製糸業の勃興が始まったため、生糸原料となる生繭類の大量輸送が必要になって、鉄道開通がほかの路線から顧客を奪ったことが原因だと考えられる。

ところが、荷物運送駄数は大幅に増えたが、それに対して、手数料の収入は減る一方であった。それは恐らく鉄道の開通によって従来の長距離の継ぎ立て運送ができなくなって、手数料利益が発生する源泉が少なくなったからである。当時道路輸送を利用する貨物の運送路線が鉄道の開通によって短縮したので、利益を上げるためにより大量の荷物を運送しなければならなかった。また利益の源泉を拡大しなければならなかった。

ただし、1886 年から中牛馬会社の製糸荷物の輸送の記録が大量にあることから、長野県下特に諏訪地方における製糸業の勃興によって、中牛馬会社においては製糸荷物または製糸原料荷物の輸送が中心となったことが分かる。

つまり、明治前期に鉄道が開通することによって、中牛馬会社の運送活動として地方と東京間の商品流通は拡大したのである。特に日本海側と太平洋側間の主要商品の流通の中心は食料品と加工業品であった。次に上信越のもっとも大きな地方産業は養蚕業と製糸業であった。これらはより圧倒的な数量であった。その外に、農産物、建築材料、日常生活用品などの拡大も著しく見えた。こういう商品流通の実態から市場経済化の拡大によって、民衆の消費力がだんだん大きくなって、地域間の商取引が拡大しつつあることを明らかにするとともに、この時期の工業の未熟性も証明できる。

地方経済の発展による商取引の拡大によって商品の輸出入が拡大した一方で、中牛馬会社に発展するための可能性と利益の源泉を提供していた。他方で、中牛馬会社による長距離継ぎ立て運送組織はこれらの商品流通が拡大する際に重要な役割を果たしていた。しかし、鉄道が開通してから、従来中牛馬会社を利用して長距離運送された食料品・加工業商品荷物などの記録が少なくなって、明治 20 年代に入ると製糸業の勃興とともに、製糸荷物が中牛馬会社の運送する荷物の中心になった。中牛馬会社は、製糸荷物の輸送から新たな利益源泉を獲得するようになった。

### 5-3. 中牛馬会社の「顧客層」

固定地域の主要な荷主を獲得して安定的長期的に取引を行う事は近代的な陸運経営で最も重要なことの一つであった。第二節の分析で示したように、中牛馬会社の運送は、明治初期の雑荷の運送を中心としていた状態から、次第に固定的な荷主または特定の荷物について長期的に荷物運送の契約を締結する状態へ変わった。本節では中牛馬会社と取引を

していた顧客はどのような人たちであったか、どのように変化したのかを検討する。

### 5-3-1. 中牛馬会社の顧客層

中牛馬会社が1872年に開業して以来の記録によると、最初は少量の荷物を運送していた。表1-8によると、中牛馬会社が開業してから荷主がもっとも多いところは上田であった。これは江戸時代の中馬運輸の影響が大きかったためと考えられる。表5-16「明治8年年始荷主廻り」の記録により、小諸中牛馬会社の主要な顧客を確認できる。上田町商人がほとんどであった。その他は、ほとんど高崎と東京の砂糖問屋と藍玉商であった。これらの上田の商人としては、近世からの屋号を持ちながら、金物商、魚屋、種油商、石油商、紙商、呉服太物商、薬種売薬商、綿糸商、生糸商、肥料商、材木商、染物商、荒物商などの業種があり46人ほどを数える。そして、東京の5人の顧客は4人が藍玉商であった。さらに表5-17「中牛馬会社の得意様と社員名簿」によると、上田地方だけではなくて長野地方と須坂、飯山などの長野県下の各郡町村まで拡大した。さらに、長野県下だけではなくて、新潟、富山の県下まで顧客が増えた。又上田地方の顧客の人名は114人まで増えた。その中に銀行荷主は4カ所あり、業種の数量も増えた。その中では特に養蚕業種の商人が一番多く19人であった。その次は魚商10人であった。また陶器商、唐物商、時計洋物商などの輸入物を取扱う商人が増えた。長野地方はもっとも多く129人ぐらいだった。業種を確認できない場合が多いが、呉服太物商、麻豊糸商、魚干物商、小間物商、蠟燭油砂糖商、金物商、唐物商などが多く確認できた。さらに、須坂では場東行社、俊明社、または諏訪伊那地方の開明社などの当時有名の大製糸結社と製糸家の名前もあった。これらの製糸結社と製糸家は明治20年代から中牛馬会社のもっとも重要な顧客となった。

### 5-3-2. 商家の共同出荷、共同仕入の担い手中牛馬会社

1870年代後半に入ると各地の商人が同盟組織の商社、講、組の形式で出荷と仕入れの貨物運送を各駅中牛馬会社と契約しており、その際の契約書と帳簿が多く見られる。1878年以降、中牛馬会社の組織を再編成したのと同時に、中牛馬会社の固定荷主層としては共同結社の組織商社、講、組などの形式が増えた。その中の代表的なものとしては長野大連社、明商社、愛信社、通商講（新潟高田）、笠栄組（富山）、坂東講、権現講、長野商社などがあり、表5-18「中牛馬会社の顧客商人連盟組織」によると、それらの同盟組織は上信越地方各地の有力な商人或いは結社を連合して長年続いた。1878年からの長野大連社1883年から明商社（史料5-1）、愛信社はいずれも長野町の商人連盟である。さらに権現講、坂東講は長野町麻豊糸を取扱う業者連盟である。中牛馬会社が積極的にこれらの商家の共同出荷ないし共同仕入についての運送契約をしていたことから、当地の貨物運送業を一手に扱い独占的な取引をしようとしていたことが分かる。

その後商社、講などの荷主連盟が一般化した。これらの組織は地域の主要商人をほとんど総轄した。また、仕入先からの様々な荷物の輸送も長野各地の荷受主から依頼された。中牛馬会社の顧客層はそれぞれ地域の有力商人とその連合組織が多かったことが分かる。また、表5-5の中で、東京の藍玉商、高崎の砂糖問屋などの荷物を長野県下へ輸送することも長年にわたって続いた。

製糸業の勃興と鉄道の開通によって、明治10年代の半ばから明治20年代の半ばまで製糸家と地方銀行に大量に契約を結んだことが分かる。実際にこれらの契約は毎年更新して、明治末期まで続いた。これらの製糸家、製糸結社と地方銀行は明治20年代以降中牛馬会社の主要な顧客となった。製糸荷物の運送について各論二で詳しく検討する。

### 5-3-3. 中牛馬会社の運送活動によって形成した地方と東京の商品流通ネットワーク

明治20年代のはじめからは、銀本位制が定着して企業勃興が起るといふ、日本産業革命の開始した時期ともいえる。これまでの資本原始蓄積期の地方商人と東京商人間の商品流通のネットワークについて、中牛馬会社の記録で検討したい。

さらに、西荷と東荷の出荷主と荷受主は表5-20、5-21、5-22によって確認できる。

ほとんど越中、越後、上州、信州、甲州、武州、東京などの各地の商人である。

この時期における市場経済の中心地が東京はもちろん、高崎、小諸、上田、長野、松本などは江戸時代からの城下町とし地方の経済中心であるところは明治に入るとさらに発展したことがわかる。すなわち商品流通の陸上主要なルート北国街道と中山道沿いに集中していることが分かる。

また表 5-19「小諸町商人と東京仕入先顧客名簿」では、小諸町商人と東京の仕入先を挙げた。東京の仕入先はほとんど日本橋区に集中していた。このような明治 20 年代前後までの商品流通のネットワークは、江戸時代の地方城下町と江戸間の商品流通のネットワークの延長であったことが推測できるであろう。

#### 5-4. 小括

各論一では主として、三つの論点に着目して商取引と中牛馬会社について検討した。中牛馬会社は、近世の中馬業を歴史的母体とするものであったが、明治維新以降、新たに企業として組織を再編成し、高田（上信越）、長野、上田、小諸、高崎、倉賀野、東京を地域的な活動拠点とする広域のかつ長距離の輸送ルートを作り上げた。それは、日本海側と太平洋側を連結する長大なものであり、旧来の旧街道沿い、脇街道沿いに、中牛馬会社の定宿・荷扱所を設置することによって、中牛馬会社独自の一貫した運輸網として機能させようとするものであった。また、中牛馬のみならず、高崎馬車会社および倉賀野河岸よりの利根川舟運と連結させることによって、陸運と舟運の継ぎ立て混合運輸網を構築した。1883 年に上野～熊谷間の鉄道が開通すると、中牛馬会社は、混合運輸網を舟運から鉄道運輸へと次第に組み替え、さらに信越線が全通するまでの間、横川と軽井沢を拠点としながらこのルートの輸送網を維持し続けた。他方、1879 年の陸運営業自由化をきっかけとして、製糸業と養蚕業の発展に対応する新たな諏訪伊那地方～東京間、諏訪伊那地方～上田間の輸送ルートを構築して参入し、以後、これらが中牛馬会社にとっての重要な流通ルートとなった。中牛馬会社は、同時に運輸手段の改良、運送内容の改良、運送日限の短縮等につとめることによって活発な運送活動を展開し、これらのルートにおける貨物輸送市場は大きな発展と拡大をみせることとなった。地方中牛馬業者の同盟組織の拡大という方式をとったものではあったが、その貨物取扱いのルートは以後、上信越、北陸、北関東、名古屋、大阪、東北の各地まで拡大していくこととなった。

このような貨物輸送ルートの変化とともに、中牛馬会社が取扱う荷物も大きく変わった。そのことは各種帳簿の記載方式を見ても明かである。取扱う荷物の増大と顧客の増大に比例して、東西貨物仕分け、特定の荷主毎の仕分け、特定の荷物による仕分けなど、単独の記帳方式が次々に導入されるようになった。創業以来 5 年間で著しく増加した荷物の輸送量およびその内容を、明治前期の「西荷」、「東荷」と「西行」、「東行」のデータ毎に検討してみたが、その作業によって、中牛馬会社は運送した荷物は、当時の主要な商業作物や農村工業品を中心としたものであった事実が判明した。すなわち、繭・生糸・綿糸・麻・織物・藍・菜種・油・蠟・煙草・茶・酒・醤油・砂糖・紙・畳藁類などである。地方中牛馬会社がこれらの諸商品を大量に輸送していたという事実は、この時期の中牛馬会社の物流活動の背景に存在していた当時の地方産業の市場経済的発展の実情をそのまま現わしているといえる。なお、輸送貨物の量的な拡大を実現するために、中牛馬会社の社員による荷主廻り出張が盛んに行われ、顧客層の拡大にたえず力を入れていたことが指摘されなければならない。

中牛馬会社の顧客についての検討によって、次のような事実が明らかになる。すなわち、1874、1875 年はほぼ上田町商人の顧客を中心としたものであったが、明治 20 年代（1887）前後になると、長野県全域、新潟県、富山県、群馬県の様々な業種の顧客層にまで拡大したということである。明治 10 年代における中牛馬会社の顧客層の特徴は、長野町を中心とした商人同盟組織だったという点である。中牛馬会社にとって、これら地方商人の同盟組織による共同出荷と共同仕入活動が、非常に安定的な取引を実現させてくれるものであった。1887 年前後におけるこれらの地方商人と東京仕入先のネットワークを見ると、ある意味で幕末期における地方城下町と江戸との間の商品流通ネットワークの延長のような印象を持つ。ただし、小諸中牛馬会社の拠点は旧小諸城下という地方の町場

---

にすぎなかったため、初発の「原発荷物」の数量はそれほど大きくなかった。長野や上田といった他地域の中牛馬会社と比べると、荷物の継立中継地としての役割が大きく、周辺の顧客を開拓して原発荷を増やすことは、小諸中牛馬会社にとって、業務拡大の主要課題だったのである。

## 6. 日本製糸業の発展と「中牛馬会社」の取組

江戸時代から東北地方、信濃、上野の農村地域を中心に、養蚕と製糸業が広く行われていたが、安政年間の横浜開港以降、海外特にヨーロッパへと輸出されるようになり、以後、特に製糸業は日本の輸出産業として経済発展の担い手の一つとなった。よく知られているように、明治十年代後半以降、諏訪地方の平野村を中心とした製糸業の勃興により、大量の原料繭が諏訪地方へと輸送され、同時に大量の製糸荷物が横浜の居留地へと出荷されることになった。本章では中牛馬会社の諸荷物の運送が、次第に製糸荷物養蚕荷物に特化されるようになるプロセスと、そのような製糸荷物輸送の増大に対する中牛馬会社の取組みの実態について検討する。

### 6-1. 明治前期の製糸業と中牛馬会社

幕末開港以降横浜から生糸を輸出する貿易が盛んとなり、明治維新以降は、さらに輸出増大して輸出品の第一位を占めるようになったことはよく知られている。表6-1によって明治元年から明治26年の間に輸出された蚕系荷物種類と数量を示した。輸出された生糸類は生糸、玉糸、屑糸、熨斗糸、真綿、屑真綿がある。繭類は繭、屑繭、玉繭、出売繭がある。その外に蚕卵紙も1880年代まで大量に輸出された。生糸類は1880年代以降倍増し、1880年代後半はさらに増加した。

表6-2によって1880～83年の間各地方から出荷された蚕系荷物の数量は信州と上州はほかの地方より圧倒的に多く、一位であった。長野県が当時、主要な製糸工業中心地であったためであることは明らかである。とくに、1880年代以降、長野県では諏訪地方を中心に多くの器械製糸企業が叢生した。

明治10年代から、日本の「工場」生産の中心は製糸業であった。長野県統計書によると、長野県の製糸工場は1876年50社、1877年204社、1878年416社、1879年502社といったように飛躍的な増加を見せた。1882年に長野県の商工業会社数は全国一位を占めるが、それらの多くは製糸会社の設立によるものだったのであろう。

小山家文書からは、小諸中牛馬会社の創業以降の製糸荷物と養蚕荷物の輸送記録が数多く確認できた。各論一で述べたように、1883年から、中牛馬会社が上田地方から産出した生糸荷物を東京や横浜の越後屋まで運送した。小林啓一郎は、この時期の生糸取引について、「三井は明治3年に横浜に生糸店を開き、資金の前貸しによって地方荷主から生糸を仕入れ、それを外国商社に売り込む業務を営んだ。横浜生糸改会社は六年の五月に、三越得右衛門、小野善三郎、原善三郎、茂木惣兵衛らの有力生糸売込商を中心に設立された<sup>89</sup>。明治6年度には、越後屋の生糸売高2763箇（1箇＝9貫目）に達し、小野（井筒屋）、原（亀屋）に次いで第三位の生糸売込商であった」<sup>90</sup>と述べる。この時期に三井が出荷した生糸は上州糸が中心といわれるが、小山家の記録によると信州特に上田地方で産出した生糸が多く出荷されたことが確認できる。当時、政府による陸運業の改革はまだ進んでいないので、生糸のような高価な荷物の輸送は中牛馬会社に頼らなければならなかったであろう。

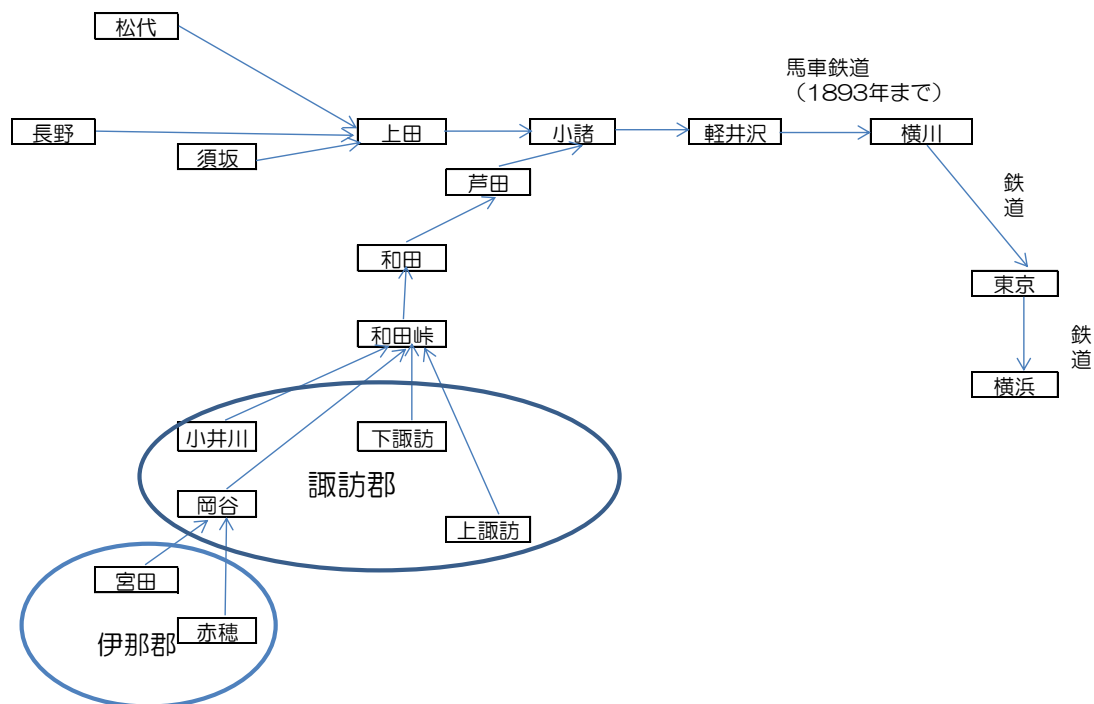
さらに、出荷数が多いのは生糸仲買商人である上田の和泉屋勘助と清兵衛の名前が確認された。この時期において、上田を中心とする生糸仲買商が多数に活躍することによって、製糸家から生糸、真綿、出売繭、熨斗糸、繭、蚕種などを買い入れ、東京あるいは横浜の売込問屋へと売り込み、外国へ輸出したものと考えられる。表6-3から明治16年における長野県下仲買商の出身郡別、取扱い商品類別の数字を知ることができる。さまざまな種類の商品を取扱う仲買商の中で、生糸・屑糸・熨斗糸、出売繭類、天蚕繭・繭類などの蚕系荷物を取扱う仲買商がもっとも多くて合計3237人である。繭類を扱う仲買商は南佐久郡（野沢437人）・北佐久郡（小諸445人）が多く、合計1809人である。そして、生糸類を扱う仲買商は999人であり、特に小県郡（上田）出身が567人と半数以上にのぼっている。



蚕糸荷物の輸送は、中牛馬会社の開業後に始まった。1872年の「東西送状改帳」によると、種々な小口な生糸、繭類荷物の運送記録が多く見られる。内容は雑多であるが、横浜のみならず、国内の地方市場へ（上州前橋、高崎、武州秩父）も送られていた。なお、明治初期においては、「小諸丸万製糸場」からの繭荷物を、富岡まで送った、という記録も見られる。象徴的な例としては、1876年中に県為替方彰信社が取組んだ為替荷物の中では、生糸類が最も多かったという事実をあげておけば当時の状況が想像出来るだろう。この時期の蚕糸荷物の運送の仕方であるが、一般に、中牛馬会社の牛馬背を利用する継立運送によって、陸路、倉賀野まで運送し、そこから船積みで東京（横浜）まで、という輸送の仕方が多かったようである。ただし、中には、少量の生糸および出荷主と受け主の間の書状を馬車会社の荷車を利用して陸上運送した事例もみられる。

信州の製糸業が発展する過程において、中牛馬会社は、その利便性の高い長距離継立輸送方式によって、製糸荷物の運送をその初期から支えたものと思われる。

図2 明治10年代以降中牛馬会社が受負う主要製糸荷物出荷地からの運送路線図



出所：小山家文書。各種帳簿の記載に基づいて、筆者＝王が概念化し作図した。

## 6-2. 諏訪地方陸運業の発展と中牛馬会社

明治期製糸業発達の中心が器械製糸であったことは知られている。長野県は器械製糸のもっとも大きな産地であり、その中でも特に諏訪製糸業が器械製糸の中心であった。鉄道の開通によって中牛馬会社の長距離輸送が崩壊していくとはいっても、製糸業とくに器械製糸業が最も発達した諏訪の岡谷地方まで鉄道が開通するのは明治39年のことである。それまでは、製糸荷物や養蚕荷物の大量輸送は、基本敵に「中牛馬会社」の中牛馬による運送網に頼らなければならなかったのである。特に長野県北佐久郡に位置する小諸地方は、上信越地方から東京方面へ荷物を輸送する重要な荷物集配地と中継地の機能を守り続けたのであった。

1879年の陸運業の自由営業以後、中牛馬会社は従来の北国街道と中山道を繋ぐ運送範囲にとどまらず、南信の諏訪伊那地方にまで本格的に進出し始め、諏訪郡と伊那郡に分

社と支店を出した。1884年長野県統計書の「諸商業会社」統計によると、諏訪郡では5カ所に中牛馬会社の分社或いは支店があった。平野村には、1881年10月に1ヶ所設立されている。川岸村では3カ所が、それぞれ1880年6月、1881年4月、1882年に設置された。さらに、上諏訪村には2カ所が1879年12月と1883年8月に、それぞれ設置されている。下伊那郡は2カ所、根羽村に1879年6月、飯田町に1879年6月、それぞれ創立されている。

器械製糸の中心地平野村における陸運機関の発展史（表6-4）は、小諸中牛馬会社との関係が密である。製糸家として知られる尾澤金左衛門は、当初陸運会社（内国通運会社の分社）を営んだ人物だが、1881年に小諸中牛馬会社付属の岡谷出張所経営へと転換した。尾澤金左衛門および尾澤福太郎は、諏訪岡谷で最大の製糸結社であった開明社の世話役であり、後に尾澤組として独立することになる岡谷の主要製糸家でもあった。小諸中牛馬会社の帳簿からは、明治20年代になると開明社の製糸荷物を大量に輸送したことが確認できる（史料6-1）。この時期、開明社の製糸荷物を大量に輸送していたという事実は、それまで諏訪製糸業の製糸荷物を一手に担っていた内国通運会社から製糸荷物の一部を奪ったという事実を意味するだけにとどまらない。この時期の開明社は、片倉組や尾沢組といった諏訪製糸業の中心部分を占める製糸家のつくる製糸結社であったから、むしろ、小諸中牛馬会社は、横浜へと連日大量に出荷される大規模な諏訪製糸荷物運送市場において、その中心的な製糸荷物の輸送を担当することによって、諏訪製糸業の産業的発展を支える役割を果たしたと考えるべきであろう。

その後小井川、上諏訪にも支店が次々に設立された（史料6-2）。図各2のように中牛馬会社は主要な製糸地方須坂、松代、伊那、諏訪などの各地から横浜まで運送する路線が示された。小諸中牛馬会社と諏訪岡谷地方の分社、支店、出張所の間では荷物輸送運賃と保険の損益分配の割合について契約がなされた。この地方の業務は本社から出張員を派遣することによって製糸荷物輸送の管理と監督を行った。

### 6-3. 製糸荷物の流通と中牛馬会社

製糸業発展の条件の一つは、売込問屋、地方銀行、横浜東京市中銀行と金融面においてしっかり結びつくことであった。地方銀行と製糸家、売込問屋、東京横浜の市中銀行間の金融面での結び付きに際して、これらの為替付き製糸荷物の運送または保険付き運送は中牛馬会社が重要な役割を果たした。中牛馬会社のような陸運業者は、その意味で製糸業の発展に強く結びついていたといえる。『生糸貿易之変遷 全』<sup>91</sup>の中の「地方より輸送せる生糸の取扱中」において、地方銀行、製糸家、売込問屋、東京・横浜の市中銀行間の結び付きが説明されている。すなわち、「送荷の手続で、各製糸家が横浜の取引先の売込商に出荷するには、第一に其の地方の銀行に依って、其の数量に対し相当の荷為替を取組んで、送荷すると同時に送り状を売込商に送附する、（中略）夫れで売込商は送り状の着すると同時に、銀行からの荷着案内の有るのを待って、荷為替金を銀行に払い込み、運送店に就いて送り状の個数や量目を調べて、送り状と引き合わせ、然る後に荷の内から見本を抜き取って、再び取引銀行に蔵入れして、金を融通するのである、又売込商店の内には敢へて銀行に蔵入れせず、各自に保存して置くものもある（後略）」というのである。

小諸中牛馬会社における為替荷物の運送関係諸帳簿の記録によって、以下この運送手順と取引についてさらに詳しく説明してみよう。

明治初期において、製糸荷物運送は製糸家からではなく、生糸・繭類を取扱う仲買商から請負うのが一般的であった。さらに、明治10年代以降、製糸金融を取扱う銀行と銀行類似機関が多数創立されてからは、これら生糸・繭類の荷物運送は、銀行または銀行類似会社から請負うことになった（史料6-3）。現時点（原稿執筆時点）で小山家文書の中から正式の契約書を見つけ出すことはできないが、1879年6月26日の「別紙抵当」と書かれた文書には、1879年6月、上田・小諸中牛馬会社と第十九国立銀行の間で製糸荷物の輸送に関する契約と見られる内容の文書が記されている。しかしながら、

「第十九国立銀行為替荷物受払帳」という第十九銀行との為替荷物取り組みの記録張には、諏訪地方の製糸荷物の運送が本格的に開始されたのは 1882 年以降のことであり、小諸中牛馬会社が岡谷に出張所を正式に設置してからのことであると考えられる。

表 6-5 によると明治 15,16 年に布施銀行小諸出張所が取扱った為替荷物は器械生糸、座繰糸、提糸、器械生皮苧、国用糸などがある。これら製糸荷物は、特定の製糸家から横浜か東京の為替取組み銀行へと送られている。出荷と同時に、それぞれの委託商店へ送り状が送られる。実際には、大盛社の場合、出荷する器械糸の委託商店は扶桑商会であり、為替取組を行う金融機関は東京第十九銀行支店であった。また、小諸町高橋平四郎の丸万製糸場の荷物の委託商店は同伸会社であり、為替取組を行う金融機関は東京第十九銀行支店であった。春原国市の製糸荷物の委託商店は扶桑商会であり、為替取組む金融機関は東京第三銀行とその支店であった。さらに、伴野府義吉の荷物の委託商店は茂木惣兵衛であり、為替取組む金融機関は東京第三銀行と東京第六十三銀行支店であった。また横浜出荷ではない事例としては、塩川修平と塩川清兵衛が出荷する国用生糸、天蚕生糸などは、送り先が足利の下瀬文七だったのだが、為替取組を行う金融機関も栃木県足利町第四十一国立銀行であった。

このように製糸家、地方銀行、横浜売込問屋、横浜東京市中銀行を中心に作り上げられた生糸流通体制の中で、信州の中牛馬会社は物流貨物輸送を担当することとなったのであり、それが同時に製糸金融の担い手の一部の役回りを演じるという独特の重要な役割を果たすことにつながったといえよう。

#### 6-4. 中牛馬会社と繭輸活動

1875 年、小諸中牛馬会社は、小諸丸万製糸の高橋平四郎から富岡製糸場へ御用繭の輸送を依頼された。それ以降、養蚕荷物の輸送は中牛馬会社の輸送荷物の中でも比較的大きな比重を占めることになった。特に上田地方は有名な養蚕地帯であったから、上田から諏訪岡谷地方に宛てた繭類荷物の輸送は、中牛馬会社の重要な業務でもあった。1886 年の記録から、上丸子から平野村までの繭荷物運搬の「順次」の事情が明らかになる。繭荷物 1 駄 4 個を、小県郡上丸子村ないし腰越の中牛馬会社荷継所から和田荷継所まで運ぶのは、おおよそ 5 時間ぐらいかかっている。また和田荷継所から平野村までは 12 時間、和田峠中牛馬会社支店から平野村までは 7 時間ぐらいかかっている。さらに昼夜兼行便もよく使われており、上田地方から和田峠を越えて、諏訪地方まで 17 時間ぐらいかかっていた。当時の輸送時間のおおよそが確認できよう。

諏訪製糸業は鉄道輸送が開始される以前から「発達の機運」にあったが、原料繭の売買や運搬に関しては不便な条件の場所であったといわれる。そのため、諏訪地方一帯で生産される繭のみならず、群馬、茨城、埼玉等の原料繭をも需要することになった。信越線の開通は生糸等輸出貨物に大きな利便性を与え、横浜へのお荷量が大幅に増加したが、それとともに、原料繭の仕入れ量も飛躍的に増大した。中牛馬会社にとって、諏訪岡谷地方からの製糸荷物の移出はもちろんこの原料繭の移入もまた、明治中期から後期にいたるまで、最も中心的な運送業務となった。中牛馬会社は、他の陸運業者とともに、原料繭の輸送に重要な役割を果たした。前述のように信越線の一部が開通して横川、軽井沢間の鉄道が未だ連結できていない時期、生繭の輸送は鉄道積みで横川まで送られ、そこで集中的に積み卸ろされ、以後横川から岡谷まで運送された。横川から岡谷までの里程は 25 里であり、碓氷峠、和田峠などの峻険路が多かった。史料 6-4「生繭運賃並びに二各地時間表」<sup>92</sup>を見ると、毎日横川に到着する生繭運送列車は 4 便だった。横川からは、中馬によって軽井沢、小諸、芦田、和田を経由し、それら中牛馬会社の分社ないし支店で休憩や荷物の継ぎ替えを行ったりして、岡谷まで運送した。列車の到着時間が違うため、ほかの区域間の運送時間の調整に影響があった。運送時間は大体 51~54 時間である。四つの列車の中で、午前中 2 つ、午後 2 つである。各区域の運送時間は横川~軽井沢間は 7~13 時間、軽井沢~小諸間は 9~13 時間、小諸~芦田間は 11~12 時間、芦田~和田間は 6~8 時間、和田~岡谷間 12 時間である。列車が横川まで到着する時間の違いにより各区域間

の運送時間帯が昼になるか、夜になる違いが出たので、運賃と手数料の金額もそれぞれ異なった。運賃は 3.08 ～3.41 円である。

1891 年 5 月の「生繭運搬規約書」(史料 6-5) の記録によって実際に生繭荷物の運送実態を明らかにできる。この規約は運業者が生繭荷物の運送をめぐる競争とそれを解決するために結んだ。埼玉県は生繭の主要産地だったことから、本庄駅、深谷駅、熊谷駅から横川迄の生繭荷物の輸送とそれを連結した製糸工場までの輸送業務は、各陸運企業による争奪の中心であった。陸運企業の同業者間の競争によって、しばしば、生繭荷物の運送が延滞して、荷主に不便をかけたので、この三駅前の陸運業者と横川駅前の内国通運会社、中牛馬会社、日本運輸会社などの陸運業者が協議を行うことによって、生繭荷物運送についての規約書が結ばれた。まず荷札については本庄駅、深谷駅、熊谷駅から出発した荷物に必ず「本印」、「ふ印」、「く印」を記入した上で、内国通運会社は赤色、中牛馬会社は白色、町嶋運送店は黄色、日本運輸会社は青色と四色に分けてそれぞれの原発荷物に付けてから列車に積み入れた。そして、三駅前の各原発会社から前日に生繭荷物の差立数を電報で横川の方へ通知した。横川まで到着してから 8 時間で軽井沢まで運んだ。それから軽井沢より諏訪地方(下諏訪、東堀、東山田、小井川、新金敷、西堀、上濱、小口、今井、岡谷、西山田、間下、下浜、三澤、橋原、花岡、尾坂、荒倉、駒澤)まで 40 時間ぐらいをかけて運送した。なお、諏訪地方の外に軽井沢から須坂、松代、上田、伊那などの各地へもそれぞれの陸運企業の請負によって運送した。

また、諏訪岡谷地方だけではなく、長野県内ほかの地域もたくさんの製糸場があるので、それらの生繭荷物の輸送も、鉄道と中牛馬会社の継ぎ替え運送に頼ることになった。1886 年須坂町の東行社<sup>93</sup>、俊明社<sup>94</sup>、松代の六工社<sup>95</sup>などの製糸工場が本庄近江屋から購入した生繭荷物の運送も中牛馬会社が請負ったことが史料 6-6 からわかる。その逓送順次は以下のようなものである。生繭(出荷主は本庄駅の近江屋梅太郎)の出荷は東京鉄道第四列車であり、夕方 7 時 25 分横川に到着し、その後 10 時から 11 時の間に荷受と荷払がおこなわれる。本庄から東行社までは 48 時間かけて運送することが約束されているが、実際には、横川～小諸間が 15 時間、小諸～上田間が 8 時間、上田～須坂間が 20 時間と全部で 43 時間もかかった。さらに本庄～横川まで 3 時間を加え、46 時間となった。ただし遅れないよう二時間の余裕は運送時間に取組まれていた。その後、松本六工社、須坂俊明社も本庄近江屋から生繭を購入する段になり、同様の運送を中牛馬会社に依頼した。この三つの製糸会社は長野県下で有名な製糸会社であった。生繭購入においても、中牛馬会社は長野県下の製糸家から高い信頼性が与えられていたと考えられる。

さらに、年末詳であるが、おそらく明治 20 年代の後半から 30 年代の前半の間に、史料 6-7 によると生繭の輸送については、内国通運会社と中牛馬会社が連合して、諏訪地方の各製糸家が各地より買入れた生繭荷物の逓送を請負うこともある。実際運送する場合には、原発する地方の請負会社はその地方にある各買次店へ照会して、当日出荷する生繭は悉皆両社に折半で差立った。そして、生繭荷物の運送について両社の代表が毎年集会して荷物運送法の改良などについて協議した。諏訪製糸家が各地方から購入した生繭の逓送業務は必ず内国通運と中牛馬両会社へ依頼しなければならなかった。貨主が勝手に他社へ出荷したときは違約金を弁償することがあった。これによって、同業者間の競争を避けて、諏訪地方の生繭の搬入は内国通運会社と中牛馬会社が独占的に運輸することとなった。生繭荷物の輸送は明治末期まで続けられた。

1903、1904 年の小山家文書によると、帝国中牛馬会社塩尻出張所には「諏訪行生繭搬出帳」、「伊那行生繭搬出帳」などの帳簿類があった。そして、小諸本社から生繭荷物の運送を監督する出張員が出入りする記録も多かった。中牛馬会社は生繭荷物の安全的な輸送に様々な工夫をした。生繭荷物は濡れてはいけなないので、荷造り方は 1 駄に 4 個付きで繭籠に入れて運んだ。その後、この荷造り方を改良して、繭籠へ目毎に輪竹一筋ずつを加え、蓋をつけて、更に二重袋に入れた。そして、馬桐油または雨具をもっていない中牛馬士には生繭運送を依頼しないなど生繭の輸送を工夫していた。(史料 6-8)

## 6-5. 製糸荷物の大量出荷へ

明治期における製糸業発達の中心は長野県諏訪地方の器械製糸業である。明治 10 年代後半になると長野県でも各製糸工場は複数で集合して製糸結社を作った。共同で揚返し、荷作り、出荷などをやるようになった。中牛馬会社の運輸網は横浜まで出荷が便利なので、諏訪地方の製糸業に対して独立の輸送網を作り上げた。さらに多数の製糸金融を取組む地方銀行と保険付き運送請負契約を結ぶことによって、製糸家の出荷に対して非常に便利な組織である。鉄道の開通によって長距離の輸送が崩壊して行ったといっても、製糸業とくに器械製糸がもっとも発達した諏訪岡谷地方までは鉄道が明治 39 年まで開通しなかった。実際に、明治 16 年に鉄道が開通してから、中牛馬会社は鉄道輸送と荷馬車、馬背などの連結輸送を利用して原料生繭の輸送と製糸荷物の横浜への輸出に大きな便利を与えた。従来の甲州街道のルートから信越線へ移行したと考えられる。長野県北佐久郡にある小諸地方は伊那諏訪地方から東京方面へ荷物を輸送する重要な荷物集配地と中継地になった。明治 20 年代半ばからの製糸業の勃興を運送の面から支えた。

中牛馬会社が契約した客層はほとんどが当時最も有力な製糸家と地方銀行であった。地方銀行が取組む為替付き製糸荷物の輸送を請負うことは一般的であった。特に製糸金融機関としてもっとも重要な役割を果たした上田十九国立銀行との契約は明治 12 年から始まった。中牛馬会社は、その後も積極的に各地の製糸業者と地方銀行との荷物輸送の契約を長年にわたって続けた。(史料 6-6) 明治 20 年代後半になると、諏訪伊那地方の主要製糸家の荷物運送を担当した。実際の帳簿によると、第十九国立銀行を取扱う為替荷物の運送記録表 6-7 で、明治 15 年には個人の製糸家が多かったが、明治 16 年以降になると開明社などの製糸結社が結成されたことによって、荷主は開明社を中心とした諸製糸結社に定着した。そして、横浜の荷受主はほとんどが当時有力な売込問屋であることが分かる。

1886 年の第四次農商務統計<sup>96</sup>によると、長野県下の工業会社の中では資本金が 5 万以上のものは開明社、宮田製糸組、東行社、俊明社、拡益社の五社がある。そして、中牛馬会社の顧客名簿の中には、須坂の俊明社、東行社、諏訪地方の開明社、小口組などの製糸結社と小松常重、濱半平などの生糸仲買商と製糸家、また伊那地方の各製糸結社、製糸家の当時有名な名前を多数確認できる。

1885 年横川駅まで鉄道が開通されてから、中牛馬会社は諏訪岡谷地方の生糸荷物の輸送に大きな便利を与えた。具体の運送詳細は中牛馬会社が請負った器械生糸荷物の運搬は岡谷から出発して横浜まで 5 日間がかかる。その運送路線は岡谷から和田峠を経て、下和田で泊まり、下和田から芦田を経て小諸で泊まり、また小諸から軽井沢を経て横川で泊まっている。最後に横川から鉄道積で横浜まで送っている。

製糸荷物の運送統計をみると、中牛馬会社が請け負った 1883 年諏訪伊那地方の製糸荷物総量は 134.5 個、明治 17 年は 317 個、明治 18 年は 497 個と、毎年増え続けた。そして、1890 年(表 6-8)になると、下諏訪、小井川、岡谷三ヶ所の中牛馬会社が請け負った製糸荷物<sup>97</sup>の総量は 3006 個であり、諏訪地方から出荷された総量だけで見ると 1883 年の総量の 22 倍まで拡大した。1890 年に、諏訪地方の中牛馬会社の下諏訪支店が請け負った製糸荷物の総量は 851 個であった。そのうち器械生糸は 381 個、生皮芋などの屑類は 470 個であった。小井川支店が請け負った製糸荷物の総量は 1094 個、そのうち器械生糸荷物は 842 個、屑類は 241 個であった。また岡谷出張所が請け負った荷物は全部器械生糸であり、総量は 1061.5 個であった。そして、明治 24 年に諏訪濱半平が取扱った荷物の請け負った総量は 613 個であり、そのうち生糸類は 421 個、屑類は 192 個であった。伊那郡宮田村平沢が取扱った荷物の請け負った総量は 274 個であり、そのうち生糸類は 172 個、屑類は 102 個であった。

これらのデータからは中牛馬会社の経営によって荷主を多数獲得したことが明らかになるとともに、諏訪地方の製糸業の勃興によって製糸荷物が大量出荷するようになったことも明らかとなった。中牛馬会社を代表とする陸運業者は製糸業荷物の輸送に重要な役割を果たした。



---

ところが、明治 39（1906）年に中央線が開通したことは中牛馬会社にとって最大の危機となった。岡谷まで鉄道が開通することにより、諏訪伊那地方からの継立運送業務は一挙に奪われることになったのである。中牛馬会社は、小運送業者へ経営転化しなければならなかった。

## 6-6. 小括

各論二では、主として明治前期の日本の製糸業とくに諏訪製糸業の発展による製糸荷物の輸送大量化とそれに対する中牛馬会社の取組について検討してみた。中牛馬会社は開業以来、越後屋製糸荷物を横浜、東京へと運送し、富岡製糸場には原料の繭荷物を運送したりしていたが、その時点では、繭類、生糸類は中牛馬会社が運送した諸荷物の一部分にすぎなかった。ところが、1881 年に小諸中牛馬会社は諏訪岡谷製糸業最大の製糸結社であった開明社の世話役尾澤福太郎と協力して、岡谷に分社と出張所を設置することに成功した。それとともに、中牛馬会社の製糸荷物の大量出荷が始まったのである。

これは、それまで原発荷の少なさによって運送利益の低迷に苦しんでいた小諸中牛馬会社にとって、大きく局面を打開する出来事でもあった。以後、諏訪製糸業の製糸荷物は小諸中牛馬会社のもっとも重要な利益源泉となった。諏訪岡谷地方は小諸中牛馬会社経営にとって、その荷物輸送を依頼する顧客の中心地域となった。この時期、製糸荷物の荷為替を取組む地方銀行が長野県下に数多く設立されていたが、中牛馬会社は積極的にこれらの銀行と為替荷物、保険荷物の運送契約を結んだ。小諸中牛馬会社の帳簿類からは、地方銀行、製糸家、売込問屋、東京横浜の市中銀行間が密接な製糸金融で結びついていることが明らかになるとともに、その中で中牛馬会社は製糸荷物の輸送、貨物保険の取組の領域で重要な役割を果たしていたことが明らかとなる。その製糸荷物輸送は、明治 16 年までは主として、倉賀野舟運を利用して東京まで届けられていたが、それ以降は、開通した鉄道を利用することによって、大量の荷物を舟運利用より遙かに迅速に、かつ安全に横浜まで届けることができるようになった。一方、製糸荷物の大量出荷とともに、増大した製糸原料の生繭運送も、中牛馬会社にとって重要な業務となった。生繭荷物の輸送は一般に昼夜兼行便で行なわれた。中牛馬会社は、生繭荷物の特殊性に鑑み、迅速かつ安全に運送する方法や運送時間などを工夫したように見受けられる。明治 20 年代以降の小諸中牛馬会社の帳簿類には各銀行の為替荷物運送の記録が数多く残されている。年月日不詳の史料が多いため、この論文ではほとんど用いることができなかったが、大まかに見ると明治 10 年代後半より著しく増大したことを見て取ることができる。製糸荷物の大量輸送は中牛馬会社とくに小諸中牛馬会社にとって自前の運輸体系を作るための重要な契機となったといえよう。

## 7. 近代的貨物保険制度と「中牛馬会社」

各論三では日本の貨物保険制度の発展を追跡しながら、「中牛馬会社」を事例として、貨物運送保険制度が登場してくる歴史的実態を明らかにする。損害弁償の仕組みと効率性は陸運企業が荷主から信用を得ることができるかどうかの重要な基準であり、貨物損害保険会社が存在していなかった時代には、陸運企業としての中牛馬会社にとって、内陸貨物輸送における保険制度の導入とその展開は、大きな意味を持っていた。また、明治 20 年代以降、製糸荷物のような高額商品の輸送が中牛馬会社の中心業務となった際に、中牛馬会社が取組んだ貨物保険の取引実態がどのようなものとなったのかを明らかにする。

### 7-1. 日本における陸上貨物保険制度の発展

日本人によって近代の損害保険が確立されたのは明治時代であった。「資本主義体制の波に乗った現代的経営形態である株式会社組織によって独立の企業として経営されたのは、明治十二年（1879 年）八月の東京海上保険会社（東京海上火災保険株式会社の前身の一部）による海上保険の創業であり、東京海上保険会社は名前の通り海上の船とその貨物保険を中心業務である。東京に本店を設置し、日本国内の各港または海外の港に代理店を設置していた。次で明治十四年（1881 年）七月の明治生命保険会社（現在の明治生命保険相互会社の前身）による生命保険の創業であった。」<sup>98</sup>このように保険会社組織として損害保険業務の営業種目は明治 20 年代前半までは海上保険、火災保険のみであったが、明治 26 年には日本海陸保険会社が運送保険営業を開始して 3 種目となった。

ところで、明治 6 年に明治期日本国内最大の陸運会社内国通運会社の前身陸運元会社は「危険請合」という近代運送保険に近い弁償制度を初めて施行した。「運送保険の嚆矢」<sup>99</sup>と呼ばれている。他方、中牛馬会社が最初の資本準備金等の積立、危難弁償の制度を確立したのは、駅逡察からの通達を受けて、明治 6（1873）年 6 月の太政官布告第二百三十号発令後間もなくであった。中牛馬会社でも陸運元会社に類似した制度が採用された。会社扱所<sup>100</sup>は各会社貼用「危難弁償切手」を発行して、各地会社の頭取へ渡し、頭取より各会社へ渡すとされた。その上で頭取にその切手の価格十分の一を会社扱所へ払込み、各会社は十分の一点五をその頭取へ払わなければならないとされた。明治 10（1877）年に中牛馬会社の陸上と舟運の各同盟会社間で保険制度を導入した。明治前期における中牛馬会社の組織改革、運送法の改良に伴い、「保険運送法」は本格的に制定された。まず荷物の取扱及び保険制度について見ると、荷物の取扱に関しては明治 7 年（1875）に施行された「中牛馬会社貨物取扱規則・申合規則」の中に「中牛馬会社貨物取扱規則」の部分で 18 条 13 項が定められ、詳細に規定されていた。また表 7-1「荷物辨償金調帳」（明治 5 年より明治 8 年まで揃っている）によれば、中牛馬会社と馬士、馬士と荷主、中牛馬会社と荷主、中牛馬会社の間のもめごと、訴訟書類が作成され、荷物弁償、利益紛争などの経過と処理の具体的方法が記入された。ここから多くの紛争が生じていたことを知ることができる。この外に製糸荷物の詐欺、運賃の払い間違いによる生じた紛争の調査、裁判の記録が残されている。

### 7-2. 中牛馬会社の保険付運送業務の開始と展開

#### 7-2-1. 宰領から保険へ

中牛馬会社などの運送会社にとっては、大きな収入は荷物取扱手数料、保険料であった。それに対して最も大きな支出は荷物の損害弁償であった。低運賃だけではなく、迅速に損害弁償することは、安全に届けることと同じく顧客の信頼を獲得する最も重要な課題であった。利益金を上げるためには、荷物を安全に運送することが必要であった。中牛馬会社による近代的な貨物保険制度の導入と施行は陸運企業の近代的な経営の重要な特徴であ



った。

中牛馬会社が開業してから明治 10 年ごろにいたるまでの諸荷物運送の帳簿には「宰領持」、「荷主附」などの記載のある記録が数多く見られる。「宰領」の存在は近世宿駅制においてよく知られていた。馬を牽引して荷物を運送する馬士のほかに、宰領がいて、彼は馬士のそばで荷物の運送を監督する役割を話す存在であったという。明治以降中牛馬会社の社員ではないが、「社中宰領」と呼ばれている人物がいた。荷主の希望によって出荷地から荷受地までの運送を監督する役割であった。それで、運賃以外に宰領に宰領金を払わなければならなかった。ときには、「荷主附」の記録がある。それは、おそらく荷主の自己荷物の運送を中牛馬会社に依頼して、荷主本人がその運送を監督したと思われる。当時は、荷物を損害する事故がよく発生したから、これらの行動は荷物運送を監督することができるが、宰領に手数料を払うことで、荷物が商品としてのコストが高くなる欠点もあった。そして、荷主本人が荷物運送のことを監督することは、荷主の日常の商売活動に影響があったと考えられる。これらの不便を解決できたのは、保険制度の導入と言えるであろう。完全な保険制度は荷物が安全に運送されることを保証することができる。以前のような荷主、中牛馬会社、馬士の三つ割弁償から、荷主が一定の保険料を支払って、中馬士と中牛馬会社の弁償責任に変化した。宰領を雇うよりはもちろん保険料のほうが低額であって、商人貨物のコストを下げたことも考えられる。このように、明治 10 年代以降、製糸荷物などの高価貨物以外の一般荷物の運送記録では「宰領持」と「荷主附」の記録があまり見えなくなった。

1886 年の共同中牛馬会社規則によると、貨物保険は通常保険と特別保険に分けられていた。通常保険とは人力で抗拒できない災害（天災暴動強盗）以外の貨物毀損、汚濡あるいは紛失などが発生する場合は中牛馬会社が責任を持って弁償することであった。

特別保険とは人力で抗拒できない災害（天災暴動強盗）が発生する場合にも保険をかけることであった。特別保険の保険料は通常保険の一倍であった。

## 7-2-2. 荷物損害弁償の記録

1872～1875 年の中牛馬会社損害賠償記録(表 7-1)をみると、1872 年は 2 件<sup>101</sup>、1873 は 41 件、1874 年は 30 件、1875 と 1876 年のデータは不完全であるが、それぞれ 8 件と 2 件であった。この中に砂糖類荷物と生糸類荷物の水入りにより濡れた損害が 20 件あった。砂糖、杏干などの荷物の目切と石入は 10 件あった。ガラス、瀬戸物などの荷物の痛みは 11 件あった。荷物の盗難、紛失、抜けるのは 7 件あった。荷物を送り間違っただのは 10 件あった。そして、駄賃過取り、増賃は 5 件あった。また、石油などの液体荷物の打ち返し弁償は 6 件あった。小諸会社が弁償を負担するケースが多かったが、金額が大きい場合は荷主が勘弁してくれて、荷主、中牛馬会社、馬士三者が三つ割で弁償した。そして、史料 7-1 特に 1874 年山十生糸盗難一件で大騒ぎになって、高額の弁償をした記録があった。

なお、荷物運送取扱量が拡大したとともに、損害弁償の件数もそれなりに増えた。明治 1886 年の「年費帳簿」の記録(表 7-2)によると、一年間だけの荷物弁償記録は 303 件あった。諸社員は荷物に関するトラブルを調査するための出張も多かった。具体的な弁償理由は荷物痛み、荷物紛失、荷抜け、荷物の送り間違い、荷物不足、延日不渡し、払い間違いによる賃金不足、荷物濡れ、砂糖・油類・鉄物類荷物の目切りなどであった。特に荷物目切りは 23 件、荷ぬけは 20 件、荷物痛みは 17 件、送間違いは 10 件、10 円以上の弁償記録はなかったが、各社割合で弁償する分の記録があった。

馬背運輸と舟運は、天候という人為的にコントロールできない自然環境の影響を受けやすいため、水によって濡れる損害が多かった点が考えられなければならない。鉄道の開通によって、鉄道路線の運輸においてはこのような水の損害は少なくなったと考えられる。また、目切、「石入」のような人為的損害については、中牛馬馬士あるいは保送者を管理・

監督することは中牛馬会社にとって重要な課題であっただろう。

### 7-2-3. 長距離継立運送する時の保険料の分配

長距離継立運送する場合に、各地同盟会社間の保険料の分配は基本的には原発会社を受取った保険料をその運送距離によって一定の比例で決めていた(表 7-3)。

たとえば、史料 7-2 によると、上田小諸中牛馬会社が請負荷物の運送で収入した保険料を 1 千円に付き 1 円 50 銭の割合で年二回を区間会社へ払い渡した。1 円 50 銭の保険費を上田から横浜まで送る場合は上田、倉賀野、東京、横浜を四つの会社で継替え届けた。その保険料の分配は上田会社より 50 銭を納めて、84 銭は残る里程の割合保険料、16 銭は四社の検査料として分けられた。上田会社は 6791 円相当の抵当品を出して運送した。入手した 50 銭以外に 48 銭は上田より熊谷まで 32 里の保険料となった。4 銭は検査料であった。総計 1 円 2 銭であった。なお、熊谷から上野までの運送は倉賀野会社が担当していた 1865 円の抵当を出して、熊谷から上田までの 16 里の距離の保険料を引き去った。同じ 4 銭の手数料を引き去った。次に上野から新橋まで運ぶ場合は東京会社より 366 円の抵当を出して、4 銭の検査料を引き去って、上野より新橋迄の保険料 1 銭 5 厘を引き去った。最後は横浜分社が抵当 966 円を出して新橋から横浜まで 7 里の保険料 10 銭 5 厘と 4 銭の検査料を受取った。全里程の抵当は 1 万円相当であり、各社はもらえる保険料の割合で相当の抵当を原発会社に渡してから、原発会社から銀行または貨主へ入れ込むことである。

## 7-3. 製糸荷物の大量輸送と貨物運送保険業務の拡大

### 7-3-1. 製糸荷物の運送保険

初期の諏訪岡谷製糸荷物の輸送では無保険の荷物が多数の記録があった。明治中期に入ると、製糸業の勃興とともに、中牛馬会社が請負った製糸荷物は高価となって、運送保険が付くのは当然であった。この時期から保険料は運賃手数料を上回って中牛馬会社のもっとも大きな収益となった。(表 7-5)(表 7-6) 中牛馬会社は収益を上げるために保険料収入を上げるようにさまざまな工夫をした。地方銀行あるいは保険請負人が製糸家から製糸荷物の保険を取組んでいたが、実際の運送と損害弁償は中牛馬会社によって行なった。表 7-4 によると、各銀行及び金融機関が取組む為替貨物に保険付運送業務が 1881 年以降急速に展開して中牛馬会社の最も中心的な業務となった。上田第十九国立銀行との契約をはじめとして会社全体の保険準備金以外でも、請負方の会社、分社、支店、出張所より地券または銀行券の抵当を新たに提出することが必要とされた。史料 7-3 によると、明治 12 年上田と小諸中牛馬会社は第十九国立銀行と契約する時は上田中牛馬会社の抵当差出人滝沢助右衛門から出した抵当は 65 カ所の耕地、合計 4 丁 3 反 3 畝 2 分の面積であり、1664 円 84 銭の地価金に相当した。

そして、銀行が保険貨物を取組んで運送業務を中牛馬会社へ依頼することに対して、中牛馬会社は一定の取立手数料を払わなければならなかった。基本的には生糸荷物 1 駄に付き 25 銭、屑類 1 駄に付 15 銭の金額であった。中牛馬会社が負担する責任は運送中に生ずる危難であった。火災、盗難、水難、荷物の全部又は一部を失う、或いは濡湿などによる毀傷が生じる損失を弁償した。保険料の受取りは毎年の 6 月と 12 月の二季に銀行が荷主より受け取って中牛馬会社へ払い渡した。そして、実際の出荷地の中牛馬会社の分社、支店または出張所が、請負方本社との間に保険料の分配と弁償の責任分担についてそれぞれの契約を締結して決めており、必ずしも統一されていなかった。表 7-3 によると、1887 年に、第十九国立銀行が取組む諏訪と伊那地方の各分社、支店から出荷された蚕糸荷物の数量と保険料および保険の割合料金の実際の分配が見られる。

### 7-3-2. 製糸荷物の弁償仕方

中牛馬会社は荷物損害弁償の全責任を負担するに付き、その保険を証するため十日間を期し速やかに償却すべきとされた。もし中牛馬会社が弁償の責を怠る時は連署の名前及び社員一同が資産を償却して無限弁償をするべきとされた。水火盗難に罹り、濡湿損傷或は荷物の全部或は幾部を失う時は保険原価に従い中牛馬会社はその損害を弁償するとされた。損害に関する貨物は双方の都合によって中牛馬会社を買取した。実際の弁償はそれぞれの事情によって分担割合が違った。史料 7-4 によって中牛馬会社が請負保険付荷物の運送を尾澤福太郎に依頼して小諸迄運んでくる件につき、1882 年取揚保険料の 1.5 割から 1883 年の 2 割まで尾澤福太郎へ払った。1885 年中牛馬会社上諏訪出張所では生糸の濡れがあり、弁償金 5 円を払う内、小諸中牛馬会社が負担する金額は 3 円、尾澤福太郎は 2 円であった。また、製糸荷物の輸送は荷主の要望によって甲州線路の逕送する時の保険請負料は小諸、上田は 3 分、7 分は尾澤福太郎へ賦与した。しかし、弁償する責任は全部尾澤福太郎にあるとされた。このように、中牛馬会社によって製糸荷物の大量輸送業務が請負われ、貨物の保険付運送により新しい荷主の信用を受けて明治 20 年代後半からはさらに業務を拡大した。

#### 7-4. 銀行及び金融機関が取組む貨物の保険付運送

彰信社、田中銀行、第十九銀行などの金融機関が生糸荷物の保険付業務を取り組むのは一般的であった。これらの保険付貨物の輸送は中牛馬会社が金融機関と契約して請負った。地域と銀行によって契約の内容と保険料の割合が違っていたことがわかる。特に、新しい地域で業務を展開した時には必ずしも統一的な条件ではなかった。

たとえば、1883 年 8 月の約定書（史料 7-5）によって、田中組荷為替伊那郡、諏訪郡より東京、横浜まで出荷する為替荷物の保険請負を赤穂村保険人北村右衛門に請け負った。逕送方は高遠荷物逕送会社であったが、もし高遠荷物逕送会社は「運送差支」がある場合は小諸中牛馬会社にいたするという内容である。小諸中牛馬会社は業務を拡大するためには、北村右衛門とかなり厳しい契約を結んだ。その負担弁償は 3 つの場合がある。1 は、運送途中において、盗難、荷物の焼失、濡れ、延着、物品毀損などはすべて小諸中牛馬会社が弁償する。2 は、天災、強盗及び暴徒による荷物の損害弁償は北村右衛門と小諸中牛馬会社が折半弁償する。3 は、小諸中牛馬会社、出張所および支社に渡す前の損害と荷造りの疎漏による荷物の毀損は保険本人北村右衛門が負担弁償スル。北村右衛門より中牛馬会社へ運送を依頼する場合は、その保険料の分配は、田中組並び各支社手数料及び一切費用を引去って全く純益金を折半分けることとした。つまり、保険料の収益は小諸中牛馬会社と赤穂保険請負人北村右衛門と半々に分けてあるが、実際運送中に発生する損害弁償は総て小諸中牛馬会社の負担とされた。この保険請負人実際は田中組と中牛馬会社の間余分の存在ともいえる。ところが、翌年から中牛馬会社はこの保険請負人を抜いて直接田中銀行と契約することまで至った。このように新しい荷主を獲得するために、柔軟に契約を結ぶことは、中牛馬会社の重要な経営手段となった。

#### 7-5 . 貨物保険業務の保険会社への移転

中牛馬会社のような運送会社では貨物を保険請負で運送することで、保険料を大量に徴収できたが、それなりの損害弁償の負担も大きかった。例えば、1885 年に中牛馬会社の得意様伊那郡製糸結社長谷川組の荷物器械糸 41 駄合計 154 斤 8 分 7 厘 5 毛の荷物は道中に損害があり、894. 823 円の保険原価を払って中牛馬会社は荷物を買取する形で弁償した。

運送付き保険については大きな変化があった。それは、1899 年に新商法が公布されてから、自社による貨物の保険請負から一部分が保険会社へ移行することとなった。また、中牛馬会社の社内と代理店内で保険会社の代理店の業務を取扱うようになった。1899 年に諏訪郡と伊那郡の出荷保険に関して帝国中牛馬合資会社と日本海陸保険株式会社が

契約した（史料 7-6）（史料 7-7）。中牛馬会社が取扱貨物に付ける保険業務は日本海陸保険株式会社に委託して、毎月の末日に実収した保険料の十分の五が日本海陸保険株式会社から払われるが、濡盗難によって生じた損害の賠償を帝中は十分の四の割合で負担する義務があった。濡盗難以外の損害賠償はすべて日本海陸保険株式会社が負担するとされた。これで、帝中にとって保険料の収入が少なくなったが、その同時に賠償負担も減少して、安定した収入を期待し得たと考えられる。

さらに、帝中は 1901 年、本社店内で共済生命保険株式会社代理店の業務、1903 年から小井川代理店内で日本海上保険運送保険株式会社代理店の業務も取り扱うようになった。特に後者は生糸、羽二重などの貨物を新屋敷から横浜、上州、上田、赤穂、飯田、松本、甲府、名古屋、岐阜、福井、金沢、京都まで運送する保険も取り扱った記録がある。

1893 年と 1898 年二回商法の修正と公布は小諸中牛馬会社に大きな影響を与えた。貨物運送保険を取扱う専門的の保険会社が従来中牛馬会社が兼業する貨物保険事業から引き受けて、中牛馬会社は専門の貨物運送を専業する物流業者となったであろう。

## 7-6. 小括

近代貨物保険の発展について中牛馬会社を事例として検討してみた。荷物弁償記録を通し、明治前期の中牛馬会社は従来の牛馬背を用いて輸送業務を行なったため、牛馬の不確実性、天候の変化や道路状況による影響が大きく、荷物の損害が度々起った。また、大量の中馬士の不正と荷物の盗難事件も度々起った。これらの荷物の損害による弁償金は多かった。中牛馬会社の経営における最大の課題は、荷物を安全に早期に運ぶことである。中牛馬士と中牛馬宿泊所、荷扱所の管理なども中牛馬会社が工夫しなければならないことである。明治 7 年の「危険請負」を制定し、さらにそれを明治 12 年に正式に保険制度へと改称した。その後、陸上貨物保険は陸運企業経営サービスの一部となって一般化した。陸運だけではなく、荷受地まで運送に利用された舟運も含めて、出荷地から届先の範囲までが運送保険のカヴァーする範囲であった。さらに、製糸荷物を大量輸送開始以後、各地方銀行または荷為替を取組む金融機関はこれらの荷物を運送する際には、保険を付けるのが前提条件となった。それで、中牛馬会社は諸金融機関と為替荷物の保険付き運送について大量の契約を結んだ。製糸荷物の原価によって運賃以外に一定の比率の保険料を納める。そして、中牛馬会社から銀行へ保険料の一定比例の取立手数料を払う。年二回に銀行から保険料を受取ることであった。

高価な製糸荷物を大量的輸送することによって、保険料収入は運賃収入を超えるほど多かった。しかし、同時に、損害弁償金の負担額もそれにおとらず大きかった。1899 年から帝国中牛馬合資会社が諏訪製糸荷物の出荷の保険業務を日本海陸保険株式会社に契約することになった。保険業務の一部を専門の保険会社へ移転したということもできよう。その後、中牛馬会社の本社、支店内で陸運輸送業務を取扱う際、日本海上保険運送株式会社の代理店業務も取扱うようになった。これ以降、貨物運送損害保険は専門の保険会社へ依頼するのは一般的となっていった。陸運会社は荷物の損害弁償の負担から解放されたのである。

## 終章

本論文は民営の陸運業を代表する中牛馬会社を事例として、近代日本における陸運企業の形成を検討したものである。以下、明らかになった点を再度まとめることによって終章としたい。

近代日本における陸運業の発展は、まず従来の公的陸運が崩れて、庶民の商品運輸を担う、公私を問わない運送になったのが前提である。明治維新後、日本国内では近世的な陸上輸送・通信制度の廃止や近代化が画策されたが、政府の主導による陸運業の再構築がまだ進展しない時期、地方の有志者や商人は私的陸運輸送網を構築する重要性を自覚した。そこで、彼らは近代中馬を母体として、各地に複数の「中牛馬会社」を置いて大勢の中牛馬士を集め、馬背に舟運を連結した「混合交通」を通じて、日本海側と太平洋側とを結び長距離継送輸送網をいち早く構築した。

中牛馬会社における創業からこの時期までの最も重要な経営の特徴は、複数の会社組織が強い同盟関係をもって、さらに各会社に所属している大勢の中牛馬士と中牛馬を集めることによって出荷地から荷受地までの遠距離運送を実現することであった。中牛馬運輸業が複数の会社組織として経営する必然性は、まず商品流通の市場が大きくなるとともに、大量の荷物が集まって、遠くまで運送するために継送の運輸網が整うことが重要な条件となった、ということにある。また、生糸類のような高価な荷物を運ぶ場合は一定のまとまった資本金と保険準備金が必要となるため、相当の会社規模と荷物損害弁償能力が求められ、またそれが荷主を確保するための重要なポイントとなった。

これらの必然性を持って創立された中牛馬会社は、他の陸運業者と比べると大きな優位性を持っていた。第一に、迅速で遠距離に及ぶ陸上と舟運の継次ぎ運輸網を、より早期に作ったことである。中牛馬会社は近世の中馬制を母体として作られた組織であって、従来の商人荷物運送の旧慣とルートは各地域の荷主に認められていた上に、陸運会社、陸運元会社・内国通運会社などよりも早く新潟、長野、上田、小諸、高崎を拠点としながら、倉賀野の舟運を繋いで、日本海側と太平洋側をつなぐまとまった運輸網を作った。第二に、各中牛馬会社の間で結ばれた強い同盟関係である。東北信と上州の各中牛馬会社の同盟関係は密接であって、同盟会社の団結は会社運営の根本であることが確認されていた。長距離の運輸網は各地中牛馬会社の同盟でしか成立しえないものであった。第三に、運送技術の面から見れば、中牛馬会社が大勢の中馬士との間に安定的な請負関係と信用関係を構築したことである。これによって荷物運送の基本的経営と、荷物を安全、迅速、効率的に届けることが保証された。以上の優位性をもって、中牛馬会社は株金制度、保険弁償制度などを取り入れて近代的陸運会社までの発展を実現できたといえる。こうして、「中牛馬会社」は、当時の陸運業において一定の優位性を持ち、明治初期から、同業者よりも、低賃請負、賃向払いなどの多様な荷物運送サービスを提供することによって安定的な客層を獲得し、経営規模を拡大することができた。結果として、「中牛馬会社」は政府が主導する陸運会社・陸運元会社・内国通運会社との競争の中で生き残ることができたのである。

ところが、明治10年代後半、各地で高まった鉄道建設熱に伴い、それまで牛馬背と馬車によって行われていた長距離陸上継立運送が鉄道へと置き換わる技術的な転換が起こった。このような鉄道開通によって「中牛馬会社」のような地域的民間陸運業は大きな影響と打撃を受けた。このような経営環境の変化への対応策として、「中牛馬会社」は地域の優位性を利用して積極的、柔軟的に経営組織、運送路線、運送手段、運賃金額を再編成、修正、改良、調整するとともに、各地の中牛馬業者を集結して、各社の届ける範囲までの運輸網を構築した。さらに、荷車、荷馬車などの運送手段の技術面でも大きな転換が見られた。また鉄道建設の出願、馬車鉄道の設立など、中牛馬会社の業者が積極的に日本の陸運の近代化に関与することを通じて、中牛馬会社は陸上運輸企業としての営業を存続できた。鉄道の付属小運送業者としてだけではなく、鉄道の輸送による地域経済の発展と商品流通の拡大に伴い、中牛馬会社は長距離輸送から短距離輸送へと輸送形態を変化させながら、長距離輸送に関しては積極的に鉄道輸送網を利用し、さらに効率的な安全な荷物運送網を構築しようとしたのであった。

従来の明治期の道路運輸業の研究は鉄道の研究を中心としており、鉄道の開通により道路運輸業が鉄道運輸業の補助業務へ転身したとするのが通説である。しかし、実際には通説とは異なり、道路運輸業は鉄道貨物の配達だけではなく、各地域の分社、代理店などを連結することを通じて自分なりの取引運輸網を構築し、それによって、荷主から荷物運送業務を請負っていたのである。鉄道開通により、長距離荷物運送の効率性と安全性が高まり、商品流通と地域経済の拡大に応じて荷物の運送量が著しく増えた。しかしながら、従来の馬背、馬車などの輸送は消えてしまったわけではなかった。鉄道による輸送量は高まったが、鉄道を輸送手段として利用する出荷地から荷受地までの輸送を請負う業務それ自身は変わらなかったのである。中牛馬会社は、鉄道開通と共に、即、単なる鉄道停車場前の鉄道貨物の集配と積卸業務を担う小運送業者となってしまったわけではなく、むしろ現代の道路運輸業、物流企業の前身としての業態転換を試みようとしたと考えられる。このような近代的な経営は、自動車がない時代においては鉄道の開通によって促進されたと思われるのである。

中牛馬会社は、その物流業者としての運送実績によって、明治維新後の上信越地方の商取引と工業生産の発展を促進したという歴史的役割が、評価されるべきである。明治維新後 10 年代までの経済は幕末の延長といえるが、市場経済化の発展によって地方間の商取引が活発的に行われ、民衆の消費力が増大し、中牛馬会社を經由して様々な荷物が運ばれた。本論文では、それらの荷物運送の中身を小諸中牛馬会社の「西荷」、「東荷」と「西行」、「東行」、「荷物判取帳」などの帳簿データに基づいて、実証的に分析した。中牛馬会社が運送した荷物は明治期の重要な商業的農作物及び農村工業品を中心とすることが分かった。繭・生糸・綿糸・麻・織物・藍・菜種・油・蠟・煙草・茶・酒・醤油・砂糖・紙・畳・蕨類など荷物の運送数量、出荷主、受主、中牛馬士などの運送実態が明らかになった。特に長野県における製糸業の勃興に伴う、製糸荷物の大量出荷に対応して、中牛馬会社は早期から諏訪岡谷地方に進出して、製糸荷物を取扱う業務に向けて主要地に分社、支店と出張所を設立した。中牛馬会社は有力な為替付、保険付製糸荷物を取扱う金融機関、製糸家と積極的に荷物運送業務の請負を取組んでいた。中牛馬会社による貨物運送の経営内容は、雑貨荷物から製糸荷物へ変化した。中牛馬会社は、明治中期における諏訪岡谷製糸荷物運送の最も中心な陸運企業であって、製糸業の勃興に大きな役割を果たした。製糸荷物を運送することを通じて、中牛馬会社は陸運業者として取扱う荷物の質と数量を飛躍的に変化させていくことになった。

さらに中牛馬会社は、貨物運送損害保険が未発達な時期において、近代的な貨物運送保険制度を本格的に会社の経営に取り入れた。安全的に荷物を運送することと損害弁償を完備することによって陸上輸送の信用度を向上させたことにより、固定的な荷主の獲得の面から大きな発展が見られた。高価な製糸荷物の大量出荷に伴い、荷物の損害弁償額も増えた。この課題を克服するために、中牛馬会社は貨物運送保険の一部を明治 30 年代後期に現れた保険会社へ移行して、自分の店内で保険会社の代理店を設置することとなった。中牛馬会社は、このような経路で、専業の陸運業者へと転身することになったのである。

以上のように、中牛馬会社が輸送力を牛馬背から鉄道に切替え、同盟組織から独立経営まで展開し、貨物運送保険の兼業から専業の運送業者へと変わっていったプロセスは、近代日本陸運企業の形成にとって、重要な意味を持ったのである。



## <参考文献>

- 【1】. 小林計一郎「長野県における明治初年の駅逓制と中牛馬会社」(信濃史学会編『信濃』第10巻11号所収、1958年)
- 【2】. 小林計一郎「中牛馬会社について」『地方史研究』62・63 第13巻2・3号 1963年 地方史研究協議
- 【3】. 平沢清人「明治元一六年南進地方における伝馬所・陸運会社・中牛馬会社と中馬稼ぎ」(『信濃』第11巻四号、五号所収、1959年)
- 【4】. 山本弘文『維新期の街道と輸送(増補版)』(1983年、法政大学出版局)
- 【5】. 豊田武、児玉幸多編『交通史』(1970年、山川出版社)
- 【6】. 日本通運株式会社刊『社史 日本通運株式会社』(1962)
- 【7】. 長野県史刊行会『長野県史 近代資料編 第七巻交通・通信』(1981年)
- 【8】. 長野県史刊行会『長野県史 近代史料編 第五巻(三) 蚕糸業』(1980年)
- 【9】. 内閣記録局『法規分類大全 59 運輸門』(1980年)
- 【10】. 長野県町村誌刊行会『長野県町村誌』東信篇 (1936年)
- 【11】. 古島敏雄『江戸時代の商品流通と交通—信州中馬の研究—』(1951年、御茶ノ水書房)
- 【12】. 野口亮 『小運送之発達』(1937年、洛東書房)
- 【13】. 老川慶喜 『産業革命期の地域交通と輸送』 (1992年、日本経済評論社)
- 【14】. 長野県 『長野県政史 第一巻』(1981年)
- 【15】. 小諸市教育委員会 『小諸市誌 近・現代編』(2003年)
- 【16】. 山崎好是 『駅逓史料(四) 群馬県』(1974年 日本風景社)
- 【17】. 丸山雍成等 『日本交通史辞典』 2003年 吉川弘文館
- 【18】. 平原直『通運読本・歴史』前編 昭和28年10月刊
- 【19】. 前島会『鴻爪痕 前島密伝』(1920年 財団法人 前島会)
- 【20】. 武知京三 『明治前期輸送史の基礎的研究』(1978年 雄山閣出版)
- 【21】. 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史年表』(1972年 大日本印刷株式会社)
- 【22】. 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史 通史』(1974年 株式会社恒陽社印刷所)
- 【23】. 毎日新聞社長長野支局 『信濃の宿』 (1965年 第一法規出版株式会社)
- 【24】. 児玉幸多 『近世交通史の研究』 (1986年 筑摩書房)
- 【25】. 中野金次郎 『国際通運株式会社史』 (1938年 凸版印刷株式会社)
- 【26】. 山口和雄 『日本産業金融史研究 製糸金融篇』(1966年 東京大学出版会)
- 【27】. 今井登士喜 『平野村誌 上巻』 (1932年 長野県諏訪郡平野村役場)
- 【29】. 『平野村誌 下巻』 (1932年 長野県諏訪郡平野村役場)
- 【29】. 渋谷隆一『都道府県別 資産家地主総覧〔長野県〕』(1997年日本図書センター)
- 【30】. 岡谷市 『岡谷市史 中巻』 (1976年 岡谷市役所)
- 【31】. 交通協力会 『日本国有鉄道百年史 第2巻』 (日本国有鉄道 1970年)
- 【32】. 長野県史刊行会『長野県史 通史編 別巻・年表・索引 年表』1992年
- 【33】. 通運業務研究会『通運読本・通運業の基礎知識(前編)』 1956年
- 【34】. 長野県史刊行会『長野県史 近代資料編 第五巻(一) 産業政策 産業団体』1991年
- 【35】. 峰岸純夫、田中康雄、能登健 『街道の日本史 16 両毛と上州諸街道』(2002年 吉川弘文館)
- 【36】. 山田忠雄『街道の日本史 17 中山道 武州・西上州・東信州』(2001年 吉川弘文館)
- 【37】. 群馬県史編纂委員会『群馬県史 資料編 24 近代現代 8』(1986年 群馬県)
- 【38】. 群馬県史編纂委員会『群馬県史 資料編 17 近代現代 1』(1977年 群馬県)
- 【39】. 高木俊輔『街道の日本史 26 伊那・木曾谷と塩の道』(2003年 吉川弘文館)
- 【40】. 飯田文弥『街道の日本史 23 甲斐と甲州道中』(2000年 吉川弘文館)
- 【41】. 渋谷隆一『明治期日本全国資産家地主総資産資料集成Ⅰ』(1984年 柏書房)
- 【42】. 渋谷隆一『明治期日本全国資産家地主総資産資料集成Ⅱ』(1984年 柏書房)
- 【43】. 豊田武、児玉幸多編『流通史』(1969年、山川出版社)
- 【44】. 増田廣実 『近代移行期の交通と運輸』(2009年 岩田書院)



- 
- [45]. 富岡製糸場誌編纂委員会『富岡製生糸誌』（1977年）
- [46]. 山口和雄『近代日本の商品取引—三井物産を中心に—』（1998年 東洋書林）
- [47]. 大矢誠一『運ぶ—物流日本史—』（1978年 柏書房）
- [48]. 山口和雄『増補 明治前期経済の分析』（1956年 東京大学出版会）
- [49]. 佐久史学会『佐久 第50号』
- [50]. 篠原宏『明治の郵便・鉄道馬車』東西交流叢書3（雄松堂出版 1987年4月）
- [51]. 山口和雄『日本産業金融史研究 製糸金融篇』東京大学出版会、1966年
- [52]. 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』、三省堂 1992年
- [53]. 『近代日本輸送史—論考・年表・統計』運輸経済研究センター、1979年3月
- [54]. 『郷土の産業 養蚕・製糸』、上田市立博物館、1981年
- [55]. 『明治前期産業発達史資料 別冊（20）Ⅴ—日本帝国第五統計年鑑（第三回）明治十九年（1）—』（明治文献資料刊行会、1970年）
- [56]. 『明治前期産業発達史資料 別冊（20）Ⅲ—日本帝国第七次統計年鑑（明治二十一年）（I）—』（明治文献資料刊行会、1970年）
- [57]. 『明治前期産業発達史資料 別冊（20）Ⅲ—第三統計年鑑（第三回）明治十七年（I）—』（明治文献資料刊行会、1970年）
- [58]. 『明治前期産業発達史資料 別冊（13）Ⅵ—第四次農商務統計表（II）—』（明治文献資料刊行会、1970年）
- [59]. 小林 収『碓氷峠の歴史物語』（株式会社櫟、1997年8月）
- [60]. 高橋満『全国諸会社役員録1』（柏書房株式会社、1988年7月）
- [61]. 山口和雄『増補 明治前期経済の分析』1956年9月、
- [62]. 海野福寿『明治の貿易』（塙書房、1962年）
- [63]. 山口和雄、『近代日本の商品取引—三井物産を中心に—』（東洋書林、1998年）
- [64]. 藤原正人『明治前期産業発達史資料 一生糸貿易之変遷（明治三十五年）— 別冊（60）3』、（明治文献資料刊行会、1970年）
- [65]. 「運送保険の嚆矢—日本通運株式会社の前身陸運元会社の危険請合」葛城照三、『早稲田商学 第一五一号』、（早稲田商学同攻会、1961年）
- [66]. 『日本国有鉄道百年史 第2巻』、（日本国有鉄道、1970年）
- [67]. 白崎五郎七、白崎敬之助『日本全国商工人名録』（1892年）
- [68]. 『興亜火災海上保険株式会社七十五年史』（興亜火災海上保険株式会社、1995年）

---

<sup>1</sup>日本通運株式会社刊『社史 日本通運株式会社』（1962）。

<sup>2</sup>古島敏雄『江戸時代の商品流通と交通—信州中馬の研究—』（1951年、御茶ノ水書房）。

<sup>3</sup>小林計一郎「中牛馬会社について」『地方史研究』62・63 第13巻2・3号 1963年 地方史研究協議会。小林計一郎「長野県における明治初年の駅通制と中牛馬会社」（信濃史学会編『信濃』第10巻11号所収、1958年）。

<sup>4</sup>平沢清人「明治元—六年南進地方における伝馬所・陸運会社・中牛馬会社と中馬稼ぎ」（『信濃』第11巻四号、五号所収、1959年）

<sup>5</sup>増田廣実『近代移行期の交通と運輸』（2009年 岩田書院）

<sup>6</sup>明治3（1870）年から昭和40（1965）年代まで、「中牛馬会社」を中心とする近代交通運輸関係経営史料がほぼ揃っている。

<sup>7</sup>長野市立博物館に所蔵されていて、すでに整理されている、長野中牛馬会社の一次史料である。中沢家文書の中で「中牛馬会社」の経営史料は少数であるが、これと小山家の文書を合わせて、中牛馬会社

の全体像を明らかにすることができる資料だと思われる。

<sup>8</sup> 上田市立博物館に所蔵されていて、数量的には少ないが、中牛馬会社の創業期の文書が揃っている。

<sup>9</sup> 伝馬所：幕末・維新期の政治的混乱の中に宿駅制の崩壊が進み、明治元年（1868）6月維新政府は宿駅の間屋・役人を廃止して伝馬所をおいたが、ほぼ近世の宿駅制をそのまま行っていた。商人荷物の運送

に対して大きな障害があった（史料2を参照）。

<sup>10</sup> 各駅陸運会社：伝馬所廃止にともなってほぼ1872（明5）年以後各駅に設けられた陸運会社は、伝馬所の形式と異なっているが、内容はほとんどかわらない。明治政府は陸運会社を私企業として自立させるつもりだったが、ついに実現できなかった。1875（明8）年5月31日に政府によって解散された。

<sup>11</sup> 陸運元会社：1872（明5）年6月、明治政府は郵便官営化による打撃を受けた江戸飛脚間屋を東京で陸運元会社の創立に導いて、同社を通じて各駅陸運会社の私企業化と全国的運輸網の形成を達成しようと考えた。元会社の事業に対して積極的に育成策をとり、手厚い保護を行った。

<sup>12</sup> 内国通運会社：1875（明8）年2月、陸運元会社を内国通運会社に変更し、6月には陸運会社の解散にともない、現業を含めた道路運輸の全国的な総括者となった。その後、東京元会社を中心とする運送取扱網の形成が、しだいに順調な足取りを辿り始め、全国主要幹線における定式運輸を主体とするものであった。日本通運会社の前身である。元会社による全国的な運送取扱網の整備とは、各地取引店の独自営業網を加えたものであった。

<sup>13</sup> 山本弘文『維新期の街道と輸送（増補版）』（1983年、法政大学出版局）103ページ

<sup>14</sup> 小諸市小山宗一氏所蔵小山家文書より。

<sup>15</sup> 「東西送状改帳」（小山家文書）の冒頭に記載されている。

<sup>16</sup> 小林計一郎「中牛馬会社について」『地方史研究』62・63 第13巻2・3号 1963年 地方史研究協議会。小林計一郎「長野県における明治初年の駅通制と中牛馬会社」（信濃史学会編『信濃』第10巻11号所収、1958年）。

<sup>17</sup> 平沢清人「明治元一六年南進地方における伝馬所・陸運会社・中牛馬会社と中馬稼ぎ」（『信濃』第11巻四号、五号所収、1959年）。

<sup>18</sup> 『長野県史 近代史料編 第七巻交通・通信』320ページの「明治6年3月 筑摩県権令宛陸運・中牛馬両会社合併規則許可願」の第十九条部分。

<sup>19</sup> 『中馬制の記録 長野県民俗資料調査報告Ⅰ』昭和34年5月31日発行 長野県教育委員会 22～23ページ。

<sup>20</sup> 荷物の取扱量で分社か荷扱所を決める。

<sup>21</sup> 行程は1日10里泊荷物1駄に付き、蔵敷銭200文ずつ払った。牛馬士の都合によって定宿で荷物付替える時に送り状書替える手数料は荷物1駄に付100文ずつ納めた。中馬士は定宿以外の途中で荷物を附替えることと鑑札貸借を禁止されていた。

<sup>22</sup> 「筑摩・安曇の中馬の特色は、「奈川の陸船」としていられているように馬ではなく、数頭の牛を追ったことである。筑摩・安曇両郡下での牛飼育と牛の活用は体が小さく三間を歩くに適した佐渡牛であったという。牛は鈍重であるが、力が強く、粗餌でも飼育ができ、また悪路でも通行することができたのであるという。」佐久史学会『佐久 第50号』21ページ。

<sup>23</sup> 佐久史学会『佐久 第50号』19～23ページ。

<sup>24</sup> 中牛馬士を廃業したことは考えられる。毎年鑑札を取り替えるため、その時点で廃業することが可能である。そのため、中牛馬士の加入者は明治5年727人、明治6年811人であっても、明治6年の惣人数は必ずしもその合計ではないのである。

<sup>25</sup> この219人の中で名前を省略された。

<sup>26</sup> 四ツ谷と石峠は村名ではなく柏木村の一部である。この二つの場所は明治前期、中期に中牛馬会社に付属する中牛馬士がもっとも多く、活躍した場所であったため、小山家文書の中では、四ツ谷と石峠は独立な地名として扱われている。

<sup>27</sup> ここでは、村名を標記されていない中牛馬士と町で標記されている中牛馬士を合せて小諸町に居住している中牛馬士と考えている。

<sup>28</sup> 高崎馬車会社が翌年に中仙道郵便馬車会社へ改称した。

<sup>29</sup> 篠原宏『明治の郵便・鉄道馬車』東西交流叢書3 雄松堂出版 1987年4月、63ページでは、高崎までのルートは以下のようになっていた。東京は神田淡路町二丁目一番地相生橋内が東京ステーション。ここから出発して、板橋、蕨、浦和、大宮、上尾、桶川、鴻ノ巣、熊谷、深谷、本庄、新町、倉賀野、高崎の中仙道ステーションに到着する。

<sup>30</sup> 前掲篠原氏同書48ページ

<sup>31</sup> 前掲篠原氏同書82ページ

高崎馬車会社との提携運送は何年まで行ったが、中牛馬会社の史料で確認できないが、帳簿の記録は明治8年にとどまっている。

<sup>32</sup> 大河原太七は松井田中牛馬定宿の役員であった。

<sup>33</sup> 高崎矢島嘉平は高崎中牛馬会社の役員であった。

<sup>34</sup> 倉賀野須賀善兵衛、田口五平は倉賀野河岸の舟運問屋であって、中牛馬会社と同盟関係を持っていた。  
<sup>35</sup> 彰真社は当時長野県の為替方である。彰真社についての説明は以下の通りである。「南佐久郡穂積村の生糸商黒沢鷹次郎、伯父黒沢伴次郎、同郡前山村の大地主早川重右衛門、北佐久郡岩村田村の豪商阿部万五郎らとともに、翌八年上田町に事務所を設けて、国立銀行条例に基づく銀行の設立運動を開始した。たまたま、同地方の座繰糸の売却先である横浜の茂木商店の支配人中山浜治郎が同郡北牧村の出身で、黒沢と親交があったところから、中山を通じて第一国立銀行頭取渋沢栄一の指導を受、直接紙幣寮に銀行設立出願した。この願いは許可されなかったので、翌年一月、上水内郡栗田村倉石吉左工門の協力を得て、長野県を經由し再度出願した。しかし、この場合も許可を得られなかった。その理由は必ずしも明らかでないがおそらく当時の国立銀行が兌換券発行の失敗などにより不振をづけており、なんとか局面の打開をはからなくてはならぬ状況にあったので、この出願に対してもしさしずめ許可を与えない方針がとられたものと思われる。そこで黒沢らは、上水内郡の小坂善之助、上高井郡の牧新七ら北信の有力者とはかり、九年六月、長野県に彰真社（信濃銀行の前身）を設立し、小野組に代わって長野県為替方としての業務を引き継ぐことになった。」山口和雄『日本産業金融史研究 製糸金融篇』東京大学出版会、1966年 77ページ。

<sup>36</sup> 小山家文書「会社書用留」（1875年）より

<sup>37</sup> この1駄は45貫目までであった。

<sup>38</sup> 『長野県史』p353ページ「明治十年十月 県駅通掛宛内内国通運会社各駅間里程・賃銭報告」による。

<sup>39</sup> 長野市立博物館に所蔵中沢家文書。

<sup>40</sup> 史料1-24による。

<sup>41</sup> 記録期間は明治5年～11年になるが、運送した荷物の全部の記録ではないと理解している。

<sup>42</sup> 『富岡製糸誌』富岡製糸場誌編纂委員会 1977年。

<sup>43</sup> 「中沢與左衛門家文書」（長野市立博物館所蔵）による。

<sup>44</sup> 小林計一郎論文「中牛馬会社について」、『地方史研究』第13巻 2・3号、1963年4・6月、地方史研究協議会。

<sup>45</sup> 国立銀行は、

① 五人以上の発起人によって設立される。「凡そ国立銀行を創立させんとするには其組合の人数は必ず五人以上たるべし」「この誤認は即ち発起人たるへし而して此者共は連名して銀行創立の願書を紙幣寮へ差出すへし」「国立銀行を結はんと欲する者は先づ五人以上にて申合わせ組合を定め連印の願書を紙幣寮へ差出すへし」

② 株式の額面は、1株100円、株主は何株でも所持できる

③ 株主は持株数に応じて平等の権利を有する。

④ 株主の地位は有価証券化され、自由に譲渡できる。

⑤ 株主の責任は有限責任である。

⑥ 頭取・取締役の専任および創立証書、定款の作成などは、株主によってなされる

三枝一雄『明治商法の成立と変遷』三省堂 1992年

<sup>46</sup> 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』三省堂 1992年 40ページ

<sup>47</sup> 中牛馬会社の資料で確認できたのはこの三ヶ所であった。

<sup>48</sup> 明治7年12月の「中牛馬会社貨物取扱規則・申合規則」（史料）に危険受合いいわゆる最初の保険について規定した記述がある。

<sup>49</sup> 「 甲府柳町中牛馬会社 高橋平右衛門

右客年三月中、駅逡寮二出願シ、准充相成居候中牛馬会社ノ儀ハ、物貨運輸營業ノ儀二付客年第二百三十号公布ノ趣モ有之候間、更ニ資本準備金積立、且危険弁償ノ制限確ト相定、規則改正可申立旨駅逡頭ヨリ掛合有シ条、来ル二十日ヲ限り取調可申立、此段相達候事

明治七年三月十五日

権令 藤村紫朗 代理

山梨県参事 富岡 敬明」

出典：増田廣実 『近代移行期の交通と運輸』（2009年 岩田書院）2009年11月p284～285

<sup>50</sup> 金融機関が取り組む製糸荷物の出荷に対して保険請負人が存在したが、中牛馬会社は最初この保険請負人から貨物の運送を請負うために、保険料の半分を獲得できたが、これに対して、弁償の責任を全部請負わなければならない厳しい条件の契約をした。しかし、その後自ら貨物の保険を請負って、直接金融機関と契約することができた。小山家文書の諸契約書による。

<sup>51</sup> 中牛馬一頭に付き鑑札料を毎年納めた。税金と会社の手数料になった。明治5年8月の時点では、銀30匁であった。明治5年～8年小山家文書「金銀出入帳」の記録によると、この鑑札料の収入は当時会社のもっとも大きな収入になっていた。明治12年の鑑札料金は5銭となった。

<sup>52</sup> 明治12年から、中牛馬士らの保送者に身元金制度を作った。牛馬一頭と荷車一輛に付金2円50銭、牛馬車一輛に付金5円、通船一艘に付金10円を身元金として納めた。小山家 明治12年「保送者申合規約」による。

<sup>53</sup> 会社、分社、定宿・荷継所などで休泊する時に荷物一駄に付き 200 文ずつ払うこと。

<sup>54</sup> それぞれの荷物の原価によって一定の比率で保険料の金額を荷主、中牛馬会社で決めた。

<sup>55</sup> 「群馬県下各地通運中牛馬両会社締盟規約書」（通信総合博物館所蔵）による。

<sup>56</sup> 1979 年黒崎千晴「明治前期水運の諸問題」（近代日本輸送史研究会編）『近代日本輸送史一論考・年表・統計』（運輸経済研究センター、1979 年 3 月）165 ページ 表 3-3 主要河岸場の移出入（総額）動向によって確認できる。

<sup>57</sup> 「日本鉄道会社第五回実際報告」

（明治 17 年 8 月 22 日の『官報』所載）は、この貨物運賃割引について次のように記している。

上武信地方ヨリ東京へ輸送スル上リ貨物ハ川下ヶ舟運ノ便アリテ従来ノ慣行ニヨリ貨物ノ東京ヨリスルモノト東京へ向フモノトハ其運賃殆ント五ト三ノ差アルヨリ上リ貨物ハ鉄道託送ノモノ多カラサルヲ以テ彼是酌量工部省へ上申本年二月十七日ヨリ上リ貨物二限り三級品以下ハ原運賃ノ三分一ヲ減シ運送ヲ為セリ 461 ページ

<sup>58</sup> 老川慶喜『産業革命期の地域交通と輸送』日本経済評論社 1992 年 10 月 74 ページ

<sup>59</sup> 前掲同書 75 ページ

「上野・熊谷間開業にさいして貨物の取扱いおよび運賃についても、官設鉄道に準拠して定められた。ただし車扱貨物に関して官設鉄道では 1 マイル当たり 12 銭 5 厘の賃率であったが、日本鉄道では上がり方面行きの貨物の賃率は 1 マイル当たり 9 銭と下り方面行きの貨物の賃率 16 銭より安くし、利根川を利用する舟運に対抗する措置をとった。しかし、この措置も効果がなかったため、明治 17 年 2 月 17 日、日本鉄道会社は 1~3 級の上がり貨物に対してはさらに運賃の 3 分の 1 を割引ことにした。」「日本鉄道会社第五回実際報告」（明治 17 年 8 月 22 日の『官報』所載）

<sup>60</sup> 『日本国有鉄道百年史 第 2 巻』日本国有鉄道 1970 年、463 ページ

<sup>61</sup> 『明治前期産業発達史資料 別冊（20）Ⅴ 一日本帝国第五統計年鑑（第三回）明治十九年（1）』明治文献資料刊行会、1970 年。第百三十二表 「民設鉄道各停車場乗客荷物及賃金」1884 年度より

<sup>62</sup> 『明治前期産業発達史資料 別冊（20）Ⅲ 一日本帝国第七次統計年鑑（明治二十一年）（I）一』明治文献資料刊行会、1970 年。第百二十三表「鉄道各停車場乗客荷物及賃金 明治」1886 年度、321 ページにより。

<sup>63</sup> 小川家文書の中に含まれる中牛馬会社の「保送者連名簿中馬」、「荷馬車番号帳」、「荷車番号帳」と廃業綴などの文書史料によって作り上げたデータベースである。年末詳の資料が多かった。

<sup>64</sup> これらの文書史料の一部は年代不明であるが、廃業時間を記録してある事例は多かった。明治 18 年代は推測の数字である。

<sup>65</sup> 『明治前期産業発達史資料 別冊（20）Ⅲ 一第三統計年鑑（第三回）明治十七年（I）』明治文献資料刊行会、1970 年。第百二十一表「諸車府県別」による。明治 15 年年度前半期中収税される車数である。

<sup>66</sup> 碓氷峠は従来通行の難所であって、長野県と群馬県の間での通行と貨物の輸送に大きな不便をかけていた。「碓氷峠の難所は、群馬県の人々より長野県の人々の方が生活に大きな支障となっていた。山国の長野県からはどこへ行くにも峠を越えたり、せまい谷を通らなければならなかった。荷車や人力車が使われるようになると、今までより幅広く、坂ゆるやかな路面の平らな道が必要になった。」明治 15 年 12 月の県会では七道開鑿が決議され、其の第一に碓氷峠があげられた。明治 16 年に起工された。「軽井沢宿西の難山下から東に一直線に進み、矢ヶ崎山の北麓表高九六五メートルと熊野神社前より二三五メートルも低い鞍部を通過して群馬県に下るコースをとった。長野県側はわずかな登りで、県境を越えた新国道は中尾山の中腹にある狸沢・七滝沢・碓之沢などにそって岩を切り開きながら進んだ。」明治 17 年 5 月に落成した。

小林 収『碓氷峠の歴史物語』1997 年 8 月 株式会社 樺 89 ページより。「第一路線碓氷峠開鑿仕様書」の原資料を確認していない。

<sup>67</sup> 『長野県史 通史編 別巻・年表・索引 年表』1992 年 長野県史刊行会 654 ページ

<sup>68</sup> 前長野県史刊行会同書 666 ページより

篠原氏によると「碓氷馬車鉄道は前橋市南曲輪町の高瀬四郎ほか一名が発起人となって明治二十年七月に設立された。」128 ページ

<sup>69</sup> 『明治前期産業発達史資料 別冊（21）Ⅵ 一日本帝国統計年鑑（明治二十四年）第十回（1）一』明治文献資料刊行会、1970 年。第百四十八表「馬車鉄道会社ノ二」1890 年度、339~340 ページより

<sup>70</sup> 前掲篠原氏同書 126~129 ページ

<sup>71</sup> 「明治 28 年（1895）全国官設鉄道線路名称の統一し、創業以来初めて東海道線・信越線・奥羽線・北陸線の線路名称を定める。」日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史表』1973 年 67 ページ

<sup>72</sup> 軽井沢従前は小諸中牛馬会社に付属する荷継所であって、明治 13 年（1880）から元宿問屋佐藤織衛の長男佐藤熊六が支配人となっていた。

<sup>73</sup> その後小山辰平の名前に変えて、小山五左衛門の次に小諸中牛馬会社の社長になった。

74 『明治前期産業発達史資料 別冊(13) VI 一第四次農商務統計表(II) 一』明治文献資料刊行会、1970年。第三十三表「資本金五万円以上諸会社」、155ページにより

75 日本通運株式会社刊『社史 日本通運株式会社』(1962)

明治21年に「共同中牛馬会社の系譜をひいて、すでに教科書運搬の特権をあたえられていた中央陸運会社(日本橋区大伝馬町)は同年12月社名を日本運輸会社と改称して50万円に増資し、通運会社の社員引抜などもおこなって、同社にたいする公然たる競争にのりだした。」165~166ページ

「通運会社は、発足当初から各種の逓信事業をひろく請負ったが、その後契約は前島密らの好意によって連年更新され、十数年にわたってほとんど世襲的な観を呈した。」

「逓信事業の一般入札は明治24年4月17日午前10時から逓信省で行なわれ、内国通運会社のほか、日本運輸会社、帝国中牛馬会社、共同中牛馬会社、その他計6社が参加したが、開票の結果59,000円で日本運輸会社に落札と決定した。」167ページ

ここでは、中央陸運会社を創立したのは元中牛馬会社東京総扱所の社長と社員であることを史料で確認した。

76 『明治前期産業発達史資料 別冊(13) VI 一第四次農商務統計表(II) 一』明治文献資料刊行会、1970年。第三十三表「資本金五万円以上諸会社」、155ページにより。丈夫会社は運送企業、1886年2月創立した。本社所在地は神田区小伝馬町二丁目であり、資本金5万円、株主は12人である。

77 第三項 議定書第七条ノ過怠金引去法ハ必ス実施スベシ雨雪悪路ノ為遷延セシモ通送日数ノ約束アルガ為届ケ先二於テ苦情アレバ遷延セシ会社ノ得ベキ運賃一割ヨリ五割迄ヲ謝罪トシテ差出シ詫入方配達会社ニ相テ尽カスベシ差止ムヲ得ズ五割以上ノ償フモ過失会社ハ異議ナク全償スルモノトス但シ配達会社ヨリ貨主不払ノ証書ヲ以テ賃銭払之代用シ終ニ過失会社ニ至ランムベシ

右ハ議定書及此約束ヲ実行シ以テ他ノ同業者之競争ノ念ヲ絶タシムル為同意一致ヲ表之各自記名調印一業ツツヲ取持スルモノ也

78 『全国諸会社役員録1』高橋満 1988年7月、柏書房株式会社 124ページ

79 これらの帳簿の記録は小諸を中心とする帳簿であって、小諸中牛馬会社が継ぎ立つ荷物は上田と高崎からが多いであるが、必ずしも上田、高崎が出荷地ではなかった。

80 大河原太七は松井田中牛馬定宿の役員であった。

81 高崎矢島嘉平は高崎中牛馬会社の役員であった。

82 倉賀野須賀善兵衛、田口五平は倉賀野河岸の舟運問屋であって、中牛馬会社と同盟関係を持っている。

83 彰真社は当時長野県の為替方である。彰真社についての説明は以下の通りである。「南佐久郡穂積村の生糸商黒沢鷹次郎、伯父黒沢伴次郎、同郡前山村の大地主早川重右衛門、北佐久郡岩村田村の豪商阿部万五郎らとともに、翌八年上田町に事務所を設けて、国立銀行条例に基づく銀行の設立運動を開始した。たまたま、同地方の座繰系の売却先である横浜の茂木商店の支配人中山浜治郎が同郡北牧村の出身で、黒沢と親交があったところから、中山を通じて第一国立銀行頭取渋沢栄一の指導を受、直接紙幣寮に銀行設立出願した。この願いは許可されなかったため、翌年一月、上水内郡栗田村倉石吉左工門の協力を得て、長野県を経由し再度出願した。しかし、この場合も許可を得られなかった。その理由は必ずしも明らかでないがおそらく当時の国立銀行が兌換券発行の失敗などにより不振をつけており、なんとか局面の打開をはからなくてはならぬ状況にあったので、この出願に対してもさしずめ許可を与えない方針がとられたものと思われる。

そこで黒沢らは、上水内郡の小坂善之助、上高井郡の牧新七ら北信の有力者とはかり、九年六月、長野県に彰真社(信濃銀行の前身)を設立し、小野組に代わって長野県為替方としての業務を引き継ぐことになった。」山口和雄『日本産業金融史研究 製糸金融篇』東京大学出版会、1966年 77ページ。

84 この目録では帳簿はまだ完全ではなくて、年代を確認できる分だけ取り上げた。

86 『郷土の産業 養蚕・製糸』上田市立博物館 1981年 36ページ

87 『増補 明治前期経済の分析』1956年9月、山口和雄、東京大学出版会

第一章「明治七年府県物産表」の分析 1~37ページ

88 『近代日本の商品取引一三井物産を中心に一』1998年4月、山口和雄、東洋書林 1ページ

89 『明治の貿易』海野福寿 塙書房、1962年 32ページ

90 『近代日本の商品取引一三井物産を中心に一』山口和雄、東洋書林、1998年

91 『明治前期産業発達史資料 一生糸貿易之変遷(明治三十五年) 一 別冊(60)3』藤原正人、明治文献資料刊行会、1970年。この資料群に収録された『生糸貿易の変遷』橋本重兵、丸山舎本店、1902年 107ページ

92 小諸市小山家文書年未詳であるが、おそらく1885~1893年間である。

93 明治9年(1876)長野県上高井郡須坂町に設立された。1886年の調べで1405釜の規模である。

『明治前期産業発達史資料 別冊(54) II 一長野県蚕糸業組合取締所年報 大二回(明治二十年) 一』製糸第八表「器械製糸工場及位置其他」272ページより

94 明治17年(1884)7月長野県上高井郡須坂町に設立された。1886年の調べで1360釜の規模である。出所同上。

95 明治7年(1874)8月長野県埴科郡松代町に設立された。1886年の調べで213釜の規模である。

---

出所同上。

<sup>96</sup> 『明治前期産業発達史資料 別冊(13) VI—第四次農商務統計表(II)—』明治文献資料刊行会、1970年。第三十三表「資本金五万円以上諸会社」、164ページより

<sup>97</sup> 屑類、屑糸、屑繭などの輸送

生糸だけではなく、出売繭、屑繭などは紡績絹糸原料として海外に輸出されていた。

屑類一駄は1個8貫の4個である。運送日限は生糸、器械生糸より一日多かった。ところが、運賃と保険料とも生糸・器械生糸より高額であった。屑糸の中では熨斗糸、玉糸、提糸などが多かった。屑繭の中では生皮芋、出売繭、玉繭などが多かった。それは生糸だけではなくて、屑物も大量に輸出したのである。主な契約書の中では生糸か器械生糸と屑物類に分かれて運送日数、運賃、保険料金が定められた。

<sup>98</sup> 「運送保険の嚆矢—日本通運株式会社の前身陸運元会社の危険請合」葛城照三、『早稲田商学 第一五一号』、早稲田商学同攻会、1961年 115ページ

<sup>99</sup> 同上前掲論文 115ページ

<sup>100</sup> 中牛馬会社取扱所は東京第四大区一小区淡路町二丁目にあった。

<sup>101</sup> 明治5年8月に開業してから計算された。



博士論文添付資料 1  
文書史料

## 添付史料

### 史料 1-1

「私二物貨物運送ノ営業ヲ禁止ス」布告 (1873年)

布告六年六月二十七日太政大臣三條実美署

従来飛脚ト称シ物貨運送ヲ業ト致候者、一定ノ規則無之、且準備資本ニ乏シク猥リニ危難弁償等ノ口請合ヲ以テ、通貨物品ヲ引受運送致居候処、往々不当ノ運賃ヲ貪リ或ハ渋滞紛失ノ弊ヲ起シ候ニ付、本年九月一日ヲ限り私二物貨運送ノ業ヲ當候儀一切令禁止候以来右営業致度者ハ陸運元会社へ入社、ハ合併候與、又ハ其規則資本等詳明具状シ、轄庁ノ調査ヲ經テ駅逓頭ノ免許ヲ可受事

大蔵省同六年六月七日

諸国飛脚ト称シ運送ヲ業ト致シ候者共、規則一定ナラサルヨリ渋滞又ハ紛失ノ弊ヲ起シ候ニ付、御詮議ノ上別紙ノ通御布告被下旅此段御伺申候也

指令六年六月二十八日

伺ノ趣第二百三十号布告相成候條、出願ノ者有之候ハ、調査ノ上聞届可申事

出所：『法規分類大全 第59巻 運輸門〔1〕 (第一編)』

### 史料 1-2

「殖産興業ノ為ニ盡カシタル事跡」 昭和3(1928)年

駅政は幕府時代ノ問屋ヲ以テ傳馬所又ハ人馬継立所ト改称セシ、其事務ハ依然トシテ旧問屋役又ハ宿役人等勤務スルヲ以テ、商人貨物取扱ニ対シテハ依然賄賂ニ依ラザルベカラズ。多数荷物ノ運送ニハ勿論、僅カーニ駄ノ少数ト雖モ毎駅継換ヲナスヲ以テ、例ハ東京ト信州小諸間四十二里余ヲ、通常三十日乃至五十日ヲ要セザレバ到着セズ、甚敷ニ至ツテハ其餘幾日ヲ要セシヤ計リ難シ、之ヲ十二三日乃至二十日間位ニテ到達セシムルニハ荷物ニ宰領ヲ附シ、毎駅傳馬所又ハ人馬継立所へ進物ヲナシ、低頭平身シテ依頼シ、剩ハ該所帳附、馬指等へ酒代ト称ヘ賄賂ヲ贈リ、尚駄賃錢ハ急ギ荷物ト称シ、多額ノ割増ヲ貪ラレ漸々到達セシモノナリ。又二里乃至五里位ノ距離ヲ駅外馬夫ヲ以テ荷物ノ運送ヲ為ス時ハ、其ノ通路宿駅ノ傳馬所又ハ人馬継立所ニ於テ、口錢、庭錢或ハ刎錢等ヲ取立ラレ、其他賄賂ノ有無多少ニ依テ取扱ニ非常ノ差等アリ、商人ノ迷惑名状スベカラズ、其弊習幕府時代ト更ニ変ルコトナキノミナラス、幾分悪習増加ノ感アリ、キコニ於テ(小山五左衛門)氏ハカ、ル弊習ヲ打破シ、各人ノ利便ヲ保タンコトヲ深々感シ、中牛馬会社ナルモノヲ組織シ、総代ヲ以テ駅逓寮へ建議セシニ、明治五年二月同寮ニテ採用セラレ、同年七月長野県庁ヨリ開業シ許可セラレタリ(後略)

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「小山五左衛門事跡書」

### 史料 1-3

中牛馬並郵便之儀ニ付御依頼申入候書面(表紙)

今般駅逓御寮ニおみて中山道筋郵便馬車御取建、各方江御委任、会社御取開相成候趣承知仕候、就而ハ信州表之儀ハ山国ニ而水路不便之地ニ付、従前陸船与相唱へ、二中牛馬之組合村々、明和元申年御裁許之節、六百七十八ヶ村有之候処、追々相増候故、至当今日ニ至而ハ凡二千ヶ村与より見積、牛馬数殆ど三万疋ニ御座候間、自国往還筋者勿論、在々僻地ニ至迄も無差支運送仕、其他尾州名古屋・三州岡崎・越後高田・甲州府中・上州高崎迄も運送致来候間、可相成ハ其御会社江組合、高崎御会社江合併仕、馬車ニ而東京より高崎迄

御下し之荷物ハ中牛馬二而、信州其外他へ駄送仕、信州路より中牛馬を以高崎迄差送り候  
荷物ハ馬車二而東京江御運輸二相成候ハらハ、御互二荷物之便利二モ相成、殊二郵便御用  
之儀モ高崎より先二先ハ中牛馬組合二而相勤候得は一層御便利二（と）も可相成、勿論御  
規則筋堅ク相守、在々辺遠鄙之場所迄も無相違御相達候之様罷成候ハハ、公私之便利無此  
上儀与奉存候間、従前中牛馬組合之者江、更二郵便御用二被 仰付被下置候ハハ、別書規  
則書出之通、便利之地江会所取建、御用弁は勿論、売荷並二付書状等二写と至迄不都合無  
之様取締仕且同牛馬等も不取締無之様最寄会社より鑑札相渡、年々増減取調候、御冥加等  
も牛馬一疋二付一ヶ年銀二匁ツツ御差函二随ヒ上納仕度致奉存候。依而別紙私共申合規則  
書並明和度旧幕府より書下ケ二相成求候書面之写共等相江添、別紙駅逓御寮江本奉建献言  
奉候。

兼而御会社江郵便馬車御委任被為在候廉を以、右建言書御執達ハ勿論、何卒別此段之事情共此、御会社よりも御建白被成下置度、高崎御会社江合併之儀御許容、頃年頽廢之中牛馬再興連綿 永続仕、信州一ヶ国運搬便利二相成、諸物産出進、御一新之際御国益之一端二モ相成候様、諸事御周旋被下度、組合総代一同連印ヲ以、後日の為確証此段御依頼申入候、

以上  
壬申正月

信濃國中牛馬  
総代

元岩鼻県支配所武州児玉郡本庄宿  
為谷三十郎  
元伊奈県支配所信州筑摩郡潮山中村  
瀧澤定衛  
同支配所同州同郡明科村  
岩淵曾右衛門  
長野県支配所同州佐久郡面替村  
茂木半五郎  
元松本県支配所同州筑摩郡伊深村  
大久保政吉

駅逓寮御管轄馬車会社  
御中

出所：上田市立博物館所蔵「伊藤九右衛門家文書」

#### 史料 1-4

##### 馬車会社より添願書

信州筑摩郡伊源村大久保政吉、同州佐久郡面替村茂木半五郎外三人、中牛馬組合総代として、今般其 御寮江中牛馬規則相改更加上納仕、高崎より先々郵便御用被 仰付候ハバ、開化信歩之御一助とも可相成候、建言仕度候処、不案内之儀も有之、且ハ私共社中郵便馬車共御用被 仰付候旨及承可相成候処、社中江組合高崎より先々信州路郵便御用向中牛馬二而為勤候、且馬車荷物信州之外江運輸之分高崎より、中牛馬より継立、中牛馬も高崎江駄送仕候分馬車二而東京江運輸相成候ハ、相互二便利二可相成間、諸事ノ取扱相頼度旨、別紙之通依頼申出候二付、篤与談判仕候処、信州之儀者、余国無比之山巒峻岨之地二為、更二水路之便無之、牛馬之運輸而已故、駅馬を以宿二継替候得者、延着仕候而已ならず、屢附替候二附、産物二至るも損品二おみて書下り有之候、規則並二駅馬不相用附通シ之廉

を以、産物品柄二より宿方江口銭差出シ候定メも有之、積年中牛馬組合者街道筋ハ勿論、在々僻遠之地迄も運送差支無之、寒村貧民之助成共罷成候処、近来外国交易御取開以來、新産物も相殖候処、当今者明和度書下二掲載無之品之趣を以、中牛馬二て駄送仕候儀、故障致多分之諸雑費相遣候向も有之、又中牛馬稼仕候ものも心得違にて規則不相用者も御座候二付不得止荷主共、駅々相對を以、繼立候ハ、賃銭多分相懸り、其上人馬差支候節ハ一日二三四里ならでハ、駄送不相成、加之二山中野原等二而附替致候よ里、破損又ハ間違も出来仕商人荷物二至リ候てハ、猶更自俣二取扱ヒ、荷主共難渋仕候二付、運輸便利を失、御趣意二相悖り候儀不少、就而ては為取締樞要之地江会所取立鑑札等渡置、荷物ハ八尽ク送り状二相添候得ハ、途中附替之弊無之、万一紛失品等有之候得ハ会所二おみて篤も穿鑿仕り自然相分兼候節ハ、弁金仕候事二罷成候得ハ、荷主とも安心仕荷物出進随テ、中牛馬相稼候ものも、活計も相立貧富農商共便利ハ勿論、国産潤澤之基共罷成候テ、殊更近来駅馬御廃止二付、宿二差障も無御座候儀、口銭等ハ従前之通り差出候ハ、却而宿為とも罷成候儀故、此迄之規則二き一層嚴重二取締相立一己之利を難生、国中之便宜二相罷成候様仕度就而ハ郵便御用向高崎より先々ハ中牛馬組合之者江合併被 仰付候ハ、御規則二遵ウ如何様も無差支日限御定之通無相違御用相勤、右余光を以中牛馬規則之行駅盛業可仕趣。逐一尤之筋とも相聞得る其上信州一國郵便御用右組合之者ハヒ 仰付得ハ、加能越上甲迄も牛馬稼之者御座候間、右を以御用向御便利二可相来見込も御座候、私共開業相願候馬車荷物も相殖諸事都合も宜処儀にと等奉存候間を本得〇間、中牛馬組合建白書之趣採用相成迅速御布令被為在候方可然るべき二奉存候、依之により私共迄差出候依頼書相添此段奉申上候以上、

壬申正月

御管轄馬車会社総代  
同社長

市川守身  
河津稜威

駅遞御役所

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 1-5

### 「中牛馬並郵便之儀建言」

謹而奉建言候者、御一新以來、海陸運輸之便追々御世話被為在、僻在荒陬之地迄茂瞬息確信ヲ得攬時之荷物送達二相成、御国内物価平準を得候様罷成候段、上下之幸福無此上儀与難有奉存候、就而者私共社中往古より中牛馬与相唱、組合之内二而荷物運輸罷在、既二明和度旧幕府二おみて裁許書下ケ有之、無滞渡世罷在候近来記録茂不被相行儀モ有之、又者宿駅二おみて無謂諸雑費相懸リ難渋仕候儀不少候故御趣意二相悖、御維新以來都而運輸不便二至リ候段歎ケ敷奉存候間、社中一同申合更二別紙規則書之通取極、牛馬惣数應シ鑑札相渡、荷物送状等会所々々より相渡、万一間違等有之節者会社二おみて引受遂穿鑿、紛失品等御座候ハハ是又会所二而相償候様仕候ハハ、荷主共安心仕荷物モ出遣シ随而物価も下落可仕、右二付牛馬稼之物より連月壹疋二付銀弍匁五分ツ、取立前書諸入費二遣払、右之内乍少分一ヶ年二牛馬壹疋二付銀弍匁ツ、上納仕度奉存候、然処今般其御寮二おみて郵便馬車御発行被成候趣二付、可相成者右社中江合併被 仰付、高崎ヨリ先々郵便御用向私共社中江為御任被下置候ハハ、信州壹ヶ国宿駅住還筋者勿論在々迄組合御座候間、右世話方之者ヲ以御規定通時間無相違差送、猶加・能・越・上・甲迄茂私共社中江組合罷在候者御座候間、右国々迄茂郵便御用御差支無御座候様罷成、御趣意貫徹可仕哉与奉存候、右者愚昧之見込御座候得共従来之職業二茂御座候間、御用便之一助共罷成候ハハ組合一同難有仕合奉存候、依之規則書並明和書下ケ写相添此段奉申上候、以上

信濃中牛馬  
總代  
元岩鼻県支配所  
武州児玉郡本庄宿  
為谷三十郎  
元伊奈県支配所  
信州筑摩郡潮山中村  
滝沢定衛  
同県支配所  
同州同郡明科村  
岩淵曾右衛門  
長野県支配所  
同州佐久郡面替村  
茂木半五郎  
元松本県支配所  
同州筑摩郡伊深村  
大久保政吉

駅逋寮  
御役所

出所：上田市立博物館所蔵伊藤家文書「中牛馬並郵便之儀建言」より

## 史料 1-6

### 中牛馬会社

- 一 中山道筋信州追分ヨリ越後新潟加州金沢迄者、毎宿郵便御用取扱所当寮ヨリ別段可申付事  
但其宿之都合二寄り、其会社江申付候儀モ可有之事
  - 一 前文通筋以外各地江之郵便御用取扱方者申立之通、其会社江可申付事
  - 一 郵便継立方並差立配達方共総而当寮之差図二随ヒ、総而之取扱方規則二不触様屹度相勤可申事
  - 一 脚夫賃銭並配達賃共相当之定ヲ以可相渡候間、夫二取調可申出事
  - 一 書状集箱並行囊其他提灯等之用品者夫二相当之価ヲ以製造イタシ置、仕払帳ヲ以代金相下ケ可申事
  - 一 郵便切手者頭取有之会社毎江相渡候間、其最寄駅村者区分致シ、其会社ヨリ下取扱所江相渡シ置可申事  
但手数料者定式之通被下候事
  - 一 郵便諸勘定之儀者、毎月四日限り其区之頭取会社二而精算致、当寮江可差出事
  - 一 会社頭取者二至ル迄郵便御用相勤候者都而姓名宿町共巨細相認、且印鑑相添、当寮江可差出事
  - 一 諸会社二付不束筋有之候節者会社総体之落度タルハク若負債等有之節者勿論総体ヨリ弁償可為致事
- 右之通郵便御用取扱方申付相当上者、郵便切手無之書状ヲ業トシテ、一切取扱間敷旨会社一同江不洩様可申達事

但若シ私二賃銭ヲ請取取扱候儀有之候節者屹度咎可有之事

附荷物送状並添書之類者格別之事

壬申二月

前島駅逓頭

右之通被 仰渡一同承知奉畏候依之御請書奉差上候仍如件

壬申 二月十日

元岩鼻県支配所武州児玉郡本庄宿

為谷三十郎

元伊奈県支配所信州筑摩郡潮山中村

瀧澤定衛

同支配所同州同郡明科村

岩淵曾右衛門

長野県支配所同州佐久郡面替村

茂木半五郎

元松本県支配所同州筑摩郡伊深村

大久保政吉

駅逓寮

御役所

出所：上田市立博物館所蔵伊藤九右衛門家文書より

#### 史料 1-7 中牛馬会社申合規則 十一番組会社

申合規則

- 一 郵便御用之儀ハ大切ニ相心得、宿駅ハ勿論在々村々ニ至迄時間相違ナク逓送相勤可申事
- 一 牛馬凡三万匹ノ見積リ  
一匹ニ付一ヶ年金ニ歩ツツ鑑札手数料取立申ス可事  
総金高一万千両也  
右金子ヲ以、税額並ニ建白以來諸入費且仮会社分社取立方筆墨紙其外都テ費用遣払致ス可シ、初年ノ儀ハ入用高多分故ニ積金ニ可相成見込無之不足ニ候ハ、其頭取中ニテ取替置明年積金ノ内ヨリ請取ル可シ、尤積金其外金件ノ儀ハ別シテ、一己ノ取計ニ禁止致可申事
- 一 追々中牛馬組合相望者ハ長副一等頭取等評決ノ上可、然儀ナレハ、其旨御伺ノ上合併結社致シ可申事
- 一 中牛馬一人ニ五匹限ト相定、年々各社ニ於テ鑑札相改銘々江相渡シ可申事
- 一 荷物一駄三十貫目ト相定シメ可申事  
但シ一里ニ付賃銀四匁ト相定ヲ置、尤平陸ハ可成下直ニ相定、又険阻ノ地或ハ雪中ニテ牛馬不通ノ場所ハ人足ヲ以運送ス可シ、都而賃銀ハ実地取調ノ上相定シメ可申事  
附リ年柄ニ依テ増減可有之事
- 一 万一荷物相損シ、又ハ紛失等都テ間違有節ハ、会社ニ於テ荷主工賃ヒ毛頭迷惑ニ不相成様取計ヒ可申事
- 一 牛馬士不慮ノ災難アルカ、長病ニテ五十日以上ニ到リ活計相立申サス、御年貢上納仕兼誠実苦心ノ者ハ積金ヲ以救助致可申事
- 一 毎年十二月晦日迄ニ鑑札増減相改、鑑札料取立、翌年正月二十五日元会社ニテ集会鑑札料相納メ、鑑札員数請取、夫ヨリ各会社ニテ牛馬士江可相渡事
- 一 万一非常ノ節ハ、御用品並ニ諸書類ハ勿論、預リ置ノ諸荷物等持出シ方ノ手配常々心



カケ置可申事

- 一 社中遠路相隔ト雖、相互ニ嫌疑ヲ省キ或ハ無謂蔭ノ讒言或ハ人ヲ嘲弄スル事ヲ禁止シ、交際清親睦ニ致シ、誠実ヲ貫キ、運輸便利専用トス可シ、若不和ノ者ハ理非紛明集議ノ上、社長工申立脱社致サス可事  
各社ニテ若異変アラハ、実否相紛シ、長副及各社工迅告ス可シ、且諸物価格別昇低アラハ、右同様タル可事  
但シ事柄ニ寄長副頭取之内出張集議ス可事
  - 一 長副頭取ノ内ニテ臨時見廻リ可致事  
但シ巡廻入用ハ、社中割合ヲ以取立申可シ、長副及一等ノ者、一日二金二分ツツトス可事
    - 一 諸荷物賃銀ハ定ノ外、増賃銀取立相渡ス間敷、並陔阻雪途ハ格別トス可事
    - 一 牛馬士若川支ヒ等ニテ長逗留ニ相成、三日迄ハ牛馬士自分入費、三日以上ニ相成ラハ、其ノ村役人ヨリ其旨ノ書面ヲ〇受、最寄分社工届ク可シ、然上ハ牛馬士旅籠料ハ其各社ニテ余荷遣ス可シ、牛馬荷物等ノ入費ハ、其旨送り状ニ記シ、荷主ノ費用トシ、荷着ノ方ニテ之ヲ請取可事
  - 一 牛馬士共工会社ヨリ觀察相渡置キ、取締ト致スヲ心得違御威光ケ間敷之レ有リテハ、相済マス都テ規則ヲ相守、常々申渡ノ通嚴重相慎マセ、鹿之レナキ様、尚入念申付置可事
  - 一 会社ニテ取立金ノ内諸給料入費差引残り金会社ニ預リ置、費用余荷等差支無之様備置可事
  - 一 右金子取調見廻リノ節、万一蜘蛛有ル者ハ猶豫ナク、辨金致サス可事
  - 一 中牛馬下世話ノ儀ハ、宿付共其都合ニヨリテ区分シ、世話方致サセ可申事
  - 一 起立勤仕ノ者、退役ノ後八十ヶ年ノ間会社年々積金ノ内二分ノ割ヲ以受取可申事
  - 一 社中役人ノ儀ハ追テ確定ノ上、御届可申上事
- 右之通規則草稿仕候間、此段奉伺候以上

明治五年壬申二月十二日

中牛馬会社総代  
為谷三十郎  
滝澤定衛  
岩淵曾右衛門  
茂木半五郎  
大久保政吉

駅逓御寮

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 1-8

「中牛馬会社定款」 明治5年8月

広く衆力を協合して運輸便利を研磨し、産物出進物価平準し、公利を共に起こさん事を謀らんと此会社を創業する為に、茲に同意の者郵便馬車会社江合併之儀依頼申入多蓄之儀故、同社より添書を以健白致御採用相成、更に壬申八月東京馬車会社に求めて左之条件を決定せり、

### 第一条

此会社之儀ハ十六所を設け中牛馬会社を唱合し、物価附運ハ元發送状の宛所まで率

通しを以本業とすべし、

但し附越候節ハ其通る処の会社にて送状に  
改印加ふへし、其地方卸入荷物も同様取扱ひ可致事

第二条

当会社ハ追而土地便宜ニ随ひ元会社を決定するまで別紙地名録に記す事十六所を以  
会社となす、然れとも是より以往会社之都合によりて分社の数を増減する事有之事

第三条

牛馬一疋に付一カ年銀三十目ツツ、手数料にて一疋鑑札一枚、相渡可申事

但し税額御確定の上ハ本文手数料之内にて上納可致事

第四条

牛馬増減年々二月中前年の総数取調、三月中駅逄御察へ御届可申上事

第五条

右総計税額上納の余金を以社中人員給料並諸入費引去、其余社中積金とし県庁又ハ豪  
富の者へ御預ヶ、遣払等県庁へ申立御検印を可受事

第六条

諸給料の額社中一同衆議之上決定シ、社長・副長・一等頭取評議之上、各所分社ニ於  
て支給すべし

第七条

社中之公評により入札法を以社長・副社長各一名、各社に頭取、副頭取各一名を薦挙  
すべし、故に公選入札法を以選挙以外ハ何等の人も前に掲る会社之役人と不相成事  
但し頭取以下人員会所の繁閑に依て増減なす共、衆議之上不可有妨事

第八条

長・副及頭取等ハ四カ年を勤仕して其職務を免し、更に社中之公撰を以後代之者を薦  
挙すべし、尤社中之望に依てハ幾年を勤続する者ある共妨なかるべし

第九条

長・副・頭取等之役員を選挙し、其他事務を決議するため毎年二月下旬元会社ニて集  
会すべし

但し元社を置き候までハ各県年番会社与総代之者互に集会すべき事

第十条

長・副其他之役配決定之上ハ、其見込に従て分社最寄之便宜を謀り、一番より十六番  
迄番号区分し、各運輸荷品送り状相改、改印を加へ纔も猶予無之運送専一にすべし  
但し会社一、二ノ番号ハ道程之便宜ニ随ひたるまで敢て元社・分社ニかかわる事なし  
送り状印

表 朱印

許	中	官
何	牛	
州	馬	何
何	会	番
所	社	組

裏 改印黒

	中	
	牛	何
頭	馬	番
取	会	組
	社	

第十一条

追而会社造立迄当分仮会社にて其事務所ひ便宜に従ふべし、

第十二条

元社・分社建築の費用及非常入費等ハ各社にて取扱置、集会之節長・副等評決之上会

社積立金之内を以これを可渡事

#### 第十三条

社長・副長ハ社中申合規則を保護し、他会社之事務を分課する権有るべし、且規則法方ハ須らく此定款に抵触せざる様注意すべし、若不得止変更する事有らハ社中決議之上駅逡察へ可申立事

#### 第十四条

総て社中之衆議を決するハ、社中三分之二以上之同論に従ひこれを決定すべし、若会議に当たりて自分出席し難き者ハ書面名代を以托するを得へし  
但し自分出席せず決議の後其事を可否論すべからず、若又出席するとも惟黙して其説を吐かずして決議の後異論すべからず

#### 第十五条

総て社中の者此定款之旨趣を背き、又ハ申合規則に遵ハざる事あるハ、長・副及頭取會議を以て其科に従ひ相当之罰金を命じ、且社中を除くへし、

#### 第十六条

長・副以下此定款に悖り私の所為有之か、又ハ申合規則之事に怠るか、これに悖りこれに怠る者あるを宥過する等の事有れば、社中三分二以上の衆議に従てこれを糾正し、其罰を定めて後代を選挙すべし

#### 第十七条

会社諸簿冊記載の方法、文書の体裁及諸入費計算出納の規則等ハ、都て長・副の考え按に従ひてこれを定め、常に其式を聞緊要の件ハ長・副及其取扱ひし者検印して後証に供すべし

但し尋常応答の文書ハ勿論会社の名目を以此これを行ふべし

#### 第十八条

会社にて一の社印を製し、都て文書に会社の名目をを用る事あるハ必社印を押すべし、尤公の申牒又ハ契約等の書面にハ長・副及其事に関する者の名印を加ふべし

#### 第十九条

会社及分社費用ハ勉て省略を旨とし、節儉を以これを行ふ、若会合有之とも一汁一菜・湯茶・薪炭ノミ会席入用とすべし、会社・分社集会又ハ小集あるにも空心凌のミ尤禁酒也、若犯す者あらハ速二其社を除き其科に従て相等之罰有ハシ

#### 第二十条

各社頭取及手代等若牛馬土と馴合、奸偽の所為あるを知せし者ハ速二長・副に告達すべし、若これを下覆ふこと後日発見すれハ其為過せし者も同様之罰あるべし

#### 第二十一条

万一長・副等社中のこと紛争生し、理解して判定する能ハざる事有ハ、社外の者に就て取扱人兩名以上を撰ミて、其説に従ひ其爭議を了すべし、若了する事能ハざるハ官許を仰ぎ、御定款と申合規則とによりて公正決判を受くべし

#### 第二十二条

諸運送賃銀増減有之節ハ御伺の上取極可申

#### 第二十三条

此定款ハ社中の集議によりて何時二てもこれを改正するを得ベシ、尤其改正之條款ハ駅逡御察之公認を得てこれを可定之、

但 申合規則ハ此定款の趣旨に遵って、定むる者にて、別に公認を要さずと言と共、若公に關係する事ハ等しく本条之順序に従ふべし、

右所定の規則を以一カ所元社を定め、社長・副長公撰至当之人を得るまで権に一臆

ツツ、社中を区分し、頭取中より年番差定め前二掲るヶ条を保護し諸事無理裁すべし、尤新議変更等ハ各県会社申合衆議一定之上取行候、或ハ諸届諸伺筋ハ評議元より東京馬車会社へ託す可シ、且權行之法区々二不相成、取締向並會計筋疑惑無之為メ、各県下会社より毎年總代として頭取集会し諸般を議す可し

但し各県社中之儀ハ県下ヲ限らず、新旧不倫広く衆力を合て運輸便利主とすべし、此条当壬申八月、下モ二掲ル人名東京馬車会社二集会し、駅逋御寮ノ御差函二仍而馬車会社社長・副長等合議シ、權二方法ヲ設クルト雖追て元社ヲ定メ、社長・副長ヲ撰ムニ至リテハ本文に従事ニシテ此条を刪去ル可シ、

右之条々取極タル証拠トシテ各姓名各自書調印仕、仮定款四冊の内三冊ハ御検印奉願上、之ヲ群馬・筑摩・長野之県ニ区分シ夫々会社江藏メ置。壹冊ハ奉呈仕置他日之保証ニ供シ候、

壬申八月（明治五年）

入間県管轄	武州児玉郡本庄宿	為谷三十郎	印
	東京通4丁目九番地借	岩淵善右衛門	印
長野県管轄	信州佐久郡小諸町	中村幸兵衛	印
筑摩県管轄	信州筑摩郡松本	倉品七郎	印
同	同州伊那郡飯田町	奥村収蔵	印
同	同州諏訪郡下諏訪村宿	岩波芝吉	印
同	同州筑摩郡塩尻宿	平林彦太郎	印
同	同州同郡福島駅	松本市郎左衛門	印
同	同州安曇郡大町駅	伊藤十一郎	印

右之通私共立会遂集議定候相違無御座候也、

郵便馬車会社	社長	河沢稜威
同	副長	田中畑三

右之条件本款議定之日迄權宜承認致シ置候事

但 本款者本月ヨリ十二月を限相定候様致事

壬申八月 駅逋頭 前島 密 印

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 1-9

乍恐以書付奉願上候 1873年

私共会社之儀壬申二月中蒙御官許追々盛行二相成難有仕合奉存候、其際上州元群馬御県下之儀ハ開業相成候処、筑摩御県下大久保政吉外二人不束之儀二付右社江關係不相成旨同御県ヨリ被 仰渡心配罷有候処、昨八月中同御県下松本町倉科七郎外五人之もの出京仕私共江面会之上申聞候ハ今般御県御選挙ニテ東上候間中牛馬会社規則口見之上相談仕度旨申之候ニ付規則相渡、種々及談判候処双方心得方行違既ニ破談ニモ可及ト也、馬車社長河津稜威及種々取扱致シ共其上於御寮も双方江御説諭相成下置候ニ付、蒙御許可候、規則書之通ニテ熟談行届更ニ定款自書調印仕御検印奉戴、当三月中各社集会之上社長並ニ副長頭取ト入札ヲ以選挙可致筈ニ付、集会之場所並日限取定且牛馬鑑札取調納御伺可仕段、当二月十一日郵便ヲ以、築テ御管下会社江申遣候処、更ニ有無之ニ付、三月中又御会議但し遣候共、是又返書モ不来候ニ付、右始示河津稜威江及相談候処、同人御申口候ハ、拙者ヨリ掛合可遣候間、右報知迄差控可居在与申事ニ付、任其意打過居在候処、去ル三月中河津殿ニモ死去、御致社中一同驚愕仕候。是迄同人存生中者百事相談仕、總テ指揮ヲ請居在候

処、亡後社中一同当惑仕居候江共、連引仕候テ八奉口、御寮一同奉恐入候二付元群馬長野  
元柏崎三口県下之分別紙牛馬員数取調書之通書足二付金三錢五厘ズツ税額、昨壬申分今般  
上納仕以来、年々右同様上納仕度奉存候間、御決議相成下置候様此段奉候以上

明治6年7月25日

熊谷県長野県元柏崎県三御県下中牛馬会社

総代 越後関川会社 森〇助

信州小諸会社 小山五左衛門

上州高崎会社 岩淵善右衛門

河津祐利

為谷三十郎

駅逓寮

右同出之儀長野県東京出張所江小山五左衛門ヨリ届差出候也

書面其会社税額之儀ヲ同之通牛馬共一頭二付三錢五厘ズツ税納之積リ確定ト条昨壬申年  
分税納可致尤上納之儀ヲ其管轄庁江上納ト可相心得事

明治六年酉九月二十三日

駅逓寮 前島密 御印

出所：上田市立博物館所蔵伊藤家文書

## 史料 1-10

明治六年三月 筑摩県権令宛陸運・中牛馬両会社合併規則許可願 (1873年)

(表紙)

「陸運会社 中牛馬会社 合併規則書」

陸運会社 中牛馬会社合併規則

今般運輸便利之為、中牛馬会社取立之義御許可二相成候二付、筑摩県御管内一般陸運会社  
与合併方法相立候規則左二決定セリ、

### 第一条

一 陸運会社之人馬者左雛形之通鑑札相渡置奉候事(雛形略)

### 第二条

一 耕牛馬ヲ除之外荷物運送相稼度者ハ、別紙区分之会社江申出社入いたし、牛馬書足二  
付手数料金三十錢宛差出、左之雛形通鑑札請之所持候事(雛形略)

### 第三条

右鑑札所持之者者宿々荷物附通候共、口錢一切差出二不及旨兼而御布達之通候事

### 第四条

人馬無鑑札二而荷物運送稼一切不相成候事

### 第五条

諸荷物継立之儀者会社江申込御着順二随ヒ継立可致事

### 第六条

早追 或八昼夜兼行、其他多分之儀継立有之節、御案内状御差出相成候ハ、本道之分、  
中山道 甲州西街海道 伊那街道 北国街道 保福寺宿共 飛州益田街道は、無賃ニテ  
継送り可申事

但、脇道之義は、相当之賃錢可申受事

### 第七条

陸運会社諸荷物目方七貫目迄ヲ人足一人之度与定、是より相増候分者左之割合ヲ以テ増  
賃錢受取申候

但 七百目ヲ人足一人一分増、七百目以上一貫四百目迄ヲ人足二分増、其他是二準増賃銭受取候事

#### 第八条

一陸運会社ニテ取扱候馬荷一駄四十貫目ヲ度与定、元賃銭十六倍之割合ヲ以賃銭受取候事

#### 第九条

一中牛馬会社ニテ取扱候諸荷物、壹駄三十二貫目ヲ度与定、別紙賃銭表之通ニテ継送り候事

但し、荷品寄定賃銭より減少相成候儀者、此限ニあらず

#### 第十条

早追者低賃銭之七割五分増、夜継之分五割増賃銭請取候事

#### 第十一条

通常人馬継立之分五割増賃銭請取候事

#### 第十二条

陸運会社ニテ取扱候人馬者御旅行之都合ニ寄前後二、三駄（駄か）宛継越候共、差支無之定賃銭ニテ継立可申、且又陸運会社人馬ニ限リ鑑札所持之者共与途中替荷差支無之候事

#### 第十三条

陸運会社都合ニ寄二人扱之荷物を一人ニテ運送可致候事

#### 第十四条

会社都合ニ寄駄荷ヲ車ニテ継立候義も可有之、尤賃銭者駄荷之定ヲ以請取候事

#### 第十五条

宿籠損料之義者一里迄者金一銭、一里以上者一里三厘二毛之割合ヲ以損料御扱可被成候事

#### 第十六条

鑑札所持之牛馬士・人足共、旅人江对万一不法之所行等有之候ハバ、会社ニおみて屹度取糺可申候事

#### 第十七条

陸運会社鑑札之義者宿々ニ於テ相渡候事

#### 第十八条

北国西街道 松本町 伊那街道 飯田町 越後街道 大町 中山道 塩尻駅 中山道  
下ノ諏訪駅 伊那街道 松島駅 同断 高遠 中山道 福島駅 飛騨国 高山町

#### 第十九条

一筑摩県御管内信濃国中山道・甲州街道・伊那街道・北国西街道其他ハ脇往還共四十四駅、  
飛騨国益田街道八ヶ駅、陸運会社合併中牛馬分会社与相定候事

#### 第二十条

会社並分会社位置之儀、尚取調之上不都合等有之候得者増減更換等相成候筈ニ候事

#### 第二十一条

諸荷物運送致度者者其最寄会社・分会社之内江御申込相成候得者、定賃銭を以速ニ運送可致候事

#### 第二十二条

中牛馬会社江荷物差出候得者、荷数貫目等相改送り状差出申事

但 手数料一駄ニ付金一銭宛荷主より請取可申事、尤一駄未滿之分も送り状一通ニ付同断受取候事

#### 第二十三条

一諸荷物牛馬士之都合ニ寄幾駅ニ而も附通シ候共差構無之候事



第二十四条

牛馬等荷物附出候節何方迄送候哉相糺し、申立二任セ送状可認、猶又繼替宿二おみて前同  
様牛馬士相糺繼替宿承り、前送り状江書記加印加致事

但 送り状名当違之宿駅二而繼替候義者不相成候事、尤病氣其外何等無拋節者最寄本  
文会社江申込候得者、差函ヲ致し不都合無之様取計之事、下諏訪より和田之間山間峠路  
二而雪中者勿論風雨等二而附通し難相成節者、東餅屋二て繼替取計候事、其他難路準之、

第二十五条

荷物敷金与唱荷品代金並駄賃立替候義者、分会社二おみても会社同様取計可申事

但 立替難相成宿々八分会社相省キ可申候事

第二十六条

右荷物立替金利足之義、会社荷主示談之上取極メ可申事

第二十七条

牛馬増減年々二月中取調、三月中御庁並駅遞察江御届可申事

第二十八条

中牛馬鑑札手数料之義、年々二月中分会社二於テ取立可申事

第二十九条

年々三月中九会社並分社總代之者集会、社中人員給分・諸入費等取調、御庁江申上御検印  
可請事

第三十条

会社・分社人員並年内給料等之義者、本支店並牛馬士總代等一同熟議之上取極候事

但 当今左之通二相定候得共、来ル二月集議之上一般会社確定候筈

(詳細略)

第三十一条

会社・会社共一体二社印ヲ製シ送り状等江相用候事

但 文信其外二者総而会社人名前相認、自印相用可申事 (印略)

第三十二条

送状手数料遣払之儀、仕訳書取調置御庁江御届申上候事

第三十三条

牛馬士之者共非常災難等之節者、会社談示之上積金之内を以救助可致事

第三十四条

会社・分社二而荷物差湊ヒ候節者、区之内牛馬士江申通次第罷出早刻荷物運送可致事

第三十五条

会社詰人員之内社法二悖リ候取扱致し、中牛馬士並荷主等迷惑之筋者、速二社中相省キ候  
筈之事

右之通社中申談示取極申度奉存候間、此段御許容被成下置候様申願上候、以上、

明治六年三月二十日

陸運会社中牛馬会社 松本町 倉科七郎印

同断 飯田町 奥村収蔵印

同断 下諏訪町 岩波芝吉印

同断 塩尻駅 平林彦太郎印

同断 大町 伊藤重一郎印

同断 福島駅 杉本市良左衛門印

同断 高遠町 池上庄太郎印

同断 松島駅 日野嘉衛印

陸運会社中牛馬分会社 中山道  
洗馬駅 本山駅 贄川駅 奈良井駅  
藪原駅 宮越駅 上松駅 須原駅 野尻駅  
三留野駅 妻籠駅 馬籠駅  
甲州道中  
上諏訪駅 金澤駅 蔦木駅  
北国西街道  
郷原駅 村井駅 岡田駅 刈谷原駅 会田駅  
青柳駅 麻績駅 保福寺駅  
伊那街道  
西小野駅 宮木駅 岡ノ谷駅 平出駅  
北殿大泉駅 伊那部駅 宮田駅 赤須上穂駅  
飯田駅 片桐大島駅 市田駅 山本駅  
下清内路駅 上清内路駅 蘭駅 駒場駅  
波合駅 平谷駅 根羽駅 御堂垣外駅  
四日市場栗田駅  
右各駅総代（人名略）

筑摩県権令 永山盛輝

陸運会社・中牛馬会社合併規則願之通聞届候条、荷物運送致シ候者ハ右規則ニ準シ可取扱  
様区内村々江早々可申通事

明治六年五月八日

筑摩県権令 永山盛輝

大区長

出所：松本市丸の内 松本城管理事務所所蔵「堀内家文書」『長野県史 第七巻交通・通信』318～323  
ページ

史料 1-11 明治八年六月 筑摩郡刈谷原駅等宛内国通運会社社則準拠継立方筑摩県達  
(1875年)

明治8年6月29日布告控

右駅村人馬継立之義、先般申立候内国通運会社協議之趣聞置候条、都而右社則ニ照準可取扱  
事

但 従来陸運・中牛馬会社合併ニ而運輸營業差許置候処、内務省七号達之趣茂有之、  
旁々自今通運会社方法ヲ以全管同一運搬之便相開キ候ニ付、以後中牛馬会社法ヲ以人  
馬継立物貨運送之儀差止候条、此旨添而相達候事

明治八年六月二十三日

筑摩県権令 永山盛輝

追而各駅村ニ而承知之上者請書早々可差出事

刈谷原駅

保福寺駅

会田駅

青柳駅

麻績駅

右駅々

出所：松本市丸の内 松本城管理事務所所蔵「堀内家文書」『長野県史 第七巻交通・通信』342 ページ

## 史料 1-12

以書付御届申上候

去ル六月中御届之上出京在候処本月五日帰国仕候間此段御届奉申上候以上

明治六年九月七日

小諸中牛馬会社小山五左衛門

長野県参事猶崎寛直殿

右者佐久御出張所江之御届出也

乍恐以書付御届奉申上候

小諸中牛馬会社小山五左衛門

先般在府社中ヨリ談合有之候間出京可致候様申来候二付佐久御出張所江御届之上東上候処別紙之通駅逕江寮江出願仕度東京御出張所江其毎度出願、御引済之上同御寮江出願仕候者此段御届奉申上候以上

右中別紙ハ税額同書並二荷物江附札才料（宰領）等願書也

明治六年九月二十八日

長野中牛馬会社

頭取 山極慎吾

小諸同

同 小山五左衛門

長野県参事猶崎寛直殿

以書付御届奉申上候

本年九月二十八日御届奉申上候牛馬税額之儀駅逕御寮江奉伺候処兼テ御採用之節御書下ケ二相成候通相当税額目的相互可伺此旨被 仰渡候二付七月二十五日牛馬一頭二付金三錢五厘税納之積奉伺候処左之通御書下ケ二相成候

書面其会社税額之儀ヲ同之通牛馬共一頭二付三錢五厘ズツ税納之積リ確定ト条昨壬申年分税納可致尤上納之儀ヲ其管轄庁江上納ト可相心得事

明治六年酉九月二十三日

駅逕寮 前島密 御印

右御届申上候以上

明治六酉年十月七日

中牛馬会社総代 和田会社 石合道範

上田会社 土屋恕平

長野会社 中沢与三右衛門

長野県参事猶崎寛直殿

乍恐以書付奉願上候

今般中牛馬税額同之通御許可被成下難有仕合奉存候就テハ速ニ税納可仕者勿論御座候へとも当社之儀ヲ是迄一種之私社ニ御座候故カ兎角牛馬士ニおみて心得違之者有之鑑札不請シテ猥リニ荷物駄送候もの有之等ニ相聞右者社員之注意不行届儀ニハ候へとも後來収税ホ之儀ニ付彼是相違候儀有之候ニハ深ク心痛仕候間。願クハ心得違之者為無之候、管内江一応之御布達相成下候様。偏ニ奉願上候以上

明治6年10月9日

中牛馬会社総代

土屋恕平

石合道範  
山極慎吾  
小山五左衛門

長野県参事榑崎寛直殿

中牛馬税額之儀昨壬申年ヨリ牛馬一頭二付一ヶ年三錢五厘ツツ御取立相成候二付右稼  
人之名前（名面）並牛馬之数とも詳細取調本月二十五日限り区長副江取纏可差出。尤税納  
之儀者其稼人ヨリ右会社江可相納儀二付相心得可申事

但無鑑札ニシテ荷物駄送候者有之ヤ二相聞甚以不相濟儀二付稼候ものハ必鑑札相請  
可申事

右之通相達候条其区長副ニおみて無洩可達もの也

明治六年十月十日

長野県参事榑崎寛直御印

出所：上田市立博物館所蔵「伊藤家文書」

### 史料 1-13

以書付御届奉申上候 1873 年

私共会社役配之儀頭取一名ニテ八不都合之儀有之候二付、副頭取一名差加ヒ度、昨壬申  
八月中在府社中ヨリ馱遞御寮江相願御決議相成、各御管下之儀モ同様改正仕候就而者、当  
御管下之儀モ是迄取締手代相勤候者右副頭取仕度候間。此段江決議相成下置度奉願上候以  
上

明治 6 年 10 月 4 日

長野県参事榑崎寛直殿

中牛馬会社総代  
土屋恕平  
山極慎吾  
小山五左衛門

出所：上田市立博物館所蔵伊藤家文書

### 史料 1-14

馬数調書簡扣帳 明治 5（1872）年 8 月

中牛馬定宿

第一区 軽井沢 追分

第三区 香坂 内山

第五区 北相木 （海瀬）

第六区 川上秋山 海尻 海ノ口 平沢

第七区 宮下

第八区 野沢 臼田

第十区 岩村田 塩名田

第九区 八幡

第十六区 長瀬

第十七区 長窪 和田峠餅屋

第十八区 武石

第二十一区 矢沢 大日向 軽井沢

第二十四区 浦野  
 第二十六区 坂本  
 第二十八区 矢代  
 第二十九区 松代  
 第三十四区 桑原  
 第三十六区 丹波島  
 第三十九区 福島村 仁礼村  
 第四十区 灰野村  
 第四十五区 中野村（町）  
 第四十八区 赤岩村  
 第五十五区 笹平村  
 第五十七区 山野新町（村）  
 第五十八区 小根山宿（村）  
 第六十三区 牟礼宿（村） 大古間宿（村）  
 第六十五区 柏原宿（村） 野尻宿（村） 浅野宿（村）  
 第六十六区 倉井村  
 第六十八区 飯山町  
 第六十九区 富倉村

右者宿村江定宿相設度尤も実地不都合之場所等者猶御伺之上 増減仕度 此段 御聞濟  
 被成下置候様、奉願候、以上  
 明治5年壬申8月

七番組中牛馬会社頭取 小林健蔵  
 拾壹番組同断 山極慎吾  
 四番組 町田吉五郎  
 三番組 小山五左衛門

長野県佐久御役所

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 1-15

中牛馬会社定宿入社之事 1872年

第一則

一 中牛馬定宿之儀者畢竟荷物取扱方大切之趣意二付各処人撰身元可然者相定候義二而  
 中牛馬会社下宿取設候儀者本人勝手次第之事。

第二則

行程之義者一日凡拾里位泊荷物壹駄二付為蔵敷錢貳百文ツツ為差出可申事。

第三則

一 牛馬士都合二寄荷物付替候節者定宿二而改越請可申候畢竟牛馬主勝手二寄定宿江送  
 り状書替手数相懸儀二候間壹駄二付為手数料錢百文ズツ馬主為差出可申事

但し途中二而小附荷物等被頼候節者、荷主同道最寄定宿江立寄改を請、荷主より適宜之  
 手数料為差出可申事

右之通り規則取極入社仕候、然上八荷物取扱之義八聊鹿弄之儀無之様、精々篤実差心得毎  
 事深切二可仕候、為其入社一札差入候処依而如件

明治五年壬申八月

何村

何之 謹印

中牛馬会社御中

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

### 史料 1-16

中牛馬稼社入人約定書 1872（明治5）年9月

一 川支之節三日以上二相成候ハ、其所宿村役人より書面賞請会社迄差出候、然上者三日以上之分当人之旅篋料会社二而余荷可申候、尤牛馬荷物二入費者荷主より為差出可申事

一 万一牛馬士之内、極難渋之者長病相煩且不意之災難等二而、活計相立不申御年貢上納仕兼候者有之候ハ、社中相互二補助致義者 会社備金ヲ以助成いたし、御上納差支無之候様可致世話候事

但金高並災厄之次第二依り年賦年限評議之上差定可申候得共、何れも無利足ヲ以年限通会社江戻入可申候事

一 牛馬定宿其最寄二て相立御用荷物者勿論賣荷多ク共若差湊候節者、会社より見込ヲ以配達方申談候間、聊遅滞無之様可致候事

一 牛馬吉疋二鑑札吉枚つゝ相渡宿駅二おみて中牛馬士通路筋ハ何方二おみても口銭等不差出通行差支無之候様、御免許被仰付候二付、税銀并会社手数料として、吉疋二吉ヶ年銀三拾匁つゝ毎年相納可申候事

一 前文御免鑑札相渡置候二付、若心得違いたし諸人江対し、御威光ヶ間敷儀有之候而者不相濟候。且酒色二耽リ喧嘩口論都而猥ヶ間敷儀無之様、急度相愼可申事

一 定宿之外於途中二、替荷附替等決而不相成、鑑札貸借等致候ハ、鑑札取揚中牛馬社中相省キ可申候事

中牛馬会社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

### 史料 1-17 山十生糸盗難一件 1874年

16日出入馬調

高崎馬士 助五郎、清吉 〆2疋

町 小原 赤坂

長作、権四郎、踏十、和助、助右衛門、善之助、条助、松作、民十、善七、鉄蔵、新馬太菊太郎

芝生田 与市、林作、己之助、八重吉、太二郎、太助、仲次、〇松

四谷 和吉、才次郎、廉蔵

諸村 文左衛門、長次郎、傳十

田中 十七八  
柏木 市兵衛、茂左衛門、由藏、定八、忠兵衛、八太夫  
後平 龜藏、  
井手 九左衛門  
森山 喜作  
瀧原 替次  
菱野 久作  
中○敷 秋太郎、定左衛門  
松本在 新村 源藏 一人  
七口村 善藏、外二 2 疋  
鼠宿 嘉左衛門  
宝○村 繼左衛門 儀左衛門  
塩野村 与兵衛、染二郎、半藏、万作、元作、伴藏、清二郎、○太郎、太吉  
八満 源八、定藏、伊十 平右衛門、初次郎 傳太郎  
藤塚 𠬞藏  
小布施 千代藏  
上田 佐平、源助、種作、森右衛門、与三郎、栄作、○松 今朝五郎、文二郎、作二郎  
佐○ 牛松 常作 種作  
面替 喜三郎  
和田 源藏  
広戸 ○吉、善之助  
小田井 定兵衛  
前田原 権平  
石峠 孝太郎、秋三郎、駒平、清十 実之助  
馬瀬口 与吉、治朗作  
三谷 茂太郎、嘉藏、治朗吉、常吉  
臼田 彦八  
三条 豊作  
沓掛 留藏  
芦田 任作  
発地 小四郎、民五郎外三四人  
大石 ○吉、徳藏、甚平  
加増 与助、吉十、万作、善四郎、善助  
𠬞  
岩村田 又兵衛、長右衛門、甚平  
新藏 、半平  
児玉 源太郎  
取出 龜藏

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「山十生糸盗難詫方記」より

## 史料 1-18

上田、長野頭取改員之事 1875 年

一 拙者儀上田町中牛馬会社頭取役相務罷在候処 近○多端二付難致勤務候間退○



此度御以来申候願○共該役御人選之義ハ幸二副頭取モ欠員二付御差支モ無之候事 正副頭取伊藤九右衛門滝澤助右衛門兩名御選挙為之義 是又御依頼候也

上田町中牛馬会社

頭取 町田吉五郎

明治八年亥 11月20日

小山五左衛門

中沢與左衛門

入社一札之事

長野県信濃国小県郡上町

伊藤九右衛門

拙者儀中牛馬会社惣志二付其御会社連入仕候処 明国也尤江上ハ社則遵守候事。此者勿論今後盛大振興ヲ旨トシ当分勉勵可致候 後日異議事無之一札差入申候処如件

明治8年11月11月30日

伊藤九左衛門

中牛馬会社社長

江夏千城殿

管内手代 小山五左衛門殿

入社一札之事

同県同国同所

滝澤助右衛門

右同文之事

中牛馬会社頭取交代

御届書

長野県第十一区六小区

信濃国小県郡上田町

第四番会社

元頭取 町田吉五郎

同国同郡同地 平民

頭取 滝澤助右衛門

同副頭取 伊藤九右衛門

右町田吉五郎儀開業以来当社頭取勤務所在候処近来家事多端二相成職掌難相務候二付今般同盟協議之上是迄副頭取欠員二付 更二正副頭取出面両面選挙交代仕候間此○御届奉申上候以上

明治8年12月

同元頭取 町田吉五郎殿

副頭取 伊藤九右衛門

頭取 滝澤助右衛門

管内総代 小山五左衛門

12月2日

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「明治8年 会社御用留」

史料 1-19

廻章

1875年

此度松代赤柴鉢山ヨリ銅荷東京江出荷二付 当社ヨリ倉賀野迄懸り左二

従上田至小諸 26 銭 但シ 4 箱 1 駄合計 45 貫位迄  
従小諸至松井田 68 銭 同断  
従松井田至高崎 28 銭 同断  
従高崎至倉賀野 6 銭 同断  
賃銭総計 1 円 28 銭  
外二 4 会社手数料 8 銭但し 2 銭宛  
2 口合計 金 1 円 36 銭  
右之通駅二賃銭相定輸出仕度依〇御相談申上候也  
12 月 12 日 上田街 中牛馬会社  
小諸、松井田、高崎 右御会社中

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「明治 8 年 会社御用留」より

## 史料 1-20

中牛馬会社貨物取扱規則・申合規則 明治 7 (1874) 年 12 月

### 第一条

当社ニ於テ物貨運送ノ依頼ヲ受ル時左ノ条款ニ因リ取扱フ可シ故ニ他日若ハ紛紜ヲ生  
スルトキハ都テ此規定ヲ以テ御談判可致事

### 第二条

荷造リハ極テ厳整ニシテ其量目封印ヲ正フシ且届先ノ地名宿所及姓名最モ精細綿密ヲ要  
スル事

但シ荷造粗糙ニシテ運送中其危ヲ保セサルモノハ貨主ノ立会ヲ以テ之ヲ安全ニ改造ス  
可シ尤其品ニ因リ相応ノ手数料可受取事

### 第三条

火薬其他暴性燃氣及濡汚ノ品ニシテ他物ヲ害ス可キ品物ハ嚴重其防衛ノ手当ヲ為シタル  
荷造ヲ為シ其趣ヲ当社ヘ報知ス可シ若其報告ノレ無キヨリ他ノ物品名ヲ損害スルトキハ  
貨主ヨリ弁償セシム可キ事

### 第四条

陶器及び硝子類ノ如キ破損シ易キ物品ハ運送ノ際破損ヲ防止可キ堅固ノ手当ヲ為シタル  
荷造アル可シ若シ然ラサレバ別段注意ス可キ破損物ナル旨ヲ報告ス可シ又手当ナク報告  
ナトキハ譬破損スルトキ会社ニ於テ弁償セサル事

但シ破損シ易キ物品ハ通常ノ受合切手一倍ヨリ五倍マテヲ貼用可致事

### 第五条

物貨受取渡ノ節其実品或ハ量目封印ヲ検査シ送状ヘ照シテ無異儀受取渡ヲナセシ後ハ其  
物品ニ就テ紛紜ヲ生スルトキ会社ニ於テハ一切関係セサル事

### 第六条

証書引替渡シノ約束ニサラサル物品ハ届ク可キ先方ノ宿所ニ於テ請取証書ヲ引換ニシテ  
渡スヲ則トス故ニ途中ハ勿論会社ニ於テモ正シク且満足ス可キ二人以上ノ証人ナケレバ  
決シテ之ヲ渡ス可ラズ又先払賃ノ物品ハ賃銭受取ヲサレバ必ス是ヲ渡サル事

### 第七条

物品送届ノ節受取人不在等ニテ再三之ヲ配達スルトキハ定賃銭ノ外一度毎ニ至当ノ配達  
可受取事

### 第八条

当会社ニ於テハ各地共荷物壹駄ニ付定賃ノ外ニ手数料トシテ金貳銭宛受取候事

但シ附通ニテ手数掛ケサル節ハ一切受取不申候事

第九条

危難受合料ヲ収メ其損失ヲ弁償ス可キ危難ハ遞送中河海山谷ニ落シ入レ之ヲ失ヒ或ハ損シ牛馬之蹶躓転倒ヨリ之ヲ破損シ及ヒ尋常出火ノ為ニ焼失セルニ可限事

第十条

当会社ニ於テ左ノ切手ヲ製造シ各地会社ニテ取フ荷物ハ危難受合料ヲ受取送状ヘハ總テ受合切手ヲ貼用スル事

但シ貨主ノ臨ニ依テ危難受合フ可キ約セサルモノハ其意ニ任ス可

切手雛形

受	中	危
合	牛	難
	馬	
	会	
数	社	数
所	扱	取

第十一条

危難受合料ハ左ノ表面ノ通其物品ノ元価ト遞送ノ里程ニ割合可受取事 単位（銭）

	5里以内	10 里以 内	20 里以 内	30 里以 内	40 里以 内	50 里以 内
金 20 円以内	1	1.5	2	2.5	3	3.5
金 50 円以内	2	3	4	5	6	7
金 100 円以内	3	4.5	6	7.5	9	10.5
金 200 円以内	4	6	9	12	15	18
金 500 円以内	6	9	12	17	21	25
金 1000 円以内	9	13	19	25	31	37
金 2000 円以 内	13	19	28	37	46	55

但シ五十里以外右ニ照準シテ増加ス可シ

第十二条

危難受合料ヲ収ルト雖トモ会社ニ於テ全ク受合ハサル危険損失ハ天地非常ノ禍災干戈騒擾ノ際ニ遭遇シ荷物防御ノ術ヲ失ヒ或ハ兇徒ノ奪掠ヲ受或ハ強盜ニ劫奪サル事等總ニ中牛馬士護送人ノカヲ尽シテ支ヘ能ハサル危難且左ノ兩款タル可キ事

第一遞送ス可キ道筋ノ雪川支或ハ強風雨及橋梁道路ノ梗塞ヨリ発着ノ期日遷延シ為ニ生スル損耗ノ事

第二荷物粗漏ノ荷造ニシテ其危キヲ保チ難キヨリ之ヲ認メ直サン事ヲ報知スレトトモ荷主ノ意トセサルカ或ハ強テ遞送セシムル或ハ破損シ易キ物ヲ防護ノ手当ヲ為サルカ或ハ之ヲ報知セス会社モ之ヲ知ラサルヨリ破損シタル損失ノ事

第十三条

天地非常及強盜等ノ危難雪川雪川支道路梗塞ノ淹滞ハ其地ノ区戸長或ハ社外ノ証拠人ニ名以上ノ証書ヲ以テ実地ノ現状ヲ証セシムル事

第十四条

危難損失弁償ノ方法葉其受合タル物品ノ元価ヲ通用貨幣ニシテ渡シ其正品ヲ以テセサル事

第十五条

弁償ノ金額二百円以下ノ小数ハ三十日以内五百円以下ハ五十日伊那い是ヨリ以上八百日以内ヲ限り物貨受取渡シ兩地之内ニ於テ払フ可キ事

第十六条

破損濡傷等ノ損失弁償ハ会社ノ都合ニ因リテハ其物品ヲ会社ニ引取元価總金額ヲ払渡シ或ハ広く入札ヲ以テ其売代金ト元価ノ不足ヲ可払事

第十七条

安全堅固ノ保証ヲ得タル弁償ノ金額当分金五千円ニ限ルヲ以テ平常各地ニ於テ受合金額一時合シテ此数ニ不可踰事

第十八条

各地会社ニ於テ一時ノ受合右五千円ノ数ヲ踰可キ大数ノトキハ直チニ其旨ヲ会社取扱所へ報知シ会社取扱所ニ於テハ速ニ其受合金額ヲ林吉兵衛へ預ケ 駅逓御寮ノ保証ヲ得テ後取扱可申事

右此条件社中ノ協議ヲ以テ確定シ 駅逓御寮ノ公認ヲ得候條会社ニ列スルモノハ皆能ク之ヲ遵奉履行シテ貨主ノ各位ヲ待遇シ互ノ安全ヲ保シ他日ノ紛擾ヲ防ク可キ旨最腹心致可キ也

明治七年十二月

中牛馬会社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 1-21

長野県為替方彰真社ト中牛馬会社ト荷物運送取扱ノ儀ヲ約定セシ故ニ左ノ件々ヲ結約セリ

第一條 彰真社ハ生糸其外荷為換ヲ取組其荷物ハ中牛馬会社江向運送可致事

第二條 中牛馬会社ハ右荷物之ヲ請取直ニ運送シ倉ヶ野川岸須賀善衛江送状日限通遅滞ヨリ受取証取置後日異論無之様注意可致事

第三條 中牛馬会社ヨリ倉ヶ野川岸マテ荷物運送賃其物品ト日限りニ依テ賃金ノ差等之アルニ付概ネ書目ヲ以テ予定スル事

左ノ如シ

生糸 生綿 壹駄目方四拾五貫目迄

此賃金貳円拾八錢也

但シ此内金拾八錢也弁償ノ補ヒ備置事

巢壳 太糸 生皮苧 壹駄

此賃金壹円九拾五錢五厘也

但シ此内金七錢五厘也 前同断ノ事

系繭 壹駄 目方四拾貫目迄

此賃金壹円九拾貳錢也

但シ此内拾錢也弁償ノ補ヒ備置事

呉服太物類 壹駄 目方四拾五六貫目迄

此賃金貳円六錢也

麻布 疊系 金引麻 下駄荷 壹駄

此賃金貳円壹錢也

但シ此内金五錢也前同断ノ事

水油 壹駄

此賃金壹円七拾八錢

但シ此内金貳錢也前同断ノ事  
石油 壹駄  
此賃金壹円六十四錢也  
但シ此内金貳錢也前同断ノ事  
右之諸荷物出発ノ日ヨリ倉ヶ野川岸迄五日切タルヘシ  
但シダラ荷ノ儀ハ此限ニアラス  
第四條 右荷物中牛馬会社江請取遞送途中濡シ痛ミ或ハ火盜難等之アルトキハ其責中牛馬会社ニ速ニ償弁セシムヘシ  
第五條 故ニ中牛馬会社ハ送達ノ上案内ニ随ハス荷物運送怠ルカ又ハ引負等生スルトキハ中牛馬会社受負人並ニ保証人ノ所有物ヲ押テ之ヲ弁償セシムヘシ  
第六條 中牛馬会社ヨリ倉ヶ野川岸迄運送賃金ハ中牛馬会社ニテ取換置其概金ヲ月末ニ至リ彰真社ヨリ受取然シテ年尾ニ決算可致事  
第七條 彰真社荷物受払ノ際雨中カ又ハ泥路荷込ミノ節自然疎漏ノ取扱之ナク為しめて上田会社ニ拾テ示談ノ上瀧澤利兵衛方ニテ取扱可申事  
右之條々結約シタル証トシテ左ノ運署者各其姓名ヲ自記シ且調印シテ為所〇置所相違無之候也  
明治九年七月十一日

長野縣為替方彰真社頭取  
早川重右衛門 印  
前島清次郎 印  
長野中牛馬会社頭取  
山極慎吾 印  
中澤与左衛門 印  
上田町荷物取扱掛書留書記兼  
瀧澤利兵衛 印  
上田中牛馬会社頭取  
滝沢助右衛門 印  
副頭取保証人兼  
伊藤九右衛門 印  
小諸中牛馬会社頭取  
小山五左衛門 印  
副頭取保証人兼  
中村幸兵衛 印  
松井田中牛馬会社頭取  
大河原義三郎 印  
副頭取保証人兼  
小林利平 印  
高崎中牛馬会社頭取  
矢島八郎 印  
高崎中牛馬会社々中保証人  
白石嘉平 印

出所：長野縣小諸市小山五左衛門家文書

至急廻達

東京八丁堀高地町小泉忠兵衛殿代仁時八日馬車ニテ至今般東京鎮台御所より越後新発田鎮台御所ニテ御差立ニ相成鉄砲入御用物ヲ受東京中牛馬会社江相渡し其上当社迄継込其上三国通行可及之处同通三国大砲ニテ通路相成兼候段者節候処左当抛無之候ニ付き善光寺通ニテ通行致候事二時八日取定各会社継取旨不申上至急之事○当社ニ而取計可出し申し候間御○行可被下候東京より渡○次第先触ヲ差出し申候 継立方之義八二〇位ニ継立致候方宜敷江奉存候且仮受取左ニ

記

一 箱御荷物 一箱ニ付

長四尺五半尺 三寸五五分

但し一箱ニ付十七貫より十八貫目迄二箱ニ付一駄致し一里金 6 錢也從高崎長野まで三十里也

右者今般東京中牛馬会社より相渡ニ相成越後国新発田表迄御差立ニ相成候御荷物右之割合置候荷差之上正ニ御継立可仕候依テ仮証差出申如件

九年一月八日

中仙道高崎駅中牛馬会社 印

東京八丁堀高地町 小泉忠兵衛殿

右之通請取差出代仁時〇七字便馬車ニ而帰府ヒ致候間此段御返達申上候節又右之賃錢ニ而御差支之处御座候大至急之郵便御差立可とも且先方申二者新発田迄之处ヲ引請候様申候共長野よりちん送法ハ認先長野迄ニ取定申候何連ニ而此表御〇〇次第各御会社より郵便ニ而御報奉願候者右大至急ヲ以御返達申上候とも

明治九年一月九日

高崎中牛馬会社 担人  
白石嘉平

松井田 小諸 上田 長野

右御会社中

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「明治8年 会社御用留」より

史料 1-23

明治9年6月 長野県下内国通運・中牛馬会社荷物取扱約定書 1876年

(表紙)

「為取替約定書

内国通運会社」

印紙  
収入

内国通運会社ト中牛馬会社

為取替約定書

第一条

両会社者物貨運送ヲ業トシ、其物貨ニヨリ危難請負致置候故、牛馬士自宅ハ荷物積入候儀無之、都而会社・分社或ハ荷物取扱所ハ積入ヘシ、尤中牛馬会社開業無之御県下ハ牛馬士適宜任スヘシ、

但 会社積入ト雖里程遠隔之地ハ、是里之外ハ再寄会社ノ適宜タルヘシ、

第二条

物貨之運送ハ荷主より原発之送券ヲ証トシ、継送り次第会社或ハ荷物取扱之後送券トモ、悉皆荷物ト一同二届先迄落失致サル様通送スヘシ、

但 荷主・才領等附添ハ此限アラス、

### 第三条

発出会社之送り状而巳ニテ、貨主之認メタル送状無之通送致来ル物貨者、一方之会社ニ其貨主より依頼証アルトキハ異儀ナク相渡し申ヘキ事

### 第四条

数駄口之貨物送状一通ナルカ故ニ、一駄毎ニ原送り券ヲ添ル事能サルハ、此旨添送りニ記載スヘシ

### 第五条

物貨継送り方は仮令ハ甲中牛馬会社ヨリ乙通運会社、丙之中牛馬会社ヨリ丁之通運会社ト雖モ、貨主之望ミニ候〇〇其依頼ヲ妨ケス継送ルベシ

### 第六条

両会社名之外家名宛之送状或ハ附札等有之分ハ、其宛所へ継入ベシ、尤両会社人員之宛名有之分ハ其人員關係之会社入ト見做スベシ

### 第七条

両会社牛馬土途中発病等之節ハ互ニ助合実意ヲ尽スベシ、最モ物貨通送中ナルトキハ其貨物之限モ有之故、送状之宛所へ届届ベシ

但 最寄同盟之会社或ハ荷物取扱所へ託スモ妨ナシ

### 第八条

馬士共会社之鑑札ヲ証トシ、貨主相對ニテ会社之送状ナクシテ猥リニ通送致し候へハ、貨主之損害ヲ生シ候節ハ不都合候故必ス再寄会社改ヲ請、送り状ヲ附候様付屬之馬士ハ注意スヘシ

### 第九条

前約定之儀ハ本年七月十五日ヨリ施行致スヘシ、

右之条々今般於長野町、両会人員協議之上約定候ニ付、向來違約無之様互ニ実意ヲ尽スヘシ、為後証約定為取替依如件、

明治9年6月30日

各駅々内国通運總代  
稻荷山駅 高村伝左衛門  
篠ノ井駅 樽田俊三  
岩村田駅 伝田百太郎  
長野駅 臼井 承  
中牛馬会社總代  
小諸駅 小山五左衛門  
長野駅 中沢与左衛門

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 1-24

同 (1876年)

昨明治八年六月御允許ヲ蒙リ、内国通運会社創設ノ結約ヲ整ヒ、各駅通運ノ物貨等通送ノ際、明治五年壬申中牛馬会社御承認ニ相成候ヨリ該社モ各駅便宜ノケ所江設立之上、運搬取扱上該社則ニ抵触シ、現在取扱者候ヨリ双社事業抗対シ、長野県下ニ限リ内国一般通



会社之則ヲ挙行難致ニ付、先般御承認之中牛馬会社之則ト当会取扱上ノ事業相反シ候哉ト被差因テ不了解ノヶ所左ニ伺い

第一条

中牛馬会社ト名称シ候ハ、旧慣長野県下御幕府之節各駅荷物附通シ不相成定規ニ付、譬テハ長野ニテ牛馬主之者物品ヲ買受ケ、自分ノ手牛馬ニ附シ上田表ニテ売払候名目ヲ設、中買ノ渡世ニ候処、中牛馬ト申唱ヒ慣習有之荷物取扱候ハ、素ヨリ有間敷業ニ候共、御一新ノ際廃業相成候テハ一時活路ヲ失シ候哉ニ推考、同業ノ協議ニテ中牛馬会社ト名称ヲ設ケ御願立候処、御承認ヲ蒙リ荷物取扱江候トモ各地便宜ノ駅工附通シ候儀ニ被存候処、当今各駅江遞送シ取扱候ハ最初創立規則ニ相反シ候哉ニ奉存候得共、右等之儀ハ如何相心得候。哉

第二条

各駅附通シ之儀ニ付、馬一駄ヲ三十貫目ニ有之上者判然タリ、然ルヲ各駅ニテ附替遞送スルハ如何ガ

第三条

中牛馬会社ノ御承認ハ固ヨリ承知シ候共、○各社則中ニモ無之、各駅ニ於テ（中牛馬会社荷物取扱所）或ハ定宿ト唱ヒ、看板ヲ掲ケ、物貨ヲ受負又ハ荷物遞送ヲ取扱候ハ別段御承認ヲ蒙リ候儀ニ候哉

右之条件至急駅遞御察江御伺御指令相成様御取計ヒ下度候成

長野県下各駅

内国通運会社社中総代

内国通運元会社

正副頭取御中

長野県下当会社社中総代五名ノ者ヨリ別紙之通り申出候間、一応御商議之上何れノ御指揮ヒ成下置度奉願候以上

内国通運会社頭取代理

佐々木莊助

九年十一月二十七日

駅遞御察

第一二一八号

書面伺之趣、中牛馬会社荷物遞送方之儀ハ其発スル地ヨリ着スル地迄附通シヲ本職トスルモノニ付、運中ニ於テ幸便荷物ヲ集配スルヲ明許セヌ、然レトモ荷物取扱所ニ於テハ附換成ハ継替ハ元ヨリ差支ナキ事ニ候条、此旨可相心得事

九年十二月六日

前島駅遞頭

出所：上田市立博物館所蔵「伊藤家文書」

史料 1-25

同 1877年

昨旧年十二月中中牛馬会社事業之儀ニ付、本社ノ手ヲ經テ駅遞御局ニ奉伺候処慮第一二一八号ヲ以御指令相成拝承仕候。右御趣意之内未夕不了解ノ廉左ニ伺。

一 中牛馬会社ト名号候ハ 長野 上田 小諸 和田 浦野 以上五ヶ所ニ有之段、本年

二月十九日御県庁ヨリ之御指令書ニテ判然承知罷在候処。右五ヶ所之会社ヨリ別紙各駅付  
村取扱所江出張シ、通貨物等専ラ請負集配致シ居候儀ニ有之。右八駅通ニ於御局御許可ニ  
相成候テノ儀ニ御座候哉。何卒御伺立被成下度此段相願候也。

明治十年九月七日

長野県下北六郡内国通運会社社中総代

稲荷山町 高村伝左衛門  
上田町 長谷川栄之助

内国通運会社 正副頭取御中

中牛馬会社荷物取扱所

	野尻村
水内郡	古間駅
	柏原駅
	小玉村
	牟礼駅
	新町駅
更科郡	桑原村
	稲荷山駅
	篠ノ中駅
	宮平駅
高井郡	須坂駅
	小布施村
	中野駅
埴科郡	坂本駅
	戸倉駅
	寂蒔村
	屋代駅
	松代駅
	関屋村
小県郡	長久保駅
	和田峠
	腰越駅
	辰ノ口村
	市ノ沢村
	大日向村
	下郷村
	上武石
佐久郡	芦田駅
	野沢駅
	岩村田駅
	下中込村
	追分駅
	沓掛駅

以上三十三ヶ所

前書之通御指令相成候間此段写ヲ以御達申候以上。

明治十年九月二十日

内国通運会社

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

### 史料 1-26

社名改称及定款申合規則改正願 明治 10 (1877) 年 8 月 29 日

仰キ希ハクハ、明治六年十二月新ニ入社ヲ禁メラルルノ令ヲ解除セラレ、東京府下及新潟、長野、群馬、埼玉、栃木、福島六県下便宜ノ地ニ会社ヲ置クヲ許可セラレン事ヲ、該会社ハ別紙定款書等ニ載スル如ク、爾来必物貨毀損紛失ノ弁償ニ充ヘキ株金ヲ徴シ愈運漕ノ信ヲ固ヲスベシ、從來相懸隔スル所ノ会社ニシテ、交通ノ方ナク營業スル能ハサル有名無実ノモノ、如キ株金ノ不足アルモ之ヲ出スヲ難カルヘク、又從來營業スルモノモ、或ハ資力ニ乏シク之ツ出ス能ハサルモノアルベシ、是皆断シテ退社セシノサルヲ得サルナリ、抑同社ノ多キ右ニ件ヨリシテ退社ニ至ルモノモ亦少カラサルベシ、為ニ新ニ入社スルヲ許サレスニハ、里程或ハ大ニ懸隔シ、運送不便ヲ生スルニ至ラン、則会社ノ興隆ヲ期シテ、却テ衰微ヲ招ク拳ナリ、是則私共先ツ新ニ入社スルヲ停メラルルノ令ヲ解釈セラレン事ヲ懇願スル所以ナリ、或ハ既往ノ敗事ヲ以、今日ノ改正ヲ概セラレ将来ノ実勤ヲ信セラレスンハ、特ニ暫ク先ツ東京府下及び新潟長野群馬埼玉四県下ニノミ新入社ヲ許サレン事ヲ懇願ス是則一線路ヲ貫通スルヲ以 実効ヲ奏スル亦難カルベシ、則定款及申合規則ヲ添、以テ上申ス、御許可ノ程伏テ懇願奉リ候也

中牛馬会社取扱所

右業務担当人 小山五左衛門

明治十年八月二十九日

同 中沢與左衛門

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

### 史料 1-27 (1878年)

小諸駅通運中牛馬両会社諸物貨通送・互ニ相競為ニ襄因よ至○依テ両社協議之上継立ノ手数料改正スル左ノ如シ

- 一 蚕種一駄 繭類一駄 生糸一駄
- 生皮芋一駄 畳糸一駄 麻一駄
- 下駄一駄 雑荷一駄

右者金四錢ツツ請取可申○○

但シ沓掛繼ハ此内一錢ヲ減スル

- 一 穀物類一駄 刻煙草一駄 紙一駄

右者金三錢ツツ請取可申為入

沓掛繼右之準スル

右之係ニ今般両会社協議ノ上取扱候以後互ニ違背致間敷依之協議書三通ヲ製シ連署ノ上各社一通宛所持候也

荷主施行ノ上ハ都合ノ廉直シ候事協議之上加減可致候事

明治十一年九月三十日

小諸町通運会社

中牛馬会社 小山五左衛門

## 史料 2-1 (1879 年)

内務省伺十二年三月二十九日

明治六年第二百三十号公布ノ儀ハ当時ニ在ツテハ緊急ノ法令ニ有之候処目今ニイタリテハ右御布告中陸運元会社(現内国通運会社)へ入社或ハ合併云々ノ如キ文意ハ頗ル穩妥ナラサル哉ニ被相考候、殊ニ海運ニ至リテハ何等ノ制モ無之単ニ陸運ノミニ其制ヲ被置候テハ不權衡ニ有之候條右公布自今被廢候方可然被存候間至急御検議ノ上御発令相成候様イタシ度御布告案相副此段相伺候也

法制局議案十二年四月五日

出所：『法規分類大全 第 59 卷 運輸門〔1〕 (第一編)』

## 史料 2-2 改正中牛馬会社定款 (1878 年か)

改正中牛馬会社定款

明治五年二月官准ヲ蒙リタル中牛馬会社ハ本会社ヲ東京府下ニ置キ会社ハ其時々駅遞局ノ允許ヲ經テ便宜各地ニ開設ス而シテ各会社ノ間ニ荷預リ所ヲ置キ各会社ニ於テ貨主ノ倚托ヲ受ケ諸貨物ノ発スル地ヨリ着スル地迄ヲ請負ヒ運搬スルヲ本業トス仍テ今茲ニ定款ヲ改訂スル如左

### 第一条

当会社資本金ハ五千元ニシテ猶会社ノ増加ニ順シ之ヲ増加シ皆之ヲ第一国立銀行ニ預ケ以テ運送物貨危難弁償ノ準備トス

### 第二条

当会社本会社ト称スルモノハ会社一般ノ事務取扱所ニシテ社長評議役各課員ヲ置キ惣会社ヲ摠管セシム

### 第三条

各地中牛馬会社於テハ頭取副頭取支配人ヲ置キ運送ノ事務ヲ專執セシメ又所属一般ノ事ヲ監セシム

### 第四条

各会社適宜組合ヲ立テ一組合ニ總代二人ヲ置キ一人ツツ本会社ニ交代シ本会社ニ在リテハ会社一般ノ評議役トシ国ニ在リテハ其一組ヲ監セシム

### 第五条

当会社荷物預リ所ト称スルモノハ近傍会社所轄ニシテ支配人ヲ置キ各会社ヨリ物貨ヲ運搬シ来ル営業者ノ宿泊スルトキ其貨物ヲ預リ監護スルモノニシテ時トシテ会社ノ指示セル地迄其貨物ヲ繼替運搬スル有リト雖モ決シテ貨物ヲ集記スルヲ得サルモノトス

### 第六条

当会社営業者ト称スルモノ牛馬士車夫等ニシテ五人ヨリ十人迄テ一組合トシ五組合ヨリ十組合迄ヲ一組トシ大組合ニ大行事一人乃至二人小組合ニ小行事各一人ヲ置キ其部下ヲ監セシム

### 第七条

当会社ノ株金ハ二拾円ヲ以テ一株トス而メ最初其半額ヲ出サシメ残半額ハ六ヶ月賦ニ出サシム

従前会社(貨物集配セシ荷物取扱所ハ五条ノ都合ニヨリ這般会社トスルヲ○従前会社ト見做ス以下倣之) 不足ヲ補フモ該条ニ依ル

### 第八条

新ニ会社ヲラン事ヲ与スルモノハ本会社ニ請フ可シ本会社ハ其地ニ会社ヲ置クヲ可トスルトキハ其等級ヲ定メ郵便局ノ充クヲ得テ後相当株金ノ半数ヲ出サシメ同局ノ御検印ヲ得テ之ヲ銀行ニ預ケ而シテ其開業ヲ許ス可シ

従前ノ会社ハ本会社ノ定ムル等級ノ会社トナリ従前ノ出金其等ノ株金ニ不足ナキトキハ別ニ出金ニ及ハスト雖トモ其不足トナルモノハ該条ノ例ニ因リ之ヲ補ハシム

#### 第九条

新ニ荷預所ヲラトスルモノハ其属スヘキ会社ヲ經テ本会社ニ請フヘシ本会社之ヲ可トスルトキハ相当身元金ヲ出サシメ之ヲ許ス可シ

#### 第十条

中牛馬会社付属営業者ハ其営業セシトスル地ノ会社又ハ荷預所ニ請フ可シ而シ其会社ニ於テハ付属営業者トノ鑑札ヲ相渡ス可シ

#### 第十一条

会社ハ其等級ニ応シ出ス可キ株数差等アル如左

一等会社	三十五株以上	二等会社	二十八株以上
三等会社	二十一株以上	四等会社	十五株以上
五等会社	十株以上	六等会社	四株以上
七等会社	三株以上	八等会社	二株以上
九等会社	一株以上		

#### 第十二条

各地会社ノ株金ハ直ニ本会社ヘ之ヲ出ス可シ而メ本会社ハ金額ニ満ルノ間其金額ニ対スル受取証ヲ興ヘ置キ限額ニ満レハ其受取証ト引替ヘ株券ヲ興フ可シ

#### 第十三条

各株主ノ株金月賦出金ヲ怠ル三ヶ月以上ニ至ル時ハ既ニ出金セル分ハ之ヲ本会社ニ没入ス可シ

従前会社ノ不足ヲ補フテ怠ルモ該条例ニ依ル

#### 第十四条

本会社ハ各会社ノ出セル株金ハ前半額ハ銀行ニ預ケ後半額ヨリ会社既費ニ係ルモノヲ引去リ余ハ亦銀行ニ預ケ其預リ証ハ本会社ニ蔵フ以テ本会社ノ準備金トス但シ銀行預金ハ皆郵便局証印ト社長評議役ノ証印ヲ以テスルニアラサル之ヲ受用スル事ヲ得ス

該既費ニ係ルモノトハ社中ヨリ既ニ出金セル分旧社長ノ消費スルモノ等ヲ合セ殆ト七千円ナルモ今全ク会社ヨリ払フヘキモノハ旧社長ノ負債五百円ト明治十年六月担当人等ニ於テ借入第一国立銀行ニ預ケタル五千円トヲ合セテ五千五百円其借入ヌル以来ノ利子手数料又明治九年三月来担当人等ノ給料ト同立替ニ属スル本社ノ雜費ヲ云フ蓋其金額ヲ払フタルトキハ右銀行ニ備フレ五千円ト其利子ハ全ク会社ノ所有金ナリ

#### 第十五条

当会社役員ト称セルモノ如左

正副社長 兼評議長 評議役 会計取締役 記簿方 計算方 総代 正副頭取 支配人  
大行事 小行事

#### 第十六条

正副社長ハ二十五株以上ヲ所有スルモノモノ中ヨリ評議役ノ投票ヲ以テ之ヲ定ム又評議役及ヒ総代ハ八株以上所有スルモノモノ中ヨリ一組合会社投票ヲ以テ之ヲ選挙ス可シ

#### 第十七条

各地会社正副頭取ハ其会社ノ等級應スル株数三分ノ一以上ヲ所有セルニ限ル可シ

#### 第十八条

支配人ハ少クモ其会社ノ等級ニ応スル株数ノ十分ノ一ニ当ル身元金ヲ出サシメ其頭取之ヲ選挙シ本公司ノ承認ヲ得可シ 而メ大行小事行ハ其組合営業者ノ投票ヲ以テ之ヲ選挙ス可シ

#### 第十九条

本公司記簿、計算方等ハ敢テ株主ヲ要セス本公司ノ適宜ニ之ヲ定ム可シ

#### 第二十条

社長評議役総代頭取等ノ任 二適当シ且ツ衆望有ル者ト雖モ所持株不足ナルトキハ其株金ニ充ツ可キ 身元金ヲダサシメ之ヲ挙ル事ヲ得可シ尤 身元金ハ銀行ニ預ケ利子ハ其者ノ所得トス可シ

#### 第二十一条

社長ハ在職三ケ年ヲ一期トシ総代ハ二ケ年ヲ一期トシ評議長ハ一ケ年ヲ一期トス 但衆望ニ由リ期ヲ重スルヲ得可シト雖モ三期ヲ越エルヲ得ス

#### 第二十二条

評議役交代ノ期ニ至レハ総員二分ノ一ヲ交代セシメ半年ヲ経テ又他ノ二分ノ一ヲ交代セシム

#### 第二十三条

社長評議役総代ノ不時欠員アルトキハ直ニ其組合ヘ報知シ速ニ第十六条ノ手續ヲ以テ之ヲ選挙ス可シ

但シ臨時選挙ニ係ル者ハ勿論欠員ノ年限ニ従フヲ則トス

#### 第二十四条

社長ハ会社一般テ統轄シ駆通局ノ肯及評議役議定ノ条件ヲ一般ヘ告示シ各課ノ分掌ヲ定メ各地会社ノ正副頭取ヲ命シ社中ヲシテ犯則ノモノアカラシム若シ評議役総代ノ事務ヲ怠リ犯則ノモノアルヲ問サル事アレハ則社長モ亦事務ヲ怠ルノ責ヲ任ス可シ

社長ハ評議長ヲ兼任スルト雖モ評議ハ議ノ多数ニ従フ若シ両議平分スルトキハ議長自ラ之ヲ決ス又評議役議定ノ条件ニ於テ評議長ニ異見アラハ 更ニ之ヲ再議セシメ猶相協ハサルトキハ評議役ヲシテ惣会議ヲ開キ 又便宜法ヲ以テ惣株主ノ議決ヲ得セシムルノ權アリ 又評議長ハ議案ヲ単シ評議役ヲシテ之ヲ議定セシムルノ權アリ

#### 第二十五条

評議長ハ我撰マシタル地ノ総代評議役ニシテ営業上ノ利害得失社員ノ賞罰定款及申合規則ノ加除改正等其他凡百ノ設施方法ヲ議定シ 又時トシテ社長ニ稟シ總會議ヲ開キ又便宜法ヲ以テ一般株主ノ議決ヲ得ルノ權アリ

#### 第二十六条

総代ハ一組合ヲ總括シ本公司ヨリ告示スルノ達シ等ヲ其組合ヘ廻達シ其組合各社ノ正副頭取ヲ監シ其勤惰ヲ本公司ヘ報告シ其組合一般ヲシテ犯則ノモノナカラシム 就中リノ正副頭取ノ事務ヲ怠リ犯則ノモノアレハ速ニ社長ニ稟エシテ之ヲ看過スル事アレハ 則該総代モ亦事務ヲ怠ルノ責ニ任ス可シ

#### 第二十七条

会社頭取ハ其会社及所属ヲ統轄シ総代ヨリ告示スル所ノ達屋等ヲ其所属ヘ廻達シ又所属一般ヲシテ犯則ノモノナカラシム就中支配人等ノ事務ヲ怠リ犯則ノモノアルトキハ総代ニ稟告シテ之カ所分ヲ請フカシ 若シ徒ラニ之ヲ看過スル事アレハ則該頭取ハ等務ニ怠ルノ責ニ任ス可シ

#### 第二十八条

支配人ハ専ラ運送営業ノ事務ヲ担任シ大小行小事ヲ監シ其犯則或ハ事務ヲ怠ルモノアラハ

速ニ正副頭取ニ告ケテ之カ所分テ請フ可シ若シ徒ニ之ヲ看過スル事アレハ該支配人モ亦事務ヲ怠ル 責ニ任ス可シ

#### 第二十九条

大小行事ハ常ニ所属ノ營業者ヲ監シ若シ其勤ヲ怠リ犯則ノ者アレハ支配人ニ告ケテ之カ所分ヲ為スハ之ヲ大行事ニ協議スルニ常トス

#### 第三十条

本会社ニ於テハ毎年二月ヲ以テハ毎年二月ヲ以テ定式會議ヲ開ク可シ 但シ臨時總集會ヲ要ス〇〇メ期日ヲ定メ之ヲ各会社ヘ告示シ備重モナル三箇ノ新聞紙ニ掲ケテ之ヲ稟告ス可シ然ルニ其期日ニ至テ欠席スル者ハ当日參集ノ人員ニテ議定シメ 条件ニ異議ヲ生スルヲ得ス

#### 第三十一条

總株数ニ分の一以上ノ社員ニテ臨時集會ヲ開カン歎スルトキハ本社ニ其議事ヲ大意ニ陳ヘ招集ノ取扱ヲ請求スヘシ若シ本社ニ於テ半月間其手續ヲ怠ル時ハ其請求人自カラ之ヲ招集スルヲ得可シ

#### 第三十二条

社長評議役總代ト雖モ会社ノ興広ニモ関ス可キ重モナル事業ハ勿論新一事ヲ起シ定例ナキ金銭出納又ハ会社ニ義務ヲ負フノ契約及会社ノ負債ヲ為スヲ得ス其頭取以下ノ之ヲ為スヲ得サルハ勿論ナリ

#### 第三十三条

集會ニ可否ヲ議決スルニ各株主其所持ノ株数拾箇迄ハ一株毎ニ一説 又一株以上百株迄ハ五株毎ニ一説ヲ出スノ權アリ而メ投票テナスノ權モ亦之レニ準ス

#### 第三十四条

当社ノ株主ハ本会社ノ利益ヲ株高二應シ之ヲ得ルノ權アリ

#### 第三十五条

会社事故アリテ開社或ハ分散スルヤハ本会社ノ財産ヲ糶賣シ株高二應シ分配ス可シ

#### 第三十六条

会社万一損失其大ニシテ閉社ニ至ルモ其義務ヲ果ス株金ヲ失フニ止リ株主自家ノ財産ニ及ハサルモノトス

但シ社員中若シ家財分散ノアル時ハ其株証券ハ当社ニ於テ之ヲ公売シ或ハ其公売ノ価ヲ以テ当社ニ買入レ其代金ヲ株主ヘ渡ス可シ

#### 第三十七条

株券ノ売買自由タル可シト雖トモ必ス本会社ノ承認ヲ得テ之ヲ為ス可シ

#### 第三十八条

本会社ヨリ発行シ各地会社ヘ売リ渡シタル危難辨償切手ノ利益及銀行ニ預タル準備金ノ利子ヲ毎年三月限各株主ニ分賦ス可シ

右利益ノ内ヨリ本会社役員給料旅費及雜費ヲ引去リタルモノヲ純益トシ之ヲ分賦ス

十分ノ一 本会社役員ニ 分賦ス

十分ノ二 本会社ノ積金トス

十分ノ七 各株主ニ分賦ス

#### 第三十九条

各会社ノ利益ハ其会社ノ役員ノ給料雜費ヲ引去リ之ヲ其会社限リノ株主ニ分賦ス

荷預リ所ノ利益ハ其荷預リ所役員ノ給料雜費トス

#### 第四十条

当会社ハ郵便局ノ管轄ニシテ社中ノ規則取扱ノ方法會計ノ簿冊等ハ常ニ同局ノ監査ヲ受



ク可シト雖トモ社中ノモノ身分ハ地方官ノ管轄ヲ受ク可キハ勿論ナリトス

#### 第四十一条

当会社社長評議役総代勤務中社長ハ二十五ノ株券評議役総代ハ八株ノ証券ヲ糊封シ本会社ニ預ケ置ク可シ

#### 第四十二条

中牛馬本会社ト剋スル一類ノ印章ヲ製シ上申書又ハ各会社ニ告示スル文書等ニ用ユ可シ又各会社ニ於テハ其所在地名ヲ併セ剋シタル一類ノ印章ヲ製本会社ニ進達スル書面等ニ用ユ可シ又營業ニ用ユルモノハ何地会社荷物取扱ノ印ト剋シ之ヲ用ユ可シ

#### 第四十三条

当然ノ事務ヲ怠リ或ハ犯則行為ト所業アルモノ其輕重ニヨリ或ハ償金ヲ命シ或ハ株券ヲ没収シ退社セシメ或ハ其事情ヲ具申シ駅逓局地方官ノ所分ヲ請ヒ又ハ裁判所ヲ裁決ヲ仰ク可シ

但本条ノ場合ニ於テハ評議役ノ議決ニ拠リ其權衡ヲ審ニシ而シテ社長之ヲ施行ス可シ

#### 第四十四条

社長評議役 事務ヲ怠リ或ハ犯則奸偽ノ所為アルトキハ五分ノ二以上ノ株主総集會ヲ開キ又ハ便宜法ヲ以テ社中十分ノ六以上ノ議決ヲ以テ其輕重ニ拠リ或ハ償金ヲ命シ或ハ株券ヲ没収シ退社セシメ或ハ事情ヲ具申シ駅逓局地方官所分ヲ請ヒ又ハ裁判所等ノ裁判ヲ仰ク可シ

#### 第四十五条

当社ノ金銀出納簿及其他ノ諸帳簿ト雖トモ時々駅逓局ノ検査ハ勿論社中閱覽ニ供ス可キモノニ常ニ簡明深切ニ通監シ易ヲ要旨トス可シ

但シ本会社ニ於テ前年ノ計算表ヲ製シ毎年三月駅逓局へ上申及各会社へ告示ス故ニ各会社於テハ前年ノ計算表ヲ製シ毎年二月本会社へ報告ス可シ

#### 第四十六条

定款ハ評議役之ヲ議定シ駅逓局ノ評価ヲ得ルニ於テハ何時ニテモ之ヲ改正増減スルヲ得可シ

但申合規則ハ評議役ノ議定ヲ以テ社長一般へ告示シ改正増減スルヲ得可シ

#### 第四十七条

本会社ニ於テ評決セル条件ヲ各社一般ニ告示スルトキハ往來里程ヲ除キ着目ヨリ之ヲ遵守ス可キモノトス

#### 第四十八条

会社ノ所分上ニ於テ定款ニ載セサルモノハ其時々本会社ノ指揮ヲ受ク可シ

#### 第四十九条

社員ノ名義ヲ以テ他ノ者ト契約スルモノヨリト雖トモ該定款及物貨取扱規則ニ背ケル者ハ其者一己ノ責ニシテ一般会社ニ連帶セサル可シ

#### 第五十条

該会社營業期限ハ今般改正許可ヲ得ルノ日ヨリ二十ヶ年間タル可シ

右中牛馬会社定款ニ冊ヲ記シ一冊ハ駅逓局ニ上申シ一冊ハ検印ヲ得テ本会社ニ蔵メ以テ他目ノ証拠ニ供スル者也

#### 中牛馬会社物貨取扱規則

第一項 該会社ニ於テ物貨運送ノ依託ヲ受ケ他日紛紜ヲ生スルトキハ全テ該規則ニ依リ処分ヲ為ス可シ

第二項 荷物造方極テ堅固ナルヲ要ス其量同封印ヲ正フシ貨主及達スヘキノ国郡区

- 号村名番地及ヒ姓名最モ詳細ニ記載アル可シ  
但シ荷作粗略ニシテ遞送中其毀損ヲ保チ難シト見認ルモノハ貨主ノ立会ヲ以テ之ヲ改造ス可シ然ルトキハ相当ノ手数料ヲ受取ル可シ
- 第三項 陶器硝子及脆薄ノ物品ハ必ス毀損ヲ防ク可キ様荷造アル可シ或ハ然ル能ハサレハ脆薄物タル〇ヲ会社ヘ明示セラル可シ則チ安全ヲ計ルカ為ニ会社ノ手数料ヲ受取ル可シ又相当ノ増賃錢ヲ受取ル可シ  
但シ荷造ノ堅固ナラス又明示ナキモノハ仮令其物品毀損スルモ会社ハコレヲ辨償セス
- 第四項 火薬其外暴発性物品及ヒ濡汚ノ他物ヲ湿染スヘキ物品ハ会社ヘ明示アル可シ会社ハ相当ノ増賃錢ヲ受ケ取ル可シ 若シ然ラサルモノハ明治六年二百九十二号ノ公布ヲ遵奉シテ之カ処分ヲ為ス可シ
- 第五項 脆薄物及長大ニシテ尋常行李ニ非ラサル物或ハ方匣（はこ）厨櫃等ハ定賃錢ニ壹割以上増加ス可シ
- 第六項 賃向キ払ノ分ハ賃錢壹円ヲ以テ五里毎ニ一錢ノ割合ニテ立替手数料ヲ受取ル可シ
- 第七項 賃錢ハ一里一駄ニ付金六錢ヲ定額トス蓋シ該定額ヲ減スルヲ勉ムルモ時々ニ差アリテ其低額ハ予定スルヲ得ス  
但シ非悪路雨雪又ハ嶮（けわし）岨（そば）ノ地ノ之ヲ託セラル〇ノハ此限ニアラス
- 第八項 物貨到着配達ノ際必ス量目封印ヲ検査シ送り状ニ照シテ受取アル可シ一旦異議ナク付了セハ示後其物品ニ付事故云云ヲ生スルモ会社ハ之ニ関ス可カラス
- 第九項 配達物品表包等破損アルモ物貨ニ毀損ナク量目送り状ニ照シ異状ナキトキハ会社ハ其破損ノ責ヲ免ル可シ
- 第十項 証書引替渡シノ約束ニアラサル物品ハ付与スヘキ人名ノしゅく宿所ニ到リ請取証書ニ引換テ之ヲ渡スヲ定則トス故ニ途中ニ於テハ其会社ノ満足ス可カラス
- 第十一項 賃向キ払ノ物品ハ賃錢引替ニアラサレハ決シテ之ヲ渡ス可カラス
- 第十二項 賃錢ヲ払ハサルカ或ハ受取人不在ニテ配達再三ニ及フトキハ一度毎ニ至当ノ賃錢ヲ受取ル可シ
- 第十三項 荷物到着セルヲ受取人ヘ報知シ或ハ配達セシニ之ヲ付与シ得スシテ五日ヲ過ルモノハ每五月二十四項ニ定メタル五里分ノ請合料ト第六項ニ定メタル立替手数料五里分ヲ受取ル可シ
- 第十四項 依託ヲ受ケタル運送ノ物品毀損汚濡或ハ減尽セシメタルトキハ該会社必ス代価ヲ以テ之ヲ辨償ス可シ故ニ送り状ヘ預メ其物品ノ価金ヲ明記調印アル可シ然ルトキハ五里毎ニ左表ニ揚クル請合料ヲ払ハル可シ若シ此手續ナキモノハ無代償ト看倣シ物品一貫目ニ付辨償金五十錢以下ノモノハ其代価ヲ以テシ仮令高価ノ品ナルモ五十錢ヨリ多カラサル可シ  
但シ外包異状ナクシテ包中ニ毀損汚濡等アルモノ会社ニ依託ヲ受ルノ前ヨリ然ルヤ否判定シ難キヲ以テ其外包異状ナク包中ノ毀損汚濡ノ価ハ会社ニ於テ立会造荷スルモノニ限ル可シ

	一貫目未満	一貫目以上 五メ目迄	五メ目余 十五メ目迄	十五メ目 余 三十メ目	三十メ目余 四十五メ目 迄	四十五メ目余 六十メ目迄	六十メ目余 七十五メ目迄	七十五メ目余 九十メ目迄
無代価	五厘	一銭	一銭五厘	二銭	三銭	四銭	五銭	六銭
五十円以下 五十円迄	一銭五厘	二銭	二銭五厘	三銭	四銭	五銭	六銭	七銭
五十円余 百円迄	二銭五厘	三銭	三銭五厘	四銭	五銭	六銭	七銭	八銭
百円余 二百円迄	四銭五厘	四銭	五銭五厘	六銭	七銭	八銭	九銭	十銭
二百円余 三百円迄	六銭五厘	七銭	七銭五厘	八銭	九銭	十銭	十一銭	十二銭
同余 五百円迄	八銭五厘	九銭	九銭五厘	十銭	十一銭	十二銭	十三銭	十四銭
同余七百 五十円迄	十銭五厘	十一銭	十一銭五厘	十二銭	十三銭	十四銭	十五銭	十六銭
同余 千円迄	十二銭五厘	十三銭	十三銭五厘	十四銭	十五銭	十六銭	十七銭	十八銭
同余千二百 五十円迄	十四銭五厘	十五銭	十五銭五厘	十六銭	十七銭	十八銭	十九銭	二十銭
同余 千五百円迄	十六銭五厘	十七銭	十七銭五厘	十八銭	十九銭	二十銭	二十一銭	二十二銭
同余 二千円迄	十八銭五厘	十九銭	十九銭五厘	二十銭	二十一銭	二十二銭	二十三銭	二十四銭
同余二千 五百円迄	二十銭五厘	二十一銭	二十一銭五厘	二十二銭	二十三銭	二十四銭	二十五銭	二十六銭
同余 三千円迄	二十二銭五厘	二十三銭	二十三銭五厘	二十四銭	二十五銭	二十六銭	二十七銭	二十八銭

- 第十五項 該会社ハ危難請合切手メタル請合料ヲ払ハレタルモノハ之ヲ請取りタル会社ニ於テ其金額ノ切手ヲ貼用消印ス可シ其切手ハ五厘一銭二銭五銭十銭二十銭五十銭一円ノ八種トス
- 第十六項 依託ノ物貨毀損或ハ減尽セシトキハ会社之ヲ辨償スルノ責ニ任ス可シト雖人カノ抗拒シ能ハサルノ災害〔天災、暴動、強盜等〕ニ罹（かかる）リタルトキハ辨償セサル可シ
- 第十七項 請合料モ亦向キ払ヒナルトキハ償向キ払ヒト同シク立替手数料ヲ受取ル可シ
- 第十八項 該会社ニ於テ一駄ト称スルモノハ惣シテ三十貫トス
- 第十九項 該会社ノ牛馬士車夫及社員ト雖トモ会社ニ於テ受取りタル荷物ニアラサレハ仮令如何様ノ云々アルモ会社ハ更ニ關係セサル可シ
- 第二十項 危難請合料ヲ収ムルト雖トモ御国法ヲ犯セシ火薬及ヒ他ヲ損害スル物品ヲ無報告ニテ出せシ分危難ヲ請合タル契約ハ消滅シテ其損失ヲ償ハス既ニ収入スル請合料ハ会社ニ没入ス可シ
- 第二十一項 危難辨償ハ其請合料ヲ収領シタル会社ヨリ之ヲ辨償ス可シ
- 第二十二項 辨償ハ其請合タル物品ノ元価ヲ以テ通用貨幣ニテ渡シ正品ヲ以テセサル可シ
- 第二十三項 毀損濡汚等ノ場合ニ於テ其辨償額貨主ト会社トノ見積相違スルトキハ会社ニ於テ元価惣金高ヲ払渡シ其荷物ハ会社ニ引取ル可シ
- 第二十四項 辨償ノ金額百円以下ハ五十日以内五百円以上八十ヶ月以内ヲ期限トシ之ヲ出ス可シ
- 第二十五項 運送スル該貨物ト精々早着ヲ注意スト雖トモ或ハ雪雨其他止ムヲ得サルノ事故アリテ延着シ為メニ貨主ノ損失ヲ生スルモ会社ト其辨償ヲ為スノ責ニ任セサル可シ
- 第二十六項 依託ノ物品ヲ通（運）送シ或ハ各会社ニ繼立運送スハシ然レトモ其依託

物ニ付紛紜（みだれ）ヲ生スルトキハ最初之レヲ受ケ取りタル会社ニ於テ一切之ヲ辨ス可シ

#### 中牛馬会社申合規則

- 第一条 貨物運送ノ託ヲ受クルトキ封印量目発着ノ地名番号名前荷造ノ精疎能ク危ヲ保スルヤ否ヤ貨主ノ該会社定款ヲ誤解ナキヤ等ヲ注意シ他日紛紜ナキヲ要ス可シ
- 第二条 賃前払ノ分ハ元発会社ニテ着地会社迄ノ賃銭額ノ全員ト小帳簿ヲ添ヘ其金額ヲ明記ス又之ヲ繼立ル会社ハ受取ル可キ全員ヲ差引キ残何程ト明記シ次会社ハ繼立次会社ハ其帳簿ト金員ヲ検査シ又同法ヲ以テ順次会社ハ繼送ル可シ
- 第三条 貨物取扱規則第十五項ニ於テ請合料ヲ受取りタルトキハ其金高ノ辨償切手ヲ元発会社ニ於テ送り状ヘ之ヲ貼用消印ス可シ
- 第四条 元会社ハ請合切手代価ニ割ヲ以テ各会社ハ売渡スモノトス
- 第五条 各会社ニ於テ請合料ヲ受取りタルトキ其四分ノ一ヲ元発会社ハ受取り其四分ノ三ヲ元発会社及各繼立会社ニテ其繼立里程ニ割合之ヲ受取ルモノトス
- 第六条 運送賃銭ハ定額内精々低価ヲ以テスルヲ勤ム可シ己ノ利ヲ貪リ会社一般ノ衰微ヲ来ササルヲ注意ス可シ
- 第七条 賃及請合料向キ払ナルトキハ元発会社ノ都合ヲ以テ次ノ会社ニ繼立セシレハ其繼立ル次会社ヨリ其立替分ハ立替手数料ヲ添ヘテ受取り幾会社ヲ繼立ルモ同法ニ拠リ着地会社ハ惣手数料トヲ荷物引替ニ貨主ヨリ受取ル可シ
- 第八条 荷預所ニ於テ宿泊者ノ貨物ヲ預リ繼替ヲ為ササルトキハ一駄ニ付一錢五厘ノ手数料ヲ馬士車夫ヨリ請取ル可シ
- 第九条 物貨到着シテ配達セシトキハ必ス受取り渡シタル証書ヲ取置ク可シ
- 第十条 貨物取扱規則中ニ載スル辨償ヲ為ストキ其過失主牛馬士ニシテ之ヲ償得サルトキハ其小組合ニ於テ其身元金ニ当ル迄ノ高ヲ以テ之ヲ償ハセ猶不足ナルトキハ其大伍〔既ニ出金セル小伍ヲ除ク〕ヨリ其身元金ニ当ル高ノ三分ノ一迄ヲ以テ之ヲ償ヒ猶未タ不足ナルトキハ其過失主ニ託シタル会社ヨリ之ヲ償フ可シ猶之ヲ償ヒ得サルトキハ本会社準備金ヲ以テ之ヲ償フ可シ
- 但過失主ニ託スルモノ荷預リ所ナルトキモ本条会社ニ同シ
- 第十一条 過失主会社又ハ荷預リ所ニシテ之ヲ償ヒ得サルトキハ又本会社ノ準備金ヲ以テ法前ニ同シ
- 第十二条 準備金ヲ以テ辨償シタルトキハ又其準備ニ充ルヲ要ス則各会社株主五十日ヲ限り其欠ヲ補フ可シ若シ之ヲ怠ルモノアラハ各其株券ヲ没収シ退社セシム可シ
- 第十三条 第九条以下ノ法ヲ以テ貨主ニ対シ辨償為シ了ルト雖トモ過失主ハ着実大小組合及会社荷預リ所又ハ本会社ヨリ立替ヲ受ケタルノ筋ナルヲ以テ其立替ヲ受ケタル各所ヘ証書ヲ差出シ月賦又ハ年賦ニテ之ヲ辨償ス可シ
- 第十四条 各会社ヨリ人足牛馬一人一頭ニ付鑑札一枚ツツヲ渡シ其鑑札料ハ一ヶ年金五錢ツツヲ受取ル可シ尤モ其金員ハ鑑札製造料ヲ引去リ

其ノ他該会社ニ於テ別種ノ積金ト為シ牛馬士馬夫ニ關スル費用ニ充ルトス

第十五条 運送ノ貨物着所迄通送ヲ本質トスルヲ以テ各会社ヲシテ継替セシメサルモ其継替セサル会社ノ之ヲ障礙スルヲ得サルハ勿論トス

第十六条 本会社役員ノ給料及旅費表

	月給	旅費一里	一日分月給滞在費ノ外
社長	二十五円	十二銭五厘	三十銭
副社長	二十三円	十二銭五厘	二十七銭五厘
評議役	二十円	十銭	二十五銭
会計取締役	十五円	七銭五厘	二十二銭五厘
会計方	七円五銭	五銭	二十銭
記簿方	七円五銭	五銭	二十銭
小使	五円	三銭	十七銭五厘

各地会社総代頭取以下大小行事ノ給料旅費ハ各地ノ適宜申合トス

右者該中牛馬会社従来規則ノ粗漏旧社長ノ緩慢等ヨリ日々衰微ヲ極メ殆ト廢社ニ至ラントス之ヲ挽回シ以テ盛大ニ至ラシムヘキハ先ツ規則ヲ改良シ而メ新入社ヲ禁メラル○令ノ解除ヲ得ルヲ第一着手ト信シ担当人等ニ於テ 其改正定款ヲ草シ之ヲ逓局ヘ奉呈シ御承認ヲ請願ス則其請ヲ許サレ再三ノ御訂正アリテ○細目ノ御取捨ハアルヘキモ御承認セラルヘキヲ以テ外社員モ調印シテ出ス可キノ恩命ヲ得タル依テ御廻達及ヒ候条各会社各下記名調印ナサレ廻尾ヨリ御返戻有之度候蓋シ該定款第十四条ニ朱書スル負債償却ノ法同本条ニ載スル如ク新入社ノ者ノ納ル○株金ノ半額等ヲ以テ之ニ充テ到底旧新社員共ニ負担スルノ法ナレハ今ニシテ能ク定款ヲ改正シ互ニ該定款ヲ保存セハ会社果シテ盛大ナル可ン若然ラスシテ定款改正シ得サルトキハ負債ハ現時社員ノミニテ之ヲ償却セサルヲ得サルノミナラス会社終ニ維持スベカラズ殊ニ担当人等○常ノ苦心ヲ以テ備ヘタル五千元ノ返濟期ハ本年四月ナルヲ以テ各位之ヲ忽(ゆるが)ニセス神速ニ相運候様御注意有之度候也

中牛馬会社取扱所 印

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 2-3

中牛馬会社株券所有法

当会社ノ株券ハ功勞旧新ノ三種トシ其各効力如左

功勞株券 従来会社ニ功勞アルモノニ酬ユルモノニシテ会社取扱所ニ生スル利益分賦ハ新旧株主ト等シク之ヲ収領シ得ヘシト雖營業身元金ニ充ルヲ不得又万一会社解散ニ至ルトキ其財産ノ分賦ヲ受ルヲ不得但シ積金(新旧株ノ額ニ不足アレバ其不足ヲ補フ余)ヲ以テ該功勞株ノ全額ヲ補フノ後ハ新旧株券ト効力ヲ同フスルモノナリ

旧株券 定則第一規約第七項既ニ(明治十一年十一月會議ノ終リ迄)出金セル分ニ充ルモノニシテ其効力新株ニ等シト雖モ万一会社解散ニ至ルトキ第一国立銀行ニ備フル金額新株主ノ新出金額ニ満ル迄ヲ受ケタルノ余ニアラサレバ之ヲ収領スルヲ不得但シ積金(新株ノ額ニ不足アレバ其不足ヲ補フノ余)ヲ以テ該旧株ノ全額ヲ補フノ後ハ全ク新株ト効力ヲ同フスルモノナリ

新株券 明治十一年十一月會議終結後ノ出金ニ充ルモノニシテ効力旧株券ト等シト雖

モ第一国立銀行ニ備フル五千円（担当人ノ他借五千円元利ヲ償フタル後）ハ新出金額ニ満ル迄ヲ先取リスル特別ノ効カヲ有スルモノトス

一 会社取扱所役員給料及ヒ旅費表

役員	月給	旅費日当	
社長	貳拾円	三十銭	当分十分ノセヲ給シ 其三八功勞株トス
副社長	十八円	二十七銭半	同
總代役	十五円	二十五銭	同
會計	七円以下	二十銭	
記簿	五円以下	同	
小使	三円以下	十七銭	

旅行中別ニ一里ニ付七銭ノ車代ヲ給スル事アル可シ担当人は總代役ニ比準ス  
明治 9 年来担当人及会社取扱所ノ為メ出京シタル者モ該例ニ依リ總代役ニ比準シ其十分ノセヲ旧出金額トシ其十分ノ三ヲ功勞株トス

一 会社取扱所現存金及負債如左

一 金五千円 利子年 七朱二里

第一国立銀行ニアル準備金

右現存分

一 金二千八百二十七円五十銭 功勞ニ酬ユルモノノ将来積金ヲ以テ填補スベキ分

一 金四千四百七十円 旧出金額既費ニ係ルモノノ将来積金ヲ以テ填補スベキ分

一 金五千円 利子年一割 八分

明治十年六月借入分新徴集金ヲ以テ返済スベキ分利子追テ精算

功勞株主如（略、表 2-3 に参照）

合 113.1 株 此金 2827.5 円

旧株主如左（略）

合百 78.8 株 此金 4470 円

新ニ徴集スベキ株数如左 321.2 株 此金 8030 円

右之通決議候事

明治十一年十一月

中牛馬会社取扱所

会議社員 五十六名連署

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 2-4 中牛馬会社定款 （1881 年 4 月）

中牛馬会社定款

我運送營業ハ旧政府来各駅問屋ト称スルモノト別種ノ特許アリテ尚明治五年二月駅逋頭ノ免許ヲ以テ結社シ中牛馬会社ト号シ水陸運輸ヲ本業トシ駅逋寮ノ直轄ヲ蒙リ爾来七ケ年ヲ経テ同十二年其直轄ヲ解カル該定款タル最初駅逋頭ノ承認ヲ得タル規則明治十一年十一月之ヲ増補シ同十二年十月之ヲ更正シ同十三年同十四年定例会議ニ於テ之ヲ加除改正シタルモノナリ其条件如左

第一章 株金及資本金徴集法

第一条 当会社ハ株式会社ニメ社員ノ負責株金ヲ以テ其限トス

- 第二条 当会社ノ株金ハ二十五円ヲ以テ一株トシ二円半ヲ以テ一分株トス
- 第三条 当会社ノ株金八十万円迄徴集スベシ現時既ニ徴集スル額一万三千九百七十五円其半額ハ総扱所ニ止メ其半額ハ各部内ノ信任シ得ベキ銀行又ハ豪富者ニ預ケ保険ノ準備トス  
但シ該預ケ金ハ社長及総代ノ名義ヲ以テ之ヲ預ケ又之ヲ引出スモ其連署ヲ以テスヘシ
- 第四条 各地会社（分社ヲ兼云フ以下倣之）荷継所（荷物取扱所ヲ云フ）ハ運送貨物多寡等ノ景況ニ拠リ相当身元保証金ヲ出サシム其保証金利子ハ会社総扱所ノ入費ニ充テ又廃業ノ時其十分ノ三ヲ引去リ其七ヲ返付スヘシ  
但シ相当身元保証金額ニ充ル株数ヲ所有スル者ハ別ニ該保証金ヲ出スヲ要セス
- 第二章 総扱所以下章程
- 第五条 東京ニ会社総扱所ヲ設ケ社長各課員ヲ置キ一般会社ヲ總轄セシム
- 第六条 各地方適宜部分シ其一部ニ部内会社ヲ管セシム其部長所在ヲ第何部扱所ト云フ
- 第七条 各部長ノ撰ヲ以テ適宜組合ヲ定メ毎組ニ取締ヲ置キ其組合ヲ監セシム
- 第八条 東京ヲ始メ各地ニ会社荷継所ヲ置キ運送物ヲ請負又継替送達セシメ又保送者（牛馬士車夫）継通シニテ宿泊スルトキ其運送物ハ必ス其地ノ会社荷継所ニ預リ不取締ナカラシム
- 第三章 役員選挙法
- 第九条 每部ノ社員投票ヲ以テ総代役一名以上ヲ選挙シ総代役ノ撰ヲ以テ社長ヲ挙ク社長八十株以上総代役ハ五株以上ヲ所有スル者ニ限ル可シ若所持株不足ナル者ハ二人以上株主ノ保証人ヲ宜ベシ
- 第十条 総扱所各課員各部扱所部長ハ社長之ヲ選任シ各組取締ハ部長之ヲ撰任シ各組取締ハ部長之ヲ撰任シ総扱所ニ届出ベシ
- 第十一条 社長在職三ヶ年総代役ハ一ヶ年ヲ期トス衆望ニ依リ其期ヲ重ナルヲ得ヘシト雖トモ三期ヲ越ユルヲ得ス
- 第十二条 役員撰期社長副社長ハ四月定式会議ノ際総代役ハ二月其部集会ノ際トス
- 第四章 社員職務章程
- 第十三条 社長ハ会社一般ヲ統轄シ総代役議定ノ条件ヲ決行シ或ハ其議ニ異見アラハ之ヲ再議セシメ猶相協ハサルトキハ総代役ヲシテ一般社員ノ総会議ヲ開キ又便宜法ヲ以テ其決議ヲ得セシメ又時トシテ議案ヲ草シ総代役ヲシテ議定セシムルノ權アリ
- 第十四条 総代役ハ營業上ノ利害得失社員ノ賞罰規則（定款及物貨取扱規則ヲ兼云）加除改正凡百ノ設施方法ヲ議定シ時トシテハ社長ニ申稟シ総会議ヲ開キ又ハ便宜法ヲ以テ一般社員ノ議決ヲ得ルノ權アリ
- 第十五条 各部部長ハ其所属会社ヲ管シ其社員ノ勤惰ヲ監戒シ総扱所ニ申稟シテ社員進退シ總テ其所属一般ヲ整肅セシムルヲ責任トス
- 第十六条 各会社員ハ能ク運送ノ事務ヲ勉メ能ク諸貨主ノ便宜ヲ謀リ其所属荷継所ヲ奨励シ該会社盛大ニ至ルヲ期スベシ
- 第十七条 荷継所社員モ各会社ト同シク運送ノ事務ヲ勉メ能ク貨主ノ便宜ヲ謀リ該会社ノ盛大ヲ期スベシ
- 第十八条 社長タルモノハ当会社全体ニ注意シ一切ノ事務ヲ処分シ總テ其責ニ任スヘシト雖トモ新ニ一事ヲ起シ尋常ナラサル金銭出納又ハ会社ニ義務ヲ生スル契約等ヲ為スヲ得ス
- 第五章 保険及運送法

第十九条 各会社運送物授受ノ際貨物ヲ渡シタル会社荷継所ハ之ヲ受取タル会社荷継所ヨリ必ス其受取証ヲ収領スヘシ

第二十条 貨主ニ於テ原価ヲ付シ若シ危難アルトキ其原価ヲ償フ可キヲ望ムトキハ其原発会社ハ物貨取扱規則第十四条ノ如クシ添送り状ヲ付シ保険貨物ノ朱印ヲ捺ス可シ

第二十一条 保険料ヲ受取タル荷物原発会社ハ継替ル会社荷継所ヘ各里程ニ応シ其料金額十分ノ六ヲ添銭スベシ

第二十二条 保険料ヲ受取タル荷物ノ添送り状ハ其運送最終会社荷継所ニ留メ置毎月五日其部扱所ニ納シ其部扱所ハ之ヲ総扱所ヘ送付スヘシ

第二十三条 保険料受取証式ノ如クナラサル者ハ其請負フ会社ニ於テ何等ノ契約アルモ其会社一己ノ責ニシテ無代価荷物弁償ノ外他会社ハ勿論総扱所ニ於テ之ニ関与セス

第二十四条 諸貨物ノ弁償ハ總テ其過失ノ会社荷継所ニ於テ全償スヘシ若其過失会社ニ継所ニ於テ之ヲ弁償シ能ハサルノ末ハ保険準備金中ヨリ其過失会社ヘ貸渡シ弁償セシムヘシ

第二十五条 其過失会社ヘ貸渡スニハ連接会社ノ意見書ヘ其部部長ノ意見書ヲ添ヘ総扱所ヘ申稟シ総扱所其意見ヲ容レタルトキハ其連接会社保証人トナリ借用証ヲ総扱所ヘ出サシム尤モ該証ヘハ其部長奥書スルモノトス

第二十六条 総扱所保険証ハ之ヲ各部扱所ヘ渡シ置キ各会社ハ其部扱所ヨリ受取ルヘシ又保険料十分ノ二ハ総扱所ヘ十分ノ一ハ其部扱所ヘ納ルルモノニシテ其歩合金ハ其保険証各受取ノ際会社ハ其部扱所ヘ十分ノ三ヲ前払シ各部扱所ハ十分ノ二ヲ総扱所ヘ前払スヘシ

第二十七条 各地会社及荷継所共人馬ノ賃銭及回漕料ヲ予メ総扱所及其部扱所ヘ届出又其貨物ヲ取扱フ場ノ尤モ見易キ所ニ掲示スヘシ

但シ総扱所ニ於テ其不当ト見認ルトキハ之ヲ引直サシムル事アル可シ

第二十八条 当会社ノ運送ハ迅速ヲ主トスルヲ以テ原発会社ノ見ニ抛リ他ノ会社ヲシテ継替セシメサルモ他ノ会社ニ於テ故障ヲ速フルヲ得ス

第二十九条 保険及運送法貨主ニ対スルモノ總テ物貨取扱規則ニ抛ル

第三十条 各地会社手数料ハ賃銭ノ内ヲ以テシ或ハ別ニ手数料ヲ収ムル等其他ノ慣行ニ抛ルト雖トモ総扱所ニ於テ其不当ト見認ルモノハ之ヲ引直サシムルヘキヲ以テ特異ノモノハ其部部長ノ意見ヲ添ヘ総扱所ニ申稟シ認諾ヲ得ヘシ

但シ賃向払ハ總テ荷物引替ニ賃銭ヲ払渡スモノナレハ之ヲ継替ル会社荷継所ハ其荷物ヲ受取タルノ限りハ前会社ヘ其賃銭テ払フノ義務アル事ハ勿論ニシテ先方会社又ハ行所ニ於テ賃銭滞リタリトモ前会社ヘ払ハサルヲ不得モノトス

#### 第六章 會議法

第三十一条 毎年四月ヲ以テ総扱所ノ定式會議ノ期トス則四月一日開議スルヲ以テ各部總代總代役ハ三月二十五日迄ニ総扱所ヘ集会スベシ

第三十二条 各部社員ハ毎年二月ヲ以テ其部扱所ヘ集会シ營業上万般ノ事ヲ議決シ其部中会社荷継所通計五十ヶ所毎ニ一名ノ總代役ヲ撰ミ集会ニ出會セシムヘシ然シテ其失費ハ其部中社員ニ割合之ヲ出サシム

但シ各地社員ハ可成定例會議ニ出會シ得ヘシ然レトモ其費ハ自弁タルヘシ

第三十三条 總テ社中ノ議事ハ同説ノモノ過半数ニ決ス若其議ノ相平分スルモノハ議長自ラ之ヲ決ス

但シ議長ハ開議ノ際之ヲ撰任スヘシ



第三十四条 毎年四月ノ会議ハ総代役及社員ノ多寡ヲ論セス其議決ノ条件ハ社員一般遵守スヘキモノトス

但シ明治十三年四月ノ定例会議ヲ第一回会議トシ追テ第二回三回ト称スヘシ

第七章 損益分賦法

第三十五条 総扱所ニ生スル利益金及損失共社員ノ所有セル株高二應シテ之ヲ分賦スベシ

但シ損失ノ分賦ヲ受サルモノハ株主タルノ権利ヲ抛棄スルニ止ル

第三十六条 総扱所経費金ハ每年会議ニ付シ各部ニ賦課スヘシ各部扱所ノ経費ハ其部内社員ノ協議ニ任ス

第三十七条 総扱所役員給料旅費如左

役名	月給	旅費日当
社長	二十円	六十銭
副社長	十八円	五十四銭
課長	十五円以下	五十銭
会計	七円以下	四十六銭
記簿	五円以下	同
小使	三円以下	四十銭

旅行中別二一里二付十銭ツツノ車代ヲ給スル事アル可シ正副社長ニハ各月給半額迄ノ交際費ヲ給スル事アル可シ。各部長ニ於テ新入社及附属セシムルカ為メ入費ハ其入社員及附属員ヨリ納ルル金額十分ノ一ヲ以テ之ニ充ツヘシ。部長ナキノ地社員又ハ他人ヲシテ新入社及附属セシムルカ為メ入費モ亦然リ

第三十八条 各部部長給料雑費及各組取締入費ハ其部内社員ノ協議ニ任ス

第三十九条 総扱所ハ毎年五月前年ノ決算表ヲ製シ各株主ヘ報告スヘシ

第八章 入社順序

第四十条 各部部长ヲ選挙シタルトキハ惣扱所社長ヨリ其地方庁ヘ御届スヘシ其書式如左

府県国郡町村 番地族籍

中牛馬会社

何ノ誰

右ハ第何部当会社部長委託御管下一般(何郡中一般)同社所轄為仕候條此段御届申上候以上

年 月 日

東京何区何町

中牛馬会社総扱所

社長 何ノ誰 印

府県長官宛

第四十一条 当会社ヘ入社又ハ附属運送営業セントスルモノハ其部部長ヘ未タ部長ナキノ地ハ其近傍部ノ部長ヘ(イ)ノ如ク三通ノ書面ヲ差出スヘシ其部長ニ於テ三通ヘ(ロ)ノ如ク奥印シ之ヲ総扱所ヘ差出スヘシ総扱所ニ於テハ之ヲ承諾スルトキハ(ハ)ノ如ク書載シ頭取ヲ経テ本人ヘ附與スヘシ然ルトキハ其承諾証写ヲ深ヘ(ニ)ノ如ク連署其府県御届スヘシ

但シ二人以上組合入社営業セントスルモノハ其全権ヲ有スル頭取ヲ撰之其名義ヲ頭書ニシ之ヲ差出スヘシ別段ノ規則ヲ設クルモノハ総扱所ノ承諾ヲ得其地方庁ニ呈スル(ニ)ノ書面ハ御聞置ヲ願フノ趣旨ニシテ其指令ヲ仰クモノトス

(イ) 拙者今般貴社へ入社（附属）会社分社（荷継所）名義ヲ以（何地ニ於テ）運送營業仕度依テ株金（身元保証金）若干差出候則入社（附属御許諾ノ上ハ其社則遵守可仕ハ勿論ニ候此段賃銭表相添御依頼仕候也

府県国郡町村 番地族籍

年 月 日

本人 何ノ誰

保証人 何ノ誰

中牛馬会社総扱所社長何ノ誰殿

(ロ) 前書ノ通申出候間御許諾有之度依テ奥印仕候也

第何部中牛馬会社扱所

部長 何ノ誰印

(ハ) 右正ニ承諾候也

中牛馬会社総扱所印

年 月 日

社長 何ノ誰印

(ニ) 誰義中牛馬会社へ入社（附属）別表賃銭ヲ以テ運送營業仕度別紙写ノ如ク同社総扱所認諾ヲ得候此段御聞置被成下度奉願候也

何郡町村番地族籍

中牛馬会社荷継所)

年 月 日

何ノ誰印

第何部中牛馬会社取扱所印

部長 何ノ誰印

府県長官又ハ郡区長

第四十二条 各部長ヲ解任スルトキハ総扱所社長ヨリ直ニ該府県庁へ申稟シ認諾ヲ得其認諾証ヲ添へ該府県庁へ御届スベシ

但シ時トシテ会社ノ不利又ハ私利ヲ謀ル等ノ実蹟アルモノハ社長ヨリ退社セシムル事アルヘシ然ルトキハ其部長ハ総扱所ノ照会書ヲ添へ地方庁へ御届スヘシ

#### 第九章 雑

第四十三条 社員ノ賞罰規則ノ臨時加除セサルヲ得サル場合社長之ヲ決行スルモノ定式會議ニ於テ将来ノ規則ニスルヤ否ヲ議決スヘシ

第四十四条 総扱所ヨリ一般社員又ハ或ル社員へ報告スル至要ノ件トスルモノハ尚之ヲ東京府下発兌ノニ新聞へ掲示スヘシ其新聞紙ニ掲載シタルモノハ他日之ヲ和ラザリシト速ルヲ不得

第四十五条 総扱所以下文書ニハ社印ヲ捺シ其主任者記名調印スヘシ

第四十六条 社員ノ他人ニ対シ何等ノ契約アルモ規則ニ載スル危難弁償関係ノ外皆其者一己ノ責ニシテ他ノ同社一般ハ勿論総扱所ハ更ニ関係ナカルヘシ

第四十七条 規則ニ載セサル者ハ時々総扱所へ稟議シ指揮ヲ受クヘシ

第四十八条 社長ハ過半数ノ同説ニ抛リ退職セシムルヲ得ヘシ

第四十九条 社長ノ奸偽私欲犯則ニ抛リ損失ヲ生スルトキハ必ス之ヲ償ハシム

第五十条 社中及荷継所ノ者奸偽私欲ヲ擅ニシテ又規則ニ背戻シ或ハ会社ノ不利ヲ謀ル等ハ相当ノ違約金ヲ出サシメ或ハ退社セシム可キ事

第五十一条 各地会社荷継所ノ掲票ハ総扱所ニ於テ之ヲ製シ焼印ヲ捺シ相当代価及手数料ヲ受取之ヲ附與スヘシ

但シ退社又ハ廃業シタルトキハ其焼印ヲ切取り総扱所へ返戻スヘシ

右条件社員互ニ背犯アルヘカラザルモノ也

明治十四年四月

中牛馬会社総扱所 印  
副社長 正木 誓 印

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 2-5

### 第二部 中牛馬会社申合規約

本県丁第十四号御布達ニ抛リ当会社将来営業ノ方法社長協議ノ上別紙ノ如ク規定仕條御認可被下度此段奉願候也

明治十五年七月

第二部 中牛馬会社扱所  
部長 中沢與左衛門 印  
戸長代理筆生 宮下太兵衛 印

長野県令大野誠殿

甲勸第六一号

書面之規則認可候事

明治十五年十月二十一日

長野県令大野誠代理  
長野県大書記官鳥山重信

### 第二部 中牛馬会社申合規定

第一条 本部長所在ノ地即チ長野ニ事務所ヲ置キ部中各社ヲ総轄シ又管轄庁ニ対スル諸般ノ事及総扱所ヘ照会ノ事先皆該部長ヲ經由スルモノトス

第二条 部長ノ考案ヲ以テ組合ヲ定メ毎組ニ頭取(総扱所ノ称取締ナルモ旧慣ニ依リ頭取ト称ス)ヲ置キ其組合各社ヲ監督セシム

第三条 各社荷継所ニ至ルマデ能ク運送ノ業務ニ勉励シ決シテ停滞ノ患ナカラシムヘシ

第四条 県道以上ニシテ人馬ニ乏シク運送ニ間ル地等ハ其組合頭取ニ申出ヘシ頭取之レヲ相当ト思量スルトキハ部長ニ稟議シ其地ニ常備人馬ヲ置クニ足ルノ費用ヲ給スベシ

第五条 各社運賃ハ左表ニ超過スルヲ得ス蓋シ其低減ヲ勉ムル妨ケナキハ勿論トス

但シ保険請合料ハ本規則ニ抛ルヘシ

人足一人二付七〇目 駄荷三十貫目	国道平地 壹里二付	支道増	坂地増	嶮岨地増	雨雪悪路	夜増
人一人 馬一疋	金拾銭	二割ヨ リ五割	二割	五割	二割ヨリ 壹倍	五割

但シ西筑摩郡ハ駄荷ニ限り三割増タルヘシ

通船	下リ	上リ	水増風雨農繁ノ節増
壹駄四十〇目 一里二付	四銭	五銭	二割ヨリ一倍增

第六条 各同社相継運送ノ延滞ナキヲ勉ムルハ勿論ナリト雖トモ万一臨時運送ニ間ヲ生スルアラハ之ヲ同業ナル通運会社ニ託シ又彼ノ社ノ同様ナルトキハ我社其託ヲ受ル互ニ貨主ノ便宜ヲ計ルニ注目シ私情ヲ以テ彼レニ託スルヲ厭ヒ我レニ請ルヲ拒ム等ノ処行アルヘカラス

第七条 当会社ノ定便ハ当分東京直江津間トシ其日割左表ノ通タルヘシ

	荷集日	発荷日	送達日割
--	-----	-----	------

東京筋	毎二七ノ日	毎三八ノ日	一日二付七里結
直江津筋	毎四九ノ日	毎五ノ日	雪中ハ此限りニ非ス

第八条 本部各社ニ附属スル保送者ヨリ身元金ヲ出サシムヘシ其額左ノ如シ

牛馬	一頭二付	金貳円五十銭
荷車	一輛二付	金貳円五十銭
牛馬車	一輛二付	金五円
通船	一艘二付	金十円

第九条 前条身元金ハ各組合頭取之ヲ預リ其地ノ銀行又ハ豪富ノ最モ信用シ得ヘキ者ニ預ケ相当利子ヲ収領シ第十三条ニ掲クル各項ノ諸費ニ供スヘシ

但本条預ケ所ハ豫（あらか）メ部長ニ稟議シ之ヲ定メ置クヘシ

第十条 毎年上下半期ヲ區別シ各頭取ハ其組内物貨ノ駄数及附馬人馬牛車水夫ノ現員ヲ調査ノ上半期ハ七月十五日下半期ハ一月十五日迄二本部ヘ送付スヘシ部長ハ之ヲ合計シ明細表ヲ製シ本県勸業課ヘ上申スルモノトス

第十一条 当会社ニ附属シ保送者タルモノハ其証トシテ其組頭取ヨリ人足一人牛馬一頭荷車壹輛牛馬車壹輛通船一艘二付鑑札各一枚宛附與スルモノトス  
但鑑札ハ毎年之ヲ引換其都度製造料トシテ壹枚二付各金五銭ヲ会社ニ納ムヘシ

表

第十二条 保送者等身元金ヲ出金シ能ハサルモノハ一時之ヲ貸與スヘシ然ルトキハ年一割ノ利子ヲ会社ニ前納スヘキモノトス

第十三条 保送者ヨリ預ケタル身元金利子支出方ハ左ノ如シ

- 第一項 県道以上ニシテ人馬ニ乏シク運送間フルノ地ニ常備人馬ヲ置クノ費用ニ充
- 第二項 道路橋梁ノ修繕等總テ運送ノ補益トナルヘキ事業ヲ助クルノ豫備トス
- 第三項 牛馬士荷車水夫等ハ取締費及牛馬士荷車水夫等ノ災害ニ罹リタル者ヲ救助スルノ豫備トス右三項トモ収領利子十分ノ三分宛ヲ超過スルヲ得ス
- 第四項 収領利子十分ノ一分ト前三項ノ残余アラハ其残余ニ併セテ積金トシ非常ノ事ニ備フ

第十四条 保送者營業中ハ必鑑札ヲ携帯スヘシ若シ紛失又ハ水火盜難等ニ罹リタルモノハ再鑑札ヲ申請ヘシ然ルトキハ第九条ニ定メタル製造料ヲ払フヘシ

第十五条 保送者ハ貨物通送ニ付互ニ不注意ナキ様申合予メ之ヲ頭取ニ申出ヘシ

第十六条 保送者廢業鑑札ヲ送還スルトキハ其身元金ハ之ヲ返附スヘシ  
但身元金ノ利子ハ第十三条ノ如ク支払ヲ以テ返付セサルヘシ

第十七条 保送者中其所轄会社ノ指示ニ背戻シ或ハ会社ノ名義ヲ損スル行為等アルモノハ鑑札ニ引上ケ身元金之ヲ没収スル事アルヘシ

右之通相定実験上不満又不都合ノ条項アラハ猶社員ノ協議ヲ以テ之ヲ改正増減スヘシ

明治十五年七月

小諸中牛馬会社頭取	小山五左衛門
上田同会社同	滝沢助右衛門
長野同会社同	中沢與左衛門
野沢同同	並木勝造
飯田同同	小林源次郎

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 2-6

### 第二部小諸組中牛馬会社申合規約

#### 中牛馬会社小諸組申合規約

本県本年甲第七十三号及丁第十四号御布達二抛リ第二部同盟申合規定ヲ編製シ今回本県庁認可ヲ蒙リ施行候二付会社分社荷継所等不注意ナカラン為更ニ申合スル条々左ニ

#### 第一条

総扱所規則等並ニ通達等者勿論本部申合規定等者熟覽シテ犯則ナカラザル様注意スベシ

#### 第二条

会社分社荷継所者平常仕役スル最寄町村或ハ一部落一耕地ノ保送者ヲ監督スベシ該区域ハ頭取ノ考察ヲ以テ之ヲ定ムル者トス

#### 第三条

分社荷継所ハ頭取ノ通達二抛リ其区域内保送者人名及ヒ人足牛馬ヲ区別シ其数取調会社ハ差出スベシ

但シ監督区域廣狭二抛リ其区域内保送者数組ニ訳タルモ適宜タルベシ

#### 第四条

本部申合第十五条二抛リ保送者申合規約（則下案ノ如クヲ清書シテ）保送者タルモノ各自連署シテ頭取ハ差出スベシ

#### 第五条

本部申合規定中ノ身元金及鑑札料ヲ保送者ヨリ取立頭取ハ贈金スベシ尤該金額頭取ハ収領ノ上者分社荷継所ヲ經由シテ鑑札ヲ保送者ヘ付与スベシ

#### 第六条

保送者ハ遞送貨物ヲ托ストキ鑑札ノ有無ヲ調無鑑札ハ無論貨物相渡サヘルモノトス

#### 第七条

分社荷継所ハ隣駅村或ハ平常継立等有之駅村ノ里程及定賃金ヲ頭取ハ申出置クベシ

但シ支道坂地險阻等ノ外割増ハ本部申合第五条二抛ルベシ

#### 第八条

官民ヲ不問遞送ノ為人馬ヲ依頼者有之トキハ第七条ノ賃金ヲ以テ時刻二不抱速ニ依頼ノ求ニ応スベシ

#### 第九条

当組合一切ノ出金法左ノ如シ（表略、表 2-4 参照）

#### 第十条

貨物継立ノ際ハ予テ通運会社ト約定アルヲ以テ送券ヲ検査シ不都合無之様注意スベシ

#### 第十一条

無保険ノ貨物遞送中危難ノ際事情不得止弁償ナス與或ハ為スベカラザル等ハ頭取ノ考察ヲ以テ是ヲ定メ若シ弁償スベキニ至リテハ総扱所規則中弁償期限ヲ以テ出金スベシ

#### 第十二条

人足継立ル駅村ハ豫テ定メ置他ノ駅村ニテハ備人足ヲ要スル事ナキモノトス

#### 第十三条

往来鑑札所持セシ保送者ハ保証人ヲ要セズト雖将来付属スルモノハ更ニ保証人ヲ立テ入

社ヲ許スベシ

第十四条

保送者途中ニ於テ替荷ヲ不許若シ不得止事故有リテ交換スル時ハ会社分社荷繼所ニ於テ  
検査スベシ最モ期日停滯スル貨物ヲ引受候得者其会社分社荷繼所ニ於テ其責ニ任ス

第十五条

保送者身元金一時出金難致者ハ会社分社荷繼所ノ見込ヲ以テ出金法ヲ定メ其期限ハ来ル  
十六年二月迄皆済相成候様取計フ者トス

但シ二月迄ノ前利子 6 銭 2 厘 5 毛第五条ノ如ク取扱フベシ

第十六条

昨明治十四年定例会決議相成候第二部資本金トシテ総扱所所有株一株ニ充金 5 円宛今般  
出金可致事

但シ該金額ニ充ツル功勞株ヲ所有者ハ出金不及候事  
右之件々協議決定背反無之依テ為後証各自調印候也  
明治十五年十一月十四日

第二部小諸中牛馬会社

頭取 小山五左衛門  
外  
会社員 2 名  
分社員 4 名  
荷繼所員 10 名

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 2-7

中牛馬会社荷扱所之儀ニ付伺

本年乙第八十六号、同九十号、同九十一号、当分等御布達ニ抛リ、通運・中牛馬会社運  
送上税課賦被仰出候所、通運会社繼立所、中牛馬会社荷扱所ノ両称を課賦不被出候得共、  
右両称ノ内取扱荷数一ヶ年多数之場合ハ、五千駄前後少数ノヶ所を、十駄乃至二十駄位ニ  
テ、其取扱荷数ノ多少甚有之候得共、惣シテ両称ノ分ハ多数ト雖、悉皆免税被成下候儀ニ  
御座候哉、此段奉伺候右者組合取調方ニ付、差掛り候儀処、至急御指令奉願上候、以上  
明治十二年九月五日

北佐久郡小諸町中牛馬会社

副頭取 中村幸兵衛 印  
頭取 小山五左衛門 印  
戸長 西岡信義 印

長野県令榑崎寛直殿

書面伺之趣、通運会社取繼所ト中牛馬会社分社ハ課税通運会社繼立所及中牛馬会社荷物取  
扱所ハ免税之義ト可相心得事

但中牛馬会社荷扱所ノ名称ハ規則ニ無之事

明治十二年九月十一日 印

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 2-8 協議表 (1880 年)

明治 13 年 3 月 協議表 小諸集会

高崎 松井田 小諸 野沢 上田 浦野 長野各会社集会シテ議詰ス、其約則左ノ如。

### 第一条

荷扱人毎年三月十五日ヨリ二十日迄定会議トシー周年間荷物運搬ノ事ヲ議決ス。

但集会所ノ位置左ニ決ス

十四年	松井田会社
十五年	高崎会社
十六年	長野会社
十七年	上田会社
十八年	浦野会社
十九年	野澤会社
二十年	小諸会社

### 第二条

会議入費ハ右七会社江割附之額出金スベシ。

但不得止自己アリテ次序スルトキハ最寄会社へ依頼シ、委任状並ニ其実事詳細書ヲ相渡スベシ。

### 第三条

毎年各地荷主方へ年始並ニ荷物周旋等左ノ割附之通り三月十五日迄ニ相勤ムベキ事。

行田 川越 足利 相生	高崎会社
富岡 高崎 前橋 小諸	松井田会社
長野 信岡 松代 稲荷山 須坂 上田	上田会社
下仁田 飯田 諏訪 上田	小諸会社
甲州	野澤会社
高田 中野 飯山	長野会社
松本 西条 東条 生坂	浦野会社

### 第四条

各荷主年玉物之義ハ一店ニ付、手拭ニ筋宛ト定ム。

但手拭年番会社ニ於テ染附各会社へ渡スヘシ上包名前之義ハ七会社ヲ記載スベシ。

### 第五条

各店廻り日当旅費トモ金五十銭ヲ附与ス。其請持会社ニキイテ立換、毎年集会之節、七会社公平ニ割合出金スベシ。

### 第六条

原発荷物へ敷金附ヲ請負ヲトキハ其原価ヲ送券ニ記載シタル半額ヲ荷物ニヨリ原価ノ八分迄ヲ貸渡ス事モアルバシ。

### 第七条

荷物運送中危難損失等アルトキハ、甲会社ト乙会社ノ間ニ桐生スルハ甲会社ニキイテ負担スル者トス。

但破損セシ荷物モ請取済ノ上ハ其会社ノ責タルベシ。

### 第八条

甲ノ会社ヨリ乙ノ地ノ店へ荷物送附スル荷物云々等在之店ニキイテ不請トキハ、其最寄会社分社及荷扱所江預リ出、其運送人江相渡スヲ金トス。

### 第九条

荷物送送遅滞スルトキハ、原発会社ヨリ延着ノ調書当来スルトキハ、至急取調返報スベシ。

キハ勿論二候得共、折節等閑相成候ヲ困布及事アリ、是等ハ一層心配無、惰怠前後連路ノ社中不都合無之様可致事。

右之条々〇違省不在之依テ、各会社調印之上―社一通宛後証二供スルモノナリ。

明治 13 年 3 月 9 日

高崎中牛馬会社 白石嘉平  
松井田駅中牛馬会社  
浦野駅中牛馬会社  
野澤駅中牛馬会社  
兼 小諸駅中牛馬会社  
塩川文右衛門  
長野駅同社  
兼 上田駅中牛馬会社山本常平

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 2-9 同盟社員通常会の議定書 (1881 年)

### 同盟社員通常会の議定書

部内同盟会社社員(信濃野澤小諸上田長野浦野松本諏訪飯田越後高田)小県郡別所二於テ通常会ヲ開キ、其議定スル所左ノ如シ。

第一条 明治十四年東京通常会議ニ出張員五名ヲ選挙ス、(中沢與左衛門 小山五左衛門 西牧新三郎 山崎陳太郎 松下莊蔵)其費額(滞在往復二十日間トシ旅費日当)一名ニ付金二十五円宛ヲ給与致スベシ。

但費額割合

(小諸 十八円 上田 十八円 長野 十八円 野澤 十五円 飯田 十五円 高田 十二円 松本 十二円 諏訪 十二円 浦野 十円 )

第二条 各会社ノ預金出金期三月十五日七月二十日、一月二十日其預金之〇割期ハ延滞ナク出金スベシ。

但今般ハ利子年一割トヲ添納スベシ。

第三条 当部扱所諸費明治十二年、十三年分金二十五円シ長野会社迄差出スベシ。

但割合(小諸 4円 上田 4円 野澤 3円 諏訪 3円 飯田 3円 松本 3円 高田 3円 浦野 2円)

第四条 部内社中ハ所有スベキ株高ノ半額ハ必ス四株タルヘシ。

但四株ノ所有惣株高ノ半額ニ不足スル者ハ其半額ニ充ツル迄継受可シ。且超過スル者ハ、不足分ハ譲渡可ス者トス。

第五条 当部資本トシテ所有高尙株ニ付金五円宛ノ準備ヲ為ス可シ。

但功勞株ヲ以テ之ニ充ツルモ若シカラス、若シ該〇ニテ不足スルトキハ其不足ヲ持ニ出金セシムヘシ。

第六条 該株金半額危険準備トシ積金ハ資本トシ信認ス可キ。国立銀行ニ預ケ其利足ヲ以総扱所費用割及ヒ当扱所入費総扱所会議出張地方会社総費、年番其他当部一般ニ係ル費用ニ充テ余リアル時ハ、資本中ニ加江不足アル時ハ資本より出金ス可キ者トス。

右之条々違此内アル可ラサル者也。

明治十四年二月二十二日

長野中牛馬会社  
中沢與左衛門  
浦野中牛馬会社



横島五右衛門  
上田同社  
伊藤九右衛門  
小諸同社  
塩川文右衛門  
野澤同社  
並木勝造  
松本同社  
西牧新三郎  
高田同社  
山崎陳太郎  
諏訪同社  
飯田同社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

### 史料 2-10

明治十五年長野町於テ通常会之決議案左ノ如ク (1882年)

- 第一条 当扱所費用及社長給料共併テ一ヶ年金五十円トス  
第二条 当社加入人退社或ハ廃業又ハ社中萬難ヲ生ジ為金社長各地江出張ノ節ハ旅費トシテ一里十銭マ外ニ滞在費トシテ一日一円ツツ支給候該出途法ハ会社所分ハ全管割トス分社以下所分ハ其所轄会社より支償スルモノトス  
第三条 全管割等ヲ預定ス左ニ  
仮令ハ費割百円ノモノナレハ両社中ニ於テ 25 円ヲ出金シ残 75 円ハ出願ニ於テ出金スル割合ノ者トス  
第四条 株金貸付利子客歳確定候追々帰社ノ上速ニ出金スヘシ  
第五条 通常会及臨時会旅費トシテ左ノ如ク支給スルモノトス  
但シ一里ニ付 10 銭ツツ割合定  
右之条々各員協議ノ上確定候上者聊違背アルカラサル者也  
明治 15 年 2 月 25 日

小諸駅 小山五左衛門  
上田駅 伊藤九左衛門  
松本駅 西牧新三郎  
飯田駅 渡辺金太郎  
福島駅 沼田興太郎  
長野駅 中沢與左衛門

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

### 史料 2-11

(1885年)

明治十八年第二月小諸中牛馬会社ニ於テ同盟会社集合討議ノ末明治 17 年 12 月 10 日附ノ議定書ニ増加スル事左ノ如シ

第一項

議定書第二条ニ在ル等級物品ノ細目及手数料ヲ左ニ定ム

第一等 呉服 太物 藍玉 足袋底 養蚕物ノ類

右手数料一駄金四銭  
 但シ十メ目以下一個一銭其以上右二準ス  
 第二等 鉄物 塩魚 石油 麻  
 畳糸 氷餅 陶器 紙  
 ガラク 煙草 竹籠 櫛  
 杏干 生蠟

右手数料一駄金三銭  
 但シ十メ目以下前同断  
 第三等 穀類 砂糖 塩  
 右手数料一駄金二銭

但シ十メ目以下前同断  
 第二項 議定書第三条ノ○或ハ現時  
 左表ノ如シ（表略）

第三項 議定書第七条ノ過怠金引去法ハ必ス実施スベシ雨雪悪路ノ為遷延セシモ遞送日  
 数ノ約束アルガ為届ケ先ニ於テ苦情アレバ遷延セシ会社ノ得ベキ運賃一割ヨリ  
 五割迄ヲ謝罪トシテ差出シ詫入方配達会社ニ相テ尽カスベシ差止ムヲ得ズ五割  
 以上ヲ償フモ過失会社ハ異議ナク全償スルモノトス  
 但シ配達会社ヨリ貨主不払ノ証書ヲ以テ賃銭払之代用シ終ニ過失会社ニ  
 至ランムベシ

右ハ議定書及此約束ヲ実行シ以テ他ノ同業者之競争ノ念ヲ絶タシムル為同意一致ヲ表  
 之各自記名調印一業ツツヲ取持スルモノ也

明治 18 年 2 月 9 日  
 東京中牛馬会社 戸廉里進  
 高崎中牛馬会社 飯田文助  
 松井田中牛馬会社代 飯田文助  
 小諸中牛馬会社 小山恒助  
 上田中牛馬会社 大井六郎兵衛  
 浦野中牛馬会社 樽崎浦助  
 松本中牛馬会社 小林盛造  
 和田中牛馬会社 翠川府右衛門  
 長野中牛馬会社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 2-12

小諸中牛馬会社ニ於テ第十九国立銀行岩村田出張所ヨリ請負候所之諸荷物ノ事ヲ倉賀野  
 駅同盟社中須賀善兵衛ト結約スル其約則左ノ如シ

一 生糸 壹駄 倉賀野ヨリ東京迄着日二日半間 賃金 0.5 銭

品目	量目	地名	着日	賃金	保険料
生糸	1 駄	倉賀野ヨリ 東京迄	2 日半	0.5	0.3
生皮芋、出売蛹	1 駄	倉賀野ヨリ 東京迄	3 日半	0.5	0.2
人參	1 駄	倉賀野ヨリ 東京迄	2 日半	賃金保険料 共 0.5	

右賃金及保険料ヲ以諸荷物倉賀野河岸ヨリ東京堀江町一丁目中牛馬会社支店迄運送スル

八須賀善兵衛へ委託スベシ依而該荷物運送中生スル危険責ハ須賀善兵衛ノ負担タルベシ故ニ火盜難或ハ水災ニ罹リ濡湿損傷セシ荷物ノ全部亦ハ棧部ヲ失ヒセシ時ハ(荷主並銀行ト中牛馬会社)協議ノ上一定シタル保険価額ニ從ヒ須賀善兵衛ニ於テ其損失ヲ中牛馬会社江悉皆弁償スベシ。

右之条々結約証トシテ二通ヲ製各自記名調印之上一通宛ヲ領収シ後証供スルモノナリ  
明治 12 年 8 月 28 日

小諸町中牛馬会社頭取 小山五左衛門  
倉賀野川岸中牛馬会社荷扱所  
須賀善兵衛

出所：長野県小諸市小山家文書

### 史料 2-13 貨物保険約定書 (1883 年)

#### 貨物保険約定書

第壹条 長野町中牛馬会社ニ於テ請負タル各銀行為替荷物ニシテ東京横浜江運送為スモノハ倉賀野中牛馬会社田口五平江委託スベシ

第貳条 第壹条ノ物品田口五平ニ於テ請負タル以上倉賀野川岸ヨリ船積荷物ハ届先迄又鉄道積荷物ハ本店熊谷ヨリ先届取迄ノ運中損害アルトキハ田口五平ニ於テ弁償ノ責ニ担スベキヲ以テ貨物原価千円ニ付左ノ保険料ヲ払スベシ

生糸 金 0.5 円

屑物 金 1 円

出売 金 1.333 円

第三条 第二条ノ如ク田口五平ハ保険料ヲ得ルカ為メ請負ノ途中萬一危難有之トキハ原価ニ応シ弁償可致ハ勿論若シ弁償可シ得ザル場合ニ於テハ上田、小諸両会社へ差入置処ノ抵当ヲ以テ弁償スベシ

第四条 保険料ハ本年 7 月各銀行へ増額ノ約定相成候日ヨリ第二条ノ如ク相払フヘク候以来ハ旧定約ニ基キ可相払事

前書約定候本年 7 月 1 日ヨリ来明治 17 年 6 月 30 日迄滿一か年ト定メ猶協議ノ上増減スル事アルベシ

明治 16 年 10 月 16 日

倉賀野中牛馬会社

田口五平

出所：長野県小諸市小山家文書

### 史料 2-14

#### 有信組規則

(1879 年 12 月)

当組ハ中牛馬会社へ運送ヲ附託シタル貨物ヲ以テ為替金ヲ借ラン事ヲ其貨主ヨリ請求スルトキ之ヲ貸与スルモノニシテ其法方規則如左

第一条 諸貨主ノ中牛馬会社へ運送ヲ付託シタル貨物ヲ以金員ヲ借ラン事ヲ求ムルトキハ当組人員該社へ出張シ其貨物ヲ検査シ原価六分迄ヲ貸与スベシ但シ日ヲ経テ不用ニ属スルモノ稟改シ易キモノ破損シ易キモノ普通用品ニ〇ラサルモノ〇ハ大ヒニ解約スベシ

第二条 為替法ハ為替金ヲ貸与シタル貨物ノ其次ノ中牛馬会社ニ造スルトキハ同社ヨリ其地為換方ノ報知アルヘシ即テ其第二為替方ハ元為替方へ其為替主ヲ払渡シ其払渡シタル金員ハ利子ヲ第三会社為替方ヨリ受取り其第三為替方ヨリ

以下皆同法二抛リ終ニ貨主所在ノ地ノ会社ハ元利ヲ貨主ヨリ貨物ト引替ニ受取ヘシ

第三条 当組日数ヲ算スル總テ五里ヲ以テ一日路トス  
但シ二里半未滿ハ之ヲ捨テ滿二里半以上ハ之ヲ入ル  
例東京高崎間二十七里半ナレハ入シテ六日路トシ高崎小諸間十六里ナレハ捨テ三日路トスルカ如シ

第四条 当組ハ五十円迄ノ額ヲ貸渡スモノトス而シテ其利子ハ總テ銀三厘日歩トス  
但シ利子ヲ算スル六日路ナレハ其送り戻シノ日数ヲ加ヘ十二日分ノ利子ヲヤ受ク一シ第六條ノ如シ

第五条 原発為替組ハ則テ着地迄ノ里程ニ應シ一日路ニ付為替金額二千分ノ一ヨリ不多手数料ヲ受取ルヘシ  
但シ原発為替組ハ半條手数料減少スルヲ勉ムヘシ

第六条 送り戻シ金ヲナス其脚夫賃ヲ貨主ヨリ受クヘシ其数左ノ表ノ如シ

一日路五里	十円未滿	二十円未滿	三十円未滿	五十円未滿
脚夫賃	四錢	七錢	九錢	十錢

以上五里毎ニ之レヲ加フ

第七条 当組為替ノ利子及脚夫賃共必ス前払ナルヘシ其各為替方ハ受取戻シハ左ノ例ノ如シ

例東京為替方ニ於テ高田迄五十円ノ為替取組シトキ東京為替方ニ於テ一般ノ利子〇〇貨ノ會計式円四十錢ヲ五十円ノ内ヨリ引去リ高崎為替方ヨリ其四十七円六十錢ト東京為替方ノ得ヘキ九十錢ト合四十八円五十錢ヲ受取り高崎為替方ハ其四十八円六十五錢ヲ松井田ヨリ受取以下同法二抛リ高田為替方ハ貨主ヨリ金五十円ヲ受取ルカ如シ

第八条 為替取組タル貨物ニ事故紛紜ヲ生スルトキハ總テ原発為替方ニ於テ一切ノ責ヲ負担スヘシ

第九条 為替取組タル原発為替方ノ責ヲ果ス不能トキハ其次為替方ノ責トシ以下逐(チク)次為替方ニ及フモノトス

第十条 為替金取渡リニシテ為替金ニ不足ヲ生スルトキハ其弁償ハ第七条ノ如ク原発為替方ノ責タルヘシ

第十一条 為替貨物附スヘキモノハ總テ危難受合料ヲ中牛馬会社ハ払フタルモノニ限ルヘシ

第十二条 各為替方ニ於テ前為替方ニ渡スヘキ金員滞リルトキハ為メニ生スル費用ノ二信ヲ償フヘシ

荷為替金受取ノ証

一 物品名 何個 該目形  
該為替金何十円迄 何月何日ヨリ  
何日迄相未滿

右者此度前書物品何〇何ニハ相送り〇ニ付前為替取組前書ノ金員正ニ受取也以何年何月何日限り荷請主何ノ某(なにが)於テ入金相滞然ハハ同地ニ於テ競売期日十日前曙新聞ハ御書〇相〇其代金ヲ以テ本金并ニ費用其御引去リ可ヒ下該余金有之〇ツツ預戻シ可被下不足〇ハ〇拙者ヨリ相償可也間 後日証書如件

何年何月日 何ノ某

保証人 何ノ某

何ノ某殿  
右ノ如ク相定タルヲ以テ互ニ違背スヘヤラサル者也

有信組

明治十二年

中牛馬会社

当会社中荷為換方ヲ有信組ト称シ当分巻口金五十円以下トシ別冊之方法ヲ以テ貸付申度箇所人名等ヲ取定メ次第追々ト申可仕候間 此段御○置候成下至度○○願上候以上  
長野県下中牛馬会社ノ年番頭取  
下水内郡長野町 中沢與左衛門

明治十二年十二月五日

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

## 史料 2-15

(1882年)

(表紙)

「明治十五年三月三日

両会社契約証

内国通運会社員

中牛馬会社員」

### 第一条

一 両会社ハ互ニ懇親ヲ主トシ、物貨運輸ノ便利ヲ開帳スルニ注目シ、専ラ遅延ノ憂ヲ一洗シ物貨速着ヲ要領トスヘシ、

### 第二条

一 両社共運送ノ都合ニヨリ臨時差支アル時ハ、互ニ頼ミ合ヲ為シ遅延ナカラシム可シ、然レ共自他ノ区域ナキニ至タラサル様、第三条ノ手續ナキモノハ互ニ運送スヘカラサルモノトス、

### 第三条

一 第二条ノ場合ニヨリ他社（通運ハ中牛馬ヲ他ト云フ、中牛馬ハ通運ヲ他ト云フ、以下之レニ倣ウ）江委託スル時ハ、其証トシテ送り状江事由ヲ明記スヘシ、若此証ナキ他社宛ノ貨物ヲ運送スル者ハ、該手数料ノ五十倍迄ノ違約金ヲダサシムヘシ、

### 第四条

一 物貨運送ハ渾テ貨主才領ノ望ニ任セヘキハ勿論、仮令甲中牛馬ヨリ発シ乙通運江繼入ルモ、決シテ之レヲ妨ケス繼送ル可キモノトス

### 第五条

一 発出会社ニ於テハ繼所ヲ詳記スヘシ、該繼所ノ明記セサルモノハ同盟繼ト見倣スヘシ

### 第六条

一 物貨運送ハ總テ原送券ヲ証シトシ、必送券宛名ノケ所江送附スヘキモノニ付、之レヲ誤リ或者專擅ヲ以交換スヘカラス、若之レヲ違犯スル者ハ授受トモ三条ニ準シ所分スヘシ、

### 第七条

一 稼夫運送ノ途中猥ニ自宅ニ差置ク等ノ弊害ハ素ヨリ為スヘカラスト雖、尚一層注意ヲ加ヒ同盟会社江積入、不都合無之様両社間ニ於テ取締ヲナスヘシ、

### 第八条

一 稼不運送ノ途中俄ニ発病等ニテ通行難成節ハ、何レノ地ト雖両社ノ区域ヲ論セス互ニ実意ヲ尽シ、且運送ノ物品ニ聊差支ナク継送り方注意スヘシ、

第九条

一 稼夫適意二甲社ヲ脱シ乙社ニ付属スル妨ケナシト雖、不正ノ所為アリテ除名セシ時ハ其旨他社江報告スヘシ、該稼夫甲社ニ義務ヲ尽サハル者ハ、乙社鑑札ヲ附与スヘカラス、

第十条

一 両社稼夫貨主ト相對ヲ以猥ニ物貨ヲ引受運送スル等ノ如キ弊習ヲ洗除シ、自今会社ニ於テ物貨ヲ調査シ送券ヲ附シ、不都合無之様稼夫江相諭スヘキ事

第十一条

一 御下問第四項奉答書御採用ノ上ハ、両社商議之上其執行ヲナスヘシ、

第十二条

一 両社員ニ於テ過当ノ賃金ヲ受クル等不実ノ所為アル時ハ、互ニ其取締人ニ於テ過当セシ賃金ノ十倍ヨリ不少、二十倍ヨリ不多ノ違約金ヲ出サシムルモノトス、

第十三条

一 両社一般ニ関スル事項ハ惣代人集合協議シ、亦ハ友誼ヲ厚フセンカ為ノ懇親会ヲ開ク事アルヘシ、

但 会場ハ其期ニ因リテ之レヲ定ムヘシ、

第十四条

一 明治九年七月中両社間取換書ハ今回更ニ取消スモノトス、

第十五条

一 今般約シタル各条ニ就テ實際難行カ、又ハ變遷アル時ハ更ニ改正増補スルヲ得ヘシ、前記ノ条件今般両社員立会協議之上契約取結ヒ候所確實也、依テ各自連署ヲ以為取換置他日ノ証ニ供スルモノ也、

明治十五年三月三日

内国通運会社出県委員総代

長野町 臼井承 印

上田町 長谷川栄之助 印

小諸町 渡辺新左衛門 印

福島町 柏原瑞穂 印

中牛馬会社総代

長野町 中沢与左衛門 印

小諸町 小山五左衛門 印

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

史料 2-16 通運会社中牛馬会社認可並締盟規約書 (1883年)

通運会社中牛馬会社認可並締盟規約書

御管下通運会社中牛馬会社ノ義今回御説ノ赴二抛リ将来運搬上ノ方法篤ト協議ノ上別紙ノ通規定仕候條御認可被成下度此段奉願上候也

明治十六年九月二十五日

群馬県下 内国通運会社

中牛馬会社

楫取群馬県令殿

書面聞置候條会社条例制定相成候迄ハ人民相對ニ任セ營業候儀ト可相心得事

明治十六年十月九日

群馬県令楫取素彦

群馬県下各地通運中牛馬両会社締盟規約書

今や日本鉄道会社之線路武蔵本庄ニ達シ不日運転ノ業ヲ開カレントス此工事ノ景況ニヨリ考フルトキハ其第一区ノ営業ヲナスモノ互ニ其業務上ノ得失ヲ討議シ貨物ノ安全早達ト賃賃ノ低減ヲ主トシ普ク貨主ノ信用ヲ得ルノ準備ナカルベカラズ現ニ上野熊谷両停車場ノ如キ運搬業者数十戸アルモ多クハ一己ノ私利ニ迷ヒ貨物ノ安全早達ノ如キハ舎テ問ハザルカ如ク為メニ貨主ノ迷惑ヲ蒙ル少クニアラザルナリ本県ニ於テモ此点ニ付テ深ク憂慮セラレ管内両会社申合各自一己ノ私利ヲ捨テ奮テ共業ニ当リ益々貨主ノ信用ト鉄道会社ノ至便ヲ計リ両社懇親一ノ規約ヲ定メ各其業務ヲ完フセン事ヲ商議スベキノ誘導アリ此美拳ニ際シ此保護ヲ蒙ル豈ニ座視ニ忍ビシヤ宜シク之レカ矯正ノ策ヲ講セザルベカラズ依テ両社親睦各本社ノ社則ヲ確守シ締盟規約ヲ設クル左ノ如シ

第一条

通運中牛馬両会社ハ本県庁ノ特別保護ヲ得営業各規則ヲ確守踐行シ且両本社ノ補翼ヲ乞ヒ益々拡張スベシ

第二条

両会社間万一臨時運送ノ差〇アルトキハ互ニ中牛馬会社ハ通運会社ハ通運会社ハ中牛馬会社ハ互托シ貨主ノ便宜ヲ謀リ私情ヲ以テ彼ニ托スルヲ厭ヒ我ニ受クルヲ拒ム等ノ所行アルベカラズ

第三条

本県管内各地共通運中牛馬両会社ハ各本社ノ社則ヲ確守シ一地方ニ一戸ツツト定メ如何様ナル事故アルモ扱所ヲ増設セサルモノトス

但シ通運会社ハ本社ノ意見ニヨリ出張所ヲ中牛馬会社モ本社ノ意見ニヨリ出張所ヲ設クルハ本文ノ限ニアラス

第四条

各地ヨリ停車場ニ到着スル荷物ハ荷主ノ依頼ニ任セ両会社ノ内へ送達スベシ両会社右継立所宿駅主任ニ於ケル其他各地へ往復スル荷物モ勉メテ低賃ヲ旨トシ懇切丁寧ニ取扱迅速運送シ両業者外ノモノニ歩ヲ譲ラサルベシ

中略

右之通候事

群馬県管内  
内国通運会社  
各駅継立所

出所：逓信総合博物館所蔵「通運会社・中牛馬会社認可並締盟契約書」明治16（1883）年

### 史料 3-1

「岡谷出張所請負

㊦ 器械系 貳個也

貫目 拾八貫八百七拾八目

原価金 八百円也

荷主 下諏訪郡 小口森蔵殿

受主 横浜 若尾幾造殿入

倉ヶ野川岸 同盟田口エ入

東京水運上ケ

十一月十日 』

出所：長野県小諸市小山宗一氏所蔵小山家文書 明治 14 年（1881）「養蚕荷原発帳」より

### 史料 3-2

（1883 年）

謹而上願仕候。当社中山道運送營業之居義、日本鐵道会社工事落成ノ上ハ其貨物相繼遞送之義一層便宜相宛立度。然ルニ運搬ノ便汽車鐵道ニ亞クモノハ馬車鐵道ナリト、而シテ其輕便ナル別紙函トコーヒル鐵道ニ如クモノナシト。現ニ東京中牛馬会社ハ其府下上野停車場ハ達スル右鐵道布設出願中ニ有之旨、就テ上信同社協議御管下高崎停車場ヨリ漸次碓氷峠迄同様布設仕度宜御詮議ノ上幸ニ欠可ヲ蒙リ度此段奉願上候。

第二部

長野県下中牛馬会社扱所部長

中沢與左衛門

明治十六年

第三部

群馬県下中牛馬会社扱所

部長 大河原義三郎

群馬県令楫取素彦殿

出所：長野市立博物館所蔵中沢總二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

### 史料 3-3

繼續書

（1889 年）

繼續書

長野県信濃国稲荷山町丸信組ト信濃中牛馬会社、東京共同中牛馬会社ト明治二十年三月中荷物運送約定シ、二十一年三月中之ヲ加除シ、繼續履行致ス來候処。今般協議ノ上、左ノ二条ヲ條正シ、当明治二十二年四月一日ヨリ同明治二十三年三月三十一日迄滿一ケ年間履行スル者トス。其修正条項左ノ如シ。

明治二十年三月約定書第二条第四条ヲ二十一年三月繼續約定ノ際、但書ヲ增加シ、其文中上田トアル文字ヲ屋代トス。

明治二十年三月約定書第十条運賃ハ東京横川間及輕井沢屋代間ハ鐵道規則運賃ヲ以テ横川・輕井沢ハ碓氷鐵道馬車会社ノ運賃ヲ以テ普通賃トシ、總テ運賃ニテ東京ヨリ稲荷山迄着ヲ受負モノトス。

右繼續承諾ノ証トシテ各自記名調印致シ候也。

明治二十二年三月

東京共同中牛馬会社社員 武笠清左衛門



高崎中牛馬会社 白石嘉平  
 松井田中牛馬会社 大河原民次郎  
 横川中牛馬会社 武井兼次郎代社員  
 小林彦太郎  
 軽井沢中牛馬会社代理 大河原民次郎  
 小諸中牛馬会社 小山五左衛門  
 上田中牛馬会社  
 屋代中牛馬会社 若林忠之助  
 稲荷山町 丸信組年番世話役  
 清水丹太  
 追川亀吉

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-4 愛信社と帝国中牛馬会社間貨物運搬契約書 明治 23 (1890) 年

契約書

第一条

愛信社貨物運搬之事ヲ帝国中牛馬会社へ委託スル事。

第二条

帝国中牛馬会社ニ於テハ愛信社ノ運送貨物ハ常ニ切実丁寧ニ取扱ヒ、迅速ト安寧トヲ主トシ、必ス怠惰不実ノ取扱ヲ致スヘカラス。

第三条

愛信社貨物帝国中牛馬会社へ委託スルニ於テハ第五條ニ定ムル処ノ運賃ヲ以テ運送スルモノトス。万一過当ノ運賃ヲ請取ニ於テハ、其過当金額精算ノ上、該責任タル会社ヨリ速ニ返却スヘシ。

第四条

貨物発着日限左ニ定ム

東京ヨリ長野間四日ト定ム

相生足利及ヒ川越ヨリ発スル貨物

高崎ヨリ長野迄四日ト定ム

但シ上田ヨリ松本間三日

上田ヨリ大町間四日

屋代ヨリ松本及ヒ稲荷山間一日ト定ム

長野ヨリ中野飯山間二日

長野ヨリ須坂小布施間一日

第五条

貨物運送料品名等級ハ鉄道局規則ニ倣ヒ、碓氷峠ハ鉄道馬車定賃ニヨリ払渡スモノトス。但シ第六条ニ抵触シタルトキハ正月ヲ以テ相払フモノトス。

第六条

運送貨物運賃ハ五十斤以下ヲ小荷物トシ左表ノ通り申受クベシ。

東京長野間	10 斤未滿	15 銭
同	20 斤未滿	28 銭
同	30 斤未滿	40 銭
同	50 斤未滿	60 銭

第七条

50斤以上ハ現在量目ニ抛リ左表ノ通り申受クベシ

東京長野間	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品
50斤以上 10貫目付	二八掛ケ	三七掛ケ	四六掛ケ	五六掛ケ	六三掛ケ

貨物取扱手数料ハ相当ニ申受。若シ過当ナルトキハ計算之上、返戻スルモノトシ東京積込賃ハ五十斤未滿毎二一錢トス。

但シ客車便ヲ要スルトキハ此限リニアラス、且ツ横川ヨリ軽井沢へ遞送鉄道馬車差支ノ節及ビ迅雷、風霖、雨雪積或ハ道路修繕及ヒ泥濘溢シ等有之、定額賃ハ相当割増ヲ為シ、其情実信書ニ認め、貨主ニ之レヲ報知スベシ

#### 第八条

貨物斤目封印ヲ調査スルハ各会社ノ要務ナレハ、東京其他各地原発処ニ於テ貨物送券毎二等級印ヲ捺押シ、必ス遞送之至当ノ賃金ヲ積リ信実ニ取扱フベキ事。

#### 第九条

貨物運搬日限第四条ニ抵触シ日数三日ヲ經過スルニ於テハ相当ノ損害金ヲ要シ其責任タル会社ヨリ直チニ請求スルモノトス

#### 第十条

遞送貨物取扱中水火盜難損傷等ハ保険無料ニシテ悉皆遞送会社則帝國中牛馬会社ノ弁償タルベシ

#### 第十一条

前第四条ニ掲クル東京長野間着荷線路ヲ限ルト雖トモ貨主ノ適宜ニヨリ各地方へ遞送ヲ依頼スルトキハ該貨主ノ望ニ〇之運送方取計フハ勿論若シ遞送中第九条ノ如キ災害ヲ生スルトキハ長野会社ハ各会社ノ責任ナリ弁償ノ義務ヲ負フベシ

#### 第十二条

愛信社貨物ハ原発所ニ於テ必ス送券へ愛信社ノ印章ヲ捺押スベシ若該印章ナキトキハ遞送会社ニ於テ捺押スルモノトス

#### 第十三条

第九条第十条ニ掲クル処ノ損害弁償金ハ十五日以内ニ其責任タル会社ニ於テ直チニ弁償スベシ

#### 第十四条

遞送貨物原発会社ニ於テ積込運搬八百斤ニ付二錢ト相定ム且ツ着荷会社ノ市中配達料左ニ定ム（表略）

但シ大雪又ハ悪路等ニシテ尋常配達シカタキ場合ニ於テ協議ノ上配達料ヲ増ス事モアルベシ

#### 第十五条

前条設ケル約束ヲ若シ帝國中牛馬会社ニ於テ相背クトキハ愛信社ニ於テハ悉皆貨物ヲ他へ委託スル事アルベシ

#### 第十六条

該約ハ愛信社帝國中牛馬会社双方ニ於テ實際施行ノ都合ニヨリ協議ノ上改正加除スル事アルベシ

#### 第十七条

此結約期限ハ明治二十三年十月ヨリ二十四年九月迄滿一ヶ年トス尤引続キ約束スルモ其年ノ熟議ニヨルベシ

#### 第十八条

前数條兩社員協議ノ上結約シタル証拠トシテ愛信社帝国中牛馬会社各中牛馬会社連署調印シ互ニ其一部ヲ相具シ少シモ背カカルヘシ万一此結約ノ年限中ニ異約スリニ於テ此証ヲ以テ公裁ヲ訴クモ異議ナキモノトス依テ結約如件

明治二十三年

東京帝国中牛馬会社理事	小山五左衛門
高崎中牛馬会社代	佐野安六
横川中牛馬会社	小林彦太郎
松井田中牛馬会社	大河原民次郎
伊勢崎中牛馬会社	武 孫平
小諸中牛馬会社軽井沢支店	小山五左衛門
上田中牛馬会社	若林茂兵衛
篠ノ井中牛馬会社	宮崎万平
	代理宮崎運平
帝国中牛馬会社代理店	長野開運組
	久保田新兵衛
長野県長野町	愛信社社長
	小林岩吉
	副社長
	小野和兵衛
	幹事
	左治木清七
	同 小林傳兵衛

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

### 史料 3-5

(1884 年)

今般当社ニ於テ日本鉄道会社東京高崎間荷車貸切之承諾ヲ受候間、一ヶ月以上悉皆御出荷ノ御定約ヒ下候。御店ヲ以テ御定約束店ト称シ三級品以下左ノ低賃ヲ御請負仕候。

一級品	百斤二付	
鉄道賃	十二銭六厘	
積込料	二銭	手数料なし
二級品	百斤二付	
鉄道賃	一割減シ 十七銭	
積込料	二銭	手数料なし
三級品	百斤二付	
鉄道賃	二割減シ 二十二銭二厘	
積込料	二銭	手数料なし

右之通御致候間御承諾ヒ下候口何口何ヶ月間口御定約ノ旨御記載御証印奉願候也

十七年五月

東京中牛馬会社 正木保造

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

### 史料 3-6

(1885 年)

明治十八年第二月小諸中牛馬会社ニ於テ同盟会社集合討議ノ末、明治 17 年 12 月 10 日

附ノ議定書ニ増加スル事左ノ如シ。

第一項

議定書第二条ニ在ル等級物品ノ細目及手数料ヲ左ニ定ム

第一等 呉服 太物 藍玉 足袋底 養蚕物ノ類

右手手数料一駄金四銭

但シ十メ目以下一個一銭其以上右ニ準ス

第二等 鉄物 塩魚 石油 麻

畳糸 氷餅 陶器 紙

ガラク 煙草 竹籠 櫛

杏干 生蠟

右手手数料一駄金三銭

但シ十メ目以下前同断

第三等 穀類 砂糖 塩

右手手数料一駄金二銭

但シ十メ目以下前同断

後略

明治 18 年 2 月 9 日

東京中牛馬会社 戸廉里進  
高崎中牛馬会社 飯田文助  
松井田中牛馬会社代 飯田文助  
小諸中牛馬会社 小山恒助  
上田中牛馬会社 大井六郎兵衛  
浦野中牛馬会社 榑崎浦助  
松本中牛馬会社 小林盛造  
和田中牛馬会社 翠川府右衛門  
長野中牛馬会社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-7

(1885 年)

中仙道鉄道開業來他同業者競争ヲ試ミ勢制止スヘカラス我各社一致ノ運輸ヲ以テ其予防ノ策ヲ立サルヘカラス依テ左ノ如ク契約セリ

地名	東行運賃	西行運賃
東京、高崎間	鉄道定賃	鉄道定賃
高崎、松井田間	0.135	0.15
松井田、軽井沢間	0.18	0.195
軽井沢、小諸間	0.19	0.175
小諸、上田間	0.165	0.165
上田、長野間	0.33	0.315
上田、松本間	0.66	0.72
小諸、上諏訪、中淵間		0.86

右ノ通り相定各社止ヲ得サル場合ニ限り、原発社ノ見込ニ任セ。仮者損失トナルモ之ヲ請負フ事アルヘシ。然ルトキハ前書ノ法ニ準拠ス、各互ニ異議アルヘカラス依テ契約証如件  
明治十八年四月 東京中牛馬会社

正木保造 ○代印 印  
小諸中牛馬会社 小山五左衛門 印  
上田中牛馬会社出張員  
大井六郎兵衛 印  
長野中牛馬会社 中沢與左衛門 印

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-8 出張所設立依頼書 (1884 年)  
出張所設立依頼書

長野県北佐久郡小諸町  
中牛馬会社頭取  
小山五左衛門 印

今般都合二抛リ同郡輕井沢地内矢ヶ崎ト当社出張所ヲ設立シ、運送便利ヲ計リ度、此段御許諾ヒ成下処。則該駅荷繼所連印御依頼仕候也。

明治十七年七月五日

右 小山五左衛門  
輕井沢駅 中牛馬会社荷繼所  
佐藤熊六

中牛馬会社総扱所  
副社長  
正木 誓殿

輕井沢出張所設立願

北佐久郡小諸町  
中牛馬会社

運搬便利ノ為碓氷新道北佐久郡輕井沢字中谷ト当社小諸中牛馬会社出張所ヲ設立仕度。本社総扱所ノ承諾ヲ得テ、則チ該社規則ニ從ヒ運送營業仕度。此段御許可被成下度社長連署ヲ以テ願上候以上。

明治十七年九月

右会社  
頭取 小山五左衛門

長野県令大野誠 殿

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

史料 3-9

小諸中牛馬会社輕井沢出張所規則書 明治 19 年か

「東京上野上州高崎間汽車運轉開業及碓氷新道鑿ニ付、新規運送会社続々ニ設立シ、競争便利ヲ量ント着目スル事。論ヲ候ス然ルニ我カ中牛馬会社ハ従前ヨリ其業ニ従事スレハ務メテ運搬ノ迅速ナル賃金低価ナル貨物ヲ鄭重ニ取扱ナス等ヲ目的トシ公私ノ便ヲ謀ラントス。依テ今般碓氷新道輕井沢地内矢ヶ崎江出張責任中牛馬会社同盟協立運送会社ヲ設立シ、其条々左ノ如シ」…後略

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-10 中牛馬会社明治十九年定例会議決定 (1886年)

中牛馬会社明治十九年定例会議決定

第一条 当中牛馬会社ハ從來一團結ヲ為シ、總扱所ヲ置キ、各地方統理セシメシモ駅通規則ノ発布ニ依リ勢ヒ止ム得ス。茲ニ總扱所ヲ廢シ、相分離シ各独立スル事。

第二条 前条分離ニ就テハ、更ラニ三中組規約ヲ設ケ互ヒノ業務ヲ業務ヲ円滑ナラシムル事。

第三条 三中組規約ニハ社名ノ異同ト有無トヲ問ハス加盟セシムベシ。

第四条 三中組規約創定後組合募集ノ為メ、十名ノ委員ヲ選挙シ、委員中ヨリ一名ノ委員長ヲ選ミ、規約実施迄ノ事務ヲ執ラシム。

但シ筆墨紙代郵税等ノ実費ハ追テ相払フモ旅費給料等ハ払ハサルモノトス。

第五条 總扱所工差出シ置ク処ノ株金ハ皆ナ費消シ。尚不足分金ノ社債ハ三中組ヨリ株主工受クル報酬〔三中組ヨリ発売スル各種ノ用紙代価十分ノ一〕ヲ以テ、之ヲ返済スベシ。

第六条 前条社債返済ノ後ハ株主ニ配賦スベシ。

中略

右之通り明治十九年四月定例会議ニ於テ決定、同年七月一日ヨリ実施。

東京府下 東京中牛馬会社  
正木 保造 印

長野県下 長野中牛馬会社  
中沢與左衛門 印

小諸中牛馬会社

小山五左衛門 印

群馬県下 高崎中牛馬会社  
矢島八郎 印

栃木県下 矢板中牛馬会社  
三森萬造 印

埼玉県下 熊谷中牛馬会社  
石川弦三

福島県下須賀川中牛馬会社  
戸鹿里進 印

山梨県下猿橋中牛馬会社  
奈良作兵衛

新潟県下高田中牛馬会社  
中沢與左衛門 印

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-11

稟告

信濃中牛馬会社ノ輩、長野県駅伝規則ノ発布ニ際シ既ニ独立ノ允可ヲ受ケ、本社重子テ之ヲ置クヲ不得。是レ乗スベキノ時トシ、同線路ニ三ノ輩密ニ謀リ東京ニ出店シ、本社ニ抗敵ス為メニ本社一時該線路ノ運搬甚タ滑ラカナラザルヲ以テ、速ニ甲府中牛馬会社〔長野県既ニ其分社配置ヲ許サル〕ノ全權ヲ得、之ヲ配置シ我代理店荷扱店タラシム全ク其配置齊頓候間。從來ノ運送法ヲ改良シ、急便〔日限請合〕相開キ、通常便モ彼ノ陋習ニ

準ワス低賃早着セシメ候。

本便 十貫目二付

地名	便/級	一	二	三	四	五
上田	三日便	28 銭	34 銭	40 銭	46 銭	52 銭
長野	四日便	39 銭	45 銭	51 銭	57 銭	62 銭
松本	五日便	50 銭	56 銭	62 銭	68 銭	74 銭

モシ他社ニテ之レヨリ減額候得ハ、前以御引合ノ上毎二其以下二減額仕候。

急便〔日限請合〕十二目二付

地名	限/級	一	二	三	四	五
上田	二日限	33 銭	40 銭	48 銭	55 銭	62 銭
長野	三日限	48 銭	55 銭	62 銭	69 銭	76 銭
松本	四日限	60 銭	67 銭	74 銭	81 銭	88 銭

モシ日限ヲ誤ル時ハ滿半日毎二一割ヲ減ズ。

此表ハ信濃北部代理店ヲ置クノ地ヲ掲載ス、其余ノ各地モ之レニ準ス。

右之通改正本日ヨリ実施仕候。自然彼ノ輩モ亦之レニ準スベク。本社ハ倍改良本線路モ運搬便宜ヲ極ムベク幸ニ依旧御愛顧御出荷奉願上候。

19年7月7日

日本橋区大伝馬塩町 東京中牛馬会社  
 信濃上田 同代理店中馬分社  
 同長野 同代理店中馬分社  
 同松本 同代理店中馬分社

右ノ外信濃各地ノ中馬分社荷継所ハ我荷扱店ト称ス。

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-12

(1886年)

今回共同中牛馬会社ト称シ、一社ノ創立スルノ広告アリ、其組織各線路我同社聯合一致セリト云フモ、其實上信線同社二三輩ノ行為ニ止リ、他ノ線路中一人ノ之レニ応ズルナシ又本社ノ取扱上不都合ニシテ差置難シト云フモ如何ナル事実アルカ。其事実アラバ、宜シク公然之レヲ糺スノ道ニ因ルベク何ゾ窃カニ情宜ニ戻ルノ行為ニ出ル。其事実ナキヤ知ル可シ。若シ起因ヲ推究セバ、彼輩心ニ赧然タルモノアラン。而シテ其共同中牛馬会社ナルモノハ府庁ノ認可ヲ得タルモノニ非ズ、必ズ停止セラル可キヲ信ズ。彼輩ノ行為甚不当ニシテ、其言全ク虚妄ニ属スルヲ以テ一言之レヲ弁ズ。右ノ通りニ付本社ハ彼輩ニ対シ別ニ之レヲ責ルノ道アリ、業務ハ旧ニ依リ益勉勵仕候間、不相變御愛顧御出荷奉願上候。

明治十九年五月

日本橋区大傳馬塩町  
 東京 中牛馬会社

下谷区車坂町三番地  
同社支店

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料3-13 回章 (1887年)  
回章

正木誓、戸鹿里進、真鍋祿造(旅人宿業)三名ノ発起ニ係ル中央陸運会社ハ本日開業シ。大ニ吾其同中牛馬会社ニ向テ競争ヲ試ムル由ニ付、当社固アリ之ニ応スルノ準備ハ有之候得共様。不得止場合ニ臨ニテハ真ノ御手数ヲ以テ請負ヲナス事モ可有之。然ルトキ当社割付賃通りニ御取扱ヒ被下度、此段予メ以回章得貴意置候以上。

但シ郵便切手七枚封入候間。至急順次郵便ニテ御回達下被分、且局達社ヨリ弊社ハ御返送ヲ致シ。

二十年四月三日

共同中牛馬会社  
松井田会社  
横川会社  
軽井沢会社  
小諸会社  
上田会社  
浦野会社  
長野会社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料3-14 群馬陸運会社創立定款 (1886年)

群馬陸運会社創立定款

公私ノ利益ヲ図リ群馬陸運会社ヲ創立スルメ発起人等会同協議決定スル定款左ノ如シ

第一条 本社ハ東京中央陸運及ヒ同社力成シタル各道各地ニ於ケル諸貨物運輸ノ請負ヲナスヲ業務トス

第二条 本社ノ名称ハ群馬運輸会社ト称シ本社ヲ西群馬郡高崎停車場前下和田村乙九番地ニ置キ県下各要地ニ支分社荷継所ヲ置クヘシ

第三条 本社ノ営業年限ハ三十ヶ年トス

第四条 本社ノ責任ハ有限トス故ニ株主ハ其株金ノ損失ニ止マル可シ

第五条 本社資本金総額ヲ一万円ト定メ之ヲ二百ノ記名株式二分チ一株金五十円トス其ノ半額則チ百株ハ発起人ニ於テ負担シ餘ハ汎ク之ヲ募集スルモノトス

第六条 何人タリトモ(外国人ヲ除クノ外)本社ノ規則ヲ遵守シ其株式ヲ引受ケタルモノハ凡テ株主タルヲ得ヘシ

第七条 本社ノ株式払込ミ第二期ヨリ毎年(三月九月)両度ニ其二十分ノ一(一株ニ付五円也)ヲ払込ミ

第十一条 本社入額金ノ内俸給其他ノ諸費ヲ引去リ残額ヲ純益金トシ左ノ法ニ依リ配分ス

純益金百分ノ二十	危難準備積立金
同百分ノ十	役員 賞与金
同百分ノ五	別途 積立金
同百分ノ六十五	株金配当



## 附則

### 第一章 貨物取扱

- 第一条 凡テ貨物取扱ノ責任ハ本県運輸業取締規約ニ依リ確守取扱ヲ為スヘシ  
第二条 第一条ノ如ク運輸営業取締規則ニ依リ取扱フト雖モ若シ当社営業上差支ノ簾ヲ生スルトキハ事実ヲ具シ県庁ノ認可ヲ得テ施行スル事アルヘシ

### 第二章 分社

- 第三条 分社ハ貨物運送ノ便及ヒ請負物運賃ノ繰替等ヲ至便ナラシム為メ県下適応ノ地ニ設置スルモノトス  
第四条 分社長ハ可成其地ニ居住シ当社ノ株式五株以上ヲ所持スルモノニ限ル但シ分社長ハ株主ト雖トモ二人以上ノ保証人ヲ立テ相当ノ契約ヲナスニアラサレハ之ヲ許サス  
第五条 分社ニ於テ危難弁償ノ際資本金ニ不足ヲ生ズルトキハ本社ヨリ相当ノ証人ヲ定メ該金ヲ貸与スル事アルヘシ  
第六条 分社貨物取扱ノ責任ハ其地運輸業取締規約及ヒ本社ノ指揮ニ随ヒ取扱フモノトス

### 第三章 荷継所

- 第七条 当社荷継立ノ便利ヲ謀リ県下適宜ノ地ニ荷継所ヲ設クヘシ  
第八条 荷継所取扱人ハ当社ノ株主ニシテ身許確實ナルモノヲシテ取扱ハシムヘシ  
第九条 荷継所貨物ノ取扱ヒ方法ハ分社ニ異ナル事ナシ

### 第四章 保送者

- 第十条 当社ノ貨物ヲ保護運送スルモノヲ保送者ト称ス  
第十一条 保送者ハ当社ノ株主ニシテ身許確實ナルモノヨリ選ミ保証人定メシム

### 第五章 荷為替

- 第十二条 本社ハ運送依頼ノ貨物ニ限リ貨主ノ便利ヲ図利左ノ定則ニ依リ荷為替取組ムヘシ
- 一 荷為替金ハ物貨原価ノ十分ノ八以下適宜貸與スヘシ
  - 一 荷為替ヲ為ス貨物ハ生糸茶太物麻布等ノ類ニ限リ流液脆薄鮮魚等ノ類ハ之ヲ為サス
  - 一 荷為替金返済期日ハ貨物到着三日限リトス
  - 一 荷為替貸與シタル貨物モ亦夕他ノ貨物同様運送諸費ハ本社貨物取扱規則ニ依リ領収スヘシ
  - 一 荷着所ニ於テ為替金不渡リノ節ハ原発社ヘ返送スヘシ
- 荷為替手数料ハ金高千金ノ五トス  
荷為替利子ハ着後三日迄ノ日数ヲ計リ日歩割ヲ以テ前収スヘシ

右之條項發起人ニ於テ協議ヲ以テ相定メ其証拠トシテ記名捺印候也

明治二十年五月

發起人等

出所：群馬県立文書館所蔵角田家文書

料3-15 共同中牛馬会社創立稟告 (1886年)

共同中牛馬会社創立稟告

東京上野鉄道停車場前

仮本店 下谷区御徒町三丁目三十番地

仮支店 日本橋区新材木町十七番地

今般各線路中牛馬会社連合一致新夕二当社ヲ創立候趣意ハ從來大傳馬塩町中牛馬会社正木誓ト結約シ、互ニ貨物送付ノ事ヲナシ来リ候処、同社ハ取扱上不都合ノ儀モ有之、捨置難キ場合ニ相迫リ、遂ニ当社ヲ設立候儀ニ付、御荷物取扱手續等一層御便利專一ニ勉強仕候間、何卒旧ニ倍シ御愛顧御出荷被成下度、仍テ当社創立御報道旁々、此段奉願上候頓首  
明治十九年五月二十日

右在京発起会社

長野県下	信濃中牛馬会社
群馬県下	高崎中牛馬会社
新潟県下	高田中牛馬会社
埼玉県下	熊谷中牛馬会社
栃木県下	宇都宮中牛馬会社
山梨県下	猿橋中牛馬会社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-16 共同中牛馬会社規則 (1886 年か)

共同中牛馬会社規則

- 第一条 当会社ハ陸運諸荷物運送ヲ専務トス
- 第二条 当会社之責任ハ無限トス
- 第三条 当会社ノ營業資金株金ハ一万円トシ、之ヲ二百株ニ分ケ一株ヲ五十円トス  
但シ百株ヲ発起人ニテ負担シ百株ハ各地方中牛馬会社員ヨリ募集スルモノトス  
発シテ発起人於テ負担スヘキ株金既ニ徴集済トス
- 第四条 当会社利益分配法ハ營業利益金之内ヨリ諸雜費ニ引去リ、純益金ノ二分ヲ社中積金トシ、余ノ八分ニ株金高ニ分配ス可シ
- 第五条 当会社ニ左ノ役員ヲ置ク  
社長一名 副社長一名 取締役二名  
支配人会計掛及ヒ手代若干名
- 第六条 社長ハ社中ノ事務ヲ總轄ス、副社長ハ社長ノ事務ヲ補佐シ及ヒ社長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス
- 第七条 取締役ハ社長ノ指揮ヲ受ケ、一般社中ノ事務ヲ監督ス
- 第八条 支配人会計掛及ヒ手代ハ社長ノ指揮ニ受ケ、各其事務ヲ取扱フモノトス
- 第九条 当会社役員中取締役以上ハ株主ノ公選トス、而メ社長及ヒ副社長、取締役ハ各拾株以上ヲ所有スル者ニ限ル可シ、
- 第十条 支配人、会計掛及ヒ手代ハ社長之レヲ選任スルモノトス
- 第十一条 社長、副社長、取締人在職各一ヶ年ヲ期トス、衆望ニ依リ其期ヲ重スルヲ得  
ヘシ
- 第十二条 当会社結社年限ハ拾ヶ年ヲ期トス
- 第十三条 毎年四月本店ニ於テ株主總會ヲ開ク、之ヲ定例会トシ、臨時ニ開ク臨時会トス
- 第十四条 會議ハ株高過半数ノ同説ヲ決ス、相半スルトキハ議長之ヲ決ス故ニ拾株ヲ所有スルモノハ十株ノ發言權ヲ有ス、以上三株毎二一ノ發言權アリ、其二十株以

上ハ五株毎二一ノ発言権ヲ有スルモノトス

- 第十五条 定例臨時会共議長ハ社長之ヲ務ム可シ、又其議案ハ社長之レヲ発スヘシ
- 第十六条 株主ニ於テ臨時会ヲ要スルト思量スルトキハ株主四分ノ一以上ノ同意ヲ得ルトキハ其連署ヲ以テ、社長ハ臨時株主總會ヲ請フヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ社長ハ四十日以内ニ議事ヲ開ク可シ
- 第十七条 当会社荷物運送法ハ出荷之節臨時貨主ト約束ス可シト雖トモ、予メ第十八条ヨリ第三十九条迄ノ方法ヲ確定シ置クモノトス
- 第十八条 火薬其他爆発性物品及濡汚ノ貨物ヲ湿染スヘキ物品ハ会社ハ明示アレヘシ、会社ハ相当ノ増賃錢ヲ受取ル可シ
- 第十九条 賃錢向払立替金等ハ壹円ヲ以テ繼五里毎二一錢ノ割合ニテ立替手数料ヲ受取ル可シ
- 第二十条 賃錢ハ五里十貫目ニ付、二十五錢ヲ超過セサルヘシ  
但シ最小物及ヒ非常悪路、雨雪又ハ嶮岨地等ハ此限ニアラス
- 第二十一条 貨物着配達ノ際必ラス量目封印ヲ検査シ、送り状ニ照シテ受渡シテ為ス可シ。其受渡シテ可シタル 后其物品ニ付、事故云云ヲ生スルモ会社ハ之ニ関セサルヘシ
- 第二十二条 配達物品外包等破損アルモ物貨ニ毀損ナク量目送り状ニ照シ異状ナキトキハ会社ハ其破損ノ責ヲ免ルヘシ
- 第二十三条 証書引換渡シノ約束ニアラサル物品ハ、其人名ノ宿所ニ至リ、之レヲ引渡スヲ定ルトス故ニ、途中ニ於テハ会社ノ満足スヘキ証人アラサレハ決シテ之レヲ渡ササルヘシ
- 第二十四条 賃向払ノ物品ハ賃錢引替ニアラサレハ決シテ之レヲ渡ス可ヘカラス
- 第二十五条 貨主ニ於テ貨物ニ対シ通常保険ヲ望アルルトキハ其送り状ハ原価ヲ明記シ、調印アルヘシ、且ツ左表ニ掲クル如ク保険料ヲ払ハル可シ  
毎個每五里通常保険料表

五十円未満	百円未満	二百円未満	三百円未満	五百円未満
四錢	五錢	六錢	七錢	八錢

以上二百円未満毎二一錢ヲ増ス

- 第二十六条 保険ノ約束ナキ貨物ハ無代償ト見做シ、物品一貫目ニ付弁償金五十錢以下相当ヲ以テシ、仮令高価ノ品ナルモ五十錢以上ヲ償ハサルベシ  
但シ人カノ抗拒三十〇〇場合ハ勿論セス
- 第二十七条 通常保険ハ依託ノ貨物毀損濡汚或ハ減尽くす或ハ紛失セシトキハ会社之レヲ弁償スルモノ責ニ任ス可シト雖トモ、人カノ抗拒シ能ハサル災害〔天災暴動強盜等〕ニ罹リタルトキハ之ヲ弁償セサルヘシ
- 第二十八条 貨主ニ於テ人カノ抗拒シ能ハサル災害即チ天災強盜等ノ保険ヲ望マルルトキハ、之レヲ特別保険トシテ通常保険金額ノ一倍ヲ信受ケテ其保険之約ヲ為スモノトス
- 第二十九条 外包異状ナク包中ニ毀損濡汚ホアル償ハ当社ニ於テ立会荷造シタルモノニ限ル可シ
- 第三十条 当会社ニ於テ一駄ト称スルモノハ總テ四十貫目トス
- 第三十一条 保険料ヲ収ムルト雖トモ、御国法ヲ犯セシ、火薬又ハ佗ヲ損害スル物品ヲ無報告ニテ出セシ分危難ヲ請合タル契約ハ消滅シテ、其損失ヲ償ハス。既ニ収入スル請合料ハ会社ニ没入スベシ

但シ発見次第其逶送ヲ止メ、夫レニ関スル諸費ヲ其貨主ヨリ之レヲ受取ル可シ

第三十二条 不着物取調ハ総テ百日間ノ猶豫ヲ請フ可シ、而メ猶之レヲ顕出スル能ハサルトキハ第三十五条ノ期限ヲ以テ弁償スベシ

第三十三条 通常及特別保険貨物ノ弁償ハ其請合タル物品ノ原価ヲ以テ通用貨幣ニテ渡シ正品ヲ以テセザルヘシ

第三十四条 保険ノ貨物毀損濡汚等ノ場合ニ於テ其弁償額貨主ト会社トノ見積相違スルトキハ、会社ニ於テ元価総金高ヲ払渡シ其荷物ヲ会社ハ引取ル可シ但シ其元価ヲ定ムルハ第二十五条ニ準拠ス可シ

第三十五条 弁償ノ金額百円以下ハ十五日以内、五百円以下ハ五十日以内、五百円以上ハ百日以内ヲ期限トシ之ヲ出ス可シ

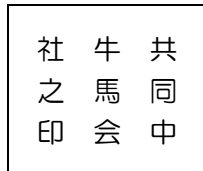
第三十六条 荷物受取人差出人共移転○ハ宿所氏名等ノ認方疎漏ニシテ精々其搜索ヲナスモ配達、又ハ返戻シガ○キ場合ニ於テハ其物品ハ遺失物ニ準シ、其理由ヲ記載シタル届書ヲ添ハ、其筋ハ差出スベシ又受取人ニ於テ立替金向キ払運賃ノ払渡シヲ拒ミ出荷主ニ請求スルモ払渡サザルトキハ法衙ノ裁判ヲ請フモノトス

第三十七条 運送スル諸貨物ハ精々早着ヲ注意スト雖トモ、或ハ川支或ハ雨雪其侘正ヲ得サルノ事故アリテ延着シ為メニ、貨主ノ損失ヲ生スルモ会社ハ其弁償ヲ為スノ責ニ任せサル可シ

第三十八条 不着物取調ハニヶ年以内ニ申出アルヘシ、若シ其期限ヲ超ルモノハ会社之レヲ取調フルノ責ニ任せス

第三十九条 運送物貨主ノ指示ニ拠テ何所誰繼トアルモノ其繼所迄運送スルモノニシテ、其繼所へ繼入レタル後何等ノ異変アルモ当会社ハ更ラニ關係ナカル可シ

第四十条 当会社社印ハ左ノ如シ  
方一寸



第四十一条 当会社荷物請取証ノ雛形ハ左ノ如シ

殿  明治年 月日 東京 共同中牛馬会社	取右	運賃	立換	荷数		
	候当					
	也會					号第
	則御					人受荷
	承知之	計合	料数手	量斤		
之上						
御委託						
相成正						
ニ受						

右裏書ノ雛形左ノ如シ

略

通常保険荷物受取証雛形左ノ如シ

特別保険荷物受取証雛形左ノ如シ

第四十二条 此規則ヲ更正加除セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經テ、府庁ノ御認可ヲ請フモノトス

右之通り相定候也

下谷区御徒町三丁目三十番地  
寄留長野県信濃国北佐久郡  
小諸町二百七十八番地平民  
共同中牛馬会社発起人  
小山五左衛門  
右同地寄留同県同国上水内郡  
長野町九十一番地平民  
同 中沢與左衛門  
右同地寄留群馬県上野国群馬郡  
高崎新町五十二番地平民  
同 矢島 八郎

東京府知事高崎五六 殿

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

### 史料 3-17 契約書写 (1886年)

契約書写

第一条

丈夫会社請負貨物横川同社出張所ヨリ発荷物運搬ノ事ヲ信濃中牛馬会社小諸分社軽井沢支店及ヒ小諸会社へ委託スル事

第二条

信濃中牛馬会社ニ於テ丈夫会社請負貨物モ中牛馬会社請負貨物同様常ニ親切丁寧迅速ヲ上日トシ必ス怠惰不実ノ取扱致スベカラズ

第三条

該結約期限ハ鉄道線路信濃地方へ連絡ヲ限トス

第四条

丈夫会社ハ軽井沢以西運搬スル貨物ハ他社へ継入ル事ナリ必信濃中牛馬会社支店委託スル者トトモ其時ノ都合ニ拠小諸会社迄附通ノ事モアルベシ

但シ貨主差回ノカル者ハ此限ニ非ズ

第五条

丈夫会社横川出張所ヨリ継込荷物取扱手数料収入金ヲ鉄道線路信濃地方へ連絡迄ヲ予算シ該金ノ内ヨリ分合トシテ爰ニ金六十円出金相渡候事

第六条

前条契約ニ拠リ信濃中牛馬会社小諸分社軽井沢支店ヨリ出金スルヲ以テ故ナク年限中丈夫会社横川出張ニ於テ違約アルトキハ第五条出金額ノ二倍ヲ違約金トシテ差出ス者トス

第七条

丈夫会社宛名ノ貨物ハ必又同社へ継入ル者トス

第八条

丈夫会社附属ノ馬士モ中牛馬会社附属同様ニ取扱貨物物扱者トス

第九条

該約ハ丈夫会社信濃中牛馬会社小諸分社軽井沢支店両社ニ於テ實際履行ノ都合ニ拠リ協議ノ上改正加除スル事アルベシ

前数条両社員協議ノ上結約タル証拠トシテ双方調印シ互ニ其一部ヲ相貝シ毫モ背カサルベシ

明治 19 年 7 月 4 日

群馬県下碓氷峠横川村第十二番地

丈夫会社出張所 町島喜之

長野県下北佐久郡小諸町

信濃中牛馬会社小諸分社小山五左衛門代理

小山善平

同郡軽井沢小山五左衛門出張所

社員 佐藤熊六

今般設立ニ相成候中馬分社入派より横川丈夫会社出張所ト荷物継込方ノ約定候趣キ耳込ニ付直ニ横川へ出張該社ヲ周旋候処共立入社出張所ナル主人貫井ナル者ヲ以テ相談シ悉皆荷物持込候得ハ周旋料トシテ金六十円即時出金候此内談該丈夫会社ハ上荷物ハ無之候得共荷数多分ニ取扱候ヨリ稼業人共ヲ自由ニ使用致シ居リ然ル中馬分社ト契約相整候テハ入社ニ勢力得稼業人モ御従ハ必定ナリ然ル時ハ当同盟社ノ難困不少、既ニ入派ニテハ数輛ノ荷馬車ヲ新制シ、無代価ヲ以テ貸付、運搬ノ便ヲ盛ニシ、最早七輛ハ出来候様ノ場合ニ付、今般ヲ以テ丈夫会社荷物悉皆当社へ継込候事ニ別紙契約書ノ通り相定メ、荷物周旋料トシテ丈夫会社へ金六十円相渡候間、就テハ各社何分ノ御助力有之度此段御願申上候也

信濃中牛馬会社小諸分社軽井沢支店

明治 19 年 7 月 5 日

各同盟社御中

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-18 約束書 (1888 年)

約束書

第一条 運輸会社請負貨物ヲ悉皆中牛馬会社へ属托シ運送ヲ為シムヘシ

第二条 中牛馬会社ハ第一条ノ貨物ハ信実ノ取扱フ為シ運輸会社ノ名誉ヲ汚サベルヘシ

第三条 高田以南各駅中牛馬会社ハ直江津運輸会社代理店ノ看板ヲ標示シ以テ同社ノ連絡ヲ通シアル事ヲ表スヘシ

第四条 貨物ノ紛失又ハ濡汚等アルトキハ中牛馬会社ハ社則ニ照シテ是カ弁償ヲ為シ信義ヲ改ラサルヘシ

但シ天災暴動人カノ拒ムヘカラサル場合ノトキハ其責ニ任セス

第五条 出荷主ノ依頼ニヨリ他社へ入荷スヘキモノハ中牛馬会社鉄道倉庫ニ於テ直子ニ其社へ相渡シ手数料ハ申受サルヘシ

但シ無手数料ノ貨物ト雖トモ為換金並ニ運賃ハ中牛馬会社ニ於テ取纏メ第六条ノ手續ニ従ヒ之シカ履行ヲ為スヘシ

第六條 運輸会社ニ於テ高田以南へ運送スル貨物ノ為換金並ニ賃金ハ発車当日ヨリ一周間以内ニ直江津中牛馬会社支店ニ於テ該金額ヲ払ヒ渡スヘシ故ニ運輸会社ハ発車当日直チニ總計金額ヲ直江津中牛馬支店へ通知シ置クヘシ  
但シ到着会社ヨリ着荷ノ通知アラサレハ之シカ支払ヲ為サシルヘシ

第七條 此条約期限ハ滿一ヶ年ヲ一期トシ尚等是力繼續ヲ為ストキハ双方協議ノ上取極ヲ為スカ或ハ實際履行シ能ハサル場合アルトキハ双方協議ノ上解約又ハ改正増補スル事アルヘシ

右契約セシ証トシテ二通ヲ製シ各自記名捺印ノ上一通宛ヲ所持シ後日ノ証ニ供スルモノ也

明治二十一年十二月八日

新潟県直江津港  
直江津運輸会社  
清水仙造  
支配人 野崎紋造  
信越両国各駅中牛馬会社總代  
若林忠之助印  
中牛馬会社長野分社  
中沢與左衛門代理  
山崎陳太郎  
高田中牛馬会社  
柳澤藤三郎

出所：長野市立博物館所蔵中沢總二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

史料 3-19 生糸、屑物 増運賃願 (1891)

生糸、屑物 増運賃願

器械生糸	12 貫目 4 個	配達先 横浜	金 1 円 40 銭
屑物	同	同	同

右本年 8 月 20 日以降御出荷ニ対スル分御代田軽井沢間汽車線路破損ノ為積替或ハ陸路運搬碓氷峠破損横川、松井田間汽車不通背負運送候儀ヲ向 道路修繕落成迄前記ノ通り増賃御承諾被下要此段同業社協議ノ上御願申上候也

明治 24 年

信濃中牛馬合資会社小諸分社 小山恒助  
内国通運分社 担当者 岡野辰五郎  
信濃中牛馬会社 下諏訪分社  
同 上諏訪分社  
内国通運会社 上諏訪代理店  
信濃中牛馬会社 小井川支店  
同岡谷支店  
内国通運会社 岡谷分社

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 3-20 (1887 年)

今般松本地方ヨリ上州前橋へ行ノ玉繭荷為替ヲ取扱ニ由テ小諸銀行ト松本小諸両中牛馬会社トノ間ニ於テ締約スル条項如左

第一条

松本会社ハ地方玉繭ノ多数出荷相也候事ニ周旋尽力シ小諸会社へ運送の回数ニ対シ一時  
為替金ノ立換貸ヲ為シ之ヲ輸出スヘシ

第二条

小諸会社ハ其荷物ト証書トヲ受取り其証書ヲ小諸銀行へ相渡シ小諸銀行ハ其証書ヲ受取  
ト同時ニ荷為替ノ手續ヲ為シ其金額ヲ第三条ノ日歩ト保険料ヲ引去リ田中銀行松本支店  
へ向ケタル送金券ヲ以テ郵送交付スヘシ

第三条

荷為替日歩ハ松本ヨリ小諸ニ至ル間ハ總テ松本会社小木曾政次郎ノ隨意ニ付シ小諸ヨリ  
前橋ニ至ル間ハ日数三個同千円ニ付三円五十銭ト定メ小諸銀行之ヲ領収スヘシ

但小諸ヨリ前橋ニ至ル間小諸会社の保険料ハ原価千円ニ付二円五十銭宛小諸銀行一時  
之ヲ預リ置キ其受授ヲ為スヘシ

第四条

現品検査ノ責任ハ小木曾政次郎之ヲ負担スル事

第五条

現品ニ対シ為替貸ノ金額ハ実家価ノ七八分ヲ以テ通例ト為スヘシ

但荷主ノ人物ニ由リ十分ノ貸与ヲ為シ又ハ時価ノ差違ヲ来シ又ハ俄然下落等ニテ前橋  
ニ於テ其荷受ヲ為サハル欵或ハ不足金ヲ生スル事アルトキハ小木曾政次郎一切其事ヲ担  
保シ之レカ弁償ヲ為スヘシ

一 横浜輸送ノ大ノシ、キビソ等ノ荷為替共亦總テ前条ノ手續約定ニ抛リ取扱フモノトシ  
只其日数ハ六個目ニシテ日歩金ハ六円又保険料ハ金二円ナル事

右之通相違無之因テ此書三通ヲ製シ一同記名調印各其一通宛ヲ受領シ後証ニ供シ置クモ  
ノ也

北佐久郡小諸町小諸銀行  
頭取 太田道一  
取締役 牧野成行  
同兼支配人 塩川義路

明治二十年十一月十日

東筑摩郡松本南深志町  
信濃中牛馬会社松本分社  
小木曾政次郎  
北佐久郡信濃中牛馬会社  
小諸分社小山五左衛門代理  
塩川文右衛門

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書



史料 4-1 契約書 (1893 年)

契約書

商法中一部施行ニ付〇カ信濃中牛馬会社ノ組織変更スルノ不得止ニ至リ 此際各独立本業ヲ為ス随意タリ然レトモ其親交ヲ保続センカ為メ名称ノ〇何ニ拘ハラズ従前定ムル処ノ社則規約等ニ拠リ旧交ヲ失ハサル様營業取引ヲ為シ同盟タルノ信義ヲ守ルベキ事ヲ結約シ茲ニ記名調印スルモノ也

明治 26 年 11 月

北佐久郡小諸町 小山五左衛門

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 4-2 共同中牛馬合名会社契約書 (1893 年)

共同中牛馬合名会社契約書

共同中牛馬会社ハ明治十九年八月二十四日東京府庁ノ認可ヲ得テ創設シ爾來營業ヲ保続シ社運益益繁昌ヲ致セル処今般商法実施ニ付従来ノ会社規則ヲ改正シ更ニ会社実施ニ付従来ノ会社規則ヲ定ムル事左ノ如シ

共同中牛馬合名会社契約書

第一条 会社ハ共同中牛馬合名会社ト称ス

第二条 会社ノ營業ハ法律及ヒ会社ノ定メタル規則ニ從ヒ水陸運貨物ノ運送及ヒ運送取扱ヲ専務トス

各地ノ商習ニ從ヒ貨物ニ對スル前貸金ヲ為シ又荷為替ヲ取組ム可シ

第三条 会社ノ本店ヲ東京市下谷区鍊堀町九番地ニ設置シ東京市内取次所ヲ日本橋区鉄砲町十五番地及ヒ同区四日市町十五番地ハ置ク

各地ニ左ノ支店ヲ設置ス

一長野県上水内郡長野町	共同中牛馬合名会社	長野支店
一新潟県中頭城郡直江津町	同	直江津支店
一同県同郡高田町	同	高田支店
一福島県安積郡郡山町	同	郡山支店
一群馬県群馬郡高崎町	同	高崎支店

第四条 会社ノ營業資本ハ金一万円トシ社員ノ責任ハ無限トス

各社員ノ出資額ハ左ノ如シ

一金五千円	中沢與左衛門
一金二千五百円	齊藤起一
一金二千五百円	三浦省三後見人 三浦省吾

第五条 会社營業年限ハ創設ノ明治十九年八月ヨリ明治四十年三月迄滿二十年ハヶ月トス

第六条 会社ノ業務担当社員トシテ社長ヲ置キ中沢與左衛門氏ハ此ノ任委嘱シ会社營業ノ事務一切ヲ委托ス

第七条 社長ハ二十円以内ノ俸給ヲ以テ支配人手代以下会社雇人ヲ任用スル事ヲ得会社雇人ハ社長ノ指揮ニ從ヒ各其事務ヲ取扱フモノトス

第八条 各地ノ支店ハ支配人ヲ置キ、營業事務ヲ代理セシム

第九条 社長ハ各地ノ營業貨物集散ノ狀況ニ從ヒ支店取次所ヲ新設シ又ハ之ヲ廃止スルコトヲ得

第十条 社長ハ營業取引上ノ必要ニ依リ一時負債金ノ借入ヲ為スコトヲ得

- 第十一条 社長ハ手形ヲ発行スルコトヲ得  
 第十二条 会社ノ業務ハ通常社長外ノ社員ハ之レニ関涉スルコトヲ得ス若シ関涉シタルカ為ニ会社ニ損害ヲ来シタルトキハ其社員ハ之レ補償スルノ義務アリ  
 第十三条 社長ハ何時ニテモ社員ヲ召集シテ營業事務ヲ協議スルコトヲ得  
 第十四条 社長ハ俸給ナク年度勘定ニ於テ純益ノ内ヨリ賞与金ヲ給ス  
 第十五条 会社ノ勘定ハ毎年四月ヨリ翌年三月マテヲ以テ一年度トス  
 社長毎年四月ニ於テ本支店取次所等ヲ總括シタル前年度ノ營業損益勘定ヲ立テ配当額ヲ定メテ各社員ヘ報告ヘシ  
 第十六条 受託貨物ノ危難及弁償金營業家屋器具費ノ消却金及ヒ滞貸準備金トシテ損益ニ拘ハラズ貨物百斤ニ付左ノ割合ヲ以テ別途積立金ヲ為ス可シ  
 一原券金並継送貨物 一錢  
 一着荷配達貨物 貳厘  
 第十七条 毎年損益勘定ニ於テ純益ノ積立金及ヒ配当金賞与金憑準ハ左如シ  
 一純益金十分ノ一 積立金  
 一同 十分ノ二 社長賞与金  
 一同 十分ノ二 雇人賞与金  
 一同 十分ノ五 社員配当金  
 第十八条 年度勘定ニ於テ損失金ハ積立金ヨリ償却シテ又ハ一時負債ヲ以テ弁償スルコトヲ得  
 第十九条 社員ノ会社ヘ為シタル立替金及消費貸ニ付テハ会社ヨリ年五厘ノ利子ヲ支払フ可シ  
 第二十条 社員ニシテ死亡又ハ能力ノ喪失ニ相当シタルトキハ其相続人若クハ管財人ヲ以テ營業ヲ保続スルコトヲ得  
 右締結ノ証トシテ各自署名捺印ス  
 明治二十六年九月

長野県上水内郡長野町七百九十八番地  
 中沢與左衛門 印  
 東京市下谷区鍊堀町九番地  
 齊藤起一 印  
 同市同区同町十二番地  
 三浦省三  
 後見人 三浦省吾 印

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文書」

**史料 4-3 会社登記公告 (1893 年)**  
 会社登記公告

- 一 (登記簿番号) 第壹号  
 二 (会社ノ種類) 合資会社支店  
 三 (社名) 帝国中牛馬合資会社支店  
 四 (營業所) 群馬県碓氷郡臼井町大字横川村乙六十一番地  
 五 (会社ノ目的) 商品其他貨物運送及物品ノ委託販売營業附隨シテ運送委託ノ物品ニ限り該品ヲ抵当トシテ前貸及ヒ立替金ヲ為ス事。委託販売品ニ対シ立替金ヲ為ス事。委託者ノ望ニヨリ危難弁償ノ

- 保険ヲ為ス。
- 六 (会社設立又ハ  
設立免許ノ月日) 明治二十六年十二月二十五日
- 七 (会社存立時期) 明治四十六年八月九日迄
- 八 (資本ノ総額) 金一万円但シ本店ノ資本額ヲ流用ス
- 九 (無限責任社員ノ氏名) 小山五左衛門
- 十 (業務担当社員ノ氏名) 小山五左衛門  
小山悦之助  
小山辰平  
小山恒助
- 十一 (社員氏名及出資額) 長野県信濃国北佐久郡小諸町三百六十六番地  
一金五千円無限 小山五左衛門  
同県同国同郡同町二百六十九番地  
一金三千五百円有限 小山悦之助  
同県同国同郡同町二百六十六番地  
一金六百円有限 小山辰平  
同県同国同郡同町二百四十八番地  
一金三百円有限 小山恒助  
同県同国同郡同町二百六十六番地  
一金五百円有限 小山安治  
同県同国同郡同町二百七十七番地同二番  
一金一百円有限 宮沢カツ
- 明治二十六年十二月二十七日 高崎区裁判所 松井田出張所

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書明治 27 年 1 月 5 日『上州付録』より

#### 史料 4-4 契約書 (1893 年前後か)

二銭印紙

契約書

- 帝国中牛馬合資会社ト ノ間ニ於テ代理店ノ契約ヲ為ス条項左ノ如シ
- 第一条 八 県下 郡 町村ニ於テ帝国中牛馬合資会社代理店トシテ運  
送貨物ノ取扱ヲ為スモノトス
- 第二条 八 本社代理店ノ名義ヲ以テ取扱貨物ハ本社貨物取扱規則ニ依ルヘキハ勿  
論特ニ本社ヨリ指定シタル事柄ヲ二就テハ其指揮ニ従フヘキモノトス
- 第三条 八 本社代理店ノ名義ヲ以テ営業取扱ヲ為スト雖トモ其営業ハ独立ニシテ  
総テ ノ責務タルハ勿論万一其過誤懈怠其他ノ行為ニ依リ本社ニ損害ヲ生ス  
ルトキハ 二於テ一切引受ケ処辨シ損害賠償ノ責務ヲ尽スヘキモノトス
- 第四条 本社ト ノ間貨物取扱ノ総テ収益分合金等ノ割合ハ副約ヲ以テ協定スルモノ  
トス
- 第五条 本社ト 間ノ営業上其他相互ノ貸方借方勘定ハ毎月 回ト定メ貸方ヨリ  
勘定書ヲ廻送シタルトキハ借方ニ於テ速ニ送金スヘキモノトス
- 第六条 八 本社代理店ノ名義ヲ以テ運送取扱ヲ為スニ就テハ本社ハ総テ義務ノ  
担保品ヲ差入レ置クモノトス
- 第七条 二於テ本社ハ対シ如何ナル種類ノ義務タルヲ問ハズ支払又ハ弁償ノ義  
務ヲ怠リ本社ヨリ通知シタル期日迄ニ償還セサルトキハ本社ニ於テ前条担保品

ハ適宜ニ売却シ差引計算ヲ為スモ 異議ヲ述フルコトヲ得サルモノトス

第八条 本社ニ於テ前条ノ処分ヲ為シタル場合ニ於テ ノ義務ヲ完済スルニ足ラサル時又ハ担保品ヲ差入ルヘキモノトス

第九条 保証人ハ ト連帯シテ其義務ヲ負フモノトス

第十条 本契約ハ滿一ヶ年ト定メ期間滿ノ後ハ更約スルモノトス  
但シ双方ヨリ申出サルトキハ同一条件ヲ以テ此契約ヲ繼續シタルモノト見做ス

第十一条 二於テ違約シタルトキハ期間内ト雖モ此契約ヲ解除セラルルモ異議ヲ述フルコトヲ得ズ

第十二条 此契約ヲ解除スルト雖トモ担保品ハ解除後滿一ヶ八年本社ニ留置クモノトス  
右之通り結約シ本書ニ通フ作り双方各通ツツ為取替者也

明治 年 月 日 長野県北佐久郡小諸町  
帝国中牛馬合資会社  
契約人社長 小山五左衛門

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 4-5 從東京横浜市至高田直江津運賃表（1893年）  
・ 從東京横浜市至高田直江津運賃表

目方十二貫 目ニ付物品	四千斤迄	四千斤以上	五千斤迄	五千斤以上	七千斤迄	七千斤以上
鉄、砂糖			二十四銭	二十二銭		
繰綿	三十七銭	三十五銭				
紡績糸、洋糸			三十七銭	二十八銭		
和洋紙					三十七銭	二十八銭
ビール				四十八銭	三十五銭	

右之外雜貨類ハ三十四斤迄ハ荷物トシテ三十四斤以上ハ目方十貫目ニ付金四十五銭ノ割合ニテ申受

但時計其他嵩モノハ目方十貫目ニ付六十五銭申受

小荷物賃

拾斤迄	十五銭	二十斤迄	二十銭	三十四斤迄	二十五銭
-----	-----	------	-----	-------	------

從高田直江津町至東京横浜市運賃表

小荷物ハ五十六斤以ス

五斤迄	拾斤迄	二十斤迄	三十斤迄	四十斤迄	五十斤迄
十四銭	二十銭	三十銭	三十八銭	四十三銭	五十銭

五十六斤以上ハ現在量目依リ一枚二級ハ其数二〇リ三級以上ハ目方十貫目ニ付五十五銭掛ニ申受

但實際五十五銭掛ニテ運送業ザル物品即チ器械物嵩モノ等ハ十貫目ニ付七十五銭申受

契約繼續証

第一条

丸高組貨物ハ帝国中牛馬会社ニテハ東京横浜高田直江津間是迄目方十貫目ニ付運賃金五十五銭掛ニテ取扱居候也。碓氷峠ノ鉄道モ既ニ連絡シ四月一日ヨリ運搬開始相成候ニ付双方協議ノ上、向後ニヶ年間昇降貨物等別表ノ運賃及ヒ左ノ条項ニ依リ繼續スル事

## 第二条

貨物運送ノ日限ハ降り貨物ハ東京帝国中牛馬会社積附日ヨリ四日間トシ昇り貨物ハ高田直江津開運組積附日ヨリ五日間トシ、昇降等該日限ヨリ五日以上延着スルトキハ契約証第十一条ノ但書ノ通割引ヲナスベシ

但人事救ヒ得サル天災地変ノ際ハ本契約証次第二条三項ノ但書ニ因リ取計フ事アルベシ

## 第三条

客車便ハ東京横浜高田直江津間（昇降共）目方百目ニ付金二銭五厘ノ割合ニテ受渡スベシ  
但鉄道庁規則低価賃金ニ満たサルモノハ低価賃ヲ受渡スモノトス

## 第四条

第二条ニ掲クエ日限ハ實際施行ノ都合ニ因リ双方協議ノ上改正スル事アルベシ

## 第五条

年限ハ第一条ニ定メアルト雖モ不都合アルトキハ何時ナルトモ解約スル事ヲ得ル  
但満期ノ節双方協議ノ上尚繼續スル事アルベシ

## 第六条

丸高組ト帝国中牛馬会社トノ間ノ事ハ凡テ明治二十四年第四月本契約ニ依リ取計フモノトス

前条項双方協議ノ上繼續シタル証拠トシテ丸高組組長幹事又帝国中牛馬会社社長各地代理店主任連署シ互ニ其一部ヲ契約証ト共ニ相具シ少シモ背カサルモノトス仍テ契約繼續証如件

明治二十六年四月

中頸城郡高田町

Ⓢ 組長高橋慶次郎 印

幹事 竹内栄吉 印

同 茂田井喜兵衛

帝国中牛馬会社東京本社

同社代理店高田開運組

熊木定吉 印

同社代理店直江津開運組

石塚金取 印

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 4-6 小諸帝中組合規約書正式謄本 明治 30（1897）年

第一七三六号

小諸帝中組合規約書正式謄本

長野県信濃国北佐久郡北大井村三百六十番地住所平民運送業当事者小山馬太二十六年六月同県同国南佐久郡前山村九番地平民現時同県同国北佐久郡小諸町二百十二番地内四番寄留運送業当事者櫻井徳平四十四年九月

同県同国北佐久郡南大井村第八十六番地住所平民運送業当事者土屋佐之助二十三年二月同県同国同郡西長倉村大字馬取萱平民現時同郡北大井村二百十六番地寄留運送業当事者佐藤寅市二十一年十一月

同県同国同郡同村四百三十番地住所平民運送業当事者依田虎市三十二年五月

同県同国同郡小諸町三百二十五番地内二番住所平民運送業当事者松本才次郎二十四年九

月同県同郡同町三百三十一番地住所平民運送業当事者渡辺栄治二十二年七月  
 同県同国同郡大里村四百七十五番地平民現時同県同郡小諸町九百八十五番地寄留運送業  
 当事者小林源作三十七年一月  
 同県同国同郡小諸町五百五十五番地住所平民運送業当事者相場藤次郎二十九年四月  
 同県同国同郡同町三百三十九番地住所平民運送業当事者木村寅市二十九年十月  
 同県同国同郡同町二百五番地住所平民運送業当事者小林菊太郎二十六年十一月  
 同県同国同郡同町二百四番地内六番住所平民運送業当事者小林常助三十三年一月  
 同県同国同郡同町二百八十番地内二番住所平民運送業当事者小山幸三郎三十三年一月  
 同県同国同郡北大井村四百五十二番地住所平民運送業当事者依田茂吉三十六年八月  
 同県同国南佐久郡岸野村四十九番地平民現時同県同国北佐久郡小諸町千三十一番内二番  
 寄留運送業当事者佐藤菊太郎四十五年十一月  
 東京府武蔵国西多摩郡室岡村七十六番地平民現時長野県信濃国北佐久郡小諸町二百四十  
 番地寄留運送業当事者新井直吉三十二年十一月  
 長野県信濃国北佐久郡北大井村三百八十三番地住所平民運送業当事者土屋亀二郎二十九  
 年同県同国同郡大里村平民現時同県同国同郡小諸町五百五十五番地寄留運送業当事者相  
 場定次郎四十年四月  
 同県同国同郡小諸町三百十二番地住所平民運送業当事者小林七助二十二年五月  
 同県同国同郡同町三百八十四番地住所平民運送業小林捨次郎二十八年十月  
 同県同国同郡同町三百七十六番地内二番住所平民運送業当事者依田貞次郎二十八年三月  
 同県同国同郡志賀村百五十三番地平民現時同県同国同郡小諸町百四十五番地寄留運送業  
 当事者木内栄作三十七年五月  
 同県同国同郡小諸町三百十七番地住所平民運送業当事者渡邊益治郎二十二年十月  
 同県同郡同町三百三十番地内一番住所平民運送業当事者小山末五郎二十三年四月  
 同県同国同郡同町大里村三百二十番地住所平民運送業当事者土屋佐三十七年二月  
 同県同国同郡大里村三百四十八番地住所平民運送業当事者土屋嘉平二十八年十一月  
 同県同国同郡同村三百二十七番地住所平民運送業当事者塩崎紋蔵四十八年二月同県同国  
 同郡北大井村四百二十二番地住所平民運送業当事者大池才之助二十五年二月  
 右当事者小山馬太以下二十九名代理兼同県同国同郡小諸町二百二十五番地一番住所平民  
 運送業

当事者 松本宇三郎  
 二十八年五月

同代理兼同県同国同郡同町千八十八番地住所士族運送業

当事者 竹田豊太  
 四十三年四月

同代理兼同県同国同郡同町二百八十四番地住所平民運送業

当事者 小山孫次郎  
 四十一年六月

同代理兼同県同国同郡同町二百番地住所平民運送業

当事者 相場愛重  
 三十七年一月

同代理兼同県同国同郡同町二百六十六番地住所平民商業

帝国中牛馬合資会社長

小山五左衛門  
 五十二年八月

右小山五左衛門代理人同県同郡同町同番地住所平民農業

小山辰平

二十八年十月

同県同国小県郡上田町九百二十三番地住所士族雑業

立会人 世良田 勝敏

六十七年

右当事者小山馬太以下二十九名連署ノ委任状ヲ所持シタル代理兼当事者松本宇三郎  
同断竹田豊太同断小山孫次郎同断相場愛重及ヒ帝国中牛馬合資会社長小山五左衛門ノ委  
任状ヲ所持シタル代理人小山辰平八明治三十年三月十二日公証人水野連役場ニ於テ世良  
田勝敏ノ立会ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス

第一条 本組合ハ小諸帝国中牛馬合資会社ニ付屬セル運送業者ノ同盟ヲ以テ組織シ小諸  
帝中組合ト称ス

第二条 本組合ハ帝国中牛馬合資会社ノ規則ヲ確守シ同会社ノ取扱ニ係ル荷物運送スル  
ヲ以テ業務トス

第三条 本組合員ハ品行ヲ方正ニシ篤実ヲ旨トシ業務ニ精励シ会社ノ指揮ニ背ムカサル  
ヲ責務トス

第四条 本組合ニ行司四名ヲ置キ組合ヲ代表掌理セシム

第五条 組合行司ノ任期ハ滿ニヶ年トシ改選補欠トモ總テ組合員ノ投票ヲ以テ選任スル  
モノトス

但シ再選ヲ妨ケス

第六条 本組合ニ於テ現ニ選任シタル行司ハ左ノ如シ

竹田豊太 松本宇三郎 小山孫次郎 相場愛重

第七条 行司ヨリ会社ニ対スル応答及ヒ行為ハ本組合全体ノ応答行為ニシテ組合員ハ之  
レニ異議ヲ唱フルノ權ナキモノトス

第八条 本組合員ハ保証トシテ運送馬車一台ニ付金十円宛会社ヘ積立ツルモノトス

但シ此保証積立金ノ外身元保証人ヲ要シ当人ト連署ノ証書ヲ会社ヘ差入ルル事

第九条 保証積立金ハ会社ノ規則ヲ犯シ又ハ不正ノ所為若シクハ怠慢ヨリシテ会社又ハ  
荷主ニ被ムラシメタル損害其他本規約ニ定ムル処ノ損害ノ賠償義務ニ充ツルモ  
ノナレハ若シ賠償事件ノ生シタル為メ金額ノ尽キタルトキハ更ラニ積立ツルモ  
ノトス

但シ組合員中賠償事件ノ生シタルニアラスシテ都合上廃業シタル者ハ保証金ノ  
返戻ヲ受クルハ勿論トス

第十条 本組合員ハ荷物運出ノ際会社立換ノ運賃及ヒ為換金ヲ即納ス可キ筈ナルモ今回  
会社ノ許諾ヲ得テ自今左ノ事項ヲ履行ス可キモノトス

第一項 会社ノ立換運賃及ヒ為換金ハ之レヲ会社ノ委托金ト為シ運送荷物先ヨリ荷  
物引換ニ受取り会社ニ納付ス可キ事

第二項 右委托金ニ就テハ其都度会社ヘ受託証書ヲ差入ルルノ手数ヲ略キ会社ノ帳  
記ヲ以テ直チニ確証ト為シ後日異議ヲ唱フルノ權ナキ事

第三項 右委托金ノ納付ヲ遲滞シタルトキハ金一円ニ付一日式厘日歩ヲ加ヘテ納付  
ス可キ事

第十一条 本組合員ハ荷物ノ運送中盜難ニ罹リ又ハ紛失及ヒ濡シ破損若クハ遲滞等ニテ  
生シタル損害ニ付キ賠償ノ責ニ任スルモノトス

但シ盜難等ノ場合ハ大イニ会社ノ斟酌ヲ得可シ

第十二条 本組合員ニシテ第十条ノ各項及ヒ第十一条ノ義務ヲ履行セサル者ハ其当人並ニ身元保証人ノ財産ヲ会社ノ随意ニ差押売却セラルルモ異議ヲ唱フルノ権利ナキモノトス

但シ此場合ニハ組合行司ノ立会ヲ要ス

第十三条 会社ニ於テ前条ノ処分ヲ施コスモ尚ホ当事者ノ義務ヲ尽スニ足ラサルトキハ其不足義務ヲ組合全体ノ負担ト為シ組合員之レヲ弁償シテ会社ニ損害ヲ掛ケサルモノトス

第十四条 本組合員就業中ハ勿論業間ト雖トモ酒色ニ耽ケリ或ハ賭ケ事等ニ干與セサルコトヲ誓ヒ互ヒニ犯ササル様注意ス可キモノトス

第十五条 組合員ニシテ本規約ヲ犯シタルトキハ会社長及ヒ組合行司ハ其違犯者ニ対シ停業ヲサシメ又ハ官署ニ訴告スルノ権利ヲ有ス

但シ此場合ニハ違犯者ハ毫モ拒ムノ権ナキモノトス

第十六条 帝国中牛馬合資会社ハ附属運送業者ノ同盟ニ成立チタル本規約ニ賛同シ且ツ諸般ノ条項ヲ承認シタリ

第十七条 本規約ハ一同ノ署名捺印ノ完了ヲ以テ直チニ施行カヲ生ス

第十八条 本規約書ノ正式謄本ヲ帝国中牛馬合資会社ニ一通組合行司ニ一通各所持ス可キモノトス

右關係人ニ讀聞カセタル処一同相違ナキコトヲ認メ左ニ署名捺印ス 印

松本 宇三郎 印

竹田 豊太 印

小山 孫次郎 印

相場 愛重 印

小山 辰平 印

世良田 勝敏 印

右契約ヲ為シタル事ヲ確証スル為メ左ニ署名捺印スルモノナリ

明治三十年三月十二日公証人水野連役場ニ於テ

上田区裁判所管内信濃国小県郡上田町千百四十九番地住所

公証人 水野 連 印

此正式謄本ハ原本ト同時ニ關係人一同ノ面前ニ於テ小諸帝中組合ノ為メニ之レヲ作り其原本ト相違スル事ナキヲ確証ス依テ当事者小山馬太以下二十九名代理兼当事者松本宇三郎同断竹田豊太同断小山孫次郎同断相場愛重及ヒ帝国中牛馬合資会社長小山五左衛門代理人小山辰平ト共ニ左ニ署名捺印スルモノナリ

明治三十年三月十二日公証人水野連役場ニ於テ

上田区裁判所管内信濃国小県郡上田町千百四十九番地住所

公証人 水野 連 印

松本 宇三郎 印

竹田 豊太 印

小山 孫次郎 印

相場 愛重 印

小山 辰平 印

北佐久郡中津村大字塩各用〇

山浦六太郎 印

同

佐藤萬平



同 佐藤富士吉 印  
北佐久郡三岡村大字耳取込  
小林日松 印  
北佐久郡南大井村大字平原込  
土屋口太郎 印  
同 其利平作 印  
北佐久郡小諸町  
塩川友太郎 印  
同 古川市治 印  
同 小林圭作 印  
北佐久郡北大井村大字石峠込  
佐藤寅市 印  
北佐久郡小諸町  
花岡彦作 印  
北佐久郡小諸町  
花岡馬義 印  
同 依田圭源次 印

史料 5-1 明商社貨物運搬委託の結約書 (1883 年)

明商社貨物運搬委託の結約書

明商社物貨運搬ノ事ヲ中牛馬会社ヘ委託ス、其結約左ノ如シ

第壹條

明商社一般ノ貨物ヲ悉皆中牛馬会社ヘ委託シ、必ズ他ヘ出荷スベカラズ。

第貳條

中牛馬会社ニ於テハ明商社一般遞送貨物ハ常ニ真実丁寧ノニ取扱ニ迅速ト安寧トヲ主トシテ必ラズ怠惰不実ノ取扱致スベカラズ。

第三條

明商社一般ノ貨物ヲ中牛馬会社ニ委託スルニ於テハ通常賃金ヲ超過スベカラズ。若シ他人運賃ト比較シ、不相当ナル時ハ貨主ヘ返却ス可シ。

第四條

高崎ヨリ長野迄ノ各社發着日限左ニ定ム

高崎ヨリ松井田迄 壹日間 松井田ヨリ小諸迄 三日間

小諸ヨリ上田迄 壹日間 上田ヨリ内川迄 壹日間

内川ヨリ長野迄 壹日間

但し別ニ底賃ヲ以テ運搬スル物及長大重量物等ハ此限ニアラス

第五條

第四條ノ如ク遞送定日ヲ限ルト雖モ前後会社ノ都合ニヨリ早着ヲ勤ムル勿論ナリト雖モ到底定日ヲ超過スベカラズ

但シ烈風霖雨積雪川支悪路或ハ道路修繕ホニテ精々任意スルト雖モ遞送相成カタキトキハ其ノ事由ヲ送券ヘ明記シ並ニ郵信ヲ以テ明商社ヘ宛テ報知スベシ

第六條

物貨量目封印ヲ調査候ハ各会社ノ要務ナレバ、東京其他各地原發所ニ於テ物貨壹箇毎ニ目方ヲ摺付可申候。会社ニ於テハ右摺付ト引合セ、至当ノ貨金ヲ積リ、信実ニ取扱申候事。

第七條

運搬日限ハ第四條ニ抵触シ第五條ノ但書無之分ハ荷受会社ニ(荷受会社ト甲会社ヨリ發シテ会社ニ至ルヲ云) 於テ一日延滞候ハ賃額ノ内貳割ヲ引去リ以下之ニ做事

第八條

貨物數十箇ヲ以テ壹送券トナシ原發スルモ途中ニ於テ都合ニヨリ之ヲ分送スル事アルトキハ其分送券毎ニ着所ヲ明瞭ニ相認メ順次早着候様取斗可申候事

但シ払切ニ相成候トキハ甲社ヨリ乙社ヘ其上日通知可致候事

第九條

中牛馬会社ニ於テハ遞送ノ物貨取扱中天變地異及洪水延焼ホニテ最モ人力ニ堪ヘザルノ場合ヲ除クノ外水火盜難損傷等ハ悉皆該社ノ辨償タルベシ。因テ明商社ヨリ中牛馬会社ヘ保険料ヲ相払可申ニ付、左ノ割合ヲ以テ各社毎ニ立換金ヘ加ヘテ受取候事。

保険料 原価金貳拾五円以下五里ニ付金五里

同 金貳拾五円以上五拾円迄 同 金壹錢也

同 金五十円以上百円迄 同 金壹錢五里

以上金百円ニ付金壹錢ツツ

但シ嵩物及長大物並ニ重量(三十一目以上ノ物)ハ前保険料ノ一倍增シ。

洋酒硝子危薄物等前保険料三倍增シ。

第十條

明商社ニ於テハ原券ニテ必ス送券ヘ明商社ノ印章ヲ捺印スベシ  
右ノ印章無之分ハ結約外ノモノトス

第十一條

此結約期限ハ明治十六年三月ヨリ明治十七年二月迄滿壹ヶ年間トス。最モ引続約定スルハ  
其年ノ熟議ニヨルベシ

第十二條

前條設ル約則ヲ若シ中牛馬会社ニ於テ相背クトキハ明商社ニ於テハ悉皆貨物ヲ他ヘ委託  
スル事アルベシ

第十三條

該結約ハ明商社ト中牛馬会社双方ニ於テ實際施行ノ都合ニ拠リ協議ノ上改正加除スル事  
アルベシ

前数條両社其協議ノ上結約シタル証拠トシテ明商社中牛馬会社双方連署調印シ、互ニ其尅  
部ヲ相具シ、毫モ背カサルヘシ。萬一此結約ヲ年期中違約スルニ於テハ、此証ヲ以テ至當  
ノ公裁ヲ仰グモ異議ナキモノトス依テ結約書如件。

明治十六年三月

群馬県上野国高崎町中牛馬会社頭取	矢島宗敏代理 白石嘉平 <sup>印</sup>
同県同国松井田駅同社頭取	大河原義三郎 <sup>印</sup>
長野県信濃国小諸町同社頭取	小山五左衛門 <sup>印</sup>
同県同国上田町同社頭取	滝沢助右衛門代理 斉藤正常 <sup>印</sup>
同県同国内川村同社分社	山本常平 <sup>印</sup>
同県同国長野町同社頭取	中沢与左衛門 <sup>印</sup>

明治十六年三月

長野県信濃国長野町明商社社長	飯嶋幸吉 <sup>印</sup>
同副社長	松倉吉三郎 <sup>印</sup>
幹事	萩原要吉 <sup>印</sup>
同	島津久助
同	牧野嘉助 <sup>印</sup>
同	土屋茂吉
同	今井嘉助 <sup>印</sup>
同	渡辺仁兵衛 <sup>印</sup>
同	渡辺仁兵衛 <sup>印</sup>

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 6-1

(1881 年)

上田第十九国立銀行下諏訪出張所ニ於テ取組処ノ為替附荷物運送ヲ小諸中牛馬会社諏訪岡ノ谷駅出張所ト号シ、同駅三百七十番地尾澤福太郎ヘ委託シ其結約左如シ

第壹条

中牛馬会社ハ第十九国立銀行下諏訪ニ於テ取組処ノ為替荷物ヲ小諸中牛馬会社迄運送スルハ尾澤福太郎ヘ委託スベシ

第二条

中牛馬会社ハ第壹条ノ委託ヲ尾澤福太郎ヘ為スニ付、小諸中牛馬会社ハ運送中ハ尾澤福太郎ニ於テ負担スベシニ保険請負料取揚高ノ壹割五分中牛馬会社ニ於テ第十九国立銀行ヨリ十二月六月二季請取尾澤福太郎ヘ払渡スベシ

第三条

為替付荷物保険原価之儀ハ出荷之節、荷主第十九国立銀行下諏訪出張員ト尾澤福太郎ト協議之上相定ムベシ

第四条

尾澤福太郎ハ荷物ノ保険ヲ証スル為、別紙確實ナル抵当ヲ差出シ置クベシ

第五条

第十九国立銀行下諏訪出張所ニ於テ取組処ノ貨物荷主持参ノ原送券ト預テ附与致シ、○請取証雛形ト照準セリ調査ノ上、第十九国立銀行下諏訪出張所ヘ宛書印紙ヲ貼用シ差出スベシ

第六条

荷物運送ハ都テ賃金小諸払ト記載、出荷致スベシ

第七条

此約定期限ハ明治十四年八月ヨリ同十五年七月迄満壹ケ年トシ、尚實際施行ノ上改正増補ヲ要スル條アラハ、双方協議承諾ノ上ハ日定メテ施行スベシモ期限中ト雖モ不都合アラハ此約定解約スル事アルベシ

右之条結約セシ証トシテ式通ヲ製シ、各自記名調印ノ上、壹通宛ヲ相取換置後渡証ニ供スルモノナリ

	諏訪岡ノ谷駅	尾澤福太郎
明治十四年八月	小諸中牛馬会社	上田同社兼 塩川文右衛門

明治十四年八月	抵当差出人	尾澤金左衛門
	保証人	矢島清兵衛

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 6-2 約定書 (1886 年)

約定書

各銀行諏訪地方ニ於テ取組処ノ為替附荷物運送方信濃中牛馬会社小諸分社ニ於テ請負ナスニヨリ其扱方ヲ信濃中牛馬会社小井川支店江委託ス其結約左ノ如シ

第一条

各銀行ヨリ保険請負荷物者必ス小井川支店江委託相成候○ニ付荷受際入金調査ヲ遂ケ不都合ナキトキハ該荷物之請取証ヲ出荷店江差出スヘシ

但シ荷物受負際調査不履行ニシテ貨物ニ不正アルトキハ独リ小井川支店ノ責任タルヘシ

## 第二条

諸分社者第一条ノ委託ヲ小井川支店江為スニ付諸分社江逋送中ハ小井川支店ニ於テ負担スヘシ 故ニ保険請負料取揚高ノ一割ヲ小諸分社ニ於テ各銀行ヨリ十二月六月ノ二季ニ受取小井川江払渡ヘシ

## 第三条

各銀行原送券ハ逋送会社ヲ附シ保険原価及賃金前払響キ払ノ記載アルハ勿論ト雖偶々其記載ナクシテ帳簿方ノ苦シミ不問〇小井川支店ハ其有無ヲ点査シ万一其記載ナキトキハ各銀行江其記載ヲ〇ヒ瞭然タルヲ務ム

## 第四条

小井川支店ハ荷造リ疎漏ヲ咎メ荷物鄭重ニ取扱小諸分社江早送スルヲ務ムヘシ

## 第五条

小井川支店ハ原発荷物取扱手数料トシテ生糸四個ニ付金二十錢屑物四個ニ付金十二錢五厘ヲ請取モノトス

此約定期限者明治十九年七月ヨリ同二十年六月迄満一ヶ年トシ尚實際施行ノ上増補ヲ要スル條アテハ双方協議ノ上日ヲ定メ更正スヘシ最モ期限中ト雖不都合アラハ約解スル事アルヘシ

右ノ条々結約セシ証トシテ式通ヲ製シ各自調印シ一通当取換置後証ト供スルモノ也

明治十九年七月五日

信濃中牛馬会社小諸分社  
頭取 小山五左衛門  
支配人 小山恒助  
同社小井川支店  
宮坂金左衛門  
保証人 宮坂賤三郎

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 6-3 契約 (1880年)

### 契約

昨明治十二年七月一日ヲ以テ小諸上田中牛馬会社両社ト上田第十九国立銀行ト為換付諸物貨運搬ノ義定約致置候確証江右十九国立銀行岩村田出張所為換付物貨運搬小諸中牛馬会社ト追加契約ト見倣熟談左ニ

荷物	量目	路線	着日数	賃金	保険料
生糸	一駄	倉賀野より東京迄	二日半間	50 銭	32 銭
生皮苧、出売蛹	一駄	倉賀野より東京迄	三日半間	50 銭	20 銭
人參	一駄	倉賀野より東京迄	二日半間	賃金と保険料共 50 銭	

右之通追加致シ上ハ一切別紙本文ニ倣ヒ一所置仕入ヘクハ勿論候猶結約証トシテ二通ヲ製シ各自記名調印ノ上一通宛ヲ領収シ後証ト供スルモノ也

明治十三年第三月七日

小諸町中牛馬会社頭取小山五左衛門代  
中村幸兵衛 印  
倉賀野川岸同盟田口五平代

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

#### 史料 6-4

生繭運賃並二各地時間表 年未詳  
一列車午前七時四十分上り  
軽井沢着午後二時四十分入 横軽間七時掛り  
運賃手数共金八十二銭 平  
小諸着午後九時四十分入 軽小間 十三(八)時掛ケ  
運賃手数共金五十銭外二増二十銭 平 七四  
芦田着午前五時四十分入 小芦間 十一時掛り  
運賃手数共金五十二銭 平 六四  
和田着午後四時入 芦和間 六七時掛り  
運賃手数共金 四十四銭 平 三六  
岡谷着午後十時入 和岡間十二時掛り  
運賃手数共金 八十六銭  
右手数総計 三円八銭 三四四  
時間 五十二時間 四四  
横川ヨリ岡谷迄里数二十五里

二列車午前十時五十分着  
軽井沢着午後九時着横軽間七時掛り  
運賃手数共金六十二銭  
外二六銭増シ  
小諸着午前九時着 軽小間十二八時掛り  
運賃手数共金五十銭  
外二二十銭まし  
芦田着午後七時着 小芦間十一時掛り  
運賃同共金五十二銭  
外二八銭まし  
和田着午前五時着 芦和間七六時掛り  
運賃同共金四十四銭  
岡谷着午後四時着 和岡間十二時掛り  
運賃同共金七十五銭  
右運賃手数金三円十七銭  
時間 五十一時間

三列車午後一時四十分上り  
軽井沢着午前二時着 横軽間十二時掛り  
運賃手数共 六十二銭  
外二十六銭まし  
小諸着 午後一時着 小軽間十一時掛り  
運賃手数共五十銭

外二十四銭まし

芦田着午後十二時着 小芦間十一時掛り  
 運賃手数共五十二銭

外二十六銭まし

和田着 午前八時着 芦和間 八時掛り  
 運賃手数共 四十四銭

岡谷着 午後八時着 和岡間 十二時掛り  
 運賃手数共 七十五銭

右賃手数共総計三円二十九銭  
 時間 五十四時間

四列車午後四時四十分上り

軽井沢着翌午前六時着 軽横間十三時掛り  
 運賃手数共六十二銭  
 外二二十四銭

小諸着午後三時着 軽小九時掛り  
 運賃同共金五十銭

芦田着午前二時着 小芦間十二時掛り  
 運賃五十二銭  
 外二二十四銭まし

和田着午前十時着 芦和間 八時掛り  
 運賃同共四十四銭

岡谷着午後十時着 和岡間十二時掛り  
 運賃手数共八十五銭

右賃手数共総計三円四十一銭  
 時間 五十四時間

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

**史料 6-5 生繭運搬規約書 明治 24 (1891) 年**

生繭運搬規約書

運搬物貨物ハ総テ速達ヲ尊フヘシト雖トモ就中生繭ノ如キハ一秒時タリトモ躊躇スベ  
 からサルモノリキ然ルニ従来同業者相競争シ或ハ遅滞シ或ハ減損シ互ニ不測ノ損害ヲ蒙  
 ル事ナキニ非ス爰ニ今回同業者一致熟議ヲ遂ケ自今左ノ條項ニ因リ取扱フモノトス

第壹条

- 一 生繭荷物運搬受負ハ本庄深谷熊谷及各地共横川迄ヲ限リトス

第二条

- 一 原発送券へ八届先荷主ノ郡町村名 (但シ小字) 必ス記載スベシ

第三条

- 一 原発会社ニ於テハ通常荷札ノ外各駅訳ノ記載並ニ四社色訳ノ札ヲ必ス付スベシ

本印	本庄	赤	通運会社
ふ印	深谷	白	中牛馬会社
く印	熊谷	黄	町嶋運送店
		青	運輸会社

第四條

- 一 運賃割合八七斗五升入一本ノ賃ハ左ノ通り  
熊谷ヨリ横川迄 金拾九錢  
深谷ヨリ横川迄 金十七錢  
本庄ヨリ横川迄 金十五錢

但シ運賃ノ高下ハ三駅協議ノ上變更スルトキハ横川運搬組合ヘ連署ヲ以テ通知スル事

第五條

- 一 本会ニ於テ確定シタル横川迄ノ運賃及取扱手續ニ違背シタル荷物ハ横川ニ留置キ原  
發ヘ紹介シ訂正ノ上繼立ツル事  
但シ原發不承知ノ節ハ該荷物ハ受付ケサルコト且ツ留置中生シタル損害弁償ハ原  
發ノ負担トス

第六條

- 一 貨車或ハ積込ミノ都合ニ依リ發送券ニ封シ積残リアルトキハ其旨ハ受継所工即時郵  
報スル事トス

第七條

- 一 送券到着スルモ現品次列車迄ニ未着ナルトキハ横川ヨリ原發電報ヲ以テ通知スル事

第八條

- 一 横川以西ニ生シタル延着又ハ濡痛ミ等ハ損害弁償ハ原發会社ニ於テ更ニ關係無之事  
但シ横川迄ノ間ニ係ル分ハ原發会社負担トス

第九條

- 一 原發会社ニ於テ繭荷差立ノ数ハ前日予定ノ数ヲ電報ヲ以テ横川ヘ通知スルモノトス

第十條

- 一 繭荷ニ係ル送券ハ總テ小荷物ヲ以テ送附ノ事

第十一條

- 一 横川着後諏訪地方ヘ運搬時間並ニ運賃ハ左ニ

横川ヨリ輕井沢迄	八時間
	四本ニ付
	金七拾六錢
輕井沢ヨリ諏訪迄	四十時間

明治二十四年五月十五日

熊谷駅	小林兵右衛門代理
	春山長吉
深谷駅	春山長吉
同駅	野原倉吉代理
	春山長吉
本庄駅	森善支店 中林真男
同駅	森六支店 竹内周作
横川駅	内国通運会社支配人
	大木勘太
同駅	日本運輸会社支配人
	田嶋金太郎
同駅	中牛馬会社 小林彦太郎
同駅	共同中牛馬会社 町島喜之
	輕井沢内国通運会社支配人代理



金井亀吉  
同駅日本運輸会社 齊藤子之吉  
同駅共同中牛馬会社出張所  
支配人 桜井萬之助  
同駅信濃中牛馬会社支店  
同社御代田支店  
同社小諸分社  
右三社総代 小山恒助  
和田駅信濃中牛馬会社支店  
翠川府右衛門  
同駅内国通運会社継立所  
田中新十郎代理  
田中文吉

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 6-6 東行社貨物生繭遞送次順（1886年）

東行社貨物生繭遞送次順

- 一 運賃者各社立換東行社迄賃済ノ事
- 一 御買入店者武州本庄駅(●)近江屋梅太郎殿。該店ヨリ出荷時間を東京鉄道第四列車積込故二横川者終列車上リ夕七時二十五分着相成候荷受又八荷払二時間相掛リ〇二付十時ヨリ十一時迄間二荷払ノ事
- 一 運賃ノ儀ハ曩二運賃表小山善平へ御渡シ相成候通り御取計ノ事
- 一 武州本庄ヨリ東行社迄四十八時間ト御約定仕候。時間割左二
  - 横川ヨリ小諸間荷物附替共二  
十五時間掛リ
  - 小諸ヨリ上田間荷物附替共二  
八時間掛リ
  - 上田ヨリ須坂迄荷物附換共二  
二十時間掛リ
  - 合計 四十三時間トナル
  - 本庄横川間鉄道二付  
三時間掛リ
  - 合計 四十六時間也

左候得者御引受ヨリ二時間ノ有余アルヲ以テ遅時無之儀御勉強奉願候也

明治十九年六月十一日

上州横川停車場前 中牛馬会社

信濃国 小諸中牛馬会社御中

上田中牛馬会社御中

追啓前記ノ通り雨降等恐レアル御荷物二付各社二於テ雨具特別御注意御備シ置有之度添テ奉願候也

- 一 松代六工社御行ト生繭モ武州本庄駅近江屋処ヨリ御出荷相成候。継立ノ時間ハ東行社行ト同時間二御座候最モ運賃ノ儀向払二有之候。右二御心得御精々運送方奉願候也
- 一 俊明社小田切様御手代モ頃日御立寄相成当社へ御申置有之候間心日約定申上候。尚御

通伝可仕候也

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 6-7

(年未詳)

今般諏訪郡各製系家ニ於テ各地方ヨリ買入ル所々ノ生繭逋送ノ事ヲ諏訪郡地方請負者ト通運中牛馬両社ト契約スル条々左ノ如シ

第一条

- 一 生繭一駄ヲ四個附ト定ム  
但繭石数ハ四個ニ付三石以内ヲ限り荷造リスルモノトス

第二条

- 一 該荷物荷造リ改良法ハ従前ノ繭籠ヘ目毎ニ輪竹一筋宛ヲ加ヘ冠蓋ヲ要シ三ヶ所ノ〇印ヲナスベシ。赤ハ貨主ノ都合ニ寄り二重袋ヲ要スルトキハ上袋ハ極メテ新調ナルモノヲ用ヒ〇印スルモノトス。

第三条

- 一 該荷物一日 駄迄ヲ無払違出荷可致事  
但都合ニ寄り両社参談ノ上、一ツ会社ニ於テ取扱フモ妨ナシト雖トモ、着荷物ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其取扱タル会社ノ負担タルベシ。

第四条

- 一 該荷物運賃及逋送時間ハ左表ノ通り  
運賃及時間表

第五条

- 二 該荷物逋送道中通路破戒亦ハ落橋等非常ノ場合ニ依リ逋送能サルトキハ、其最寄会社ノ照明ヲ送券ニ附スモノトス。

第六条

- 一 逋送中該荷物ニ対シ損害ヲ與ヘタルトキハ、査定ニヨリ相当ノ弁金ヲ償ヘキ場合ニ於テハ通知ノ日ヨリ十五日以内ニ差出シ可申事。  
但原発会社ニ於テ負担スヘキ事

第七条

- 一 該約定荷物謂レナク両社ニ於テ出荷不致トキハ違約金トシテ荷物一駄ニ付金差出シ可申事。  
但荷受シテ出荷セサルモ亦其会社ニ於テ違約金差出スヘシ。

第八条

- 一 該荷物延着スルトキハ違約金トシテ荷物一駄ニ付金 差出シ可申事。  
但出金法ハ第六條ノ例ニ依ルト雖トモ、第五条ノ証明アルモノハ此限リニアラズ。

第九条

- 一 貨主ニ於テ勝手ニ他会社等へ出荷スルトキハ違約金トシテ荷物一駄ニ付金 請負者トシテ荷物一駄ニ付金 請負者ヨリ差出シ可申事。  
但本條ノ場合有之時ハ買次店ヨリ該証明書ヲ得、手本条ヲ履行スルモノトス。

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 6-8

(1889年)

二十二年七月十七日午後第三時頃諏訪出張員小山恒助氏より別仕立網嶋持回草来章左二

荷物運搬御引受書

- 一 器械生糸岡谷より横浜迄日数ヲ五日間ヲ定メ  
岡谷発シ和田峠ヲ経テ下和田泊リ、同所発シ芦田ヲ経テ小諸泊リ、同所発シ輕井沢ヲ  
経テ横川泊リ同所ヨリ鉄道積送り候事  
但シ大風雨落橋等非常ノ場合者此限リニ非ス  
此場合ナル時ハ其会社より直ニ理由御報告仕候
  - 一 荷物一回出荷ハ一斎ニ運送スシ必ス宰領ヲ附ス
  - 一 荷物濱着謂ナク延滞スル時ハ其延滞シタル会社ヨリ延着スル損害トシテ一日毎ニ金  
5 円ヲ償ス可シ
  - 一 桐油無之馬ハ荷物相渡無候
- 右之通無相違運搬可仕候依テ御引請ノ証各速印以差出置候也

岡谷中牛馬分社	尾沢福太郎
和田峠中牛馬支店	羽田栄雄
下和田中牛馬会社	羽田吾市
芦田中牛馬荷継所	土屋管太
小諸中牛馬分社	小山辰平
輕井沢中牛馬支店	
横川中牛馬支店	
諏訪出張員	小山恒助

開明社 御中

該社荷物之義ニ付此程より手ヲ替種々詫入候得共重ヲ濡荷出来是迄余リ不注意ニ付各  
社より前記ノ書面出サザルハ以来当方へ出荷不相来篤方御勘考の上取扱方御承知相来候  
ハバ各社御調印被下処別仕立ヲ以此段御照会及候也

七月十六日 諏訪丸屋方 小山恒助

和田峠より横川迄  
各社御中

尚々荷物継立方〇ツハ非常ニ勉強候処、当方是迄余リ不勉強故、今度開明社の如ク出来  
候間以来一極目立候様致度、小生当地ニ於手何様ニモ尽力可申、継立方ノ義ハ御尽力被下  
度、此段呉々各社へ御依頼申入候也

該件ヲ片付伊那筋へ出張仕候心組、今度飯田表へ出張候時ハ、飯田産物モ何程力此筋へ相  
廻候様尽力可致心算ニ御座候、日数の義延滞不致様呉ニ御依頼申上候也

各社御承知ニ而御調印相成候事今日ニモ出荷相成候間其時ハ小生才料与而付添へ、尚又  
御談事可申上候

各社御承知ナラバ、乍御手数横川ニ而書面御認メ被下処候也

出所：長野県小諸市小山家文書

## 史料 7-1

四月十六日上州新井村上原清七殿代理として原市村有坂道碩殿盗難生系济方示談  
二〇来種々詫方示談新届候二付別紙济口証写尤前々対該出遣置引替〇

盗難生系济同証

一 去ル明治7年第10月17日私生系上田常田村上野屋又兵衛殿より差送候処当  
社二而其夜盗難二付夫々御手配御尋取来候得共未夕相知心申依之今般御手續之上御  
弁償济口左

二

一生系 1個 正味 9貫264匁入

此代金 298円80銭也

此訳

内金 88円80銭勘弁引

金 100円也 五カ年掛新規証文二而受取

金 110円也 当金受取候也

右之金額正二受取弁償济方仕候処相違無〇尤向請右生系発〇致し取物御渡し二相  
来候節八今般請取金額御返却可仕為後証济方証書依而如件

熊谷県管下

北二十一一大区小十区

碓氷郡新井村

生系〇世

上原清七代理

有坂道碩印

明治7年第4月20日

長野県管下第六大区三小区

佐久郡小諸町

中牛馬会社

頭取

小山五左衛門殿

出所：長野県小諸市小山五左衛門文書

## 史料 7-2

契約証

第一条 上田小諸中牛馬会社二於テ請負フ処ノ保険貨物熊谷ヨリ東京上野迄ノ間倉賀野  
中牛馬会社上野ヨリ新橋迄ノ間東京中牛馬会社新橋ヨリ横浜迄ノ間横浜同分社  
二保険運送ヲ委託スベシ

第二条 上田小諸同社二於テ貨主ヨリ収入スル保険料一千円二付金 1円50銭八左ノ如  
ク之ヲ割合年二回二之ヲ払渡スベシ

一金 1円50銭

内訳 1円02銭 上田又ハ小諸会社

28銭 倉賀野会社

5銭5ノ 東京会社

14銭5ノ 横浜会社

- 第三条 各社前条ノ保険料ヲ受取ルニ付其前社ヨリ保険貨物ヲ請取り之ヲ渡社ヘ相済ス迄ノ間ニ於テ其原価ヲ金償スヘシ之ヲ金員渡社又ハ貨主ヘ渡シタレトキハ更ニ關係ナカルベシ
- 第四条 上田会社ニ於テ各銀行又ハ貨主ヘ差入ル抵当一万円八元契約スル各社保険料各持入高二割合確實ナル抵当ヲ上田会社ニ込入ルベシ上田会社ハ之ヲ各銀行又ハ貨主ニ抵当トスルヲ得ベシ
- 第五条 保険貨物ニハ皆總扱所発行送り券ヲ同原価ヲ明証シ此契約アル各社ハ前社ヨリ来ルモノヲ持入渡証トシ更ニ渡社ニ達スル同送券ヲ発スベシ 而シテ前社又ハ保送人ヘ原価若干保険貨物ヲ受取りタル旨 明証シタル受取証ヲ差出スベシ
- 第六条 各社運送賃ハ原発会社ヨリ左ノ如ク各社ニ払渡スベシ
- 第七条 保険物金員之ヲ貨主ニ引渡シタルノ渡トキ何等ノ高取粉紼アルモ各社更ニ關係ナカルベシト雖止ヲ得サル場合弁償ヲ要スルトキハ各社ヘ持入スル保険料金額ヨリ合出金スベシ

一 金 1 円 50 銭	保険料
内訳 50 銭	上田入費
84 銭	里程割合保険
16 銭	四社検査料
一 50 銭	入費
一 48 銭	上田ヨリ熊谷迄三十二里保険
一 4 銭	検査料
抵当 6791 円	
合 1 円 2 銭	上田会社
一 4 銭	検査料
一 24 銭	熊谷ヨリ上野迄十六里保険
抵当 1865 円	
合 28 銭	倉賀野会社
一 4 銭	検査料
一 1 銭 5 ノ	上野ヨリ新橋迄一里保険料
抵当 366 円	
合 5 銭 5 ノ	東京会社
一 4 銭	検査料
一 10 銭 5 ノ	新橋ヨリ横浜迄七里保険料
抵当 966 円	
合 14 銭 5 ノ	濱会社
合 1 万円	
総合 1 円 50 銭	

出所： 長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 7-3 別紙抵当（下書）

明治 12（1879）年 6 月 26 日

別紙抵当

信濃国小県郡北牧村

第二百二十五番 字野池 小県郡 上田町  
一耕地 8 畝 14 分 持主 滝沢助右衛門  
此地価金 31 円 97 銭

第二百二十七番 字同  
一耕地 2 畝 13 分 持主 滝沢助右衛門  
此地価金 9 円 18 銭  
(ほかに 63 件略)

合計反別 4 丁 3 反 3 畝 2 分  
此地価金 1664 円 84 銭

右者今般貴行ト当社ノ間ニ於テ別冊之通結約相来候ニ付其約定書第四条ニ抛リ抵当トシ  
テ前記ノ通り差入置候如相違無之万一弁償致シ兼候節者右地所受人引取速ニ弁償致シ候  
御損毛相拭中間敷依而左ノ連名ノ者調印致シ候処如件

明治十二年六月二十六日

上田町中牛馬会社抵当差出人  
滝沢助右衛門  
小諸町中牛馬会社同  
小山五左衛門  
同受人 塩川文右衛門  
上田町中牛馬会社受人  
伊藤九右衛門

第十九国立銀行御中

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

史料 7-4 定約書 (1883 年)  
定約書

小諸上田 中牛馬会社  
岡ノ谷駅 尾澤福太郎

上田第十九国立銀行及小諸銀行下諏訪出張所ニ於テ取組処ノ為替附荷物運送を小諸中  
牛馬会社諏訪郡岡ノ谷出張所三百七番地尾澤福太郎へ委託ス其結約左ノ如シ

第一条

中牛馬会社ハ第十九国立銀行及小諸銀行下諏訪ニ於テ取組処ノ為替荷物ヲ小諸本社迄運  
送スルハ尾澤福太郎へ委託スベシ

第二条

中牛馬会社ハ第一条ノ委託ヲ尾澤福太郎へ為スニ付小諸中牛馬会社へ運送中ハ尾澤福太  
郎ニ於テ負担スベシ右ニ保険請負料取換高二割ヲ中牛馬会社ニ於テ第十九国立銀行及小  
諸銀行ヨリ 12 月 6 月ニ受取尾澤福太郎へ払渡スベシ

第三条

為替荷物保険原価之儀ハ出荷之節荷主並ニ両銀行下諏訪出張所ト尾澤福太郎ト協議ノ上  
相定ムベシ

第四条

尾澤福太郎ハ第二条、五条ノ保険ヲ証スル為別紙地券実価千円タル抵当ヲ差出シ置ベシ

## 第五條

両銀行為替附貨物荷主望ニ依リ甲州線路遞送スルモ無妨ト雖万一水火盜難濡湿等危難相生シ 此節ハ尾澤福太郎ニ於テ悉皆弁償スルモノトス小諸上田両社ニ於テハ其責ニ任スルヲ得ス然ルト雖モ両社定約ニ對シタル為替荷物ニ付保險請負料ノ儀ハ三七ノ合賦タルベシ三分本社、七分尾澤福太郎ヘ附與スベシ

但シ此五條ニ限リ賃金ハ貨主ト尾澤福太郎ノ適宜タルベシ

## 第六條

第十九国立銀行及小諸銀行下諏訪出張所ニ於テ取組処ノ貨物荷主持參ノ節貨物原送り及ヒ預テ附與致シ候、請取証雛形ト照準セリ調査ノ上両銀行下諏訪出張所ヘ宛一錢印紙ヲ貼用シ差出スベシ

## 第七條

荷物遞送ハ第五條中ヲ除ク外都而賃金小諸払ト記載出荷致スベシ

此約定期限ハ明治 15 年 8 月ヨリ同 16 年 7 月迄満者カ年トシ尚實際施行ノ上改正増補ヲ要スル条アラバ双方協議承諾ノ上ハ日ヲ定メ施行スベシ、尤期限中ト雖モ不都合スル事アラバ此約定解約スルコトアルベシ

右条々結約セシ証トシテ二通ヲ製シ各自記名調印ノ上尙通宛ヲ為取換並キ後証ニ供スルモノ也

明治 15 年 8 月  
門

小諸中牛馬会上田同社兼 塩川文右衛

諏訪郡岡ノ谷駅小諸中牛馬会社出張所 尾澤福太郎

前書ノ約条不都合無之ニ抛リ永續仕本年本月ヨリ向者ケ年則明治 17 年 7 月迄約定仕候処相違無之候依而各自調印代也

明治 16 年 8 月

中村幸兵衛  
尾澤福太郎

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 7-5

赤穂村荷物保險受負人との約定書 明治 17 (1884) 年

赤穂村荷物保險受負人ト小諸中牛馬会社ト遞送中危難弁償ノ約定ヲ為ス事左之如シ

### 第一條

田中銀行為替荷物伊奈郡諏訪郡ヨリ東京又ハ横浜工出荷スル保險受負ヲ赤穂村保險本人北村平左衛門ニ於テ受負為スニ付右遞送方ヲ高遠荷物遞送会社工委託スルト雖トモ若同社ニテ運送差支アルトキハ該荷物ヲ小諸中牛馬会社工委託スヘシ

### 第二條

該荷物ヲ小諸中牛馬会社ニテ負擔運送スルニ付途中危難弁償ノ責任ハ左ノ約定ニ抛ルハシ

#### 第一節

- 一 護送途中ニ於テ盜難ノ事
- 一 類焼ノ為メ荷物ヲ焼失セシ事
- 一 途中ニ於テ濡レ損シ事
- 一 謂レナク遞送延着シテ為ニ損害ノ事
- 一 遞送中荷物取扱廉漏ニシテ物品毀損セシ事

右小諸中牛馬会社ニ於テ悉皆負担弁償スベキ事

第二節

- 一 天災ノ為損害之事
- 一 強盜及暴徒ノ為損害之事

右保険本人ニ於テ折半弁償スベキ事

第三節

- 一 小諸中牛馬会社出張所及支社工不渡以前ニシテ盜難之事
- 一 同断ニテ出火及類焼ノ為損害之事
- 一 同断ニテ濡シ損シ又ハ鼠喰ノ為損害之事
- 一 荷造り方兼漏シ損シ又ハ毀壞シテ損害ノ事  
但シ貨物封中不正ノ事

右保険本人ニ於テ悉皆負担弁償スベキ

第三条

荷物運送料ハ当分左ノ表ノ如ク相定メ中牛馬会社ニテ受負モノトス

品名	量目	地名	着日	運賃
器械生糸	12 貫目前後 4 個	諏訪、岡谷～横浜	6 日	6 円
屑物類	8 貫ヨリ 10 貫 目目前後 4 個	同	8 日	5.5

但シ運賃ノ義ハ出荷ノ都度中牛馬会社ハ相払ノ処其都合ニ拠リ響キ払ニスル事アリ然ルトキハ前額金ニ金十五銭宛増スモノトス

第四条

赤穂保険本人ニ於テ小諸中牛馬会社工右ケ條ノ如ク約定スルニ付保険取立高ノ内田中組並各支社手数料及一切費用ヲ引去リ全ク純益金ヲ折半シテ分興スヘシ

第五条

保険請負料ハ田中組工悉皆預ケ置年末ニ至リ双方立会之上勘定相立折半分与スヘシ

第六条

赤穂村保険請負人及代理人ヨリ出荷スル運賃並ニ立換ハ岡ノ谷中牛馬会社出張所ニ於テ繰替小諸中牛馬会社工相渡スヘシ

第七条

右約定ノ弁償金ヲ小諸中牛馬会社ニ於テ怠ル時ハ社員一同ノ私産ヲ以テ無限弁償スヘシ此約定ハ明治十七年八月ヨリ同十八年七月迄滿一ヶ年ト定メ万一不都合アラハ期限中ト雖双方協議ノ上増補改正又ハ解約スル事アルヘシ

右ノ條々結約ノ証トシテ各自記名調印ノ上一通宛受附後証ニ供スルモノ也

明治十七年七月十六日

上伊那郡赤穂村保険受負人  
北村平左衛門 印  
同西春近村証人  
藤鳥吉太郎 印  
北佐久郡小諸町中牛馬会社  
頭取 小山五左衛門  
副頭取 中村幸兵衛 印  
同岡谷出張所  
尾沢金左衛門 印



出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 7-6

今般帝国中牛馬合資会社ト（以下甲ト称ス）日本海陸保険株式会社（以下乙ト称ス）トノ間ニ特約ヲ締結スル条項左ノ如シ。

### 第一条

甲ニ於テ取扱フ貨物ニシテ保険ヲ附ケスベキモノハ凡テ乙ヘ保険付托スルモノトス。

### 第二条

甲ニ於テ乙ノ保険貨物ノ運送取扱ヲナスニ付テハ、乙ニ於テ定ムル所ノ諸規則及ヒ明治三十二年三月七日法律第四十八号ヲ以テ公布セラレタル商法ノ規定ヲ遵守シ。尤モ誠実ニ荷扱ヲナスベキモノトス。

### 第三条

乙ニ於テ実収シタル保険料ノ半額（即チ十分ノ五）ヲ毎月末日甲ヘ払戻スモノトス。

### 第四条

乙ニ於テ契約シタル保険貨物ノ濡盗難ヨリ生シタル損害ニ対シ、乙ニ於テ被保険者ヘ其賠償金ヲ支払スト同時ニ、甲左ノ割合ヲ以テ乙ヘ弁償ノ澤義務ヲ果スモノトス。

一 損害金額ノ十分ノ四（即チ乙ヨリ被保険者ヘ賠償スル百円ニ付四十円ノ割）

…

### 第六条

保険貨物ノ濡湿盗難以外ノ損害ニ対シテハ、凡テ甲ニ於テ弁償ノ義務ナキモノトス。」

なお、帝中は自ら取扱う保険貨物と海陸保険株式会社に委託保険貨物に関して、諏訪帝中代理店河西中牛馬合資会社と本社の契約によって、収益分配が異なっていた。

…

明治三十二年七月二十日

日本海陸保険株式会社 社長 片岡直温 印

長野県小諸町第千三十六番地 帝国中牛馬合資会社社長 小山五左衛門 印

支配人 小山辰平 印

長野県小諸町第二百六十六番地 保証人 小山安治 印

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

## 史料 7-7 契約書 （1901 年）

### 契約書

帝国中牛馬合資会社ト河西中牛馬合資会社トノ間ニ左ノ条項ヲ締結ス

### 第一条

帝国中牛馬合資会社ハ岡谷ニテ受負タル貨物ノ運送方ヲ河西中牛馬合資会社ニ委託スルニ付同会社〇契約ニヨリ取扱フモノトス

### 第二条

帝国中牛馬合資会社請負貨物中海陸保険株式会社ノ保険ニ係ル貨物ト帝国中牛馬合資会社自ニ保険スル貨物ト二種アルモノトス

### 第三条

帝国中牛馬合資会社請負貨物中海陸保険株式会社ノ保険ニ係ル貨物ニ対シテハ取扱報酬トシテ生糸一梱ニ付金五銭引取賃及荷造費トシテ金五銭ズツ河西中牛馬合資会社支払フモノトス

第四条

河西中牛馬合資会社ハ第三条ノ貨物取扱ニ対シテ原発地ヨリ継入地迄ノ間ニ生ジタル損害ハ弁償スルノ義務アルモノトス

第五条

帝国中牛馬合資会社自ラ保険ヲ付シタル貨物ニ対シテハ其得ル処ノ収益金ヨリ該貨物ニ対スル諸費引去リ其半数ヲ河西中牛馬合資会社ニ払戻スモノトス

第六条

河西中牛馬合資会社ハ第五条ノ貨物取扱ニ対シテハ原発地ヨリ届迄ノ間ニ生ジタル損害賠償金ノ半額ヲ帝国中国合資会社ニ支払フモノトス

第七条

原発地ヨリ和田峠迄ノ運賃ハ河西中牛馬合資会社ニ於テ立替支払フモノトス

第八条

河西中牛馬合資会社ハ貨物取扱方法ハ無為替分ハ協議ノ上逋送シ第十九銀行為替附ニ対シテハ帝国中牛馬合資会社ノ指図ニヨルモノトス

第九条

貸借勘定ハ六月十月ノ両度トス

第十条

此契約期限ハ明治三十四年七月ヨリ明治三十三年六月迄満一ヶ年トシ尚モ双方協議ノ上継続スル事アルベシ

但シ一方ノ都合ニ依リ三十日前予告ヲ以テ解約スル事ヲ得  
右契約ノ証トシテ式通ヲ製シ各自尙通ズツ保存シ主クモノ也

長野県諏訪郡上諏訪町千三百六十四番地  
河西中牛馬合資会社 社長 河西佳助  
長野県北佐久郡小諸町千三百六ノ番地  
帝国中牛馬合資会社  
社長 小山五左衛門

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

博士論文添付資料 2  
表

表1-1 中牛馬会社世話方会社 1872年

何番組	所在地	地域	頭取
一番組	高崎	上州	矢島八郎
二番組	安中	上州	
三番組	小諸	北信	小山五左衛門
四番組	上田	北信	山本常平
五番組	松本	南信	倉科七郎
六番組	大町	南信	伊藤重一郎
七番組	和田	北信	小林健蔵
八番組	下諏訪	南信	岩波芝吉
九番組	飯田	南信	奥村収蔵
十番組	福島	南信	杉本市郎左衛門
十一番組	善光寺	北信	山極慎吾
十二番組	関川	越後	
十三番組	下仁田	上州	

出所：上田市立博物館所蔵伊藤家文書「中牛馬並郵便之儀建言」に添付された見積書により筆者作成

表1-3 中牛馬会社定款起草東京集会参加者 1872（明5年）

所属地方	氏名	分類
入間管轄武州児玉郡本庄宿	為谷三十郎	武州
東京通四丁目九番地借	岩淵善右衛門	東京
長野県管轄信州佐久郡小諸町	中村幸兵衛	東信
筑摩県管轄信州伊那郡飯田町	奥村収蔵	南信
筑摩県管轄信州伊那郡飯田町筑摩郡松本町	倉科七郎	南信
筑摩県管轄信州諏訪郡下諏訪駅	岩波芝吉	南信
筑摩県管轄信州筑摩郡塩尻駅	平林彦太郎	南信
筑摩県管轄筑摩郡福島駅	杉本市郎左衛門	南信
筑摩県管轄信州安曇郡大町駅	伊藤重一郎	南信

出所：長野市立博物館所蔵中沢総二氏寄贈「中沢與左衛門家文

表1-2 中牛馬会社各開業地人員身元金見込表(円)

年未詳(明治6年か)5月12日

氏名	所属	金額	氏名	所属	金額
江夏千城	東京	3000	小谷豫五郎	越後高田	300
板橋盛興	東京	1000	町澤恒右衛門	越後糸魚川	100
小池卯八郎	東京	500	小柴重吉	野州足利	100
本間忠兵衛	東京	500	佐藤重助		80
井上憲胤	東京	500	和田謹三郎	野州天明	100
為谷三十郎	武州本庄	100	横田候一郎		80
岩淵善右衛門	東京	100	石塚新吾	野州栃木	100
河津祐利	馬車会社	100	江田復一郎	野州鹿沼	100
竹内嶋之助	不明	100	山口与四郎	野州今市	80
西村孝章	不明	100	石岡嘉兵衛		100
高木清兵衛	不明	100	小林吉重	野州鉢石	80
小柳栄右衛門	不明	100	後藤半四郎		100
井上三四郎	不明	100	小室七郎治	野州宇都宮	80
安斎重造	不明	100	黒川孝吉		100
澤田孝口	不明	100	中村義惣治	岩代若松	100
矢嶋八郎	上州高崎	300	頭取	信州松本	100
諸井泉衛	武州本庄	100	副頭取		80
古川今重		80	頭取	信州諏訪	100
小林利兵衛	上州安中	100	副頭取		80
古川茂十郎		80	頭取	信州塩尻	100
有賀幾三郎	上州下仁田	100	副頭取		80
福田文四郎		80	頭取	信州飯田	100
小山五左衛門	信州小諸	500	副頭取		80
中村幸兵衛		200	頭取	信州松島	100
町田吉五郎	信州上田	100	副頭取		80
土屋総平		80	頭取	信州高遠	100
山極慎吾	信州長野	100	副頭取		80
中澤与三左衛門		80	頭取	信州大町	100
石合道範	信州和田	100	副頭取		80
竹内周造		80	頭取	信州福島	100
横島五右衛門	信州浦野	80	副頭取		80
島津忠貞	信州飯山	80	各地荷物扱所150ヶ所	巻ヶ所25円宛	3750
黒川利兵衛	児玉村	100	東京荷物取扱所4ヶ所	一ヶ所50円	200
新井義一郎	越後糸川	100	合計		16010
豊田武太郎		80			

\*太い線の枠内は同一地方を意味している。

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「開業身元金見込み」より作成

表1-4 中牛馬会社に附属定宿・荷扱所取調 年未詳 1872~1873年か

三番組小諸会社に附属定宿、荷物取扱所			十一番組長野会社に附属定宿、荷物取扱所		
線路	定宿	世話役	線路	定宿	世話役
中山道	佐久郡軽井沢	佐藤昌平	北国往還	更級篠ノ井	模田口蔵
	佐久郡沓掛駅	佐藤清兵衛		水内郡新町駅	田中喜曾八
	佐久郡小田井駅	口口治左衛門		水内郡上野村	中沢久右衛門
	佐久郡岩村田駅	大井七左衛門		水内郡牟礼駅	高野九左衛門
	佐久郡八幡駅	依田仙左衛門		水内郡小玉村	黒柳利兵衛
	佐久郡望月駅	両澤忠右衛門		水内郡大古間村	小林角兵衛
	佐久郡芦田駅	土屋武右衛門		水内郡柏原駅	中村徳左衛門
甲州 佐久往還	下中込村	小林与兵衛	水内郡野尻駅	石田津右衛門	
	野沢村	並木甚三	水内郡舟山獄村	大沢弥五兵衛	
	臼田村	井出多仲	水内郡倉井村	松橋新兵衛	
	高野町駅	高見澤善一郎	水内郡浅野村	藤澤作兵衛	
	宮下村	井出文左	高井郡小布施村	小山忠八	
	海尻村	井出善一郎	高井郡須坂町	牧七郎右衛門	
	海口駅	高見澤藤三郎	高井郡灰野村	坂田儀太郎	
信州佐久郡 野沢より 上州富岡町 行	平賀村	片井長衛	高井郡尽仁礼村		
	内山村	竹花理三郎	高井郡保科村	竹内新十郎	
	香坂新田	赤城代五郎	水内郡飯山町	山岸忠次郎	
四番組上田会社に附属定宿、荷物取扱所			水内郡富倉村	中條甚兵衛	
線路	定宿	世話役	水内郡顔戸村	西木岩嘉助	
			水内郡下今井村	樹松喜左衛門	
			水内郡北條村	瀧澤惣三郎	
			水内郡温井村	村山廣右衛門	
			水内郡小境村	西木田甚之丞	
			水内郡戸狩村	峯村勘兵衛	
			高井郡野沢村	片桐定右衛門	
			高井郡赤岩村	高橋善左衛門	
			高井郡中野町	奈良寅吉	
			高井郡口湯村	吉田忠左衛門	
飯山より 越後猿橋工 口リ	高井郡間山村	浦野市之助			
	高井郡綿内村	小村甚左衛門			
	水内郡中宿村	高野与作			
	更級郡稻荷山	田中甚左衛門			
	更級郡桑原村	唐澤弥兵衛			
	更級郡大岡宮平村	吉原太一郎			
	更級郡目名村	牛越佐市			
	更級郡口新田村	小山仁左衛門			
	更級郡田之口村	西村新蔵			
	水内郡新川村	大門禎次郎			
七番組和田会社に附属定宿、荷物取扱所			水内郡小根山村	吉田半太郎	
線路	定宿	世話役	水内郡竹生村	川又要左衛門	
			水内郡笹平村		
			水内郡鬼無里村	松本元右衛門	
			小泉郡田中駅		
			埴科郡坂木駅	沓掛久兵衛	
			埴科郡下戸倉駅	柳澤嘉一郎	
			埴科郡屋代駅	若林茂兵衛	
埴科郡松代町	抗金鉄之助				
小泉郡矢津村	田中救孝				
小泉郡軽井沢村	三井貞作				
小泉郡根津村	落合作右衛門				
小泉郡大日向村	大熊戸喜口郎				
小泉郡真田村	本嶋兵左衛門				
小泉郡長久保駅	小林健蔵				
和田峠東餅屋	羽田良平				
小泉郡腰掛村	清水平蔵				
小泉郡武石組上本入村	橋緒孝太郎				
小泉郡辰之口村	飯嶋源吾				
小泉郡和子村	木内佐右衛門				

出所：長野県小諸市「小山五左衛門家文書」の「中牛馬会社附属定宿・荷扱所取調」により作成

表1-5 中牛馬員数取調帳 (1873)

会社名	中牛馬数 (疋)	牛数 (頭)
小諸会社	1230	138
和田会社	513	
上田会社	1053	
長野会社	2313	
高崎会社	869	10
安中会社	373	-
下仁田会社	412	
関川会社	402	
合計	7165	148

出所：上田市立博物館所蔵「伊藤九右衛門家文書」より作成  
明治6年(1873)9月29日

表1-6 1872~1874年小諸中牛馬会社へ新規加入した中馬士と中馬の統計

出身村名	明治5年(1872)		明治6年(1873)		明治7年(1874)	
	馬数	中馬士数	馬数	中馬士数	馬数	中馬士数
佐久郡西原村			14	12		
佐久郡塩野村	82	70	96	81		
佐久郡馬瀬口村	75	67	92	84		
佐久郡平原村	20	20	13	13	5	5
佐久郡前田原村	32	28	11	10		
佐久郡小田井村	5	5	6	6	3	4
佐久郡岩村田町	8	7	2	1	3	3
佐久郡和田村	8	6	9	6		
佐久郡長土呂村	6	6			4	4
佐久郡市村	11	11	8	8		
佐久郡芦田原	23	23	41	41		
佐久郡茂田井村	16	16	24	24		
佐久郡望月原	5	5	3	3		
佐久郡藤沢村	2	2	2	2		
佐久郡山部村	1	1	7	7		
佐久郡八溝村	44	43	56	52		
佐久郡森山村	35	34	42	39		
佐久郡後平村	5	5	7	7		
佐久郡柏木村	87	74	80	80		
佐久郡加増村	8	7	10	10		
佐久郡菱野村	7	7	24	23		
佐久郡踏村	3	3	8	8		
佐久郡滝原村	12	12	24	27		
佐久郡白田村	6	6	7	7		
佐久郡市村新田	3	3				
佐久郡赤岩村	6	6				
佐久郡根々井村	2	2				
佐久郡落合村	7	7				
佐久郡下中込村	13	12				
佐久郡岩尾村	9	9				
佐久郡上平尾村	27	25				
佐久郡志賀村	17	17				
佐久郡瀬戸村	4	4				
佐久郡平賀村	18	18				
佐久郡中小田切村	4	4			8	8
佐久郡瀧原村	3	3			12	12
佐久郡小諸与良町	61	60				
佐久郡山浦村	28	28				
佐久郡下村	1	1				
佐久郡塩沢新田村	2	2				
佐久郡島川原村	4	4				
佐久郡宇山村	4	4				
佐久郡細谷村	2	2				
佐久郡細谷新田	1	1				
佐久郡中村	1	1				
佐久郡竹田村	4	4				
佐久郡耳取村	23	23				
佐久郡御馬寄村	2	2				
佐久郡市左衛門新田	2	2				
佐久郡前山村	1	1				
佐久郡鎌尾村	4	4				
佐久郡舎沢村	9	8				
佐久郡野沢村	5	4				
佐久郡高柳村	2	2				
佐久郡原村	6	6			2	2
佐久郡大日向村					20	20
佐久郡上海瀬村			17	17		
佐久郡樋之口村			5	5	1	1
佐久郡下海瀬村			8	8		
佐久郡崎田村			11			
佐久郡小海村			10	10		
佐久郡南相木村			9	9		
佐久郡北相木村			5	5		
佐久郡後平村			7	7		
佐久郡式部村			2	2		
佐久郡坂井村			2	2		
佐久郡八重源村			12	12		
佐久郡大沢村			2	2		
佐久郡牛鹿村			1	1		
佐久郡塩沢新田			11	11		
佐久郡中桜井村			1	1		
佐久郡裕濱村			4	4	1	1
佐久郡矢島村			8	8		
佐久郡油井村			15	15		
佐久郡茂沢村			15	8		
佐久郡草越村			8	8		
佐久郡広戸村			47	34		
佐久郡面替村			34	23		
佐久郡御影新田村			5	5	10	10
佐久郡今井村			1	1		
佐久郡海口村			9	8		
佐久郡稲子村			4	4		
佐久郡海尻村			11	11		
佐久郡平沢村			9	6		
佐久郡八郡池村			2	2		
佐久郡鎗掛村			8	7		
佐久郡本間川村			1	1		
佐久郡本間村			1	1		
佐久郡馬流村			6	6		
佐久郡八郡村			3	2		
佐久郡上畑村			6	6		
佐久郡下畑村			2	2		
佐久郡高野町村			5	5		
佐久郡岩岩村			1	1		
佐久郡善保宿					54	51
佐久郡小諸荒町					12	12
佐久郡小諸市町					2	2
佐久郡小諸住士族					1	1
佐久郡久能村					6	5
佐久郡梨沢村					4	3
佐久郡横根村					10	10
佐久郡梓山村					2	2
佐久郡秋山村					1	1
佐久郡倉倉村					4	4
佐久郡大深山村					3	3
佐久郡御所平村					2	2
佐久郡種沢村					3	2
合計	776	727	894	811	173	168

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書の明治5~7年間諸「中牛馬会社加入名簿」、  
「中馬番号」などの史料によって作成した。

表1-7 中牛馬士人数と運送回数の比率（1875年1～11月）

運送回数	中牛馬士人数（人）	比率
1回	460	42%
2,3回	228	21%
4,5,6回	124	11%
7,8,9回	61	6%
10～19回	125	11%
20～29回	49	5%
30回以上	42	4%

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書明治7年10月より、と明治8年8月よりの「荷物判取帳」による作成。





		—	石岡新	—	山紙	蜜様	4個	初太郎	—	東京行
	9月8日	—	稲荷山小出吉三郎殿出	—	—	蜜様	3箱	善八	—	—
	—	—	—	—	—	小付	1個	—	—	—
	—	—	—	—	—	口書	4個	松浦	—	—
	—	—	—	上田会社	—	カネ平	3個	八崎村 源右衛門	—	—
	—	—	—	—	—	蜜様	3個	—	—	—
	—	—	—	—	—	山二	小付	上田 長崎村 九十郎	小諸藏敷3銭	高崎9月8日泊
	—	—	—	—	—	山二	蜜様	上田 八幡 小太郎	—	—
	—	—	—	—	—	山二	蜜様	原代村 幸作	上田、小諸、安中、高崎	東京大坂福岡 上原入
	9月10日	—	中村飯山屋右衛門殿荷物	—	—	蜜様	6個	善之助、庄之助	曾賀野 田口五平殿入	東京上原入
	—	—	—	—	—	小付	1個	—	—	—
	—	—	—	—	—	カネ平	6個	山二五郎 富右衛門 秀助	—	長野高崎行
	8日	—	口書出	小布施出	—	山二	1枚	小布施 善三郎	—	長野 井新屋入
	—	—	—	—	—	カネ平	蜜様	上田 八幡 小太郎	—	—
	—	—	—	—	—	カネ平	蜜様	上田 八幡 小太郎	—	—
	9月16日	—	山二出	—	—	カネ平	10箱	善作 前川通守	—	高崎迄 9月11日泊
	—	—	—	—	—	カネ平	上ノ中津	福向山 善八	—	長野 高崎行
	—	—	—	長野出	—	蜜様	2個	石吉 附ヶ通守	高崎次	長野 白田屋行
	—	—	—	—	—	山二	2個	—	—	—
	—	—	—	上田出	—	山二	2個	松吉、松吉	高崎会社	東京藤戸口 田中屋鉄五郎入
	—	—	—	—	—	高〇	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	高〇	1個	熊松、松吉	上田次	稲荷山 米屋 善十郎殿入
	—	—	—	—	—	切尾布	3本入1	—	—	—
	10月19日	—	上田八〇〇出	—	—	田作	6個	酒山 龜野太郎	松井田会社	高崎清水茶之丞殿行
	26日	—	上田山丸屋米右衛門殿出	—	—	山二	12箱	定崎馬 庄五郎、善吉	—	高崎 大層屋九兵衛殿入
	11月1日	—	湯澤出	小布施出	〇井	山二	3本	千代吉	—	〇井 長屋傳一殿行
	—	—	—	—	—	山二	2本	山二 幸太郎	—	〇井 〇野村行
	11月3日	—	白田屋傳藏殿出	小布施村	山二	山二	10本	千代吉	上田次	小布施村角屋兵衛殿行
	—	—	—	—	—	山二	6本	小布施 浦三郎	上田次	小布施村行
	11月9日	—	湯次殿出	五科 〇又出	〇井	山二	4箱	小舟山 久兵衛、外一人	—	上田 永福軒住右衛門殿行
	13日	—	栗原五郎村 〇木甚兵衛殿出	上田会社	山二	山二	4個	—	—	上田 永福軒住右衛門殿行
	—	—	—	—	—	山二	4個	—	—	上田 永福軒住右衛門殿行
	25日	—	小林辰太郎殿出 別所〇作	—	〇井	山二	4個	—	—	高崎九作町 藤〇田五郎
	—	—	—	—	—	山二	2個	八崎 善八	上田会社	上田 〇野村行
	—	—	—	—	—	山二	2個	八崎 善八	上田会社	上田 〇野村行
	11月30日	—	五科倉屋久蔵殿出	—	—	山二	2〇	—	—	角屋辰 庄右衛門殿行
	12月1日	—	松井出 西〇〇 徳蔵	上田次	—	山二	3個	山二 伝蔵	—	長野 松井庄平兵衛殿入
	翌亥1月17日	—	米彦出	稲荷山荷物殿出	—	山二	3個	善八	—	上州原市 扇屋栄之助殿行
	—	—	—	—	—	山二	1個	善八	—	高崎 山口並蔵殿入
	1月22日	—	原村井野屋市兵衛殿出	—	—	山二	4本	小布施 千代吉	小布施上田	〇野村 角屋辰之丞殿行
	23日	—	—	—	—	山二	6個	湯八、新助	—	東京 上吉入
	—	—	—	—	—	山二	7個	湯八、新助	—	—
	1月30日	—	—	—	—	山二	6個	善八	—	曾賀野 田口五平殿入
	2月1日	—	和妻や庄八殿出	—	—	山二	4個	和山村 善蔵	—	上田 中屋八太郎殿行 同所 同人
	8月2月15日	—	高崎山丸屋出	稲荷山荷物	カネ平	山二	2枚	湯八 庄作	—	上州原市 扇屋栄八
	8月3月4日	—	高崎山丸屋出	稲荷山荷物	カネ平	山二	6個	湯八 庄作	—	上田 〇野村行
	3月11日	—	山ノ千代殿出	〇田分社出	—	山二	4個	田代村 本傳次	曾賀野 代重新七殿行	東京八十八入
	同日	—	同人出	同所出	—	山二	4個	同所 幸〇殿	—	同人入
	3月11日	—	善八出	同所出	—	山二	4個	田代村 前七	—	同人入
	3月18日	—	稲荷山 柏原徳助殿出	〇泊り	—	山二	4個	湯八 八蔵	—	野州定利 岡崎徳助殿行
	—	—	—	—	—	山二	7本	田五郎 伴蔵 〇〇	—	上田 本屋弥左衛門殿行
	—	—	—	—	—	山二	11本	善八	—	上田 本屋弥左衛門殿行
	3月31日	—	高崎町十一屋 庄兵衛殿出	—	—	山二	1個	善八	—	上田 本屋弥左衛門殿行
	4月1日	—	高崎山丸屋出	稲荷山荷物	〇井	山二	5個	湯八 善八	—	三河 湯屋 平右衛門殿行
	4月1日	—	高崎山丸屋出	稲荷山荷物	〇井	山二	1個	湯八 善八	—	三河 湯屋 平右衛門殿行
	4月18日	—	小布施村 角屋昌兵衛殿出	—	〇井	山二	2枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	4月13日	—	小布施村 角屋昌兵衛殿出	—	〇井	山二	1枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	4月25日	—	上田山丸屋出	—	〇井	山二	4個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	6月29日	—	徳蔵出	—	〇井	山二	1枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	7月15日	—	上田山丸屋出	—	山二	山二	4個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	7月7日	—	上州原市 又タシ屋木千高殿	—	—	山二	5〇枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	7月7日	—	上州原市 又タシ屋木千高殿	—	—	山二	5〇枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	8月9日	—	高崎山丸屋出	—	—	山二	22個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	8月14日	—	山崎屋孝松殿出	更級郡 八幡村 中生馬殿出	—	山二	4本	—	—	高崎 山木安兵衛殿行
	8月29日	—	教崎村 玉井屋徳十殿出	教崎村取致所	—	山二	3個	湯八 善八	上田、小諸 中屋馬会社	安中 湯屋昌八殿行
	8月29日	—	小布施村 角屋昌兵衛殿出	—	〇井	山二	1枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	9月5日	—	小布施村 角屋昌兵衛殿出	—	〇井	山二	2個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	9月27日	—	山崎山丸屋出	—	〇井	山二	13個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	12月5日	—	小布施 角屋殿出	—	〇井	山二	1枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	2月17日	—	高崎山丸屋出	—	カネ平	山二	6個	〇志	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	2月27日	—	高崎山丸屋出	—	山二	山二	2個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	4月18日	—	岩村田出陣連合社出	—	カネ平	山二	3枚	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	—	—	—	—	—	山二	12個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	—	—	—	—	—	山二	6本	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	5月12日	—	高崎山丸屋出	—	山二	山二	4個	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	12月8日	—	上州八木松 徳蔵出	上田会社 徳蔵出	—	山二	3本	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行
	明治10年	丑4月30日	小布施 角屋殿出	—	〇井	山二	2本	湯八 善八	上田会社	湯次兵衛殿入 上田 〇野村行

出所：小山家文書 明治5年9月より「東西送状改帳 第一号」により作成。都合によって表に違背と目撃などのデータを入れたかった。明治7年以降は東西分け記載となり、同時期の別の帳簿があるので、これらの記録は運送した荷物の全部の記録ではないと思う。

表1-9 明治6年越後屋荷物受払帳 (1873)

日付	出荷主	目印	品名	数量 (箇)	継り地	継り地	継り地	荷受地
—	上田本町和泉屋助殿	○越	生糸	4	松井田大河原太七殿泊	高崎矢嶋嘉平殿継	倉賀野 須賀善右衛門	横浜本町四丁目 越後屋 得右衛門殿行
—	本町和泉屋助殿	○越	○敷	4	大河原泊	矢嶋継	須賀善積	東京室町二丁目 越後屋 得右衛門殿行
—	○△出	—	小樽荷	2	大河原泊	矢嶋継	須賀善積	東京小舟町 中屋佐七殿行
28日	○△出	○越	真綿	2	大河原泊	矢嶋継	須賀善積	東京小調町 上州屋吉兵衛殿上ケ 同室町原店 越後屋得右衛門殿行
2月3日	○△出	○越	真綿	2	—	—	—	東京室町 三越得右衛門殿行
2月3日	飯沼 吉池定之助 出	○越	生糸	8	大河原蔵継	—	—	高崎 瀬下清三郎殿行
2月6日	○△出	○越	生糸	3	—	瀬下清三郎殿継	—	三越得右衛門殿行
—	飯沼 吉池定之助殿 ○山一 出	○越	生糸	5	松井田 大河原太七殿泊	—	—	高崎瀬下清三郎殿行
2月12日	上田出承徳書状添 藤屋瀬澤益三郎	○越	生糸	13	—	—	—	高崎瀬下清三郎殿行
3月20日	飯沼 山根屋 伴蔵殿出	○越	生糸	4	—	—	—	—
4月11日	山ト出	○越	生糸	6	大河原太七殿泊	矢嶋嘉平殿次	—	—
4月19日	○△出	○越	生糸	10	松井田大河原太七殿泊	矢嶋嘉平殿次	須賀○右衛門殿上	東京三越出張所行
25日入	角屋 書状付 和泉屋喜市殿出	○越	疋包 疋包	1 2	大河原太七殿泊	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行 高崎田町瀬下清三郎殿行
6月×1太	上田生糸改会社添書 下吉田丸山平○殿出	×丁	出売罇	12	大河原太七殿	—	—	横浜生糸改会社 越後屋得右衛門殿行
8月19日入	長村 小平傳兵衛殿出 上田改 山ウ印	○越	生糸	12	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿	東京室町二丁目 三越得右衛門殿行
8月24日	本町 和泉屋助殿	○△	生糸	8	大河原太七殿入	高崎田町瀬下清三郎殿改 清五郎殿、中村安兵衛殿	—	東京室町二丁目 三越得右衛門殿入
8月28日	古平定蔵殿出山ウ元送状	○越	生糸	12	大河原太七殿	高崎田町瀬下清三郎殿改 清五郎殿、中村安兵衛殿	東京室町二丁目 三越喜右衛門殿入	横浜 越後屋得右衛門殿行
9月5日	和泉屋 助殿	○△	生糸	8	大河原太七殿	瀬下清五郎殿	倉賀野 松本勤十郎殿	東京室町二丁目 三越得右衛門殿行
9月6日	上田○会社出	○越	生糸	12	大河原太七殿	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
—	太平定助殿出 元送付	○越	生糸	8	大河原太七殿	高崎田町瀬下清三郎殿	東京 三越喜右衛門殿次	横浜 越後屋得右衛門殿行
9月14日	和泉屋 助殿 及清之助殿 上田○○元送付 宗三郎殿出	○△ —×丁	生糸 出売罇	10 16	大河原太七殿	高崎田町瀬下清三郎殿次	倉賀野 松本勤重郎殿	東京室町二丁目 三越得右衛門殿行
9月21日入	宮下宗三郎殿出	×丁	出売罇	1	—	—	—	横浜 越後屋得右衛門殿行
—	—	—	蜜種 糸罇	1 1	—	—	—	上州南井 萩原半二郎殿行
9月25日	山久 宮下宗三郎殿出	×丁	出売罇	4	30日 大河原入	高崎 須賀茂市郎殿次	—	横浜 越後屋得右衛門殿行
9月26日	和泉屋 助殿	○△	生糸	8	大河原太七殿	高崎瀬下清三郎殿次	倉賀野 松本勤重郎殿	東京室町二丁目 三越得右衛門殿行
—	岡村 宮○茂吉殿出 山ウ出	○越	生糸	12	大河原太七殿	瀬下清三郎殿	—	磯清五郎殿、 中村安兵衛殿行
10月8日	本町 泉屋助殿	山○	○	5	高崎田町瀬下清三郎殿	磯清五郎殿、 中村安兵衛殿	東京三越喜右衛門殿次	横浜 越後屋得右衛門殿入
—	岡村 古平宇蔵殿出	○越	生糸	8	—	—	—	—
9日	和泉屋助殿	○△	生糸	10	—	—	—	—
—	—	同	小箱包	1	松井田 大河原太七殿泊	高崎瀬下清三郎殿次	倉賀野 松本勤重郎殿	東京駿河町 三越得右衛門殿入
—	—	—	生糸	5	—	—	—	—
11日入	山ウ出	○越	生糸	4	—	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
—	右元送○より12日来	○越	生糸	4	—	—	—	横浜 越後屋得右衛門殿入
10月14日	山一屋○右衛門	○越	蜜種	2	—	—	—	—
—	—	—	同小箱 漬物樽	4	香掛 佐藤泊	高崎田町瀬下清三郎殿次	—	横浜 越後屋得右衛門殿入
○24日	和泉屋 徳兵衛殿出	○△	生糸	8	大河原太七殿泊	瀬下清三郎殿次	倉賀野 松本勤重郎殿	三越得右衛門殿行
10月27日	和泉屋 助殿	○△	生糸	12	—	高崎田町瀬下清三郎殿次	—	東京室町二丁目 三越得右衛門殿行
28日入	岡村 古平宇蔵殿出	○越	生糸	8	高崎田町瀬下清三郎殿	—	東京三越喜左衛門殿次	横浜 越後屋得右衛門殿入
11月2日	岡村 古平宇蔵殿出	○越	生糸	4	—	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿入
3日	和泉屋 助殿	○越	生糸	4	大河原泊	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
4日	和泉屋 助殿	○越	生糸	4	大河原泊	高崎瀬下清三郎殿次	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
—	岡村 古平卯蔵殿出	○越	生糸	8	大河原太七殿次	高崎瀬下清三郎殿	—	磯清五郎殿、中村安兵衛殿
11月4日	和泉屋 清兵衛殿出	○印	生糸	2	—	○利信 山木屋 傳右衛門殿次	—	上州下仁田米川邑原 茂市 郎殿行
—	同人出	山○○	生糸	2	大河原太七殿	安中各○ 林屋 豊吉殿	—	—
6日入	和泉屋 清兵衛殿出	○越 口吉	生糸	6	大河原泊改	香掛次	—	高崎 瀬下清三郎殿行
11月7日	和泉屋 清兵衛殿出	○越	生糸	4	大河原泊	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
—	—	—	口吉	1	大河原泊	—	—	—
—	—	—	山九	12	—	—	—	—
11月6日	屋代 清水新左衛門殿出	—	罇	4	上新橋	—	—	森田助右衛門殿行
—	和泉屋 助殿	山キ	生糸	3	—	—	—	—
9日入	飯沼 山根屋 伴蔵殿出	○越 口吉	生糸	4	香掛泊	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
—	飯沼 山根屋 伴蔵殿出	力不正	生糸	4	—	矢島次	—	筆書殿入
11月改10日	和泉屋 助殿	○△	生糸	14	—	高崎田町 矢島嘉平殿次	又加○ 差左衛門殿入	三越得右衛門殿行
13日	大坂屋 松次郎殿出	○越	製斗糸	13	大河原泊	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
11月15日	和泉屋助殿	山○○	生糸	1	—	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
同入	岡村古平宇蔵殿出	○越	生糸	9	—	—	—	上州安中林屋豊吉殿行
—	社中 高橋盛次郎殿持	—	—	—	大河原泊	矢島次	—	田口入
17日	屋代 唐米治作殿出	○越	生糸	15	大河原泊	—	—	高崎瀬下清三郎殿行
—	—	—	桐油	4	—	—	—	—
11月19日	布屋 正七殿出	○越	疋包	1	—	—	—	高崎瀬下清三郎殿行
—	鼠村 和泉屋喜市殿出	○越	疋包	2	大河原太七殿	—	—	高崎瀬下清三郎殿行
12月4日	小山源兵衛殿出	—	疋包	1	—	—	—	高崎瀬下清三郎殿行
12月4日	和泉屋源兵衛殿出	○△	生糸	6	大河原泊	矢島嘉平殿ハ	須賀善右衛門殿	三越得右衛門殿行
12月5日	上田古平宇蔵殿出	○越	疋包	1	—	—	—	東京 三越得右衛門殿行
—	岡村 古平卯蔵殿出	○越	生糸	5	大河原太七殿	高崎瀬下清三郎殿次	—	中村安兵衛殿行
9日入	上田古平宇蔵殿出	○越	油紙包	1	大河原太七殿	—	—	高崎田町瀬下清三郎殿行
12月13日	鼠屋 和屋 吉五郎殿出	力不正	生糸	5	大河原太七殿	—	—	高崎 瀬下清三郎殿行
—	—	—	○越	4	—	—	—	—
—	和泉屋 清兵衛殿出	○△	疋包	1	矢島嘉平次	須賀○平殿入	上州庄吉兵衛殿○	金屋 三八郎殿行
—	大坂屋 松○殿出	○越	疋包	2	—	—	—	東京 馬車会社同車送り
12月18日	上田古平宇蔵殿出	○越	罇	1	—	—	—	三越得右衛門殿行
12月26日	和泉屋 清兵衛殿出	—	○○○	1	—	—	—	久保田屋蔵兵衛殿行
—	和泉屋 清兵衛殿出	—	蕎麦粉	1袋	—	—	—	高崎 瀬下清三郎殿行
—	—	—	生糸	16	—	—	—	—
12月31日	岡村 古平卯平殿出	○越	小附○○ 油紙包	1 1	大河原太七殿	矢島嘉平殿	田口五兵衛殿入	三越得右衛門殿行

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「越後屋荷物受払帳」により作成

グラフ2 1875(明治8)年1~11月小諸中牛馬会社荷物運送統計

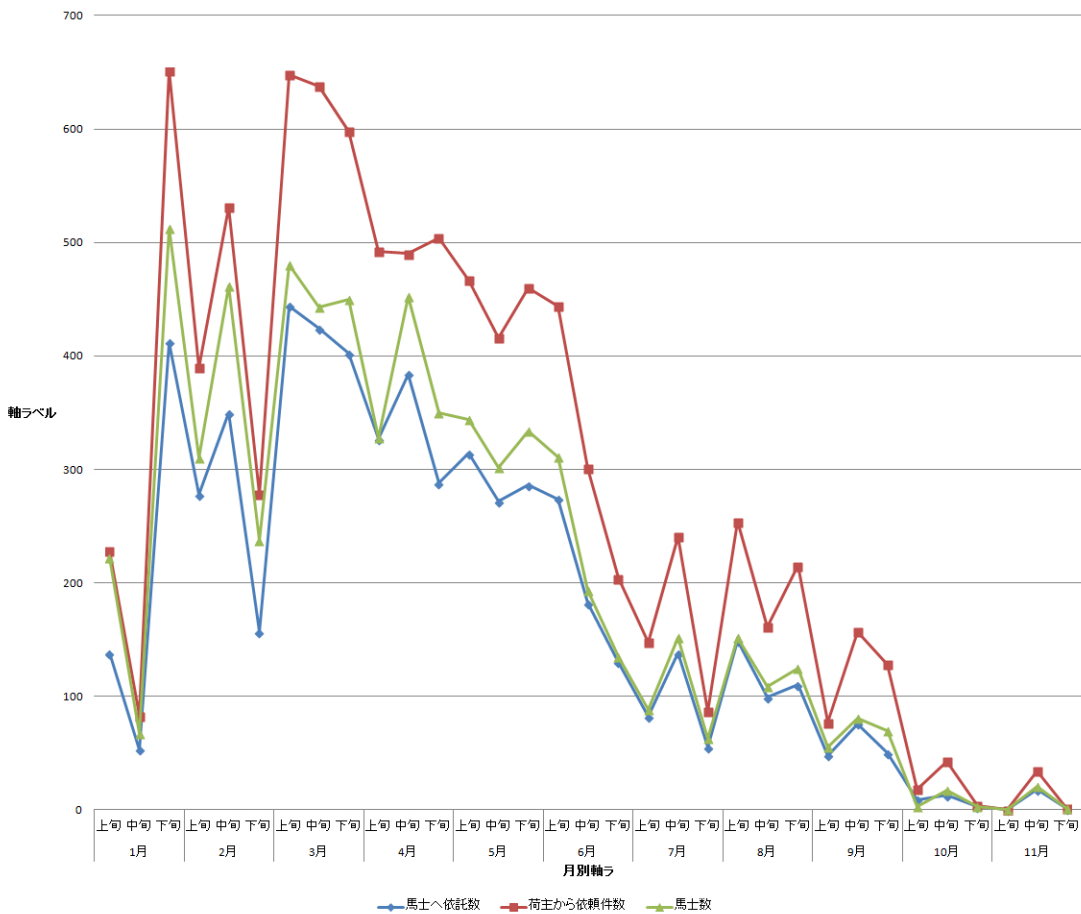


表1-10 明治8年上半年と下半年荷物運送量の比較(1875)

荷名	上半年	下半年
	数量	数量
藤類	1105個131本	228個747.5本2箱12樽1包1袋
密種	53個1箱	—
桑苗・桑種	1443個30本2駄2俵	—
生糸類	7085個18本11樽	503個
屑類	107個17本6束	51個46本
雲綿	27個12本2俵	—
その他糸類	36個	—
綿類	173個177本2品	2個4本
唐綿	64個151本	—
條巻	28本	—
煙草	4411個14箱	381.5個
藍玉	1067本4駄	30本
砂糖	809個89本6駄1045樽1074俵2箱	32個4本232.5俵59樽
塩	10個6駄105俵	28個134俵
紙	621個5本1駄5束44俵5箱	61個3品
文房具類	29個	—
摺類	306個966束	1個
中折	350個169本	9本
麻	612個	189個
細美	146個	42個
當糸	1152個	98個1包
材木・戸障子類	461.5個3450本5駄4箱11品153枚82段145丁	4個2駄63丁
簾	13個1樽2品6枚	3個161本1枚
竹細工	13個1樽2品6枚	—
曲物・箕	77個10本1箱	2個10本
艾	133個159本	4個7本
元結	767.5個	197個
塚	51個	50個
飯田産物	3個	—
笠類	73個1173本3束	7個3本
下駄	481個60枚	317個
藪	93個68丸	2個3丸
瀬戸物	30個8箱	2包
線香	3個42箱	—
金物	158個2駄	43個
釜・鍋	75個	1個
鐵・鐵・鋤	65個2駄6束859丁	16丁
鉄・錚物類	72個28束13段1丸37丁	1本7品19束
砥石	203個34箱2品	107個
石筆	14個27箱	—
石板	48個12枚	—
板類	121個464枚	28個8枚
水油	13個52本11駄21樽	22本7駄
石油	4個10本3駄64箱	—
油	4個9本2駄27樽	—
その他油類	18個19樽	—
薬種・合薬	74個17樽6箱38樽3丸	—
洗紙包	157個2俵	23個
紙包	197個1駄1箱	39個
油紙包	141個	26個
蓆包	3384.5個5本4駄2樽2俵1箱45品	502個
蓆包	17個	4個
布包	9個	3個
蓆包	19個35本1袋	10個40本
風呂敷包	26個	2個
琉球包	160個	25個
皆川包	23個	1個
安平包	20個	8個
その他包	44個5本	12個
蓆	120個	35個8枚
風呂敷・琉球	49個1本58枚	20個
桐油	23個2駄23枚	—
桐拵	8個4俵	—
樽・瓶	32個5本10樽47箱	2個2本
箱	223個110本60箱	48個9品
櫃	95個1本8櫃	31個
荷物	1254.5個11駄16樽5箱736品	260個176品
小付	844個2本1駄13品1丁	214個
明荷	11個	4個2樽
明樽	93個375本7樽	94本
魚天	414個8本	—
白米・蕎麦	2駄30俵	—
粉類	149個10俵	—
あん類	87個	—
果実類	47個9樽7箱	145個4箱
野菜類	60個3本6俵6箱	—
茶	84個9本2箱	23個1箱
鮭	557個2本252俵	9個
鱈	131個36俵	6個
鱈	75個50俵	—
田作	77個	—
切魚・塩魚・干魚	40個16樽12俵5品	—
その他魚荷	59個73本21樽2俵	5個
海老	49樽127本	17個
蛸・貝類	88個34俵	1個8俵
海苔・昆布	38個2箱	2個
鱈節	17個3樽5箱	—
醬油	1駄	—
味噌	3樽	—
酒	4個10樽	—
洋物	2個	—
時計	6個3箱	—
梅花油	4個46樽6櫃	—
燈心・打火繩類	22個	—
天秤	3個7本	—
蚊帳	28個	—
地球	3個	—
ほかの雜貨	7個1箱	12個
灰類	15個61俵	—
炭	4個12俵	—
荷車	5組	—
面掛	4組	—
塗物	24個	—
ふし	23個2駄36樽3俵55箱	6個16箱25樽
ぬし	9個15樽40箱	—
不明荷物	1170.5個148本7駄60樽9束46俵44箱11籠13品 110枚3袋 25丸25丁1包3袋1組	104個7本11箱25俵5樽70枚30張 俵103樽
合計	829品899枚82段4袋97丸1067丁2包3袋10組 12樽	4包1袋195品79丁19束70枚30張 3丸

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「明治七年 戌十月より荷物判取」、「明治八年亥三月より荷物判取」、「明治八年亥八月一日より荷物判取」により作成。

表1-11 明治9,10年彰真社荷物数統計（1876、1877）

年	月	馬士へ依頼数	荷主から依頼件数	荷物品数
明治9年	7月	18	24	175
	8月	52	73	429
	9月	48	59	402
	10月	20	31	151
	11月	14	20	95
	12月	15	19	145
	合計	167	226	1397
明治10年	7月	4	8	39
	8月	17	18	80
	9月	25	27	198
	10月	21	31	118.5
	11月	1	1	10
	12月	0	0	0
	合計	68	85	445.5

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書明治9年（1876）「彰真社荷物受払帳」により作成

表2-1 1882年全国諸会社概況(1882年)

府県	農業		商工業		運輸		貸金		私立銀行 及銀行類似		貯蓄		漁業		坑業		保険		其他諸業		合計	
	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円	社数	資本金 円
東京	—	—	33	1,599,359	8	105,600	1	—	4	330,000	—	—	—	—	—	—	—	—	1	500	47	2,035,359
京都	—	—	9	130,597	15	5,300	3	24,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	700	29	161,097
大阪	—	—	31	714,950	19	166,650	2	45,000	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,000	54	927,600
神奈川	—	—	19	852,250	28	18,400	30	152,700	6	130,000	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	1,153,650
兵庫	—	—	22	63,110	—	—	13	102,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	166,000
長崎	2	45,000	6	30,800	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	75,800
新潟	—	—	8	28,637	2	—	1	3,570	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	12	32,207
函館	—	—	1	20,000	1	6,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	26,000
埼玉	4	16,795	9	28,012	—	—	12	84,389	—	—	1	179	—	—	—	—	—	—	—	—	26	129,375
群馬	20	64,343	7	32,520	32	2,320	4	32,566	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,000	64	132,749
千葉	—	—	3	8,250	1	17,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	25,750
茨城	—	—	3	2,420	—	—	3	15,746	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	18,166
栃木	1	14,738	4	22,850	4	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	38,288
三重	1	50,000	9	48,407	2	8,000	6	49,500	—	—	—	—	1	10,000	—	—	—	—	—	—	19	165,907
愛知	—	—	15	45,797	4	4,050	2	6,500	1	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	61,347
静岡	1	6,000	14	36,100	16	680	2	14,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	57,280
山梨	—	—	2	11,000	47	5,026	3	38,352	1	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1,500	56	60,878
滋賀	—	—	3	8,205	1	1,000	3	34,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	43,705
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	10	49,248	40	44,469	280	44,222	49	150,789	1	500	3	12,444	1	2,000	—	—	—	—	1	1,000	385	304,672
福島	19	45,161	16	25,300	51	47,162	8	47,671	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94	165,294
宮城	—	—	5	77,150	2	3,300	4	8,758	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	89,208
岩手	5	18,920	4	3,987	—	—	3	6,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	29,407
青森	—	—	—	—	2	13,000	1	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	18,000
秋田	—	—	2	15,500	33	355	1	50,522	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	66,377
山形	—	—	7	13,396	65	565	9	69,306	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	81	88,267
石川	1	500	3	8,550	18	1,276	1	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	15,326
富山	—	—	16	15,360	20	5,675	10	81,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	135	48	102,270
福井	1	1,000	6	22,264	5	580	4	26,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	49,844
鳥取	2	5,750	5	4,070	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	9,820
島根	1	5,000	3	21,700	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1,000	—	—	—	—	—	—	6	28,700
岡山	—	—	3	13,550	3	13,555	2	23,922	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	51,027
広島	1	120	10	27,006	2	198	1	30,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2,100	19	59,424
山口	—	—	5	3,250	2	1,000	4	255,099	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	259,349
和歌山	—	—	1	500	1	2,500	1	2,500	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3,500
徳島	—	—	2	9,000	—	—	1	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	10,000
高知	—	—	4	4,341	—	—	—	—	—	—	—	—	1	15,000	—	—	—	—	—	—	5	19,341
愛媛	—	—	6	36,000	2	39,000	8	74,759	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	50	17	149,809
福岡	14	112,920	35	211,910	1	6,000	34	488,406	4	250,000	1	—	—	—	—	—	—	—	2	10,000	91	1,079,236
大分	—	—	1	1,464	2	600	20	247,290	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	249,354
佐賀	2	20,000	5	81,100	—	—	1	7,700	—	—	—	—	—	—	1	85,000	—	—	—	—	9	193,800
熊本	—	—	3	3,200	3	6,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	9,700
宮崎	1	550	6	44,888	—	—	22	57,452	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	102,890
鹿児島	—	—	10	71,080	2	2,000	6	111,352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	184,432
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
根室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	86	456,045	396	4,442,199	676	530,014	281	2,354,839	19	720,500	6	12,623	5	23,000	1	85,000	—	—	20	17,985	1,490	8,647,205

出所：明治前期産業発達史資料 別冊(19) 「V」 商況年報(明治十五年)後編一 明治文献資料刊行会 1966年11月 40~41ページ 第26表「資本ヲ株式ニ分割セザル会社」(明治15年12月調べ)  
此表は本支分店ノ共計ナリ

表2-2 1881年中牛馬会社郡別分社・荷継所調

郡名	会社数	分社数	荷継所数
北佐久郡	1	3	4
南佐久郡	1	—	15
小泉郡	2	1	7
埴科郡	—	2	6
更級郡	—	1	9
上水内郡	2	1	15
下水内郡	—	—	7
東筑摩郡	1	1	5
西筑摩郡	—	—	4
上伊那郡	—	2	8
下伊那郡	1	—	8
諏訪郡	1	1	3
北安曇郡	—	—	1
上高井郡	—	—	5
下高井郡	—	—	5
合計	9	12	102

出所：「明治14年4月県下中牛馬会社郡別分社・荷継所調」『長野県史』近代史料編 第七巻交通・通信 391ページ

表2-3 中牛馬会社功労株主表 1878年

株数	氏名	所属
2.6	岩淵 曾右衛門	東京取扱所
3	岩淵 善右衛門	東京取扱所
4	江夏 千城	中牛馬会社社長
13.8	正 木誓	東京取扱所
2	矢島 八郎	上州高崎
2.4	大河原 儀三郎	上州高崎
1.3	福田 文四郎	上州下仁田
0.2	有賀 幾三郎	上州下仁田
2.1	小林 利平	上州安中
0.4	小此 本平吉	野州足利
0.4	佐藤 重助	野州足利
10.7	中沢 与左衛門	信州長野
1.2	中沢 与三右衛	信州長野
0.4	山極 慎吾	信州長野
1.6	唐澤 弥兵衛	信州長野桑原村
0.2	松橋 新兵衛	信州長野倉井村
1.7	長野 会社	信州長野
4.2	中村 幸兵衛	信州小諸
32.2	小山 五左衛門	信州小諸
1.2	塩川 文右衛門	信州小諸
1.4	茂木 半五郎	信州北佐久郡面替村
2	大久保 政吉	筑摩郡伊深村
3.2	為谷 三十郎	武州本庄
0.5	上田会社	信州上田
3.8	伊藤 九右衛門	信州上田
3	町田 吉五郎	信州上田
2	山本 常平	信州上田
1.4	翠川 府右衛門	信州和田
2	羽田 良平	信州和田峠
1.6	並木 勝送	信州野沢
1.2	横島 五右衛門	信州浦野
2.8	高木 庄平	不明
1.6	寺島 種八	不明
1	渡辺 康一郎	不明
1.4	渡辺 秀吉	不明
0.4	小宮 政右衛門	不明

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書明治11年「中牛馬会社株式所有券」より作成

表2-4 第二部中牛馬会社小諸組出金比例（1882）

会社・分社・荷継所	出金比例	会社・分社・荷継所名	出金比例
小諸会社	40%	借宿荷継所	6%
沓掛分社	8%	軽井沢荷継所	3%
塩野荷継所	1%	馬瀬口荷継所	1%
岩村田分社	8%	望月荷継所	1%
芦田分社	8%	大門荷継所	3%
和田分社	8%	和田峠荷継所	5%
腰越荷継所	1%	上丸子荷継所	4%
高梨荷継所	1.5%	上本入荷継所	1.5%

出所：小山家文書明治15年（1882年）11月11日「小諸組中牛馬会社申合規約」により



表2-5 小諸組株主調べ

功労株	旧株	新株	社名	郡町村	姓名
32株	独名17株 1分株20株		会社	北佐久郡小諸町	小山五左衛門
4株 2分株	独名2株 6分株			同	中村幸兵衛
1株 2分株				同	塩川文右衛門
1株 4分株			無業	北佐久郡面替村	茂木半五郎
	2株	1株	分社	北佐久郡芦田駅	土屋武石衛門
	2株	1株	分社	北佐久郡沓掛駅	佐藤治兵衛
	4分株	2株 6分株	分社	北佐久郡岩村田駅	大井七左衛門交代
	4分株	6株	荷継所	北佐久郡軽井沢駅	佐藤昌平交代 佐藤熊六
	4分株	1株 2分株	荷継所	北佐久郡借宿村	土屋源太郎交代 遠山万蔵 土屋源作
		6株	荷継所	北佐久郡馬瀬口村	山本武兵衛
	4分株		荷継所	北佐久郡望月駅	両沢武四郎
1株 4分株 2分株	独名6分株 4分株 4分株	独名6分株 4分株	分社	小県郡和田駅	翠川府右衛門
		4分株	荷継所	小県郡東餅屋	羽田良平
			荷継所	小県郡腰越駅	清水平蔵
	4分株		荷継所	小県郡上本入村	橋爪幸太郎
		1株	荷継所	小県郡高梨村	黒岩藤作
		1株	荷継所	小県郡上丸子村	瀧澤加藤太
			荷継所	小県郡長久保駅	石合道範
			荷継所	小県郡大門駅	松山市平 松山
			荷継所	小県郡辰ノ口村	飯島源吾
			荷継所	北佐久郡八幡駅	依田宗七
40株 6分株	47株 9株	4分株	会社1 分社4 荷継所13	合計	

出所：明治14年（1881）2月 「小諸・上田等中牛馬会社株主調べ」『長野県史 近代史料編 第七巻 交通・通信』384頁より

表2-7 1883年1~12月間上田中牛馬会社荷扱所収支調

入		出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
第十九銀行保険料	785.584	田口五平へ保険料割合渡す	524.172
上田銀行保険料	482.895	宰領中給料	136.66
正金銀行保険料	318.547	人足へ雇料	197.41
運賃得	442.352	鮭之代	26.977
第十九銀行預け金利息	31.165	荷札之代	18.45
		書系代	3.8
		電信並二郵便税	11.415
		御印紙	2.05
		書中身三件並佃煮、菓子色々	50.4
		備用金利息	145.047
		丸源へ〇ム一件二付小諸へ行入費	1.5
		請負証活版之代	2.11
		宰領渡	6.3
		小諸頭取〇万一件	9.2
		丸彦難舟二付寺田小諸迄入費	0.8
		前橋町出火二付各店へ見舞	2.5
		鮭之代	1.9
		佐藤為三郎殿15年度ノカネ夕〇弁償	37.045
		浅井持口一弁償	2.5
		小柳持入三弁償	1
		市村両平殿大吉弁償	18.303
		生系紛失二付田口五平へ見舞金高割ノ	125
		小川組へ〇サ出売弁償	162.38
		右件二付池浜へ礼	6.44
		竹内積五殿カネ三弁償	45.683
		口一弁償	15.7
		宰領へ新年会	10
		上田銀行	70
合計	2060.543	合計	2066.48
差引			-5.937

出所：小山家文書「明治16年1月より12月迄計算記下調」より

表2-6 中牛馬会社と倉賀野舟運同盟会社の契約表

年代	出荷方	請負方	舟運請負方	運送経路	品名	着日数	運賃(円)	保険料(円)
明治12年	第二十四銀行 第六十三銀行 荷物	長野、上田、 小諸中牛馬会社	倉賀野同盟者 須賀善右衛門	倉賀野~東京	生糸	2日半	0.5	—
					真綿 出売蛹 其他	3日半	0.5	—
明治12年8月	第十九国立銀行 岩村田出張所	小諸中牛馬会社	倉賀野川岸 中牛馬会社 荷扱所	倉賀野~東京	生糸	2日半	0.5	0.3
					生皮芋、出売 人蔘	3日半	0.5	0.3
明治16年10月	各銀行為替荷物	長野中牛馬会社	倉賀野田口五平	倉賀野河岸~東 京(船積) 倉賀野~熊谷~	生糸	—	—	0.5
					屑物	—	—	1
					出売	—	—	1.333

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書

表2-8 明治15年中牛馬・内国通運運送貨物統計(1882年)

会社所在地	運送貨物合計(駄)		内元原発貨物(駄)	
	通運会社	中牛馬会社	通運会社	中牛馬会社
小諸	10000	28000	800	1000
上田	12000	25000	3500	1800
上諏訪	17000	—	5000	—
松本	13000	4000	3500	720
飯田	13000	3800	2500	1800
長野	—	22500	—	7000
合計	65000	83300	15300	12320

出所：『長野県史』近代史料編 第七巻交通・通信「明治十五年二月県令宛中牛馬・内国通運両社運輸遅延矯正等下問奉答書」により作成



表3-2 明治20年小諸中牛馬会社の社員役配（1887）

役配	名簿	加勢名簿
会計掛	小山恒助 小山辰平 佐々木道存	—
西行掛	山田信義 清水国太郎	小林道助 橋詰卯之助
東行掛	小林道助 橋詰卯之助	清水国太郎
受負掛	小山恒助 小林道助	—
荷受方	掛川清太郎	小林道助、清水国太郎、橋詰卯之助
集金方	小林道助	清水国太郎 橋詰卯之助 掛川清太郎

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書明治20年7月7日「会社役配定メ書」により作成

表3-3 小諸中牛馬会社の職員名簿及び給与明細（1886） 単位（円）

1886年	月給	日当給	旅費（1里）	滞在費（1日）	1888年月給
小山五左衛門	5		0.12	0.6	—
中村幸兵衛	1	0.13	0.1	0.5	—
塩川文左衛門	1	0.13	0.1	0.5	—
小山善平	1	0.13	0.08	0.4	7
小山恒助	1	0.17	0.08	0.4	10
山田信義	1	0.13	0.07	0.35	8
佐々木道存	5	0.13	—	—	6.5
小林道之助	1	0.13	0.07	0.35	7
橋詰卯之助	1	0.12	—	—	6
清水国太郎	—	0.13	0.07	0.35	不明
成沢助次郎	—	0.11	0.07	0.35	不明
佐藤辰平 （小山辰平）	—	0.1	0.07	0.35	7
古城助次郎	—	0.13	—	—	—
小林清太郎	—	0.1	0.07	0.35	—
小林亀次郎	—	0.07	—	—	—
小林彦太郎	—	0.13	0.06	—	—
土屋又之助	—	0.1	—	—	—
掛川清太郎	—	—	—	—	5
羽場内喜重	—	—	—	—	5
池田米次郎	—	—	—	—	7
中村久米太郎	—	—	—	—	5

出所：明治19年1月（1886年）「会社内規則と社員給与明細」 小山家文書

表3-4 1886年小幡中馬会社の社員出張明細 (単位：円)

日付	入の部	出の部	摘要
1月10日		0.7	川島道助 上田往駒場一付往旅費渡り
1月10日		0.56	清水國太郎白田往旅費の二付旅費渡りの渡り
1月15日		1.0	川川文右衛門長野集會一付旅費渡り
1月29日		0.735	清水國太郎上田前付往旅費一渡り
2月3日	10		川川文右衛門 長野集會に付旅費滞在費去月15日返渡りの請取入
2月3日		4.1	川川文右衛門 長野集會に付往旅費後、松代宿前在旅費の如く41里旅費渡り
2月3日		2.188	川川文右衛門 駒場往旅費に付13日間の滞在費一渡り
2月10日		1.0	川川文右衛門 駒場往旅費に付向向へ相續二付旅費滞在費渡り
3月3日		3.6	川川文右衛門去月19日宿中馬集會社用トシ長野行旅費30里往旅費渡り
3月3日		3.6	川川文右衛門同上に付6日滞在費渡り
3月3日		2	長岡村太郎18年長谷川組生糸渡りの件ニテ備出出張手当ニテ頭取へ渡り
3月6日		0.72	小林喜太郎去月12日小泉郡本原村より上田廻り藍玉調書件ニ付往旅里程12里分旅費渡り
4月2日		0.24	小山恒助去月12日軽井沢出張所へ相續に付定規旅費の半額往路分ニテ
4月2日		0.56	小山恒助去月18日宿中馬集會社用トシ相續に付往旅費ニテ渡り
4月2日	10		川川文右衛門 2月10日宿中馬集會社用トシ相續に付往旅費ニテ渡り
5月4日		5	小山恒助 横川迄社田ニテ相續に付時賃し4日渡り
5月15日		2.75	小山恒助 去月21日上田へ集會ニテ出張往旅費並集會時賃ニテ渡り
5月15日	5		小山恒助去月4日併用出張の時賃分渡り
5月15日		6.72	小山恒助去月4日併用出張の時賃分渡り
5月15日		2.4	小山恒助高岡前上付6日間の滞在費一渡り
5月20日		1.2	清水國太郎4月21日の車賃上田へ出張費補填立換分ニテ渡り
5月20日		0.3	山田信義7日の車賃上田へ出張費補填立換の分渡り
5月22日		1	川川文右衛門上田分社へ頭取出張にて翌日往旅費車程10里分渡り
6月8日		1	成沢助次郎 野澤行に付時賃し
6月11日	1		成沢助次郎 去月8日野澤行に付時賃し
6月16日		0.49	成沢助次郎 去月8日野澤行に付時賃し
6月17日		2	清水國太郎頭取に付時賃し
6月17日		2.72	小山恒助去月9日上田へ出張同16日往旅30里外4里廻り路上に付34里分旅費渡り
6月24日		2	清水國太郎 横川行に付時賃し
7月2日		2	成沢助次郎去月28日出立上田行に付時賃し分渡り
7月2日	2		清水國太郎去月17日頭取に付時賃の分渡り
7月2日		0.7	清水國太郎去月野沢へ帰省中東京共同会社の件にて池田一同田下果
7月2日		0.35	清水國太郎前同前上付10里分旅費にて渡り
7月2日		1.89	清水國太郎去月17日出立頭取往駒場越り同22日往旅に付往旅費車程27里分渡り
7月2日		0.7	清水國太郎前同上に付横川迄の往旅定規旅費の半額にて里程10里分渡り
7月2日	2		清水國太郎去月24日横川行に付時賃し分渡り
7月2日		0.7	清水國太郎去月野沢へ帰省中東京共同会社の件にて池田一同田下果
7月2日		1.68	清水國太郎前同上の如く先より翌25日立ニテ横川より本庄駅迄並高崎より
7月2日		0.65	清水國太郎右出張先開明社出張會ヶ野並本庄へ東行社俊明社6カ社本庄駅に
7月2日		1.2	頭取へ上田行往旅費10里分旅費ニテ渡り 6月29日出立本月1日往旅
7月2日		0.6	頭取へ上田に付1日と滞在費ニテ渡り
7月9日		8.558	長野におきて明勝社、愛徳社採集會費用各社割出金分ニテ帳簿へ渡り
7月12日		0.15	清水國太郎去月10日加沢村迄頭取出張に付車費車代ニテ渡り
7月20日		0.8	小山恒助上田集會へ出張に付本月5日出立9日往旅返り
7月20日		6.72	小山恒助去月9日出立同16日の内4日往旅往復里程84里分の旅費ニテ渡り
7月20日		1.6	小山恒助同上に付往復日数共8日の内4日旅行と見做し除き
7月20日		2.1	成沢助次郎上田長野行6月28日出立本月4日往旅往復里程30里分旅費ニテ渡り
7月20日		1.05	成沢助次郎同上に付旅行4日と見做し4日を除き3日間の滞在費ニテ渡り
7月21日		0.2	川川文右衛門去月19日岩村田行并岩村ニテ渡り
7月26日	2		成沢助次郎去月28日上田行に付帳簿立換し本月2日帳簿へ渡り
7月30日		1.33	成沢助次郎去月21日出立上田より戸蔵迄相續し往復里程19里分の
7月30日		0.35	成沢助次郎同上に付21日出立24日往旅23日1日滞在費ニテ渡り
7月30日		0.7	清水國太郎去月13日上田頭取相續に付往旅費車程10里分渡り
8月1日		1	清水國太郎軽井沢出張所へ相續し往旅に付渡り
8月13日	1		清水國太郎本月1日軽井沢出張所相續往旅時賃し往旅時賃取
8月13日		0.25	清水國太郎本月1日軽井沢出張所へ相續同5日往旅并岩村ニテ渡り
8月13日		0.25	成沢助次郎去月8日戸田分社へ相續同11日往旅往復并岩村ニテ渡り
8月13日		0.3	成沢助次郎去月11日宿中馬集會行相續往旅并岩村ニテ渡り
8月13日		0.56	小山恒助去月6日宿中馬集會往旅并岩村ニテ渡り
8月31日		2.136	成沢助次郎去月9日野沢支店へ相續同10日往旅往復里程8里分の旅費ニテ渡り
8月31日		30.6	成沢助次郎去月9日野沢支店へ相續同10日往旅往復里程8里分の旅費ニテ渡り
9月6日		0.125	土屋又之助 8月22日立ニテ横川詰トシ出張に付并岩村ニテ代橋詰利之助へ渡り
9月20日		2	清水國太郎 本立にて頭取表へ出張に付旅費へ渡り
9月24日		2	成沢助次郎明25日出立上田行に付旅費時賃し
10月12日		10.35	小山恒助坂間の件に付小恒佐藤外雇人等軽井沢より上田及栗と百枚大世
11月1日		2	川川文右衛門本日立ニテ浦野迄相續に付旅費へ渡り
11月8日		4.265	川川文右衛門東行社行動合費帳簿立換の分ニテ帳簿へ渡り 10月6日の車
11月8日	5		築港村 直平10月18日の事 東行社生糸渡りの件に付損害費美濃屋より
11月8日		7	川川文右衛門10月18日の事 東行社生糸渡りの件に付須坂へ出張に付旅費へ渡り
11月8日		10	川川文右衛門11月8日の事 長野行に付 時賃し帳簿立換分ニテ帳簿へ渡り
11月13日	2		成沢助次郎9月24日出立上田行に付時賃し分渡り
11月13日		0.7	成沢助次郎9月25日出立上田行同29日往旅往復里程10里分の旅費ニテ渡り
11月13日		1.05	成沢助次郎9月25日出立上田行同29日往旅往復里程10里分の旅費ニテ渡り
11月13日		0.25	成沢助次郎10月1日出立翌2日往旅并岩村へ出張に付往旅并岩村ニテ渡り
11月13日		0.7	成沢助次郎10月24日出立翌2日往旅往復里程10里分の旅費ニテ渡り
11月13日		1.4	成沢助次郎前同上に付往復2日往旅并岩村分滞在費ニテ渡り
11月15日		0.42	山田信義14日海野駅迄道路修繕に付た見分出張里程往復6里の
11月21日	12		川川文右衛門本月1日出立浦野行並同9日出立長野行に付帳簿立換しの
11月21日		1.6	川川文右衛門本月1日出立浦野行並同3日往旅往復16里分の旅費ニテ渡り
11月21日		0.5	川川文右衛門前同前1日滞在費ニテ渡り
11月21日		3	川川文右衛門本日立ニテ長野行並同20日往旅往復里程30里分の旅費ニテ渡り
11月21日		6	川川文右衛門前同前10日間の滞在費ニテ渡り
11月21日		4.744	川川文右衛門長野集會の分ニテ渡り
12月8日		2	長野集會 11月30日分 上田へ出張依頼に付渡り立換の分渡り
12月8日		0.5	川川文右衛門分渡り出張費立換分渡り 本月1日より
12月8日		2.88	成沢助次郎 11月28日出立上田行に付時賃し分渡り
12月9日		0.25	清水國太郎11月28日出立上田行に付時賃し分渡り
12月9日		0.175	片路2里半旅費ニテ渡り
12月10日		0.8	小山恒助11月20日出立上田行同26日往旅往復里程10里分旅費ニテ渡り
12月10日		0.35	川川文右衛門本日立ニテ浦野迄相續に付往旅往復里程10里分の旅費ニテ渡り
12月10日		0.35	成沢助次郎 11月22日出立上田行に付時賃し分渡り
12月21日		1	川川文右衛門去月16日出立上田行同17日往旅往復里程10里分旅費ニテ渡り
12月30日		0.425	川川文右衛門本月27日比田往旅并岩村分渡り
12月31日		0.18	成沢助次郎 11月28日出立上田行に付時賃し分渡り
合計	52	229.5	
繰上		117.3	

表4-1 1893年11月同盟契約加入者名簿

会社所在地	人名
北佐久郡小諸町	小山五左衛門
南佐久郡野沢村	並木直次郎
小県郡上田町	滝沢助右衛門
埴科郡屋代町	若林忠之助
更級郡塩崎村	宮澤茂平
下高井郡中野村	高野周作
上水内郡長野町	中沢与左衛門
東筑摩郡松本町	小木曾政次郎
諏訪郡上諏訪町	河西佳助
上伊那郡伊那村	所澤紋蔵
更級郡稲荷山村	高村九八郎
小県郡丸子村	滝沢入之助

出所：長野県小諸市小山五左衛門家。

分類	地所	社名及び担当者
本店	長野県北佐久郡小諸町	帝国中牛馬合資会社
支店	北佐久郡御代田村	御代田支店
	小県郡神川支	大屋店
	群馬県高崎町	高崎支店
代理店	南佐久郡野沢町	並木直次郎
	埴科郡松代町	柳金右助
	埴科郡屋代町	若林忠之助
	埴科郡屋代町	後藤源八
	長野市	開運合資会社
	諏訪郡下諏訪町	飯田米郎
	諏訪郡下諏訪町	飯田五郎
	諏訪郡小井川	宮坂金左衛門
	諏訪郡岡谷	河西中牛馬合資会社
	上伊那郡赤穂村	後藤金三郎
	下伊那郡飯田町	市瀬泰一
東筑摩郡松本町	松本中牛馬合資会社	

出所：小山家文書史料によりまとめて作成した。

表4-3 帝國中牛馬合資会社諏訪出張員出張費用明細書(1899年)

金額(円)	細目
0.12	封紙40枚代
1.5	赤穂町各貨主へ進物葉書
0.6	下諏訪岡谷間人力車賃
1	下諏訪井上及佐久銀行進物
0.1	水筆代
6	下諏訪飯田間往復賃
0.1	小諸ヨリ大屋迄汽車賃
1.8	下諏訪ヨリ大屋迄人力車賃
0.1	大屋ヨリ小諸迄汽車賃
21	八月八日ヨリ九月六日迄日当
0.15	下諏訪小井川間人力車賃
0.14	小諸ヨリ上田迄汽車賃
0.14	上田ヨリ小諸迄汽車賃
0.9	和田ヨリ下諏訪迄人力車賃
0.35	下諏訪岡谷間人力車賃
0.1	郵便切手代
1.728	生糸運賃置上ヶ各社集會費割込
0.9	下諏訪ヨリ和田まで人力車賃
0.5	長久保ヨリ大屋迄人力車賃
0.1	大屋ヨリ小諸迄汽車賃
0.2	九月二十一日大屋へ往復汽車賃
5.6	九月十三日ヨリ二十日迄八日間日当
0.4	芦田ヨリ和田迄駄賃
0.4	和田ヨリ古町迄人力車賃
0.5	長久保ヨリ大屋迄人力車賃
0.1	大屋ヨリ小諸迄汽車賃
1.4	九月二十六日ヨリ二十七日二日間日当
0.1	小諸ヨリ大屋迄汽車賃
0.1	大屋ヨリ小諸迄汽車賃
1	大屋長久保間往復人力車賃
1.4	大屋長久保間往復人力車賃
0.1	小諸ヨリ大屋迄汽車賃
1.8	大屋ヨリ下諏訪迄人力車賃
0.48	印紙及登記書料
0.1	界紙代
0.3	下諏訪岡谷間往復人力車賃
0.35	下諏訪上諏訪間人力車賃
0.3	飯田米重氏へ進物代
5	上諏訪登記料
0.23	下諏訪上諏訪間往復人力車賃
0.18	下諏訪ヨリ岡谷迄人力車賃
0.4	下諏訪岡谷往復人力車賃
1.8	下諏訪ヨリ大屋迄人力車賃
0.1	大屋ヨリ小諸迄汽車賃
18.2	十月十一日ヨリ十一月五日迄二十六日間日当
0.28	十一月九日上田へ往復汽車賃
0.2	同日屋飯料
0.53	十一月九日小諸ヨリ高崎迄汽車賃
0.1	印紙及紙代
0.7	登記印紙料
0.665	屋飯三食分
0.53	高崎ヨリ小諸迄汽車賃
0.76	十一月十四日高崎ヨリ上野迄賃
0.28	東京市中人力車賃
0.6	屋飯料
0.76	上野ヨリ高崎迄汽車賃
0.53	高崎ヨリ小諸迄汽車賃
0.51	小諸ヨリ豊野迄汽車賃
0.12	朝飯料
0.15	屋飯料
0.51	豊野ヨリ小諸迄汽車賃
0.42	十一月十九日小諸ヨリ長野迄賃
0.4	長野一泊料
0.09	長野ヨリ豊野迄汽車賃
0.43	豊野ヨリ須坂迄人力車賃
0.3	小諸及高崎へ電信料
1.145	須坂宿泊料
0.5	豊野須坂間人力車賃
0.1	長野市中人力車賃
1.1	同所屋飯料割込
0.42	長野ヨリ小諸迄汽車賃
0.28	十一月二十三日上田へ往復汽車賃
0.2	屋飯料
0.1	小諸ヨリ大屋迄汽車賃
0.25	小諸へ電信料
0.15	赤穂へ電信料
3.2	諏訪赤穂間往復人力車賃
0.15	小諸へ電信料
0.15	十九銀行へ電信料
0.15	小諸へ電信料
0.15	大屋へ電信料
1.2	郵便切手及葉書封筒代
0.2	判取帳代
0.5	今井村ヨリ人力車賃
0.5	矢島へ葉書進物
0.23	上諏訪迄往復人力車賃
1.52	岡谷迄五回分人力車賃
0.25	赤穂へ電信料
0.15	同
9.6	大屋飯田往復人力車賃
0.1	大屋ヨリ小諸迄汽車賃
21.7	十一月三十日ヨリ十二月三十日迄三十一日間日当
130.73	合計

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書より









表5-1 1877年小諸中牛馬会社東行荷物運送調べ(単位:駄)

荷物	東京より新潟港二達する路線				長野県戸田より小諸		合計	長野県より山梨県へつながる路線(甲州通路)				合計
	上田~高崎	小諸~高崎	上田~松井田	小諸~松井田	芦田~小諸 ~松井田	諸 ~高崎		小諸~岩村田	小諸~中込	小諸~野沢	小諸~臼田	
生糸	637	30		1			668					
呉服太物類	59	3.5	6	21			89.5			10	4	14
繭	280						280					
蚕種	130						130					
出売繭	217	7					224					
生麻芋	131						131					
麻荷	257						257		20			20
博覧会出品	20						20					
畳糸	387						387			24		24
細美布	55						55					
米	241	5	144	93			483			1		1
大豆	98	10		3			111	12	28	80	4	124
小豆	174	105	42	5			326	4	3	1		8
水油	36	109		33			178	12	14	6	2	34
杏干	223		3				226					
石油	60	8	2				70		1	6		7
紙類	293	5.5	14	2			314.5	16	2	15	2	35
刻煙荷	2267	5	7	1.5			2281					
着類	24	13	18	16			71	66	7	97	7	177
合葉	150						150					
薬種	89	29	1	1			120			4	2	6
下駄	71	1					71			7		7
菅笠			226				226			58		58
飯田産物、 元結		2.5			3	629	634.5					
太神宮御玉串								4				4
雑荷	524	86	87	66			763	96	39	113	33	281
合計	6422	419.5	550	242.5			8266	210	94	442	54	800

※雑荷 上田~坂本 15駄 小諸~坂本 17駄 上田~軽井沢 15駄 上田~沓掛 6駄 小諸~軽井沢 24駄 小諸~沓掛 13駄 上田~追分  
出所:小山家文書 明治11年(1878) 「運送物貨駄数取調路線並種類区別書」により作成

表5-2 1877年小諸中牛馬会社西行荷物運送調べ(単位:駄)

荷物	高崎~上田	松井田~上田	高崎~芦田	松井田~芦田	臼田~上田	合計
呉服太物類	2,841		132			2,937
藍玉	657					657
砂糖類	2,379		5			2,384
魚類	814	161		7		982
鯉節	425	23				448
塩	273					273
金物類	120					120
薬種	10					10
雑荷	3,938		114			4,052
材木類					180	180
戸障子類					99	99
蕎麦					14	14
鋤物					48	48
合計	11,457	184	251	7	341	12,204

出所:小山家文書 明治11年(1878) 「運送物貨駄数取調路線並種類区別書」により作成

表5-3 共同中牛馬会社各同盟会社の原発出荷周旋区域分け（1887年）

同盟社名	原発出荷周旋区域
東京会社	東京及び横浜その外武相駿遠三尾攝陸羽の各国
高崎会社	武蔵所澤、川越、狭山、野州足利、上州桐生、前橋其他各村
松井田会社	高崎市中、富岡、下仁田、其他の各村
横川会社	同
軽井沢会社	南北佐久郡、上野碓氷郡各村
小諸会社	南北佐久郡小県の内依田及び諏訪郡上下伊那郡の各郡
上田会社	小県、埴科、更級、東西筑摩の五郡
戸倉会社	埴科郡の各村
浦野会社	小県郡東西筑摩の三郡
篠野井会社	更級、上水内南北安曇郡の四郡
長野会社	上下水内上下高井の四郡及び越後国
直江津会社	越中、越後、加賀、能登の四国

出所：小山家文書「同盟申合契約」明治20年6月

表5-4 明治5~29年小山五左衛門家帳簿文書目録(1872~1896)

番号	年代	表題	成立	形態	発行者	受信者
1914	明治5年8月	配送料改帳 第一号	原	縦	三番組小諸中牛馬会社	
1919	明治7年2月より	三越荷物請払帳	原	縦	三番組小諸中牛馬会社	
817	明治7年10月	西河運送帳	原	縦	三番組小諸中牛馬会社	
3359	明治7年10月	荷物判取	原	縦	三番組小諸中牛馬会社	
816	明治8年4月	東河受払帳	原	縦	三番組小諸中牛馬会社	
1916	明治9年7月	彰真社荷物運送帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
802	明治11年5月下旬	川上荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
815	明治11年11月中旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
803	明治12年1月中旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
804	明治12年4月下旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
805	明治12年8月中旬	川上荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
822	明治12年11月中旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
819	明治13年1月中旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
828	明治13年3月中旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
821	明治13年5月上旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
826	明治13年6月下旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
806	明治13年8月下旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
827	明治13年9月	山久荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
807	明治13年10月下旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
818	明治13年12月上旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1908	明治14年	養蚕荷原簿帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
829	明治14年2月上旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
823	明治14年3月初旬	刻真請払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
809	明治14年4月上旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
810	明治14年5月中旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
830	明治14年7月上旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
824	明治14年9月上旬	長野大連社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
811	明治14年11月中旬より15年1月まで	長野大連社荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1910	明治15年	第十九国立銀行為替荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1921	明治15年	為替荷物受払帳	原	縦	布流銀行小諸出張所 小諸中牛馬会社	
831	明治15年11月下旬	三角久荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
813	明治15年12月下旬から16年1月まで	西行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1920	明治15年12月下旬	田り藍玉配達帳	原	縦	大阪田中屋利兵衛 小諸中牛馬会社	
1909	明治16年	諏訪伊那為替付荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
847	明治16年1月8日より	山六藍玉請払帳	原	縦	手塚六三郎中牛馬会社	
857	明治16年3月下旬	西行小附受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1917	明治16年4月	電信荷物物輸入帳 第二号	原	縦	小諸中牛馬会社	
846	明治16年4月中旬	東行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
845	明治16年8月上旬	東行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
862	明治16年9月上旬	養蚕荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
841	明治16年9月下旬	金銭出入帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
842	明治16年10月中旬	金銭出入帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
858	明治16年11月中旬	明商社荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
863	明治16年12月上旬	麻糍系受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
848	明治16年12月	金銭出入帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
849	明治16年12月23日	金銭出入帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1997	明治17年2月上旬	買物帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1913	明治17年5月下旬より	煙草荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1907	明治17年7月	飯東請荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1925	明治17年9月	合葉荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
872	明治18年1月中旬	西行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
840	明治18年3月中旬	東行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
874	明治18年4月中旬	明商社荷物払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
844	明治18年5月上旬	西行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
843	明治18年5月上旬	東行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
875	明治18年6月下旬	西行荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1924	明治18年8月	西行小附配達帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1922	明治18年9月	電信荷物物配達帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
1912	明治18年10月11日より	養蚕荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
873	明治18年11月下旬より12月下旬に至り	明商社荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
3015	明治18年以降	為替荷物取調	原	縦	小諸中牛馬会社	
1915	明治19年1月	紙荷物受払帳	原	縦	小諸中牛馬会社	
896	明治19年3月上旬	て藍玉受払帳	原	縦	久次兵三郎 小諸中牛馬会社	
871	明治19年9月	西行小附受払帳	原	縦	信濃中牛馬会社小諸分社	
1818	明治19年~22年	諸帳簿集計帳	原	縦	信濃中牛馬会社小諸分社	
1948	明治20年	明治二十年度小井川登荷物調	原	縦	帝国中牛馬会社横川分社	
942	明治21年1月	三角三角荷物請払帳	原	縦	帝国中牛馬会社横川分社	
1937	明治21年	請負荷物取調帳	原	縦		
3017	明治21年	灰糍社為替荷物取調書	原	縦		
1900	明治22年	明治22年度第十九国立銀行、第四十国立銀行為替荷物取調伊那取扱積算書	原	縦		
1901	明治22年	22年請負荷物積算書	原	縦		
1899	明治23年	23年度第十九国立銀行、第四十国立銀行為替荷物取調伊那取扱積算書	原	縦		
1933	明治23年	二十三年度請負荷物積算書	原	縦		
1931	明治23年	諏訪伊那取扱積算書 二十三年度第十九国立銀行第四十国立銀行	原	縦		
1934	明治23年	二十三年分下諏訪原務荷物計算書	原	縦		
1903	明治24年	24年度第十九国立銀行、第四十国立銀行為替荷物取調伊那取扱積算書	原	縦		
1897	明治25年	25年度第十九国立銀行、第四十国立銀行為替荷物取調伊那取扱積算書	原	縦		
1906	明治25年	生糸繰立帳	原	縦		
1959	明治25年	明治25年為替荷物取調書	原	縦	信濃中牛馬会社赤穂支店	小諸中牛馬会社小山恒助
1945	明治25年1月6日	第四十国立銀行保険料取調書	原	縦	中牛馬小井川支店	中牛馬小諸分社
1955	明治25年12月1日	明治25年為替荷物運賃、保険料調	原	縦	飯田中牛馬会社請負係 市瀬〇七	小諸中牛馬会社出張員小山恒助
1942	明治25年	十九銀行等為替荷物書上帳	原	縦	各銀行の記録があります	
1953	明治26年	明治26年荷物運賃、保険料引合書	原	縦		
884	明治26年	諏訪、伊奈保険請負荷物積算帳	原	縦		
1939	明治27年	一十七諏訪伊那保険料並びに運賃積算帳	原	縦		
1898	明治27年	27年各銀行為替荷物取調帳	原	縦		
1896	明治27年	27年1月より各社貸借帳	原	縦	小諸中牛馬会社諏訪出張所	
1956	明治28年	明治28年度為替荷物調	原	縦	飯田代理店	帝国中牛馬会社
1957	明治28年	明治28年度為替荷物調	原	縦	赤穂中代理店	
1895	明治28年	28年度各原簿之帳	原	縦		
1904	明治28年	各銀行為替荷物之帳	原	縦		
1961	明治28年か	各社製糸荷物取調書	原	縦	帝国中牛馬会社	下諏訪小山恒助
1958	明治29年	明治29年為替荷物取調書	原	縦	小井川帝中	小諸帝中
1962	明治29年か	各銀行為替荷物取調書	原	縦	小山	小井川代理店
1960	明治29年か	各社製糸荷物取調書	原	縦	小諸帝中牛馬会社	下諏訪小山恒助

出所：筆者によって作成した「小山五左衛門家帳簿文書目録」により作成

表5-5 明治14~21年間小諸中牛馬会社の荷物運送駄数と利益金の明細表 (1881~1888)

路線	荷物/出荷先	出荷地方	荷物分類	明治14年(1881)		明治15年(1882)		明治16年(1883)		明治17年(1884)		明治18年(1885)		明治19年(1886)		明治20年(1887)		明治21年(1888)	
				駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)	駄数(駄)	利益金(円)
東 行 荷 物	東行	小諸以东	諸雜荷	2,352	1,334	2,412	217	1,627	220	1,817	154	3,371	230	2,215	157	2,365	203	3,704	249
	原弁	小諸弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,266	102	1,154	9	1,126	75
	留荷	小諸着	—	19	2	30	3	14	2	22	2	44	4	104	6	66	5	—	—
	長野	長野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	467	17	235	18	54	2
	合葉	富山地方	—	113	12	105	11	45	5	38	4	28	2	—	—	—	—	—	—
	貫	松本地方	—	1,573	83	941	58	530	27	407	17	284	106	106	6	131	10	300	16
	養蚕	長野、上田地方	生糸、繭類	2,754	184	3,484	229	3,652	269	3,864	248	3,175	189	2,616	137	2,407	127	2,839	138
	麻、畳糸	長野地方	—	1,422	90	1,055	74	1,151	61	910	44	508	26	1,037	47	1,183	82	1,677	82
	紙類	上田地方	—	418	22	309	18	326	21	377	23	275	15	231	18	240	14	284	18
	飯田産物	飯田地方	—	497	40	395	40	231	19	247	19	404	24	573	38	466	26	478	27
	穀	—	—	161	6	54	2	11	6	2,191	57	517	13	53	2	—	—	—	—
	米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	679	57	7	1	—	—	—	—
	下駄	—	—	6	1	8	1	10	1	4	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	笠類	富山地方	—	290	22	195	17	178	15	163	13	—	—	152	8	270	19	153	9
	阪東講	長野町	麻、畳糸、細美荷物	—	—	—	—	—	—	285	20	464	21	—	—	—	—	—	—
	権現講	長野町	麻、畳糸、細美荷物	—	—	—	—	—	—	118	8	277	13	—	—	—	—	—	—
	一吉	飯田町萬屋	元結水引商兼問屋、紙商	60	4	79	6	73	5	61	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	須坂	須坂町	生糸類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	551	35	769	34	—	—
	東行社、俊明社	須坂町	生糸類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	664	26
	小諸○万	小諸	生糸類	65	18	49	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		外	—	—	—	29	40	146	15	1,205	20	3880個	53	—	—	—	—	—	—
		合計	—	9,730	1,335	9,144	730	7,995	664	11,709	633	10,024	754	9,378	574	9,286	546	11,279	643
西 行 荷 物	西行	小諸以西	—	12,250	852	10,681	888	7,733	699	8,831	806	7,162	511	11,819	675	14,782	865	11,199	698
	原弁	小諸弁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,058	49	1,607	50	764	47
	留荷	小諸着	—	575	49	580	73	658	69	762	62	456	34	394	21	288	19	105	5
	長野	長野町	—	—	—	4,712	397	2,296	210	2,727	221	1,632	119	4,757	255	5,178	311	5,185	297
	長野大津社	長野町	諸荷物	5,053	331	—	—	583	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	藍玉類	—	—	132	9	—	—	—	—	—	—	153	9	103	8	—	—	—	—
	砂糖類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,942	244	8,960	294	7,581	238
	山六	飯田町白木屋	砂糖、塩、荒物	366	38	245	31	69	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	井吉	長野西後町	金物商	—	—	428	41	123	12	133	9	—	—	—	—	—	—	—	—
	地盤	—	—	—	—	—	—	98	8	272	18	—	—	—	—	106	8	249	14
	山六	上田町油屋	種油石油商	132	8	209	19	119	10	118	6	58	2	—	—	—	—	—	—
	一山●	上田町馬屋	漆器類	—	—	—	—	—	—	410	16	399	11	—	—	—	—	—	—
	△久	長野東町小妻屋	砂糖紙類荒物商	765	38	1,184	73	1,368	73	1,324	50	1,100	33	136	4	—	—	—	—
	山正一	東京、高崎	砂糖問屋	1,499	87	1,483	89	1,345	69	2,038	87	1,797	58	—	—	—	—	—	—
	△久	長野町	砂糖類	175	8	4	1	341	16	461	16	421	12	—	—	—	—	—	—
	山久	上田町鼠屋	砂糖商兼菓子商	648	30	587	35	248	15	460	19	784	23	—	—	—	—	—	—
	力子毛	長野大門町高田屋	砂糖類	80	4	36	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	△吉	長野町	砂糖類	—	—	66	6	577	25	514	21	638	21	—	—	—	—	—	—
	明商社	長野町	諸荷物、砂糖類	—	—	—	—	1,076	129	1,832	149	1,191	92	—	—	983	54	885	45
	山六	東京京橋区	藍	168	12	165	15	201	16	142	11	185	14	132	11	171	13	298	21
	乙	東京	藍	74	5	74	6	82	7	86	7	157	12	244	19	214	34	310	18
	才	東京	藍	135	10	123	10	68	8	84	7	123	9	150	12	208	14	353	19
	力子利	東京	藍	240	18	300	23	213	19	204	16	210	16	231	16	287	20	302	18
	リ田	大阪中屋	藍	262	20	181	16	87	7	92	7	48	4	17	1	—	—	—	—
	○久	長野東町小妻屋	砂糖類	—	—	237	20	152	12	240	19	186	14	188	14	390	22	739	37
	川上	—	材木	587	31	512	32	470	28	451	23	560	23	—	—	—	—	—	—
	山吉	上田町	魚乾物商	240	11	199	21	58	9	69	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	○泉	上田町和泉屋	紙商兼帳簿商	—	—	357	23	541	28	440	19	475	14	—	—	—	—	—	—
	力子コ	上田町	砂糖類	69	7	217	23	154	18	194	13	112	7	147	8	275	16	154	10
	イナスワ	伊那諏訪地方	—	603	44	439	41	272	25	416	30	819	50	1,016	55	1,463	88	2,499	273
	△	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	609	35	937	42	134	7	—	—
	○信	稲荷山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	636	39	1,170	68	—
	○万	不明	—	6	0	151	9	110	7	50	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	○毛	上田地方	砂糖	16	1	5	0	—	—	205	11	—	—	—	—	—	—	—	—
	外	—	1	0	—	—	67	5	87	7	553	20	108	9	400	39	138	10	
	合計	—	24,076	1,614	23,172	1,895	19,103	1,581	22,637	1,658	19,824	1,142	31,379	1,443	36,082	1,893	31,931	1,819	
小付	量目ほ1駄以下の荷物	—	4,459	56	4,169	71	3,165	68	3,421	61	3,275	48,861	2,834	45	2,817	43	—	—	
着荷配達	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	253	8	—	—	—	—	
電信荷物	—	—	32	6	50	—	32	6	283	23	917個	47	—	—	—	—	—	—	

出所：長野県小諸市小山家五左衛門文書「荷物運送駄数と手数料」により作成・帳簿表紙は手数料と標記されたが、中は利益金と標記された。

表5-6 1874年10~12月小諸中牛馬会社「西」荷物運送詳細(1874)

荷物名	数量	出荷地	荷受地
苳包	302個	松本、長野、上田、松代、小諸 越中上市、新川	高崎、軽井沢、岩村田、臼田、下仁田、 足利、伊勢崎、甲州、前橋、本庄、 埼玉、甲府、原市、倉賀野、深谷、東京
油紙包	38個	長野、上田、松代、小諸、戸倉、 川中島、石川村	児玉郡、高崎、小諸、東京、原市村、横浜、 香掛、志賀村、伊勢崎、野沢、岩村田
紙包	37個	上田、長野、塩尻村	内山村、岩村田、野沢、高崎、前橋、東京
渋紙包	46個	上田、稲荷山、水内郡南郷村、 式部村、小諸、長野	軽井沢、小諸、岩村田、田之口、桐生、松井田、 安中、高崎、原市、横浜、野沢、東京
琉球包	37個	富山、上平村、上田、赤坂、 長野、小諸	富岡、八満村、野沢、岩村田、臼田、高崎、東京
風呂敷包	6個	上田	富岡、追分、高崎
塵包	6個	上田、富山、長野	高崎 東京
ほかの包類	22個	上田、松代、塩尻	臼田、軽井沢、岩村田、前山村、高柳村、本新町村、 高崎、野沢、東京
樽類	7個	上田、長野	富岡、高崎、東京、岩村田、追分
小付	18個	諏訪郡、高田、松代、上田、越中上 市、新川県	前山村、小田井、高崎、倉賀野、東京
箱荷	8個	高田、松本、長野	松井田、高崎、東京、岩村田、下平村
種水油、油類	27個39駄3樽1本	長野、布施村	野沢、追分、岩村田、下県村、臼田、香掛、宿岩村
金物	14個	富山、上田、海野村	高崎 長士呂村
砂糖類	4個5樽	越中 上田	小諸、岩村田、松井田
薬種・合薬類	70個	越中、高岡、高田、松本、小諸、 長野、松代	高崎、東京、臼田、松井田、横浜
板類	36個	上田、長野、下県村	追分、高崎、桐生、足利、東京、京都
刻	22個	松本、長野	高崎、倉賀野、柳宿、前山
帳面類	4個	長野、常田	高崎、岩村田
綿類	9個	上田	臼田、松井田、柏木、野沢
桑苗・桑種	81個5駄	高井郡井上村、上塩尻村、矢代、 長野、松代、塩尻	三崎、平沢、甲州、下仁田、葦崎、本新町村
数の子	60個	上田、長野	田之口、坂本、野沢、岩村田、高崎、富岡、 安中、葦崎
魚介	21個	上田	岩村田、富岡、
杏干・杏肉・杏仁	51個5俵	長野、小諸	安中、高崎、東京、倉賀野
果実類(葡萄、柿)	11個8箱	塩田町、上丸子、長野	追分、高崎、松井田
蓮根	5個	上田	岩村田、追分
人参種	5俵	上田	岩村田
松茸・椎茸	39個	諏訪郡南大原村	高崎、松井田、東京
麦・蕎麦	28個2俵	塩尻、大笹村、阿波町	松井田、富岡、熊谷、高崎、五科
表類	36個1枚2駄	長野	高崎、富岡、甲府
艾	37個	長野	高崎、東京
笠	39個	高田、更級郡水野村	坂本、岩村田、安中
椀	3箱	上田、小諸	安中、富岡
瀬戸物	7個	上田	臼田、平塚
釜	5個	上田	野沢、筒井
壺種	2個		東京
繭	6個3本	松本	松井田、高崎、前橋、相生、藤塚
生糸	8個		高崎
真綿	2個	長野、上田	岩村田、高崎
太物・布	2個	上田	松井田、高崎、東京
茶	4個	上田、長野	高崎、平賀
籠類	6個	上田	富岡、追分、高崎
鐵	20個10丁3束	上田	猿久保、野沢
荷物	160個	上田、長野、高田、小諸	軽井沢、田之口、高崎、前橋、倉賀野、東京、 松井田、追分、横川
茴香	14個	松代、長野	高崎、東京
紙荷	20個	上田	岩村田
晝糸	1個	常田村	
酒	2個	上田	坂本
餅	1個	上田	富岡
石炭油	1駄	長野	平賀
雑貨類	7個1丁1枚	上田、長野、高田、小諸	坂本、高崎、倉賀野、東京
その他食品類	2個2樽	小県郡和子村	松井田、高崎
輪嶋か	13個3箱	上田	佐久郡大日向村、海瀬村、下仁田、岩村田、 高崎、富岡
明荷	11個	長野、上田	東京、高崎、甲府
不明荷物	127個40本10樽4箱	上田、松本、長野、小諸	軽井沢、岩村田、追分、臼田、野沢、長士呂村、 五科村、松井田、高崎、草津、下仁田、倉賀野、東京
合計		1518個47駄12俵24樽18箱44本11丁3束33玉	

注：単位「個」は荷物名の単品の数量ではなく、帳簿で記録されたまとめた荷物の数量である。  
 出荷地、荷受地で表示されている地名は帳簿で記録された地名である。その他に記録されていないところもある。  
 出所：長野県小諸市小山家文書「西荷運送帳」(1874年)により作成



表5-7 1875年4~5月小諸中牛馬会社「東」荷物運送詳細

荷物名	数量	出荷地	荷受地
紙包	23個	高崎、東京、小諸、中込村	上田、塩尻村、長野、松本、
油紙包	24個	八溝村、馬瀬口村、高崎、東京	諏訪、上田、長野、高田、松本、飯田、松代
藁包	476個	追分、岩村田、小諸、安中、高崎、東京、足利、原市村、甲州	加増村、松本、長久保、上田、須坂、松代、越後下田端町、浦野、長野、越中、川中島、加沢村、稲荷山、矢代、戸倉、上諏訪、丹波島、麻績駅
小付	52個	高崎、松井田、小諸	上田、長野、松代、高田、関山、越中
渋紙包	28個	東京、高崎、松井田、小諸、塩野村	長野、松本、伊那、高田、越中新川、上諏訪
皆川包	5個	松井田、後平村、安中	長瀬村、上田、新川、川中島
琉球包	12個	小諸、松村、中込村、松井田	飯田、飯山、長野、上田、松本
麻包	4個	松井田	野沢、上田、長野
糸立包	4個	東京、高崎	上田、戸倉、松本、長野
風呂敷包	4個	高崎、小諸	上田、長野、高田、余地村、松本
その他包類	10個	高崎、東京	上田、長野
行李類	2個	東京	松本、長野
籠類	2個	松本	小諸、上田
箱荷	39個1樽	高崎、小諸、松井田、岩村田、東京	長野、松本、新川、小諸、上田、松代
樽荷・瓶類	105個28本4樽2箱2併	下県村、小諸、臼田、澤原村、岩村田、東京、高崎、野沢	松代、小布施村、上田、長野、田沢、須坂
魚介類	82個8俵16箱	高崎、東京、岩村田、永橋	上田、長野、小布施、松本、小諸
乾物	3個19箱4樽	高崎、小諸、岩村田	小諸、上田、長野
砂糖類	66個3駄8俵31樽3併3箱	東京、高崎	上田、長野、川中島
笠類	6個4本2箱1櫃	東京、高崎、原市	上田、長野
茶・茶櫃	25個4本1箱2樽	東京、高崎	飯沢村、塩田新屋村、飯山、浦野、松本、上田、長野
曲物	2個2俵	八溝村、小諸	上田
長物	3個2束	東京、高崎、松井田	松本、松代
金物	3個10丁	東京、高崎	上田、長野
農具類	46個100丁70本	小諸、追分	長久保、塩田新屋村、上田、長野
鉄類	8個11束	東京、高崎	上田、長野
鍋・釜類	17個	東京、高崎	長野、稲荷山
楮類	435束	五科村、高梨子村、新井村、下城村、新子田村	永井村、長瀬村、上田町、櫻井村
櫃荷	30個	東京、高崎、小諸	上田、松代、長野、稲荷山
椅子	2個	岩村田	長野
屏風	1個	岩村田	長野
ガラス	2個	小諸	長野
荷物	126個6品1樽	東京、高崎	越中新川、松本、上田、長野、関山
板類	30個3箱1枚	松井田、高崎	長野、松代
栗木	25個2丁	野地村	岩下村、中之條村
簾	11個12枚	岩村田、豊岡村	秋和村、長野、松代
布類	3個	高崎	上田
縄・篠巻類	17個7本	東京、取手村、野沢村	上田、長野
麻荷	20個	丹生村	越中氷見、田沢、長野、高田
綿荷	80個16本	東京	上田、長野
桑苗・桑田	14個1枚	安中、耳江村	田中、上田、角道町、杭瀬下村
野菜類	4個2束	東京	上田、長野
石板	11個	東京、高崎、松井田、板橋	長野、松代、麻績駅
石筆	8個4箱	高崎、松井田、富岡	上田、松本
石盤	7個	東京、高崎	上田、浦野、松代
石灰	12俵	入沢村	上田
砥石類	13個560丁	東京、田村市、管所市	長久保、上田、上諏訪
太物	12個	高崎、川越	高田、浦野、上田、川中島
線香	8箱	松井田、倉村	上田、富山
天平	1個4本	高崎、小諸	松本、上田
その他雑貨類	17個	深谷、松井田、高崎、岩村田、安中	麻績駅、水内郡柿原村、長野、芦田、高田、松代
桐苗	8個	松井田	松本、上田
桐油	2個	高崎	越中新川
塩	74個7駄20俵	松井田、新堀村、小諸	芦田、栗林村、上田
梅花油	6樽	松井田	上田
薬・薬種	6個11樽2櫃1箱	東京	上田、松代、長野
ふし	1個11箱2樽	小諸、高崎	上田、長野
瀬戸	1個	野沢	上田
晒紙	2個	松井田	上田
油類	1個1樽	岩村田、高崎	上田、長野
皮類	2個	高崎	上田
煙草・大麻類	11個	熊谷、松井田、上州甘楽郡小嶋村、	河原町、浦野、長野
書物	2個	東京	上田、松代
紙荷物	15個8俵	高崎、野沢、小諸、新坂村	上田、長野、塩尻村、芦田
不明荷物	133個7樽14本1駄4丸	松井田、高崎、東京、小諸、岩村田、安中、川越	岩下村、上田、長野、須坂、松代、小原村、松本、小布施村
合計	1790個14駄50俵70樽79樽71箱448束102丁6櫃2枚6品5併2櫃4丸		

出所：長野県小諸市小川家文書「明治8年4月より東荷受払帳」より作成（1875）

表5-8 明治8年4~5月東荷一楮類運送詳細表(1875)

出荷地荷主名	荷名	数量(束)	屋号	荷受地荷主名
高梨子村 利吉	干楮	6	—	永井村 柳屋和四郎
		6		
		12		
		6		
		6		
新井村 源右衛門	楮	12	〇ト	上田横町 紙屋藤兵衛
上州五科村 中島富五郎		12		
五料村 中島富五郎		24		
崎田村 黒澤利右衛門		4		
		18		
入山岩之平 上原永吉殿	干楮	6	—	長瀬 丸山延造
松井田松本三五郎殿出	粉楮	5		長瀬村久保田屋幸助
丸治殿出	干楮	3	〇泉	上田原町 和泉屋甚三郎
中島富二郎殿出		6		
新井村 実五郎殿出		6		
		6		
		6		
五科村 中嶋富五郎殿出		6		
		6		
		6		
		6		
		6		
		12		
		6		
		6		
		6		
		12		
楮	6	山小	永井村 柳屋堅重郎殿行	
新井山二出	12			
	6			
	6			
	6			
	6			
—	干楮	6	〇太	上田横町 江戸屋道太郎殿行
—		6		
上州岩水村塚城明造		6		
下城村 近江屋吉蔵		3		
		12		
	6			
	6			
	6			
新子田村 山屋 栄作	干楮	24	—	上田柳町 辰己鉄助
	6			
	6			
	12			
	12			
新井山二	干楮	6	—	櫻井村 久兵衛
—	干楮	12	—	上田町 和泉甚八
高利〇出	干楮	42	—	上田会社
高利〇出	干楮	6	—	
合計				435

出所：長野県小諸市小山村家文書「明治8年4月より東荷受払帳」より作成(1875)



表5-9 1875年4~5月東荷一砂糖類荷物運送詳細

出荷主	荷名	数量	屋号	荷受主
大坂屋太助	中糖	1個	山水	川中島小原 酒屋定次
	無類黒	3樽		
東京 村山仁兵衛	黒砂	2樽	—	上源井村堀外作
小諸 山屋謙吾	糖	2駄		
東京百足屋出十六品江	台安玉	4個	山小	上田常田村 嶋屋弥三郎
	中糖	2俵		
	車糖	3個		
	上白糖	1個		
	台安玉	2個		
	無類黒	2樽		
東京地田直通	白黒口	1個	—	松代〇〇や徳二郎
東京握真屋卯吉		2拵	—	長野丸屋平右衛門
高崎三河屋茂兵衛	灰黒	1駄	山吉	長野 角太宇兵衛
		1個		長野 永寿屋太七
		1個		上田 湊屋新右衛門
	無類黒砂糖	4樽	力不六	長野若木屋松蔵
	無類黒	4樽	△久	長野小妻屋萬吉
	台安玉	4俵		
	白糖	1個		
	車糖	4個		
	車糖	4個		
	車糖	6俵		
	極上中糖	1個		
極上中糖	2個			
台安玉	4俵			
台安玉	2個			
高崎釜屋勘兵衛	上糖	2個	山六	上田横町 栃木屋作右衛門 上田横町 柏木や仙右衛門
	上糖	2個		
	無類	6樽		
	無類	4樽		
	白糖	2個		
	砂糖	2樽		
	砂糖	2樽		
	砂糖	2個		
	砂糖	2個		
高崎 魚屋鉄之助	本別京極	12個	—	上田海野町 越後屋定吉
高崎会社	砂糖百斤入	12個	〇力	長野相之木 梅田屋留蔵
—	砂糖	2個	口江	長野 浅野平吉
—	台安玉	2個	—	
—	砂香	3箱1拵	—	
合計				66個31樽3駄16俵3箱3拵

出所：長野県小諸市小山家文書「明治8年4月より東荷受払帳」より作成（1875）

表5-10 1875年4~5月東荷一塩類運送詳細表(1875)

出荷主	屋号	荷名	数量	受主
新堀村 塩屋喜太郎	—	塩	2駄	芦田駅 太田屋仲次
			2駄	
			2駄	
			1駄	
八幡屋桑造	〇八	塩	4	上田鍛冶町 秋山吉兵衛次佐藤豊八
			4	
			12	
			20俵	
石井屋	カネや	塩	4	栗林村 飯嶋浅右衛門
			4	
			16	
			12	
			10	
			8	
合計			74個7駄20俵	

出所：長野県小諸市小山家文書「明治8年4月より東荷受払帳」より作成(1875)

表5-11 1875年4~5月「東」荷一薬種類運送詳細(1875)

大賀長	◇升	薬種	1個	長野小柳屋傳兵衛
	—		1個	
東京富士屋庄	◇小	薬種諸合	1樽	仲野町菱野儀兵衛 長野丸長屋喜助 長野角太外兵衛 長野上野屋定二郎 坂本鼠屋岩吉 上田 上野屋佐五兵衛 松代 奥〇屋佐兵衛 上田町 笹屋九郎右衛門 上田海野町 田中や儀兵衛 高井郡小布施村 高津友之助
	◇三●	薬種諸合	1樽	
	〇外	薬	3樽	
	□太●	薬種	1樽	
	入加	薬種	2樽	
	井久	薬種諸合	1櫃	
	〇加	薬	1樽	
	◇サ	薬種	1樽	
		薬種	1樽	
		薬種諸合	1個	
薬友	〇力	薬種諸合	1個	
東京薬屋久八	カネ▽ー△	薬種	1櫃1箱	上田海野町 日野屋儀兵衛

出所：長野県小諸市小山家文書「明治8年4月より東荷受払帳」より作成(1875)

表5-12 1874年10~11月「西」荷一油類運送詳細表

出荷地荷主名	荷名	数量	屋号	荷受地荷主名	
長野玉川屋栄二郎	水油	1駄	カネ大〇	追分 大黒屋恕平	
	油	1駄			
	油荷	1駄			
	油	1駄			
口ト出	油	2駄	◇古	下県村 古屋国太郎殿入	
口上出	油	1駄			
矢澤塩屋忠助	油	1駄			
小布施角屋屋藤兵衛	油	1駄	井二	野沢 井幹屋市兵衛殿行	
	水油	1駄			
	水油	2樽			
	油	1			
	種水油	1駄			
	油	1駄			
	種水油	20			
松代	油	1駄	〇井	臼田駅 長屋傳治殿行	
小布施角屋藤兵衛	油	1樽			
—	種水油	1駄			
長野井桁屋庄七	水油	1駄	山三	野沢駅 三嶋屋正一郎殿行	
	種水油	1駄	カネ久	岩村田 吉野屋参吉殿行	
	水油	2		△太	野沢宿 並木新一郎殿行
	油	1駄	山サ	野沢 山本栄治郎殿行	
		1駄	口万	岩村田宿 葛屋宇右衛門殿入	
		種水油	5駄	山山大	臼田駅 大槌屋 宇内殿入
		種水油	1駄		
	種水油	1駄			
	油	2駄			
	—	種水油	1		
	—	種水油	1		
	—	種水油	2駄		
	—	種水油	1		
	—	油	2駄		
か久屋惣兵衛	種水油	2駄	—	沓掛 土屋九藏殿行	
—	種水油	1		宿岩村 大丸屋喜代松殿行	
志の傳出	油	1本		野沢駅玉嶋屋彦一郎殿	
中屋善十郎殿出	油	1駄	—	—	
—	水油	1駄	—	—	
合計			27個39駄3樽1本		

出所：長野県小諸市小山家文書「西荷運送帳」（1874年）により作成

表5-13 1874年10~11月「西」荷一薬種・合薬類の運送詳細

出荷主	荷名	数量(個)	受主
	合薬	4	高崎 水谷又右衛門
越中大泉○兵衛殿荷	合薬	2	高崎 水谷又十郎
高岡 松井茂兵衛	合薬	3	高崎 大黒屋九兵衛
	和薬	2	高崎
高田会社出	和薬	2	高崎会社
松本久出	薬	2	臼田駅 百足屋勝弥
	薬	1	高崎 柏屋半兵衛
塩田五良右衛門	薬	1	高崎 銀杏屋源兵衛
小諸 柳田五兵衛	薬種	12	高崎田町 山口宗兵衛
	薬種	2	—
	薬種	4	高崎会社
	薬種	4	関宿 木村清兵衛
	薬種	4	関宿 木村清兵衛
	薬種	4	高崎会社 須賀長太郎
	薬種	4	高崎 須賀長太郎
	薬種	6	
	薬種	1	
長野 小枅屋傳兵衛	薬種	4	高崎 三河屋茂平治
上田み水○屋新右衛門	薬種	1	
松本 久●出	薬種	1	高崎会社 須賀庄平
小井屋傳之助	薬種	3	
日野屋 儀兵衛	薬種	1	
松代大丸屋惣兵衛	薬種樽	1	高崎
合計			70個

出所：長野県小諸市小山家文書「明治7年10月より西荷運送帳」より  
作成（1874）

表5-14 1875年荷物運送明細表

区別	分類	荷物名	数量 (個)	数量 (本)	数量 (駄)	数量 (樽)	数量 (束)	数量 (俵)	数量 (箱)	数量 (籠)	数量 (段)	数量 (袋)	数量 (丸)	数量 (丁)	数量 (包)	数量 (袋)	数量 (箱)	数量 (張)	数量 (桶)						
農業生産物	農産物	白米・蕎麦	192		2		9	30																	
農業生産物	農産物	粟類	60	3					11																
農業生産物	農産物	野菜類	566	2				6	6																
原始生産物	水産物	鮭	137					252																	
原始生産物	水産物	鱒	75					36																	
原始生産物	水産物	田作	77					50																	
原始生産物	水産物	切魚・塩魚・干魚	40			16		12				5													
原始生産物	水産物	その他魚荷	64	73		21		2																	
原始生産物	水産物	海苔	66	127																					
原始生産物	水産物	貝類	64					42																	
原始生産物	水産物	海苔・昆布	69						3																
原始生産物	林産物	炭	4					12																	
原始生産物	林産物	桐苗	8					4																	
原始生産物	林産物	文	137	166																					
原始生産物	林産物	檜類	307																						
原始生産物	農産物	桑苗・桑種	1,443		2		966	2																	
特殊農業生産物	農産物	繭類	339	879		12							1												
特殊農業生産物	農産物	蚕種	53																						
特殊農業生産物	農産物	綿類	175	181									2												
特殊農業生産物?	農産物	感綿	64	151																					
特殊農業生産物	農産物	棉花	4,793						14																
特殊農業生産物	農産物	藍玉		1,097	4																				
特殊農業生産物	農産物	麻	801																						
工業生産物第一類?	織物類	絹類	188																						
工業生産物第一類	織物類	絹類	1,250																						
工業生産物第一類	織物類	製糸類	1,212	18																					
工業生産物第一類	織物類	織物類	158	63				6																	
工業生産物第一類	織物類	真綿類	27	12				2																	
工業生産物第一類	織物類	その他糸類	36																						
工業生産物第一類	織物類	雑貨		28																					
工業生産物第一類	織物類	下駄	798												60										
工業生産物第二類	織物類	砂糖類	841	93	6	1,104		2,411	2																
工業生産物第二類	織物類	塩類	38					243																	
工業生産物第二類	織物類	穀物	17						3																
工業生産物第二類	調味料醸造物	醤油			1																				
工業生産物第二類	調味料醸造物	味噌				3																			
工業生産物第二類	調味料醸造物	酒	4			10																			
工業生産物第二類	農産物	角天	414		8																				
工業生産物第二類	農産物	粉類	149																						
工業生産物第二類	農産物	あん類	87						10																
工業生産物第三類	農産物	表	155																						
工業生産物第三類	農産物	風呂敷・琉球	69		1							8													
工業生産物第三類	材木戸障子類	材木・戸障子類	466	3,450	7				4			11			82		208								
工業生産物第三類?	木工類	桐工	16	161						1		2													
工業生産物第四類	油類	桐油	23		2																				
工業生産物第四類	油類	水油	13		18	21																			
工業生産物第四類	油類	石油	4		10	3						64													
工業生産物第四類	油類	油	4		3																				
工業生産物第四類	油類	その他油類	18		2	19																			
工業生産物第四類	油類	緑香	3									42													
工業生産物第四類	蠟類	蠟	97											71											
工業生産物第四類	油類	水油	13	74	18	21																			
工業生産物第四類	油類	石油	4		10	3						64													
工業生産物第四類	油類	油	4		3																				
工業生産物第四類	油類	その他油類	18		2	19																			
工業生産物第四類	蠟類	蠟	97											71											
工業生産物第五類	木工類	竹細工	13		2																				
工業生産物第五類	木工類	巾着	79		20																				
工業生産物第五類	雑貨類	元結	965						1																
工業生産物第五類	漆器類	椀	101																						
工業生産物第五類	雑貨類	飯田産物	3																						
工業生産物第五類	雑貨類	豆類	80				1,176																		
工業生産物第五類	陶磁類	瀬戸物	36																						
工業生産物第五類	金物類	金物	201		2				8																
工業生産物第五類	金物類	釜・鍋	76																						
工業生産物第五類	農具類	鎌・鎌・鋤	65		2			6				7			13										
工業生産物第五類	金物類	針・鑄物類	72					47																	
工業生産物第五類	雑貨類	板類	149					8																	
工業生産物第五類	雑貨類	明燭	93	469		7																			
工業生産物第五類	雑貨類	洋物	2																						
工業生産物第五類	雑貨類	時計	6									3													
工業生産物第五類	雑貨類	燧心・打火鑪類	22																						
工業生産物第五類	雑貨類	天秤	3		7																				
工業生産物第五類	雑貨類	蚊帳	28																						
工業生産物第五類	雑貨類	地球	3																						
工業生産物第五類	雑貨類	ほかの雑貨	19																						
工業生産物第五類	雑貨類	面類																							
工業生産物第五類	雑貨類	塗物	24																						
工業生産物第八類	紙類	紙	682	5	1		5	44	5			3													
工業生産物第八類	文房具類	文房具類	29																						
工業生産物第八類	紙類	巾着	350	178																					
工業生産物第七類	車輪類	荷車																							
工業生産物第八類?	雑貨類	磁石	310																						
工業生産物第八類?	雑貨類	石筆	14						27			34													
工業生産物第八類?	雑貨類	石炭	48																						
工業生産物第八類?	雑貨類	茶	74																						
工業生産物第八類	製茶	茶	107	9		17			6																
工業生産物第八類	化粧品類	化粧品類	4						4					3											
工業生産物第八類	包類	梅花油				46																			
包類	包類	炭紙包	180						2																
包類	包類	包類	236		1				1																
包類	包類	油紙包	167																						
包類	包類	藍包	3,887	5	4	2																			
包類	包類	産包	21																						
包類	包類	布包	12																						
包類	包類	麻包	29																						
包類	包類	風呂敷包	28											1											
包類	包類	琉球包	185																						
包類	包類	皆川包	24																						
包類	包類	安平包	28																						
包類	包類	その他包	56																						
樽類	樽類	樽・瓶	34		7																				
箱類	箱類	箱	271	117					60			10													
箱類	箱類	箱	126		1							47													
荷物類	荷物類	荷物	1,515																						
荷物類	荷物類	小付	1,068	2	11	16																			
荷物類	荷物類	明荷	15																						
荷物類	荷物類	ふし	15					61																	
荷物類	荷物類	ぬし	9					3																	
荷物類	荷物類	不明物	1,275	155	7	65	9	71	55			11		13	180		82	3	25	25	1	3	1	30	12
合計			28,471	8,868	68	1,474	1,050	3,297	442	63	92	1,024	986	82	5	100	1,146	8	3	10	30	1			

注：区別と分類の依拠は『増補 明治前期経済の分析』（山口和雄、1969年）の第一冊「明治七年府県産物表」の分析に参考して筆者が作成した。煙草は刻煙草のこと。樽・瓶・箱・籠はそれぞれの容器に入れる荷物のこと。飯田産物は御玉車、水引のこと。果菜類は梨子、梅、杏、葡萄、蜜柑、柚子、柿などのこと。野菜類は茄子、水菜、にんじん、竹の子、椎茸などのこと。  
出所：長野県小諸市小田家文書「明治七年 戌十月より荷物判取」、「明治八年亥三月より荷物判取」、「明治八年亥八月一日より荷物判取」により作成した。

表5-15 1882年7月~1883年6月1年間第二部中牛馬会社小諸組荷物運送詳細表

物品	小諸会社		望月荷継所		上丸子荷継所		腰越荷継所		和田分社		軽井沢荷継所		和田峠荷継所		芦田荷継所		借宿荷継所	
	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)	駄数(駄)	口数(口)
公用物	56	42			3	3			21	6			21	6				
養蚕類	3,003	1,522	11	11	40	30	7	2	92	28			102	28	232	184		
織物類	2,357	2,285	5	7	20	25	4	1	121	25			121	26	137	131	5	13
綿類	500	325	3	2	100	90	4	1	56	30			91	36	6	47		
麻類	949	674			2	2											6	24
古着類	60	47			3	3			14	10			21	12				
紙類	190	258							15	9			15	9				
金物類	323	245	5	17	3	4			28	35	60		28	35	4	4	2	3
荒物類	900	866	7	10	14	15			20	12			20	12	20	20	19	81
小物間類	550	590							170	51			177	61	1	1		
薬種類	223	195	1	1	1	2			12	18			12	18	13	24	8	16
藍玉類	827	712	14	8	15	15					66				15	13		
陶器類	271	389	17	22	10	12	4	2	226	150			226	150	13	14		
蠟類	114	87																
飯田産物	277	229	17	15	21	25	3	1	230	55					215	358		
砥石類	130	92							30	8					8	7		
穀物類	136	98	5	5	57	25					336						53	176
魚類	2,511	1,990	4	12	107	90	3	2	91	44			91	40	50	50		
酒類	26	22																
油類	198	149			13	13							10	5	41	43		
茶類	88	48	2	3	6	10	2	1	46	12			46	13	6	18		
煙草類	611	503	13	15	10	15	5	2	178	38			178	38	71	84		
乾物、青物類	162	211	2	3			9	4	15	12			15	12	25	25	99	198
漆類	8	6	11	14			2	2	7	5			7	5	4	4	1	4
材木類	265	221															141	488
搏木類	17	12			5	5			44	38			34	38				
寒天	46	31	16	4			1	1	24	8					41	7		
石灰類	101	65							40	9	123		40	9				
肥料類	47	27																
砂糖類	3,297	2,891			5	10					249							
笠類	151	224	3	4					17	12					4	5		
雑品	5,547	6,917	20	47	52	92	4	2	249	265	398		308	296	112	148	15	57
合計	23,936	21,973	155	200	487	486	48	21	1,746	880	1,232		1,563	849	1,016	1,187	348	1,060

※上丸子、腰越、借宿三荷継所のデータは明治161月より6月までである。※軽井沢の貨物口数記録がない。  
 出所：長野県小諸市小山宗一所蔵小山家文書 「荷物運送表」により作成

表5-16 1875年小諸中牛馬会社年始荷主廻り名簿

荷主所在地	目印	屋号	業種
上田踏入	—	宮下宗三郎	—
上田常田町	—	龜屋勘兵衛	—
	—	上野屋又兵衛	—
上田横町	—	嶋屋和助	—
	山吉	酢屋藤兵衛	金物商
	—	栃木屋仙七衛門	—
上田海野町	—	小谷両三	魚屋
	山凸	油屋穂右衛門	種油具石油商
	—	八百屋千代吉	—
	カネ▽△	日野屋儀兵衛	薬種売薬商
上田原町	—	綿屋太兵衛	—
	—	永野重助	—
	○泉	和泉屋甚三郎	紙商
	—	崩屋得兵衛	—
	—	萬屋重左衛門	—
	—	萬屋才兵衛	—
	—	岩磐井	—
	□一〇	薦屋民之助	卸商太物商
	×九	綿屋良左衛門	綿系商兼真綿太物商
	—	崩屋龜吉	—
	□一	長岡万平	生系商
	—	薦屋八左衛門	—
	—	共同舗	—
□△	武蔵屋祐助	生系商兼繭系肥料商	
上田木町	—	河内屋文左衛門	—
	カネイ	金井屋幸左衛門	荒物商兼下駄商
	—	小口屋長兵衛	—
	—	柏屋清兵衛	—
	—	中屋惣五郎	—
上田堀村	—	荒物屋忠助	—
上田房山	—	木屋文右衛門	—
	カネ井	木屋弥右衛門	材木商
	—	イセ屋兎作	—
	—	口屋新左衛門	—
上田柳町	×●	薦屋忠七	生系商
	○万	小宮山瀧兵衛	繭系買次商
	—	若葉屋為作	—
	—	荷各屋新十郎	—
上田スワア	—	小林辰三郎	—
上田鍛冶町	□太	近江屋増兵衛	萬染物商
上田田町	—	田中由兵衛	—
	—	瀧沢龜兵衛	—
	—	丸山惣左衛門	—
上田出橋	—	小林岩志	—
	—	大北口蔵	—
上田在金井村	—	荒井正吉	—
高崎	山正一	百足屋弥七	—
	—	和泉屋庄八殿	—
東京馬喰町二丁目	—	升屋重兵衛殿	—
東京小網町	—	上州屋吉兵衛殿	—
	カネ利	伊藤両兵衛	—
東京本八丁堀三丁目	才	西野嘉右衛門殿 直助殿 ○○寛原殿	—
東京舟松町	山六	手塚六三郎	藍玉商
東京本八丁堀一丁目	乙	久次兵三郎	藍玉商

出所：小山家文書の「会社用書留」によって作成

商人の名前、業種、目印の一部は明治31年版『日本全国商工人名録』により確認し

表5-17 中牟馬会社願書名簿（1887前後カ）

郡市町村名	願書目録	願書内容	郡市町村名	願書目録	願書内容
郡市町村名	目録	願書内容	郡市町村名	目録	願書内容
小原郡新井町	山	山車馬具	長野東司	山	山車馬具
小原郡新井町	水	水車		山	山車馬具
小原郡新井町	山	山車馬具		山	山車馬具
上田郡村	山	山車馬具		山	山車馬具
上田郡入村	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具	山	山車馬具	
	山	山車馬具	山	山車馬具	
	山	山車馬具	山	山車馬具	
	山	山車馬具	山	山車馬具	
上田横町	山	山車馬具	長野石堂	山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
上田郷好町	山	山車馬具	長野東司	山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
上田横町	山	山車馬具	長野東司	山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
上田横町	山	山車馬具	長野東司	山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
上田横町	山	山車馬具	長野東司	山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具
	山	山車馬具		山	山車馬具

出所：小原文書資料「中牟馬会社願書名簿（1887前後カ）」明治20年代刊行



表5-18 中牛馬会社の顧客商人連盟組織

契約期間	荷主所在地	仕入先/ 出荷先	荷主名	業種	屋号	仕入商品/ 出荷商品	原発会社
明治19年7月~12月31日 (1884)	東筑摩郡南北保志町	小諸-山 高崎山正一 東京諸店	寺村謙十郎	砂糖商	一	砂糖 マッチ 石油	信濃中牛馬会社浦野 刈谷原分社
			堀内半蔵	砂糖商	山半		
			飯田屋竹内園次郎	砂糖商	上●		
			海次文	一	一		
			萩原徳吉	一	一		
			濱洲屋山岸長三郎	砂糖商	○井大		
			今井六衛	洋物類商	○六		
			北村嘉寿	一	一		
			中田喜次郎	石油ランプ商	一		
			丸山時三	一	一		
			石田海澄支店	一	一		
			丸山源内 寺屋七	洋物・硝子・石油・炭物	○三		
			長瀬○次郎	茶・陶器・砂糖商	一		
明治18年(1885)3月から	富山県越中国礪波郡四十万 村 笠米組	高田~松本 高田~高崎 高田~韮崎	石澤豊助	一	カネタ	笠荷物	新潟県高田中牛馬会社、 長野県長野、上田、松本、小諸、野沢中 牛馬会社、 群馬県松井田、高崎中牛馬会社
			中村久平	一	山山ト●		
			篠田理八	一	山リ		
			石澤太平	一	○石		
			山岸兼長	一	カネト		
			藩長太郎	一	山山法		
			口嶋伊八	一	ロイ		
			清水源次郎	一	山		
			上野雄十	一	●		
			山崎清五郎	一	カネヤ		
			大野太七	一	○正		
			富田孝平	一	山ラ		
			衛吉平	一	○吉		
			立沼宇太郎	一	○フ		
			山岸宇一郎	一	山フ		
			佐藤崎宇八	一	カネウ		
			崎田幸三	一	○ヨ		
			大野平四郎	一	カネ大		
			前島宗平	一	○屋		
			島倉吉三郎	一	○吉		
			前島武十郎	一	カネス		
			上野九平	一	×九		
			中田彦六	一	カネ六		
			上野市平	一	○一		
			藤村長一郎	一	山山石		
			本野藤四郎	一	山口		
公島清五郎	一	○子					
嶋田石右衛門	一	○小					
明治17年(1884)から	長野県長野町飯東講	長野~高崎~ 東京日本橋区各店	萬原成田源兵衛	国産雲系麻布・畳表茸物商	カネ方	麻、畳 系、 綿美荷物	長野、篠野井、上田、小諸、 軽井沢、横川、松井田、 高崎各地中牛馬会社
			森茂兵衛	一	○一		
			塚田宗助	一	一		
			井上直三郎	一	井上		
			柏原寺島友吉	呉服太物商	井柏		
			三崎源茂吉	麻畳糸商	○ト		
			坂本武助	麻畳糸商	カネス●		
			太田喜右衛門	一	山山		
			和田喜代八	一	山カ		
			峰村三代吉	一	○小		
			小妻屋宗助	一	○一山		
			会津屋長十郎	国産麻類商	山口		
			今井武助	一	カネ井		
明治17年(1884)7月から	長野県長野町権現講	長野~高崎 ~東京日本橋区各店	阿波屋保太郎吉	国産雲系麻・麻布商	山九	麻、畳 系、 綿美荷物	長野、上田、小諸、松井田、 高崎、東京中牛馬会社
			能登屋齋藤傳右衛門	一	○ト		
			布屋惣助	麻畳糸商	○ト		
			この屋吉助	一	カネス●		
			織田源吉	一	山山		
			織原源兵衛	呉服太物洋物商	山小		
明治16~21年 (1883~1888)	長野町明商社	東京~ 長野地方	林良吉兵衛	一	山小	諸荷物、 砂糖類	高崎、松井田、小諸、上田、 内川、長野中牛馬会社
			海老屋助次郎	麻畳糸商	山木		
			萩原要吉	呉服太物商	山小		
			立岩儀右衛門	一	一		
			島津久助	一	一		
			山口祐三郎	一	一		
			土屋茂吉	一	一		
			飯島雄三	一	一		
			三上孝太郎	一	一		
			牧野善助	一	一		
			渡辺仁兵衛	呉服太物商	山二		
			松倉吉三郎	一	一		
			和田金三郎	呉服太物商	カネキ		
			市川藤八	金物商	山ト		
			榎原豊三郎	金物商	山五		
			牧原牧野録之助	水油紙燻砂糖香油商	○三		
			山崎屋山仲之助	小間物商兼洋紙燻紙	山口		
			大和屋松田善七	小間物商及び洋紙	カネ中		
			海老原牧野仁兵衛	小間物商及び洋紙	カネ△		
榎原源茂兵衛	小間物商及び洋紙	○一					
小妻屋豊澤万吉	砂糖類商	△久					
萬原小出喜次郎	魚類乾物商	山夕一					
小林平兵衛	一	一					
明治19年6月~24年 (1886~1891)	長野町愛信社	東京、高崎、足利、 相生、川越~長野地 方	小林岩吉	太物類商	×万	諸荷物	東京帝国中牛馬会社、高崎、横川、 松井田、伊勢崎、軽井沢、上田、厩代、 篠野井中牛馬会社、 帝国中牛馬会社代理店長野開運組
			小野和兵衛	一	一		
			佐治水清七	一	一		
明治11~14年(1878~1881)	長野町大進社	東京、上州、武州 ~長野町	小林傳兵衛	薬品商	◇外	諸荷物	高崎、松井田、小諸、上田、篠野井、 長野中牛馬会社
			和田金三郎	呉服太物商	カネキ		
			吉野屋藤井名左衛門	呉服太物商	○△		
			高田屋前島島之助	小間物商	○キ		
			高田屋前島茂七	菓子製造商	カネキ		
			山田喜次郎	金物商	井吉		
明治18年(1885)から	新潟県北越高田商人	東京~高田	山口政五郎	魚類乾物商	山五	諸荷物	高田、長野、上田、小諸、高崎、 東京中牛馬会社
			萩原信吉	呉服太物商	山小		
明治22年(1889)2月から	長野町長野商社	東京~長野	社長市川藤吉	金物商	山ト	不明	共同中牛馬会社、横川、軽井沢、 長野中牛馬会社
明治17年9月から (1884)	新潟通商講	高田~高崎 高田~前橋 高田~松本	中林弥左衛門	一	○柏	諸荷物	高田、長野、上田、小諸、高崎、 松井田中牛馬会社
			相田坂太郎	一	一		
			榎立藤左衛門	一	山山川		
			相田徳助	綿布商兼反物商	山ト		
			海井井助	一	山南		
			藤沢幸左衛門	一	○山		
			曾木津左衛門	一	山川		
			有坂茂市	一	山ト		
			丸田源兵衛	綿布商	○井		
			三井田仲次	一	山ト		
			三井田常四郎	一	山九		
			神林三之助	薬種売薬商	山五		
			松原平兵衛	一	カネサ		
			洲崎左吉	一	○小		
			桂木傳次郎	一	山石		
			芝井治作	一	カネ中		
			久江清助	一	入セ		
			若山井左衛門	一	山ト		
			小山謙八	一	カネ山		
			阿部善平	一	口八		
			前川勘八	一	山ト		
			小沢弥助	一	カネ小		
			小林百助	一	カネ山		

出所：小川家文書の諸契約書と荷物受取帳の記録によってまとめ、筆者より作成した。  
 商人名前、業者、屋号自印の一部は明治25年と明治31年出版した『日本全国商工人名録』によって確認したのである。

表5-19 共同中牛馬会社小諸町得意様と東京仕入店姓名記（明治20年前後力）

小諸町得意様	屋号	業種	東京仕入店	
旧与良町山大山屋儀平	山大	—	東京大伝馬場町	上州屋平助定宿
			中橋渡小路町	野沢組商會御中
			通油町三丁目	加賀屋吉右衛門
			日本橋通一丁目	中屋宗三郎
			日本橋区大門溝長谷川町	住吉屋三郎
			日本橋区橋町三丁目	越後屋三郎
荒町扇形や布屋幸兵衛	—	—	日本橋区堀留町三丁目	近江屋三郎
			日本橋区堀留町三丁目	近江屋前川太郎兵衛
			日本橋区通油町	堀越角次郎
荒町山山釜屋儀助	—	—	堀留町三丁目	丁子屋兵衛
			東京豊澤町	丁子屋兵衛
荒町〇力 釜屋甚兵衛	〇力	洋物店	本町三丁目	伏見屋重兵衛
			東京大伝馬場三丁目	大和屋五郎平
			東京橋山町一丁目	和泉屋三郎
			東京中野区鍛冶町	伊勢屋文蔵
			東京日本橋区橋町一丁目	信州屋太郎助
二● 柳田忠兵衛	—	—	東京日本橋区橋町四丁目	越後屋三郎
			東京大石町三丁目	大坂屋三郎
小諸町市川豊作	—	—	甲所町	木屋傳四郎
			東京本郷町	木屋傳四郎
			東京本所町	野村善助
			日本橋区浪花町	和泉屋善吉
			日本橋区堀留二丁目	近江屋三郎
			日本橋区橋町	成沢甚兵衛
			日本橋区長谷川町	坂本金之助
			富澤町	外村與左衛門
			小傳馬町三丁目	森谷彦兵衛
			本町四丁目	土屋善平
山二 島田屋常次郎	山二	古着、洋服類 洋服裁縫	堀留三丁目	小松屋善平
			日本橋区新大坂町	小野屋北八
山山長 山崎屋長兵衛	山山長	萬小間物一式 卸小売	神田区田代町会社	大坂屋三郎
			浅草区田原町一丁目26番	橋本吉之助
			大伝馬町三丁目	唯井松右衛門
			通油町	西澤嘉右衛門
			横山町一丁目	近江屋源七
荒町 島田喜三郎	山▽△	各国煙草問屋 靴製造	横山町一丁目	近江屋利助
			堀留三丁目	和泉屋若松源八
			麹町区麹町十丁目	岩淵源一
山山小 小山左傳次	—	書林、新聞、雑誌	嶋原新町五丁目	大野屋安太郎
			東京止宿所	さからや 喜之原方
			横山町三丁目	辻岡屋文助
			南傳馬三丁目	吉川半七
			大伝馬町三丁目	岩出支店
			銀座三丁目	報吉市
山叶 金沢長右衛門	山叶	薬店、染草、 櫛具類	銀座四丁目	山中喜太郎
			下谷煉炭町十四番地	普及舎
山叶 金沢兼二郎	山叶	蠟燭、油、 陶器類	本町三丁目	中村庄八
			本町四丁目	小西文次郎
山▽△ 島田喜助	山▽△	荒物、山十間屋、 鎌、碓石、蠟燭、 和洋笠、履物類、 荒物、国産下駄問	本町三丁目	嶋田中望原
			本町三丁目	大坂屋 孫八
			中橋渡小路	野沢組商會
			大伝馬町二丁目	為換屋清兵衛
山十一 角屋小宮山安太郎	—	—	堀留一丁目	小倉与兵衛
			小網町二丁目	大坂屋友七
			小網町二丁目	伊勢屋久七
			東京馬喰町三丁目	為換屋喜兵衛
			通油町	大坂屋彦兵衛
亀屋弥三郎	—	—	横山町一丁目	松尾屋文八
			馬喰町一丁目	長口屋喜太郎
大岩大和屋岩造	大岩	魚類、乾物、缶詰 書物	小網町二丁目	伊勢屋久七
			通油町	伊勢屋伊九右衛門
山久 太田国三郎	—	—	木舟町	東国屋久次郎
			日本橋区四日市	上村田太平
大澤屋半五郎	山小	魚類、乾物、 缶詰、砂糖類	日本橋区西川岸	伊勢屋平七 止宿
			日本橋区本舟町	虎屋嘉右衛門
〇大 邑楽屋彦五郎様	〇大	呉服、和洋太物 綿類	日本橋区小田原町二丁目	田久源泰五郎
			四日市	口会屋善之助
			大伝馬町三丁目	堀越角次郎
			堀留一丁目	近江屋武三郎
			本町四丁目	野田林兵衛
			神田本若井町	越前屋嶋太郎
			通八夕二町	下村庄右衛門
堀江町四丁目	柿沼周造			
山上 布屋七〇兵衛	—	—	富澤町	京屋狂七
			小舟町二丁目	奥州屋新助
			新材木町	松村甚平
柏屋蒲原儀兵衛	奇力不	荒物、煙草	堀留町	近江屋武三郎
			堀留町	丁子や次郎夫与店
相場妻林	山一久	書店	小網町一丁目	伊勢屋久七
			小伝馬町二丁目	為換屋清兵衛
			本町三丁目	口屋善平
			本町三丁目	金澤堂
			下谷煉炭町	普及社
			日本橋区久松町	博文堂
山山九 酢屋甚三郎 穀物商	山山九	塩、穀、荒物、 石油、肥料	京橋区二丁目	神屋甲子次郎
			銀座四丁目	山中喜太郎
			芝神明前	山中市兵衛
			堀口町三丁目	奥州屋新助止宿
			新太し町	木本岳助
×九 酢屋 小山忠五郎	×九	和洋金物、 硝子板、 消防ポンプ、 自転車	小網町二丁目	萬屋吉平
			同第一丁目	伊勢屋前橋久七
			堀江町二丁目	中郵茂八
			京橋区口十屋丁三丁目	阿波屋嘉蔵
			大門溝の油町	田中七右衛門
			江戸橋	總屋橋田仙吉
〇七 近江屋林和七郎	〇七	各国時計 売捌	南傳馬三丁目	東傳本右衛門
			日本橋区本材木町	大坂屋佐右衛門
			室町三丁目	松屋和作
			清の三丁目	木村平右衛門
			室町三丁目	名倉や平兵衛殿方止宿
			清の三丁目	近江屋善助吉殿
			室町三丁目	木屋九兵衛
			清の三丁目	加賀屋安太郎
			日本橋北橋町	平野屋源蔵
			中橋南橋町	角本や甚兵衛
〇力 釜屋勘平	—	—	栄女町	中村甚兵衛
			馬喰町二丁目	川口甚兵衛
〇カ 釜屋勘平	—	—	神田佐木町	三原九兵衛
			馬喰町三丁目	為換屋宗治郎
			同前二丁目	豊田屋長吉
			通油町	大坂屋彦兵衛

出所：長野県小諸市小山宗一氏所蔵小山家文書より作成  
小諸商人の一部は「長野県北佐久郡小諸町一覽表」によって確認したものがある。

表5-20 1874年10~11月「西」荷出荷主一覧表

出荷地	荷主名	出荷地	荷主名	出荷地	荷主名	出荷地	荷主名
長野	加賀屋 五郎右衛門	小諸	開屋 三右衛門	荒町	大和屋 四郎吉	—	望月殿中牛馬取扱所
長野	阿波屋 彦八	小諸	柏屋 忠右衛門	小諸	本間次愛	—	西京九助
長野	白倉吉右衛門	小諸	柳田五兵衛	小諸	長谷川世英	—	小井屋 傳之助
長野	本多勝柳	小諸	楠興五兵衛	小諸	大武武船殿同人付	—	小妻屋 才吉
長野	本屋 源助	小諸	眞屋 継次郎	小諸	大竹重三殿出五十萬	—	小西正治
長野	濱田屋 嶋助	小諸	山屋 坑之助	小諸	荒町中島右三郎	—	小舟屋 傳兵衛
長野	長野本〇町	小諸	山屋 五左衛門	小諸	江戸屋 半兵衛	—	小竹真二郎
長野	長野会社荷物	小諸	上品屋	小諸	神〇貞一殿出	—	星野
長野	長野県増井重敏殿荷物	小諸	眞屋 得兵衛	小諸	並澤則照	—	香春信吉
長野	長野眞直田	小諸	松本伊助	小諸	魚田勝威	—	須田堂右衛門
長野	長野御斤取合	小諸	太田正信	小諸旧藩	木村秀敏	—	岩淵善右衛門
長野	初狩備助	小諸	眞屋 継次郎	小諸 旧藩	稲坂正利	—	塩田五良右衛門
長野	大和屋 善七	小諸	下ノかし屋	小諸 旧藩片平丁	安平〇殿出	—	塩屋 三十殿出 源仁郎
長野	釘屋三 郎左衛門	小諸	下足屋 吉兵衛	小諸	金屋半三	—	塩屋 忠助
長野	方〇屋 森太	小諸	小谷梅三	本町	ぬし屋 重吉	—	葉友屋
長野	和泉屋 参兵衛	小諸	小山悦之助	小諸	大半屋 半五郎	—	佐藤源太郎
長野	吉野屋 善助	小諸	篠原弥平次屋	小諸	大地屋 喜平次	—	中の 綿惣出
長野	加賀屋 彦兵衛	小諸	永橋区己之助	小諸	大和屋 利兵衛	—	玉川屋 栄二郎
長野	角太字兵衛	小諸	永橋文七	小諸	大津屋 文右衛門	—	源津治
長野	角田道短	小諸	源氏康定右衛門	小諸	嶋田弥右衛門	甲州	川野屋 喜右衛門
長野	今井氏	小諸	志の傳出	小諸	嶋田屋 嘉助	坂久保	武市
長野	金子屋 茂兵衛	小諸	中村幸兵衛	小諸	眞〇屋 半兵衛	前橋本町三丁	油屋安太夫殿入 林寿三郎
長野	橋屋 弥兵衛	小諸	中屋善十郎	小諸	釜屋 儀助	松井田	松井田浅吉殿分
長野	藍玉屋 文四郎	小諸	佐藤可也屋	小諸	穀屋 清一郎	武州	嶋屋義右衛門
長野	栗屋 茂兵衛	仁能	柳澤嘉代吉	小諸	関〇次郎	武州	相模七右衛門屋
長野	米松屋	上平村	小島己之作	小諸	亀屋 万助	武州 今井村	林之助
長野	米屋 新三郎	水内郡南堀村	—	小諸	亀屋 喜十郎	下野佐野	小林長郎
長野	権堂 舟木屋喜三郎	東筑摩郡北堀村	丸山	小諸	河部忠	—	—
長野	権堂村 堀喜平	筑摩郡麻績宿	臼井忠兵衛	小諸	加茂川侍〇	小諸	黒澤美清
長野	白野屋	松本	大丸屋 相吉殿分高橋平四郎	小泉郡和子村	吉右衛門	—	栄友
長野	山口屋	松本	穀屋 平衛	上丸子	栄吉	—	浪湯温泉寺
長野	善光寺 清水備夫	松本	穀屋 忠兵衛	上丸子	勝三郎	—	森多藏
長野	善光寺之内 宗勝院	松本	壬きり屋要右衛門殿荷物	上塩尻村	清水金右衛門	—	砂山林左衛門
長野	扇屋 五郎	松本	松本会社	塩尻	清水助五郎	—	社中坑金泰作
長野	長野 高田屋久之助殿出	松本	松本久	塩尻	佐藤次之助	—	生坂大〇
長野	松坂屋 宗兵衛	松本	保高林之助	塩尻村	原太右衛門	—	勝田屋 平右衛門
長野	踏屋久衛門	松本	久●出	式部村	福木屋国市	上田	石油会社瀧沢
長野	太常	松本眞木村	眞吉屋 分錦屋良右衛門	式部村	春原玉市	—	扇屋 安兵衛
長野	藤岡	松本	城屋 新五郎	海野	藤田傳五郎	—	踏屋 良左衛門
長野	丸屋 半左衛門	松代	池田水之助	海野村	瀧左次	—	踏屋 留二郎
長野	小坂助兵衛	松代	大丸屋 惣兵衛	戸隠	極意北左米門	—	田中秀兵衛
長野	小粉屋 傳兵衛	松代	高野秀〇	常田	林山啓次殿出	—	田中屋 左左衛門
長野	塩屋 太七郎	松代	幾久屋 傳兵衛	常田村	唐納屋出	—	涌蓮会社
長野	栗屋 佐兵衛	松代	山崎屋	塩田町	屋村三郎右衛門	—	丸野屋平兵衛殿出荒井茂八郎
長野	永寿屋	松代	松代	耳取	源右衛門	—	小輪屋 三代吉
長野	塩屋 久右衛門	松代新馬喰町	松代熊吉	高井郡井上村	羽生田安左衛門	—	小島大治郎
長野	黒屋 山三ノ	塩科郡〇内明庵村	市川興平	高野良町	荒屋 藤郎兵衛	—	扇屋 金之助
長野	御農庁中西兼再	塩科郡〇野屋村	市河	更級郡石川村	中村茂右衛門	—	扇屋 藤兵衛殿
長野	増田屋 〇助	中野	藤屋 儀出	更級郡水野村	永田儀五郎	—	扇屋
長野	正木屋 茂兵衛	諏訪郡	忠明	上田 〇〇町	近江屋	—	古志金三郎
長野	中村屋 彦右衛門	諏訪郡 南大塚村	喜五郎	上田 紺屋町	内田屋 兼吉	—	海老屋 庄右衛門
長野後町	坂田屋	南大塚村	龜三郎	上田 海野町	吉野屋 源助	—	河内水〇
善光寺	本願寺	諏訪上原村	定七郎	上田 橋町	丸屋次郎二而小六	—	扇屋 五右衛門
善光寺	大勸進	下県村	鯉屋 平平	上田 荒町	紙屋 源太郎	—	黒七屋 文吉
大門	塩野屋 藤原梅吉	越後栗林	麻右衛門	上田 旧藩	宮下祐右衛門	—	加藤金助
川中島四ツ谷	油田市太夫	越後	金子四郎右衛門分 萬津出	上田 旧藩	清水慶藏	—	角屋 藤之原
稲荷山	山田屋 八作	越後高田	高田高橋栄吉	上田 旧藩	御方田数	—	金井玄孝
布施	角屋 藤兵衛	越後高田	名重徳右衛門	上田 柳町	土屋 和七	—	金澤宗兵衛
上田	小竹屋 出永橋清吉	高田社中	水澤要次郎	上田 柳町	伊勢屋 政善	—	井桁屋 庄右衛門
上田	み水〇屋 新右衛門	新川才科	沢田祐治	上田 馬場町	井野屋	—	井澤武三郎
上田	半田八郎右衛門	新川泉荷物	大澤今兵衛附	上田 伊勢山村	田中	—	戸田善平
上田	布施	新川泉荷物	新川泉荷物大澤今兵衛附	上田 御所村	横〇〇扇平	—	吉瀬屋 佐兵衛
上田	布施 市郎右衛門殿	新川泉荷物	新川運送方室領附	上田 重佐山	萩野廣治	—	吉田屋 半右衛門
上田	布施 正右衛門	新川泉荷物	新川運送会社	上田大笹村	萩野廣治	—	豊条
上田	才吉	越中	大泉〇兵衛	上田木町	柏屋 清兵衛	—	笠原治ノ吉三
上田	池田屋 弥八	越中	〇や角川治右衛門	上田鎌原村	や元や 金作	—	林千蔵
上田	濃屋 新右衛門	越中	繁山 兼吉 殿行	上田原町	林屋 定十	—	能州〇島伊屋 文右衛門
上田	村井盛徳	越中	前田今三郎	上田原町	菱清二而佐平治殿荷	—	山浦屋 伸之
上田	扇田	越中	深井長蔵	上田原町	綿屋 太兵衛	上田	扇屋 忠七
上田	嶋助	越中富山	大松喜平	上田原町	扇屋 金平	上田	日野屋 儀兵衛
上田	釘屋 才兵衛	越中富山	田畑儀平	上田	山本成〇	—	ぬし野周三郎
上田	都築氏	越中高岡	塩谷庄三之助	上田	山本綱太	—	岸岡谷留助
上田	二十山重五郎	高岡	大野屋 吉右衛門	上田	扇形万 萬屋	—	八ヶ庄
上田	芳泉寺	高岡	松井茂兵衛	上田	上田 越後屋	—	八百千代吉
上田	雲下周原	越中上市	角川治右衛門	上田	上野屋	—	柏屋 要助
上田	共同舗	増村	叶屋 兼五郎	上田	矢島七之助	—	表印助右衛門
上田	吉屋 善右衛門	阿波	嶋山伊吉	上田	世屋 九郎右衛門	—	布施 理助
上田	近江屋 喜八	阿波町	大井源兵衛	上田	寺嶋政和	—	草儀屋 傳兵衛
上田	井一	—	口ト出	上田	松田房吉	—	常田屋 富蔵屋
上田	菊間園造	—	口ト出	上田	萬屋 金右衛門	—	村田屋 傳十郎殿出
上田	鈴木内小〇	—	口万	上田	相〇屋 万作	—	大坂屋 喜左衛門
上田	梅鉢屋	—	〇木屋出 喜右衛門	上田	香具屋 佐吉	—	扇田屋 庄太郎
上田	梅屋〇	—	〇上嘉七殿分太文	上田	小釘屋 清吉	—	嶋屋 勘之助
上田	綿屋 良右衛門	—	〇田屋 弥八	上田	小河屋 長兵衛	—	嶋屋 太兵衛
上田	木屋 文	—	〇原村出 馬長平	上田	小林城屋	—	高森
上田	内野屋 義平	—	〇正	上田	小野店	—	高田屋 茂兵衛
上田	平松屋	—	かし六	上田	政右衛門	—	雲下惣三郎
上田	若妻屋 万作	—	かし屋 五右衛門	上田	舟橋屋 栄吉	—	古川嘉平
上田	桑野管作	—	か久屋 惣兵衛	—	—	—	—

帳簿の受主の部分をもとめたものである。出身地は帳簿記録のまま表すのが多いが、一部の出身地は確認されていない。  
出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書明治7年より「西荷運送帳」より



表5-22 1875年4~5月東荷荷物運送受主一覽表

荷受地	荷受主	荷受地	荷受主	荷受地	荷受主
坂本	鬮屋若吉	上田農表司	上野尚志	越後高田	森や藤兵衛殿
長久保駅	長寿や 忠八	上田柳町	池田屋 弥八	越後高田	山本屋 要吉
長久保駅	山崎屋	上田柳町	和泉や 喜八	越後高田稲田鍛冶町	世屋 源二郎
長野	筆屋 久右衛門	上田柳町	森田屋 文二郎	越後高田新河原町	片桐次三郎
長野	長岡儀右衛門	上田木町	布袋や 忠兵衛	越後高田北〇町	清水義長
長野	長野石油会社	上田木町	梅屋 清兵衛	越後屋頸城村高田丁橋	坂本伊三郎
長野	長野堂照坊二之丞	上田木町	高屋 善右衛門	越後下田端町	上庄村六三郎
長野	常盤屋 和十郎	上田木町	山口源省	越中国水見	小井塚や 與十郎
長野	押庄	上田木町	中屋 宗五郎	越中新川郡洪川	抗瀬下村同県丁御中
長野	大丸屋 藤藏	上田踏入	宮下惣三郎	塩科郡	野沢源七
長野	島津屋 久助	上田踏入	綿屋 宗三郎	中之條村	長野義兵衛
長野	嶋屋 豊三郎	上田丸端町	戸桑水馬	仲野町	ひし国清宗
長野	釘屋 文五郎	上田原町	柏屋 善右衛門	—	安坂村 山宗
長野	岡本屋 廣四郎	上田原町	柏屋 清兵衛	—	坂屋 嘉竹
長野	岡本屋 廣助	上田原町	常盤井御店中	—	本町 葛屋孫右衛門
高田	横山三蔵	上田原町	大坂屋 善右衛門	—	長野会社トメ
長野	室内園太郎殿入	上田原町	奥田源右衛門	長野	長野県二子深津正谷
長野	室野や 多七	上田原町	島屋 文右衛門	—	富田屋 次兵衛
長野	錦屋 久右衛門	上田原町	共同錦御店	—	関山会社留
長野	和泉屋 弥兵衛	上田原町	和泉屋 甚三郎	越後	海外作
長野後町正〇	牧野成助	上田原町	近江屋 彦八	—	梅木屋 作右衛門
長野	吉丸屋 善助	上田原町	六朝社	—	柳屋 栄之助
長野	吉野屋 谷右衛門	上田原町	梅屋 善右衛門	—	柳澤高八
長野	吉野屋 久右衛門	上田原町	綿屋 多平	—	芦田御吉
長野	加賀や 彦兵衛	上田原町	綿屋 長右衛門	—	木屋 文三郎
長野	角太外兵衛	上田原町	綿屋 長助	—	秋津亮海
長野	臼井清五郎	上田原町	内外用達会社	—	森屋 勝兵衛
長野	柳屋 和四郎	上田原町	高屋 氏之助	—	山崎與兵衛
長野	柳下や 太右衛門	上田原町	高屋 屋兵衛	—	上田会社二子山田や重兵衛
長野	梅番唐二子柳田	上田原町	若松屋 彌右衛門	上田	花岡永二郎
長野	梅屋 安兵衛	上田原町	上田原町 田中長右衛門	上州高山	生坂屋 安五郎
長野	梅屋 定吉	上田原町	鼠屋 甲蔵	—	松本会社止め
長野	米屋 仙助	上田原町	丸屋 彦右衛門	松本	丸山平兵衛
長野	浅野平吉	上田原町	高屋 金右衛門	—	小河や 長兵衛
長野	若木屋 松蔵	上田原町	武威	—	小田中乙五郎
長野	富竹村徳永貞右衛門	上田原町	叶屋 清右衛門	—	新川 布村和平
長野	山口久兵衛	上田原町	伊藤甲造	越後	新川興運送会社
長野	上野屋 定二郎	上田原町	中村七郎	越後	伊勢屋白石徳太郎
長野	枳屋兼吉	長瀬	丸山延造	—	又七
長野	寺嶋卯太郎殿荷物	長瀬村	久保田屋 幸助	—	玉川栄次郎
長野	寺田や 文二郎	上田海野町	白木屋 善兵衛	—	高田会社迄
長野	松坂屋 惣兵衛	上田海野町	海野屋 儀兵衛	越後	越後屋新吉
長野	松屋久右衛門	上田海野町	和泉屋 源右衛門	越後	越中三川屋
長野	丸長屋 善助	上田海野町	吉野屋 源蔵	越後	中澤與三右衛門
長野	丸屋半右衛門	上田海野町	米屋 彦右衛門	長野	—
長野	西澤喜太郎	上田海野町	白野屋 儀兵衛	松本	—
長野	小〇や 維兵衛	上田海野町	山本屋 善兵衛	松本	—
長野	小〇や 善三郎	上田海野町	上野屋 藤兵衛	松本	—
長野	小柳屋 傳兵衛	上田海野町	上州屋 喜市	松本	—
長野	小妻屋 才吉	上田海野町	松尾重兵衛	松本	—
長野	小妻屋 高吉	上田海野町	田中や 儀兵衛	松本	—
長野	小妻屋 宗助	上田海野町	小松屋 左市郎	松本	—
長野	小紙屋 清兵衛	上田海野町	油屋 勝右衛門	松本	—
長野	塩屋 久兵衛	上田海野町	越後屋 定吉	松本	—
長野	永寿屋 太七	上田横町	相木や 仙右衛門	松本	—
長野	紙屋 儀右衛門	上田横町	大黒屋 作兵衛殿	松本	—
長野	佐藤源太郎	上田横町	嶋屋 和助殿	松本	—
長野〇〇村	笹井長三郎	上田横町	和泉や 七郎殿	松本	—
長野大門町	江戸屋 茂右衛門	上田横町	嘉太郎	松本	—
長野町	林敷右衛門	上田横町	江戸屋 道太郎	松本	—
長野東町	三河屋 宗右衛門	上田横町	江戸屋 喜久田	松本	—
長野東町	下駄屋店 大和や良吉	上田横町	壽勝右衛門	松本	—
長野渡町	安藤善兵衛	上田横町	紙屋 彦兵衛	松本	—
長野渡町	福島や 定五郎	矢代	嶋屋 金之丞	松本	—
長野渡町	萬屋 源兵衛	矢代駅	栃木や 幸右衛門	松本	—
長野渡町	正法寺二子牧野聖助	矢澤村	弥助	松本本町	—
長野渡町	重田や 文二郎	水内郡柿原村	和田安吉	松本本町二丁目	—
長野横町	若松屋 清七	上田	〇玉新	松本傳芳町	—
長野後町	錦屋小嶋 重田や文九郎	上田	坂屋 清兵衛	松本東町	—
長野権堂村	山本屋 長五郎	上田	辰巳屋 助作	松本和泉町	—
長野神明町	信濃屋 佐兵衛	上田	濃屋 新右衛門	松本横町	—
長野西川	錦屋 雷次郎	上田	栗山〇傳兵衛	松本通り〇州中沢行	—
長野相之本	梅田屋 留蔵	上田	津又井義重	松本下横田町	—
長野新町	梅屋 友吉	上田	上野屋 佐五兵衛	松本在 神田村	—
長野新町	井野屋 庄七	上田	萬屋 才兵衛	上諏訪	—
長野石右町	矢嶋満太郎	上田	越後屋 貴吉	上諏訪	—
長野石右町	矢嶋屋止宿吉川咲次	上田奥町	松前朝道	上諏訪	—
長野常盤所次	山崎菊次郎	上田常田	島屋 彦蔵	下戸倉駅	—
川中島	洗屋 定次郎	上田常田	嶋屋 彦三郎	下諏訪	—
川中島南原村	福比寿や 勝三郎	上田常田	室屋 義右衛門	小布施村	—
川中島水砲	長田浅右衛門	上田袋町	國友発直	小布施村	—
川中島水砲村	長田用松	上田町	大黒や 佐右衛門	小布施村	—
川中島小原	永井善七	上田町	島屋 和助	小布施村	—
川中島小原	酒屋 定次	上田町	和泉 喜八	小布施村	—
丹波島	土屋 乙三九	上田町	河内屋 文右衛門	小原村	—
稲荷山	柏屋 源次	上田町	甲州屋 次郎兵衛	須坂	—
稲荷山	錦屋 佐〇太	上田町	金井や 幸右衛門	須坂町	—
稲荷山	梅屋 友四郎	上田町	近江屋 増兵衛	須坂町	—
稲荷山	米屋 徳七	上田町	綿屋 久作	岩下村	—
稲荷山	米屋 清右衛門	上田町	笹屋 九郎右衛門	岩下村	—
稲荷山	山田や 州太	上田町	川川屋 長兵衛	塩尻村	—
稲荷山	山田屋 八作	上田町	小笠山源平	塩尻村	—
東ノ門	金子や 茂兵衛	上田町	中屋 六太郎	塩田新屋村	—
飯山	布袋や 二太夫	上田町	酢屋 藤兵衛	塩田新屋村	—
飯山旧藩	弥井雄之丞	上田東町	巴屋 忠蔵	野沢村	—
飯田	中村久二郎	上田勇山	兼子七郎右衛門殿方二子	伊那郡高〇村 上穂町	—
飯沢村	辰巳屋 金作	松代	吉澤義次郎	櫻井村	—
富洲	清水善右衛門	松代	松代薬屋 傳兵衛	永井	—
高井郡小布施村	高津友之助	松代	安屋川岸 同所船橋ノ事	余地村	—
豊科郡廣山村	神林多中	松代	〇〇や 徳二郎	松代樹屋町	—
海野村	大和屋 傳助	松代	奥〇屋 佐兵衛	松代荒物町	—
海野町	飯島や 竹二郎	松代	奥津や 善重郎	松代馬場町	—
海野町	佐藤幸三	松代	濃屋 為吉	松代御安町	—
河原町	土屋次右衛門殿行	松代	濃屋 清作	松代紙屋町	—
戸倉駅	坂井銭雄	松代	大丸屋 惣兵衛	田沢温泉場	—
京町	大池や 嘉平次	松代	柳屋 源太郎	田中駅	—
加増村	丸山千代吉	松代	山灰屋 勇太郎	同所	—
角道町	大鶴	松代	文屋や 彦四郎	浦野駅	—
麻績駅	寺沢常助	松代	小研屋 吉右衛門	秋和村	—
浦野村	大黒屋 庄右衛門	松代	真〇屋 左兵衛	善光寺内	—
浦野西條生坂村	澤屋幸八	松代	中島屋 秀太郎	—	—

横澤の受主の部分をまとめたものである。一部の出身地は確認されていない。  
出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書1875年4月より「東荷受主帳」より



表6-1 1868~1893年蚕糸類輸出商品数量

年代	生糸(斤)	屑糸(斤)	熨斗系(斤)	真綿(斤)	屑真綿(斤)	玉糸(斤)	壳蛹(繭)(石)	屑蛹(繭)(石)	蛹(繭)(石)	蚕卵紙(枚)
1868	1,123,951	139,868	62,709	32,749	—	84,548	156,528	10,139	330	1,886,320
1869	726,046	122,803	93,667	79,159	—	625	188,637	13,849	—	1,377,493
1870	683,362	103,457	74,938	102,668	—	3,016	128,480	11,136	153	1,398,846
1871	1,323,435	233,383	151,110	48,296	—	5,991	382,269	14,649	4,590	1,400,027
1872	895,500	351,231	217,839	112,695	—	15,707	444,849	—	—	1,287,046
1873	1,202,134	244,465	135,435	69,402	—	—	343,422	31,044	—	1,418,809
1874	979,193	360,278	96,602	77,782	—	55	372,992	22,725	300	1,335,465
1875	1,181,387	300,810	122,903	35,754	300	—	351,011	29,145	1,160	727,463
1876	1,756,525	480,199	166,682	49,865	300	1,582	395,121	154,701	4,720	1,018,525
1877	1,844,139	644,022	156,215	86,553	—	—	400,014	5,588	1,926	1,176,142
1878	1,644,788	908,645	291,687	88,973	—	2,020	295,653	19,150	590	888,367
1879	1,552,350	1,010,588	466,999	52,521	116,080	86	397,065	92,437	1,103	813,349
1880	2,008,616	1,154,206	518,761	5,036	128,504	5,036	287,997	49,150	312	530,456
1881	1,801,181	996,860	673,889	87,446	124,435	11,636	423,431	53,834	—	374,498
1882	2,884,068	1,507,688	701,574	75,566	22,995	10,256	421,878	4,994	150,811	177,240
1883	3,121,975	1,442,718	1,011,296	57,611	1,452	9,561	196,815	30,707	32,524	75,091
1884	2,098,398	1,123,840	929,223	148,623	96,004	683	243,675	6,719	4,824	59,675
1885	2,457,203	789,715	713,693	56,267	72,760	—	157,116	8,791	—	41,653
1886	2,635,294	1,163,114	1,053,234	140,739	151,002	36,429	225,484	105,904	147,688	4,785
1887	3,103,584	1,088,519	1,074,489	79,376	74,197	43,756	185,544	50,394	72,977	2,433
1888	4,677,708	1,462,942	1,503,842	107,627	79,287	22,774	254,938	65,313	96	755
1889	4,126,741	1,155,016	1,356,660	49,400	107,563	1,590	229,449	58,400	57	9,951
1890	2,110,315	1,516,652	1,359,307	70,703	115,397	—	130,278	24,450	—	7,893
1891	5,325,148	1,726,501	1,529,247	35,950	175,996	37,410	216,008	59,069	—	3,209
1892	5,406,856	2,022,096	2,094,649	23,254	225,005	24,622	297,800	76,285	400	3,913
1893	3,712,213	1,524,772	1,646,958	67,291	240,875	2,950	325,769	83,721	663	4,927

出所：『明治前期産業発達史資料 別冊(19)4 一商況年報(明治十五年)一』 明治文献資料刊行会、1966年11月

178~179ページ、第五十表「輸出重要商品数量」、

『明治前期産業発達史資料 別冊(21)V 一日本帝国統計年鑑(明治二十七年)第十三回(2)一』、明治文献刊行会、1966年11月、

512~513ページ 第二百八表「内国輸出品種類別」により作成

『明治前期産業発達史資料 別冊(22)I 一日本帝国統計年鑑(明治二十一年)(1)一』第九十四表「内国産輸出品種類別」により作成。

表6-2 1880~83年地方別蚕糸類横浜出荷表

年代	上州	武蔵	甲州	信州	岩代	羽前	江州	濃州	飛州	奥州	各地
1880	385,931	167,062	122,512	459,055	217,911	2,822	4,725	5,005	22,049	42,974	149,230
1881	511,425	264,263	128,363	528,694	17,044	4,669	4,669	39,938	49,275	176,456	220,725
1882	577,294	290,138	166,894	666,056	316,575	16,538	9,956	43,256	38,250	207,844	100,013
1883	658,125	264,725	176,456	566,606	318,656	27,844	6,694	127,621	29,869	308,194	122,344

注：1月2日～12月31日迄

出所：明治前期産業発達史資料 別冊(19) V 一商況年表(明治十六年)前編一 明治文獻資料刊行会 1966年11月 76～77ページ

表6-3 1883年長野県下仲買商部別・類別表(1883)

類別 郡名	紙類	太物	麻	綿	諸金物類	藍	材木	薬種	水油	小間物・袋物	生糸	屑系製斗系 出売繭類	天蚕繭 繭類	畳系	足袋・ 足袋裏類	塗物	魚・鳥 ・鯨節類	串柿	荒物	桑	楮	塩	麻布	小白木	乾物	紙屑	炭	薪	穀物	鶏卵	青 物・	寒心太
南佐久郡	2	3		2			27	109			1	8	437				9			6	1		3				2		179			
北佐久郡							3	21			60		445															260				
小県郡	2	4					12	2	2		567		21		214						27				1	5	21		7	6		
諏訪	2	3	3	5	13					3	2		49		40							26	1				107		13		13	
上伊那				4		5		8					106		20						5	53					36		190			
下伊那	13	6		1	5		1			2	82		30		17						67	6	3		3		74	2	10	7		
西筑摩							5			15	1		52		2								30				7	10	21			
東筑摩	25	38	30	15	29	6	37	23	8	16	39		63		126	3	1	50		5	82	32		35	48	39	20	285	2	8	25	
南安雲		38						3					72								3					5		26	11			
北安雲			111										165							1	29	4		3	5	12	219		9			
更級	3	4	3	7	3	1	16			3	1	94												3	5	12	50		1			
埴科				21		1	23		8			80														17	16	83		53		
上高井				30		5	20	25	3	12	50		15	20	7	1	2									6	11	326	9	3		
下高井	22	5	20	53	40	15	2			2	21		165	105				25		2	67	18	44		2	23	17	81		2		
上水内	25	6	181				3		1				2							2												
下水内	11																			2												
合計	105	###	348	138	50	58	162	193	25	51	999	429	1809	125	133	40	60	94	176	#	281	146	48	101	42	114	167	47	###	32	111	38

注：20以下の仲買商の類別は以下となる。書類3、砂糖3、筆墨類3、竹細工4、竹2、味噌3、麴1、素麺・干温麺2、諸種物2、酢3、豆腐・氷豆腐1、蒟蒻6、飲酒器・陶器8、灰6、蠟・蠟燭類9、漆7、菓子・飴類11、練油元結11、下駄・緒笠類10、畳表10、茶14、石油14、佛具15、呉服17、舶来織物18、酒20、蚕種・天蚕種19、石灰20、苗類19、肥類17、

出所：「明治十六年長野県統計書」第九三表「仲買商」より作成。

表6-4 諏訪地方陸運機関の発展史

会社名	設立年月	名称	設立当時の経営者	部落
陸運会社と内国通運会社	1872・9・1	陸運会社	尾澤金左衛門	岡谷
	1875・6・1	内国通運会社分社 (平野荷扱所)	尾澤金左衛門	岡谷
	1886・3・25	内国通運会社継立所 (岡谷分社)	小林浜太郎	岡谷
中牛馬会社	1881・10・11	小諸中牛馬会社 出張所	尾澤金左衛門	岡谷
	1886・3・17	信濃中牛馬会社分社	尾澤福太郎	岡谷
	1886・3・20	信濃中牛馬会社支店	宮坂金左衛門	小井川
	1894	河西中牛馬会社支店	河西佳助	岡谷

※『岡谷市史 中巻』 358ページ 第2表明治期における運輸機関(平野村)により作成。  
 ※尾澤金左衛門は開明社の社長であった。尾澤福太郎は尾澤金左衛門の長男である。  
 ※明治27年(1894)河西中牛馬会社は信濃中牛馬会社岡谷分社から業務を譲ってもらった。  
 小山家文書 明治27年(1894年)「信濃中牛馬会社岡谷分社請負契約書」

表6-5 布施銀行小諸出張所取扱為替荷物調 (1882~1883)

年	月	目印	荷物名	数量(箇)	正目(實目)	原備(円)	出荷主	横浜委託商店	為替取組機関	日付	保送者名	運賃					
明治15年	15	明	〇本	器械系	2	17,569	1100	大盛社四番組	扶桑商会	東京第十九銀行支店入	7月5日	田口八蔵又	—				
			山ト	器械系	3	28.72	1560	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	7月31日	宮沢直太郎	1.56				
			山桑	器械生皮等	9	115.5	1150	萩原実助	扶桑商会	東京第三銀行入	8月2日	杭金黒作 山岸初太郎	2.875				
			山牛	機軸系	2	18,507	1100	大盛社 原田順三郎	扶桑商会	東京第十九銀行支店入	8月4日	池田五郎八	1.1				
			カネ子	〇万	器械系	2	17.6	1000	高橋平四郎	同伸会社	東京第十九銀行支店入	8月13日	瀧沢丸藏	1			
			〇大	器械系	2	18,728	1100	大盛社	扶桑商会	東京第十九銀行支店入	8月19日	山岸初太郎	1.1				
			〇万	器械系	2	18,227	1000	高橋平四郎	同伸会社	東京第十九銀行支店入	8月23日	宮沢直太郎	1				
			〇万	座繰器機	2	17	1000	高橋平四郎	同伸会社	東京第十九銀行支店入	9月21日	富岡仁助	1				
			〇信	機軸系 非力ラ	3	23.3	310	小平重清	扶桑商会	東京第十九銀行支店入	9月23日	富岡仁助	0.775				
			山方 大●	生糸	9	81.5	4160	萩原助三郎殿	茂木惣兵衛	東京第三銀行入	9月28日	長岡正三郎	4.16				
			山ト	生糸	12	115.25	5900	吉田孝兵衛	貿易商会	東京第三銀行入	10月2日	清水新三郎	5.9				
			山ト	座繰系	2	43.412	2225	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京第三銀行入	10月13日	富岡仁助	2.225				
			カネ子	〇山	器械系	9	92.316	5542.385	春原国市殿	扶桑商会	東京第三銀行入	10月13日	富岡仁助	5.545			
			〇キ	山山ト	人参	10	622斤	990	—	—	—	—	—	—	—		
						8	50斤	—	—	堀川源二郎	柳伊助	第六三銀行支店入	10月16日	小柳国吉	2.475		
						2	101斤	—	—	—	—	—	—	—	—		
						4	38,779	2283	春原国市殿	扶桑商会	東京第三銀行入	10月19日	神山善三郎	2.283			
						山ト	座繰 捻造生糸	2	19.88	1050	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京南新堀町第六十三銀行支店入	10月21日	長岡 加藤	1.05	
						カネ子	器械系	1	9.34	517	春原国市殿	扶桑商会	東京第十九銀行支店入	10月24日	荒井 豊沢	0.517	
						カネ子	器械系	6	57.311	3300	春原国市殿	扶桑商会	東京第三銀行入	10月26日	池田五郎八	3.3	
						カネ子	器械系	3	28,266	1600	春原国市殿	扶桑商会	東京第六十三銀行支店入	10月30日	寺田栄三郎	1.6	
						山ト	座繰	3	26.92	1180	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京第三銀行入	12月1日	池田五郎八	1.18	
						〇本3	〇利1	器械系	4	36,225	2000	大盛社 箕輪〇伴殿	扶桑商会	東京第三銀行入	12月13日	小林岩吉	2
						山ト	器械系	5	45,983	2000	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京第三銀行入	12月27日	富岡仁助	2	
						山ト	座繰系	5	45,983	2000	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京第三銀行入	12月27日	富岡仁助	2	
						山山牛	国用生糸	4	41.33	1362	堀川清兵衛殿	足利小俣村木村半兵衛及商店 下瀬文七殿	足利町第四十一国立銀行支店入	12月29日	大塚熊太郎	0.681	
						合計		114	911,763	43429.385	—	—	—	—	—	45,326	
			明治16年	16	明	目印	荷物名	数量	正目	原備	出荷主	荷受主	為替取組機関	日付	保送者名	東京汽漕法	
						山ト	生糸	1	9,334	380	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京第六十三銀行支店入	3月19日	通丁東 堀川〇三持	—	—
						山ト	器械系	0.5	5.49	250	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京南新堀町第六十三銀行支店入	4月2日	長岡村	—	—
						山山牛	国用系	4	38,326	1200	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十一銀行支店入	4月3日	大来日村	—	—
						山山牛	国用系	2	18,753	700	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十一銀行支店入	4月15日	網島善吉入	—	—
山山牛	国用系	3				27,187	820	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十一銀行支店入	4月22日	—	—	—			
山山牛	国用系	4				39,467	1240	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十一銀行支店入	5月1日	—	—	—			
山山牛	国用生糸	4				35,598	1120	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十一銀行支店入	5月9日	古田兼次郎持	—	—			
山山牛印	天蚕糸1個 国用生糸3個	4				43,228	1450	堀川修平	下瀬文七	足利町第四十一国立銀行支店入	6月1日	池田五郎八持	—	—			
山山牛	天蚕糸1個半 国用系3個半	5				48,314	1710	堀川修平	下瀬文七	足利町第四十一国立銀行支店入	6月6日	小林岩吉	—	—			
山山牛	国用提系	1				10.87	330	堀川修平	下瀬文七	足利町第四十一国立銀行支店入	6月18日	小柳持	—	—			
山山牛	国用生糸	1				11.8	370	堀川修平	下瀬文七	足利町第四十一国立銀行支店入	6月30日	長野柳漫持	—	—			
山ト	器械生糸	1				8,428	370	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	春原国市殿	—	—	—	—			
〇本	器械生糸	1				8.9	410	春原国市殿	茂木惣兵衛	東京第三銀行入	8月12日	長岡正三郎	—	送券郵便二テ			
山ト	手力了生糸	1				14,758	590	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	8月18日	柳沢銀平持	—	—			
山ト	提系	1				—	—	—	—	—	—	—	—	—			
〇本	器械生糸	1				8,652	400	春原国市殿	浪沢商店	東京小舟町第三国立銀行入	8月26日	大来日村三 山岸初太郎	—	—			
〇本	器械生糸	1				8.73	400.8	春原国市殿	浪沢商店	東京小舟町第三国立銀行入	9月7日	帯井 正吉	—	—			
山ト	さけ糸	2				17,535	650	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	9月13日	宮沢直太郎	—	鉄道積み			
〇本	器械系	1				8,932	405	春原国市殿	興商店	東京小舟町第三国立銀行入	9月14日	丸山卯原	—	鉄道積			
〇本	器械生糸	1				9.25	420	春原国市殿	興商店	東京小舟町第三国立銀行入	9月21日	坂口道い掛村	—	鉄道積			
山ト	器械生糸	2				18,626	1170	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	9月21日	坂口道い掛村	—	鉄道積			
山ト	さけ糸	1				9,675	—	—	—	—	—	—	—	—			
山ト	器械生糸	1				10.82	430	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	9月28日	丸山卯兵衛	—	鉄道積			
〇本	器械生糸	1				9,164	410	春原国市殿	浪沢商店	東京小舟町第三国立銀行入	10月3日	山岸初太郎	—	鉄道積			
山ト	器械生糸	2				18,464	800	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京日本橋区小舟町第三国立銀行入	10月3日	古田兼次郎	—	鉄道積			
山ト	器械生糸	1				8,416	365	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京日本橋区小舟町第三国立銀行入	10月8日	山岸 守田	—	鉄道積			
山山牛	生糸	2				22,231	580	下瀬代堀川修平	下瀬文七	足利町第四十一国立銀行支店入	10月13日	浅井 一庵持	—	鉄道積之事			
〇本	器械生糸	1				8.92	388	春原国市殿	浪沢商店	東京小舟町第三国立銀行入	10月16日	瀧沢 大来日へ退掛村	—	—			
山ト	器械生糸	1				14,159	410	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京日本橋区小舟町第三国立銀行入	10月17日	山岸初太郎	—	鉄道積			
〇本	器械生糸	1				9.28	386	春原国市殿	興商店	東京小舟町第三国立銀行入	10月23日	池田五郎八	—	送り郵便			
山ト	提系	2				18,306	590	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	10月27日	大来日村三	—	鉄道積之事			
山ト	器械生皮等	2				19	120	—	—	—	—	—	—	—			
〇本	器械生糸	1				9.17	382	春原国市殿	興商店	東京小舟町第三国立銀行入	11月1日	山岸初太郎	—	鉄道積			
〇本	器械生糸	2				12,24	445	春原国市殿	扶桑商会	東京小舟町第三国立銀行入	11月12日	坂口米吉	—	—			
山ト	器械生皮等	4				39	240	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	11月22日	小柳 池田	—	送り郵便二而			
山ト	器械系	2				15,955	560	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	12月8日	本店会社入田口八託又	—	—			
山ト	さけ糸	2				14,336	435	—	—	—	—	—	—	—			
山ト	器械生皮等	2				17.4	125	伴野府義吉殿	茂木惣兵衛	東京小舟町第三国立銀行入	12月8日	—	—	—			
山山牛	さけ糸	2				21.91	380	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十二銀行支店入	12月10日	富岡仁助	—	田口八託又			
山山牛	生糸	7				65,142	1800	堀川修平	下瀬文七	野州足利町第四十二銀行支店入	12月9日	富岡仁助	—	—			
						合計		78.5	735,766	23231.8	—	—	—	—	—		

出所：長野県小諸市小山村家文書「為替荷物受払帳」明治15(1882)年



表6-6 中牛馬会社製系荷物請負契約書一覧表

結約年月	出荷方	請負方	品名	運送線路	着日数	量目(1駄)	運賃(1駄) 単位:円	
明治9年7月 (1876)	長野県為替方 彰真社	長野、上田、小諸、 松井田、高崎中牛馬 会社	生糸 生綿	長野～倉賀野	5日	45貫目	2.18	
			栗壳 太糸 生皮芋			45貫目	1.955	
			糸繭			40貫目	0.92	
明治14年8月 (1881)	小諸銀行	小諸中牛馬会社	生糸	小諸～東京	5日	9貫目前後4個	5	
			器械生糸			12貫目前後4個	5.6	
			出売其の他			9貫目前後4個	5	
明治15年4月 (1882)	松代第六十三 国立銀行	中牛馬会社	生糸	松代～横浜	7日	9貫目前後4個	8	
			器械生糸			12貫目前後4個	8.6	
			糸繭 玉繭			8貫目前後4個	7.5	
			熨斗糸			8貫目前後4個	7	
明治15年6月 (1882)	布施銀行小諸支店	小諸中牛馬会社	生糸、屑物	小諸～東京	5日	9貫目前後4個	5.8	
			屑物			7日	8貫目前後4個 7駄以下 8貫目前後4個 7駄以上	5.28 4.8
明治15年8月 (1882)	長野田中組	長野中牛馬会社	生糸	長野～東京	7日	9貫目前後4個	7.5	
			器械生糸			12貫目前後4個	8.2	
			糸繭 出売繭 玉繭			9日	8貫目前後4個	6.85
			熨斗糸 生皮芋 其他屑物			9日	8貫目前後4個	6.25
			生糸	篠ノ井～東京	7日	9貫目前後4個	7.2	
			器械生糸			12貫目前後4個	7.9	
			糸繭 出売繭 玉繭			9日	8貫目前後4個	6.6
			熨斗糸 生皮芋 其他屑物			9日	8貫目前後4個	6
			生糸	中野～東京	8日	9貫目前後4個	8.3	
			糸繭 出売繭 玉繭			10日	8貫目前後4個	7.7
			熨斗糸 生皮芋 其他屑物			10日	8貫目前後4個	7.1
			生糸			9貫目前後4個	4.1	
明治15年力 (1882力)	上田第十九国立銀行	小諸中牛馬会社 上田中牛馬会社	生皮芋	上田～東京	4日	36貫目前後7駄以下 36貫目前後7駄以上	3.5 3.1	
			出売繭			5日	9貫目前後4個	5.1
明治16年7月 (1883)	依田銀行	小諸中牛馬会社	生糸	小諸～東京	5日	12貫目前後4個	5.7	
			器械生糸			7日	8貫目前後4個 7駄以下 8貫目前後4個 7駄以上	5.28 4.8
明治16年8月 (1883)	第十九国立銀行	上田中牛馬会社 小諸中牛馬会社	生糸	上田～東京	5日	9貫目前後4個	5.65	
			器械生糸			7日	11貫目前後4個	6.25
			繭類			7日	9貫目前後4個	5.25
			屑物			7日	9貫目前後4個	4.85
器械生糸	諏訪郡～東京 横浜	6日	12貫目前後4個	8.6				
屑物			6日	9貫目前後4個	7.5			
明治16年9月 (1883)	布施銀行小諸支店	小諸中牛馬会社	提生糸	小諸～横浜	5日	9貫目前後4個	5.8	
			器械生糸			5日	12貫目前後4個	6.4
			繭類			7日	8貫目前後4個	5
			繭類			7日	8貫目前後4個	5.4
国用生糸	小諸～足利	5日	9貫目前後4個	6.4				
国用太糸			5日	9貫目前後4個	6.4			
明治16年 (1883)	田中組松本店	小諸中牛馬会社 同社岡谷出張所 上諏訪中牛馬会社	器械生糸	諏訪地方～横浜	7日	12貫目前後4個	8.6	
			提生糸			7日	9貫目前後4個	8
屑物類	9日	8貫目前後4個	7.5					
明治17年 (1884)	諏訪郡今井村 矢島清次郎	小諸中牛馬会社 同社岡谷出張所 上諏訪中牛馬会社	器械生糸	平野村上諏訪～横浜 平野村岡谷～横浜	5日	12貫目前後4個	6.2	
			屑物			平野村上諏訪～横浜 平野村岡谷～横浜	7日	9貫目前後4個
明治17年 (1884)	赤穂村保険請負人 北村平左衛門	小諸中牛馬会社 同社岡谷出張所	器械生糸	諏訪 岡谷～横浜	6日	12貫目前後4個	6	
			屑物類			8日	8貫～10貫目前後4個	5.5
明治17年5月 (1884)	佐久銀行諏訪支店	小諸中牛馬会社 同社岡谷出張所 上諏訪中牛馬会社	生糸	上諏訪～東京 横浜 岡谷～東京 横浜	5日	12貫目前後4個	6.2	
			屑物			上諏訪～東京 横浜 岡谷～東京 横浜	5日	10貫目前後4個
明治17年7月 (1884)	田中銀行	小諸中牛馬会社 同社岡谷出張所 上諏訪中牛馬会社	器械生糸	諏訪郡平野村～ 東京 横浜	7日	12貫目前後4個	6	
			屑物			諏訪郡上諏訪～東京 東京 横浜	8日	10貫目前後4個
			屑物	諏訪郡平野村～ 東京 横浜	8日	10貫目前後4個	5.7	
			屑物	諏訪郡上諏訪～東京 東京 横浜	8日	10貫目前後4個	5.5	
明治17年7月 (1884)	須坂銀行	長野中牛馬会社	生糸	須坂～横浜	5日	9貫目前後4個	5.45	
			器械生糸			5日	12貫目前後4個	5.85
			出売繭			6日	8貫目前後4個	4.95
			屑物			6日	8貫目前後4個	5.25
明治17年8月 (1884)	正金銀行 上田出張員	長野中牛馬会社 上田中牛馬会社 小諸中牛馬会社 小諸中牛馬会社 岡谷出張所 上諏訪中牛馬会社	生糸	上田～横浜	4日	9貫目前後4個	4.5	
			器械生糸			4日	12貫目前後4個	4.9
			生皮芋 大熨斗			4日	8貫目前後4個	4
			出売繭 玉繭 糸繭			4日	8貫目前後4個	4.3
			器械生糸	小諸～横浜 岡谷～横浜 上諏訪～横浜 岡谷～横浜 上諏訪～横浜	4日	12貫目前後4個	6	
			生皮芋 大熨斗			8日	8貫目前後4個	5.5
			提生糸			4日	9貫目前後4個	5.7
			器械生糸			4日	12貫目前後4個	4.3
屑物類	6日	8貫目前後4個	3.3					
繭類	6日	8貫目前後4個	3.5					
明治18年 (1885)	山梨県甲府風間伊 七 代理店濱半平	上諏訪中牛馬会社 小諸中牛馬会社 岡谷出張所 和田中牛馬会社	生糸	上諏訪 岡谷 和 田峠 ～東京 横浜	5日	12貫目前後4個	—	
			屑物			6日	—	
明治19年7月 (1886)	上伊那郡赤穂村内 国通運会社赤穂分 店	信濃中牛馬会社 小諸分社	器械生糸	諏訪岡谷～横浜	5日	12貫目前後4個	4.8	
			屑物類			8日	8貫目～10貫目迄4個	4.6
明治22年7月 (1889)	諏訪郡平野村矢島 清次郎	信濃中牛馬会社 小諸分社	器械生糸	平野村～横浜	5日	12貫目前後4個	4.8	
			屑物類			7日	9貫目前後4個	4.4
明治22年7月 (1889)	佐久銀行諏訪支店	信濃中牛馬会社 小諸分社 同社岡谷分社 同社小井川支店	器械生糸	下諏訪岡谷～横浜 下諏訪岡谷～東京 下諏訪岡谷～岩村田 下諏訪岡谷～岩村田	5日	12貫目前後4個未満	5.2	
			屑物			5日	12貫目前後4個以上	4.6
			屑物			2日	12貫目前後	1.6
			屑物			2日	10貫目前後4個	1.3
			屑物	下諏訪岡谷～横浜 下諏訪岡谷～東京 下諏訪岡谷～岩村田 下諏訪岡谷～岩村田	6日	10貫目前後4個未満	4.6	
			屑物			6日	10貫目前後4個以上	4.4
			屑物			5日	10貫目前後4個未満	4
			屑物			5日	10貫目前後4個以上	3.6
屑物	2日	10貫目前後4個	1.3					
明治24年 (1891)	塩川倉庫会社	小諸中牛馬会社	生糸	小諸～横浜	3日	12貫目前後	—	
			提糸			小諸～横浜	3日	10貫目前後
			屑物	小諸～前橋	5日	12貫目前後	—	
			屑物	小諸～横浜	3日	12貫目前後	—	
			繭類	小諸～前橋	5日	8貫目前後	—	

出所：小山家文書の諸契約書をまとめて作成した。

表6-7 明治15~18年第十九国立銀行が取組為替荷物の運送明細表

年代	諏訪伊那荷主	横浜委託商店	器械生糸			屑類、繭類		
			個数(個)	正目(貫目)	保険原価(円)	個数(個)	正目(貫目)	保険原価(円)
明治15年 (1882)	三井仁兵衛(諏訪郡) 新村国一郎 武居代次郎 尾澤金左衛門(諏訪郡) 松浦福二郎 小松常重(諏訪郡) 古国吉郎次 武居権造 竹内勝造 萩原國助 松本長兵衛 馬瀬金人 野澤善四郎 小松嘉代 林仙右衛門 尾澤辰之助 柴宮五郎	原善三郎 茂木惣兵衛 同伸会社 貿易商会 松浦嘉兵衛 野澤忠兵衛 外村両半 若尾幾造	121	1,152	60,182	383	3,073	19,274
明治16年 (1883)	開明社(諏訪郡)	外村両半	3	28	1,200			
	片倉兼太郎(諏訪郡)	小野光景 柏木商店	46	384	14,900	—	—	—
	黒澤鷹次郎殿	茂木惣兵衛	1	10	225			
	合計		50	421	16,325	—	—	—
明治17年 (1884)	開明社 6月~12月	小野光景	375	3,395	116,300			
	三井仁兵衛	原善三郎	7	62	1,960	—	—	—
	昌信社	小野光景	41	391	12,668			
	片倉伴蔵	柏木商店						
	合計		427	3,848	130,928	—	—	—
明治18年 (1884)	開明社	小野光景 渋沢商店	496	4,591	157,600			
	明十社(上伊那郡)	茂木惣兵衛殿	14	148	3,700			
	小林伊助	若尾幾造	5	47	1,500			
	北澤文右衛門(上諏訪)	若尾幾造	3	—	900			
	昌信社 片倉幾太郎(諏訪郡)	柏木商店	11	109	3,600	—	—	—
	宮坂市郎殿(諏訪郡)	同伸会社	4	28	39			
	○竜社 北原政造(上伊那郡)	原 善三郎	21	190	6,300			
	宮田製糸組(上伊那郡)	小野光景	10	91	3,000			
	中伊那組	小野光景	4	38	1,250			
	平沢源吉(上伊那郡)	小野光景	—	—	—	12	96	520
公信社(諏訪郡)	若尾幾造 安達商店	—	—	—	15	139	4,700	
	合計		568	9,513	325,142	27	235	5,220

元帳簿正目と保険原価の部分は書抜きとところがあるので、この数字は記録した数字のままをまとめたが、多少実際の数字より小さいと考えられる。

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「十九国立銀行為替荷物受払帳」により作成

表6-8 明治23年小樽市牛馬会社農防岡谷地方為難物運送表

小井川支店				小井川支店				商谷分社			
日付	出荷主	荷物	保険料(円)	日付	出荷先	荷物	保険料(円)	日付	出荷先	荷物	保険料(円)
3月12日	山小	生皮手	30	1月21日	〇五	器機生糸	3	1月13日	山喜	器機生糸	2,22
3月27日	山小	生皮手	14	3月4日	口土	屠 出壳 蠶 玉 屑	9	4月6日	山一〇	器機生糸	22
3月30日	山小	玉蠶	9	5月5日	山一	器機生糸	4	4月17日	山一〇	器機生糸	36
3月12日	山小	生皮手	2	6月10日	入市	器機生糸	7	4月25日	山一〇	器機生糸	0
5月30日	山小	生皮手	10	6月8日	入市	器機生糸	8	4月26日	山一〇	器機生糸	38
3月30日	山小	生皮手	5	6月12日	入市	器機生糸	14	6月22日	山一〇	器機生糸	20
6月7日	〇ス	器機生糸	4	6月13日	山二	器機生糸	2	6月22日	山一〇	器機生糸	40
6月12日	〇ス	器機生糸	13	6月16日	力不中	器機生糸	5	6月22日	X一	器機生糸	7
6月21日	〇ス	器機生糸	8	6月22日	力不中	器機生糸	4	6月23日	山山〇	器機生糸	2
6月22日	〇ス	器機生糸	7	6月22日	山二	器機生糸	4	7月1日	X一	器機生糸	8
6月23日	〇手	器機生糸	4	6月22日	入市	器機生糸	17	7月1日	山一〇	器機生糸	38
7月8日	〇手	器機生糸	18	6月26日	X一力	器機生糸	10	7月1日	山〇	器機生糸	2
7月15日	〇中	器機生糸	2	6月26日	力不中	器機生糸	5	7月11日	山一〇	器機生糸	48
7月15日	〇中	生皮手	5	6月26日	山二	器機生糸	4	7月11日	X一	器機生糸	8
7月16日	〇中	器機生糸	2	6月28日	〇手	器機生糸	4	7月13日	山〇	器機生糸	2
7月17日	〇ス	器機生糸	10	7月1日	力不中	器機生糸	4	7月21日	山一〇	器機生糸	42
7月17日	力不夕	生皮手	10	7月23日	入市	器機生糸	20	7月21日	X一	器機生糸	8
7月17日	力不夕	生皮手	24	7月25日	〇手	器機生糸	6	7月21日	山一〇	器機生糸	9
7月17日	〇中	器機生糸	2	7月26日	力不三	器機生糸	37	7月31日	X一	器機生糸	40
7月18日	〇ス	器機生糸	10	7月26日	山二	器機生糸	4	8月9日	山〇	器機生糸	2
7月18日	〇〇	器機生糸	1	7月26日	力不中	器機生糸	4	8月9日	山一〇	器機生糸	44
7月20日	力不夕	生皮手	20	7月29日	〇平	器機生糸	14	8月11日	X一	器機生糸	8
7月23日	〇中	器機生糸	2	7月31日	山二	器機生糸	4	8月11日	山〇	器機生糸	2
7月25日	〇中	器機生糸	2	7月31日	〇手	器機生糸	6	8月18日	山〇	器機生糸	2
7月28日	〇ス	器機生糸	17	8月1日	力不中	器機生糸	5	8月27日	X一	器機生糸	9
7月9日	〇中	器機生糸	2	8月2日	入市	器機生糸	20	8月30日	山〇	器機生糸	3
7月31日	〇中	器機生糸	2	8月6日	力不中	器機生糸	4	9月6日	山一〇	器機生糸	60
8月1日	〇中	器機生糸	2	8月7日	〇手	器機生糸	6	9月7日	X一	器機生糸	10
8月2日	力不夕	生皮手	16	8月8日	山二	器機生糸	4	9月16日	山一〇	器機生糸	46
8月5日	力不夕	生皮手	9	8月11日	山二	器機生糸	4	9月16日	X一	器機生糸	9
8月5日	力不夕	生皮手	17	8月11日	力不中	器機生糸	5	9月24日	山〇	器機生糸	3
8月6日	〇明	器機生糸	4	8月13日	力不三	器機生糸	50	9月26日	X一	器機生糸	10
8月6日	〇明	生皮手	2	8月13日	入市	器機生糸	18	9月26日	山一〇	器機生糸	46
8月6日	〇明	器機生糸	2	8月14日	〇手	器機生糸	6	10月8日	山一〇	器機生糸	40
8月6日	〇明	器機生糸	4	8月16日	入市	器機生糸	20	10月8日	X一	器機生糸	9
8月6日	〇中	生皮手	3	8月17日	〇平	器機生糸	9	10月8日	山〇	器機生糸	2
8月7日	〇ス	器機生糸	6	8月17日	山二	器機生糸	4	10月9日	山一〇	器機生糸	2
8月8日	力不夕	生皮手	6	8月17日	力不中	器機生糸	5	10月16日	山一〇	器機生糸	34
8月8日	力不夕	生皮手	8	8月18日	〇イ	玉 屑	8	10月17日	X一	器機生糸	7
8月8日	〇ス	器機生糸	6	8月20日	〇手	器機生糸	6	10月25日	山〇	器機生糸	2
8月8日	〇中	器機生糸	2	8月20日	山二	器機生糸	4	10月26日	山一〇	器機生糸	36
8月9日	〇中	器機生糸	2	8月27日	山二	器機生糸	4	10月26日	X一	器機生糸	6
8月11日	〇正	器機生糸	4	8月27日	力不中	器機生糸	5	10月31日	X一	器機生糸	6
8月11日	〇明	器機生糸	4	8月27日	〇手	器機生糸	6	11月6日	山一〇	器機生糸	40
8月11日	〇中	器機生糸	2	8月30日	〇手	器機生糸	4	11月6日	山〇	器機生糸	2
8月13日	〇中	器機生糸	2	9月4日	〇手	器機生糸	5	11月6日	X一	器機生糸	6
8月14日	〇中	器機生糸	2	9月6日	入市	器機生糸	13	11月6日	X一	器機生糸	6
8月14日	〇中	生皮手	2	9月6日	入市	器機生糸	18	11月12日	山一〇	器機生糸	32
8月14日	〇中	器機生糸	2	9月7日	力不中	器機生糸	4	11月16日	山一〇	器機生糸	5
8月15日	〇中	器機生糸	2	9月7日	力不中	器機生糸	6	11月26日	山一〇	器機生糸	36
8月15日	〇明	器機生糸	4	9月7日	力不中	器機生糸	5	12月2日	山〇	器機生糸	3
8月16日	〇ス	器機生糸	12	9月8日	山二	器機生糸	4	12月6日	山一〇	器機生糸	38
8月16日	〇中	器機生糸	2	9月11日	力不中	器機生糸	6	12月6日	山一〇	器機生糸	38
8月17日	〇ス	器機生糸	3	9月11日	入市	器機生糸	18	12月17日	山一〇	器機生糸	38
8月17日	〇〇	器機生糸	1	9月13日	山二	器機生糸	4	12月26日	X一	器機生糸	5
8月19日	力不夕	生皮手	30	9月13日	〇手	器機生糸	5	12月28日	山一〇	器機生糸	39
8月19日	〇明	器機生糸	4	9月16日	力不中	器機生糸	6	山山〇	器機生糸	2	
8月19日	〇明	器機生糸	4	9月16日	山二	器機生糸	4	山山〇	器機生糸	8	
9月3日	〇中	器機生糸	2	9月19日	〇手	器機生糸	6	山山〇	器機生糸	1062	
9月3日	〇中	器機生糸	2	9月19日	〇手	器機生糸	6	山山〇	器機生糸	340.197	
9月3日	〇中	器機生糸	2	9月22日	力不中	器機生糸	5				
9月3日	〇中	器機生糸	2	9月22日	山二	器機生糸	4				
9月3日	〇中	器機生糸	2	9月22日	入市	器機生糸	19				
9月3日	〇中	器機生糸	3	9月22日	山二	器機生糸	4				
9月3日	山〇	器機生糸	2	9月23日	〇手	器機生糸	8				
9月3日	〇明	器機生糸	4	9月23日	〇平	器機生糸	2				
9月5日	力不夕	生皮手	39	9月25日	〇十	器機生糸	50				
9月6日	〇ス	器機生糸	16	9月25日	生皮手	器機生糸	50				
9月6日	〇中	器機生糸	2	9月26日	力不中	器機生糸	5				
9月6日	〇明	器機生糸	5	9月28日	山二	器機生糸	6				
9月6日	〇中	器機生糸	2	9月29日	〇手	器機生糸	6				
9月7日	〇中	生皮手	3	9月30日	〇平	器機生糸	13				
9月7日	〇明	器機生糸	4	10月1日	力不中	器機生糸	5				
9月7日	〇明	器機生糸	2	10月2日	入市	器機生糸	16				
9月7日	〇明	器機生糸	4	10月3日	〇手	器機生糸	4				
9月7日	〇明	器機生糸	2	10月4日	山二	器機生糸	4				
9月7日	〇明	器機生糸	4	10月9日	〇手	器機生糸	6				
9月11日	〇中	生皮手	2	10月9日	山二	器機生糸	4				
9月11日	山〇	器機生糸	2	10月9日	山二	器機生糸	4				
9月12日	力不夕	生皮手	30	10月11日	〇手	生皮手	26				
9月13日	〇中	器機生糸	2	10月12日	入市	器機生糸	16				
9月13日	〇明	器機生糸	4	10月13日	力不中	器機生糸	4				
9月14日	力不夕	生皮手	15	10月14日	〇手	器機生糸	4				
9月14日	力不夕	生皮手	21	10月15日	〇改	器機生糸	1				
9月15日	〇中	儀 ツマミ	8	10月17日	山二	器機生糸	4				
9月16日	〇中	器機生糸	2	10月17日	力不中	器機生糸	5				
9月18日	〇中	器機生糸	2	10月19日	〇手	器機生糸	2				
9月18日	〇ス	器機生糸	15	10月21日	入市	器機生糸	18				
9月19日	〇中	生皮手	2	10月21日	力不中	器機生糸	5				
9月19日	〇中	器機生糸	2	10月21日	山二	器機生糸	4				
9月20日	山〇	器機生糸	2	10月8日	力不中	器機生糸	50				
9月21日	〇明	器機生糸	5	10月24日	〇手	器機生糸	5				
9月22日	〇中	器機生糸	2	10月26日	力不中	器機生糸	5				
9月22日	〇ス	器機生糸	6	10月28日	山二	器機生糸	4				
9月23日	〇中	器機生糸	2	10月28日	〇手	器機生糸	6				
9月23日	力不夕	生皮手	27	10月28日	〇平	器機生糸	4				
9月24日	〇ス	器機生糸	5	10月30日	〇手	器機生糸	10				
9月24日	〇中	器機生糸	5	10月31日	入市	器機生糸	18				
9月24日	〇明	器機生糸	5	11月2日	力不中	器機生糸	7				
9月26日	〇中	器機生糸	2	11月2日	〇手	器機生糸	5				
9月26日	力不夕	生皮手	21	11月3日	〇	生皮手	11				
9月28日	〇中	器機生糸	2	11月6日	力不中	器機生糸	5				
10月2日	〇中	器機生糸	2	11月8日	〇手	器機生糸	5				
10月2日	〇中	生皮手	2	11月11日	入市	器機生糸	15				
10月2日	〇ス	器機生糸	14	11月11日	力不中	器機生糸	6				
10月3日	山〇	器機生糸	2	11月12日	山山二	生皮手	51				
10月3日	山〇	器機生糸	2	11月13日	〇手	器機生糸	4				
10月3日	山〇	器機生糸	2	11月14日	〇平	器機生糸	6				
10月3日	山〇	器機生糸	2	11月14日	山二	器機生糸	4				
10月8日	山〇	器機生糸	13	11月16日	山二	器機生糸	4				
10月8日	〇中	器機生糸	2	11月21日	〇手	器機生糸	4				
10月12日	〇ス	器機生糸	6	11月21日	力不中	器機生糸	10				
10月13日	〇ス	器機生糸	4	11月21日	力不三	器機生糸	14				
10月											

表7-1 明治5~8年間小諸中牛馬會社荷物弁償金詳細（1872~1876）

年代	日付	損害弁償原因	出荷地	荷受地	幸領か馬士の所属と名前	弁償金	弁償金の支払割合	
明治5年 (1872)	10月9日	刻煙草5箱之内1箱20玉水入大濡れ外2馬士駄ちん損	高崎赤坂茂木屋和忠次出	上田原町馬屋助次郎行	廣戸村弥吉持	6兩3末	内2兩3末主勤弁引而4兩2分弁金10月11日馬士へ渡	
	11月16日	生餅500目切	—	上田万屋栄左衛門行	—	2分	—	
明治6年 (1873)	1月6日	山三新白砂2樽漏川へ落し水入大濡れ弁償	高崎本町山正一百足屋弥七出	長野町釘屋三郎右衛門行	馬士 藤塚、久助持	17兩1分300文	不明	
	1月11日	砂糖糖石入弁償	高崎本町山正一百足屋弥七出	長野町高田屋茂兵衛行	—	1兩	不明	
	2月23日	駄書油取弁償	—	小諸荒町益屋儀助	—	1分350文	小諸會社	
	3月1日	山久砂糖水入弁償	—	小諸本町角屋権兵衛へ	—	1分2末600文	小諸會社	
	—	砂糖600目切弁償	—	上田原町山久屋屋吉入	山浦村弥次郎持	—	不明	
	3月1日	—	—	—	—	300文	小諸會社	
	4月6日濟方	石油打返1箱遺失弁償	—	松本波多屋庄吉行	山浦村武三郎持	3兩2分	數 2兩2分1貫283文駄2分1貫17文	
	1月11日	八印蠟糸	四ヶ峯横沢元右衛門出	—	—	2	小諸會社	
	4月17日	仕〇ちん礼1分	—	八一荷主へ	—	5	小諸會社	
	18日	羅罐代2末	—	仁助へ礼	—	1貫700文	小諸會社	
	—	砂糖600目切弁償	—	同人行	—	3貫	小諸會社	
	10日	藍玉送還 上田往返駄書弁償	—	上田会社入	踏十、善之助持	1分1貫	小諸會社	
	9月	カラス大庇	—	—	—	21	内14兩荷主方損分7兩 会社より弁償 此内4兩2分 当会社より出金 12月14日渡 2兩2分 社中人出金 損高内荷主、才領、小諸會社三つ割	
	3月29日	餅計 カラス大庇み弁償	高崎出	上田万屋金右衛門行	田中由兵衛持	2兩	—	
	4月5日	汚籠3個落し放し弁償	高崎路屋孫兵衛出	長野路屋久兵衛行	—	2兩1分2末	—	
	5月7日	口大藍玉上田へ送還往返駄書弁償	—	—	八藏持	2分	—	
	5月	舶來油打返1樽損失 右	—	上田屋屋三郎行	—	12兩	荷主、馬士、小諸會社三つ割	
	5月24日	山土生糸濡れ荷作り分弁償	山十	—	—	3分1末125文	—	
	6月17日	瀬戸物痛弁償	—	—	山浦村宇太郎持	1末20文	—	
	6月22日	長野〇太物1箇水入引取弁償行	—	—	—	3兩2分1貫500文	—	
	6月28日	荷物紛失弁償	高崎出	中込村横和屋國太郎	面替村雀吉持	1兩3分350文	面替村雀吉より弁償	
	7月9日	砂糖 2樽400目切の弁償	—	上田海産屋秀三行	—	2貫目	—	
	8月17日	琉球包 1個 大ぬ道に付	荷主東京 高崎強田屋伊兵衛出	上田坂屋啓助入	廣戸村左次郎持	5兩之内2.5兩弁償	外二3末315文駄銀、450文駄書	
	8月30日	砂糖目切800目分弁償	—	上田萬屋八右衛門行	—	1分400文	—	
	9月3日	山土半箇之内元結ぬ道、5兩の内弁償	飯田才領八田屋久太郎持 小諸會社次	安中会社入	—	2兩2分	是八安中会社へ調出可致分	
	9月	〇イ元結4箇水入二付弁償	飯田澤柳屋万平より	小諸會社次出高崎會社入	廣戸弥作持	22兩50銭	外中村〇高崎行入費	
	6月	上州豊岡二而候所又三郎より馬二至急より水水入大濡れ元結4箇水入二付	飯田澤柳屋万平	〇イ印	—	66.22兩損毛	10兩50銭引物売別 22兩72銭荷主勤弁 10兩50銭右又三郎出金 22兩50銭小諸會社弁償 小山善平へ渡	
	10月5日	力ネ● 刻煙れ弁償	—	—	—	2分1貫目	—	
	19日	鞍籠箱送還往返駄書弁償	—	—	市町大和屋岩吉行	2末900文	—	
	10月31日	夜中 軽井馬十穂油一取紛失弁償	福荷山 六郎左衛門	—	—	1分	—	
	11月5日	高田種小付取落 〇七 傳石前門殿行人力弁償	—	—	—	1兩3分2末	—	
	11月15日	高田種所持越後蜜種1個取落に付き上田會社へ取に行く力車往返入費	上田会社出	—	—	1兩3分2末	上田会社出す	
	21日	梅花油溢し減り分弁償	高崎和泉屋庄八次出	上田中屋六太郎入	藤次郎持	1兩	—	
	11月20日	杏干目切 弁償	小諸會社出	山正一百足屋弥七行	茂沢村長次郎持	2分	—	
	11月14日	カラス大庇割合弁償	高崎出	上田若松屋忠右衛門	社中未吉、与作持	21兩	14兩荷主損 7兩小諸會社弁金 此内 2兩2分馬士土人出金	
	12月2日	山宗生糸増價 弁償	—	—	八瀧村市太郎持	1分	—	
	4月	八印蠟糸2箇水入弁償内渡 12月14日	四ヶ峯 横沢元右衛門出	高崎行	梨澤村安吉	5兩之内 2.5兩弁償	—	
	12月14日	同上水入手入荷造分弁償	—	—	—	2分450文	—	
12月29日	生糸1箇水入に付入費弁償	須訪林善右衛門分小諸會社出	松井田行	平原村兼助持	1兩3分	—		
12月29日	余荷	—	—	松代馬士松藏	2分	—		
12月26日	石油2樽贈還大日向へ送取返駄書	長野	上州向井行	—	1兩3分2末100文	—		
明治7年 (1874)	2月28日	藍玉送還駄書弁償	—	海野行	—	2貫200文	—	
	3月8日	砂糖石入弁償	高崎百足屋山正一弥七出	長野力ネ七行	—	2分	—	
	9日	渡々荷書足し	飯田紙屋銀三郎	—	—	600文	—	
	3月8日	砂糖1樽水入弁償	高崎百足屋山正一弥七出	上田萬屋重次郎行	四谷村才次郎持	1兩1分	外駄書 馬士だん成	
	—	水豆1箱打返弁償	高崎百足屋山正一弥七出	—	面替村藤藏持	2分	外駄書 馬士だん成	
	3月15日	薄花四反水入弁償	扇屋行	—	—	1分	—	
	2月29日	當国生坂	—	—	—	24兩1分417文	小山善平へ渡2月9日渡	
	3月31日	荷物水入二付ぬ道荷造方出誤入費	小諸會社出	松井田行	〇州幸領塚煙三郎持	2兩3分2末	—	
	4月6日	石籠小1個傷弁償	〇州荷主	—	馬士三ツ谷村嘉三持	1分2末	—	
	4月	石筆痛弁償	小諸會社出	上田油屋権右衛門行	馬士 加増村善十持	—	—	
	4月13日	〇正〇本 石筆痛弁償	—	—	—	3兩2貫300文	—	
	4月13日	荷物水入弁償	—	—	四ッ谷村弥作持	3兩4貫110文	内 1兩2分3末230文 弥作より取	
	4月27日	砂糖400目切弁償	—	上田水野重助行	—	4分	—	
	7月18日	△△ 蜜種1箇高崎送還帰書弁償	—	—	—	0.37	—	
	10月3日	力ネ大荷物上田へ贈還送り戻弁償	—	戸田行	—	0.1	—	
	6月17日	菓子2箱痛弁償	—	上田若松屋長右衛門行	善助持	1.5565	—	
	3月8日	砂糖水豆弁償太〇	—	—	面替村藤藏持	2兩1分3末	—	
	—	力ネ水豆〇本不足弁償	高崎出	佐藤可也入	四ッ谷村才次郎持	—	—	
	—	カラ又痛弁償 未定	—	上田万屋金右衛門行	田中由兵衛持	—	—	
	4月	蠟糸入	八印 横沢元左衛門	—	—	—	—	
	4月17日、18日	仕〇ちん、七人仁助礼羅罐代	—	—	—	1分2末3貫700文	小諸會社	
	6月17日	カラ又弁償	和〇八太郎	—	上田 榮兵衛持	1.55	葉石引ノ75	
	10月24日	力ネ八割1箇濡れ荷弁償	—	—	小山善平渡	4	小山善平へ渡し	
	12月21日	濡れ取調合 長野油田屋藤七殿集合立会頼屋飯書出	長野山久麻屋傳兵衛	—	御領和四郎持	1.82	損耗半分小諸會社弁償	
	10月24日	濡れ取調合 長野油田屋藤七殿集合立会頼屋飯書出	長野山久麻屋傳兵衛	—	御領和四郎持	0.035 飯代 0.02 郵便出入	小諸會社	
	11月18日	力ネ中黒五樽紛失弁償	—	山正一吉兵衛へ	—	1.75	—	
	12月15日	小秤2錠紛失弁償	—	南方 徳十	—	1.375	—	
	11月20日	山正一行杏干弁償	—	—	茂沢村長五郎持	2分	—	
	3月8日	砂糖岩石入弁償	—	山正一吉兵衛	—	2分	才次郎弁金	
	—	氷掛水入	—	—	面替村千代藏	2兩1分3末	—	
	明治8年 (1875)	2月10日	西年中桐油2枚紛失許方弁償	—	屋代沢唐木銀三郎	—	0.75	小諸會社
		4月9日	山土生糸1箇濡れ弁償	—	上州新井村上原清七	—	—	110兩小諸會社出金
		4月9日	馬合羽痛品引取弁償	—	上田万屋金右衛門	—	2	但面替村廣吉より出金
		5月18日	心調 一ヶ年余延着二付荷主損毛弁償立替	—	小山善平へ	—	12	小諸會社
		5月26日	山加尾張袋1個弁償	—	—	—	0.075	小諸會社
10月1日		〇田麻荷抜弁償	—	—	長野幸領源藏へ	2	小諸會社	
10月10日		小付取落駄書弁償	—	—	上田荒井庄吉へ	0.1	小諸會社	
10月11日	明治7年7月桐油紛失弁償	—	—	—	0.3	小諸會社		
明治9年 (1876)	1月17日	明治8年荷物送還弁償	—	小布施金作	—	0.474	小諸會社	
	2月16日	明治9年12月石油弁償	—	飯田才領久太郎	—	0.25	小諸會社	

出所：長野県小諸市小山家文書 「明治五年十月ヨリ 荷物辨償金調帳」 により作成。

表7-2 1886年小諸中牛馬会社弁償金明細 (単位:円)

日付	入の部	出の部	摘要
1月10日		0.09	大子行フクラゲ坂ヶ弁償二付払
1月10日		0.2	上田町寄沢行寄撥弁償費
1月11日		0.1	飯田丸藤荷物一個間違にて横川へ送り〇弁償費
1月13日		0.25	白田村大榎屋宇内殿中総弁償費割合二テ帳場へ渡払
2月3日		0.15	上田町半田鉛目切弁償費二テ渡払
2月3日		1.2	カネタ塩鱈一俵の弁償費二テ塩川取計の分渡
4月10日		0.025	山屋備平殿マツチ1ターヌ抜弁償費二テ渡払
4月10日		0.215	一山●2月18日石油目切弁償の費
5月20日		2.25	経井沢出張店入キフ紛失弁償費帳場立換の分帳場へ払
5月22日		0.2	志ノ井分社へ卯外行砂箱目切二付弁償費本月18日分二テ帳場へ渡払
6月3日		4	長野島屋吉吉殿ゆず抜弁償費にて払
7月2日		0.8	高孫へ荷物間違にて付弁償費帳場立換分払
7月20日		0.8	大和屋 岩殿殿寄荷2荷不渡すに付弁償費二テ帳場へ渡し払
7月24日		1.2	上田町分社へ松本出テイル痛 弁償費帳場へ渡し払
7月24日		1.064	上田町分社へ野沢出齋痛弁償割合帳場へ渡し払
7月30日		0.025	長野町 駿河屋助殿 マツチ1ターヌ抜弁償費上田分社へ出候分帳場へ渡し払
7月31日		0.156	香具屋 兼次郎殿上田町湯屋新右衛門殿行水油八合目切弁償費二テ帳場へ渡し払
8月31日		0.575	上田町 山吉へ鉄目切弁償費帳場立換の分帳場へ渡
9月6日		0.05	三角久へマツチ2箱不足にて付弁償費にて上田分社へ払
9月22日		0.06	長野町 西沢へ同店行書籍不足にて付弁償費二テ帳場へ渡払 但し7月18日と
9月22日		0.5	同所 三角店へ同店行工總毀二テ弁償費二テ帳場へ渡払 但し7月13日と
9月22日		0.05	上田町 山本屋へ同店入徳利1本毀し弁償費帳場へ渡払 但し9月2日と
9月22日		0.525	同所 木村へ同店行紅鉢痛弁償費帳場へ渡払 但し9月8日と
9月22日		0.06	同所 木村へ同店行万古4つ毀し弁償費帳場へ渡払う 但し同断
9月28日	0.9		横川分社より桐油1枚破毀弁償費二テ請取候分帳場より請取
10月5日		0.09	三角長野商社へ24個内1個中工總痛に付弁償費帳場へ渡払
11月8日		0.4	上田町 山松印 瓶痛弁償費立換の分二テ帳場へ渡払
11月8日		0.26	上田町 〇嶺へ同所行瀬戸痛み弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		0.19	上田町 酢蔵へ同所入鉄物目切弁償費立換分帳場へ渡払
11月8日		0.3	松本 山〇店へ18年8月15日分 同所入ふし目切弁償費立換分帳場へ渡払
11月8日		0.3	松代 〇山店へ2月21日と 同所入焼具目切弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		0.5	松代 山主店へ同所入油目切弁償費立換の分帳場へ渡し払
11月8日		0.06	上田 川島へ10月27日と 南京定目切弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		0.2	稲荷山 山山中店へ8月4日と 砂糖目切弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		0.2	長野〇柳店へ8月26日と 砂糖目切弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		0.5	長野〇店へ6月6日と 総目切弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		1.7	第19国立銀行保険に付〇サ印痛物濡目切弁償費立換の分帳場へ渡払
11月8日		0.045	上田松屋店へ同所行瀬戸痛弁償費立換の分帳場へ渡す
11月8日		0.4	長野三角店へ10月17日と同所行缶詰4本弁償費立換の分帳場へ渡す
11月8日		0.225	松村店へ同所行瀬戸痛弁償費立換分帳場へ渡す
11月14日		0.09	上田 瀧沢へ同所行サンマ不足にて付弁償費立換分帳場へ渡払
11月14日		0.09	山〇店へ同所行苧荷間違にて付弁償費帳場立換分帳場へ渡払
11月14日		0.077	山山三店へ同所行コシロ不足にて付弁償費立換分帳場へ渡し払
12月8日		0.5	上田分社へ同店入サンマ抜け弁償費立換分帳場へ渡払
12月8日		0.2	上田町万才ラン痛み弁償費立換の分二テ帳場へ渡す
12月8日		0.075	山々三へサンマ抜弁償費帳場立換の分二テ渡払
12月8日		0.35	鯛1枚被取候弁償費立換の分二テ渡払 12月7日
12月8日		0.49	和田箱支店へ須坂行荷物遺失損の分二テ調帳へ渡払
12月30日		1.2	上田出高崎終由入額目切弁償費五社割合当社掛分二テ帳場へ渡払
12月31日		0.085	瀬戸屋 五兵衛殿追分油屋行紅鉢1個痛弁償費二テ払
1月14日		0.77	柳太茂十郎殿 大豆3斗切半高弁償費二テ帳場へ渡し払
2月4日		0.25	松本上●店へ 石油目切にて付弁償費二テ帳場へ渡払う 4月6日分
2月4日		0.4	長野金子店へ 総目切にて付弁償費帳場へ渡払う 8月18日分
2月4日		0.29	同 カネ入店へ フクラゲ3本不足にて付弁償費帳場へ渡払 8月15日
2月4日		0.6	同 斜井店へ 石油目切にて付弁償費にて帳場へ渡払 12月30日
2月4日		0.95	上田酢蔵へ 鉄目切弁償費二テ帳場へ渡払 12月15日分
2月4日		1	同一山●へ 石油目切にて付弁償費にて帳場へ渡払
2月4日		0.88	同〇太店へ 坂荷にて付弁償費にて帳場へ渡払 12月30日分
2月4日		0.5	上田〇一山店へ 荷痛にて付弁償費にて帳場へ渡し払 12月9日分
2月4日		0.7	同布 半へ 同所入荷物濡に付弁償費にて帳場へ渡し払 9月5日分
2月4日		1.5	同山吉店へ 同所入石油目切にて付弁償二テ帳場へ渡払 9月23日分
2月4日		0.33	同島田屋へ 同所入板痛に付弁償費にて帳場へ渡払 11月26日分
2月4日		0.2	同池田店へ 同所入豆目切にて付弁償費にて帳場へ渡払 12月20日
2月4日		2	同山〇店へ 担荷弁償費二テ帳場へ渡し払
2月4日		0.831	帳場へ 大●松本行荷物目切にて付弁償費割合分二テ渡払
2月4日		0.324	カネ主店へ 同所行荷物濡二付弁償費にて帳場へ渡払 7月23日分
2月4日		0.57	上田瀧沢へ 同所入サンマ抜けに付弁償費二テ帳場へ渡払 10月22日分
2月4日		0.478	同池田屋へ 同所入坂荷にて付弁償費二テ帳場へ渡し払 12月12日
2月4日		0.633	松代〇一〇店へ 同所入瓶痛に付弁償費にて帳場へ渡し払 10月20日分
2月4日		0.15	上田本部へ 同所行瀬戸痛に付弁償費にて帳場へ渡払う 10月22日分
2月4日		0.807	同山主店へ 荷物延日不渡りの分二テ帳場へ渡し払 10月22日分
2月4日		1.5	同斜井店へ 同所入荷物延日高価二付不渡り割合分二テ帳場へ渡し払
2月4日		0.225	同柳池田田兵衛殿 担荷間違にて付弁償費不足払二テ帳場へ渡し払
2月18日		0.817	長野カネモ 店へ 同店行サラマ石入にて付弁償費帳場へ渡し払
2月22日		1.13	帳場へ 綿荷物遺失損割合分二テ渡し払
2月22日		0.45	帳場へ砂糖払違損の割合分二テ渡し払う
2月22日		5.75	長野△社件費用各社割合分二テ渡し払 帳場へ12月7日分
2月22日		0.35	帳場へ長野△久件二テ電賃料にて渡し払
2月22日		2.1	帳場へ 天保銭抜け弁償割合分にて渡し払
2月22日		0.78	帳場へ山口荷物払違損にて渡し払
2月22日		0.73	帳場へ 山上綿払違損二テ渡し払
2月22日		0.53	帳場へ 天保銭紛失費用分にて渡し払
2月22日		29.5	帳場へ 櫻板の損金分二テ渡し払
2月22日		2.2	帳場へ 稲荷山分社唐沢へ送りタル手拭代金の損分二テ渡し払
2月24日		0.49	帳場へ 上田継き山屋行〇駄〇渡りの分二テ渡し払 18年11月8日分
2月24日		0.73	帳場へ 上田継き松本北村行油痛弁償費割合にて渡し払 18年11月13日
2月24日		3.959	帳場へ 並崎行桑苗弁償割合分二テ渡し払 19年3月20日分
2月24日		0.765	帳場へ 口太荷痛に付〇不渡分二テ渡し払 19年3月30日分
2月24日		5.19	帳場へ △行綿荷間違弁償割合分二テ渡し払 19年10月4日
2月24日		1	帳場へ 長野行荷物弁償割合分二テ渡し払 19年10月6日分
2月24日		0.861	帳場へ 太出具石入にて付弁償費割合分二テ渡し払 19年10月13日分
3月3日		0.45	帳場へ 長野〇久行鉄不足弁償費二テ渡し払 19年11月3日分
3月3日		0.28	上田柳田店へ 同店行マツチ弁償費二テ帳場へ渡し払
3月3日		0.385	長野〇〇へ
3月3日		0.124	長野島形甲店へ
3月3日		0.175	帳場へ 高崎行請負の損金にて渡し払
3月3日		0.125	帳場へ 油〇抜けの弁償費二テ渡し払
合計	0.9	113.3	
差引		112.4	

出所:長野県小諸市小山五左衛門家文書明治19年「年費帳簿」により。  
 注:帳面の日付は1886年1月~1887年3月までであるが、これら弁償金を払う日付だと考える。実際の損害が発生するのは1886年間であった。

表7-3 第十九銀行諏訪出張所から請負う製糸荷物保険関係詳細（1887年5~9月）

名目 元発地方	器械生糸 (個)	生皮芋 (個)	保険料 (円)	銀行手数料 (円)	弁償金 (円)	割合収益金 (円)	岡谷分社割合収益金 (円)	小諸会社割合収益 金 (円)
飯田元発	508	—	467.72	39.15	8.85	104.927	104.927	209.854
赤穂元発	278	—	—	—	—	—	—	—
宮田元発	22	—	11.122	1.1	—	2.5	2.5	5
岡谷元発	636	—	240.26	31.8	6.109	—	67.451	134.903
小井川元発	279	161	150.25	19.316	11	12.221	—	109.993
上諏訪元発	17	—	8.04	—	—	2.397	—	4.793
合計	1740	161	877.4	91.366	25.959	122.045	174.878	464.543

出所：長野県小山五左衛門家文書『運賃立替帳 第二号』 明治20年（1887）

表7-6 1891年第四十国立銀行上田支店取扱保険貨物調

諏訪濱半平取扱				
	個数	駄数	割合（1駄に付）	取立保険料
生糸	421	105.3	0.25	26.303
屑物	192	48	0.15	7.2
上伊那宮田取扱				
生糸	175	43.75	0.25	10.938
屑物	102	0.15	0.15	3.825
合計	—	—	—	48.265

出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書  
明治25年4月29日（1892）



表7-4 中牛馬会社が請負保険貨物契約一覧表

年代	出荷方	請負方 出荷扱方	運送路線	品名	保険料 (原価千円に付)
明治9年7月 (1876)	長野県為替方彰真社	長野中牛馬会社 上田中牛馬会社 小諸中牛馬会社 松井田中牛馬会社	長野～倉賀野	生糸 生綿	0.18
				菓売 太糸	0.075
				生皮芋	
				糸繭	0.1
明治14年8月 (1881)	小諸銀行	小諸中牛馬会社	小諸～横浜	生糸 玉糸	1
				屑物 真綿	2.5
				出売繭 本繭 玉繭	4
明治15年4月 (1882)	松代第六十三国立銀行	中牛馬会社	松代～横浜	生糸 玉糸	1
				屑物 真綿	2
				出売繭 本繭 玉繭	3
明治15年6月 (1882)	布施銀行小諸支店	小諸中牛馬会社	小諸～横浜	生糸 玉糸	1
				屑物類 真綿	2.5
				出売繭 本繭 玉繭	4
明治15年8月 (1882)	長野田中組	中牛馬会社	長野 篠ノ井 中野 ～東京 横浜	生糸 玉糸	1
				熨斗糸 生皮	2
				出売繭 生繭 玉繭	3
明治15年力 (1882)	上田第十九国立銀行	上田中牛馬会社 小諸中牛馬会社	上田～横濱	生糸 生皮芋	1
				出売繭	
明治16年 (1883)	依田銀行	小諸中牛馬会社	小諸～横浜	生糸	1
				屑物類	2
明治16年 (1883)	田中組松本店	小諸中牛馬会社 小諸中牛馬会社岡谷出	諏訪地方～東京 横浜	生糸	2
				屑物	4
明治16年8月 (1883)	第十九国立銀行	上田中牛馬会社 小諸中牛馬会社	上田地方～横浜	生糸	1.5
				屑物 真綿	3
			諏訪郡～横浜	繭類	4
				器械系	2
明治16年9月 (1883)	布施銀行小諸支店	小諸中牛馬会社	小諸～横浜	屑物	4
				生糸	1.5
			小諸～足利	屑物 真綿	3
				繭類	4
明治17年 (1884)	諏訪郡今井村 矢島清次郎	小諸中牛馬会社 小諸中牛馬会社岡谷出	平野村～横浜	生糸	1.2
				屑物	2
明治17年 (1884)	田中銀行為替荷物の 赤穂村保険請負人	小諸中牛馬会社 小諸中牛馬会社	諏訪 岡谷～横浜	器械生糸	保険純益金折半
				屑物類	
明治17年 (1884)	田中銀行	小諸中牛馬会社 小諸中牛馬会社岡谷出	平野村～東京 横浜	器械生糸	1.5
				屑物	3
明治17年5月	佐久銀行諏訪支店	小諸中牛馬会社 小諸中牛馬会社岡谷出	諏訪 岡谷～東京 横浜	生糸	1.2
				屑物	2
明治17年7月 (1884)	須坂銀行	長野中牛馬会社	須坂～東京 横浜	生糸 玉糸	1
				屑物 真綿	2
				出売繭 糸繭 玉繭	3
明治17年8月 (1884)	正金銀行上田出張員	長野中牛馬会社 上田中牛馬会社	長野 上田 松代～横浜	生糸	1
				屑物 真綿	0.75
				繭類 出売繭	0.75
明治18年 (1885)	山梨県甲府風間伊七 代理店濱半平	上諏訪中牛馬会社 小諸中牛馬会社 岡谷出張所 和田峠中牛馬会社	上諏訪 岡谷 和田峠 ～東京 横浜	生糸	—
				屑物	—
明治19年7月 (1886)	上伊那郡赤穂村内国 通運会社赤穂分社	信濃中牛馬会社 小諸分社 信濃中牛馬会社 岡谷分社	諏訪岡谷～横浜	器械生糸	保険料取立高 手数料並び 各地手数料費用を 引去り純益金の半分
				屑物類	
明治20年 (1887)	上伊那郡宮田村 平沢源吉	信濃中牛馬会社小諸分 社	宮田村～横浜	生糸	1.3
				屑物	2.2
明治22年7月 (1889)	諏訪郡平野村矢島清 次郎	信濃中牛馬会社 小諸分社 信濃中牛馬会社 岡谷分社	平野村～横浜	器械生糸	1.2
				屑物類	2.4
明治22年7月 (1889)	佐久銀行諏訪支店	信濃中牛馬会社小諸分 社 同社岡谷分社 同 社小井川支店	下諏訪岡谷～岩村田 東京 横浜	生糸 玉糸	1.2
				屑物類	2
				繭類	3
明治24年 (1891)	塩川倉庫会社	小諸中牛馬会社	小諸～横浜	生糸 玉糸	1
				屑物類	2
				繭類	3

出所：小諸市小山宗一氏所蔵「小山家文書」の諸契約書による作成

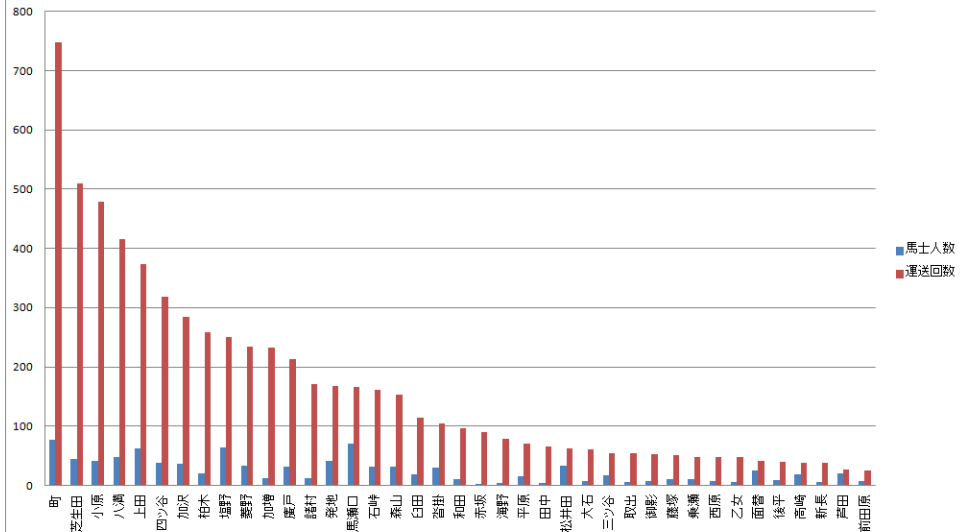
表7-5 明治20、21年小諸中牛馬会社請負方出納帳

明治20年					明治21年			
月日	入ノ部(円)	出ノ部(円)	摘要	名称	入ノ部(円)	出ノ部(円)	摘要	名称
1887/5/1	18.054		20年度同所発器械系99個の保険料	岡谷分社	20.543		21年度同所発荷無為替分保険料	岡谷分社
1887/5/1	60.425		20年度同行為替保険料三口総 但7月22日諸取分も此内に入る	佐久銀行	41.568		21年度同行為替荷物保険料	佐久銀行
1887/5/1	0.518		20年度右本店より	佐久銀行				
1887/5/1	13.324		20年度同所発力ネ中器械系保険料	小井川支店	10.818		21年度同所発荷保険料	矢島
1887/5/1	13.95		20年度同所無為替の分	小井川支店	3.76		21年度同所発荷無為替分保険料	小井川支店
1888/5/1	16.122		20年度平沢為替荷物保険料	平沢	11.493		21年度同所発荷保険料	平沢
1888/5/1	7.292		20年度同行為替付保険料	小諸銀行	37.26		21年度同行丸八取扱保険料	第四十銀行
1888/5/1	59.256		20年度運賃の利潤分	当分社一手口	53.745		21年度運賃の利潤分	当分社一手口
1888/5/1	464.543		20年度同行為替付保険料	第十九銀行	379.297		21年度同行保険料	第十九銀行
1888/5/1	152.483		20年度運賃の利潤分	上田小諸両社連合口	222.73		21年度運賃の利潤分	上田小諸両社連合口
1888/8/27		295.62	20年3月28日より21年4月30日迄旅 費給料其他一切の費用立換借総高にて本 会へ返却払	上田小諸両社連合口		425.028	21年6月4日より22年3月18日迄の旅費給 料其他一切の費用上田小諸両社連合口へ立換 借りの分返却ス	当社本会へ
1888/8/27		50	諏訪伊那地方出張中の交際費にて渡払	小山恒助へ				
1888/8/27		135.703	諏訪伊那地方請負の潤益金当社と二割 の分にて渡払	上田分社へ		107.113	諏訪伊那地方請負の潤益金当社と二割分にて 渡払	上田分社へ
1888/8/27		31.8	小諸一手に属する品物譲請の代金にて 返却払	当社本会へ	31.338		本社取扱の収利	別口預り
入総計	805.967				812.552			
出総計		513.123				532.141		
差引	292.844				180.411			

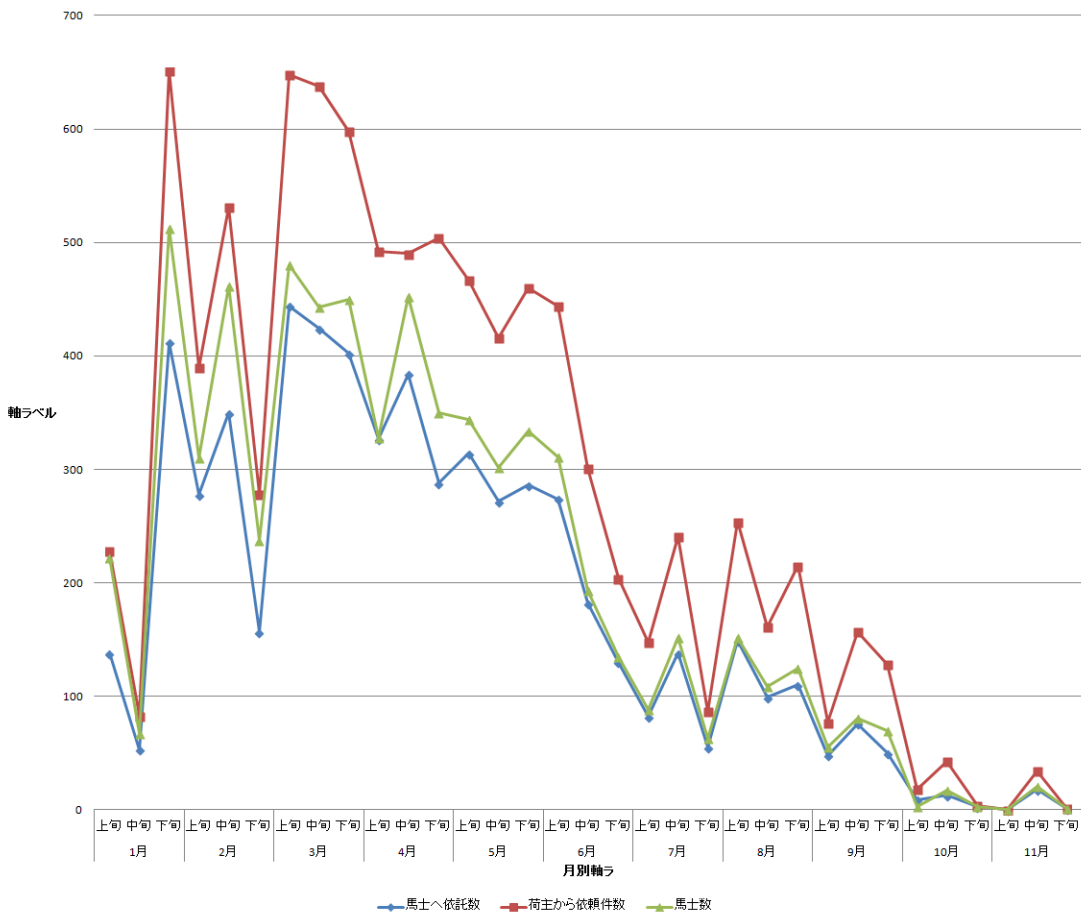
出所：長野県小諸市小山五左衛門家文書「請負方出納帳」により作成



グラフ1 中牛馬士分布、人数、運送回数



グラフ2 1875(明治8)年1~11月小諸中牛馬会社荷物運送統計



## 謝辞

本論文を執筆するにあたり、終始暖かい激励とご指導、ご鞭撻を賜った長谷部弘先生（東北大学大学院経済学研究科教授）に心より感謝申し上げます。長谷部先生は、日頃から私の研究の進み具合を気にかけてくださり、優しいお言葉で私を励ましてくださいました。また先生は、日本経済史の知識が皆無であった私に研究の楽しさと難しさを教えてくださいました。先生の熱心な研究姿勢は、私を大いに刺激してくださり、研究者になる道へと私を導いてくださいました。先生は、東北大学大学院修士課程への入学に際して単身渡日した私が何か問題に直面すると、お忙しいにもかかわらずいつも快く相談に乗ってくださいました。本当に感謝しております。

本論文を審査していただき、また日頃から貴重なご指導とご助言を頂戴した平本厚先生（東北大学大学院経済学研究科教授）に心より感謝申し上げます。

お忙しい中、本論文の審査において貴重なご指導とご助言を頂戴した中西聡先生（慶應義塾大学経済学部教授）に厚く御礼申し上げます。

そして本研究に関連して、私が修士一年生のときから古文書の解読を指導していただき小山家文書史料を提供して下さった田島昇先生に心より感謝申し上げます。六年にわたって田島先生のお宅で小山家史料を整理させていただき、さらには先生のご協力を得て資料調査に何回もご一緒させていただき、貴重なデータを収集することができました。先生にはまた、私の研究と生活を家族のように暖かく見守っていただきました。

貴重な史料を貸していただき、本論文の執筆に協力していただいた長野県小諸市の小山家の皆様に心から感謝申し上げます。

私が修士課程へ入学してから現在までずっとお世話になっている岩間剛城先生（近畿大学経済学部准教授）に心から感謝申し上げます。岩間先生は、古文書と日本経済史の知識を親切に教えてください、またいつも相談に乗ってくださいました。

私は本当に素晴らしい先生方に恵まれ、充実した研究生生活を送ることができました。改めてここに深い感謝の意を表します。

最後に、本論文の執筆にあたってご協力を賜った東北大学大学院経済学研究科の先生方、並びに、研究が遅々として進まず落ち込みがちな私の研究生生活を支えてくださった先輩、後輩、友人の皆様と私の家族に、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。